社会科学年報

第 56 号　2022

論文

ラオスにおける外資系企業の影響とモータリゼーション
－自動車市場の形成とサービス展開－ ……石川　和男

規範的な食の倫理の再検討 ……板井　広明

カンボジア開発過程への中国の影響
－国際援助協調の衰退と権威主義化の連動の分析 ……稲田　十一

「封建制の危機」下におけるパンデミック発生の諸要因
－カペー王権期からヴァロワ王権成立期を中心に－ ……近江　吉明

ビットコインの法定通貨化における意義と問題点
～エルサルバドルの法律を受けて～ ……小川　健

大規模産業クラスターの成長力を活かした地域産業クラスターの創出
－飯田・下伊那地域を事例として－ ……河藤　佳彦

貨幣の再生産と貨幣社会の再生産
―― テレ貨幣論の構造 ―― ……坂口　明義

CASE、MaaSによる自動車産業の構造変化 ……中村　吉明

「カスタマイズされたコミュニティ」によるコミュニティ通貨の滞留問題の改善
－ニューラルネットワークによる満足度予測に基づく
……新良治真円・西部　忠

マルクスの唯物史観と歴史科学の可能性 ……新田　滋

戦後日本政治と「首相演説」① ……藤本　一美

研究ノート

戦前の文学作品にみる近代中国・上海の企業人像
―茅盾「子夜」、横光利一「上海」、
アンドレ・マルロー「人間の条件」から― ……小林　守

所報 …… 299

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第　56　号

2022

目　　次

〈論文〉

ラオスにおける外資系企業の影響とモータリゼーション
－自動車市場の形成とサービス展開－…… 石川　和男　3

規範的な食の倫理の再検討…… 板井　広明　29

カンボジア開発過程への中国の影響
－国際援助協調の衰退と権威主義化の連動の分析…… 稲田　十一　49

「封建制の危機」下におけるパンデミック発生の諸要因
－カペー王権期からヴァロワ王権成立期を中心に－…… 近江　吉明　71

ビットコインの法定通貨化における意義と問題点
～エルサルバドルの法律を受けて～…… 小川　健　107

大規模産業クラスターの成長力を活かした地域産業クラスターの創出
－飯田・下伊那地域を事例として－…… 河藤　佳彦　129

貨幣の再生産と貨幣社会の再生産
―― テレ貨幣論の構造 ―― …… 坂口　明義　151

CASE、MaaSによる自動車産業の構造変化　…… 中村　吉明　171

「カスタマイズされたコミュニティ」によるコミュニティ通貨の滞留問題の改善
－ニューラルネットワークによる満足度予測に基づく
…… 新良治真円・西部　忠　197

マルクスの唯物史観と歴史科学の可能性…… 新田　滋　229

戦後日本政治と「首相演説」①…… 藤本　一美　259

〈研究ノート〉

戦前の文学作品にみる近代中国・上海の企業人像
―茅盾「子夜」、横光利一「上海」、
アンドレ・マルロー「人間の条件」から―…… 小林　守　283

所報…… 299

編集後記…… 318

ラオスにおける外資系企業の影響とモータリゼーション
－自動車市場の形成とサービス展開－

石川　和男

はじめに

1967年に地域協力機構として発足した東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South - East Asian Nations）は、半世紀を経て域内一体化をより一層進めることになった。2015年末にASEAN経済共同体（AEC：ASEAN Economic Community）が発足し、政治・安全保障、経済、社会・文化などの分野において、共同体創設を目標に掲げた。AEC発足から5年が経過し、各分野において変化が伝えられるようになった。一方で越えられない壁の存在もやはり伝えられている。とくにASEANを構成する10ヵ国は、各国の形成過程だけでなく、人口、地勢、民族、宗教など多様な面で異なっている。また政治体制の違いや経済力の差が明確であり、1つの枠組みとして一体となって行動するには困難が多くあることは想像に難くない。

1967年の発足当時からASEANに加盟していた国と、その後加盟した国では、シンガポールを除いて、大きな差が存在する。CLMV（Cambodia、Laos、Myanmar、Viet Nam）と称される国々は、先に参加した国と比べると経済格差があり、これらの国でも経済発展の速度差が明確になりつつある。筆者はこれまでASEANにおける耐久消費財市場の形成・拡大について「自動車」を通して観察してきた。本稿では、ラオス人民民主共和国（ラオス：Lao People's Democratic Republic）に焦点を当てる。同国については、最近のASEANの状況を踏まえ、ASEANに多様な影響を与えている隣国中国、さらに日本との関係も観察し、同国でのモータリゼーションに対して外資系企業が与える影響を中心に考察したい。

1　ラオスの概要

(1) ラオスの形成と地勢

ラオスは、1353年に建国された仏教文化を基盤としたランサーン（Lan Kang）王朝が原型である。同王朝は18世紀初め3王朝に分裂し、19世紀初めタイ王国（タイ）に併合された。また1899年に仏領インドシナの一部としてフランス植民地となり、1953年に独立後、旧王族の流れを汲む「右派」、中国などに支援された「ラオス愛国戦線」、「中道派」による内戦状態となった。また米国がベトナム戦争を背景に右派に肩入れし、不安定な状況が長期化した。1974年に左派が実権を握ると、1975年12月に王政が廃止され、ラオス人民民主共和国が成立し、穏健な社会主義の道を歩むことになった（日本証券経済研究所、124-125）。同国建国後は、現在までラオス人民革命党（Lao People's Revolutionary Party）による一国独裁政権が継続している。

現在のラオスは、面積23万6,800k㎡、人口約710万人（2019年、ラオス計画投資省）である。同国には約半数以上を占めるラオ族を含む50民族が居住し、言語はラオス語、宗教は75%が（上座）仏教、その他アニミズム、キリスト教、イスラム教、バハーイー教教徒も存在

する。同国の地勢は、高地が全国土の約80%を占め、農地は3%しかない。気候は5月から10月が雨季であり、11月から4月の乾季熱帯と亜熱帯に分かれる（外務省ウェブサイト）。1992年には同国で1日あたり1.9ドル（2011年の国際ドル）以下で生活する極貧人口は、32.2%であったが、2012年には22.7%へと約10%減少した。平均寿命は、2016年に66.7歳となり、2017年の人間開発指標は世界189ヵ国中139位である（UNDP（[2019]）。現在のラオスは、約710万人という人口でありながら、さまざまな宗教を崇拝する信者が多くおり、地勢上恵まれ得ない条件下、農業中心に生計を立てている国民が大部分を占める国として認識できる。

(2) ラオスの諸側面

1) 産業概観

ラオスは、計画経済の失敗から1986年に「チンタナカーン・マイ（Chintana Khan Mai：新思想）政策」を採択し、市場経済体制に移行した（酒井ら［2007］10）。その後、経済開放に取り組んだが、1990年にはカイソン政権への一党独裁批判が体制内から起こった（日本経済新聞［1990/12/29］）。現在同国は、安価な人件費や豊富な水力資源を生かし、電力を輸出する「東南アジアのバッテリー」である。ただ同国では、農業や観光業の従事者が多く、工場労働に向く人材確保が難しい。現在約6.6億人の人口を擁するASEANでは、同国は100分の1強に過ぎない。また同国は、中国、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、タイに隣接し、海岸線のない国である。そのため経済活動上の地理条件は恵まれず、生産拠点や販売市場として同国に投資する製造業やサービス業は少ない。さらに同国は、経済改革で市場経済導入と開放政策を推進してきたが、同条件で同時期に経済開放政策に転換したベトナムに比すると工業化が遅滞している（池部［2013］35-36）。とくに同国が海岸線を有しないことによる経済上のハンデは計り知れない。それゆえ隣接国からプラスマイナスのさまざまな経済的な影響を受けていることがわかる。

ラオスのGDP成長率は、2019年は5.5%であったが、最近の10年は平均7%を維持している。2018年の183億ドル（1兆9,764億円）から2019年に約189億ドル（ラオス計画投資省［2019］）に増加した。他方、同国は外国直接投資の流入も2017年の6億6千万ドル（712億8千万円）から2018年は160億ドル（1兆7,280億円）に増加した。同国人口の約70%は農業従事者であるが、農業がGDPに占める割合は16%（2019年は31%は産業、40%はサービス業）に過ぎない。また鉱業・発電など資源関連では、主に中国、ベトナム、タイの投資が大部分を占める。2012年以降、新しい採掘権の割当と規制により、鉱業の相対的優位性は減少傾向にある（Global Partners Consulting［2019］）。つまりラオスの産業は、農業中心であるが、その他産業分野は近隣国との関係により成立していることがわかる。

ラオスでは、1985年から2017年にかけGDP（2010年ドル固定価格）が7.4倍（年率6.5%）となり、1人あたりGDPは432ドルから1,730ドルへと4倍に増加した（World Bank）。同国は、農業の自由化、価格の自由化、国営企業改革（経営自主権拡大や民営化）、貿易自由化、外国直接投資誘致、為替レートの一本化、税制改革、銀行制度改革など打ち出してきた（松永［2019］3）。他方、ラオスへの政府開発援助（ODA）の総国民所得（GNI）に対する比率は一時20%を超え、2006年まで10%超が継続した。対外債務残高のGNIに対する比率は、ほぼ全期間を通して約100%であり、近年は低下傾向にあ

るものの、ベトナムの2倍以上にもなる。とくに2017年の対外債務残高のGNI対比率は90.8%、輸出額の同比率は248.6%であった。さらにこれら債務以外に中国からの巨額借入もある（松永［2019］15-16）。一方、経済特区（SEZ：Special Economic Zone）開発が進み、2016年には12ヵ所が稼働するようになった（SEZ Secretarial Office［2016］）。

2）市場概観

ラオスの人口は約710万人と少ないため、規模の利益が働かない。ただ25歳未満の人口が半数以上のため、2050年でも中央年齢は34.2歳と予測され、消費市場として期待される。首都ビエンチャンの人口は、2018年は約91万人であった。1人あたりGDPも同年には約5,300ドルとなり、自動車や家電などの耐久消費財購買が活発化する3千ドルを超えた。ビエンチャンでは、若年層向けやインターネットを介したサービスも増加している。また2020年1月にはマレーシア系のパークソン（Parkson）がスーパーを開業し、ファストファッションやタイの高級スーパーなどの開業も予定されている（日経産業新聞［2020/7/10］9）。

外資系流通企業の海外進出は、自国市場の狭隘さによる新市場獲得の側面が強い。また先行投資である場合が多いのがその特徴である。したがって既に市場として形成される以前から市場を育成する、あるいは一定規模以上の市場となることへの期待が大きい。

(3) ラオスの教育と特性

1）教育制度

ラオスの教育制度は、任意の就学前教育後、義務教育・初等教育（小学校）5年間、前期中等教育（中学校）4年間である。その後、後期中等教育（高等学校）3年間を修了すると、高等教育（大学、大学院）に進学できる。また技術職業教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）の機会として前期中等教育修了後1～3年間のコース（修了者にCertificate授与）がある。さらに中等後教育（高等教育ではない）として1～4年間のコース（修了者にはコース年限に応じDiplomaまたはHigher Diploma授与）もある。このうちCertificateレベル修了後の大学進学は許可されていないが、Diplomaレベル修了後は大学に進学できる（進学時の学年は、修了したTVETコース等で相違）。反対に高等学校修了後にはDiplomaレベルのTVETへ進学できる（国際協力機構［2017］98）。

2）仕事観と消費特性

ミャンマー、カンボジア、ラオスの国民に対する仕事観の調査では、仕事選択ではラオスとカンボジアは給与水準、ミャンマーではやりがいを重視している[1)]。仕事上「やりがいはあるが給料が安い仕事」と「やりがいはないが給料が高い仕事」の重視については、ミャンマーでは前者重視の回答割合が62%にのぼったが、カンボジアは後者重視86%、ラオスも同回答が72%を占めた。さらに今後1～2年内に購入・買替検討の耐久消費財では、カンボジアは49%が薄型TV、46.5%がスマートフォン（スマホ）となり、家電製品への旺盛な購買意欲が明確になった。ただラオスでは新車が50%で群を抜いた。同国では、自動車の割賦販売を初めて導入した韓国のコラオ・グループの影響により、新車購入者が急増した。そして給与使途では、各国で相違が目立った。ミャンマーでは最多が「貯蓄」50%、カンボジア・ラオスは「教育・進学」が首位であった[2)]（日本経済新聞［2015/3/6］）。こうした特定財やサービスに対する購入意向の順位は興味深いものがある。それは単に現状の欲求による場合もあるが、長く同国あるいは同地域で必要とされる財やサービスが明確になるた

めである。とくにASEANでは、移動可能性を拡大する必要が以前からあった。それが同国では、自動車という欲求として顕在化している。

2　ラオスにおける産業化の進展

(1) ラオスの経済政策

1) 経済政策の転換

1986年以降、ラオスでは先にあげたチンタナカーン・マイによる経済開放と市場原理導入により、国営企業の民営化、銀行制度や税制改革、法整備が推進され、外国企業誘致に取り組んできた。同国での経済自由化の影響は、首都ビエンチャン各所にみられた。市場では、タイからのTVや二輪車・衣類・食品などが増加した。また公定と実勢相場が乖離した通貨（kip）のレートもほぼ一本化され、緊縮財政政策によるインフレ鎮静化が見られた。さらに中央銀行の係官が毎朝市内の市場実勢を調査し、当日の公定レートを決定するようになった。外国企業誘致について法整備が行われ、1988年から1990年にかけて進出決定の外資系企業は104社（承認件数）となり、総投資額は2億ドルを超えた。これら企業は、タイ資本の軽工業や木材加工が中心であった。他方、1991年にはそれまで最大であったソ連の援助が大幅に減少した。それ以前は、中央の計画を全国で実行しようとしても道路も通信も未発達で実現できなかった。こうした計画経済の不確立が、市場経済導入にプラスに作用した（日本経済新聞［1990/12/29］）。

1990年前後は、多くの国でそれまでの経済・政治体制が大きく変化した時期に当たる。ラオス国内では同様の変化は起こらなかったが、同国に影響した国における変化を直接受けたといえる。特に同国の場合、ソ連の変化が大きく影響し、それが次第に薄くなり、同国でのさまざまな分野の変化に繋がっているようだ。

2) 産業発展政策の展開

ラオス政府は、資源を生かした産業発展を目指し、水力発電所を民活方式で建設・運営した。そこでは米ドルやタイバーツなど外貨収入による実業家が出現した。他方、急激な外貨流入により農産物中心に物価が急騰し、貧富の差が拡大した。同国はタイ経済の影響を受け、政府は「1997年ASEAN正式加盟」を目標とし、資本主義的な経済成長路線を継続した。これが一般市民の不満を招き、一党独裁体制を脅かす時期もあった（日本経済新聞［1996/2/28］）。他方同国では、1990年代後半以降、工業化が鈍化し、GDPの約半分を農業が占めた。背景には基盤整備状況、低賃金労働者の供給力、現地部品調達の有用性など工業立地条件が劣り、アジア通貨危機後も海外直接投資（FDI: Foreign Direct Investment）が低迷した時期があった。就業構造は、カンボジア・ミャンマー・ベトナムは農業・工業・サービス業の割合が6:1:3であった。しかしラオスは、その割合が8:1:1と極端になり、農業の割合が高くなった。それは工業化促進の制約が多く、貧困削減でも農業部門の生産性向上、所得拡大が重要課題とされた（酒井ら［2007］12）。その後2003年までにサービス業が拡大し、2003年以降は鉱業・電力中心に第2次産業が発展し、農林業の割合が急減した（東京商工会議所［2015］4）。ASEANにおいては、しばしばまとめて扱われることの多い国々でも、このように産業構造やその割合が異なることは、その環境条件からも当然である。

1994年4月にタイ、ラオス国境のメコン川に初めて「タイ・ラオス友好橋」が架かった。これを契機にラオスではタイからの投資ラッシュが起こり、開通後はラオス観光ブームが期待された。同国は、経済刷新や市場原理導入加速化への期待と西側経済、文化の急激な流入への不

安が交錯した。橋はビエンチャン郊外とタイ東北部ノンカイを結び全長1,174mであった。オーストラリアが3,050万ドル（約32億円）を援助し、2年余で完成した。当面は、自動車と歩行者用とし、将来は鉄道も敷設可能に設計された（日本経済新聞［1994/4/8］）。また2006年12月には、日本のODAによる円借款（約80億円）による東西経済回廊のサバナケット（ラオス）－ムクダハン（タイ）間のメコン川に第2次友好橋が架かり、貿易・投資の促進と経済発展が期待された（税所［2015］48）。ラオスは世界銀行及びIMFの構造調整融資により、財政面では国有企業の独立採算制導入や民営化が進捗し、金融面では金融機構の見直しにより国家財政の規律回復を企図した。この政策により「ビアラオ（beerlao）」のラオ・ビール会社（タイ・シンガポール資本）が民営化され、業績が伸張し、同国最大級の法人納税者となった。一方、ラオス航空、電力事業会社、山岳地域開発公社など不採算国有企業や国有商業銀行の資金繰り（不良債権拡大）は、モノバンク時代の国家財政と金融制度の一体的運営を完全に払拭できず、低迷した（酒井ら［2007］13-14）。

2013年には全ラオス企業のうち、零細企業の割合が90.1%を占めた。同国では、零細企業が全般的に減少したが、同年でも8割以上が4人以下の零細企業であり、零細性がラオス企業の特徴である。同国の中小企業政策は、1994年の事業法制定以降、中小企業の経済発展を重視し、第4次社会経済開発5ヵ年計画（1996~2000年）による初の中小企業政策が策定された。第5次社会経済開発5ヵ年計画（2001~2005年）では、中小企業の役割を強調し、2004年に中小企業振興・開発に関する首相令（No.42/PM）を公布し、中小企業支援の基金と組織、規則、政策などを策定した。法令は、以後の5ヵ年計画に組み込まれ、2011年には中小企業奨励法（No.11/NA）へ格上げされた。中小企業開発計画（2011~2015年）は、中小企業奨励のため、①事業活動の政府管理と規則改善、②金融アクセス改善、③企業家育成、④中小企業サービスセンター設立、⑤大企業との連携促進、⑥品質改善を目指した生産性向上、⑦市場アクセス改善を目的とした（松永［2019］8-9）。中小企業政策は、各国の経済体制や経済の発展段階により異なることが多い。同国の場合、経済発展の遅れにより、中小企業は近年まで政策対象とされなかった面が強い。

(2) 外資系企業によるリスク分散

1)「チャイナ+1」「タイ+1」への注目

かつて世界の工場として注目された中国は、人件費が高騰し、安価な人件費を目的に進出した企業にとっては負担増となった。そのため、中国以外への投資が指向され始めた。ラオスは、カンボジアやミャンマーとともに「チャイナ+1」「タイ+1」のリスク分散国として注目されるようになった。これにより開発途上国の一般特恵関税制度（GSP: Generalized System of Preference）、低廉な労働力、改革・開放政策推進、インドシナ地域での輸送基盤整備進展等により、FDIが伸張した。同国自体も経済開放化政策の推進、国営企業民営化、銀行制度や税制改革、法整備、外国企業誘致を目指した。そこでSEZを活用し、生産性向上や活性化等に重要な役割を担う産業クラスターが形成され始めた（税所［2015］47）。

とくにラオス政府は、人件費高騰が起きたタイから生産工程の一部を移管し、コスト抑制する「タイ+1」に期待した。2013年の同国の1人あたりGDPは1,477ドルであり、タイの約1/4であった。また同国は人件費の低さとともに政情の安定が魅力であった。農産品や資源の他、水力発電による電力輸出などが成長を主導

した。他方で同国は、金や銅など資源輸出が中国景気の減速に影響された。しかし、成長持続と後発発展途上国からの脱却という政府目標の実現が新たな牽引役として必要だった。そこで4千社超のタイに進出した日系企業に期待が集まった。ただ現地では労働者が全く集められず、増産できない事情があった。それは同国の約710万人という人口が周辺国に比べて少なく、さらに給料の高いタイへの出稼ぎが増加したためであった（日本経済新聞［2014/6/13］）。

外資系企業にとって、進出国の人件費高騰は経営上の大きなリスクである。人件費は、一時的に上昇しても日本のように長い間停滞する国もある。したがって、単に人件費が上昇する局面において、その点だけで企業あるいは工場配置を変更することは別のリスクともなり得る。「チャイナ+1」や「タイ+1」が指向されるが、対象国でも人件費が天井知らずに上昇するわけでない。人件費の局面だけで他国での事業展開を試行するのではなく、さまざまな要素や今後の展望を見据えた上で判断しなければならない。

2）外資系企業による認識

ラオスの経済政策は、社会主義国である中国・ベトナムをモデルとし、段階的に市場開放し、市場経済原理を導入するものであった。2011年以降、年率8%を超える高成長が継続し、順調に伸張した。また高成長が継続したがインフレの兆しはなかった。2014年の消費者物価上昇率は4.12%であり、政府による統制が機能した。それにより、国民の生活水準も徐々に上昇した（日本証券経済研究所、124-125）。

従来、アジア域内では、日本企業の最多進出国は中国とタイであった。日本企業には、タイ政府が外資企業誘致に熱心で対日感情も良好であった。しかし、タイ進出の日本企業は、コスト削減とリスク分散のため、「タイ+1」を指向し、製造工程の一部をラオスなど周辺国移管が開始された。それは、同国の人件費がタイよりも大幅に低く、最低賃金がタイの半分以下であったためである。またラオス人は、タイ人と同系統民族のため、タイ語がほぼ理解できる。そこでタイに進出した日本企業は、ラオス進出ではタイ工場のタイ人マネジャーのラオス工場派遣が進んだ。それはタイ語で現場指導ができ、タイ語のマニュアルがそのまま利用可能なためであった。

一方、ラオスは内陸国のため、物流の便が悪い。そこで同国は、日本やアジア開発銀行の援助によるタイやベトナムを結ぶ道路や橋梁を建設し、交通状況が改善した。同国内では、SEZに認定された工業団地整備が進捗した。南部サワン・セノSEZには、タイの大手日系企業が進出した。ただ同国は人口が少ないため、タイやベトナムに比べて労働力供給面での制約があった。そのため大規模工場を次々建設する国ではなく、タイ工場の労働集約的工程の一部移管に適合しているとされる（日経産業新聞［2015/5/11］）。これは同国の人口の少なさが、外資系企業の進出判断において大きな制約条件となっている。

ラオスの貿易は、輸出入とも増加傾向にあり、輸入が輸出の約2倍に伸張し、貿易赤字が拡大した。同国では技能労働者不足が顕在化し、米中心の食糧増産も中長期的課題であった。為替政策は、米ドルとバーツに対する安定を目指したが、中央銀行は外貨準備高の減少のため外貨への規制懸念があった（東京商工会議所(2015)）。他方、同国の2018年の消費者物価上昇率は2.0%であった。石油価格上昇により交通・輸送が4.3%上昇した。石油は公定価格であり、2018年は価格改正が15回あった（うち9回は値上げ）。政府は石油価格安定のため、品質検査費、検量費、備蓄金引下げ実施、国際価格変動を吸収できなかった。そこで価格引下げ

の可能性を探るため、10月には雲南省から64トンの石油を輸入した。そのため5月には、月額最低賃金を3年ぶりに引き上げ、22%増の110万キップとした。同国の為替政策は、2018年末時点でドルに対し前年比2.9%安となり、バーツに対し4.1%安とキップ安が進行した（日本貿易振興［2019］2）。

3）サービス人材の課題

ラオスの労働市場では、非熟練労働者の問題もある。同国の外国人労働者は、主に中国（建設）、ベトナム（ネイル、ビューティーサロン）などから来ている。これらの分野で熟練したラオス人は、タイなど海外で働くという不思議な現象が起こっている。また同国では、大卒者の多くが職を得られない状況となった。2018年には2万人の大卒者が就職できなかった。他方、スマホアプリを活用したネット関連のサービスが台頭が見られる。小売やネット関連などは隆盛しているものの、医療や教育分野などは依然不足している。後者の分野は、出資比率などに関して外資規制のある場合が多く、現地企業との提携が不可欠である（日経産業新聞［2020/7/10］）。つまり、同国では人材需要に偏りがあり、それは産業構成にも影響している。それがさらに産業発展程度にも影響している。とくに大卒人材を有効に活用できないことは同国産業界にとっても不幸である。

他方観光業では、観光客数が増加し、これに連動して各種政策支援が必要となった。人材面では、管理部門の人材不足がある。人材育成機会には、政府のガイド育成コース、LANITHカレッジ、大学の観光学部がある。ただ企業の評価は、実践的教育機会として質量ともに不十分である。また観光業の人材需給に対する課題として、①育成機会の未整備、②高等教育の人材供給量が少ないが、これら人材が観光業に従事できていない、③宿泊・飲食業では、ミドルマネージャ層の必要性が認識されているものの未確保、である。その結果、これらの職種はタイ人等の外国人が担い、将来の発展に向けては自国人材を育成する必要がある（国際協力機構（2017）96-97）。ラオスではタイへの憧れが強く、信頼感もあるため、日本人よりもタイ人が主導するのが適切である。そこで近隣諸国の人材に依存しすぎず、ラオス人労働者の定着率を高め、優秀な人材抜擢が必要である（日経産業新聞［2014/6/10］）。

ラオスにおいて隣国タイとの言語の近似性は、単にコミュニケーションがとれるという側面を見ると、プラスに働いている。しかし、コミュニケーションがとれるということは、すぐにタイでも活用可能な人材として位置づけられることを意味する。それゆえにタイでは低廉な労働力として雇用される可能性があり、同国では人材流出に繋がる可能性がある。

3　ラオスに対する外国投資の増加

(1) 外資系企業によるラオスへの投資

1）外国投資に対する制度変更

ラオスでの外国投資については、主に企業法と投資奨励法及び投資奨励法施行令があり、外国投資促進の優遇措置なども規定している。前者は広く投資奨励を目的とし、推奨分野は教育・医療分野である。奨励しない分野は、短期的・長期的な国家の安全保障関連、自然環境に悪影響を与える事業であり、公衆衛生や国民文化に有害な事業はネガティブ・リストとされた（東京商工会議所（2015）16）。こうしたネガティブ・リストは、とくに同国だけでなく、安全保障など当該国の存立を脅かす要素となり得る分野、さらには雇用に大きく影響する分野は、制限している国の方が圧倒的に多い。

ラオスへの外国直接投資は、まず1988年に

外国投資奨励管理法が制定され、1994年に改正された。これによりFDIブームが起きた。同法は、主に外国投資管理での奨励策はほぼなかった。また1994年の同国の事業法は、ラオス人だけでなく、外国人の事業活動を認め、その権利と利益を法律で保護し、平等な事業活動を保証した。ただアジア金融危機によりブームは短期間で終息した。2004年には改正され外国投資奨励法となり、積極的奨励策となった。これにより外国投資の有効期間は50年に延長され、法人税の減免措置の拡張、輸入機械・部品等への関税が免除された（鈴木［2010］）。この細則は2005年に実施され、多額のFDIが流入した。改正は2005年制定の企業法にも継承され、基本的内容は変更せず、事業法の適用範囲が100万キップ（当時の為替レートで約1万円）以上の資本金により設立した企業から、企業法はラオスで設立された全企業（国内民間企業、国有企業、合弁企業、外国企業）を対象とした（松永［2019］5）。

投資奨励法では、ラオスでの事業ライセンス有効期間は、独資企業15年間と合弁企業20年間であった。それは2004年の改正投資奨励法で独資と合弁企業とも50年間に延長された。また2010年の統一投資法（ラオス投資奨励法）では、企業登録証に基づく一般事業（外国資本の総資本金は10億キップ以上等）及び社会経済開発計画事業投資許可証に基づく政府や地方政府の社会経済開発計画事業への投資が無期限に延長された。さらに施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営に関する権利と長期間に付与するコンセッション事業、及びSEZ設立コンセッション証と投資可証に基づくSEZ開発事業への投資も99年間に延長された（税所［2015］52）。

このようにラオスへのFDIは、法制度整備と世界的資源ブームによって2000年代後半から急増した。受入相手国では、ベトナムが最大であり、中国、タイが続き、3ヵ国で投資累計額の約80%を占めた。業種別投資累計額は、鉱業が最大で次いで発電事業であった。この2業種で投資累計額の過半を占めた（東京商工会議所（2015）6）。またラオスではWTO加盟に向けて、内外投資家に同一の投資奨励法が2010年に制定され、FDI純流入額が急増し、2012年に6億ドル超、改正を経て2017年には16億ドルを超えた（松永［2019］5-6）。このように同国への投資のしやすさは最近になればなるほど高まっていることがわかる。これは同国に限らず、途上国や中進国の場合、特定国からの投資が大部分を占めることがある。当初はさまざまな国が投資をしても次第にいくつかの国に収斂するのは、投資国、被投資国どちらにもメリットとデメリットがある。

2）日本企業による発電投資

日本企業では、関西電力がラオスで大型水力発電事業を開始した。出力5万~6万kwの発電所を建設し、2011年に電気を製造業集積のあるタイ向けに販売しようとした。同社の総投資額は100億~140億円にのぼったが、国内需要が低迷し、経済成長が期待できるアジア中心に積極的海外投資を指向した。そのため同国政府、タイの発電事業者と水力発電所運営の合弁会社を設立し、同国南部・セカタム川の一部を堰き止めたダムを利用した。同社の発電規模は、黒部川第四発電所（出力33万5千kw）の1/5から1/6であったが、現地の約20万世帯の電力需要を賄うことができた。セカタム川の一部の独占開発権を関電に与える覚書を政府と締結し、2005年6月に事業化調査に着手し、2007年着工、2011年に運転開始を目指した（日本経済新聞［2005/6/10］）。ただ外資系企業が、他国に販売することを目的とする発電の場合、同国には大きなメリットをもたらさない。あとで取り上げ

るが、電気自動車普及への活用など具体的な需要対象を明確に開発を進める必要もあろう。

(2) ラオスのWTO加盟

1) WTO加盟をめぐって

WTOは、2012年10月に一般理事会の特別会合を開催し、ラオスの加盟を承認した。その後、同国内の批准手続を経て、2013年2月に158番目の国として正式加盟した。同国は、加盟を機に投資・貿易相手国の多角化、経済の中国依存度軽減を目標とした。同国は、1997年に加盟申請後、国内の制度改正などを踏み、ラオス加盟作業部会で加盟承認に合意した。特別会合で加盟157ヵ国が承認した。同国は、縫製業や自動車部品産業などの輸出加工産業を誘致してきた。そのためSEZを2020年までに25ヵ所整備するとした。中国への依存度の軽減については、2011年のFDIで中国が6億9,320万ドルで最大であったことが影響した。また2000~2011年の累計でも中国が投資件数1位、投資額2位となった（日経速報［2012/10/26］）。このように中国が投資件数や投資額の上位を占めることが、ASEANに限らず他国でも見られるようになった。

ラオスでは中国からの投資は魅力的であったが、同国の鉱物事業のうち4割弱の権益を中国系企業に握られ、国内で警戒感が出るようになった。また中国系労働者の流入や開発による環境破壊も懸念された。そこで同国は、米国や日本からの投資を拡大しようとした。また日米も南進する中国牽制のため同国に関与するようになった。米国は、2012年7月に国務長官として約60年ぶりにクリントンが同国を訪問し、同年9月に同国初の米国商工会議所が開設された。同国のWTO加盟後、米は一般特恵関税供与を表明した。日本も2012年に7年ぶりに円借款再開を決定した（日経速報［2012/10/26］）。

2) 日系企業によるタイからの生産移管

ラオスでは、中心部から離れた国境地帯は人件費が安く、国境を越え複数国の人材が活用できる。そのため多くの国とサプライチェーンを組みやすい。タイ国境沿いのラオス中部サバナケットには「ニコン城下町」が形成された。タイに比べ人件費が安いため、ニコンは2013年10月に一眼レフデジタルカメラの一部工程を移管し、関連部品メーカーも進出を予定した（日本経済新聞［2013/7/6］）。同様にトヨタ紡織は、同国初の自動車用内装部品の生産拠点である自動車用内装部品の生産新会社Toyota Boshoku Lao Co., LTD.を設立した。新会社は、トヨタ紡織グループのタイの生産拠点を補完するサテライト工場と位置づけた。同社は、自動車用シートカバーなど内装部品を2014年4月から生産し、タイのシート生産拠点に供給するとした。同グループは、重要な市場の1つであるアジア・オセアニア地域においてラオスでの生産体制を整備し、最適生産・最適物流体制を整備しようとしている（トヨタ紡織［2013/4/8］）。ニコンとトヨタ紡織に見られるように、同国の生産環境に適合した工場進出である。それは大規模工場ではなく、中小規模の工場であり、また多くの人員を雇用しなければならない事業ではない。

(3) 経済特区の整備

ラオスは、2020年までに後発発展途上国脱却を目指し、経済成長の原動力を探索した。同国は、自動車産業集積地であるタイに隣接するため、外国企業誘致に照準を合わせた。ただ同国が安定した投資の受け皿となるには、労働力確保の課題があった。ビエンチャンから南へ約600kmのパクセでは、製造業向けに国内3ヵ所目のSEZ計画があり、コーヒーや野菜産地、食品加工業などの進出を見込んだ。そこでは従業

員が数十人程度の中小企業を対象としたSEZを目指した。同国での既存2ヵ所の製造業向け特区は、主に中国から40社超の企業が進出した（日本経済新聞［2014/6/13］）。パクセでのSEZに進出する企業についても、大規模工場で大人数を雇用する業種ではないことがわかる。

一方、日本の自動車メーカーは、長い間タイにおいて自動車関連部品を製造してきた。近年は、人件費高騰で製造コストが上昇し、それを抑制するためにラオス進出を検討してきた。同国への工場進出はその規模が検討事項である。それは同国の人口が少ないため都市化が進まず、大量の労働者を雇用できないためであった。そのため500名以下の中小規模工場に親和性があった。そこでSEZか一般地区進出かが検討された。前者は、2003年に東西経済回廊沿いのサバナケット（現サワン・セノSEZ）に初めて設置され、その後ビエンチャンのビタパークSEZが整備された[3)]。外資系企業の進出では、どのような経済的な恩恵が受けられるかがその意思決定に大きく影響する。とくに国境を接している国の場合、外資系企業の進出を期待する際にはSEZと一般地区との比較だけではなく、国境を跨いだそれらとの比較も検討されることになる。

ラオスへの進出企業には、電力料金も隣国タイに比べ約1/2は魅力であった。課題は2014年4月に最低賃金が44%増の90万キップ（約110ドル）への引き上げであった。それにより隣国ベトナム（最大140ドル）やカンボジア（128ドル）の水準に接近し、賃金面の優位性が弱くなった。政府は、メコン川を挟みサバナケット対岸のタイ・ムクダハンで工業団地の建設調査開始を懸念した。それは企業をタイに奪われるというSEZ関係者の心配からであった。タイで工業団地が稼働すると、同国の労働者が高給を求めて出稼ぎに出る可能性もあった（日経産業新聞［2015/4/17］）。ラオスは2014年にメコン5ヵ国（タイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）では、ミャンマーに次ぐ7%台半ばの高成長率を示してきた。ビエンチャンの日本人商工会議所は、会員数が2011年の32社から2014年には70社超へと増加し、進出企業も増加した（日本経済新聞［2015/3/13］）。

サワン・ノゼSEZにはレンズ大手の仏エシロールなどの欧州勢、マレーシアやタイなどのASEAN勢も含めて約60社が進出した。累計投資額は、約2億2,600万ドルにのぼった。ラオスにおける外資の進出継続の背景には、サバナケットがメコン地域を横断し、ベトナム、タイ、ミャンマーを結ぶ国際幹線道路「東西経済回廊」に位置しているためであった（日経産業新聞［2015/4/17］）。こうした状況を見ると、単に特定国のどこに進出するかではなく、域圏としての選択を考慮しなければならない面もある。また製造業の場合、製品物流に関しては重要事項であろう。ラオスのように海岸に面していない国では、陸路での財移動は、他国以上に考慮しなければならない。

(4) AEC発足と進展

1) AECの発足

ASEANは、1967年に地域協力機構として発足し、域内一体化を進めてきた。AECが2015年末に発足し、約6.6億人の経済圏が誕生した。発足時に決定的変化はなかったが、域内関税撤廃などは進展した。AECの最終目標は、「単一生産基地」と「単一市場」創設である。そこでは①域内関税撤廃などを通じた貿易促進、②金融や小売などサービス産業の相互出資規制緩和、③熟練労働者の移動自由化、を目標の柱とした（日本経済新聞［2015/5/5］）。

AECは、1993年発効のASEAN自由貿易地域

（AFTA）を原型とした経済連携枠組みであった。2003年に域内自由化の対象をモノの貿易だけでなく、サービスや投資にも拡大し、加盟10ヵ国はAECへの発展に合意した。創設メンバー5ヵ国にブルネイを加え6ヵ国は品目数ベースで98%以上の域内関税を撤廃した。CLMVも2018年までに全品目で域内関税ゼロを目指した。一方、国内保護のため輸入許可の厳格化など非関税障壁を高くした動きもあった。（日本経済新聞［2015/12/31］）。

他方、ASEAN進出計画企業は、単一生産拠点・単一市場を目標とするAECの理想の実効性を注視した。輸出入時には煩雑な手続があり、自国企業を守るため輸入品に高い税金を課す非関税障壁が残れば、単一経済圏は実現できない。そのため、各国の保護主義政策抑制が重要である。AECが目指す単一経済圏創出過程では、先行した関税撤廃は既に効果があった。ASEAN各国の2013年の域内向け輸出は3,286億ドル（約39兆円）に達した。これは貿易自由化開始前の1990年の約12倍になった。ASEANの全輸出に占める域内向け割合も20%から26%へと上昇した（日本経済新聞［2015/5/5］）。

サービス分野では、小売や金融、熟練労働者の移動自由化が遅滞した。背景には内需型産業が多く、雇用への影響が懸念された。モノの自由化においても保護主義的政策は残った。先発6ヵ国間の完成車の輸入関税はゼロとなったが、マレーシアでは「国民車」の物品税が安い。これが非関税障壁となった。積み残した自由化項目の達成と統合強化を目指し「ASEAN2025」と呼ぶ新工程表を採択した（日本経済新聞［2015/11/26］）。当該国を代表する産業や特定製品やサービスが他のそれらと同一に非関税となることについては、一定枠での例外扱いは当然議論される。ただそうした産業や製品・サービスの例外規定を明確化することにより、枠組みが崩壊する危険性も考慮しなければならない。

先にもあげたようにラオスの貿易は陸路依存である。同国内で製造・加工した輸出の場合、割高な物流コストが負担となった。AEC発足でインドシナ地域でもサービス貿易の自由化、広域の基盤整備、関税撤廃などが進捗し、未整備状態の道路網活用拡大が期待された。同国は人口約710万人であり、タイが成長軌道に乗った「安価で、豊富な（大量の）労働力」供給が懸念である。今後、多くの新興国が導入した海外からの支援・政府などの助成による「大規模工業団地」の造成→海外企業誘致→国内雇用拡大→技術等国内への転嫁→持続的成長、が課題である。国土を活かした農業の付加価値を向上させ、水力発電能力の活用、観光産業の振興などでラオスの国情に即した経済戦略とAECを連携させ、独自の発展を志向しようとしている（日本証券経済研究所［2017］125-126）。ただラオスの場合、スタート時点である大規模工業団地の造成、海外企業の誘致をしても、人材雇用の壁にぶつかる。したがって、同国ではタイが軌道に乗ったようなモデルは適用できない。

2）ASEAN後進国におけるAECの意義

ASEANの中でCLMVは、国民所得水準の向上で消費市場として魅力が向上した。2010年に567億ドル（約6兆8千億円）であったCLMVの小売市場合計額は、2014年には約2倍の1,003億ドルとなり、2019年には1,764億ドルに増加した。生活必需品だけでなく、二輪車や自動車需要も伸張した。人口は1億7,000万人前後、将来2億人に達する見込みとなった（日本経済新聞［2015/9/4］）。AEC誕生により域内関税は2018年までに撤廃され、人とモノの移動の活発化が期待された。

現在ASEANは、経済統合により域内関税をほぼ撤廃した。ASEAN自由貿易地域（AFTA）が発効した1993年には、平均関税率は11.4%

であったが、2015年には0.23%に低下した。関税がほぼなくなり、商品流通が増加した。ASEAN各国の2015年の域内向け輸出は3,056億ドル（約34兆円）であり、2000年と比べて約3倍になった。自動車や電機など製造業中心に域内分業が進捗し、国境を跨いだ部品などの往来が増えた。AEC発足でヒトやカネ、サービス分野も自由化が推進された。非関税障壁の撤廃などを盛り込んだ2025年までを目標に統合を目標とした（日本経済新聞［2017/8/17］）。非関税障壁の撤廃は、これまでも取り上げてきたように、2025年という目標時期を示したが、各国において「神聖不可侵」に位置づけられる産業や製品・サービスが存在するため、紆余曲折も予想される。

3）ラオスにおけるタイへの依存

海外進出後、人材問題に陥る企業は多い。それは文化や宗教が異なり、労働者の考え方も異なるためである。ラオスには独特の雇用法・労働法がある。労働法は、企業よりも従業員に有利である。日本人と同じ価値観をラオス人従業員に押し付けても無意味である。細部まで盛り込み、周知する必要がある。サービス部門拡大には観光業が寄与した。ラオスには世界遺産のルアンプラバンなど観光資源があり、自然が残る。物価も安い同国は、欧米旅行者に人気がある。外国人観光客数は2003年以降急増し、それが飲食業、ホテル業、運輸業などの伸長を押し上げている（三菱UFJリサーチ［2014］4）。

ラオスは、日本の本州ほどの広さに約710万人が居住しているだけで生存競争は厳しくない。そのため、人口密度が高いベトナムのようなハングリーさがなく、勤労意欲や作業効率が低いとされる。日系製造業の対ラオス投資は、主目的がタイの生産工程の一部移管であり、これまでも取り上げたようにあくまで「タイ+1」である。同国にはタイのような産業集積がなく、原材料・部品は国内で調達できない。アジア諸国に進出する日系企業の現地調達率を国別に比較すると、同国の現地調達率は、他国に比べて著しく低く、同様の事情を抱えるカンボジアとほぼ同様である。ASEAN域内では、同国の原材料・部材供給源の中心は実質的にその全てがタイである。同国がその10倍の人口を有するタイやミャンマーに比肩する生産拠点となる可能性は低い。同国の製造業は、低い人件費を武器に労働集約的作業工程を受託し、タイの生産活動補完が中心である（三菱UFJリサーチ［2014］20）。したがって、ラオスの立ち位置を明確にする必要があろう。同国が「世界の工場」や「アジアの工場」となることは当面あり得ない。それは大規模移民でもなければ、工場で雇用される人材のパイがそもそも小さいためである。そのため、他の要素を指向した生産拠点の可能性を探るべきであろう。

（5）交通網の整備

ラオスにおける交通網の整備については、メコン川に橋を架けるだけでなく、陸路での交通網整備も進んだ。同国では中国と共同でASEAN域内初の高速鉄道を建設開始した。総事業費70億ドル（約5,740億円）で2011年4月に一部区間が着工し、2015年完成を目指した。中国主導によるインドシナ半島からマレー半島に至る広域鉄道網整備の第1弾であり、2010年1月から本格化した貿易自由化に続き、中国とASEAN経済の一体化が加速した。中国とラオスは、高速鉄道の事業化調査を行い、事業の具体化を確認した覚書を締結した。中国は2010年に、ASEANとの間で発効した自由貿易協定（FTA）の実効性を高めようとした。雲南省昆明からラオス、タイ、マレーシアなどを通りシンガポールへの高速鉄道を利用し、経済成長を続けるASEAN各国へ輸出拡大が期待された。

ラオス側は、一大消費地、生産基地である中国とASEAN各国を連結し、内陸国のラオスを陸上貿易の中継拠点としようとした（日本経済新聞［2011/1/18］）。つまり中国にとって、ラオスの位置づけを優先したといえる。これは他国では、当然同国に対する認識は異なっている。

東西経済回廊と南北経済回廊は、2015年までにほぼ完成した。ベトナム、カンボジア、タイをつなぐ「南部経済回廊」もバンコクからミャンマー南部ダウェーまで延伸工事が進んだ。中国の「一帯一路」構想による高速鉄道計画も始動した。これは中国の雲南省昆明からシンガポールをつなぐ計画であり、ラオスで建設が開始された。日系企業も交通インフラを生かし、製造・物流網が拡大する。南部経済回廊沿いのカンボジアのSEZには、デンソーやミネベアが進出した（日本経済新聞［2017/8/17］）。高速鉄道には、建設総距離410Kmの鉄道のトンネル75カ所が必要であり、160か所の橋梁が同国で建設予定である。2016年に建設が開始され、2021年12月に完成予定とし（Global Partners Consulting［2019］）、その予定通り完成した。各国の事情に合わせ、交通政策は行われるべきであるが、陸路で繋がっている国の場合、自国の事情だけでなく、大きな経済圏でのモノや人の移動を含めた交通政策も考慮される。ただそこでは、交通網で繋がる、結ばれる国と国との政治や経済力などにより大きく揺れる。その面を考えると、交通の利便性向上といった場合、どこにとってという「主語」を考慮する必要もあろう。

(6) ラオスにおける課税政策

ラオスでは、日本の法人税に相当するプロフィット税がある。税率は居住法人、非居住法人（支店）とも24%である。非居住法人が、ラオス源泉所得として受け取る配当、利子は10%、使用料は5%の源泉税がかかる。同国では、国内で利益創出する法人だけでなく、国民及び居住者である外国人に帰属する個人事業の所得も課税対象とされた。他方、ラオス証券取引所に登録する企業は、登録日から4年間は税率が5%軽減された（東京商工会議所［2015］9）。

ラオスでは、開発遅滞地域へ投資促進のため、全国のインフラ整備状況と投資事業奨励レベルで9区分し、各々に応じたプロフィット税免除期間を設定した。同税以外の優遇税制は、原料輸入時や機械類・車両の輸入関税の免除、欠損金の3年間繰越などを盛り込んだ。またSEZでは各々優遇措置を適用した。主なものはプロフィット税、付加価値税、関税などの減免が中心である（東京商工会議所［2015］16）。

ラオスでは、付加価値税はWTO加盟に伴う関税率引下げによる税収減を補い、税収安定のため導入された。同国では付加価値税はサービスを含め、国内向け生産及び流通段階で付加された価値に課税される。付加価値税は、事業売上税（BTT：Business Turnover Tax）の後継として2009年1月に導入された。その税率は一部例外を除き10%である。また同国内の年間収益が4億キップ以上の事業者及び任意で登録した事業者に課税される。その他、国内へ商品・サービスの輸入を行う事業者と、同国に拠点はないが、商品・サービスを提供する事業者も課税対象である[4]（東京商工会議所［2015］11）。事業活動に対する課税は、外資系企業には進出や事業形態を考慮する重要要素である。ただ当初はさまざまな優遇を受けて進出が実現しても、その後の税制変化までは予測することができない。とくに課税は、企業の利益を左右する重要な要素であり、長期的な戦略が必要な分野である。

4　ラオスの自動車市場

(1) ラオスにおけるモータリゼーション

1) 中古車による自動車社会の開始

ラオスでは、1980年代終わりに韓国から中古車輸入が増加した。韓国ではASEAN・中国からの引き合いが急増し、1988年に60台であった中古車輸出台数は、1989年には数百台になった。そこでアジアへの中古車輸出において圧倒的に多かった日本の事業者も韓国車を仲介した。韓国の中古車輸出台数は1985年5台、1986年7台、1987年28台であった。中古車流通市場の拡大により1988年から輸出台数が増えた。韓国からは、現代自動車の小型車がラオスに輸出された。韓国内の中古車流通価格は2年落ちで約20%引きと割高であり、日本の中古車と比べて輸出競争力がなかった。しかし日本のバイヤーが品揃えを増加させ、韓国車販売に熱心になった（日経産業新聞［1989/5/15］）。

1990年代には、ラオスの首都ビエンチャンでも道路は未舗装であった。そこで同国では2004年から自動車輸入規制を緩和し、輸入許可証を廃止した。その結果、2009年まで中古車輸入が急増し、日本や韓国からの古い車が流入した。ただ同国は、右側通行のため日本製の中古車は、同国内で左ハンドルへのコンバージョンが行われた。同国では、自動車は右ハンドル車の道路走行が禁止され、日本やタイ、ベトナムから輸入された中古車はハンドルの付替えが必要であった。その後政府は、交通渋滞と安全性・環境面から2009年に中古車輸入を実質停止し、以降は公式に輸入されていない。これにより、同国自動車市場ではほぼ新車のみ増えている。一方、トラックは中古車輸入可能である。そのため、トラックには右ハンドルを左ハンドルに付け替えるコンバージョン需要がある。最近では日本製トラックから安い中国製トラックへと市場の中心が変化し、安価なトラック需要が高まった（川崎［2017］）。中古車輸入では、同国のように乗用車は禁止する場合はしばしばあるが、トラックは経済活動と直結している場合が多く、規制対象外とされることが多い。

2009年以降、ラオスでは新車しか購入できなくなったため、新車割合が増加し、年間自動車販売台数の約8割が新車となった。二輪車やトラックが主な移動手段であるが、ビエンチャンでは舗装道路も次第に拡がり、所得増加により本格的なモータリゼーションに向かった。他のASEAN同様、同国では日本車人気が高い。そこで日産、マツダ、三菱、ホンダ、いすゞの日系メーカーのディーラーが進出した。ただ近年は、同国でも価格の安い韓国車が市場を拡大している。同国市場は、国の政策による物品税の変動により新車価格が上昇の可能性がある。そのため新車から中古車へ傾向が変化する可能性もある。実際、それを敏感に察した中古車ディーラーが増えている（川崎［2017］）。中古車ディーラーの増加は、モータリゼーションの途上で当然見られる現象である。ただ同国は人口の少なさから、ASEANの他国で見られた爆発的な自動車台数の増加は、実現しないだろう。したがって、中古車ディーラーの増加も一定程度増加するとその後減少が予測される。

ラオスは内陸国のため、港湾がなく、直接中古車輸入ができなかった。しかし、他国から陸路で自動車が流入し、混在している。同国の一般公務員の給料は月約1万円であるが、高級車も走行し、価格は日本よりも高めである。日本ではクラシックカーに属する自動車も走行している。日本車比率は他のASEANより低い（ラオス訪問レポート）。それは日本車は右ハンドルであり、既に左ハンドルの自動車に比べてハンデがあるためである。

2）新車需要の拡大

ラオスの自動車市場では、比較的新車割合が高いのは、先にあげたように中古車輸入が原則禁止されているためである。また中古車取扱業者には輸入割当があり、年間の輸入可能台数が制限されている。自動車部品はタイからの輸入が大部分である。同国は内陸国で燃油輸送費がかかるため、燃油価格が高い。これが自動車普及の遅滞原因にもなった（『日経速報ニュースアーカイブ』［2013/7/4］）。同国が内陸国であるため自動車市場拡大のハンデの1つとなった燃料価格の問題であるが、これは同国のGDPの低さも影響している。

2015年のラオスにおける新車年間販売台数は約3万5,000台であった。他方、中古車の年間販売台数は、同年にはビエンチャンで6,700台、全体で15,000~18,000台であった。同国には統計データがなく、市場把握情報が少なく不明確である。市場占有率は45%のトヨタが他のASEAN諸国と同様、支持された（川崎［2016b］）。ただ現地で走行している自動車は、明らかにインドネシアやタイとは異なり、日系メーカーの割合が低い。それは日系メーカーが、同国の人口の少なさゆえ市場と認識しなかったせいもあろう。

ラオスの交通現況は、モータリゼーションの加速により変化した。2005年から 2010年にかけては、自動車台数が2倍以上になった。主な車種は現在も二輪車（74%）であるが、乗用車台数も急増した。年間所得5,000~6,000万キップ（5,950~7,140ドル）の世帯の40%以上は車を所有している。これまで環状及び放射状道路網が建設されたが、舗装率は25%である。また都心部では、駐車スペースが不足し、路側駐車や歩道まで乗り上げた駐車で限られた道路交通容量を更に低下させ、歩行者の安全な通行を妨害している（国際協力機構：JICA5-3）。こうした状況は、自動車社会となる前に街が形成された国や地域ではしばしば見られ、珍しいものではない。ただ通行規制や駐車規制など交通政策が必要であろう。

ラオスでは自動車台数の増加により、ビエンチャンの中心エリアでは朝夕のラッシュ時に渋滞が発生するようになった。同国の中古車平均販売価格は約1万3,500ドルである。したがって、ビエンチャンの中古車市場規模は約100億円と推計され、同国全体の中古車市場規模は240億円に達する。中古車市場の規模は年々拡大している（川崎［2016a］）。

3）自動車所有意欲の上昇

2017年のASEAN自動車市場は、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナムの5ヵ国合計で約327万台に達し、全体の96%を占めた。これらの国は自動車生産国であり、シンガポール、ラオス、ブルネイ、ミャンマー、カンボジアは輸入国である。日本とASEAN市場では、自動車所有欲の相違がある。ASEANでは、他に何を我慢しても自動車を所有したい欲望が自動車市場を支持している。とくにラオスは新車への憧れが強い。しかし「見栄えのいい中古車」の流通量が増えると変化する面もある。同国のユーザーは、モデルチェンジには頓着せず、外観にキズがないキレイさにこだわる。メーカーや調査会社は、ASEAN自動車市場の規模を年間500万台市場と予測した。1人当たりGDPで突出したシンガポールとブルネイは自動車生産国とはならない。両国以外ではマレーシアが約1万ドルでトップである。2位はタイで約6,000ドル、3位はインドネシアで約3,500ドルである。フィリピンは平均が3,000ドル台に乗り、ベトナムは急速に2,500ドルに接近しつつある。自動車生産拠点のあるこれら5ヵ国は着実に経済発展が継続している（牧野［2018］）。こうした点から考えると、既にビエ

ンチャンでは3,000ドルを突破していることからモータリゼーションが起こってもおかしくない状況にある。

(2) ラオス新車市場と国内中古車市場の形成

1) 新車ディーラーの増加

1995年にはメルセデス・ベンツのタイ販売総代理店でKD生産しているトンブリ・オートモーティブ・アセンブリー・プラント（Thonburi Automotive Assembly Plant Co., Ltd.：TAAP）がラオスに進出した。同社は、現地資本との合弁によりビエンチャンに販売・サービス会社を設立、事業化調査に着手した。また同社は、タイでベンツ車のディーラーを有し、バンコク南部サムトプラカーン県の自社工場でKD生産をしていた。そしてラオスの規模拡大が可能と判断し、事業の国際化に踏み切った。同国では1980年代後半からの経済開放で市場経済導入が進んだが、自動車市場規模は小さいままであった。1994年に友好橋の架橋により、タイからの投資が増え、進出企業を中心に高級乗用車需要も見込まれた。さらに交通インフラ整備でバスなど商用車の市場拡大も有望となった。そこで同社は、現地資本と合弁会社設立で合意し、同社タイ工場でKD生産した自動車輸出も検討した。他方、日系メーカーは、トヨタ、三菱自、日産のタイ現地法人が、同国で生産した商用車を商社経由などでラオスへ既に輸出した（日経産業新聞［1995/3/9］）。日系メーカーの対応は、直接進出するのではなく、隣接国であるタイからの輸出を念頭に置いていることがわかる。それはGDPが上昇しても、人口の少なさによる市場規模の限界があるためであろう。

日本メーカーでは、マツダは1992~2000年にラオスで販売していたが、同社は一旦撤退し、現地企業ケオグループ（Keo Group）に販売を委託し、第1号店のディーラーを設置した。同社は、タイ工場で生産したピックアップトラック「BT-50」新型車を2012年10月に販売開始した。同国自動車市場の急成長を見込んでチャネルを構築し、年間400台の販売を目標とした。まず2012年9月にビエンチャン郊外に同グループがマツダ車正規ディーラーを設置した。同グループは、ラオスにおいて日産車など販売実績があった。マツダはフォードとの合弁会社Auto Alliance Thailand Co., Ltd（AAT）が運営するタイ工場でBT-50の他小型車「マツダ2（デミオ）」と同「マツダ3（アクセラ）」を生産していた。そこでAATからマツダのタイ現地法人を通じ、BT-50を供給した。（日本経済新聞［2012/9/26］）。

マツダは、2013年にベトナムからマツダ2など主力車種をラオスへ輸出開始した。ベトナムでは、現地資本の販売パートナー、ヴィナマツダ（Vina Mazda Automobile Manufacturing Co., LTD）にKD方式で生産を委託し、2011年10月にマツダ2（年間2000台）の生産を開始した。その後、マツダ3（同2,500台）、SUV「CX-5」（600台）のKDも開始した。それまでベトナム向けに生産してきたが、ラオスにも3車種を輸出し、現地協力ディーラーに販売を委託した（日経速報ニュースアーカイブ［2013/7/4］）。

三菱自は、ラオスで現地の自動車販売会社KLM Import-Export Sole Co., LTD.（KLM）と同国での販売・サービス契約を2013年12月に締結した。三菱自は、同国で販売体制の再構築・強化を検討し、全三菱車はKLMに切り替え販売するとした（三菱自動車ウェブサイト）。そこで、ビエンチャンに1号店となるディーラーを開設し、サバナケット、パクセなどラオス第2の都市にもディーラーを拡大した。そして同社はピックアップトラック「Triton」とSUV「Pajero Sport」を販売し、年間販売台数約130台を予定した。また2014年度に年間800台販売

を目標とし、車種追加も計画した。同国では、二輪車やトラック需要が中心であり、新車販売台数は約5,000台であったが、経済発展や道路舗装とともに自動車市場の成長を見込んだ（日経産業新聞［2013/12/16］）。

さらにトヨタカローラ新大阪（大阪市）は、2014年4月にタイ東北地方のウドンタニ県でディーラー店舗を開業した。同社はトヨタの新車や中古車販売だけでなく、定期点検や修理など保守サービスの提供も開始した。そのため同社は、現地資本との合弁会社を通じ、ウドンタニ市街地に約10億円をかけて設置した。店舗の敷地面積は約3万㎡であり、従業者約160人体制となった。同県はラオス国境に近く、道路網整備に伴い新車需要の増加が見込めると判断した。そのためショールーム、定期点検や修理を手がける整備工場も設置した。同社は「カローラ」や新興国戦略車「IMV」など月150台の販売を目標とした（日本経済新聞［2014/4/17］）。

また豊田通商は、ラオス初のトヨタ車ディストリビューターとしてToyota Laos Co., Ltd（TLAO）を設立し、2018年9月から販売代理店業務を始めた。同社は、トヨタ車ディーラーと連携した。同国では2012年から中古車輸入が規制され、新車を安定的に販売できる環境が整備された。同国ではトヨタ車の販売台数が首位であり、年間1万台前後で推移してきた（日刊自動車新聞［2018.11.13］）。これまでラオス国内にトヨタ車のディストリビューターは所在しなかったが、豊田通商はディストリビューターとしてTLAOを設立した。豊田通商は、世界各国で自動車関連事業を展開し、同国にも拠点があり、幅広く事業を展開してきた。自動車関連分野では、2016年12月に販売金融会社のToyota Tsusho Leasing（Lao）の営業を開始し、トヨタ車向けの販売金融事業を開始した[5]（豊田通商）。

このように日系メーカーによるラオスを市場ととらえた動きが、近年は顕著となってきた。そこではいかに優秀な現地パートナーと共同するかが需要となっている。さらにラオスだけでの展開ではなく、広くメコン地域を捉えた展開を描いていることに気付く。それは同国の人口の少なさもあるが、地域として一体で生産・販売政策を考慮していることに表れているといえよう。

2）中古車オークション市場の形成

ラオスでは2015年にLAOCAM SOLE Co., Ltdが設立され、中古車オークションが4回開催された。これが同国初のオークションとなった。同国の自動車流通課題は、ディーラー店舗はあっても市場相場の形成がないことであった。通常、相場がない市場での事業展開は難しい。しかし、同社はオークション事業について、中古車業界全体のニーズを満たし、明確な中古車相場を生み出す機会と捉えた。そこで2015年6月に誰でも出品可能なオークション（出品台数70台）を開始し、同年9月に新車ディーラーの下取車両のオークション（出品台数50台）をし、会員制オークション（出品台数50台）を同年12月に2回開催した。その結果、現在はビエンチャンの新車ディーラー、中古車ディーラー、ファイナンス会社の約80%とオークション会員契約を締結した[6]（川崎［2016a］）。

中古車オークション市場についても、自動車社会が拡大する中では、当然生成する事業である。また中古車という、メーカーやブランドは同じであっても各商品により品質が異なり、当然価格も異なる。それらに対して健全な市場で取引をすべきとして事業を開始した企業、さらにその枠組みに入り、同市場を健全なものにしようとする動きは注目すべきである。それは悪意のある事業者を市場に入れないために重要なためである。

(3) ラオスにおける自動車ローンの提供

ラオスでは、これまで取り上げてきたように自動車販売が増加しているが、ビエンチャンでは中国と韓国の自動車ディーラーの競争でローン金利が月0.8%へと低下した。中国車は価格に優位性があり、比亜迪汽車（BYD）は、売れ筋が排気量1,000ccの小型車は8,500ドルとラオス最安値水準になった。同社ディーラーでは、ローンを2種類提供し、頭金半額で月利1.5%、4割であれば同1.8%とした。そのためディーラーでは納車が注文に追いつかなくなった。他方、韓国メーカーは安価な中国車に対抗した。現代自動車のディーラーは、月利0.8%のローンを提供した。車両価格（排気量1,300cc）は1万3,800ドルと中国車より高いが、ローン金利が1%を割ったために来店客が増え、納車まで1~2ヵ月を要する状態になった。ラオスでの自動車販売急増は、経済成長の加速によるものであった（日経MJ［2010/1/15］）。自動車ローン金利の引き下げ競争は、需要者にとってはメリットである。ただ供給者には、事業基盤が盤石となっていない状況において、引き下げ競争をすることは自動車ローン市場を崩壊に導く可能性もある。

またタイの大手銀行アユタヤ銀行傘下のクルンスリ・コンシューマーは、自動車ローンなどファイナンス会社をラオスで設立した。クルンスリ・グループ70%、現地パートナーが30%を出資し、2013年7月から営業を開始した。同国では、経済発展で徐々に自動車ローンなどの需要が発生し、アユタヤ銀行の支店所在も進出要素となった（日経速報ニュースアーカイブ［2013/5/20］）。こうした需要を創出したこともモータリゼーションの進捗の成果である。

またラオスでは、クレジットカードや信販、リースなどノンバンクの動きも目立つようになった。セディナは、ベトナム現地銀行に自動車ローンの審査手法を提供した。他社も分割払やコンサルティング業務を開始した。アジア新興国の金融インフラは、わが国の高度成長期の水準にとどまっていた。中間層拡大による生活に密着したサービス需要が上昇し、現地化も進捗した。イオングループの銀行持ち株会社イオンフィナンシャルサービスは、アジア各地で分割払事業の経験があった。香港やタイでは、クレジットカード発行、連結営業利益の4割を海外事業が占めた。2013年度中にミャンマーとラオスに進出し、家具や家電の分割払事業を開始した（日本経済新聞［2013/6/13］）。さらに韓国KB持ち株会社は、2016年2月にラオスで自動車ローン事業参入を発表した。傘下のKBキャピタルとKB国民カードが現地企業と合弁会社を設立し、2016年下半期からの本格的展開を目指している（日本経済新聞［2016/2/4］）。自動車ローンに参入するプレーヤーの増加は、需要者には歓迎すべきことである。ただ競争が低金利競争に陥ると、事業継続の可能性が減少する。事業者は十分すぎるほどの利益を確保する必要はないが、事業継続可能性を念頭に置いた事業運営が可能となる金利を提示しなければならないだろう。

(4) ラオスにおける電気自動車の導入

1) EV導入プロジェクト

世界的な潮流により、ラオスでも電気自動車（EV）や電動バイク普及プロジェクトが始動した。同国はダムが多く、電力が安価で豊富である。そこでガソリン車普及遅滞を逆手にとり、EVによる低公害型のモータリゼーションと産業振興を図ろうとしている。このプロジェクトには、JICAや三菱自など日本企業も参加した。同国政府は、優遇税制で2030年に240万台普及を目標に掲げた。2012年からはJICAが同国政府と協力し、EV普及の立案をした。そこでは

ビエンチャン、ルアンプラバンなど主要都市で充電施設を整備し、公共バスや三輪タクシーなどからEV化を行うこととした。三菱自は、小型EV「i-MiEV」やプラグインハイブリッド車「OUTLANDER PHEV」などを豊田通商の子会社である豊通エレクトロニクスなどを通し、三輪EVなどの部品をラオスに持ち込もうとした（日本経済新聞［2013/5/21］）。

ラオスでは、2012年の人口約650万人に対し、自動車普及台数は約20万台であった。ただ水力発電は、国内需要を上回る能力があり、タイへの売電が重要産業となった。国内の電力料金は1kw/時あたり7円相当であり、タイの約半分、日本の2～3割程度であった。電池に使用する鉛やモーター用のレアアース（希土類）などの資源も国内にあった。同国政府は、EVへの優遇税制導入も検討し、2020年以降のガソリン車とEVとの普及台数の逆転も想定した。そこでEV産業を数少ない自前の製造業として育成することとした。またガソリン輸入を増やさない環境保護の面もあった（日本経済新聞［2013/05/21］）。まさにガソリン車市場が形成されていない市場では、固定電話と携帯電話の例のように、電気自動車の市場拡大の可能性が広がるかもしれない。

2）EV導入実験

日本企業では、電動二輪・三輪車を手掛けるプロッツァ[7]は、ラオスでの三輪車の実証試験を行った。JICAの支援でルアンプラバンにおいて、2015年3月から1年間実施した。そのためJICAと同国の運輸省などと実証試験の契約を締結した。JICAを通して2015年3月から車両14台と充電装置を2台提供した。同国政府と共同で1年間かけ走行データや顧客の声を収集し、事業性を検証した（日経産業新聞［2014/10/23］）。同国での電動バイクやEV導入プロジェクトは、日本企業以外では中国の海爾集団が、2015年7月に電動バイク試作品を同国政府に納入した。ルアンプラバンでは電動三輪車の本格導入が開始され、2016年には3千台超の販売を目標とした。当初は日本から輸出し、将来的に同国で生産を検討した。同国科学技術省との共同開発で電動バイクベンチャーであるシムスインターナショナル（滋賀県）の技術協力があった。これは1度の充電により8時間、80km走行可能である（日本経済新聞［2015/7/29］）。

2スト車ではトゥクトゥク（タイやラオス）や「トライシクル」（フィリピン）、「オートリクシャー」（インド）など三輪タクシーの問題がある。市民や観光客の足であるが、騒音や排気ガスなどのためである。ルアンプラバンでは、朝5時半にはオレンジ色の大行列がある。僧侶が信者の家々を巡り、食糧などを乞う托鉢である。しかし突然、静寂を切り裂く音が、トゥクトゥクから発せられる。そうすると托鉢目当ての観光客には、神聖な雰囲気が台無しとなる。そこで、騒音と排ガスをまき散らすトゥクトゥクを問題視し、三輪EVに注目が集まるようになった。同国政府は、騒音や大気汚染を防ぎ、まちの静寂を守ることにした。現在、同国国公共事業運輸省中心としてルアンプラバンで三輪EVを定期路線で運行の準備をしている（日経産業新聞［2015/11/13］）[8]。

さらに川崎市の日本エレクトライクは、開発した三輪EV「エレクトライク」が2015年6月、国土交通省の型式認定を取得した。同車は1人乗りで最大用途は郵便や貨物などの集配業務向けであった。搭載するリチウムイオン電池容量の違いで2つのモデルがあった。容量7.8kw/時の車両は、1回の充電で約60km走行が可能であり、容量3.9kw/時の車両は約30kmであった。同社の試算では、走行距離1km当たり電気代は2円であった。車両価格は補助金を使用する

と約100万円で購入可能であった。低コスト化のため、インドのバジャジ・オート製のガソリン三輪車の車体を使用した（日経産業新聞［2015/11/13］）。最近は、1度の充電での走行距離や時間が問題とされる。これらは利用地域の事情に影響されるものである。したがって、各地域で平均的に必要とされる機能で十分であろう。

日本企業だけでなく、中国企業もラオスでのEVの可能性を探っている。この背景として、同国での市場獲得や市場拡大を視野に入れているのは伝わってくるが、それ以上に同国での実績を他国に展開したい意図がある。つまり、同国での実績を自社製品の実績として、ターゲットとする市場で訴求するためである。同国にはこうした役割も期待される。

(5) ラオスにおける自動車関連サービスの生成

1) 車検システムの導入

ラオスでは、1990年代半ばに日本の事業者が車検事業を開始した。現地法人と合弁会社Japan Engineering Technology（JET）は、同国政府から車検業務の認可を取得し、ビエンチャンなど4ヵ所で自動車整備工場運営を開始した。同国では、自動車・二輪車が急増し、同国政府の要請を受けて進出した。JETは資本金10万米ドル、日本側97%、ラオス側3%が出資した。日本側は、福島県郡山市の企業が中心に出資した。現地企業の大型整備工場を借り、ビエンチャンで業務を開始した。工場長は日本から派遣し、従業員20人は現地採用した。整備士教育は、日本メーカー、ディーラーにも協力を要請した。またルアンプラバン、サバナケット、パクセの地元工場を利用し、整備工場を設置した。ラオスの自動車・バイク台数は、毎年倍増ペースが継続していた。一方、車検制度が未整備であり、同政府は日本並みの厳しい基準は求めないが整備不良車両の抑制目的で車検普及を目指した。同国では政府系車検場が減少し、JETは同国内の車両の大半を引き受けられるとし、軌道に乗り年間数億円の利益を期待した（日本経済新聞［1996/8/9］）。車検制度は、自動車の安全走行ための仕組みである。そこで日本の車検制度が注目され、それを輸入し、自国政策に活用しようとした点は評価されよう。

2) 自動車修理サービス

デンソーと豊田通商、アイシン精機は、アジアやアフリカ新興国で自動車修理・点検サービスの連携を試行した。新興国はトヨタなど、日系メーカーの中古車中心であるが、修理や保守体制は不十分であった。トヨタグループ3社でサービスを手掛け、市販の部品事業の強化や日本車のブランド力が向上した。カンボジアやミャンマー、ラオスでは自動車整備店を展開している。直営店や認定店を通じ、デンソーやアイシンの市販部品を使った保守サービスを開始した。中古車修理や整備中心に行う方針とした（日経産業新聞［2013/11/29］）。悪路のまだ多いASEANでは、自動車は故障して当然である。そのため故障した際の対応がいかにできるかが重要である。日系メーカーは、性能のよい自動車を安価に製造するだけではなく、さらにその修理品質もしばしば海外から評価される。その点では、日系メーカーのサービス品質の高さが同国での標準となる努力も必要である。

3) レンタカーサービス

ラオスでは、国民の自動車所有が増えたため、洗車、パーツ交換、カーアクセサリー販売などを手がける自動車関連サービスも出店している。また同国で最も人気のあるレンタカー専門店エイビスでは約120台を保有している。他方、NAGAはレンタカー会社の中で最もコスト効率がよいレンタカーを提供している。同社は同国唯一の日本人経営企業である。車種はセダン・

SUV・ピックアップ・バンの4種類である。同国では、セダンは個人や会社で都市部の短期間の出張に利用され、SUVやピックアップは会社によるレンタルで中長期利用され、バンは会社による運転手つきの利用が一般的である。主な顧客は、中国人、次にオーストラリア人、アメリカ人、シンガポール人、マレーシア人であり、まだ日本人の取扱は少なく、拡大可能性が期待される（川崎［2016c］）。単なるレンタカーサービスの展開ではなく、レンタカーとして利用した車両の売却システムなど背後のシステムも考慮されている。

4）自動車保険サービス

損保ジャパン日本興亜は、メコン経済圏に事業機会を見い出し、2016年5月に外国保険会社として初めてミャンマーの保険会社AYA Myanmar Insurance Co., Ltd.と業務協力の覚書を締結した。そこで当該地域で保険引受体制を強化した。ラオスの実質GDP成長率は、毎年約7%とメコン経済圏でも最高水準であり、廉価な労働力、安く安定した電力に加え、2015年12月のASEAN経済共同体発足により、企業進出の加速が予想された。この動きから同国での損害保険市場の急成長が見込まれ、提携締結を機として、損保ジャパン日本興亜はSompo Insurance（Thailand）社内にラオス室設置し、フロンティング方式[9]を構築した（損保ジャパン日本興亜［2017］）。そもそも保険サービスは、経済的損失を補填する制度である。こうしたサービスが受容できる社会は、経済的成熟に向かい、またその経済施設も整いつつあるといえよう。こうした点から考えると、ラオスにおける耐久消費財である自動車を巡るサービスの生成は、同国でのモータリゼーションを推進し、多くの人がその恩恵を受けられる状況に近づいているとも解釈できる。

おわりに

本稿では、ASEANの一角を占めるラオスについて概観し、その地勢的な不利益の問題やごくわずかな土地を耕作した農業が産業の大部分を占めている状況を確認した。また人口の少なさによる経済発展の問題についても言及した。ただそうした制約条件が多い中にありながら、近年はGDPが堅調に伸張し、それが海外企業からは「チャイナ+1」「タイ+1」として評価され、徐々にFDIが増加している状況についても取り上げた。そこではやはり人口の少なさによる成長の限界や事業の制限、生産工場立地としての問題はあるものの、同国で可能なことを模索する外資系企業の姿も確認することができた。

ラオスにおける外資系企業の事業活動拡大により、同国が経済的な貧困から脱出し、経済成長を見通す中、ヒトやモノの動きを活発にさせるには自動車の活用が必要不可欠である。1990年代には、ASEANの多くの国はモータリゼーションが達成され、自動車社会へと変貌するようになった。一方ラオスは、道路舗装さえ進んでいない状態であった。そうした状況から中古車輸入を解禁し、移動車台数が増加することにより、交通渋滞や環境汚染などの弊害も起こった。それを道路整備や中古車輸入（乗用車）の禁止により前進させ、さらに電力資源の豊富さからEV導入の取り組みを開始し、目標台数や時期を設定し、モータリゼーションを進めようとしている同意国の姿が浮き彫りになった。ただこれらは同国自身の自助努力ではなく、日本や周辺国をはじめとした外資系企業による投資やさらに自動車関連サービスの支援が徐々に拡大していることと無縁ではない。今後は同国におけるEV施設の増加やより自動車保有がしやすいサービスの導入・展開について考察を深めたい。

＜参考文献＞

Global Partners Consulting [2019]「ラオスにおけるビジネスチャンスを探る」2019.7.29：https://www.gpc-gr.com/jp/news/detail.php?seq=134（2021.4.10）

Lao Investment Promotion Department, Ministry of Planning and Investment（ラオス計画投資省MPI）：http://investlaos.gov.la/（2021.9.5）

Special Economic Zone (SEZ) Secretariat Office [2016], Annual Report

World Bank, World Development Indicator, various issues

UNDP[2019]Human Development Data（1990-2017). http://undp.org/en/data（2021.5.20）

池部亮［2013］「日本企業にとってのカンボジア，ラオス，ミャンマーの投資環境―中国リスクを見据えた最適立地の可能性について―」『ふくい地域経済研究』No.16、29-56

外務省ウェブサイト：https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/data.html（2021.4.20）

株式会社日本貿易保険ウェブサイト：https://www.nexi.go.jp/cooperation/eca/index.html（2021.10.10）

川崎大輔［2016a］「ラオスに芽生えた自動車オークションビジネス」https://response.jp/article/2016/05/31/276074.html（2021.4.5）

川崎大輔［2016b］「新車天国ラオスと中古車天国カンボジアの未来」https://response.jp/article/2017/08/21/298745.html（2021.4.5）

川崎大輔［2016c］「秘境ラオス、自動車レンタルビジネスに挑む日本人」2016.9.20、https://autos.goo.ne.jp/news/282073/（2021.4.5）

川崎大輔［2017］「新車天国ラオスのこれから」https://www.goonews.jp/news_detail.php?view=auto&id=8534（2021.4.5）

国際協力機構（JICA5-3）「ラオス国低公害型公共交通システム導入に向けた情報収集・確認調査」

税所哲郎［2015］「ラオスにおける産業クラスターに向けての展望と課題についての考察－VITA Park（特別経済区）を事例として－」『東アジアへの視点』アジア成長研究所、2015年3月号、第26巻1号、47-60

酒井克彦・ONPHANHDALA Phanhpakit［2007］「ラオスにおける付加価値税制度（1）－付加価値税導入の意義と展望－」『比較法研究』第30号、1-26

鈴木基義［2010］「ラオス外国投資法の変遷」山田紀彦編『ラオス　チンタナカーン・マイ（新思考）政策の新展開：共同研究会中間報告』アジア経済研究所

損保ジャパン日本興亜［2017］「ラオス民間保険会社との包括業務提携書締結について」『News Release』2017.2.15：https://www.sompo-japan.co.jp/~/media/SJNK/files/news/2016/20170215_1.pdf（2021.9.15）

豊田通商［2018］「豊田通商、ラオス初のトヨタ車ディストリビューターを開業」2018.10.25 https://www.nextmobility.jp/car_sales/toyota-tsusho-launches-the-first-toyota-vehicle-distributor-in-laos20181025/（2021.9.10）

トヨタ紡織［2013］「トヨタ紡織、ラオスに自動車用内装部品の生産拠点を設立」『プレスリリース』発表日：2013年4月8日

日刊自動車新聞「豊田通商、ラオスにトヨタ車初のDBを設立」2018.11.13

日経MJ「ラオス、韓国車のローン金利、月0.8%」2010.1.15、13面

日経産業新聞「韓国、中古車輸出が急増―東南ア・中国から引き合い」1989.5.15、15面

日経産業新聞「タイのKD生産会社、ベンツ車販売でラオス市場開拓―年内にも合弁設立」1995.3.9、3面

日経産業新聞「デンソーなど3社、アジアで車整備連携、店舗を展開」2013.11.29、14面

日経産業新聞「ラオス企業と販売契約、三菱自、新興国開拓急ぐ」2013.12.16、13面

日経産業新聞「ラオス、近隣国の人材活用―日本総合研究所総合研究部門研究員花井衣理氏」2014.6.10、4面

日経産業新聞「ラオスで電動三輪車、プロッツァ、JICAなどと検証」2014.10.23、9面

日経産業新聞「ラオス、進出地の比較必要―日本貿易振興機構ビエンチャン事務所柴田哲男氏」2015.1.16、4面

日経産業新聞「ラオスに日系など60社、南部、トヨタ紡織やアデランス、タイと隣接、税の優遇手厚く」2015.4.17、5面

日経産業新聞「ラオス（下）タイプラスワンで注目―三菱UFJリサーチ＆コンサルティング調査部主任研究員堀江正人氏」2015.5.11、4面
日経産業新聞「電動三輪車、バス路線に、プロッツァなど、ラオス北部の古都で」2015.9.10、13面
日経産業新聞「フィリピンやインド、日本のVB攻勢、三輪EV、アジア疾走―騒音・排ガス対策で脚光」2015.11.13、2面
日経産業新聞「ラオス―日本貿易振興機構海外調査部アジア大洋州課山口あづ希氏、若い消費市場、サービスに商機」2020.7.10、9面
日経速報ニュースアーカイブ「WTO、ラオス加盟を承認　対中依存の軽減目指す」201.10.26
日経速報ニュースアーカイブ「タイ・アユタヤ銀傘下のクルンスリ・コンシューマー、自動車ローンなどでラオスに合弁」2013.5.20
日経速報ニュースアーカイブ「マツダ、ベトナムから完成車輸出　域内供給拠点に」2013.7.4
日本経済新聞「郡山の経営者、ラオスで車検業―ビエンチャンなど、4ヵ所に整備工場」1996.8.9地方経済面 東北B24面
日本経済新聞「経済開放進めるラオス、社会主義政権15周年―外資誘致急ピッチ」1990.12.29、7面
日本経済新聞「ラオス・タイ国境、「友好橋」が開通」1994.4.8、夕刊2面
日本経済新聞「ラオス経済に「成長の波」、企業台頭、外資も流入―貧富の格差は広がる一方」1996.2.28、9面
日本経済新聞「ラオスで大型水力発電―関電、100億―140億円投資」2005.6.10、13面
日本経済新聞「ラオス、中国と高速鉄道、事業費5,700億円、15年完成へ、東南ア一体化を加速」2011.1.18、夕刊3面
日本経済新聞「マツダ、ラオスで車販売、ピックアップトラック、年400台目指す」2012.9.26、地方経済面 広島23面
日本経済新聞「ラオス、EV先進国狙う、三菱自など、安い電力活用」2013.5.21、9面
日本経済新聞「ノンバンク、アジア攻勢、車ローンや家電の分割払、中間層拡大に的」2013.6.13、夕刊1面
日本経済新聞「ASEANルネサンス（3）国境地域を狙え―地の利回廊で高まる」2013.7.6、1面
日本経済新聞「ラオス、特区整え外資誘致、高成長持続へけん引期待、労働力確保など課題」2014.6.13、6面
日本経済新聞「トヨタカローラ新大阪、タイ東北地方に販売・保守拠点」2014.4.17、11面
日本経済新聞「ミャンマー「やりがい」重視、東南ア3カ国仕事観に差、カンボジア・ラオスは「給料」」2015.3.6、9面
日本経済新聞「メコン経済圏開拓に足場、東洋ロザイ、ラオス進出、耐火レンガなど現地生産」20153.13、神奈川26面
日本経済新聞「グローバルを考える、ASEANが経済共同体、6億人市場そろり動く、域内の格差など課題」2015.5.5、15面
日本経済新聞「ハイアール、ラオスで電動バイク販売、現地生産も検討」2015.7.29、9面
日本経済新聞「新興メコン4国、2億人消費争奪、国境越え企業進出加速―小売市場、4年で倍増」2015.9.4、9面
日本経済新聞「ASEAN経済共同体AECのABC（2）進む生産分業―非関税障壁なお残る」2015.11.26、6面
日本経済新聞「東南ア成長加速へ、ASEAN共同体発足、人口6億人の巨大経済圏」2015.12.31、5面
日本経済新聞「KB金融持ち株会社、ラオスで自動車ローン」2016.2.4、11面
日本経済新聞「中国、メコン流域開発支援、ベトナムなど、周辺5ヵ国と首脳会議、融資枠1.1兆円」2016年3月24日、6面
日本経済新聞「ラオスで20億円橋梁受注、安藤ハザマとJFEエンジ」2017.1.30、5面
日本経済新聞「ASEAN50年特集―加速する交通網整備」2017.8.17、11面
日本経済新聞「ベトナム、車に非関税障壁、東南アの関税撤廃―単一市場実現に影」2018.1.17、11面
日本経済新聞「豊通、ラオスにトヨタ車代理店、販売増見据え設立」2018.10.26、地方経済面 中部7面
日本証券経済研究所［2017］「「陸のASEAN」へ賭けるインドシナ～ラオス、カンボジア～」117-146、https://www.jsri.or.jp/publish/general/

pdf/g25/05.pdf（2021.4.20）
日本貿易振興機構［2019］「ラオス」1-4：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2019/13.pdf（2021.9.10）
牧野茂雄［2018］「安価な価格帯でASEANをねらう中国勢」Motor Fan illustrated編集部、2018.8.14、https://motor-fan.jp/tech/10005238（2021.4.20）
松永宣明［2019］「ラオスの経済発展の中小企業政策」『国民経済雑誌』220（4）1-20
三菱自動車ウェブサイト［2013］「三菱自動車、ラオスで新販売会社を起用」2013.12.13
https://www.mitsubishi-motors.com/publish/pressrelease_jp/corporate/2013/news/detail4733.html（2021.4.25）
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング［2014］「ラオス経済の現状と今後の展望～発展のビッグ・チャンスを迎える内陸国ラオス~」『調査レポート』2014.3.6、1-23
ラオス訪問レポート https://www.hai-sya.com/column/laos_column.html（2021.4.25）
「ラオスに芽生えた自動車オークションビジネス」https://response.jp/article/2016/05/31/276074.html（2021.4.10）

1）本調査は、日経リサーチ「新しい消費市場の胎動　ミャンマー・カンボジア・ラオス　消費者の暮らし調査結果リポート2015」によるものである（日本経済新聞［2015/3/6］）。

2）本調査はミャンマーのヤンゴン、カンボジアのプノンペンに住む18~49歳の各都市200人、ラオスのビエンチャンに住む同100人対象に2014年7~8月にかけ面接形式で実施（日本経済新聞［2015/3/6］）。

3）SEZおける優遇措置は、「サワン・セノSEZの管理規則及び奨励優遇に関する首相令」で規定され、製品の70%以上を輸出すると最大10年間法人税が免除され、個人所得税が5%で定率固定とされた（日経産業新聞［2015/1/16］）。

4）ラオスの付加価値税率は、国内へ輸入される商品や物品、サービス、あるいは販売される商品や物品に課税され、サービスは原則10%、商品や物品、サービスの輸出取引は0%の取引が課税対象である（税所［2015］51）。

5）TLAOは、豊田通商がグループで9割、現地財閥系企業が1割を出資した。ラオスでは、従来、現地ディーラーがトヨタのタイ現地法人から調達・販売していた。同国にはトヨタのディーラーが既に8店舗あり、現地のシェアは約5割であった。豊田通商は、同国では2016年に販売金融会社の営業を開始し、トヨタ車の自動車ローンも提供してきた（日本経済新聞［2018/10/26］）。ディーラーは同国に販売代理店を設立することで輸入関連業務が不必要となり販売に集中でき、市場に適合したブランド戦略を打ち出しやすくなり、そのチャネルが機動的に構築されることが期待される。

6）ラオスの自動車市場規模は小さく、外資を含む大手企業の進出が鈍化しており、短期間で多くの企業とのネットワーク構築が可能であった。他方、同国では中古車輸入は名目上停止されていたが、タイに隣接していたため、禁止にも関わらず輸入業者も存在した。同国では、自動車は高嶺の花であり、新車購入車は一部裕福層か外国人に限定される。また同国自動車市場は、政策により物品税変動で新車価格の上昇可能性がある。それにより新車から中古車へ変化する可能性もある。実際、その流れを察し、中古車ディーラーが同国で急増した（川崎［2016a］）。オークションの開催は、需要者と供給者が一堂に会するため、市場規模の測定やその可能性を測ることができる。

7）EV化はベンチャー企業中心に取組が開始された。ラオスで採用されたプロッツァは、フィリピンのセブ島に生産工場がある。三輪やEVの特徴が出るように車両が開発し、三輪EVタクシー用の車両「Peloco」に電池交換式を採用し、容量約2.9キロワット時のリチウムイオン電池を搭載、1回の充電で40km前後の走行が可能となった。電池残量が少なくなると最寄の電池交換施設で充電済みの電池カートリッジに交換する方式とした（日経産業新聞［2015/11/13］）。

8）世界遺産ルアンプラバンには3路線が設置され、約15ヵ所の停留所に電動トゥクトゥクを定時運行するため、30個の充電池と2個の充電機が設置された。充電池交換では充電に必要な待機時間を削減し、効率的運用を行う。観光客だけ

でなく、地元住民にも活用を促進する。これは交通計画などのコンサルティングを行うアルメックVPIが全体を計画した。総事業費1億円であり、JICAの中小企業海外展開支援事業の一環として、機材調達など無償資金援助を活用した。2016年4月に運用実績をまとめ、その後の地場企業の主導で事業化を計画した（日経産業新聞［2015/9/10］）。

9）フロンティングとは、外国で保険販売の免許を有する元受保険会社を通じて、NEXI（株式会社日本貿易保険）の保険商品を代理販売する再保険スキームである。 これは通常の保険では救済ができないリスクをカバーし、海外現地法人に安定的に保険キャパシティを供給する役割を担っている（日本貿易保険ウェブサイト）。

規範的な食の倫理の再検討[1)]

板井　広明

はじめに

食は日常茶飯事である。人生80年だとすれば、おおよそ9万回に及ぶ食事の機会がある。あまりに身近な事柄ゆえに、取るに足らぬこととも見なされてきた食のあり方は[2)]、しかし、19世紀の産業化以降、市場経済や科学技術との関係を抜きにしては語れなくなった。原材料の採取に始まり、商品生産、流通や加工を経て、消費から廃棄へと至る複雑で膨大な過程がある。大量に採取・生産され、コンテナを使って遠距離運搬され、加工され、消費され、（場合によっては消費もされず）廃棄されている状況がグローバルな規模で起きている。それはひとえにフードシステムの「砂時計」のボトルネックに位置する一握りの企業が莫大な資本を背景に支配力を行使して、生産者と消費者を規定している問題でもある（パテル 2010）。また化学肥料・農薬に基づく慣行（化学）農法や緑の革命を経て、遺伝子組み換え作物やゲノム編集された作物や生物、培養肉、３Ｄフードプリンターなど（石川 2019）、食とテクノロジーがいかに共存するか、問われている現状がある。

全世界では、2020年、新型コロナ感染症拡大の影響もあって、8億人ほどの人々が慢性的な飢餓状態にあり（FAO 2021: 8）、日本国内に目を転じると、満足に食事をとれない子供が7人に１人いるという「貧困」の実態がある[3)]。多種多様な食材が目の前にありつつも、それを購入・調理・摂取・消化することができない人々がいる[4)]。本稿では、まず現代の日本で何が食の問題となっているか、その消費の倫理性について取り上げ、これまで日本ではあまり論じられてこなかった食の倫理[5)]に関する議論を概観し、ありうべき食の倫理の方向性を示唆する。

１．現代日本の食習慣の問題

平々凡々たる事実として、われわれは食べなければ生きていけない。しかしどんな食べものでも構わないわけではない[6)]。米を常食していた人間は米を食べないと腹が落ち着かないことがあるし、肉食者に肉なしの食事など考えられないだろう。海の魚を食べたことがない山間の人間に刺身を供しても気味悪がられることがあるし、イナゴの佃煮といった郷土食に見られる昆虫食の習慣も、現代日本の多くの人にとっては同様に気味悪がられるだろう[7)]。

食の倫理を考えるために、現在の食の状況の一端を瞥見してみるが、慣れ親しんだ食事であれば問題がないのかと言えば、そうとも言い切れない。現代日本の食の問題としては、食料の海外依存の問題がある。たとえば多くの蕎麦屋で供される天ぷら蕎麦の蕎麦粉は中国から、海老は東南アジアから、小麦粉はアメリカとカナダから主に輸入されている。国民食となったラーメンやうどんの原料である小麦粉の自給率は15%（2020年度）[8)]であり、和食の献立でも原材料がほぼ全て海外の生産地に依存していることは珍しくない[9)]。

地球の裏側で採れたものが日本の食卓に並ぶ

ように、日本の2016年の「フード・マイレージ」は8千413億トン/kmで（中田 2018: 第3章）、韓国やイギリスと比較して３倍ほどの長さである（食料自給率も、ここ30年ほどは、カロリーベースで4割前後、生産額ベースで７割前後にとどまっている）。大量採取、大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄の時代となり、フードチェーンもグローバルに展開している状況で、とりわけ海外からの輸入に依存して、自国内で食料が賄えていないことには一定のリスクがあり、流通過程で生じるポスト・ハーヴェスト農薬といった問題もさることながら、他国の資源を奪いながら食料調達が行なわれている点でも問題と言える。

日本に届けられる食料は単一換金作物として大規模生産によるものが多く、それは現地の多様な小規模農業を破壊しているし、海老の養殖は粗放型もあるとは言え、密集型ではマングローブ林を減少させ、周辺環境を悪化させるという工場畜産と共通の問題を抱えている。日本に輸入されるバナナの生産地フィリピンでは農薬の空中散布によって、身体疾患に悩まされ、健康を損ねる人々がいる。しかも、これらの食料生産においては、現地の伝統的で持続可能な農業や漁業を破壊し、貧困へと追いやり、養殖のために海洋環境を変化させることで自然災害に対して脆弱な環境を生み出しているという点でも問題である。

日本鰻が絶滅危惧種に指定されるほど減少した結果、ほかの鰻が濫獲され、海洋資源のバランスを崩している問題もある。慣れ親しんだ鰻を味わいたいという欲求は世界の漁業資源への悪影響という点で、問題含みのものになっている。このように慣れ親しんでいるからと言って、それだけで現在の食のあり方が正当化できるわけではない。たとえば和歌山県太地町の鯨漁や鯨食は伝統文化ではあるかもしれないが、その正当化はただ伝統文化というだけでは行なえない。

そもそも漁業や農業のあり方が伝統的なものとは大きく異なってしまっている。石油を燃料として、トラクターや船を動かし、窒素固定技術による化学肥料や農薬の使用、魚群の探知や漁法の機械化によって、以前とは比較にならないほど多くの収穫が可能になった近代的な農業や漁業である。その負の波及効果は大きく、しかも『蟹工船』で描かれたように、末端の労働者の貧困という問題もある。

これらの問題から浮かび上がってくるのは、日々食しているものの背後にある国内やグローバルな規模での政治経済社会の状況および人々への影響を考慮して食を考えることが不可欠だということである。その配慮なくして、われわれだけが従前の食事に汲々としているわけにはいかない。

むろん何を食べるかは自由である。しかしその自由は無制約なものではなく、上記のような状況に考慮した倫理的制約のもとにある。土屋は、さまざまな食にまつわる倫理的問題を検討した上で、最終的には「苦しめるなかれ」と「殺すなかれ」が食生活の規範であり（土屋 1996: 174）、「私たちの現在の食生活が他の人々や生きものに不必要に害を加えるようなものであることが明らかになってしまった」が故に、「もはや私たちの食生活は個人の勝手というわけにはいかない」と結論している（土屋 1996: 176-177）[10]。またA. ハーグルンドは食の倫理に関する人々の義務として、E. テルファーの「他人への義務、自分自身への義務、動物への義務」に加えて「自然への義務」を挙げている（Höglund 2020: 293）。慣れ親しんだ食習慣という規準は、これからの食を考える上で重要ではあるものの、それがもつ問題性を認識し、倫理性との兼ね合いから考慮されるべきものなので

ある。

２．食の倫理の７類型

日本の食料自給率の低迷などのほかにも、食の安全と安心をどう確保するか[11]、こども食堂の運営をどうするか、度重なる食品偽装[12]をいかに防ぐかをはじめとして、少子高齢化とともに深刻な農業従事者や新規就農者の減少、スマート農業や工場での野菜の生産の将来、種子法改革による伝来の種子の行方、遺伝子組み換え技術やゲノム編集、培養などの新しい技術への対応といった、さまざまな問題がある。また環境に配慮して持続可能で倫理的な食を追求する「フーディー」は「国家的・世界的規模での食料資源のはなはだしい不平等から世間の注意を逸ら」し、彼らに「道徳的優越性の外観を与える一種のイデオロギー装置としてますます機能するようになるかもしれない」状況がある（ジョンストン＆バウマン 2020: 376）。

このような状況で、食の倫理として語られるものを類型化しておこう[13]。

第１は、法令遵守（Compliance）の倫理である。食品や食材に関わる生産者や流通業者、販売業者の法令遵守の倫理であり、食材の使いまわしや産地偽装などの食産業における不祥事の頻発を受けて「安全な食材を扱うべきだ」とか、「食品偽装を行なうな」と主張するものである。しかしこの種の「倫理」はCSRにも関連する企業倫理という領域で扱われる問題であり、食の倫理固有の問題では本来ない（松本2004）。

食品会社がキャッチコピーとして用いる「安全・安心」を倫理としてよいかは微妙だが、これも法令遵守レベルのものと捉えることができる。安全とは客観的な指標であり、法令で定められたものを遵守すれば、基本的に達成される。安心は主観的な概念なので、本来食品会社が提供できるものではない。

第２にMottainai（もったいない）の倫理と括られるものがある。食品廃棄・食べ残しを「食倫理の上から許されない」（山口 2007: 10）とし、「地球全体の共生を可能とするために、…個人の自由を縮小する」（安本 2000）という主張となって現われる。食品ロスの問題などはこれに含まれる。

第３に栄養バランスや健康に着目する倫理は、低カロリーで栄養バランスのよい「日本型」食生活や、肉食中心の洋食に対して魚介や野菜中心であった和食を推奨する。これは日本の食ではなく、日本人の食へと閉塞する傾向が指摘されているし（神門 2006: 14）、昨今の食育が伝統食を称揚する際に家庭を重視し、旧来の家族主義や保守的観念を忍ばせていることに端的に現われているようにナショナリスティックで、時にノスタルジックな言説となって現われるものが多い（池上 2008: 213-216））。

第４に環境や持続可能性に着目する倫理は、ロハス（lifestyle of health and sustainability）であったり、時にスピリチュアルな要素も含みつつ、化学的な慣行農業（畜産を含めた）を批判し、有機農業を推奨するものである。

第５に自然と人間との繋がりを重視する倫理は、地産地消、スローフード、身土不二、Macrobioticなどに代表され（島薗 2003: 56-60）、ローカルなものを称揚し、グローバルな食の画一化への批判となって現われている。これには「「風土に根ざした食べ物」を旬に合わせて食」し、食べ物に宿る命と自分の命とが「呼応しあう」ことが「人間らしさの根本」にあり、「食べることは生きることにほかならず、人間の魂の根幹につながる行為である」（後藤 2008: 100-101）という「食事倫理学」がある[14]。また資本主義的経済体制に食が奪われている状態から、食べものに由来する自然主義と食べるこ

とに由来する人間主義からなる、共食と感性力をもった人間の食の哲学を捉えなおそうという議論（河上 2021）もある。

第６に世界の食料事情（北の飽食と南の飢餓など）を考慮した倫理は、Fair Trade、生産者と消費者との連帯を謳うものである。自己の嗜好だけではなく、自己の消費の結果を考慮するものと言えるかもしれない。

第7に、正しさ[15]や真正性（ほんもの）を追求するものがある。まっとうな食や食物を客観的に追求するものと、主観的な、揺れ動くものとして捉えるものとがあり、後者では、食の真正性は「社会的に構築されるものであり、関係的なもので、食にかかわる人びとの知覚と経験、対話によってつくられる」（福永 2022: 181）と捉えられる。

第8に、感謝の倫理とでもいうべきものがあり、これは日本社会で食の倫理として最も受け入れられているものと思われる。動植物はいのちであり、いのちに対して感謝を捧げることで人間の生が営まれるとし、感謝は動植物を食する倫理的正当性を与えるというものである[16]。

３．感謝の倫理

食の倫理として8番目に挙げた感謝の倫理がいつどこで生み出されたのかは措くとして、「ありがたい」という感謝の倫理はそれなりの歴史をもっているように思われる。総力戦下、林勇記は『学校給食の新研究』で、「米の一粒々を感謝しつゝよく噛むべきです。味噌汁の實の大根の一切れにも、「ありがたい」といふ心をもつて味はふべきです」（林 1945: 41）と主張している。もっとも、これは「學校給食に於いて、政府がめぐらす温い心やり」に対するもので、食物や料理人への感謝ではないが、給食の効果として「精神上に及ぼした影響」に「食物に對する感謝の念が増した」（林 1945: 27）ことが挙げられているように、当時においても、一般に食べものへの感謝という「倫理」は見られるようである。

1954年の学校給食法第２条四では、「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」とあり、感謝という話は出てこないが、文科省『食に関する指導の手引－第１次改訂版』（2000年3月）では、「食という行為は動植物の命を受け継ぐことであ」り、生産者と給食提供者への感謝と、感謝の気持ちの表れとして残さず食べること、無駄なく調理することが推奨されている。

また食育基本法（2005）の第3条（食に関する感謝の念と理解）では、「食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない」とある。

化学肥料や化学農薬による農産物、輸入飼料と抗生剤などで工業的に産み出される鶏牛豚といった工場畜産品に依存するようなあり方を「自然の恩恵」と表現することや、動植物を食べることがそれらの命を受け継ぐことになるという主張にも――動植物の命を絶つことがその命を受け継ぐことになるという主張は理解が難しい――大いなる欺瞞を覚えざるを得ないが、感謝を重視する態度については、第1に、日本における供養の文化との関連が指摘されてきた。いわば犠牲になった動植物への感謝である（伊勢田 2018）[17]。第2に山に依存する生活を送るマタギなどの狩猟採集民による自然の恩恵への感謝との関係が指摘される場合もある（佐藤 2004）。第3に、命の犠牲や恩恵への感謝は、

語源からして呼吸と関係があるいのちを人間の根幹そのものと捉えて、「いのちに与る営み」＝食べることと考えるべきだという議論もある（柏尾 2018: 245）。「いのちの授業」で著名な鳥山も、古代より人間はいのちを維持するために、動物を自分の手で殺してきたが、「食べるということには、空腹を満たすということだけでなく、ある神聖さ、感謝があった」としている（鳥山 1985: 16）。

但し現代日本に住む多くの人々はマタギではないし、殊更、生かされていることへの感謝などを重視する理由は見当たらない。その点で、学校（給食）における教育が感謝の倫理を育んだかもしれないが[18]、こうした感謝の倫理は、何を食べるべきか、何を選択するかという点では、無力である。「「いのちのやりとり」をする相手に対する「畏敬」を表明」しつつも、「「よく食べる」ことは、食べるに「よいもの」を思慮し選択するという、その都度の個別的実践に懸かっている」（柏尾 2018: 246-247）として、状況倫理に陥ってしまうからである。

この状況倫理的な考えは日本で支配的な影響力をもっているように思われるが、それは欧米的な倫理への違和感があるのではないかという伊勢田の指摘がある。功利主義など利害から道徳を説明する理論などへの違和感、日常から離れて基本原理へと遡求する思考法や、整合性や普遍化可能性を重視する議論への違和感である（伊勢田 2018: 454）。

あるいは、感謝の倫理の一般化という状況は、「モダニティが世界から無思慮にも取り除いてしまった［脱魔術化した］ものを修復すること、つまり……再魔術化と見なされ得る」（Bauman 1992: x）ポストモダニティーの時代状況ゆえということなのかもしれない。

４．徳倫理としての食の倫理

前節で挙げた状況倫理的な食の倫理については、食と農を総合的に捉えようとする、秋津・佐藤・竹之内編『農と食の新しい倫理』（昭和堂、2018年）でも、その中心的主張となっている。

それは、アグラリアン哲学という、「産業社会における「食の不安」は食べ物についての無知ないし忘却に根ざしている。それゆえこの不安を解消するためには、食べ物の由来について知る必要がある」という観点から、農業の工業化＝「暗黙の取引」によって分断された食と農を結びつけることを志向する議論である（竹之内 2018b: 277）。

その際、参照されるのはアリストテレスの哲学であり、その現代的なヴァージョンの「徳倫理」である。竹之内は現代における倫理学に関する３つの説である功利主義、義務論、徳倫理[19]という「既存の倫理学説の原則や規範をいわばトップダウン式に適用する原則主義的アプローチ」は「応用倫理学の諸分野で馴染みの方法である」が、「そもそも行為の倫理的正しさ／誤りは、原則や規範によって一義的に確定されるものだろうか。（中略）。それは道徳原則の限定的役割を見誤り、倫理的主体としての人間の生のダイナミズムを取り逃がしてしまうのである」と批判する（竹之内 2018a: 9）。

それらに代えて提案されるのが徳倫理の可能性である。「アリストテレス倫理学は倫理的判断を担う人間の生に深い関心を寄せ、これを基点に「倫理」の可能性を探求する」、「人間的卓越性」を育むものであり、「日常的な生の実践から「農と食の倫理」にアプローチする、もうひとつの理路がここにある」（竹之内 2018a: 10）という。

「農と食をつなぐ倫理」の可能性を探る秋津

も、主体と身体の関係を直感的な関係に、つまり身体を場の中に置くということを通じて、美味しさという快楽における主体と身体との融合、自然や社会環境とのつながりを実感することが重要だという（秋津 2018: 121-128）。「生」を軸にした農と食のつながりから、他者の生を奪うことでしか（食べることでしか）自らの生は成り立たないという関係を見据え、「他者の「生」とともに生きる環境が自らの「生」のなかにおりこまれなければなら」ず、生を基軸とした幸せ（well-being）のあり方を模索すべきであると主張している（秋津 2018: 129）。

竹之内と同様、秋津も徳倫理的な立場をとるがゆえに判然としないのが、そこで問われているwell-beingの内実である。自他の生を織り込んだwell-beingとは何かを問うものの、残念ながら、竹之内が言及するように（竹之内 2018b: 279）、その内実は今後の課題として指摘されるにとどまっている。いかなることがwell-beingの十全なあり方なのか、食の倫理としてどのようなことが適切なのか、一義的には定められないのである。

ところで、秋津は①環境の持続性、②社会的正義（食の生産・流通・消費などに関わる人々（そして動物）の再生産が円滑に行なわれること）、③地域経済（での持続可能な再生産）に配慮をする食行動規範という3点から食の倫理を捉えている（秋津 2014: 278-279）。興味深いのは、食の倫理を直接に扱っている秋津が、重要な位置づけを与えているのが徳倫理ではなく、功利主義であるという点である[20]。

第1の環境の持続性に配慮するのは、「総体としての人間の幸福を増大させることを目的とし、それを評価指標として、環境を配慮するから」「きわめて功利主義的である」。第2の社会的正義については、「義務論的な倫理原理に大きく依拠している」ものの、義務を動物などに広げようとした場合には、「動物の幸福をも計算に入れるという功利主義的思考がある」という。第3の地域経済への配慮については、「地域における幸福を最大化するという意味では功利主義的でもある」が、「地域という顔の見える範囲内で持続可能な暮らしを目指して「よい」行為を実現するという設定においては、共同体を基盤においた徳倫理も有効になる」とされる（秋津 2018: 124-125）。

このように3項目すべてで評価されているのは功利主義であるのだが、秋津はなぜか功利主義をベースにした食の倫理は構想しない[21]。秋津によれば、食の倫理を単に個人の身体レベル（内なる自然）にのみ限定してはならず、「「身体」を超えた社会や環境の領域に向かう意識」（秋津 2018: 126）という「外なる自然」に向け、そして、そこの中心にあるのが人間の「生」であり、食と農をつなぐのは、「農本主義」的に理解されたアグラリアン哲学だと言う（秋津 2018: 128-129）。この意味での食と農の倫理の構想の基礎に功利主義は適しておらず、徳倫理こそが重要なのであるとされる。

しかし、食の倫理の基礎づけとして、適切なのは、功利主義なのではないか。秋津が挙げていた①環境の持続性、②社会的正義、③地域経済への配慮は、いずれも、動物を含む感覚的存在にとっての幸福の最大化という功利主義的観点から捉え返され得る。グローバルな経済世界において、奴隷労働や搾取労働を批判し、フェアなトレードなどを望ましいものとして評価し得る視点をもつ功利主義的な食の倫理の可能性を認めることはできないのだろうか。

確かに功利主義は道徳判断の根拠を選好に置くにせよ快苦に置くにせよ、ディープエコロジーなどのように環境それ自体に価値をおく考え方ではない。その点で農と食を結ぶ倫理たり得ないという判断がくだされているのかもしれ

ない。しかし功利主義的観点からの食の倫理がいかなるものになり得るのか、節を変えて検討しよう。

5．相対的・記述的な倫理と普遍的・規範的な倫理

功利主義的な食の倫理の可能性を考えるには、その倫理的性格について触れておく必要がある。というのも、功利主義的な食の倫理は、秋津の食の倫理とは、倫理の意味内容が大きく異なっているからである。

倫理には、何が倫理的に正しいことなのかという点で、文化相対的な倫理と普遍的な倫理の２種がある。文化相対的な倫理は、人類学が研究対象とするような、各文化や地域によって倫理的に正しいことが異なることは当然であると考えるものである。秋津のように、3条件こそ提示されるものの、その都度の状況において何が正しいことかを判断するべきであるというのは文化相対的な記述的倫理である。

これはfood ethicsを牽引してきたトンプソンも同様の見解を示している。新たな食の倫理として彼が提唱するのは、①グローバルな食の生産や消費における公正／不公正、②環境への影響という環境倫理、③健康や社会的紐帯への影響というリスクの３つの観点から、よりよい食を考えるべきだというものである（Thompson 2015: 52/64-65）。確かに、それぞれの社会が直面する食の問題は異なっていようから、これは実践的には重要な提言である。ただ「何を食べたらよいかを提示する意図はない」と言うように（Thompson 2015: 6/7）、何を食べるべきかという行為規範そのものを論じるのではなく、食を取り巻く経済的・環境的・社会的問題として、我々が実践的に取り組むべきことを捉え返そうというところに特徴がある。

ここでもベースとなっているのは徳倫理であり、トンプソン『食農倫理学の長い旅』の訳者である太田は、「今日の食農倫理学の特徴は、…食習慣や食選択を通じて否応なくつながってしまう社会問題に対して、私たち一人ひとりがある程度の個人的責任を負うべきであると示す点にある」（太田 2020: 216）と指摘している――但し、この責任がどのようなものなのかを太田は明確にはしていないが。

またハーグルンドは、第1に人々がいかに自己、他者、動物、自然に対する義務を果たすか、第2に生産者や消費者の行動などによる上記義務がいかなる帰結をもたらすか、第3に美徳の点で、いかに他者をもてなし、自己を節制する行為者となるか、第4にこれらの働きかけを動機づけるケアの倫理を持ちうるかという４つの点から、価値の衝突を解きほぐす食の倫理を構想すべきであると指摘しているが（Höglund 2020）、あくまで個別の状況に応じた倫理的な枠組みを提供するにとどまっている。

一方、普遍的で規範的な倫理は、いかなる時代、いかなる社会においても倫理的に正しいことは一定の根拠や理由に基づいて同一であるべきだと考えるものである。功利主義的な食の倫理は普遍的な倫理であるという点で、相対的・記述的な倫理とは性格を異にする。いつ、いかなる場所でも倫理的に正しい行為は正しいとする普遍的な倫理には常にその正当化理由が伴っている。功利主義の場合、その正当化理由は幸福の最大化にある。では、それは誰の幸福かというと、物事が影響する範囲に応じて、人類、そして、動物を含めた感覚的存在に配慮すべきであるという倫理となる。それは苦痛を感じる存在に苦痛を与えるべきではないという倫理である。そこから動物を食べるべきでなく、ヴィーガンになるべきだという主張が出てくる。

これは、レイチェルズが道徳の最小概念とし

て定義した、「ある人の行為によって影響を受けるであろう各個人の利益に等しい顧慮を払いつつ、その人の行為を、理由によって導こうとする努力」（レイチェルズ 2003: 18）のように、いかなる倫理学説においても、恣意的な適用や不公平な取り扱いをすることなく、ある種の普遍化可能性をもつものでなければならないという条件に合致した倫理である[22]。

6．功利主義としての食の倫理

功利主義と食の倫理について主題的に取り上げてきたのは、現代の功利主義哲学者ピーター・シンガー（Singer and Mason 2006）である。その議論の構造は、シンガー『動物の解放』（1975年）とほぼ同じで、人間と動物を種の違いという点から区別し[23]、動物への虐待的な行為を許容する恣意性を種差別主義として批判する。苦痛を感受する存在として動物を見るならば、人間と同様の道徳的な配慮をすべきであり[24]、したがって動物を殺して食べるべきではなく、ヴィーガンの食生活を選択せざるを得ないという主張である。

長らく続けられている肉食の習慣ゆえに、隣人には道徳的な配慮をする人々が、工場畜産での動物の悲惨な情況に無関心であり続け、平均的米国人の10人に３人は肥満であり、３分の２は健康問題を抱えている。1950年代のレヴェルにまで肉の摂取を控えれば、健康を維持するコストも削減され、多くの動物の「受難」も減り、工場畜産が減れば、周囲の河川や土壌の汚染、森林伐採や地球環境への悪影響も減少し、食肉生産のための飼料用穀物を食用に切り替えることもできる（Singer and Mason 2006: 280）。

動物への道徳的配慮を前提にした上で、シンガーは食の倫理が満たすべき５つの規準を設定する。①透明性、②公正、③人間性、④社会的責任、⑤ニーズである。①透明性は、いかにして食物が作られ、どのような流通経路をたどって、われわれのもとにやってきたのかを知るために、また不正に対する安全策として必要な規準である。②公正は、食料生産の際に、余計なコストが課せられるべきではないという規準であり、持続可能でない方法での食料生産、たとえば、根こそぎ捕獲するトロール船による漁など、他者や環境への高い負荷は、将来世代にも悪しき影響を与える点で認められない。また無駄が多いわりには、商品価格がおさえられて、不公正な価格形成を可能にする点でも問題がある。③人間性は些細な理由のために、動物に甚大な苦痛を与えることは誤っているという規準で、とくに工場畜産品を拒否する意味がある。④社会的責任は基礎的なニーズを保障する正当な賃金と安全で差別のない労働条件を提供する責任という規準で、フェアトレードなどの推奨と関連している。⑤ニーズは①～④の規準にかなった食を選択できなくても、生命や健康維持という目的によって正当化されるという規準[25]である（Singer and Mason 2006: 270-272）。

これらの規準を満たすものがヴィーガンの食生活であり、単に動物性のものを忌避するのではなく、人間や自然に対して収奪的でないやり方で生産され採取されたものを選択せよという要求である。但し、ヴィーガン足れというシンガーの倫理的な食生活の薦めは、必ずしも熱狂的な姿勢を要求していない。ヴェジタリアン用の機内食を事前に指定していたところ、手違いでデフォルトの機内食しかない場合は、仕方がないとも言うのである（Singer and Mason 2006: 283）

7．肉食の倫理

シンガーの功利主義的な食の倫理に対しては、

その問題構制それ自体を批判する議論がある。レヴィ＝ストロースやデリダの思想に依拠するものが多く、『性食考』（赤坂 2017）というタイトルに典型的に現われているように、food ethicsでは見落とされてきた性と食の文化人類学的側面といのちの有り様[26]を強調する議論である。

たとえば檜垣はデリダを参照しつつ、殺してよいもの／殺してはいけないものというシンガー的功利主義の区別の胡散臭さを指摘し、人間と動物、痛みをもつ動物／痛みをもたない動物をも、「すべて連続しているのではないかという混交を目指しているとも思える。それによって、人間とそれ以外だとか、食べてよいもの／よくないものという区別自身を「懐疑」に晒そうとしている」と解釈している（檜垣 2018: 153）。

また浜野は、動物への道徳的考慮はいかにして成立するかとか、肉食は許されるべきか否かといった動物倫理学の問い方に見られる根本的な無歴史性を批判し[27]、「人間・動物関係の倫理性」ではなく、思想史的・歴史的・神話論的観点から「人間・動物関係の倫理化」を問う。すなわち「〈人間が動物に対してどのような態度をとるべきか〉、といった形で問題を〈倫理学〉化してしまうのはなぜか」という問いを立てる（浜野 2011: 228-229）。

檜垣と浜野に典型的に見られる、「人間・動物関係の倫理性」を問うこと自体を懐疑に晒し、回避することは、むろん重要な問題提起である。しかしこの種のポストモダン的な人間中心主義批判から出てくるものは、なんだろうか。冒頭で見たような、現在の世界の食料生産における種々の問題に対して、どのような倫理を提供してくれるのだろうか。

檜垣は「食料とする動物に対して穏当な殺し方は構わず、残酷な殺し方はまずいというのは、これもまた、いかなる基準で判断すればよいのかわからないことである。穏当であるというのは、端的にいえば相手に「痛みを与えない」ということであろう。……しかし、どのように考えようとも、これは人間という種の感覚器官に依拠した感情移入でしかありえない。もちろんこの感情移入にはある程度の根拠がないとはいわない。しかし「相応」の根拠しかないといえば、どうなのだろうか」（檜垣 2018: 138）と述べ、現状追認型の倫理しか提供していない。ただここには、ヴェジタリアンなどに対する典型的な批判が現われているので、その点を指摘しておこう。

第1に議論の矮小化である。檜垣が念頭に置いているのは動物の福祉論であろうが、そもそも痛みを与えないことを根拠にヴィーガン足れと主張するシンガーの功利主義的食の倫理は、そもそも殺すことが倫理的に問題であることを指摘していたのであるから、問題を矮小化している。

第2に感情論でしかないという批判である。動物を殺すのは可愛そうだからなどという感情に基づいて動物の福祉や動物の権利論を理解しがちな日本社会の土壌では、この種の批判が一般的に流通している。ここでの檜垣の議論はそれをなぞっているようにも思われるが、この種の批判は感情ではなく苦痛の回避に基づく倫理的ヴェジタリアンには該当しない。

シンガーの功利主義的な食の倫理は、種差別という形で人間中心主義を批判して、動物への道徳的配慮を求めたものであったが、今挙げた議論に見られる人間中心主義批判は、ロゴス中心主義批判と重ねられたものであり、そこからは積極的な食の倫理の可能性は見えてこないのである[28]。

肉食の哲学を積極的に擁護する議論もある。ベネディクトXVI世やスクルートンのような

工場畜産を批判する伝統的肉食主義者[29]に加えて、害獣駆除という生態系のインテグリティーの維持と動物福祉への配慮という点から（サンドラー 2019: 128-129）、「思いやりがあり、生態学的に敏感で、責任のある肉食も可能であるように思われる」（サンドラー 2019: 145）という議論である。

穏当な肉食の擁護にも思われるが、現代日本の食肉生産の現状を考えると、一般に売られている工場畜産の卵や肉類はほぼすべて思いやりがない生産となってしまっている。母豚をストールに押し込めることや鶏を檻で飼育することをやめれば、それらの食肉は現在の何倍かの価格になってしまうであろうし、卵などは病気の時の栄養補給でしか得られないような貴重なものとなり、多くの人々にとって手の届かないものになってしまうだろう。一定の倫理性を確保して実現可能性を探っても、ごくわずかの富裕層しか肉食ができないような、新たな（あるいは、かつての）階級社会が生じかねないとも言える。

さらに工場畜産のあり方とともに、倫理的なヴェジタリアンを両面批判する、レステルの積極的な肉食擁護論もある。レステルは、まず倫理的ヴェジタリアン批判を徹底的に行なう。食われないという動物の快楽をその動物を食う我々自身の快楽より優位に置こうとするのはなぜかと問い（レステル 2020: 55）、「真に一貫したベジタリアンは……、どんな生物も捕食せず、光合成のみで栄養摂取できる新奇な有機体」への変化を望む筈であり、さらにバイオテクノロジーによる肉食動物のヴェジタリアンへの改変と根絶（レステル 2020: 81）を主張しなければ、論理的に一貫しないと指摘する[30]。

その上で、「正しく食う」こととして、食うための動物殺害は苦痛を最小化しつつ許されるという（レステル 2020: 94）。肉食の倫理とは相互性の倫理であり、自らの生存を他の生存に依存させ、逆もまた然りという倫理に基づくもので、「動物はまずヒトに物質として呑み込まれ、続いて思考として呑み込まれてから、最終的にヒトの精神構造と一体化する」（レステル 2020: 97-98）。同情や平等の倫理でなく、「生の共有の倫理（私が他者を気遣うのは彼が私の生の条件であり、私が彼の生の条件であるからだ）…。この文脈において、苦しみという問いはまったく二次的なものだ」（レステル 2020: 103）というのである。

この議論は興味深いものの、人間と動物の間に明らかに存在している非対称的な関係に目を瞑り、相互性が成り立つと想定していることが大いに疑わしいし、動物と人間との一体化という論理は、感謝の倫理で見たような、いのちを受け継ぐといった議論の欺瞞性を指摘できよう。

8. 肉食への批判[31]

レステルの議論については、工場畜産の動物ではなく、よい生であった動物を食べることは倫理的であるという見解へのシンガーの批判が重要かもしれない。シンガーは人間が動物福祉に配慮しようとも、動物が実際にどのように処遇されるのかは不確かであり、飼育者・経営者は動物を商品と見る限り、動物の利益でなく、自己の利益を最大化することを動機づけられる点で、この見解を批判している。動物の福祉を保障する制度的なラベルとして、HFAC（Certified Humane, USA）、RSPCA（Freedom Food, UK, Australia, New Zealand, British Columbia）、Label Rouge、Animal Indexなどがあるが、ラベルがどこまで実効的かも不確かであり、生まれたばかりの子牛を母牛から分離したり、乳牛として役に立たない雄の子牛を殺処分したりすることについて、ラベルでは明らかにならない点を問

題にしている。

また肉食主義の３つのNに対するメラニーの古典的な批判にも触れておこう。メラニーは、肉食の問題として、①肉を食べることは普通である（Normal）、②肉を食べることは自然である（Natural）、③肉を食べることは必要である（Necessary）を挙げている（Melanie 2020: 96-103）。

メラニーは、①肉食を普通のこととして擁護するのは、典型的な「衆人に訴える論証（argumentum ad populum）」であり、正当化できないと言う。誰もが肉食をしているならば、それは普通のことであり、なんの問題もないと考えがちになるが、いわば「習慣は人々をどんな残酷なことにも馴れさせる」（バーナード・ショウ）。アメリカでは牛を食べることは普通だが、インドでは牛を殺すことは犯罪であるように、ある場所で普通なことは別の場所では普通ではなく、したがって普通であることは倫理的であることの理由を示し得ない。

②は自然界の動物が肉食をしているのに、なぜ人間が肉食をしてはいけないのかという、自然さへの訴えに基づくものである。しかし、ある物事が自然界で頻繁に起こるからと言って、その物事が倫理的であることにはならない。殺し合いが自然界で頻繁に起こっていても、人間も殺し合うべきだなどとはならないだろう。

③の肉食が必要であるというのは、栄養学的な観点からは必ずしも言えない。適切なヴェジタリアン食は推奨されている量のプロテインや鉄分、オメガ３脂肪酸やビタミンB12などを摂取でき、アメリカ栄養士会の指針でも推奨されている（蒲原 2005: 第2章、第4章）。ヴィーガンに欠乏しやすい栄養素はサプリメントで補うことが推奨されているが、植物性よりも動物性の方が吸収がはやいといった利点はあるものの、動物性のみからしか得られない栄養素はほぼない。

このように肉食の擁護を試みる３つのNは、道徳的相対主義と文化相対主義に同意することが要求されるものであり、普遍的な倫理たり得ないのである[32]。

9. シンガーの食の倫理の問題点

それでは、ヴェジタリアンの食の倫理が妥当なのだろうか。先述したシンガーの功利主義的なヴィーガンの食の倫理について改めて検討しておこう。シンガーの食の倫理は、ベンサム流の快楽を善、苦痛を悪と見る立場から、苦痛を蒙る存在への道徳的配慮という点では優れているものの、やや単純な見方になっている点に問題があるように思われる。

シンガーは苦痛を判断基準にするため、苦痛を生じさせない培養肉技術[33]には「偉大な倫理的道程」として全面的に賛成しているし（Singer 2018）、無脳動物ならば苦痛を感じないであろうから、それらの動物を食することもまったく問題とはならない点で、食の危機を遺伝子組み換えやAI、培養技術などのテクノロジーで乗り越えようとする「サステナブルフード」（リトル 2021）の潮流を正当化するような考えでもある。このようなテクノロジーへの安易な信頼は、人間の生命維持のために必要な栄養素はヴィーガン食でも問題がないし、苦痛を感受する存在かどうかは科学的に判定可能だといった言説にまとわりつく科学主義としても現われている。

動物が蒙る苦痛への道徳的配慮を主張するシンガーの議論には、健常者中心主義が色濃くあるというS.テイラーの指摘もある。健常者中心主義と種差別主義から[34]、同列に表象され扱われてきた障碍者と（家畜）動物の解放をともに実現すべきであると考えるテイラーは、シン

ガーが行なったような「苦痛や依存という限定的な語りから、この社会で人間と動物が共に栄えることのできる、アクセス可能かつ非差別的な空間を創出する企図」（テイラー 2020: 342）へと議論を展開すべきであると言う。

シンガーが依拠する苦痛の問題、いわば受苦性に着目するならば、身体的苦痛にのみ強く依拠せず、精神的苦痛の問題をも考慮せねばならないであろうし、苦痛が常に倫理的に悪とは言えない側面があることも認識しておくべきことだろう。佐藤（佐藤 2010: 222）によれば、「痛みは特定の場所に、特定の強度や質を持って、非常に不快なものとして立ち現れている」と思われているが、①痛みが発生している特定の場所や強度と、②痛みについての嫌悪とは、脳における独立した2つの経路の作用であることが明らかになってきたという。一般的ではないにしても、「痛みはあるが、気にならない」場合（佐藤 2010: 223）、それは倫理的な悪とは捉えられないことになろう[35]。苦痛は常にそれ自体悪であるという前提が現代の脳神経科学では崩れてきている点で、シンガーが前提するベンサムの快楽主義的な快苦の捉え方は更新されるべきものであるとも言える。

またシンガーの食の倫理に関しては、個人的なコミットメントに還元しがちであるという問題もある。彼は動物が置かれている工場畜産などの悲惨な情況に反対して、「われわれ自身が自分たちの食習慣を変えないとすれば、南アフリカの奴隷所有者が彼ら自身の生活習慣を変えようとしないのを、どうして非難できるだろうか」と、われわれの種差別的態度を問うてきた（シンガー 1999: 77）。この問いはむろん重要であるものの、個々人の自発的な所得移転などによってグローバルな貧困を解決しようとする『あなたが救える命』での提案（Singer 2009）のように、セン『貧困と飢饉』、パテル『肥満と飢餓』、コリアー『最底辺の10億人』などとは異なって、貧困や不正義の再生産の構造、その歴史的経緯について問おうとする態度がシンガーには稀薄である[36]。

諸個人がヴィーガンへコミットメントすることは道徳的に意味があることだが、1990年代後半からの食の倫理に関する書籍の公刊や議論、ヴィーガンを含めたヴェジタリアン人口の増大を受け、工業畜産を批判する文脈で倫理的とされ、「モノ化と搾取に対する抵抗の、身体化された表現」（テイラー 2020: 332）としてのヴィーガニズムが、逞しき資本の論理＝商業主義に絡め取られるようになったことは付け加えておくべきことであろう。新たな需要に対応し、新たな消費を惹起するために、大豆ミートなど植物性由来の代替肉産業や培養肉のベンチャーが活況を呈し、ヴェジタリアン食の商品開発が消費主義へと回収されてしまっている。これは、持続可能性を旗印に、経済至上主義に棹さしたままで開発を目論むSDGsが国家や企業の免罪符として機能してしまっている現象と通底する問題でもある（ラトゥーシュ 2021）。

以上、シンガーの食の倫理に見られる科学主義的な側面、苦痛の感受に乖離する倫理性、構造的・歴史的要因の軽視、資本の論理への回収といった問題点を挙げた。このようなシンガーの食の倫理とは異なる功利主義的な食の倫理はないのだろうか、次節で検討することにする。

10. 功利主義的な食の倫理の別ヴァージョン

シンガーとは異なる功利主義的な食の倫理のあり方を検討するとしても、ここでは苦痛の感受に関わる論点に限定しておく。まず共通の出発点として、ベンサムの功利主義に典型的なように、功利主義は統治の哲学であり、人間中心

主義をとる[37]。しかしこの人間中心主義は理性に依拠した自律的人間モデルや万物の支配者たる人間といった「濃い人間中心主義」ではなく、統治者が権利主体としての被治者の幸福最大化を統治目的と設定せざるを得ないという「薄い人間中心主義」であり、幸福や生存の点で、人間と動物のどちらを優先すべきかが問われるような極限的な二者択一の状況では、人間の利益を採らざるを得ないという意味での人間中心主義である。シンガーの食の倫理で挙げられた⑤ニーズ、つまり人間の生存を優先するという前提である。

その上で、シンガーの食の倫理の中心的問題は、何を食べるべきかに関する適切な道徳的線引きであった。シンガーは食べてよいものの規準を「種」ではなく、苦痛を感じ得る存在かそうでないかに関する科学的根拠に求め、痛みを感じる存在は食べてはならない、すなわちヴィーガン食を採用せざるを得ないと結論した。

しかし、そもそも他者が痛みを感じていることをわれわれが了解するのは、当の他者が脊髄をもち痛覚があるという科学的根拠からなのだろうか。われわれは、脊髄があり痛覚があるから、目の前の存在は痛みを感じているはずだとは考えずに、人間にせよ動物にせよ、悲鳴をあげたり顔を歪ませたり、痛がる素振りや様子から、その存在は痛みを感じていると了解するのではないか――ロボットでさえ、痛みを感じ得る、心ある存在と見なすように（大森 1981: 第17章）。この了解の仕方を、痛みの素振り的了解と名付けておく。シンガーのような科学的根拠からの考察が反省的で、痛みの素振り的了解が直観的と言えそうだが、自分ではない他者が痛みを感じていることを反省的に捉える場合にも、痛みの素振りという条件は重要である。

痛みの素振り的了解は実践的にはシンガーの科学主義的な痛みの了解と同様であり、その点で、植物と動物の線引きは明確である。野菜や果物を収穫する際、それらは動物のように痛がるわけではなく、われわれは収穫という行為に罪悪感を抱くことはない。いや、植物が痛みを感じていることを人間が認識できないだけで、植物特有の仕方で痛みを感じているかもしれないという批判に対しては、痛みの了解という観点から的外れと言わざるを得ない。目の前で牛や豚を刀で屠ることには目を背ける人でも（尤も屠畜は機械化されていて、そのような光景はまず見られないだろうけれども）、刀で白菜を切り取って収穫する行為が目を背けるほどの残虐さをもっているとは認識しないし、考えないだろう。ここには明らかに程度が異なる、あるいは次元の異なるものがあり、それが植物と動物の線引きとなっている。

むろん、素振りを根拠とする他者の痛みの了解が唯一の痛みの了解であるわけではないが、なんの素振りも反応も示さないのに、当の存在が痛がっているのだと了解するのは極めて困難だと言わざるを得ない。

さて、この痛みの素振り的了解は、シンガーが同列に論じている牛や豚と魚をどう扱うだろうか。科学的な観点からは、痛みを感じ得る存在という点で、牛や魚は同様に扱われる。但し、魚でも種類によっては「持続的な記憶力、複雑な社会生活、そして個性をもつ」（テイラー 2020: 139）が、牛のようにうめき声をあげたりはしないので、素振りの様態として、牛と魚では大きく異なる。上述した議論（佐藤 2010）のように、苦痛は常に倫理的に悪であるわけではないし、痛みの素振り的了解として牛と魚は区別できるのかもしれない。

ベンサムの害悪に関する1次的（primary）／2次的（secondary）の区別が、牛と魚に関する問題を考える際に有用かもしれない（Bentham 1970: chapter 2）。すなわち当事者のみに関係す

る害悪を1次的と見なし、関係者へと波及する害悪を2次的と見なすので、2次的害悪を感じ得る牛と感じ得ない魚とでは、その害悪の程度が大きく異なるということである。

さらにケア関係に入る存在とそうでない存在との区別という議論を導入すべきかどうか難しいところだが、牛の親子にはケア関係が生まれるが、魚にはそのようなケア関係は稀薄である——むろん牛の親子的関係と言っても、それは主に母牛と子牛との間に生まれるものではある。ベンサム的な害悪の理解および今述べたケア関係の有無からは、単に苦痛を感受できるから牛も魚も食べるべきではないという結論ではなく、牛は食べてはならないが、魚は食べてもよいとするペスコ・ヴェジタリアンの倫理が導かれる可能性がある。

その上で、ここで断っておくべきことは、痛みを感じることに焦点を合わせた場合、その対象を個別の存在ではなく、類的存在と見る必要があることである。痛がっているかどうかを規準にすると、例えば或る人物や動物が痛がらない場合、あるいはなんらかの事情で痛みを感じることができない状態である場合、その個体が道徳的な配慮の対象外とされてしまうからである。したがって、個々の個体が個別に痛みを感じられるかどうかにかかわらず、類的存在、すなわち痛みを感じ得る存在と見なして道徳的な配慮をすべきであると捉えることが重要である——これは健常者を正常と捉えるような健常者中心主義に陥らないように留意すべき論点である。

最後に、シンガーが依拠したベンサムの快楽主義では、苦痛の減少だけでなく、（ベンサムによれば同じことなのだが）快楽の増大という側面も重要である。食べるという行為には栄養の摂取にとどまらず、鍋を囲み他者と語り合い交わり合うことで、人生を豊かにする饗宴としての要素があるし、食べ慣れた料理に接すると懐かしい記憶や出来事が想起されるような側面が食にはある。これはシンガーが重視していない食の社会的な側面であるが、食を豊穣化し、人々の幸福を増大させるという功利主義的目標に資する側面でもある。シンガーのように、倫理的に正しい食物で栄養素が足りていれば問題がないというのは、人々の幸福増大という功利主義的観点からも考えなければならない論点である。「食物や食文化の多様性が、効率性や収益性によって失われているなかで、安全や安心の追求だけで、われわれの食生活が豊かになるとは思えない」（板井 2009a: 211-212）からである。

したがって食がもつ生理的栄養的な側面だけでなく、社会的心理的な側面を捉えることは重要である[38]。饗応という、他者との交歓から生じる快楽について、ベンサムは親睦の快楽などを含む14の快楽を挙げているし[39]、食は古来より、誰かと食卓を囲むことの快楽抜きには語れないものがある[40]。このような快楽という観点から、食の倫理を考える必要があり、それは藤原が指摘する「「食べもの」を見直すことより以前に「食べること」の制度の再設計」（藤原2014: 21）に繋がる営為でもある。いわばコトとして食をどのように捉え返すか、そして実現するかということが課題になっている。

おわりに

以上述べてきたところを、快苦への態度を規準にして、4人の仮想的な人物像に類型化することで、まとめとしておこう。

第1のタイプは快楽を追求する美食家であり、この人物は自己の快楽の飽くなき追求を志向するのみで、受苦という視点をもたないがゆえに、フォアグラをはじめとした動物への「虐待」的

な工場畜産を肯定するものである。自らの快楽享受と引き換えに生じている苦痛への配慮がなく、肉食などの習慣的な食生活をそのまま是認する生活保守主義的な立場である。

第２は苦痛を追求するダイエットに励む人物であり、近代社会における規律権力の作動によって、理想的な身体をつくるべく、日々ジムに通い、さまざまなダイエットを試す。美食家と異なり、自らに苦痛を与えることで理想的な身体を得ようとするものである。

第３は苦痛の減少を追求して、動物由来のものを一切拒否する、最も厳格なヴェジタリアンのヴィーガンである。人間にとどまらず動物の苦痛をも回避すべく、倫理的な選択をすべきであると考える人物であり、シンガーが最も望ましい食の選択者と見なしているが、ファナティックに他者の肉食の嗜好を否定してしまうこともある。

第４は、以上の3者と距離をとり、自他の快楽追求と他者に開かれている寛容の態度から、健常者中心主義に陥らずに感覚的存在を含めた受苦者の減少を考慮した食の饗宴的側面を重視する人物である。

本稿で取り上げてきたシンガーの功利主義的な食の倫理を、よりよい倫理として再構築するためには、第4の方向性から、動物や障碍者を含めた多様な存在の苦痛に配慮する方向へ洗練させていくことが、食の倫理のありうべき形の一つと思われる。その場合、さらに検討すべき課題としては、快楽主義的な功利主義に立脚しつつ、感覚的存在へのケアとして、sympathyやempathyに関する立ち入った検討が必要となるであろう。

引用文献

Adams, C. [1990] *The Sexual Politics of Meat: A Feminist-Vegetarian Critical Theory*, Continuum Intl Pub Group.『肉食という性の政治学――フェミニズムーベジタリアニズム批評』鶴田静訳、新宿書房、1994年。

Bauman, Z. [1992] *Intimations of Postmodernity*, Routledge.

Bentham, J. [1970] *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, eds. J. H. Burns and H. L. A. Hart, Oxford, Clarendon Press.『世界の名著 ベンサム ミル』山下重一訳、中央公論社、1979年に抄訳。

FAO [2002] *The State of Food Insecurity in the World 2001*, Rome.

FAO [2021] *The State of Food Security and Nutrition in the World 2021*, Rome.

Höglund, A. [2020] “What Shall We Eat? An Ethical Framework for Well-Grounded Food Choices”, *Journal of Agricultural and Environmental Ethics*, 33: 283–297.

Korthals, M. [2002] *Before Dinner: Philosophy and Ethics of Food*, F. Kooymans, Trans., Springer, 2004.

Melanie J. [2020] *Why We Love Dogs, Eat Pigs, and Wear Cows, An Introduction to Carnism, 10th Anniversary Edition*, Red Wheel Weiser.

Ryder, R. D. [2001] *Painism: A Modern Morality*, Open Gate Press.

Shriver, A. [2009] “Knocking Out Pain in Livestock: Can Technology Succeed Where Morality has Stalled?” *Neuroethics*, DOI 10.1007/s12152-009-9048-6.

Singer, P. and Mason, J. [2006] *The Ethics of What We Eat: Why Our Food Choices Matter*, Rodale Press.

Singer, P. 2009, *The Life You Can Save: Acting Now to End World Poverty*, Random House. 児玉聡・石川涼子訳『あなたが救える命』勁草書房、2014年。

Singer P. [2018] “Can Cultured Meat Save the Planet?” https://leapsmag.com/can-cultured-meat-save-the-planet/（2022年1月6日閲覧）

Thompson, P.B. [2015], *From Field to Fork: Food Ethics for Everyone*, Oxford University Press.『食農倫理学の長い旅』太田和彦訳、勁草書房、2021年。

Tuomisto H.L. & Teixeira de Mattos [2011] “Environmental Impacts of Cultured Meat

Production" *Environmental Science & Technology*, 45, 14, 6117-6123. https://doi.org/10.1021/es200130u
Zwart, H. [2000] "A Short History of Food Ethics", *Journal of Agricultural and Environmental Ethics*, 12: 113–126
赤坂憲雄［2017］『性食考』岩波書店。
秋津元輝［2014］「農と食をつなぐ倫理を問い直す」『農と食の社会学』ミネルヴァ書房。
秋津元輝［2018］「農と食をつなぐ倫理と実践」『農と食の新しい倫理』昭和堂。
池上甲一［2008］「安全安心社会における食育の布置」『食の共同体』ナカニシヤ出版。
石川伸一［2019］『「食べること」の進化史～培養肉・昆虫食・３Ｄフードプリンタ～』光文社新書。
伊勢田哲治［2018］「動物福祉の論理と動物供養の倫理」『肉食行為の研究』平凡社。
板井広明［1998］「初期ベンサムの統治構想－開明的立法者と公衆－」『イギリス哲学研究』第21号。
板井広明［2009a］「食と安全―何がどう問われるのか？」佐藤方宣編『ビジネスエシックスの論じ方』ナカニシヤ出版。
板井広明［2009b］「食の倫理と功利主義」『横浜市立大学論叢社会科学系列』第60巻第2号。
ウィルソン、B［2009］『食品偽装の歴史』白水社。
内山昭一［2012］『昆虫食入門』平凡社新書。
太田和彦［2000］「食農倫理学」吉永・寺本編『環境倫理学』昭和堂。
大森荘蔵［1981］『流れとよどみ――哲学断章』産業図書。
小野塚知二［2010]「イギリス料理はなぜまずいか？」井野瀬久美惠編『イギリス文化史』昭和堂。
柏尾珠紀［2018］「動物を殺して、食べる：食べること、いのちに与ること」『農と食の新しい倫理』昭和堂。
河上睦子［2015］『いま、なぜ食の思想か――豊食・飽食・崩食の時代』社会評論社。
河上睦子［2021］「コロナが変える「食」の世界――「いのちと経済」で揺れる「食の思想」を考える」『季報　唯物論研究』第155号。
コーエン、T［2011］『創造的破壊――グローバル文化経済学とコンテンツ産業』作品社。
厚生労働省［2019］『国民生活基礎調査の概況』。
神門善久［2006］『日本の食と農 危機の本質』NTT出版。
後藤博和［2008］「「食事倫理学」序説」『関西大学哲学』(26)，99-118。
近藤祉秋・吉田真理子［2021］『食う、食われる、食いあう――マルチスピーシーズ民族誌の思考』青土社。
桜井厚［2019］「近現代日本における食肉文化――食肉・屠場・部落をめぐるオーラルヒストリー」『日本オーラル・ヒストリー研究』第15号。
佐藤佳寿子［2020］「培養肉生産技術の課題と今後の展開」https://www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/__icsFiles/afieldfile/2020/11/10/2011t_sato.pdf（2022年1月6日閲覧）
佐藤宏之［2004］『小国マタギ 共生の民俗知』農山漁村文化協会。
佐藤亮司［2010］「動物倫理の実践としての脳神経倫理」『脳科学時代の倫理と社会（UTCP Booklet 15)』https://utcp.c.u-tokyo.ac.jp/publications/pdf/UTCPBooklet15_09_Sato.pdf（2022年１月31日閲覧）
ザラスカ M.［2020］『人類はなぜ肉食をやめられないのか』小野木明恵訳、インターシフト。
サンドラー R.L.［2019］『食物倫理（フード・エシックス）入門――食べることの倫理学』馬渕浩二訳、ナカニシヤ出版。
島薗進［2003］『〈癒す知〉の系譜――科学と宗教のはざま』吉川弘文館。
ジョンストン J. ＆バウマン S.［2020］『フーディー――グルメフードスケープにおける民主主義と卓越化』青弓社。
シンガー Ｐ.［1999］『実践の倫理 新版』山内友三郎・塚崎智監訳、昭和堂。
田上孝一［2021］『はじめての動物倫理学』集英社新書。
竹之内裕文［2018a］「農と食の新しい倫理をもとめて」『農と食の新しい倫理』昭和堂。
竹之内裕文［2018b］「農と食を結びなおす――産業社会における農と食の倫理」『農と食の新しい倫理』昭和堂。
土屋貴志［1996］「食べることはどのように倫理

の問題になるのか」『現代生命論研究』第9巻。
テイラー　S.［2020］『荷を引く獣たち』今津有梨訳、洛北出版。
鳥山敏子［1985］『いのちに触れる――生と性と死の授業』太郎次郎社。
中嶋康博［2004］『食の安全と安心の経済学』コープ出版。
中田哲也［2018］『フード・マイレージ 新版 あなたの食が地球を変える』日本評論社。
中村忠司［2022］「これからのフードツーリズム――地域アイデンティティ、産業の課題、「正しい」食を求める動き」『人はなぜ食を求めて旅に出るのか――フードツーリズム入門』晃洋書房。
パテル、R.［2010］『肥満と飢餓――世界フード・ビジネスの不幸のシステム』佐久間智子訳、作品社。
浜野喬士［2011］「肉食忌避・ベジタリアニズム・動物：倫理学的動物論と人間・動物関係論」『叢書アレテイア』第14巻、御茶の水書房。
林勇記［1945］『学校給食の新研究』有朋堂。https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1271091（2022年1月31日参照）
原谷直樹［2009］「消費者主権」佐藤方宣編『ビジネス倫理の論じ方』ナカニシヤ出版。
檜垣立哉［2018］『食べることの哲学』世界思想社。
福永真弓［2022］「弁当と野いちご――あるいは「ほんもの」という食の倫理」『現代思想』第50巻第2号。
藤原辰史［2014］『食べること考えること』共和国。
藤原辰史［2016］『［決定版］ナチスのキッチン：「食べること」の環境史』共和国。
藤原辰史［2018］『給食の歴史』岩波新書。
藤原辰史［2020］『縁食論――孤食と共食のあいだ』ミシマ社。
松本恒雄［2004］「企業のコンプライアンス・マネジメント」新山陽子編『食品安全システムの実践理論』昭和堂。
馬渕浩二［2019］「書評 フード・エシックスとはなにか――R・L・サンドラー『フード・エシックス』を読む」『中央学院大学人間・自然論叢』47。
ミラー D.［2011］『国際正義とは何か―グローバル化とネーションとしての責任』富沢・伊藤・長谷川・施・竹島訳、風行社。
安井大輔［2019］『フードスタディーズ・ガイドブック』ナカニシヤ出版。
安本教傳［2000］「『食』の倫理のために」『食の倫理を問う―からだと環境の調和』昭和堂。
山口英昌［2007］「食の安全を倫理の視点から」『日本の科学者』第42巻第9号。
吉沢文武［2019］「大学のなかのベジタリアン」『日本科学哲学会ニューズレター』第55号。
ラトゥーシュ　S.［2021］『脱成長』中野佳裕訳、白水社。
リトル　A.［2021］『サステナブルフード――食の未来を変えるイノベーション』加藤万里子訳、インターシフト。
レイチェルズ　J.［2003］『現実を見つめる道徳哲学』古牧徳生・次田憲和訳、晃洋書房。
レステル D.［2020］『肉食の哲学』大辻都訳、左右社。

1）本稿は専修大学社会科学研究所2021年度グループ研究助成B「経済思想史研究の現在 経済学とその周辺をめぐって」の成果の一部である。

2）昨今では食を論じるテクストが盛んに公刊されるようになった。本稿で検討するテクストのほかに、『食べること考えること』（藤原2014）、『ナチスのキッチン』（藤原2016）、『縁食論』（藤原2020）といった藤原辰史の一連の作品がそうであるし、（河上2015）や（安井 2019）などである。

3）2018年の相対的貧困率は15.4％、子どもの貧困率（17歳以下）は13.5％である（厚労省2019: 14）。藤原は子供の貧困対策という観点からも給食の歴史を捉えかえそうとしている（藤原 2018: 10）。

4）A.センが『貧困と飢饉』で論じたように、食料を入手する能力およびエンタイトルメントの剥奪という問題が現代日本で深刻な形で常態化している。

5）馬渕が指摘するように、food ethicsは食べ物の倫理学、食物倫理、食品倫理学、食の倫理学、

食農倫理学、食の倫理、フード・エシックスなどと訳され、いまだ定訳がない。『現代倫理学事典』『応用倫理学事典』にも項目として挙げられていない（馬渕 2019: 106-107）。ズワルトによれば、現代において応用倫理学から独立した食の倫理の研究は、1996年に出版されたBen Mephamの『食の倫理*Food Ethics*』に始まるという。しかし食の倫理は古代から連綿としてあり、古代は性の倫理や医学の倫理と併存し、食品の消費に焦点が合わせられていたが、中世を経て近代に至ると食品の消費から食品の生産へと関心が移ったという（Zwart 2000: 113-114）。

6）国際連合食糧農業機関（FAO）の食料安全保障の概念（2001年）「すべての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活のために、日々のニーズや食の好みに合致する、十分で安全で営養のある食料を、物理的、社会的、経済的に手に入れることができる時に存在している状態」（FAO 2002）も、同様の趣旨である。多国籍企業による種子支配などに対しては、食料主権概念が唱えられている。

7）もっとも、FAOも将来的に有望な食材としている昆虫食については、「コオロギ・チップス」や2種のコオロギから出汁をとったラーメン店「Antcicada」（東京）など、徐々に浸透してきている。昆虫食についての概要は（内山 2012）が簡便である。

8）https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/attach/pdf/012-17.pdf（2022年1月6日閲覧）

9）これはコーエンが『創造的破壊』で論じた、グローバル化によってローカルなもの・多様性が維持・保存されるという典型例であろう（コーエン 2011）。

10）ヴェジタリアンである吉沢は学会開催校の責任者となった場合に懇親会のメニューを選ぶことの苦悩を、「率直な気持ちとしては、私自身が肉や魚を含む食事を注文することの抵抗感は、強いものです」と語り、その葛藤を非ヴェジタリアンに訴えている（吉沢 2019: 9）。

11）食の安全に不安を覚える原因として、①情報不足（食品に関する情報の相対的な減少）、②新興危害（O-157やBSEなどの未知の危害の増大）、③参照点シフト（安全規準の高度化）、④規格化（量販店を中心にした食品販売）がある（中嶋2004: 20-21）。

12）付加価値の問題でも食品偽装は、大都市化や市場化、そしてフードチェーンの問題としても指摘できる。『今昔物語集』巻31「太刀帯の陣に魚を売る媼の語」（板井2009a）、19世紀のイギリス産業化の中でのサラダの消失（小野塚2010）など、さまざまな地域や時代において問題でもあったが、1820年に行なわれたアークムによる、ロンドンで横行していた食品偽装の化学的手法による暴露は、偽装と暴露における関係を感覚的な判別法に頼っていた時代から、化学的手法を用いる時代への画期となったと言う（ウィルソン 2009）。

13）但し、本稿では、仏教やイスラム教などの宗教的禁忌については、基本的に相対的な食の倫理であるという理解から、取り上げない。

14）後藤の「食事倫理学」は第4と第5の類型を混合させたものとも言える。「日本古来の土着的な、…無意識的な信仰心に支えられた基本的な「食の倫理」という「失われた伝統的な食の倫理…を、世俗化した現代社会に普遍的なかたちで再生させる途を探る」のが「食品倫理学（food ethics）」と区別された「食事倫理学（meal ethics）」であるという（後藤 2008: 115）。

15）美味であることに加えて、正しい食の条件として、健康的であること、安全であること、環境に配慮していることが挙げられる（中村 2022: 167）

16）肉食に関連する倫理的問題として、（伊勢田 2018：462-464、471）を参照。

17）植物については草木供養塔が各地にあるし、裁縫では針供養、茶道では茶筌供養など、モノさえ供養する興味深い文化がある。

18）むろん、家庭で、一般に食べ物を残すことを罪悪視する「勿体ない」の教育の影響もあろう。

19）①費用便益分析アプローチ、②功利主義的アプローチ、③義務論的アプローチに分けるものもある（Korthals 2002：47-49）。

20）功利主義は18世紀後半にイングランドの哲学者ベンサムが定式化した倫理学理論である。「最大多数の最大幸福」という標語で知られるベンサムの功利主義では、快楽主義に基づいて、行為や政策から帰結する快楽と苦痛を比較して、快楽が超過している状態を幸福と定義し、社会

の人々の幸福を最大化する行為が倫理的に正しい行為とみなす哲学・実践である。

21）これには、大量生産を目的とした工業化された慣行農業は、最大多数の最大幸福をスローガンとした功利主義がイデオロギーとなっていたという理解があるように思われるが、この点は別稿を期したい。

22）田上は「功利主義ではなくて義務論に立脚したレーガンの動物権利論によって、動物倫理学はその本来あるべき理論的な方向性を見出すことができた」（田上 2021: 94）と述べ、搾取や虐待、犠牲から動物を守るには、功利主義ではなく義務論こそが望ましいとしている。しかし本稿では権利に関する立ち入った議論はできないため、義務論的な立場の検討は控えておく。

23）肉食に関しては、屠畜にまつわる差別や偏見が日本では未だ存在していることは重大な人権侵害問題であるが、「人の命と動物の命を同じにみてしまう思い込みやこだわり」がそれらを助長しているという言説については（桜井 2019：39）、種差別の観点から再検討せねばならないだろう。

24）シンガーの功利主義的正当化のほかに、痛みを経験し得る存在は目的として扱われるような本質的な価値を持ち、したがって、苦痛を与えられない権利があるとするライダーの立場もある（Ryder 2001）。

25）冒頭で挙げた貧困の問題を考える時にこの規準は重要である。そもそも食料へのアクセスが様々な形で制約されていることを等閑視して、食の問題を考えるわけにはいかない。この点で、市場への人々の意思の反映が適切なものとなるよう、再分配政策を実施すべきであるという、ハットが提唱した本来の消費者主権を実現すべきであろう。ハットの消費者主権概念のこの含意については（原谷 2009）を参照。

26）この点の良質なフィールドワークおよび新たな人類学の方向性を示す成果として、（近藤・吉田 2021）がある。

27）この点は、シンガーの議論全般に関して当てはまる批判とも言える。世界の貧困も、どのような構造や歴史から生じているのかという視点はシンガーには稀薄であり、現にある貧困をどのように解決していくかという視点からのみ語られている。

28）トンプソンは家畜生産について、①肉食は倫理的に許容できるか、②今日の家畜の飼育方法は倫理的に許容できるか、③今日の家畜生産システムは動物福祉の向上のためにどのように改善されるべきかという3点を挙げ、①②の問いから、③の問いは論理的に独立していると指摘している（Thompson 2015: 134-135/162-164）。これは言い換えれば、①②は普遍的には許容できない問いであるが、③は現在の食料生産状況から考慮せねばならない問いだということである。そして動物福祉の向上にとって、健康（肉体）、感情（精神）、典型的行動（本性）を保障されるべきだという「コンセンサス・アプローチ」の重要性を挙げている（Thompson 2015: 139-141/168-171）。

29）これらについては、（板井 2009b: 361-363）を参照。

30）さらに倫理的ヴェジタリアンには、科学至上主義、理論の脆弱性、政治に関して単純すぎるという欠点があり、肉を食わないことで状況を変えようというナイーヴさなどを指摘し批判している（レステル 2020: 128-）。

31）肉食批判の根拠としては、おおよそ、①健康への悪影響（肉食由来の疾病＝癌や心臓病のリスク増、BSEや抗生物質耐性菌、メチル水銀汚染）、②動物への害悪（工場畜産での動物の不当な取り扱い）、③エコロジー（工場畜産や養殖による周辺環境や温暖化への悪影響）、④飢餓問題（食肉生産に使われる膨大な飼料消費）、⑤思想的・宗教的理由が挙げられる。

32）ヴェジタリアンであるザラスカは「なぜ肉を食べたくなるのかを知らないと肉を断つのは難しいだろう」（ザラスカ 2020: 17）と、その理由を探求しているが、「最も根本的な答えは、肉を食べることができるから」（ザラスカ 2020: 301）と結論づけている。

33）培養技術は土地や淡水の利用などの点で畜産と比べ物にならないくらいエコではあるが（Tuomisto 2011）、培養液に動物性が使われている場合（佐藤 2020）、一切の動物性を拒否するヴィーガンからすると手放しでは承認できない筈である。しかし動物の受苦を根拠とするシンガーのヴィーガン論からすると、培養技術の

過程では苦痛は生まれていないため、道徳的になんら問題ない技術となる。

34）『肉食という性の政治学』の著者C.アダムズならば、これに性差別主義を加えるであろう（Adams 1990）。

35）佐藤はシュライバーの条件付け場所選好パライダムを参照しつつ（Shriver 2009）、「動物が単に痛みを持っているだけではなく、それを苦しむこと、それゆえに倫理的な配慮に値する、ということを示しているように思われる」として、動物への道徳的配慮について脳神経科学的な観点から整理している（佐藤 2010: 224-225）。

36）シンガーの議論は、貧困の結果責任と救済責任について、まったく不適切であるとするミラーの批判は重要である［ミラー　2011: 283-287］。

37）ベンサムの功利主義では、人間だけではなく動物をも含んだ感覚的存在への道徳的な配慮が、その理論体系に組み込まれている（板井 1998）。

38）食は第１に生理的機能をもつ。これは純粋に生存を維持するために必要な栄養を摂取する機能である。第２は心理的な機能である。食事をとることで得られる満足感や、茶やコーヒーを摂取することによる覚醒作用を得る機能である。第３は社会的機能である。家族や友人と共に食事をとることで、親密権での情愛の再確認や共同体的な紐帯を強化する機能である。第４に顕示的機能である。何を食べているかで、その人物が何者であるかを言い当てると言い放ったサヴァランさながら、どのような食材を、どのようにして食べているか、またどこで食べているかで、食は顕示的な消費の対象となり、また社会的な標識ともなる。第５に、現代では少なくなったとは言え、社会規範の遵守という機能も付随している。食事の作法などに付随する社会規範を遂行するものとしての食である。

39）（1）感覚の快楽、（2）富の快楽、（3）熟練の快楽、（4）親睦の快楽、（5）名声の快楽、（6）権力の快楽、（7）敬虔の快楽、（8）慈愛の快楽、（9）悪意の快楽、（10）記憶の快楽、（11）想像の快楽、（12）期待の快楽、（13）連想に基づく快楽、（14）解放の快楽（Bentham 1970: Ch. V. 1.）。これらはさまざまに重なり合って感受される。田園風景を見た時の快楽は次の快楽から構成されるという。「感覚の快楽として、視覚の単純な快楽、聴覚の単純な快楽、嗅覚の快楽、快い内的感覚があり、連合によって生み出される想像の快楽としては豊富の観念とそれから生み出される幸福の観念、動物たちの無邪気さと幸福の観念、健康の不断の流れという観念、神への感謝の念（これら想像の快楽は共感の快楽とも通底するとされる）」（Bentham 1970: Ch. V. 33n (p).）。

40）むろん『孤独のグルメ』のように、１人で楽しむ食の世界を否定しているわけではない。

カンボジア開発過程への中国の影響
－国際援助協調の衰退と権威主義化の連動の分析

稲田　十一

はじめに－本稿の論点

本論文で焦点をあてるのは、中国の援助や経済協力の拡大が、2000年代に入って強化されたかにみえた国際援助協調の枠組みにいかなる影響を与えたかを、特に中国の援助の影響が大きいカンボジアを事例として取り上げながら検証することである。

論文の第1節では、1993年からの新生カンボジアの経済社会と政治の変容を具体的な数値指標の変化を参考に概観し、第2節では、2000年代半ばから拡大してきた中国の経済的プレゼンスの実態把握を行い、第3節では、そうしたカンボジアに対する中国の経済関係の拡大が、カンボジアを支援してきた国際援助協調体制にどのようなインパクトを与えてきたのかを検証する。最後に第4節で、カンボジアにおける権威主義化の外的要因について整理するとともに日本の関与のあり方について検討する。

中国は援助供与に際して内政への不干渉を唱えており、援助にあたって相手国の意思決定プロセスの透明性や腐敗のないことや民主的な手続を求める欧米の姿勢とは一線を画していることから、援助を梃子にした欧米の「民主化圧力」の効果を低下させている、あるいは、現地の既得権を持つ勢力と手を結び経済的利益を追求する中国の援助の拡大は、途上国の腐敗と汚職を助長するものであるといった批判もある。こうした議論が現実に即した批判であるかについては詳細な検証が必要であり、カンボジアについては、2014年の論文で詳細な整理と検討を行なった（稲田、2014）[1]。

本論は、カンボジアの過去30年の新たな国づくりの過程で、2000年代までは国際社会の援助協調の枠組みが形成され、民主的な国づくりを進めてきたという歴史を振り返り、2010年代になって顕在化してきたカンボジアの「権威主義化」と国際援助体制の変化との関係をより詳細に分析しようとするものである。

1．カンボジアの経済とガバナンス状況の推移[2]

（1）着実な復興と経済発展

以下では、まず、カンボジアの過去、およそ四半世紀の経済発展、人々の生活の改善の動向を、いくつかの主要指標をみることによって概観しておく。

カンボジアのGDP成長率の推移（図1）をみると、1994年以降着実な経済発展を遂げ、特に1999年以降2007年までは平均して年率10％程度の成長を達成してきた。2008年夏の国際金融危機後、GDP成長率は鈍化したが、2010年には回復し、その後も年率7％前後の成長率を達成している。

一人あたりGDPの推移（図2）をみると、1998年までの一人あたり所得は停滞し世界の最貧国の一つであり続けたが、ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟した1999年以降は、着実な発展を遂げてきた。2015年には世界銀

行の分類による、「低所得国（Low Income Country）」から「低位中所得国（Lower Middle Income Country）」の水準を超え、2019年時点で1,269米ドルである。

また、より総合的な開発指標である人間開発指数（Human Development Index: HDI）の長期的な変化を示したのが、図３である。これを見ると着実な改善を示している。カンボジアは1990年の0.364から2019年には0.594に改善（0.23上昇）している。

図１．カンボジアのGDP成長率の推移

（注）カンボジア統計局データより筆者作成。単位：％

図２．カンボジアの一人あたりGDPの推移

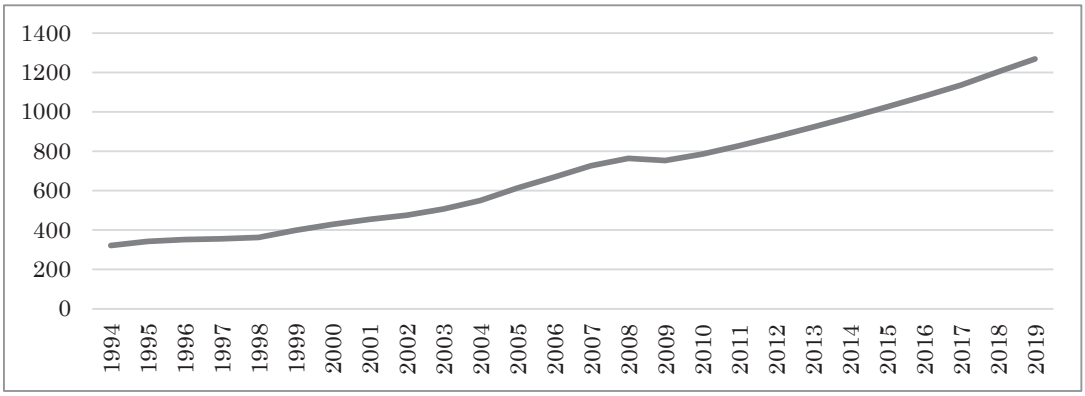

（注）世界銀行データより筆者作成。単位：米ドル／年

図 3. カンボジアの HDI の改善

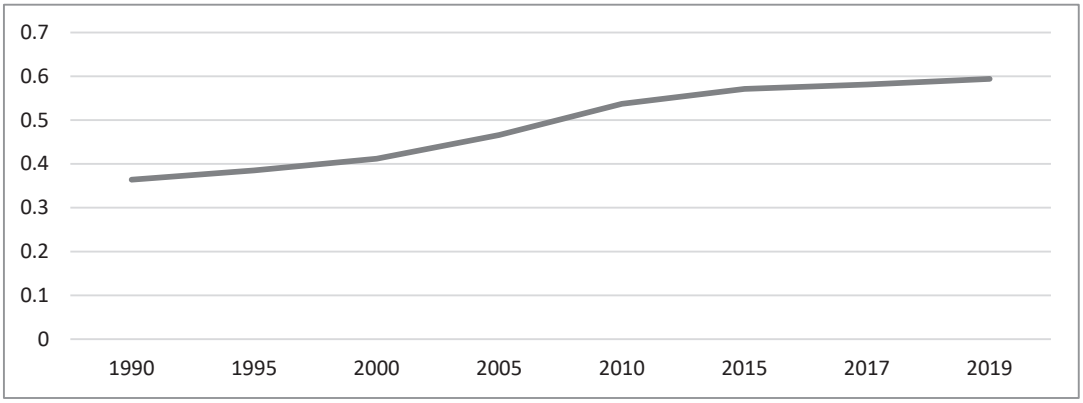

（注）UNDP の Human Development Report（人間開発報告書）各年版より筆者作成。

写真１と写真2は、同じ場所（プノンペン中心部にあるHotel Cambodianaの屋上）から撮影した、1992年と2016年の大きな変化の様子である（筆者撮影）。1992年時点では、周辺の建物は破壊されたままで野原には避難民が掘っ建て小屋に住んでいた。しかし、2016年には、周囲には新しいホテルなどの建物が立てられ、市民向けの公園・遊園地が整備されており、四半世紀の間に、急速な復興を遂げたことがよくわかる。

写真１―1992 年（Hotel Cambodiana の屋上より）

写真２―2016 年（同じ場所）

（2）国として次第に安定化

国の安定（あるいは脆弱性）を示す代表的な指標として、「国の脆弱性指数（State Fragility Index）」があげられる。これは25が最も脆弱で数値が小さいほど国が安定していることを示す総合指標である。これ（図４）を見ると、カンボジアは、1995年に16、2007年に12、2016年に11へと安定化し、近年の10年間はほぼ横ばいである。

図 4. カンボジアの State Fragility Index の改善

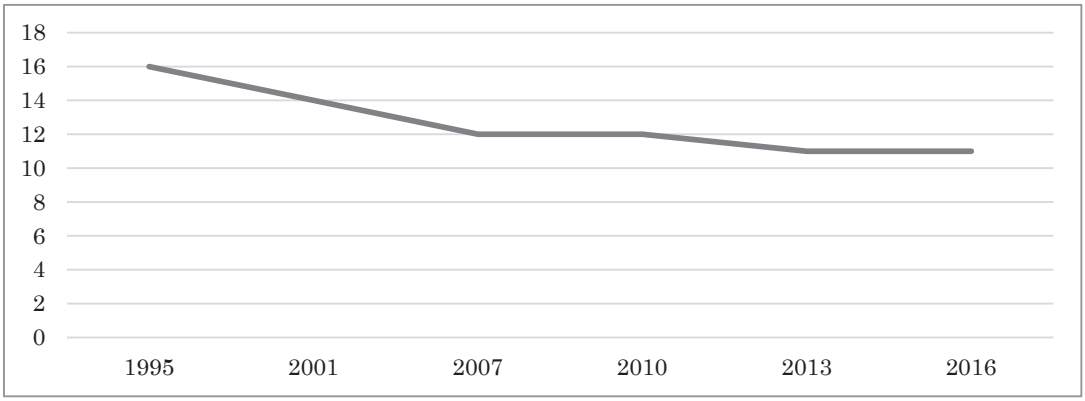

（注）Center for Systemic Peace, State Fragility Index 各年版（2017 年が最新版）より筆者作成。数値は 0 から 25 までで低いほど「安定」。

（3）行政能力のゆるやかな改善

開発に関わる行政能力を示す代表的な指標として、世界銀行による「国別政策制度評価（Country Policy and Institution Assessment: CPIA）」がある。これは、実際の世銀の融資政策の判断基準ともなる支援対象途上国の政策・制度・ガバナンスに関するレーティング（数値等による評価づけ）である。

カンボジアの行政能力は、ポル・ポト統治時代の虐殺により1970年代末にはいったんゼロに近い状況になったといわれたが、UNTAC時代を経て、国際社会の支援を受けながら、過去25年間に改善・向上してきた。図5にみられるように、カンボジアのCPIAは1995年には2.7であったが2007年頃には「脆弱国家（fragile states）」から脱する基準とされる3.2を越え、2010年には3.4になり、その後はほぼ横ばいである。

図 5. カンボジアの CPIA の推移

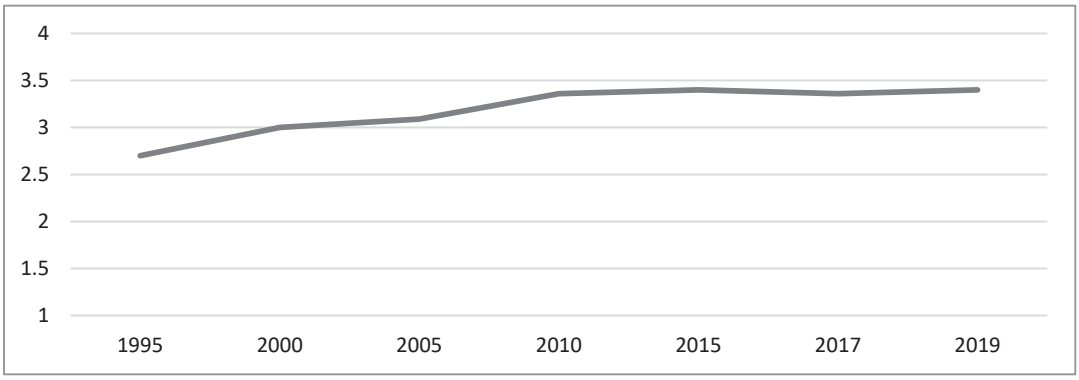

（注）世銀 HP の CPIA 各年版より筆者作成。数値は 1 から 6 までで大きいほど「良い」。

（4）腐敗・汚職の横行

また、欧米的な価値観を反映した評価指標の別の例として、国際NGOのTransparency International（TI）が毎年作成している「腐敗認識指数（Corruption Perception Index: CPI）」がある。これは腐敗度の深刻さを数値（1から10）で示したもので、数値が低いほど腐敗度が高いことを意味する。

カンボジアの場合、図6にみられるように、2003年に1.2ときわめて低く（腐敗度がひどく）、2006年に2.3（世界順位でみると良い方から数えて130位）、とやや改善されたが、2007年には2.1（同162位）に悪化し、その後ほぼ横ばいのまま、2020年も2.1のままである。2018年時点でカンボジアは世界の中でも最も腐敗度の高い国の一つ（世界183ヶ国中164位）と見なされており、また、2006年と比較すると近年、更に悪化傾向にあると考えられている。

カンボジアにおける腐敗や汚職の横行は、カンボジア社会が依然として地縁・血縁に基づく縁故主義社会であることに原因があるとする見方もある一方（天川、2004）、近年の政府による汚職・腐敗の横行は、与党である人民党支配の強化と経済的な利権の独占と関連しているという見方もある。

図6. カンボジアのTI-CPIの推移

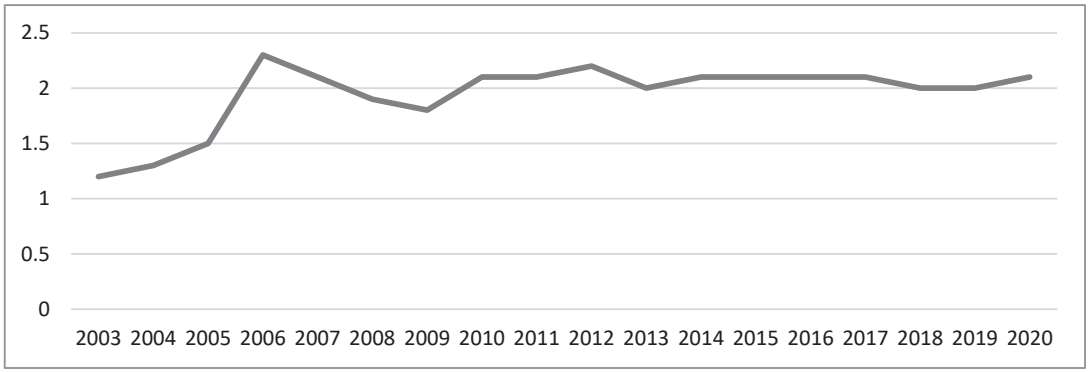

（注）Transparency International の CPI 指標各年版より筆者作成。数値は0から10までで大きいほど「良い」（汚職度が低い）。

（5）政治の権威主義化（民主化の後退）

政治体制の民主化度をはかる指標には、いくつかの異なる指標がある。以下では、代表的な指標として経済雑誌エコノミスト（The Economist）の「Democracy Index（民主主義指数）」とPolity IVスコアを確認してみる。

①The Economist のDemocracy Index（民主主義指数）

The Economist のIntelligence Unitが2006年以降、世界各国のDemocracy Indexを出している。それによれば、2006年以降の時期に関して、カンボジアの民主主義度は2006年に4.77であったが（これは「Hybrid Regime」のカテゴリー）、2016年以降急速に低下し、2020年には3.10まで低下し、これは「Authoritarian」のカテゴリーに位置づけられる。

図 7. カンボジアの Democracy Index の推移

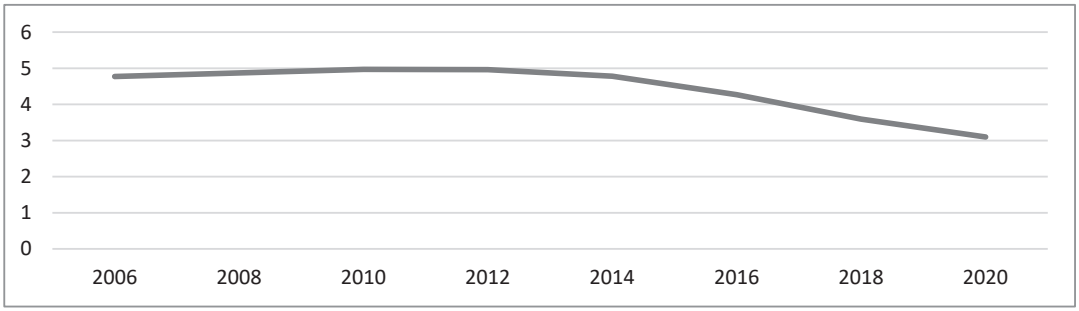

（注）The Economist の HP の Democracy Index より筆者作成。数値は 0 から 10 までで大きいほど「民主的」。

政治体制の変化をみる上では、民主的な政体であるかを示す Polity IV スコアの変化をみることも有益である。それによれば、2006 年以降の民主化の動向について、上記の Democracy Index とほぼ同様の動きを示しており整合的である。カンボジアのスコアは、国連暫定統治の中で新たな国づくりに着手した 1992 年以降、急速に民主化し「１」の水準に達し、1997 年の政変で一時的に落ち込んでいるが、1999 年以降、ある程度改善された水準（+2：開放的アノクラシー［完全に民主主義でも独裁主義でもない中間的な政治体制］）でほぼ横這いであった。しかし、2017 年を境として急激に悪化し、2018 年時点では「－5」（オートクラシー［Autocracy: 独裁政治・専制政治］）とされている。Polity IV の補足欄では、この大きな下落の理由を以下のように説明している。

「2018 年 7 月に予定されていた議会選挙に向けて、フン・セン（Hun Sen）首相は野党・救国党（CNRP）の指導者を反逆罪の罪で逮捕し、それを最高裁判所による救国党の解党命令の根拠として利用した（救国党の元リーダーであるサム・ランシーは国外に逃亡した）。救国党の解党は人民党（CPP）に支援されたフン・センによる自作のクーデターと考えられる。[3]」

図 8. カンボジアの Polity IV スコアの推移

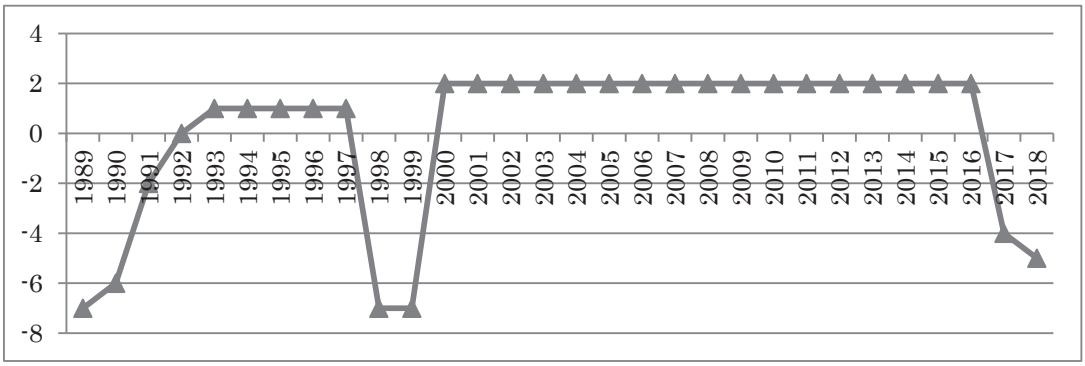

（注）Polity IV スコア（Center for Systemic Peace, Country Report, 各年版）より筆者作成。数値は－ 10 から＋ 10 までで高いほど「民主的」。

２．カンボジアに対する中国の援助と投資の拡大

（１）カンボジアへの援助の動向

1992年以降のカンボジア復興期において、カンボジアに対する最大ドナーは日本であった。日本政府は、1991年パリ和平協定の締結に尽力するなど、カンボジア和平に外交面から非常に深く関わった。また、国連PKO（平和維持活動）への初めての参加、警察支援などこれまで関与しなかった分野にも意欲的な支援を行った。経済復興面でもODAの積極的な投入を行ってきた。1990年代と2000年代を通じて、カンボジアにおいて、日本のODAは（二国間支援と多国間支援の両方をあわせた）国際社会全体の支援額のおよそ20％を占めてきた。

すなわち、カンボジアに対しては、1992年の国連PKOの開始以降、日本はカンボジアに対する最大のODA供与国としてその復興開発に深く関わり、その新しい国づくりにおいて日本が果たしてきた役割は極めて大きかったと言って良いだろう。しかし、バブル崩壊後の日本経済の停滞（失われた10年あるいは20年）もあって日本の存在感は次第に低下し、その一方で中国経済の台頭はめざましく、2010年には中国のGDPが日本のGDPを追い抜き、同じ年にカンボジアに対する中国の援助額は日本の援助額を追い抜いた。

中国の援助に関しては、中国がOECD（経済協力開発機構）に加盟していないこともあって、正確なODA額は不明であるが、カンボジアに関しては、中国は内戦時代（1975－91年）にクメール・ルージュやポル・ポト派を支援していたため、カンボジア政府（ヘンサムリン政権）に対する支援はなかった（日本も1978年末から91年まで援助凍結）。1992年の国連カンボジア暫定統治機構（United Nations Transition Authority in Cambodia：UNTAC）後も、中国はポル・ポト派を支援していたという歴史的経緯から新政府に対する援助には消極的であった。

図 9. 主要ドナーによる対カンボジア ODA 額の推移（単位：百万米ドル）

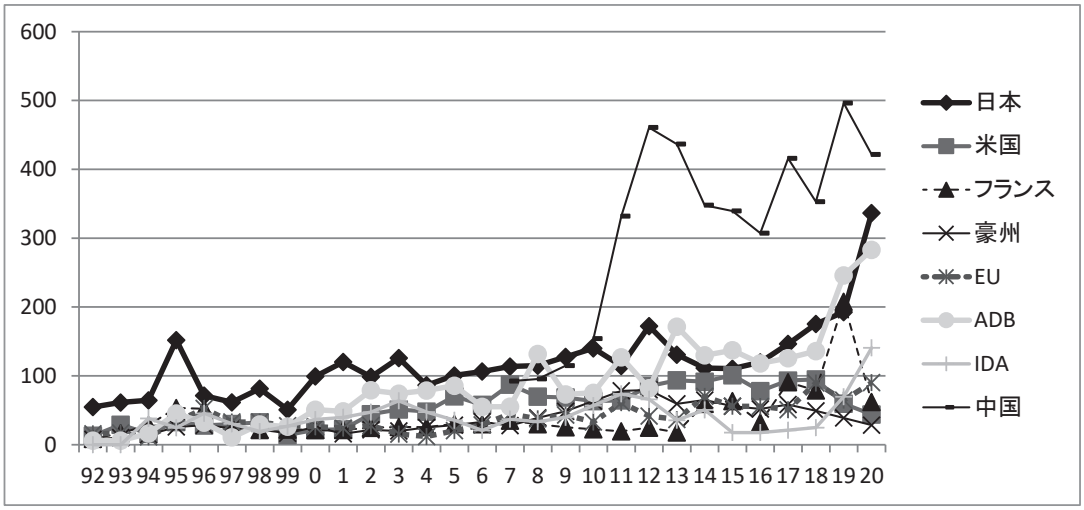

（注）１．支出純額（ODA ネット）、2019 年及び 2020 年は予測値
２．OECD/DAC 統計及び CDC 統計より作成

近年、カンボジアについては援助受入の窓口であるカンボジア開発評議会（Cambodia Development Council：CDC）が統計を整備するようになったこともあって、かなり正確な統計が入手できる。基本的統計として、過去28年間の主要ドナーによるカンボジアへのODA供与額の推移（1992－2020年）をまとめたのが図9であり、OECD/DACの統計をベースとして、中国の援助額についてはCDCの統計をもとに両者を結合して作成したグラフである。それによれば、中国のカンボジアへの援助額は、2010年に日本を抜き、近年ではその額は日本の4倍程度の規模に達している。なお、写真3および4は、中国が支援した援助案件の代表的な事例である（2017年、筆者撮影）。

写真３―国家評議会ビル

写真４―プノンペン郊外の橋
（左が日本支援の橋・右が中国支援の新しい橋）

（２）カンボジアへの投資の動向

一方、投資状況について見ると、カンボジアは1993年の選挙の後もしばらくの間、紛争の影響が残る国として、タイやシンガポールの華僑系企業を除いて外国からの企業投資は限定的であった。しかし、1999年のASEAN加盟によってグローバル経済の輪の中にようやく入ってくるようになり、特に2005年頃からカンボ

図 10. 中国の対カンボジア投資額の推移（1994-2020 年、固定資産形成、単位 : 百万米ドル）

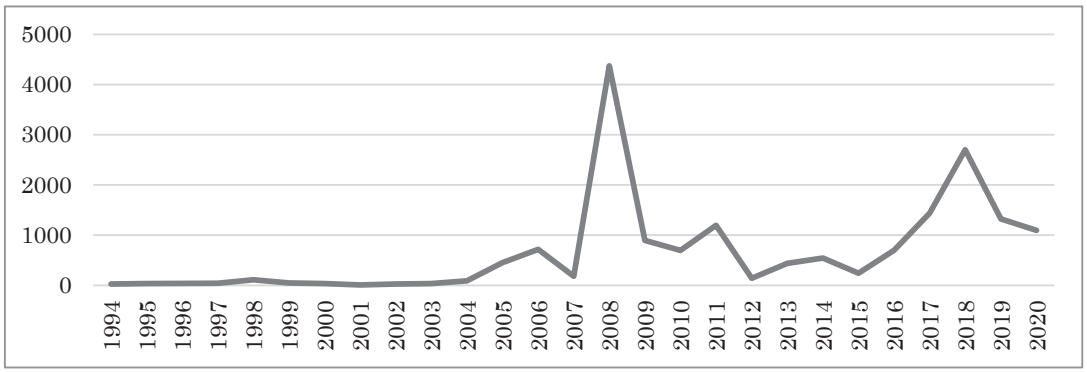

（注）カンボジア国立銀行統計より作成。

図 11. 対カンボジア投資認可額の国別比率（2010-2016 年の累計、単位 :%）

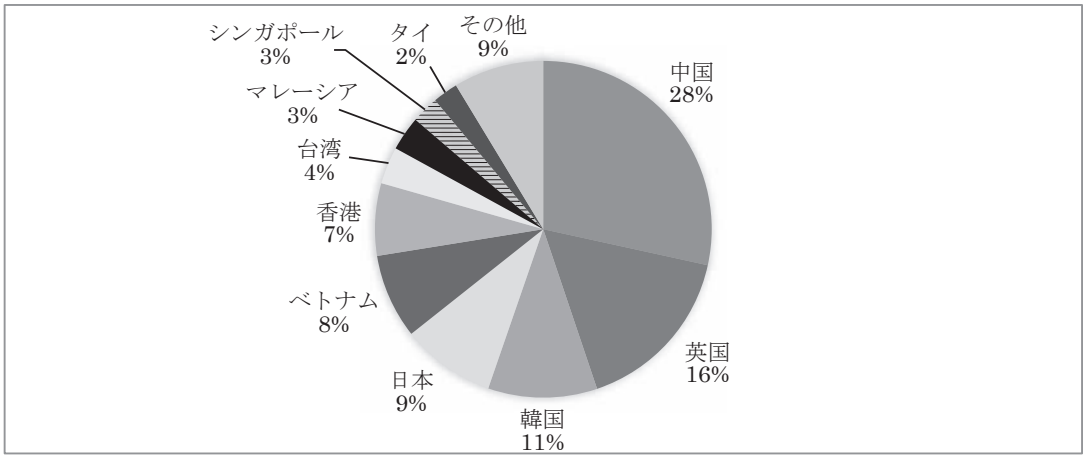

（注）JETRO「世界貿易投資報告」（2010~2017）より作成。＊中国が最大（ﾎﾃﾙ・飲食業・縫製業等）、英国は 2011 年のみ巨額案件（通商投資室が事務所開設、繊維産業）

ジアへの外国投資の拡大が顕著になってくる。それを牽引したのが中国企業である。中国のカンボジアに対する投資金額の推移（1994-2020年）をまとめたのが、図10である。

カンボジアに対する外国投資（認可）額を国別にみると、1994－2010年では中国が最も大きく（38%）、次いで韓国（19%）、マレーシア、米国、台湾、タイと続き、日本は12位であった[4]。その後2010－2016年の累計で見ると、中国の比率が28%と依然として高く、次いで英国が（2011年に）大規模な投資案件があったために16%、韓国11%、日本9%、以下、ベトナム、香港、台湾、マレーシア、シンガポール、タイと続く（図11）。日本は2007年にカンボジアと投資協定を結び、2011年後半より、日本企業のカンボジア投資が拡大してきており（稲田、2013a）、たとえば首都プノンペンのイオンの出店は、日本企業のカンボジア進出の成功例とされているが、中国の存在感の大きさに変化はない。

また、近年（2011年以降）の中国の援助の供与額が年間約4億ドル前後で推移しているのに対し（図9参照）、中国の対カンボジア投資の金額は、経済状況に左右される度合いが高く年による変動が大きいものの、2017年以降は一貫して10億ドル以上の規模であり、経済的なインパクトは援助よりも大きい。なお、カンボジアの固定資本形成で最も大きいのはカンボジア国内資本による投資であり全体の半分程度を占め、一国全体の固定資本形成に占める中国の投資の比率は、例えば2018年で約46%、2019年で約16%、2020年で約15%に留まる（図10参照）。しかし、カンボジア資本には実態として中国系の企業が多く含まれていると想像され、大雑把にみて、援助の金額よりも一桁大きい規模の重みを持っていると推定される。

要するに、中国の投資が圧倒的に多く、その内容としては（資源関連を除けば）リゾート開発やホテル、カジノなど観光分野の不動産投資が数としては多いが、その一方で、縫製業など労働集約産業の投資も顕著であり、それによる雇用の拡大に関して、一定のインパクトを与えてきたことは事実である。近年のカンボジアの衣料品の輸出（特に欧米むけ）の拡大は、こう

した投資によって支えられてきた面がある（CDRI、2011：34）。特に、プノンペンからシアヌークビルに至る地域（プノンペン周辺、国道3号沿い、シアヌークビルの経済特区、等）には、数多くの中国企業の工場があり、周辺から多くの労働者（特に若い女性）を雇用している（写真5および6）。

写真５－南部の中国進出企業

写真６－工場労働者の若い女性達

写真７－中国企業による開発事業
（住民の強制立退きが問題となった）
（注）いずれも 2016 年、筆者撮影。

なお、カンボジアの縫製品の最大の輸出先は米国である。この背景には、1996年に米国から最恵国（MFN）待遇をえることができたことがある。カンボジアの衣料品貿易は多繊維取決めに規定されており、カンボジアは数量制限を免れその恩恵を受けてきた。しかし、この多繊維取決めは2004年に期限切れとなるが、2004年10月にはWTO（世界貿易機関）への加盟が実現し、最低限の関税率（MFN レート）で輸出する権利を確保することができ、このことがカンボジアの縫製業のその後の発展を支える大きな要因となってきた[5]。

一方、中国企業による開発事業の中には、問題視されるものも存在する。カジノを併設した大規模ホテルは、プノンペンの景観と風紀を損ねるものとして批判的な市民もいる。またプノンペン市内（中央に近い北西部）に中国企業によって建設されている大規模なビジネスコンプレックスは、土地の提供にあたって、カンボジア政府がそれまでそこに住んでいた地元住民を強制退去させた際に、住民の抵抗と市民団体の批判にさらされた（写真７）。世銀など国際機関や欧米ドナーの一部には、この問題を理由とする援助の削減にもつながった。

３．国際援助協調の盛衰―カンボジア事例

カンボジアは、かつては国際援助協調の典型的事例の１つとして取り上げられていた。カンボジアにおける国際援助協調の進展を説明するには、まずは、2000年前後の国際援助協調の潮流について説明しておく必要があろう。

（1）国際援助協調の高まり－モデル国としてのカンボジア

世界銀行は、1996年にウォルフェンソンが新総裁になったのち、貧困削減を世銀の第一の組織目標として位置づけ、また、世銀の果たすべき役割は、開発戦略に熟知した「ノレッジ・バンク（知識の銀行）」として、途上国の開発政策策定を支援するとともに、さまざまなドナーの支援を効果的に束ねてゆくことであるとした。

そうした考えの元、1998年頃から、世銀は（ウォルフェンソン自身が）包括的開発フレームワーク（Comprehensive Development Framework: CDF）を提示し、これをもとに、マクロ経済支援から、インフラ建設、社会開発、貧困削減、ガバナンス支援など、あらゆる開発の課題を一つの枠組みの中でまとめ、国際機関や各ドナーがそれぞれの比較優位のある分野を中心にしながら密接に協力し相談しつつ、途上国側の開発戦略を練り、支援をしていくことを主張してきた[6]。また途上国側には、さまざまな開発の課題をCDFのマトリックスに対応した形でまとめた開発計画案の作成の必要性を提唱した。これがより具体的な形で結実したものが貧困削減戦略報告書（Poverty Reduction Strategic Paper：PRSP）である。今日、多くの途上国でPRSPを中核に各ドナーが支援するようになっており、PRSP は事実上世銀がチェックすることになっているという点で、世銀主導のメカニズムであると言うこともできる。また、世銀はPRSPをとおしてCDFを実現したとも言いうる[7]。

こうした枠組みの形成をとおして、援助協調の体制にも大きな変化がもたらされることになった。2000年以前の、世銀を中心とするCG（Consulting Group: 支援国）会合のシステムは、年1回、主要ドナーが集まって、それぞれの支援の総額や重点分野・内容等の概要を互いに公表し合うような、やや儀式的な会合であった。しかし今日、開発のさまざまな分野ごとに、当該国の担当省庁を含めて各ドナーの担当者が現地でワーキング・グループ会合を頻繁に開催し、分野ごとに開発政策の方向性を議論し、その分野の具体的な案件全体を確認し、各ドナーがその中のどれを支援するかといった議論をするようになった。こうした現地での頻繁なワーキング・グループ会合は、現地でルーティン化され、特に教育分野や保健医療分野においてその進展が顕著である。こうした動きは、セクターワイド・アプローチ（Sector Wide Approach: SWAp）とかセクター・プログラム化と称される。2000年代前半は、こうした「パートナーシップ・アプローチ」が急速に強化された時代であった。

1990年代から2000年代、カンボジアはこうした国際援助協調のモデル国であった。カンボジアで、とりわけ2000年以降進展した援助協調強化の動きは、次のようないくつかの側面に分けて整理することができる。なお、1993年から2020年までの間に生じた、これらの具体的な動向や変化を時系列の一覧表の形で整理したのが表1である。

①支援国会合の現地化（2002年以降）

1993年にパリで第1回カンボジア復興開発委員会が開催されたのち、この会合は毎年1回、カンボジアに対する主要な二国間支援国であるフランス（パリ）及び日本（東京）で交代に開催されてきた。1996年からは「カンボジア支援国会合（CG会合）」と称され、引き続き2001年まで東京とパリの交代でCG会合が開催されてきた。しかし、国際社会での途上国側のオーナーシップや現地でのアラインメント重視の議論を受けて、2002年からCG会合はカンボジアの首都プノンペンで開催されるようになった。

②セクター毎のWG設置（1999年開始、2004年以降本格化）

また、1999年に六つのワーキング・グループ（WG）が設置され、2002年に更に一つが追加、2004年には合計17のテクニカル・ワーキング・グループ（TWG）が設置された。これは、開発の分野ごとに担当省庁と関連ドナーが一同に関して具体的な開発計画と支援内容を議論する場である。年1回のCGに加えて現地で頻繁に開催されるものであり、以下で述べるPRSPやセクターワイド・アプローチの具体的な議論と調整の場となっている。

③PRSPとMDGsの連携（2000年、2001年以降）

2000年に国連開発機関を中心に「ミレニアム開発目標（MDGs）」が提示され、その一方、世界銀行を中心に途上国に対して貧困削減に重点を置いた開発計画であるPRSPの策定を求める動きが強まった。カンボジアにおいても、2003年に「カンボジア・ミレニアム開発目標（CMDGs）」が打ち出される一方、同年、世銀はカンボジア財務省を中核において2003－2005年を対象とする国家貧困削減戦略（National Poverty Reduction Strategy: NPRS）づくりを支援した。

④開発計画－NSDPとして統合（2005年）

世銀が主導したNPRSとADB（アジア開発銀行）がその作成を支援してきた社会経済開発計画（Social Economic Development Plan: SEDP）は、2001年に作成された第二次SEDPと2003年に作成されたNPRSが併存する形で、その混乱と主導権の取り合いが指摘されてきた。しかし2005年末になって、ようやく両者が一つのNPRSとして一本化されることになった。カンボジアの関係省庁や関連する主要ドナーがそうした統一的な開発計画の必要性を認識した結果、開発計画としてNPRSと連携することを求めたことが背景にある。

実際の国家開発計画の策定過程としては、SEDP、NPRS、CMDGsのそれぞれの策定を支援してきたアドバイザー達が一つのグループとしてNPRSの作成を支援する形で、カンボジア側では（財務省ではなく）計画省がとりまとめを担当し、ライン省庁（支援対象分野毎の担当省庁）は各分野でその計画づくりに協力する形がとられるようになった。

⑤セクターワイド・アプローチの強化－教育（SWAp）・保健医療（SWiM）

国際社会のさまざまな支援アクターが，その支援を全体として効果的に進める方策として、あるいは支援対象国のガバナンス課題に対するアプローチとして、近年、重要性を増しつつあるのがセクターワイド・アプローチ（SWAp）である。カンボジアにおいても1990年代後半以来、とりわけ教育や保健医療分野において広まってきた。教育分野ではSWAp、保健医療分野ではSWiM（Sector-Wide Management）とよばれるように、これらの分野の政策について全体的な政策枠組み（policy framework）を各ドナーが共有し、その上で各ドナーが分担してそれぞれに支援する形がとられるようになった。

セクターワイド・アプローチと密接に関連するのが、財政支援やコモン・プール（共通基金）の有用性についての議論である。カンボジアにおいても財政支援の支援スキームに基づいて各国が支援する方向に持っていくべきだとする英国や北欧のようなドナーがあった一方、日本は引き続き、プロジェクトに基づいた支援を重視してきた。世界銀行は、長期的には財政支援の枠組みは望ましいとしながらも、財政支援の前提となるのは政府の公共財政管理能力や透明性などであり、援助協調が進展したこの時期

においても、カンボジア政府の財政管理運営能力は十分とはいえず、そうした過渡的な状況では財政支援は必ずしもうまく機能しないという見解を持ち、カンボジアにおいては財政支援やコモン・プールは広まることはなかった。

（2）カンボジアにおける援助協調下のオーナーシップの現実

上述のように、PRSPやMDGsが国際社会の主要ドナーの協調の核としての役割を果たしてきていたとはいえ、開発や支援の方向性をめぐって、ドナー間の主導権争いも一方で存在する面も否定できない。実際、ドナーにより支援のエントリー・ポイント（相手国の中で支援の中核として重視するカウンターパート）の違いがみられる。各国内主体は、相手国の国内政治過程の中でさまざまな組織間の政治的綱引きや縄張り争いがみられることもよくある。こうした国内的な組織間の縄張り争いとドナー間の支援のエントリー・ポイントの重点分野の違いが、ある種の「組織間政治」を生み出すこともある[8]。

カンボジアにおいては、1992年以来、多くのドナーが支援に関わってきた。UNTACの終了に引き続きカンボジア支援を熱心に進めた国連開発機関をはじめ、アジア開発銀行や世界銀行などの国際機関が、それぞれに復興支援のショーウィンドウとしてのカンボジアに深く関わっていったが、各ドナーの支援のエントリー・ポイントには重点の違いがみられる。こうした主要ドナーの支援のエントリー・ポイントの違いを簡略化して図式化したものが、図12である。この図をみてもわかるように、カンボジアの「オーナーシップ」を代表する主体は、現実にはさまざまである。

国際機関について見ると、世界銀行は、その支援にあたって通常、財務省をエントリー・ポイントとしている。カンボジアにおいては、1992年当初、財務省の能力はきわめて弱く、世界銀行はその人材育成と能力強化を支援し、その公共財政管理能力の強化を進めてきた。一方、アジア開発銀行は、計画省を中核に社会経済開発計画づくりを支援してきた。計画省は、伝統的な社会主義システムでは経済計画づくり

図 12. カンボジアでの援助の主要パートナー（概念図）

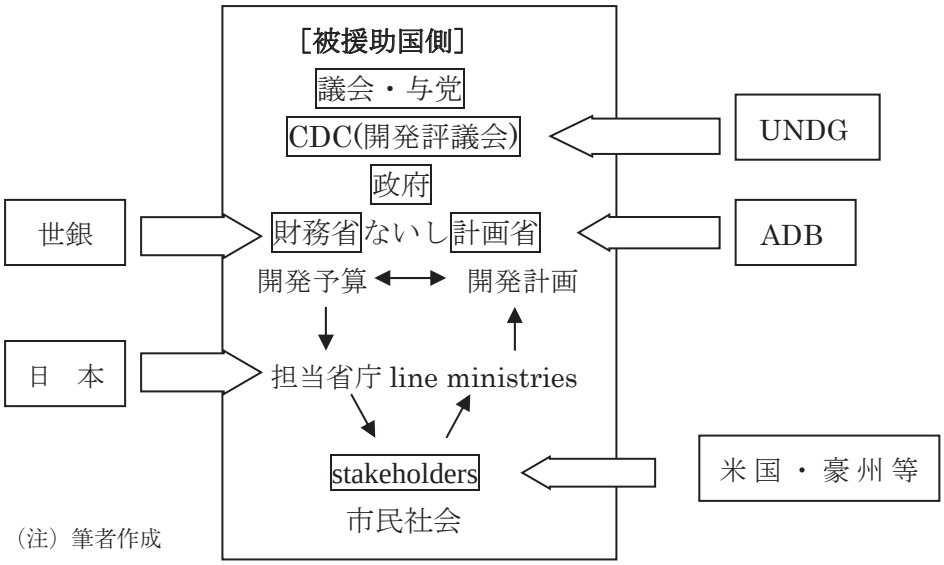

（注）筆者作成

の中核的な役割を担っており、復興過程でのカンボジアにおいても、この計画省を中核に開発計画づくりをすることが最も自然であると考えられたからである。更にその一方で、国連開発グループ（UNDG）は、援助協調の核となるカンボジア側のカウンターパートとして、カンボジアの内閣のもとに新たに設立されたカンボジア開発評議会（CDC）を重視してきた。CDCは比較的小さな組織で、開発予算を左右する権限は持っていないが、開発の長期ビジョンづくりなどに関わり、主要ドナーの援助のとりまとめにあたる権限を持っている。

日本は1992年以来2010年まで、一貫してカンボジアにおける最大支援国であり、その後も引き続き主要援助国であり続けているが、日本の援助のシステムとして、支援対象の分野毎の担当省庁（これをline ministriesという）を支援のカウンターパートとして重視してきた。また、米国は、UNTAC後に成立したカンボジアの政権の主要政党（与党）であり続けている人民党が、UNTAC以前にかつてベトナムの支援をえてカンボジアを実効支配してきたヘンサムリン政権の流れを組む社会主義政党であることから、カンボジア政府を通じる支援を停止する米国議会によって作られた法案が存在しており、主として、NGOなどいわゆる市民社会に対する直接支援という形で援助を供与してきた。

（3）2010年代以降－国際援助協調の衰退

ところが、2010年に中国が日本を抜いてカンボジアに対する最大ドナー（支援供与国）になると、1990年代後半から2000年代に進展してきた国際援助協調の枠組みは急速に衰退していくことになる。

①中国の最大援助国としての台頭

この原因は、第一に、最大援助国となった中国が、国際援助協調の枠組みから距離を置いたことである。中国は2000年代に広まったセクター会合（分野別会合）に参加せず、特に中国の支援の中核を占めるインフラ関連事業は、公共事業省などの担当官庁（ライン省庁）との二国間の交渉の中で案件が形成・実施されてきた。また、そこにおいて、中国の開発事業の進め方として、カンボジア政府側と他の開発事業の許認可とバーター取引をしたり、融資と無償の援助を組み合わせたり、他ドナーと比較して柔軟な交渉戦術をとるといったことが行われてきたとされ、それはカンボジアにとってメリットもあった。その一方、交渉過程が非公開で透明性に欠けるとの批判もあり、そうした不透明な決定過程の中で、汚職や賄賂の可能性が指摘されてきた。

②伝統的ドナーの影響力低下

ただし、中国のドナーとしての台頭だけが原因というわけでもなく、2010年代にはいって、米・英などが国際援助協調の姿勢を弱め内向き志向となってきたことも指摘できよう。英国は1997年に成立した労働党政権が国際援助協調を重視する潮流を引っ張ってきたが、2010年に労働党政権から保守党を中心とする政権（自由民主党との連立）になってからは、財政支援などの援助モダリティ（支援枠組み）に消極的になった。また援助資金の「選択と集中」を主張し、カンボジアは英国の「優先的援助対象国」のリストから外れ、2014年以降は実質的に援助が停止された。また、米国も、オバマ政権（2009年1月～2017年1月）下では国際援助協調の枠組みに歩調を揃えセクター会合にも出席していたが、2017年に成立したトランプ政権は「アメリカ・ファースト」を主張し、国際援助協調から距離を置くようになっていた。

また、世界銀行も、カンボジア政府が、プノ

表１．カンボジアにおける支援国会合メカニズムの進展と後退

年	カンボジア政府	援助協調の動向	カンボジア政治社会動向
1993		第１回カンボジア復興開発委員会（ICORC、於：パリ）	1993 年まで国連が暫定統治、第一回総選挙（KR 不参加）、新王国憲法公布、新王国政府成立
1994	国家復興開発計画（NPRD）	第２回 ICORC（於：東京）、CDC 設立	ポル・ポト派非合法化
1995		第３回 ICORC（於：パリ）	
1996	第１次社会経済開発計画（SEDP）1996 － 2000	第１回カンボジア支援国会合（CG、於：東京）	イエン・サリ投降・恩赦
1997		第２回 CG 会合（於：パリ）	CPP Funcinpec 武力衝突、ASEAN 加盟見送り
1998	三角形戦略（TS）		第２回国政選挙、CPP/Funcinpec 連立政権、国連代表権を回復
1999	PRSP 導入発表	第３回 CG 会合（於：東京）、教育 SWAP・保健 SWIM 導入、DDR 計画発表（00 年開始）、政府・ﾄﾞﾅｰ・ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ WG 設置	ASEAN 加盟
2000		第４回 CG 会合（於：パリ）（PRSP 導入）	
2001	第２次社会経済開発計画（SEDP）2001 － 05	第５回 CG 会合（於：東京）	
2002		第６回 CG 会合（於：プノンペン）	ASEAN サミット主催（初のカンボジアにるサミット主催）
2003	国家貧困削減戦略（NPRS）2003—05、カンボジア・ミレニアム開発目標（CMDGs）	17 の TWG/GDCC 設置	第３回国政選挙
2004	四角形戦略（RS）カンボジア・開発パートナー・調和化・アラインメント宣言	第７回 CG 会合（於：プノンペン）	
2005	カンボジア・調和化・アラインメント・開発結果マネジメント行動計画	CG 会合･国家戦略開発計画（NSDP）に合わせて翌年に延期	「経済特別区の設置及び管理に関する政令 148 号」
2006	国家戦略開発計画 2006-2010（SEDP と NPRS を統合）	第８回 CG 会合（於：プノンペン）	
2007		第９回 CG 会合（於：プノンペン）、米国・対政府直接援助を再開	
2008		第 10 回 CG 会合（於：プノンペン）	第４回選挙 - 人民党圧勝
2009	国家戦略開発計画（NSDP）2009-2013	第 11 回 CG 会合（於：プノンペン）	
2010		第 12 回 CG 会合（於：プノンペン）、中国が日本を抜いて最大ドナーとなる	
2011		2011 ～ 2013 年の世銀による援助の凍結	プレアビヒア寺院をめぐってタイと大規模な武力衝突が発生
2012			2 回目の ASEAN 議長国
2013	5 か年戦略である「四辺形戦略」（RS）を発表		第五回国民議会選挙 - 救国党躍進
2014	国家戦略開発計画（NSDP）2014-2018	英国・援助を 2014 年以降実質的に停止	イオンモール開設
2015	産業開発政策（IDP）2015-2025		
2016			世銀分類の「低所得国」から「中所得国」に格上げ
2017		米国・政府への援助凍結	カンボジア救国党が最高裁命令で解党
2018			第６回国民議会選挙 - 人民党が 125 の全議席を独占
2019	国家戦略開発計画　（NSDP）2019-2023		
2020		EU による経済制裁（特恵関税適用停止、８月）、中国との自由貿易協定締結（10 月）	

（出所）筆者作成

ンペン市内の開発事業の計画・実施に際して、それまで居住していた住民の強制移転・排除を強行したことを理由に、2011年から2013年にかけてカンボジアへの援助を凍結した。

そうした中、中国が最大援助国として登場したことで、カンボジア政府の中国への経済・外交両面での傾斜が進み、欧米や国際機関のカンボジア政府に対する民主化や開発における民主的な手続きの重視の要請に耳を傾けなくなったということが、全体的な背景要因として指摘できよう。

③主要援助国の援助凍結

上述のように、2011年から2013年にかけて、世銀がカンボジアへの援助を凍結し、2014年には、イギリスがカンボジアへの援助を停止した。2017年末には、同年11月のカンボジア救国党の解党命令を受けて、米国はカンボジア政府への援助を停止した（市民団体への援助は継続）。

2020年8月には、民主化や民主的ガバナンスをその支援にあたって重視するEUが、実質的な経済制裁の手段の一つとして特恵関税の適用を停止した。EUは米国に次ぐカンボジアの縫製品の主要な輸出先であり、その影響は小さいとは言えない。その一方、直後の同年10月に、カンボジア政府は中国との自由貿易協定を締結した。また、カンボジアはすでにASEANに加盟し、中国とASEANの間の自由貿易協定の恩恵を受けているため、この中国との新たな協定は、シアヌークビルなどでの中国の投資に関わる協定であり、貿易上の影響は大きくないとの見方もある。ともあれ、EUの経済制裁の経済的及び政治的効果は、現時点では限定的なものに留まっているようである。

4．カンボジアにおける権威主義化の外的要因

近年、カンボジアの政権は権威主義体制を強化しつつある。他方で、カンボジアにおいて中国の援助の拡大や経済的関係の強化が進んでいるが、中国の「内政不干渉」や「政経分離」の政策が、カンボジアの権威主義体制の強化に影響を与えているのだろうか？

（1）カンボジアにおける人民党支配の強化

この議論を考察するためには、カンボジアの政治状況に関する説明が必要であろう。

カンボジアでは、1993年5月の第1回総選挙の結果、予想に反してフンシンペック（独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線）党が最大議席を獲得したが、人民党・フンシンペック党が連立政権を組んだ。1998年7月の第2回総選挙を経て、11月にはフン・センを中心とした人民党・フンシンペック党の連立政権が再び成立するが、第3党としてのサム・ランシー党も一定の組織力を持っていた。2003－04年になっても、人民党とフンシンペック党の二大政党の連立関係は依然継続するも、地方では人民党の組織が強く、2003年7月の第3回総選挙では人民党が多数を占め、2005年の上院選挙の実施も人民党主導となった。更に2008年7月の第4回総選挙で人民党は圧勝した（85議席獲得）。人民党の党員数は、過去四半世紀の間に急速に拡大し、党員組織率は2008年時点で人口の約36％、有権者の約59％に達したとされる（山田、2011:10－11）。こうした圧倒的な組織率の拡大により、入党しなければ不利益を被る社会構造になってきたとされる。

2013年7月28日に第5回国民議会選挙が行われ、フン・セン首相を首班とする政権が発足した。しかし、この選挙では、人民党の得票率は

図 13. これまでの国民議会選挙における主要政党の獲得議席（議席総数 123）

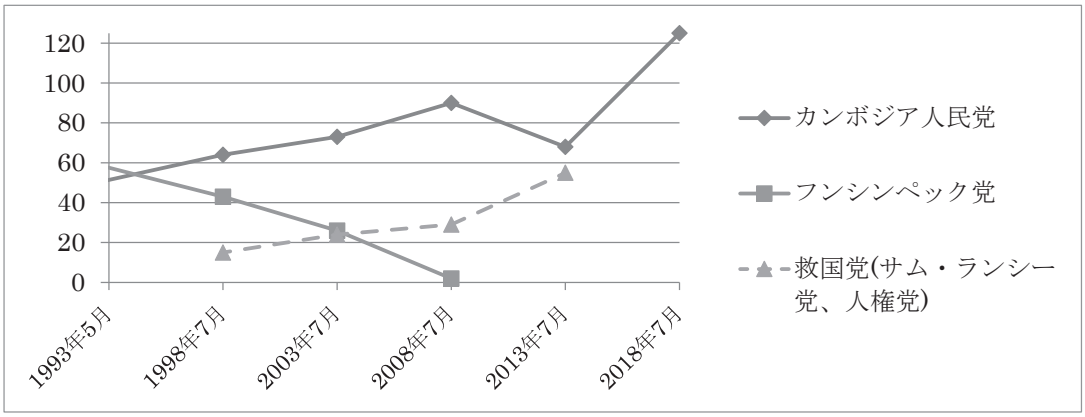

（注）公式結果をもとに筆者作成。救国党は前身のサム・ランシー党及び人権党の数値を合む。

写真 8 － 2017 年 11 月・救国党解党命令の日の最高裁判所前の警備（筆者撮影）

48.8％にとどまり、選挙に先立ってサム・ランシー党と人権党が合流した救国党が44.5％の得票率を獲得した。総議席数123のうち、人民党が68、二つの野党が合併して成立した救国党（サムランシー党首）が55議席と、予想に反して人民党の勢力が伸び悩んだ。この要因として、人民党政権の近年の腐敗・汚職に対する一般国民の反感が野党の救国党の票に流れたとされる[9]。

2017年6月の地方選挙では全体として与党・人民党がかろうじて優勢で（得票率50.8％）、救国党の得票率は43.8％にとどまったものの、都市部では野党に勢いがあった。こうした状況のなか、政権の継続に危機感を抱いた与党は、野党勢力の押さえ込みを図る。野党第一党であったカンボジア救国党に対し、2017年11月に最高裁が解党を命じ、2018年7月に実施された普通選挙では人民党がすべての議席（123議席）を独占し、事実上の一党支配体制となっている[10]（図13および写真8参照）。

その後も、フン・セン首相率いる人民党の政権は、政権に批判的な言論を「フェイクニュース」として厳しく取り締まったり、政権に批判的なメディアの発行を禁止するなど、メディアの情報統制を強化している[11]。

（2）援助と内政の関係－欧米の民主化支援と中国の内政不干渉のインパクト

こうしたフン・セン政権の強権的な傾向の高まりと中国の援助の拡大がどの程度の関係を持っているのかを明らかにすることは容易ではない。

2005年以降のカンボジアは、着実な経済発展を達成した時期にあたる。一方で、中国の経済的政治的影響力が急速に増してきた時期でもある。中国からの投資は2005年頃から急増し（図10参照）、またその援助額は2010年に日本

を抜いてカンボジアに対する最大ドナーとなり（図9参照）、2011年以降は圧倒的に大きな援助国として以前にも増して大きな影響力を持つようになっている。

1990年代にはカンボジアへの主要援助国は日本と欧米諸国であったが、2000年代後半に中国の影響力が拡大するにつれ、与党である人民党のフン・セン首相は、人権問題で改善を求める国連機関やフン・セン一族の森林不法伐採を糾弾するNGOなどを追い出すような行動をとるようになった。また、政府による強引な土地の接収や汚職・腐敗の蔓延などを理由に、世銀のカンボジア政府に対する支援の一部が凍結される事態も生じた。カンボジアの場合、国際機関を含む欧米ドナーは、民主的制度やその手続き、人権尊重や汚職対策を重視し、ガバナンス改革の一環としてそうした要素を援助供与の際の考慮の要素として改善を求めてきた。実際、2013年の選挙で救国党が議席を拡大した後の時期には、カンボジアの市民社会の影響力の拡大への期待も語られていた（OXFAM, 2014）。

しかし、中国が内政不干渉の原則のもとで多額の支援を供与していることは、国際的な外交的圧力を無力化させるものであり、ガバナンスの不透明さや腐敗を温存させるのに役立っているとの批判もある。また、カンボジアは2022年のASEAN首脳会談の議長国となることが予定されており、中国はその拡大する影響力を使って、南シナ海問題に対するASEANの論調を自国に有利な方向に持っていこうとしているとの議論もある。中国の支援（無償援助）案件の一つとして、2023年にカンボジアで開催される予定の東南アジア競技会のメイン会場であるスタジアムが建設されることになっているのも、中国の同様な意図を示すものであるとの指摘もある。

このように、フン・セン首相や人民党の独裁的な行動を可能にした背景として、欧米ドナーから中国に援助と投資をより依存するようになったことがあるという議論は可能であろう。ただし、開発事業手続きが不透明であることや汚職・腐敗等の課題は、国内の政治制度の問題である。国外（外部ドナー等）からの政治への影響力・インパクトも軽視し得ないが、本来的には内からの民主政治のチェック機能が働くことが重要である。カンボジアの事例は、2017年の救国党の解散と2018年の総選挙での人民党の議席独占によって、内からのチェック機能が低下してしまったことが問題といわざるをえない。

また、近年のカンボジアの権威主義体制化は、外的な要因というよりは、カンボジア独自の構造的な政治変化であると見る見方もできるかもしれない。カンボジアの人民党政権は、もともと1978年末にベトナム共産党の後ろ楯を得てポル・ポト派をプノンペンから追放して成立した社会主義政権である。1993年のUNTACのもとでの選挙に際して「マルクス－レーニン主義」の党の綱領を放棄したとはいえ、社会主義的な思想を背景とする政党であることは否定し得ない。1993年から2000年代の間は、経済復興と国の再建をするにあたって欧米を中心とする国際社会の支援は不可欠であり、カンボジアの政権はその民主化要求の圧力を無視し得なかった。

しかし、共産党が権力を握る中国が「内政不干渉」の原則をかかげながらカンボジアへの最大援助国として登場すると、もともとあった社会主義的な国家運営が復活してきたと見ることもできる。言い換えると、ある種の政治の「先祖帰り」とも言えよう。他方、フン・セン政権の権威主義化は、社会主義的な政治運営といったイデオロギー的な側面とはあまり関係がなく、着実な経済成長とともに拡大する経済利権を独

占しようとする「利権政治」の強化であると見る見方も可能であろう。

（3）日本のODAの外交的スタンス－「普遍的価値」の共有か？

国際政治の議論においては、中国の援助が拡大する中で、カンボジアだけでなく多くの開発途上国で欧米ドナーのODAを通じた外交的影響力は低下し、「民主主義が脆弱な国々で中国の影響力が増している」との見方もある（Walker et al、2017）。実際、欧米や日本が民主化問題やガバナンスをめぐる課題を理由として援助を削減しても、カンボジア政府を中国の援助に依存する方向に追いやる結果になるだけであるとの見解もある。一例として、2017年11月に米国が不発弾処理の援助を削減したところ、中国が即座にその穴埋めとして援助を約束したという事例があった[12]。

2017年11月17日には、カンボジアの最高裁判所で、救国党の解党と100名以上の救国党の政治家の政治活動を禁ずる命令が出された[13]。EUや米国など多くの欧米諸国は民主化に逆行する行動をとらないよう改善を求め、援助の削減に言及している。こうした状況の中で日本が果たすべき役割は、民主政治上の課題を理由に援助を削減することではなく、むしろ引続き関与しながら「静かな外交」を推し進めること、すなわち、表立って批判してはフン・セン政権はますます耳を傾けなくなるため、善意の友好国として支援をしながら相手の面子をつぶさない形で助言をする方が効果的であるとの議論もある[14]。

実際、過去において、1997年7月にラナリット第一首相派（当時）とフン・セン第二首相派（当時）の武力衝突の結果、フン・セン派が権力を握った事件（いわゆる「7月政変」）の際には、欧米ドナーがカンボジアへの援助を凍結する中で、援助凍結はカンボジアの復興開発プロセスを停滞させることになるとして、日本政府は援助を継続したという先例がある。結果として、1998年に国民議会選挙が実施されたのち人民党とフンシンペック党の連立政権が継続され、1999年にはASEANへの加盟が実現したことは、こうした「静かな外交」アプローチが肯定的な結果につながったと評価する議論もある。

他方で、こうしたアプローチは、日本は民主主義を軽視しているとの批判を国際社会から受ける可能性がある。1997年の時点での援助継続は、内戦終了後まだ間もないカンボジアの復興プロセスを支援する意味で正当化できたが、新しい国家づくりから25年以上が経過した現時点で、何を対カンボジア外交の優先的な価値・国益と考えるべきなのか。カンボジアの民主主義に逆行する動きに批判的な人々は欧米のみならずカンボジア国内にも日本国内にもいる中で[15]、日本の援助方針について、国際・国内向け両面で説得力のある説明が求められよう。

近年の中国の圧倒的な経済力は否定しようもなく、そうした中国の経済力を活用しながら経済発展を進めようとするカンボジアの試み自体は合理的選択でもある。中国がカンボジアの経済や政治のあり方や行方を左右する大きな要因であることは否定し得ず、中国が果たす役割はきわめて大きい。中国が大国として国際的な責任をより意識しながら、カンボジアをはじめとする開発途上国の開発過程に関わっていくことを期待するとともに、そのような期待の実現にむけた国際世論の圧力も必要であろう。

一方、「権威主義開発体制」が開発を効率的に進める一つの道であるという考え方も、かつて1960年代から80年代にかけてないではなかったが、今や東南アジアの多くの国が民主的な社会に向けて努力している。また、開発を進

めていく過程で、国民・住民の意見の尊重や腐敗・汚職を防止するメカニズムとして、議会やメディア・市民社会によるチェック機能は不可欠であり、「債務の罠」に陥るリスクを軽減する観点でも、民主的な政権交代や議会・マスメディア等のチェック機能は重要であろう。

長らく最大のドナーとしてカンボジアの経済開発を支援してきた日本としては、国際社会と民主主義的価値を共有する観点から、地道にカンボジアの経済開発への支援を継続しながら、民主的な社会づくりに向けた手助けもあわせて積極的に進めていくべきであろう。

[参考文献]

[和文]

朝日新聞取材班（2019）『チャイナスタンダード－世界を席巻する中国式』朝日新聞出版。

天川直子編（2004）『カンボジア新時代』日本貿易振興会アジア経済研究所。

稲田十一（2004）「国際開発援助体制とグローバル化」，藤原帰一，李鍾元，古城佳子，石田淳編『国際政治講座第３巻――経済のグローバル化と国際政治』東京大学出版会，第４章。

稲田十一（2009）「脆弱国家における国際援助調整」，稲田十一編著『開発と平和――脆弱国家支援論』有斐閣，第11章。

稲田十一（2013a）「カンボジアの復興開発プロセスと日本の援助・投資」『専修大学・社会科学年報』第47号。

稲田十一（2013b）「カンボジアにおける近代化と社会関係資本の変容」『専修大学・社会関係資本研究論集』第4号。

稲田十一（2013c）『国際協力のレジーム分析――制度・規範の生成とその過程』有信堂。

稲田十一（2014）「新興ドナーとしての中国の台頭と東南アジアへの影響」、99－128頁、黒柳米司編『米中対峙時代のASEAN』（第3章）、明石書店。

稲田十一（2020）ドナーとしての中国の台頭とそのインパクト－カンボジアとラオスの事例」、金子芳樹・山田満・吉野文雄編『一帯一路時代のASEAN－中国傾斜の中で分裂・分断に向かうのか』（第7章）明石書店。

今村裕二（2011）『カンボジア投資における三つの留意点』（JICA専門家作成資料）。

植村未来（2014）「2013年カンボジア総選挙における市民社会の戦術転換」『アジ研ワールド・トレンド』No.219。

国際協力機構国際協力総合研修所（2004）『PRSPプロセス事例研究――タンザニア・ガーナ・ベトナム・カンボジアの経験から』国際協力機構。

小林誉明（2007）「中国の援助政策－対外援助改革の展開」『開発金融研究所報』第35号。

下村恭民／大橋英夫／日本国際問題研究所編（2013）『中国の対外援助』日本経済評論社。

下村恭民編（2006）『アジアのガバナンス』有斐閣。

末廣昭／大泉啓一郎／助川成也／布田功治／宮島良明（2011）『中国の対外膨張と大メコン圏（GMS）/CLMV』東京大学社会科学研究所。

世界銀行編，小浜裕久，富田洋子訳（2000）『有効な援助――ファンジビリティと援助政策』東洋経済新報社。

廣野美和編（2021）『一帯一路は何をもたらしたのか』勁草書房。

柳原透（2008）「国際援助レジームの形成とその意義」『海外事情』９月号。

山田裕史（2011）「国連暫定統治後のカンボジアにおける民主化と平和構築の再検討」日本国際政治学会・2011年度研究大会・部会８「紛争後の国家建設と民主的統治」（2011年11月12日）報告論文。

[英文]

Brautigam, Deborah (2009), *The Dragon's Gift: The Real Story of China in Africa*, Oxford University Press.

CDC (Cambodia Development Council) (2016), *Development Cooperation and Partnerships Report*, CDC (Phnom Penh).

CDRI (2011), *Assessing China's Impact on Poverty Reduction in the Greater Mekong Sub-region: The Case of Cambodia*, CDRI (Phnom Penh).

DfID (2006), *Drivers of Change: Refining the Analytical Framework: A Framework for Political*

Analysis, DfID (U.K.).

Greater Mekong Subregion Development Analysis Network (2014), *Inclusive Development in the Greater Mekong Subregion: An Assessment*, A GMS-DAN Publication (Phnom Penh).

Halper, Stephan (2010), *The Beijing Consensus: How China's Authoritarian Model will Dominate the Twenty-first Century*, Basic Books. （ステファン・ハルパー著、園田茂人／加茂具樹訳（2011）『北京コンセンサス－中国流が世界を動かす』岩波書店。）

Hossein, Jalilian ed. (2013), *Assessing China's Impact on Poverty in the Greater Mekong Subregion*, Institute of Southeast Asian Studies (Singapore).

Hughes, Caroline, Tim Conway (2003), *Understanding Pro-poor Political Change: the Policy Process in Cambodia*, Overseas Development Institute (London, UK).

Human Rights Watch (2015), *30 Years of Hun Sen: Violence, Repression, and Corruption in Cambodia*, Human Rights Watch (US).

Hurley, John, Scott Morris, Gailyn Portelance (2018), *Examining the Debt Implications of the Belt and Road Initiative from a Policy Perspective*, CGD Policy paper 121.

Ikenberry, G. John (2008), "The Rise of China and the Future of the West: Can the Liberal System Survive?" *Foreign Affairs*, Jan/Feb.

Inada, Juichi, (2013), "Evaluating China's Quaternity Aid: The Case of Angola," in Shimomura Yasutami & Ohashi Hideo, *A Study of China's Aid*, Palgrave, pp.104-121.

Leftwich, Adrian (2008), *Developmental States, Effective States and Poverty Reduction*, UN Research Institute for Social Development.

Li Rougu (2008), *Institutional Sustainability and Economic Development: Development Economics Based on Practices in China*, China Economic Publishing House.

OXFAM (2014), *Political Economy Analysis of Civic Space in Cambodia*, OXFAM (Phnom Penh).

Paerker, Sam, Gabrielle Cheflitz (2018), *Debtbook Diplomacy: China's Strategic Leveraging of its Newfound Economic Influence and the Consequences for U.S. Foreign Policy*, Harvard Kennedy School.

Ramo, Joshua Cooper (2004), *The Beijing Consensus*, The Foreign Policy Center.

Robinson, Mark & Gordon White eds. (1998), *The Democratic Developmental State*, Oxford University Press.

Sato, Jin, iroaki Shiga, Takaaki Kobayashi, Hisahiro Kondoh (2010), *How do "Emerging" Donors Differ from "Traditional" Donors?: An Institutional Analysis of Foreign Aid in Cambodia*, JICA Research Institute, March (Tokyo).

Schedler, Andreas (ed.) (2006), *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*, Lynne Rienner Publishers.

Shimomura, Yasutami, Hideo Ohashi (2013), *A Study of China's Foreign Aid*, Palgrave.

Sivhuoch, Ou, Kim Sedara (2013), *20 Years' Strengthening of Cambodian Civil Society: Time for Reflection*, CDRI Working Paper Series No.85.

Strangio, Sebastian (2014), *Hun Sen's Cambodia*, Yale University Press.

United Nations (2014), *Cambodia Common Country Assessment (CCA) UNDAF 2016-2018*, United Nations (Cambodia).

Unteroberdoerster, Olaf (ed.) (2014), *Cambodia: Entering a New Phase of Growth*, International Monetary Fund (USA).

Walker, Christopher, Jessica Ludwig (2017), "From Soft Power to Sharp Power: Rising Authoritarian Influence in the Democratic World," in *Sharp Power*, National Endowment of democracy.

［中文］

中华人民共和国国务院新闻办公室（2011）『中国的对外援助』。（Information Office of the State Council of The People's Republic of China (2011), *China's Foreign Aid*.）

［ウェブサイトのデータ］

Center for Systemic Peace, *Polity IV Score (Country Report)*.

Center for Systemic Peace, *State Fragility Index*.

Economist Intelligence Unit, *Democracy Index*.

Freedom House, *Freedom in the World Country rating*.
Transparency International, *Corruption Perceptions Index (CPI)*.
UNDP, *Human Development Report*.
World Bank, *IDA's Performance-Based Allocation System*.

［謝辞］

本論文は、以下の研究助成の研究成果の一部である。

（１）平成30年－令和3年（2018－2021年）度・文部科学省科学研究費（基盤研究C・一般）「援助供与国としての中国の台頭と国際援助体制へのインパクトの分析」

（２）令和2年－3年（2020－2021年）度・専修大学社会科学研究所（グループ研究助成A）「ポスト・コロナ時代における中国の国際経済秩序へのインパクト」

---

1 そこでの暫定的な結論は、事業レベルで部分的には腐敗や汚職を助長している面はあるが、国全体としての権威主義体制化や与党支配の強化と中国の援助が直接的につながっているとまでは明確には言い難い、というものであった。

2 図3から図9は、2020年の論文（稲田、2020）に掲載したものを、最新データを追加して更新したものである。

3 2018 update of the Polity IV dataset (annual time series)、より。

4 CIB（カンボジア投資委員会）統計、百万米ドル。今村裕二（JICA専門家）作成資料「カンボジア投資における三つの留意点」2011年6月、より。

5 初鹿野直美「カンボジアとWTO」『アジ研ワールド・トレンド』No.225（2014. 7）、参照。

6 The World Bank, *Comprehensive Development Framework*, 1998.

7 世銀についての文献は少なくないが、2000年前後の変化についての比較的読みやすい文献としては、以下のものがある。大野泉「世界銀行－開発援助戦略の変革」NTT出版、2000年。朽木昭文『貧困削減と世界銀行』アジア経済研究所、2004年。

8 「組織間政治」モデルは、米国の政治学者グレアム・アリソンが政策決定モデルの一つとして整理した概念である。（グレアム・アリソン『決定の本質－キューバ・ミサイル危機の分析（第2版）』日経BPクラシックス、2016年。オリジナルは、Allison, Graham T. (1972) *Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis*.）

9 2013年の選挙に際して、40以上のNGOが参加するプラットフォームが設置され、組織的な連携が実現したことも指摘されている（植村、2014）。

10 2018年選挙では、カンボジア人民党以外に、フンシンペック、民主主義同盟党、クメール未来党が選挙に参加したが、人民党の得票率84.5%に対して、それぞれ6.5%、5.3%、3.7%であり、議席獲得はできなかった。

11 Cambodia Dailyの発行を禁止し、Phnom Penh PostやKhmer Times（いずれも英字新聞）は存続しているが、政権に批判的な記事を発表した編集長などが更迭された。

12 Khmer Times, *China pledges help on mines: Hun Sen meets Chinese premier*, 15 November, 2017.

13 Phnom Penh Post, *'Death of democracy' CNRP dissolved by Supreme Court ruling*, 17 November, 2017.

14 在プノンペン日本大使館へのインタビュー（2017年11月18日）。

15 例えば、高橋智史「日本人が知らないカンボジアの強権化と独裁」東洋経済オンライン（2017年11月21日）http://toyokeizai.net/articles/-/198220

「封建制の危機」下におけるパンデミック発生の諸要因
― カペー王権期からヴァロワ王権成立期を中心に ―

近江　吉明

はじめに

繰り返される地球規模の異常気象下で、新型コロナウィルス（COVID-19）が世界各地で猛威を振るっている。このパンデミックという現象に注目したせいか、主に、感染症学の論考の中では、今回の感染症の大流行を14世紀のペストのそれとの比較において捉えようとする歴史認識が示され、それが一定の影響力をもって受け入れられている。14世紀のペスト大流行の際の人的被害の実態を考えれば、こうした認識が出てくるのも止むを得ないことであろう。

ただし、この捉え方の説明として、感染症学の一部が「このようなペストの流行は人類の滅亡まではおこさなかったものの、ヨーロッパでは中世から近世の幕開けという大きな歴史の原動力となった。これはある意味で、人類の社会を進化させる役割を担ったといってもいいだろう」[(1)] と言い切ることには、歴史学の立場からは一定の留保をせざるを得ない。というのも、ペストの流行の下での人口減少がヨーロッパ封建社会を大きく変えたという歴史認識には首肯し難いからである。

しかしながら、以上のような認識が一人歩きしてきてしまっているのには、その要因として、歴史学側における学説史的な整理が不十分であったことが指摘されねばならない。詳論は避けるが、今では過去の「イデオロギー論争の残滓」として無視される傾向にある「封建制から資本制への移行論争」あるいは「封建制の危機論」に係わる諸研究成果の確認が必要となろう。

本稿では、主にフランスの封建制研究が打ち立てた「封建制の危機」像の再確認を行ない、13・14世紀ヨーロッパにおける「封建制の危機」の実態に迫ることにしたい。今回のこの作業では、マルク＝ブロック（Marc Bloch）の封建制研究[(2)] にまで立ち返り、とりわけ、ギィ＝ボワ（Guy Bois）の『封建制の危機』研究[(3)] を重視しながら「14世紀ペストの流行」の諸要因を限定していくことにする。また、本稿では、主に13・14世紀「フランス」の中世後期が分析対象となるが、「フランス」とは地域概念であって近代国民国家としてのそれではないことを強調しておきたい。それは、「イングランド」と表現する場合も同様である。

Ⅰ、「封建制の危機」の展開とその特徴

14世紀フランスにおけるペスト大流行の背景とその実態を探る場合、先ず明らかにしなければならないのは、中世フランスの主だった地域に展開していた「純粋荘園制」（＝中世領主制）がどのような場面で、如何なる因果関係の中で「危機」を迎えたかの確認である。

「純粋荘園制」を生み出したのは、「中世農業革命」と一括される三圃制農法の定着、荒蕪地や森林地などの開墾の促進による耕地の拡大に伴う農業生産力の増大である。その結果、13世紀には人口の増大が生じ、あわせて急成長していた中世都市の確立の中で、「中世農業革命」

の水準の範囲内ではあるが、商品貨幣経済（＝市場経済）が成立していた。この動きを速めたのは、長期にわたる十字軍侵略による「東方貿易」への参入であったことは言うまでもない。

しかしながら、この中世社会の成長も13世紀中葉以降になると、一般に「封建制の危機」とも表記される「中世領主制」の危機の進行の中で衰退の局面に突入することになる。

(1) 商品貨幣経済下の中世経済の低迷

通説的に言えば、中世経済の低迷は13世紀中葉に確認されている。まず、中世経済の成長を支えてきた開墾の動きが、遅くとも1240~1250年頃に必然的に終わったことである。フィリップ＝コンタミンヌ（Philippe Contamine）によれば、それは「空間的かつ技術的な構成要素の中で、中世の生態系が極限に達したからだ」[4]であり、従って、農地の拡大も止まり、農業生産も13世紀中葉以降停滞したのである[5]。では、この農業生産力の停滞が経済的景気全般にどのように作用していったのかが問題となる。

① 経済的景気後退（停滞）の始まり

成長が止まり、中世世界の主軸でもあった農業生産力水準の停滞が固定化すると、中世社会は短期間の内に破局へ向かったとされる。しかも、生産力の増大による解決が一般化されることもなく、あるいは、それが高水準の商業や手工業の諸活動といった経済活動の真っ只中にあって、非常に進んだ発展の段階へ向かう特別な諸条件がまだ整っていなかった[6]。同時に、それまでの人口増大という状態を抱えたままだったので、農山村の人口密度は驚くべき水準に達していたために、空いている耕地の欠如が保有農山村民の耕作地の細分化を惹き起こしていた[7]。G. ボワは、ノルマンディーとノール地方の大穀倉地帯でも「4分の3の農民が3~4ヘクタール以下で生活し、家屋一戸、菜園地、小区画の畑しか保有していなかった」[8]と結論付け、返済の済んでいない負債のこともあり、多くの零細な保有農山村民は羊毛や麻を加工し、都市民へ暖房用の薪を売り、さらには日雇い労働をこなすなど多様な補足的仕事に従事せざるを得なかったとしている。このことは、保有農山村民層の両極分解が始まっていたことを示している。このように、とりわけ貧しい農山村民層が商品貨幣経済の浸透の中で搾取の対象になっていった。

そうした農山村民層が市場経済の利潤追求の対象となったのは、先ず借金行為においてであった。1261~1286年度にかけて保存されたペルピニャンの公証人文書からは、多数の農山村民が小作料の支払いと種籾の購入のために町の金融業者から借金をしている事例が読み取れる[9]。このようにして生じた彼らの保有する農地の収縮という現象は、必然的に非農業部門の利潤として即時的効果をもたらしたのである。つまり、交易などでわずかに根付いた多少とも本源的な市場経済システムの中において、農業生産の頭打ちは、農山村民たちには何度かの厳しい飢饉を通して単なる人口学的調節しかもたらさなかったともいえる[10]。

その人口であるが、13世紀の最後の10年間あたりから農山村あるいは都市を問わず、食糧供給の最低水準に合わせて減る傾向を示し始めている。そのより良い指標は、1300年前後における飢饉と食糧危機の深刻さとその発生頻度に見られたことは言うまでもない。この貧困化は、それと随伴して、栄養失調に見舞われ、不安定な生活水準によって悲惨な衛生状態を被った住民たちを病気へいざなうことになった。こうした中で、借金をした人々の最後の可能性として、自らの土地を放棄して農山村から都市への移住も目立っていた[11]。

この農業生産の収縮によってもたらされた停滞の一撃による犠牲となったのは貧しい人々だけではなかった。社会の安定性にとって、全く同じように懸念されたこととして貴族（=領主）に降りかかった経営的困難にも注目しなければならない。それも、貴族の慣習的な浪費癖、これ見よがしの出費好み、あるいは非常に金のかかる聖地遠征を引き合いに出し説明するだけでは不十分である。詳細は次節にて検討するが、13世紀中葉ごろには、小作地代の固定化のために、領主収入の下落の兆候が見え始めていた。さらに、開墾の鈍化と停止とともに、貴族階級の歴史においても商品貨幣経済の展開の中で支配階級としての立場を維持できない重大局面へと突入した。つまり、貴族階級としての社会経済的再建は、並外れた繁栄の中にあった商業利益の下での金利上昇に直面していただけに、益々、脅かされることになった。貴族の総ての階層がこの現象を介して関係させられたが、とりわけ、小領主層が保有農山村民層と同じように高利貸しの爪牙にかかった。他の領主層にあっても所領の一部かないしは全部を放棄するケースがあった。このような関係性の中での領主収入の下落は、王領地での財源の欠乏にもつながり、王国の財政確保の政治的な政策導入を促している。13世紀の第4四半期になると、国王課税、強制公債、貨幣改悪、その他の金策といった、新たな財源政策の探求が必要不可欠な要請となるのであった[12]。

② 景気後退下の物価上昇

そうした「封建制の危機」の展開は、1280~1316年の間における、物価の急上昇、制御されない投機、あらゆる種類の急場しのぎの最後の手段によってさらに深刻な段階に突入している。それまでは、緩やかだった穀物価格曲線が荒々しく高騰するのであった。例えば、イル-ド-フランス地方では、1287年から1303年にかけて混合麦（ライ麦と小麦）の価格が2倍になっている[13]。ノルマンディーやピカルディーでは、土地価格が購入時と同様に賃貸借においてもより激しく高まっていることが確認され、あるいはノール地方では、1ボニエ当たりの土地賃貸借料が、1276年における18スーから1316年には80スーに推移していることが明らかにされている。このことから、実際の投機熱が不動産取引にも及び、常軌を逸した仕方でそれらの価格を押し上げていたことが予測される。この点で、M.ベルトの以下の仕事が土地投機熱の動向を掌握している[14]。この表が示しているのは、1280年ごろから不動産取引ブームが顕著となり、1305年から1312年に4ないし5倍の最高点に達しているという事実である。

この景気後退下の物価上昇は、この他にも、

＜表１＞　ケニャック修道騎士領における領民間の土地取引

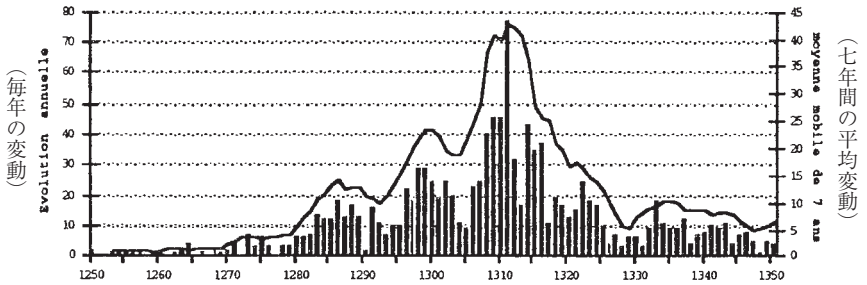

Source : M. Berthe, le « Marché de la terre… » pp. 299-300 dans *Campagnes Médiévales*… Paris, 1995.

穀物価格の上昇、流布していた通貨変動、小作地代などの貸付料の高騰、農山村民の流入による都市需要の増大などの現象を伴った。さらに、非生産的な公的支出の急上昇を生み出した。こうした経済上の因果関係の中で、長期にわたる略奪のための「戦争」が、そうした公的予算のゆき詰まり結果として、かつその要因として登場した。また、その動きの中で、新たな公的財源要求が流通する通貨総量の急激な増大として現れた。そのため、そのころ貨幣鋳造は最高位に達していた。この公的財源確保のために、国王権力によって強制公債、新税、財産没収が実施されて多くの人々の蓄えを空にした。とりわけ、すでに仮死状態にあった農山村民にとって、この一撃は決定的であった。こうして、彼らの借金による土地放棄、そして都市への旅立ちが速まったのであった[15]。

農山村民の流入が一般化するなかで、都市では多くの中下層民が、食料品価格高騰と家賃の上昇に同時に見舞われ、さらに、労働賃金収入の低下によって生活必需品の価格高騰との間の大きな不均衡に苦しめられた。こうして、1310年代には、弾力性のあった中世社会が極限状態に達していた。結局、景気後退下の物価上昇は、断絶あるいは倒壊状況をもたらす、極端かつ発作的な影響しかもたらさなかったと言える[16]。

③ 構造的危機の中での崩壊の範囲とその度合

農山村や都市、さらには領主制経済もが、利潤追求の論理に席巻され、商品貨幣経済下に組み込まれ未曽有の不均衡を抱えた複雑な社会は、1310年代に次々と機能不全に陥っていった。G. ボワが言うところのこの構造的危機とは、「封建制の危機」であると同時に資本制への移行の長い旅路の始まりであった。

転覆が起きるには起爆剤が必要であった。それは、とりわけ強烈な食糧危機であった。この問題についての先行研究は、概ね次のような結論に達している。1314年の平年並みの収穫の後、1315年は、異常な長雨のために続く収穫期が明確に不振であったよう見えた。たちまち穀物価格が天文学的水準にまで跳ね上がり、西ヨーロッパ中のほとんどの都市では飢餓が発生した。パリでは、「道路や広場で人々が死に」[17]、フランドルでも、都市人口の10%が消滅したという[18]。至る所の都市では、1315~16年の飢餓が人口減少の出発点であることを記録している[19]。この食糧危機は、直接的には長雨という異常気象によって発生しているが、これほどの甚大な被害を惹き起こした背景には「封建制の危機」の構造的な問題があったことは言うまでもない。次節で見ることになる領主の荘園経営における商品作物栽培の拡大傾向が、全体としての穀物生産量の低下を招いた背景の一つであったことが指摘されねばならない。

次いで、この構造的危機の状況を示すのが、14世紀の前半期の穀物も含めた農業生産の崩壊過程である。G. ボワの東部ノルマンディーの研究では、領主の領地所有証あるいは会計決算などの経営文書の明細目録から生産量を計ることができるとして、穀物生産の収縮は、景気後退の最終段階で35％から60%の変動幅の中に位置づけられるとした[20]。また、フォシエによって作成されたフランドルのアルトワ地方のノートルダム-ド-ドゥエ（Douai）の十分の一税に基づいた穀物生産の変化を示した＜表2＞からは、ペスト大流行の10年前に、1329~1332年と比較すると30%から40%の衰退が確認され、小麦栽培の危機がペストに先行していたことが見えてくる。さらに、カンブレジ地方に関するH. ヌヴーの研究からは、穀物生産の急変は早くも1320年に表れているという[21]。

農業部門以上に、手工業部門における損傷の広がりを算定するのは難しいが、イープルの毛

＜表２＞　ドゥエにおける穀物生産量（1329 ― 1332 年度を 100 として）

Production céréalière à Douai (indice 100 pour les années 1329-1332)

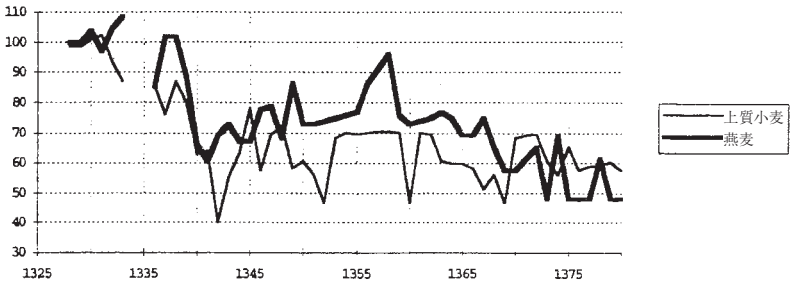

織物生産は、14世紀の前半期において3分の2近くまで落ち込んでいる。ガン、ドゥエ、リール、アラスも同様の衰退の特徴を示した。パリでは、1330年までの好況のただなかで織物業を市壁内に擁していたが、これ以降の衰退は急激であったという[22]。

以上のように、商品貨幣経済の浸透の中での「封建制の危機」の進行状況を時系列的に捉え、その広がりと重篤さの度合いを構造的に捉えてみると、それまでの中世領主制経済に止めを刺したのが何であったかが見えてきたであろう。それは、何ら恥じることなく、当時の多くの生産者による総生産であるところの富の簒奪を決め込んだ、貴族化した富裕都市民層や封建制にしがみ付いた有力封建諸勢力（国王、諸侯、聖界領主など）の飽くなき利潤追求の暴走であった。

(2) 領主制の危機　― 純粋荘園制から「地主-小作制」への変化 ―

「封建制の危機」を最も身近に感じ取り、その防止のために陰に陽に悪あがきをしたのが俗界あるいは聖界の領主階級であった。しかも、前述のように各所領内の農山村民の生命財産のことを考えての、双務関係を前提としての行動ではなかった。この状況を「領主財産の危機」と表現したM. ブロックは、「中世末期の2世紀間は、西部および中央ヨーロッパの全域にわたる農村荒廃と人口減少の時期であった。それは、いわゆる13世紀の繁栄の報いであった。前時代の政治的産物 ― すなわち、カペー王朝およびプランタジネット王朝（中略）― は、力そのものの故に、あらゆる種類の軍事的冒険にひきこまれ、一時は、これらの王朝の存在理由であった治安と秩序維持の使命を満たしえなくなったかのようであった」[23] と総括していた。

果たして、王領地を所有する国王、大中小の諸侯領を持つ貴族、教会領や修道院領を経営する聖職者などは、どのようにして、この「領主財産の危機」を乗り越えようとしたのかをクローズアップしてみたい。

① 領主経営の悪化　―直領地中心の商品作物栽培経営の拡大―

純粋荘園制段階で領主財政を支えていたのは、当然のごとく各領主の荘園管理に基づく所領経営であった。その所領経営における領主収入の減少が、領主経営を悪化させていくことになった。それは、現象面では収入減として表れるが、本質的には、中世領主制的な生産システム・生産様式の行き詰まりであった。それが、前述のように領主制の中での農業生産力の停滞に端を

発している。その「行き詰まり」はくり返しになるが、商品貨幣経済の浸透の中での、商品作物栽培の拡大や地主小作制の展開という構造的な変容の場面で顕在化するに至った。

一連のこの変容を、ギ＝フルカン（Guy Fourquin）が、主にイル-ド-フランス地方のサン-ドニ修道院領の年度会計記録によって綿密に実証分析している[24]。<史料1>は、当修道院の13世紀末の年度会計の実態を示しているものであるが、そこから見えてくる「構造的な変容」は、1）領主制地代の定額化（cens）およびその収入額の減少、2）留保地（réserve、＝領主直領地）などを利用したグランジュ（直接経営方式、零細保有農山村民の余暇労働を手間賃 façonで確保した）における商品作物栽培経営の拡大、3）森林経営による建築用・燃料用木材収入の増大、4）「増加サンス（croits des cens）」、「サンスおよびラント契約（contrat à cens et rents）と表記されたラント（地主小作制によって生じるrents小作料）制の浸透、の四点にまとめられる。

ここでは、2）商品作物栽培経営と3）森林

＜史料１＞　サン-ドニ修道院領の会計記録（1284－'85~1303－'04）

（収入）／（項目）	（年度） 1284—'85	1289—'90	1294—'95	1299—1300	1303—'04
延滞金	3,045Lb.	1,218	2,932	5,542	1,634
《De presenti》	19,442	18,822	16,791	18,302	19,354
河岸税・市場税	454	—	454	477	524
木材	1,766	2,135	2,160	1,437	2,166
《De privatis》	914	965	4,282	3,164	2,350
貨幣地代	288	325	333	315	338
Gennevilliers	183	94	91	148	183
貨幣収入総額	26,088	23,617	27,040	29,381	26,546

注）1Lb.（リーブル）＝25s.（スー）　1s.＝12d.（ドゥニエ）

（支出）／（項目）	（年度） 1284—'85	1289—'90	1294—'95	1299—1300	1303—'04
Communes 支出 I	10,605	15,032	14,069	11,613	8,443
〃 II	1,824	884	2,563	2,627	3,708
年金と永久 cens	1,804	553	538	466	514
終身年金	104	499	467	550	383
施しと特赦	199	31	318	280	197
衣服	597	553	571	706	649
騎士（ソルダ）	308	325	298	563	154
サン・ドニ外の修理	2,724	1,161	1,197	2,157	1,734
サン・ドニ内の修理	160	233	405	2,422	1,407
接待係に対する修道院支出	607	377	113	—削限された項目—	
修道院の支出	1,013	59	9	71	108
不動産購入	1,957	356	194	—	119
Gennevilliers	101	94	144	197	261
グランジュ経営費 Tremblay Villepinte	56	——削除された項目——			
葡萄畑における支出	1,928	2,096	1,694	1,532	1,946
隠れた金銭支出	1,631	981	1,725	2,360	3,457
大家屋	934	1,067	1,086	1,528	2,238
小家屋	343	221	230	203	323
Chévecier	579	574	694	376	1,288
食料	447	457	443	482	530
貨幣支出総額	26,088	25,547	26,909	28,125	27,451

＊（史料I）（史料II）共に，Fourquin, G., *Les campagnes*, chap. II より作成.

経営に注目してみたい。＜史料1＞からは1284年度から1303年度までの木材収入が平均して約2,000リーヴル（7,2%）であったことがわかる。また、当該修道院領のトランブレイ地区には、留保地の耕地が400アルパン（1アルパン＝約2ha）、森林が757アルパン以上存在すると計算している[25]。G. フルカン以外では、ロベール＝ブトリッシュ（Robert Boutruche）が、パリ地方の所領においては、賃貸された広大な土地のそばに修道院の幾つかの属領(dépendance)が、規模の大きいところで150~200アルパン、小さいところでも数十アルパンを所有し、そこのブドウ畑、小麦畑、小牧場、森林から相当の利益を得ていたと分析した[26]。また、ジョルジュ＝デュビー（Georges Duby）も、グランジュで生産された商品作物が葡萄酒を中心にはるばる北欧にまで輸出されたとして、このような領主側の商品貨幣経済を前提とした大規模な直領地（グランジュ）経営では、木材の販売や豚の放牧のための森林経営まで行われていた例

＜史料２＞　パリ地方における森林経営地と葡萄畑

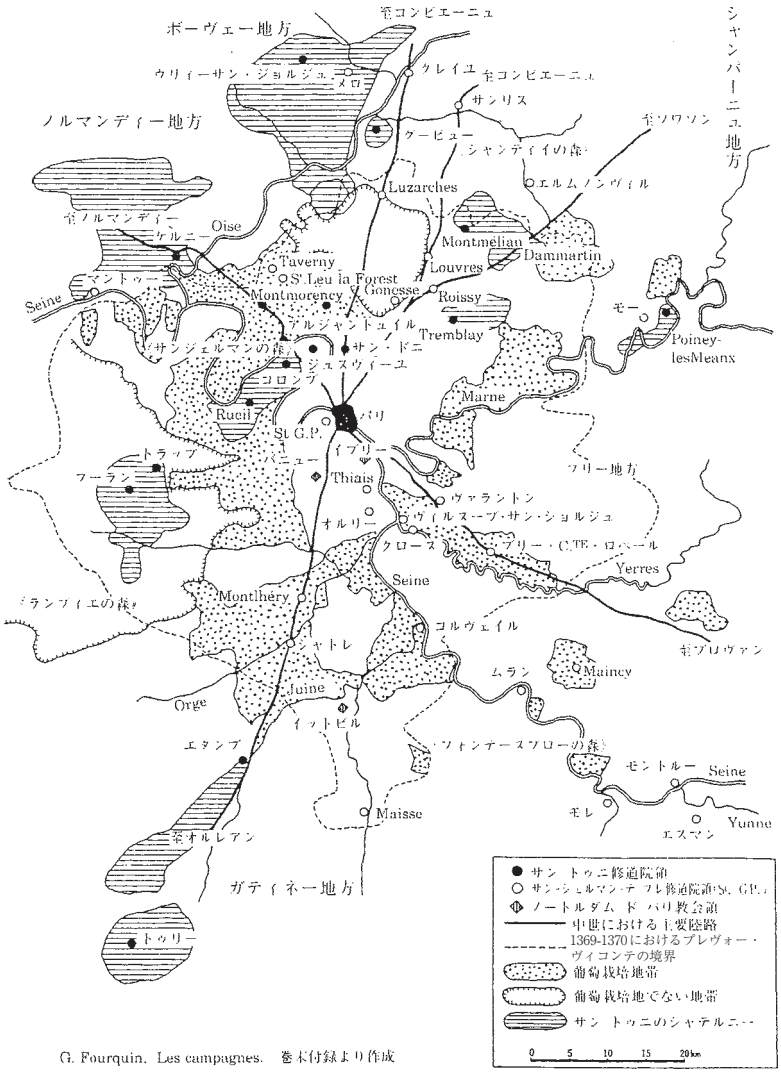

G. Fourquin, Les campagnes.　巻末付録より作成

を挙げている[27]。

この動きは、G. フルカンが実証したガティネー王領地でも確認されている。それは1332年度決算で、木材販売収入が総収入の約42%を占めていたところに象徴的に表れていた[28]。また、これらの動きをパリ地方に限って示したのが、同じくG. フルカンの作成した＜史料2＞の地図である[29]。旧パリ市街を取り囲むように、シャンティイ、ランブイエ、フォンテーヌブローなどの森林域と広大な葡萄畑が点在しているのがよくわかる。しかも、この傾向はパリ周辺地域だけでなく、ジュラ、メッス周辺、シャラントンなどの地域でも見られるという[30]。こうした動きを別の角度から捉えたロベール＝フォシエ（Robert Fossier）は、1280~90年以来の売却された森林からの「3分の1税」徴収や1319年の「森林統制税」の新設の例を挙げて、森林経営が盛んであったことを強調している[31]。さらに、領主直領地（グランジュ）以外の、一般の耕地でも、それまで作付されていた小麦などの穀物に代わって商品価値の高いカブ類、豆類、染料用植物が栽培されるようになっていたことが指摘されている[32]。

このように、商品貨幣経済に巻き込まれた中世領主制の構造的変容は、利潤追求路線を猛進するあまり、伝統的な農村景観を一変させ、「旧来の生活資料の同時栽培形態に致命的な打撃を与えて」[33]しまった。つまり、領主制システムを支えてきた穀物生産を中核とする農業基盤を領主自らが切り崩すという大過を犯したのである。

②「地主-小作制」の浸透　―都市の商人資本と領主の「介入」―

すでに見てきたように、農山村地域の土地保有農民が都市の金融業者から「保有権」を抵当に借金をしていたことは明らかであり、年度ごとに設定された小作料を「地主」である貸主に支払っていたことは当然で、これが農山村民の貧困化の最大の要因であったといわれるほどであった[34]。こうした動きをM. ブロックは、「普通いわれているように『土地所有のあらたな志願者、つまりブルジョワ』がいまや現れた、といってはならない。ブルジョワジーが出現して以来、その成員の大多数が都市の周辺で農地を獲得するのがみられたが、しかしそれだけではなく、かれらの最も卓越した者が徐々に領主世界にすべりこんでいくのもみられた」[35]と言い、13、14世紀の事例として、ラニュイの森の管理で産をなしたドルジュモン一族やルーアンの葡萄酒商で徴税請負人および高利貸しであったロベール＝アロルジュのケースを挙げている。

しかし、地主-小作制の仕掛け人はブルジョワジーだけの特権ではなかった。この点についてもM. ブロックの「農奴解放」の分析で鋭く読み解かれている、それは「またあるときは、『解放者』manumisseurは定期的固定地代を認めさせた。その地代は、保有地にかかる古い貢租よりも重くなり、しかもきわめて気まぐれな比率で、うまい工合に農奴的負担にとって代わった。もっとのちには、解放金は、しばしば、土地で支払われた。すなわち、解放された村落が、共同地の一部を領主に譲り渡したのであった」[36]との分析である。

この「農奴解放状 affranchissement」の研究は、G. デュビーや森本芳樹[37]らの仕事によって、1250年に発給されたサン-ジェルマン-デ-プレ修道院領の解放状の検討がさらに進められた。解放状において主張されているところをまとめると、1）対立の絶えなかった恣意タイユ税の廃止、2）消えかけていた農奴三指標税（死亡税、人頭税、領外結婚税）の廃止、3）各種使用強制（バン）権banalitéの再確認、4）共同体

的慣行・特権・自由の制限、5）農民保有地の贈与・売却・交換の禁止、6）買い戻し金としてパリ貨1,400リーヴルの支払い、であった[38]。

この史料内容で特に注目すべきは、当時にあってはすでに形骸化してしまっていた農奴三指標税を仰々しく持ち出し、「しかしながら数回の交渉の後に、（中略）それらを買い戻すべく、確かにパリ貨1,400リーヴルを支払いたいと希望した。そこで我が修道院はそれらを全面的に受け入れた」[39] と言い立て、恩着せがましく「買い戻し金」まで取り立てようとする姿勢のその裏側に見え隠れしている目論見の部分

＜史料３＞　農奴解放の全般的発生状況

	（年　月）	（所　在　地）	（所　属）	（内　容）
(1)	1246. 8.	Rosny-sous-Bois	Sainte-Geneviève 聖務院	
(2)	1246. 10.	Villeneube-le-Roi	Saint Louis（聖ルイ）	
(3)	1248. 3.	Nanterre, chennevières,	Sainte-Geneviève 聖務院	non-libres（非自由民）を解放
		Creteil, Autenul,	〃	〃
		Vanbves, Fontenay,	〃	〃
		Bagneux, Ivry,	〃	〃
		Bourg-la Reine	〃	〃
(4)	1248. 6.	Rungis, Thaiais, l'Hay,	Saint-Germain-des-Prés修道院	non-libresを解放
		Athis, Mons, Epinay,	〃	〃
		Villeneuve-le-Roi, Quincy	〃	〃
(5)	1248. 6.	Antony, Verrières	〃	hommes de corps（体僕）を解放
(6)	1248. 11.	Villeneuve-la-Garenne,	Saint-Denis修道院	non-libresを解放
		Courbevoie, Colombes,	〃	〃 1,700Lb.
		Gennevilliers, Asnières,	〃	〃
		Puteaux	〃	〃
(7)	1250.	Villeneuve-St.-Georges	Saint-Maur-des-Fossés修道院	serbage（農奴身分）を自領の「直営地」から消滅させた
		Valenton, Crosnes,	〃	1,400Lb.
		Thiais, Choisy, Paray,	〃	
		Grignon, Cachan	〃	〃
(8)	1252. 3.	Saint-Maur, la Varenne-	Saint-Maur-des-Fossés修道院	hommes de corpsを解放
		Saint-Maur, Chennevierès-	〃	〃
		sur-Marne	〃	〃
(9)	1255. 7.	Wissons	L'eveque de Paris修道院（パリ司教）	serfs（農奴）の解放、1,400Lb.
(10)	1259.	Moissy	〃	
(11)	1259. 1.	Chevilly	Le Chapitre de Notre-Dame	〃
(12)	1263.	Thiais, le Val, Arcueil	saint-Louis	serfsの解放自領（王領）のnon-libresを解放
		Granchet, Orly, Paray,	〃	〃
		Issy, Meudon, Fleury,	〃	〃
		Villeneuve-Saint-Georges	〃	〃
(13)	?	Yerres	Yerres の世俗領主	「王領や修道院」と同様に行なわれる.
(14)	1263. 5.	Orly	Le Chapitre de Notre-Dame	serfs（農奴）の解放、1,400Lb.
(15)	1266.	Boissy-Saint-Léger	Boissy-Saint-Leger 修道院	hommes de corps を解放
(16)	1266. 4.	Châtenay	Le Chapitre de Notre-Dame	serfsの解放
(17)	1268. 6.-7.	Vitry	Vitry 修道院	hommes de corpsを解放
(18)	1269. 1.	Bagneux	Le Chapitre de Notre-Dame	serfsの解放，1,300Lb
(19)	1270. 1.	Vitry	〃	〃　500Lb.
(20)	1272. 9.	Sucy-en-Brie	〃	〃 1,500Lb.
(21)	1277. 9.	Créteil-Sucy	Saint-Maur-des-Fossés 修道院	hommes de crps に自由を与える. 1人当り 6Lb.20Lb.
(22)	1280.'81. 8. 4	Ivry	Le Chapitre de Notre-Dame	〃 4人が24Lb.
(23)	1302.	王領地	フランス王（Philippe-IV）	解放運動
(24)	1311. 11.	Creteil	Le Chapitre de Notre-Dame	hommes de corps に自由を与える.
(25)	1315-1318.	王領地	フランス王（Louis-X）	農奴解放令
(26)	1325. 6.	Maison-Alfort	Saint-Maur-des-Fosses 修道院	hommes de corps に自由を与える.

である。ここからも、この時の領主側の基本戦略が、領主権の発動を匂わせながら、所領内の農山村民への負担増を迫るものだったことが分かる。次の＜史料3＞が示しているように、この手法は当該修道院だけのことではなかった。そうした圧力の中で、「増加サンス」「サンスおよびラント契約」の名称での増徴を具体化していたのであった。この手口は都市の商人資本による高利貸しの姿勢と全く同じ利潤追求の手段だったことになる。もちろん、農山村民の抵抗が繰り広げられることとなる。

③ 領主・農山村民関係における伝統的「双務関係」の崩壊（＝共有権侵害）

上記の修道院の解放状にも確認された、「4）共同体的慣行・特権・自由の制限」は、領主制の危機をさらに鮮明にする深刻な事態を生み出した。というのも、中世領主制は、領主のみならず農山村民の側もが、この「共同体的慣行」をいわば「天賦のシステム」として容認するところに成立していたのだが、これを制限する行為は、両者の間に存在していた双務的諸関係を領主側が一方的に破棄するものであったからである。

「共同体的慣行・特権・自由」は、とりわけ開放耕地の地方においては、共同放牧、耕作強制、囲い込み禁止の裏返しの認識であった。この点についてのM. ブロックの捉え方は、徹底した史料分析とフィールドワークの積み重ねに裏打ちされた構造的な視点を駆使していて、説得的である。「共有地の効用は多様であった。荒蕪地あるいは森林として、それは放牧地の補充を家畜に保証するものであったが、採草地も、休閑地における飼料栽培も、ふつう、この補充なしにすますことはできなかった。森林としてはさらに、木材および、樹木の陰で探すならわしであったその他の多くの産物をもたらした。沼沢地は、泥炭や灯心草をもたらした。原野は、寝藁用の灌木、芝土の塊、肥料に用いられたエニシダやシダをもたらした。最後に、多くの地方において、共有地は一時的な耕作に委ねられる耕地の予備地の役目を果した。さまざまな時代、さまざまな場所において、その法的条件がどのように取り決められたかを、それが存在していたかどうかではなしに、考えねばならない。なぜなら、農業がなおほとんど個人主義化せず、そして小経営地が供給しえなかった物を買い求めることがほとんどできなかった古い時代においてとくに、共有地なしには、農業生活は全く不可能であったからである」[40] との説明は、農山村民にとって共有権・森林用益権がいかに重要であったかを的確に示している。

そうであるがゆえに、13世紀中葉頃から目立ち始めた共同体的諸慣行の制限行為は、農山村民からは領主権による侵害と捉えられ、これをめぐってさまざまな対立・抗争が発生していた。＜史料4＞のオリムOlim判告集にそうした事例を求めることができる。

敢えて繰り返すまでもないが、「領主財産の危機」を乗り越えるために取った領主側の選択は、商品貨幣経済に適合した所領経営への路線変更であった。その結末が、単に領主収入の減少だけでなく中世領主制の構造的変容をもたらしてしまったのである。つまり、穀物などの生産を中軸とした伝統的な農業生産の基盤を切り崩し、飢饉や流行病の打撃に弱い状況を作り出し、さらに、地主小作制の導入による農山村民の労働力を商品化し搾取を強化するなど、事実上の苛斂誅求を進め彼らの貧困化を招いていた。ところが、領主側はさらに＜史料4＞が示しているような、共有権の制限にまで踏み込み、とりわけ、13世紀中葉から14世紀前半期にかけて、農山村民の生計の基盤の一つでもあり、サバイバルの場でもあった森林用益権などの共有

＜史料４＞　森林地などにおける共同体的諸慣行に対する領主権の介入

	年	地域名	内　容	史　料
1	1213	ランスの住民 マルヌ県	警備が悪いため農村民によって全くからっぽにされた	Arch administratives de la ville de Reims, Status, t. I , p. 180
2	1255	シャヴィルの住民 セーヌ・エ・オワズ県	自分たちの家畜のために騎士林の中の放牧地を用いる権利を要求した。	Olim., t. I , p. 4
3	1256 1258	トゥリヴィラの住民 セーヌ・エ・オワズ県	モンフォールの林の利用権についての権利を要求した	Olim., t. I , p. 6
4	1258	セーヌ・エ・オワズ県	林の禁猟区化に反対	Olim., t. I , pp.44-55
5	1261	タロモン村民 セーヌ・エ・オワズ県	林での草刈りや林の草原の実をあつめる権利	Olim., t. I , p. 55
6	1263	セーヌ・エ・オワズ県	林の売却に反対	Olim., t. I , p. 530
7	1269	ミゾール地方の農民 ユール県	国王の許可なしに設定された禁猟区の廃止要求	Olim., t. I , p. 178
8		マルヌ県	牧草地，葡萄畑，菜園，耕地への禁猟区化に反対	Olim., t. I , pp. 331-332
9	1270	セーヌ・エ・オワズ県	同上	Olim., t. I , p. 368
10	1277	エピネー村民 セーヌ・エ・オワズ県	村での草刈りや林の草木の実を集める権利	Olim., t. I , pp. 89-90
11	1280	イワゾーの住民 セーヌ・エ・オワズ県	林での家畜放牧に関するパリ僧院との衝突。しかし，小家畜（羊，山羊，豚）を放牧したり，林の伐採後10年間の放牧地の使用禁止，林での家畜放牧の代償として，一戸あたり貨幣１ドゥニエと３ドゥニエ分の穀物が徴収された	N. D., t, II , p. 194
12	1295	セーヌ・エ・オワズ県	林の売却に反対	Olim., t, II , pp. 380-381
13	1307	ヴェズレー地方 ヨンヌ県	多くの村々の武装した農民が修道院の林を勝手に切り荒らした	Olim., t, III , part 1, pp. 252
14	1307	ポリニー村の住民 ヨンヌ県	豚放牧税を払わないで豚を放牧する権利の返還要求	Olim., t, III , part 2, pp. 267-268
15	1313	ラ・シャペル・ゴーテェ村の農民 セーヌーエーオワズ県	修道院が林で放牧しようという古くからの権利を禁止しようとして紛争発生	Olim., t, III , part 2 pp. 832-833
16	1317	シャトー，モンテッソンの村 セーヌ・エ・オワズ県	セーヌ川での一つの島に禁漁区をつくり，農民がこの島で家畜を放牧したり，草を刈ったりするのを禁止しようとした	Olim., t, III , part 2 pp. 1157-1159
17	1318	コルベイユ地方の５ケ村 セーヌ・エ・オワズ県	セギーニの林が領主によって禁漁区に変えられたため野獣が増えるなど収穫を駄目にし，農耕を不可能にした	Olim., t, III , part 2 pp. 1445-1448

出典：ア＝ヴェ＝コノコティン〈林　基訳〉「12-14世紀フランス農民における共同体地のための闘争」（『専修史学』12号，1980年）42-45頁より作成。

権を奪い取ろうとしたのであった。この動きの中に読み取れる民衆蜂起の側面についてはⅢ章で詳論することにする。

こうして、「封建制の危機」は領主自らの利潤追求への邁進によって深まり、また、資本の論理に毒された「封建諸勢力」は、もはや後戻りできなくなってしまっていたのである。

Ⅱ、身分王政（身分制議会を組織し王権の伸長を促す）成立期の混乱

「封建制の危機」をさらに深刻化させたのは、カペー王権からヴァロワ王権への移行過程の中での時の権力による政治的諸政策の展開過程においてであった。封建王政に代わる身分王政の統治構造は、権力行使の開始と結果における合理的な責任体制が不十分にしか機能しなかったために、フランス王国の中において有力諸侯が手放そうとしない政治的・軍事的な既得権との調整が難航するという状況下にあった。両王権ともに王権の拡大を図るために、王国財政の安定化、王国行政の強化、司法権の拡充などに力を入れ、とりわけ、目に見えて明らかになった商品貨幣経済の展開の下で巨大化した王国都市の経済力の活用と有能な人材の登用に触手を伸ばしていた。しかし、そうした身分王政の諸政策はそのどれもが、王国領ばかりか諸侯領に至る地方の中下層の農山村民や都市民の生活や命を守る方向に向かってはいなかった。また、そうした発想すら皆無であったことが「危機」の度合いを深めることになった。

(1) 三部会体制下の貨幣政策などによる「危機」の深化

1302年にカペー王権の国王フィリップ4世（Le Bel端麗王）によって始まった三部会も、教皇との対立抗争の過程で設定（「全国宗教会議」）されたものであったが、この国王諮問機関の主たる役割は、国王による新課税要求や、貨幣政策の決定、さらには戦争の開始や国政上の重要決定への同意であった[41]。三身分の代表が出席することになっていたが、第三身分の代表は、農山村民ではなく大商人などの富裕都市民であった。

すでに確認したように、1280年代から14世紀前半の時代は、景気後退下の物価上昇という商品課税経済が生み出す歪んだ経済動向によって、中世領主制の枠組みの中で機能していた伝統的な社会や経済が徹底的に叩き潰された時期であった。その最中に立ち上げられた三部会は、ありとあらゆる負の連鎖の中で犠牲となった同時代人の立場に立つことを拒否するという、権力を持つ者がしてはならない姿勢を天下に知らしめることとなった。逆に言えば、それほど、この封建諸勢力のなりふり構わない政治スタンスは、彼らの動揺ぶりの深刻さを露呈させるものでもあった。

①「王国都市」への「公債」強要など国王課税の強化

「王国都市bonnes villes」の表現とその立ち位置には、すでに多様な国王課税要求に応えることを前提にしている。それだけ当該都市は、商業上の経営および取引特権を国王から取得していて、また、政治的・軍事的な保護の対象ともなっていた。だから、貴族化した有力都市民層の代表の三部会出席が「認め」られていた。しかし、課税等については三部会において議論はできず、ただ、国王の決定に従うだけのものであった。

国王課税の種類とその負担額については都市史研究のなかで明らかにされているが、この時期には、もともと領主層による恣意タイユ税の名称であったものが直接税（タイユ）のそれとして使用された。間接税としては塩税の他に商品取引にかけられる物品税が課せられた。臨時税も存在し、援助金（エード）や戸別税（ファージュ）の名称で顔を出している。負担額については都市側と対立することが多く、詳細は第Ⅲ章にゆずるとして、1281年のルーアンの事例がそのことを示している。国王フィリップⅣ世が、タイユ税の引き上げをしたのに

対して都市当局は以前に取得していた国王特許状を根拠にこれに抵抗している。それに対し国王は市長のトマ＝ナゲをルーアン城に幽閉し屈服させた。ところが今度はタイユのほかに援助金の徴収を追加され、王国財務長官が派遣され税務上の抑圧が強化された。そのこともあり、1292年にはルーアン都市民が税徴収所に侵入し金庫を奪うなどの都市蜂起が発生している[42]。

しかし、各都市を最も苦しめたのは強制公債であった。これは各都市のタイユ納税額を基準に、公債負担額を決定するものであったため、事実上、臨時税徴収の強要の側面をもっていた。事実、後に一定の利率がついて戻されるというものではなかったので、これは、国王権力による白昼堂々の強奪行為と言ってもおかしくないものであった。確かに、さまざまな商品を大量に取り扱い莫大な収益を得ている大商人や、多額の資金を基に手広く高利貸し業にも乗り出す都市貴族層、さらには土地貴族層の所領経営権や農山村民の保有権を買い取り、地主小作経営を行なうという、そうした有力都市民層などによる様々な利潤追求の結果として、富裕都市民層への富の集積が進んでいたことは否定できない。国王側がそれに目を付けた形になる。しかし、これはタイユ税を負担する中下層都市民をも直撃するものであったため都市民蜂起の要因ともなった。

こうした王権側の権力の嵩にかかっての政策として最たるものは、1310年の「タンプル騎士団陰謀事件」による財産没収であろう。また、1294年と1296年（それ以降は定期的になる）には、教皇の十分の一税徴収権を横領するなどした。王権までもが、封建勢力のトップにありながら都市共同体や聖界領域まで侵食し食い尽くそうと、なりふり構わない資本の論理の下で徹底的に富を蓄えようとし、「封建制の危機」を深めるという「自殺行為」に走り出したのであった。とりわけ、フィリップⅣ世治世下では王国財政の「安定化」を目指すとの名目の下で横暴さが目立った[43]。

② 貨幣改悪政策の実施

「危機」をさらに深化させることになる国王権力のもう一つの「犯罪行為」が、同じくフィリップⅣ世によって1306年に開始された、約39%減の平価切下げ（デフレ＝通貨収縮）政策であった。しかも、それが1311年まで毎年実施され、この新たな改鋳によって毎年、数十万リーヴルが王国の金庫にもたらされたのである。この貨幣改悪によって物価が急騰し不動産投機が荒れ狂ったというのも、容易に推察される[44]ところである。つまり、先にも確認したように、景気停滞下の物価上昇を作り出した最大の要因がこの政策であったことは言うまでもない。例えば、パリでは家賃が3倍に高騰するなど生活全般に影響が出るようになり、そうした状況下の1307年1月には、パリの職人たちが王国造幣局の親方（長官）エティエンヌ＝バルベットの家屋を略奪するという蜂起が発生している[45]。これは、貨幣改悪に対する当時の大多数の民衆の思いを代弁するかのような蜂起であった。そのような中で、民衆の日常的な不満を具体的に表明したものが次のような詩として残されている。

王様は、わしらを魔法にかけるらしい。
最初は、20スーを60スーに変え、
ついで、20スーから4スーへ、10スーから
30スーへ金も銀も、すべてが消え失せた。
そして、決して戻ってこないだろう。
貧乏人には、ドゥニエ貨の表もなければ、
裏もない。
貨幣は小麦籾の詰まった大袋に早変わりす

る。
まるで、フェルト帽の下のように、
王国中で手品が使われる。
小麦畑からは、わしらは切り株しか取れない。
小麦は王様に、麦藁はわしらに[46]。

この詩からは、貨幣改悪が、交換、貸付、信用売買といった取引を複雑にさせていることを予測させ、その結果、社会の様々なところで混乱を引き起こしている様子が目に浮かんでくるようである。内容から分かるように、この影響は農山村にも及び、彼らの年間の富でもある「労働の結晶」が「手品」によって奪われる様をたとえ話ふうに表現し、問題の深刻さを表明している。

国制史研究においては、このような貨幣改悪政策がヴァロワ王権のフィリップⅣ世（在位1328～50年）段階でも行使され、「贋金造り王」と渾名されていたことが分かっている。また、なぜこの政策が安易に採用されたかについて、R. カゼルは「王権にとって、（王国庫を充実させるのに）最も簡単な方法である。なぜなら、直接税や間接税のときのように王国の各レベルの納税義務の代表者の許可や同意を必要としなかったからである」[47]と強調し、さらに、「貨幣変更は14世紀の国王のデマゴギーある」[48]とも断言している。J. ルゴフもこれを「ほとんどむき出しの課税」[49]と言い切っている。

こうした実態をもつ政策を、社会や経済の様々なところへの悪影響を感知しながらも、それでも遮二無二突き進めた両王権の自己保身の異常さは筆舌に尽くしがたい。利潤追求路線の究極としての富の独占に走ることの快感に麻痺した権力の暴走は、14世紀前半のフランスに容易には癒し難い混乱、不正、犯罪のまかり通る世界を作り上げてしまったのである。これは、一種の国家犯罪ともいえる暴挙である。その結果、国王を頂点とする領主制的枠組みは「もはや空の貝殻」でしかなくなり、したがって、「封建制の危機」は歪んだ権力機構だけを残し、その他すべてを機能麻痺状態にして打ち捨てて「危機」を完成させたのであった。

(2)「戦争」との名目での略奪の一般化

1330年代に入ると、ヴァロワ王権下において武器を持っての略奪「戦争」が横行し始めた。この動きをM. ブロックは「領主階級の財産は、先ず農村そのものの荒廃によって打撃を受けた。疑いもなく、少なくとも世俗的貴族にとって、「戦争」は利得の対象であった。騎士は、身代金をとり、掠奪することも辞さなかった。（中略）国王の軍旗の下に集まった騎士たちが大都市の戦利品を積み込む魂胆で、荷車をひっぱってきたことが認められた」[50]と説明している。

その後の研究でも、G. ボワは「貴族は新たな財源を見出すことを余儀なくされ、俸給、身代金、戦利品の供給者であった戦争が、その彼らのために、彼らの唯一の希望を、同時に屈辱を受けた階級の荒々しさを満足させる方法を、示した」[51]と言い、R. フォシエも「彼らを救ってくれる利益を期待しつつ、新展開をみせる戦争に身を投ずることを余儀なくさせた」[52]とほぼ同様の見方をしている。

このようにして、ヴァロワ王権がプランタジネット王権と軍事的に対立し始める頃には、国王からの召集に貴族たちが押し寄せるようになっていたが、この略奪「戦争」は「危機」の総仕上げとしての性格を色濃く持っている。つまり、「戦争」は「何よりもまず、社会の機能不全の最後の表現形態」[53]として、社会的な欲求不満のはけ口となってしまっていたという面である。したがって貴族層だけが軍事力を

担ったのではなく、伝統的な中世領主制の社会から突き落とされた総ての身分、階層の人々が係わった命をかけてのサバイバルの場と化したと見ることができる。

1300~40年段階で、貴族数は4万から5万家族で、当時の総人口約1,500万人のうちの2%弱であった[54]。1340年の例でみると、フィリップⅣ世の下に5万人の兵士が、従者を含めれば8万人もの兵が集まっている。その内、28,000人は国王軍の中核をなす貴族によって構成された騎兵であった[55]。しかし、軍事史研究者のPh. コンタミーヌの言うように、この封建的義務の下に形成された封臣の軍隊は堕落していた。彼らの間の封建的関係の衰退に伴う組織的なまとまりの欠如、指揮命令系統の欠陥が激しかったからである[56]。そこで国王は、都市からは弩射手を中心とする都市民軍を提供させ、また、ジェノヴァ人やスコットランド人などを主力とする傭兵mercenairesを雇うなどしていた[57]という。しかし、これは契約軍隊である。

この時期の軍隊には、自由契約軍が存在したことを忘れてはならない。この軍隊は「潜在的な契約軍隊であると同時に、国王と契約を取り交わさずに戦うか、契約終了後も戦いつづけるかする兵士集団」[58]であって、その中でも注目されたのが野武士団brigandsの存在であったが、これらの集団は「戦時」には傭兵であったものが「休戦時」には野武士団routiers, compagniesに早変わりするというケースも頻繁にありえた。したがって、一般に戦禍による被害よりは、その後の略奪、強奪、災禍によってもたらされる混乱と荒廃の方が深刻な大惨事であったのである。

たとえば1340年6月、ブリュージュの外港スロイスでのフランス国王軍の敗北に際して、アヴィニョンの教皇ベネディクトゥス12世はルーアンの主任司祭に、ラン、ノワイヨンとその近隣地域の司教区住民に6,000フロリンを与えるよう命じた動きの中に示されている。というのも、その理由が「罪の結果として、最近そこで猛威をふるった戦争のためであった。住民はこのうえなく戦火、略奪、強奪、災禍によってうちひしがれた。これらは敵によって荒廃させられた地方で起きたことであり、（中略）そのことによって大惨事にあい、困窮に陥った人もいて、以前には他人に財産を分配していたような人も乞食の辛酸をなめざるをえなくなった」[59]からという。つまり、一つの「戦争」は、戦闘のあった地域のみならず、遠く離れたランなどのエーヌ地方にまで被害を及ぼしていたと読み取れる。これが「戦争」後の野武士団による跳梁跋扈の実態だった。

以上のように、身分王政の政治システムは、課税、強制公債、貨幣改悪の強行によって「封建制の危機」を完成させただけでなく、さらなる富の独占をめざす略奪騎行の「戦争」を行なうなど、国王を中心とする封建諸勢力が利潤追求の姿勢を露わにしたのである。これは略奪行為による冨の争奪戦でもあったので、あらゆる種類の略奪物資、横領した土地家屋、捕虜から巻き上げる身代金などのやり取りをベースにした一種の「戦争経済」状況になり、農山村や都市の生産活動は著しく停滞し、全体の社会や経済はさらに混乱を極めた。その結果、すでに13世紀後半期から顕在化していた農山村民の耕作放棄が一気に進み、他地域への移住や森林域に逃れながら自衛のために武装し盗賊集団化する動きも見られた。食糧不足も深刻化し都市部での物乞い集団も増大した。このようにして、ヴァロワ王権期になってからの封建勢力側の徹底した身勝手さが、彼らの政策の被害者であった多様な業種の、とりわけ貧困層を阿鼻叫喚の状況下に放置するようになった。

Ⅲ、農山村民や都市民の戸惑いと反発

ペスト大流行の約百年も前から「封建制の危機」がフランス王国全域において始まっていたのであるが、商品貨幣経済の浸透の中であちこちに発生する様々な「危機」に直面し、同時代を生きた農山村民や都市民がどのような対応をしてきたのかが次に問題となろう。総じていえば、俗界・聖界の各封建領主層や国王権力、さらには都市貴族化した有力都市民層による利潤追求の路線に抵抗して、農山村民や中小都市民が具体的にどのような行動をとったのかを分析することによって、いわゆる農山村や都市の民衆層が、「封建制の危機」の深化をどう捉え、自らに降りかかった苦難をどのように克服しようとしたのかを可能な限りクローズアップしてみたい。ここでは民衆史・民衆蜂起史研究の成果に学ぶことになる。

(1) 農山村民の闘争

農山村民の疲弊の要因が、自然災害と厳しい気候不順だけに求められるものでなかったことはすでに分析済みである。貧民史研究の中でも「人間の悪意が、自然の急変以上に漸進的な経済の落ち込みという困難さを、最も貧しい人々の支出のところに確かにもたらした」(60) との結論を得ている。くり返しになるが、それが、主に領主層による利潤追求のための諸施策（地主小作制の導入による増徴、商品作物栽培経営の拡大による穀物栽培の減少、森林用益権などの共有権の制限）であり、さらに、都市貴族化した有力都市民層の農山村への経済的支配の浸透であった。

①「牧人蜂起」の動き

農山村民の蜂起として象徴的な動きは、1251年に始まった牧人蜂起Pastoureauxである。「牧人」とは共同体から排除されたか、あるいは逃亡した貧しい農山村民で、平時には流浪し物乞いなどで生活し、ときには放牧業にも従事した人々のことを指している。発生地は特定されていないが、南部ネーデルラント、ピカルディー、ブルゴーニュなどの地方に見られた動きで、下級僧侶のヤコブの布教活動にも同調するなど「民衆十字軍」のような雰囲気を持っていたといわれる。先ずは、ヴェ-エリ=ケーロフの研究 (61) に基づきながら当該蜂起の概要を捉えることにしよう。

第一段階は、1251年5月上旬にアミアンを中心に約3万人が蜂起衆と化し、周辺地域をも巻き込み、そうした蜂起集団が約6万人に膨れ上がっている。指導層とされるのがカトリック教会での秘跡や儀礼を否定する下級僧侶（放浪僧侶）とされ、アミアンなどの都市に向かい物乞いを行なっている。これには都市下層民から同感と憐みの感情をひきだしたとされる。略奪や強奪には発展していない。

第二段階は5月中旬で、アミアンからパリ方面への移動である。蜂起集団は軍事組織化され、10人組が出現するなど蜂起軍化し、武装した蜂起集団は、口頭による批判行動から、城、館などの打ちこわしといった直接行動に出ることもあり先鋭化した。蜂起目的も明確化し、「十字軍」といった認識は後退し、反教会的傾向を強めたため権力側からは「神学的異端」と規定されるようになった。

第三段階は5月下旬で、蜂起集団の数は明らかになっていない。パリに侵入し物乞いだけでなく托鉢教団の托鉢僧を攻撃したこともあり、反教会的性格をもった公然たる「農民的・平民的異端」の運動と理解され、加わっていた中下層の都市民が離脱し、とりわけパリ都市民の反発を招いた。そのため、パリから移動する。

第四段階は6月で、蜂起集団は最高揚期をむ

かえ、蜂起軍およびそれに従う人々も含めると約10万人に膨れ上がった。ただし、パリ退却後、蜂起集団は3集団に分裂した。そのうちの1隊は6月4日、ルーアンに向かいノートルダム聖堂と大司教の館の打ちこわしを行ない、その後は自然消滅している。

蜂起主力軍は、ヤコブが指導者となりオルレアンに向かったが、この王国都市ではすでに王権による牧人蜂起衆の鎮圧体制が確立していて、これに準じて都市当局も蜂起集団の入市を拒否し、教会当局も牧人蜂起衆の破門を決定していた。そのため、蜂起主力軍は入市をあきらめて、さらに南部のブールジュへ向い、入市し都市内のユダヤ教徒の高利貸しを攻撃するなどしたが、ここでも国王軍と都市当局の反撃にあい、6月下旬にはブールジュを退却して、ローヌ川一帯に、さらにはリモージュ、ボルドー方面に分散して逃亡し、自然消滅している。

パリからシャルトルを迂回し、トゥールに入市したもう一つの蜂起集団は、都市内での物乞いと托鉢教団の修道僧を迫害するなどした。しかし、ここでも教会と都市当局の反撃にあいブルターニュ方面へ逃亡し、自然消滅している。

以上が、断片的な蜂起の流れであるが、まとめていえば蜂起行動の範囲は広く、蜂起の狙いも多様であったことが分かる。指導層に下級僧侶あるいは放浪僧侶が絡んでいたことから「民衆十字軍」の様相も見られるが、そうした漠然とした理念が全体に行き渡っていたようには思えない。また、この蜂起集団の中核を担ったのは実態としてはそれぞれの共同体からは何らかの理由で離れた貧しい農山村民であった。時期的には放牧労働に低賃金で雇われることもあったが、むしろ非定住の放浪する物乞い集団と捉えられる。都市内に物乞いのために入ったときには、都市下層民がこれに加勢する状況もかすかにではあるが見られたのも、食べられないという同じ境遇にあった者同士の連帯意識がそうさせたのだと理解すれば納得がいくというものである。

13世紀中葉のルイ9世（在位1226~70）段階では、「農奴解放」の名目で領主側からの負担増を迫られた農山村民が多く存在したことは確認済みであり、他方で、領主財産の危機に見舞われていた領主側がそれまでの中世領主制の原則の一つである双務関係を一方的に廃棄する傾向にあったことを思い返すならば、そうした人々の群れが集団となり、商品貨幣経済の中で富の集中していた都市に、生き延びるために向かう貧者の物乞い行進であったと捉えるのが自然であろう。もともと各レベルの領主の所領民であった彼らは、サバイバルの場であった森林や荒蕪地、さらには共有地などの用益権からはすでに追い出されていたがために、「故郷」へ戻るという発想もその術もなくなっていたからである。

その彼らが、数名の指導層の「教え」の下に厳しい現実からの脱却を夢見て、武装化し「支配階級の人々の撲滅」をめざし反教会的傾向を持ったのも当然である。それが、王権や都市権力側からは「神学的異端の運動」と決めつけられてしまい、また、そうしたデマ宣伝で蜂起衆の分断が試みられたことも、パリでの都市民の反発や中下層都市民の蜂起衆からの離脱現象の中に見出すことができる。このように、牧人蜂起それ自体の歴史的性格は多様であったとしても、これが、「封建制の危機」の始まった段階においてフランス王国の主だった王国都市を巻き込んで展開されていたという事実は、中世領主制社会の弱体化を象徴的に見せつけた民衆蜂起であったと言えよう。

② 共同体の諸慣行を守る闘い

それでは、農山村の村落共同体内部にとど

まっていた人々はどうであったのだろうか。これについての研究は、史料の少なさもあって研究量とその水準の面でも十分ではない。それは、蜂起が発生したとしても、13世紀後半段階にあっては闘争の範囲が共同体ごとの個別分散的なものであり、領主権を有する領主側の切り崩しに各村落共同体側が耐えきれず、うやむやにされることが多く「事件」化されなかったことが原因したと言われている。先の「農奴解放」を梃子とした領主反動に対する抵抗でさえも、サン-ジェルマン-デ-プレ修道院やサント-ジュヌヴィエーヴ修道院で、「農奴解放」反対の動きが辛うじて見えてくるぐらいである。

そうした状況下にあり、比較的、多くの情報を提供してくれるのが、先にも分析した（I-(2)-③）共同体的慣行・特権・自由の制限を伴う「共有権侵害」に関するパリ高等法院文書（Olim判告集）である。とりわけ共有権の中でも森林用益権をめぐるものであった。その理由としては、ここでもM. ブロックの仕事を引用することから始めたいと思うが、領主側の「封建制の危機」対応が、この「共有権侵害」の動きにも明瞭に表れているからである。彼の説明は、そもそも農山村民が森林用益権とどのように係わっていたのかを具体的に示している。

> 「（前略）森林は、当時はなお古い採取の慣習から今日ほど遠ざかっていなかったから、われわれがもはや考えられないほど豊富な資源を提供していた。かれらは、もちろん、そこへ木材を取りにいった。木材は、われわれの石炭や石油や金属の時代におけるよりも、遙かに生活に不可欠のものであった。すなわち、薪、松明、建築材料、屋根ふきのための小板、城砦の棚、木靴、犂の車、種々の器具、道路を固めるための小枝の束。いっぽう、かれらは、あらゆる種類の他の植物性の産物を、森林に要求した。すなわち、敷藁用の乾いた苔や木の葉、搾油用のブナの実、野生のホップ、そして誰でも勝手にとることのできる酸っぱい木の実―リンゴ、ナシ、ナナカマドの実、コスモモの実―、そしてこれらの樹そのもの、すなわち引き抜いて果樹園で接木するためのナシの樹やリンゴの樹。しかしながら、森林の経済上の主要な役割は別にあった。もっとも、われわれは、今日、その役割を森林に見出す習慣を失ってしまったのであるが。新鮮な木の葉、新芽、下生えの草、カシの実ブナの実によって、森林は、何よりもまず、放牧地として役立った。（後略）」[62]

このように、当時の農山村民は、この森林用益権の行使を前提に生活が成り立っていた。そうであるがゆえに、農山村民の生計維持の場が、利潤追求を求めた「領主反動」の動きの中で侵害の対象となると、すぐさま、これには多くの地方の農山村民が反応し、先に＜史料4＞に整理されたような闘争を繰り広げたのである。もともと中世農業革命の展開の下での開墾の促進によって、13世紀中葉までに共有地、共同放牧地、荒蕪地、森林域など共有権の及んでいた地域が大幅に減少してしまっていた。そうした状況の中で、領主側は所領内の共有権への介入によって領主財政の危機克服を図ったために、所領内の農山村民との対立は激化していくことになった。主だった事例をア-ヴェ＝コノコティンの研究に基づき取りあげそれらの特徴を捉えていくことにしよう。

第一には、森林内放牧をめぐる闘争である。セーヌ-エ-オワズ県内の動きであるが、1255年にシャヴィル村の農山村民は、騎士領内の森林域で放牧をめぐって対立。1256年には、トゥ

リヴィラ村の農山村民がモンフォールの林の利用権を主張。1280年にはノワゾーの住民が林内での家畜放牧をめぐってパリの僧院（領）と対立。他県でも、セーヌ-エ-マルヌ県で、1313年に、シャペル-ゴーチェ村の農山村民が、近くの修道院の林内で家畜を放牧する古くからの権利をめぐって対立が見られた[63]。

第二には、森林内の狩猟権をめぐる闘争である。1263年、ウール県ジゾール地方の農山村民は、国王自身の許可なしに設定された禁猟区を廃止するよう高等法院に訴え、それが認められた。1318年、セーヌ-エ-オワズ県のコルベイユ地方では、ロング-ポン、ムールカン、サン-ミシェル-シュル-オルジュ、ヴィルモワッソン、ヴィリ-シャティヨンの五ケ村の農山村民がセギーニ林における狩猟と野生果実利用をめぐって国王林務官と衝突。農山村民の主張は「紛争の土台は、長期にわたって準備されたものである。村々の住民はずっと昔からセギーニの灌木林をつかっていた。彼らは、そこで兎、狐、家兎を猟し、野生の実を集めていた。こうすることは、農民たちの先祖以来の古くからの権利であり、（中略）人間の記憶する限り、それが廃止されたり、やぶられたりした例を知らないのであった。灌木が林にかわり、林が領主によって禁猟区にかえられたとき、農民たちはひどい苦況におちいった。野獣がふえて収穫をだめにし、農耕を不可能にした。（中略）農民たちは次第に零落しはじめ、耕地は、耕されぬ、役に立たない土地にかわった」[64]、というものであった。

第三には、領主との漁労権をめぐる闘争である。1270年に、ロワール-エ-シェール県のサンティコニウス村では、伯爵領の家来が伯の池で魚をとった二人の農山村民を捕えたという事件である。事件に介入した国王のバイイ裁判管区は伯の家来に味方した。それに対抗して、大勢の農山村民たちが集まり、棒や杭で武装し伯の家来を襲い、さまざまの侮辱を浴びせ、その他いろいろな暴行を働いたという。次は、1271年に、オワズ県のモンタテールとティヴェルニーの両村で農山村民が、領主であった修道院長との間で魚を捕る問題で紛争状態になった。1277年には、セーヌ-エ-マルヌ県のラルシャン村でも村内の溜池で「不法に」魚を捕ることをめぐって紛争が起きている[65]。

以上のように、三類型化されたそれぞれの用益権をめぐっての対立・闘争・紛争では、農山村民は一歩も引きさがらずに「昔からの権利」あるいは「先祖以来の昔からの権利」であることを根拠に、多様な領主による彼らの共有権をわがものにしようとする横暴に敢然と立ちふさがったのであった。詳論は避けるが、こうした農山村民の姿勢や行動は、商品貨幣経済の浸透の中で利潤追求に盲進する封建勢力にたいするコモンズをめぐる戦いの様相を持っていたことになる。

③ フランドル沿岸農山村民の蜂起（1325~28年）

もう一つのタイプの農山村民の闘争として捉えておかなければならないのが、1325年に発生してから28年まで長期にわたって継続したフランドル沿岸農山村民の蜂起である。

本稿の分析視角との絡みで当該蜂起を位置づけるならば、G. ボワが強調するような「農山村や都市、さらには領主制経済もが、利潤追求の論理で席巻され、商品貨幣経済下に組み込まれた未曽有の不均衡を抱えた複雑な社会は、1310年代に次々と機能不全に落ちっていた時代」において、その構造的危機の影響を当該蜂起がどのように受けていたのかの確認に重点が置かれる。

そうした観点からすれば、当該蜂起発生の時代背景も確認しておくべきであろう。先にも捉

えておいた事実を挙げるとすれば、14世紀前半期に見られた農業生産の崩壊過程の中で、とりわけ穀物生産の収縮現象が起こっていたことである。そのため、1315年から異常気象に端を発した穀物価格の急上昇が始まると、それに伴い深刻な飢餓が発生していた。そのことを裏付けるかのようにフランドル地方でも都市人口が10%も減少していたことは重視しなければならない[66]。

その上で、最初に、アンリ＝ピレンヌ（Henri Pirenne）の研究に基づき蜂起の経過を辿っておくことにしよう。蜂起の勃発は1325年で、日時の特定はされていないが、蜂起発生時の状況が人頭税や十分の一税など各種税の支払い拒否行動であったことからすれば納税期の秋頃と考えられる。発生地も、フランドル沿岸地域のある農山村でという以上の痕跡は見えていない。直接的には、税の支払いを強要され、それに激怒した農山村民が鐘の音（警鐘）とともに集まったという。最初から富裕な自由農民層が中心になっていた。その後、周辺農山村に波及し、ブルージュやイープルの都市部の縮絨工や織布工にも同種の動きが発生している。

指導者名がはっきりしている。大土地保有者のニコラ＝ザネキンとジャック＝ペイト、それに小領主のシゼールであった。『ギヨーム＝ド-ナンジー年代記』によれば、2年前から（1323年）旱魃、強雨、寒波などあらゆる種類の天災に見舞われ収穫不良が続き、1324年春の小麦の収穫不良が決定的で飢饉となったことが分かるが、このことからも食糧不足などによる生活難が蜂起の大きな原因であったことを裏付けている。さらに、フランドル伯の貨幣改悪や増税策がこの地域の社会経済的不安定性を深めていたこともあり、流通の滞りや失業の猛威によって、農山村民や都市民たちの耐乏生活が我慢の限界に至った。そのため、それでも税収奪を強行しようとした税徴収人、伯領役人、司祭、領主達といった権力の一端を担う者たちが非難され攻撃されたのである。

富農や小領主によって指導された蜂起であるが、一過性の蜂起行動ではなかった。1328年まで長期にわたり続いたのは、指導層が、各地の農山村民を蜂起衆として組織し、一定の軍事的力量を背景に蜂起波及地域を、一種の行政的機能を持つ集団によって支配を強化していたからである。また、農山村民の疲弊した状況を少しでも改善すべく、修道院領に対して穀物庫から貧しい人々に小麦を分配するよう強制することもしている。ペイトに至っては、あらゆる形の社会秩序に敵意を向けるべきとの主張をしている。これは、他の指導層の合意を得るにはいかなかったようだが、この発想自体は当該蜂起の歴史的性格を見極める際には無視できない[67]。

以上が、当該蜂起のあらましであるが、次いで、その中に見られたいくつかの特徴を整理してみよう。第一には、蜂起が1328年まで継続したことである。それは、蜂起が一過性のものでなく、蜂起に参加したか支持した農山村民や都市民の生命維持と生活の安定を求める要求が切実で重く、目標達成までの筋道を見極めるのに時間を要したことがあり、また、蜂起態勢を維持しながら蜂起発生地域の総ての封建諸勢力との闘いが厳しかったからであると考えられる。

第二には、蜂起の広域性である。これは、蜂起勃発の諸要因がフランドル沿岸地方全体に共通していたことを物語っている。それは、当地方が聖俗両領主の危機対応の基本姿勢が商品貨幣経済をさらに推し進めるプロセス上にあり、商品作物栽培経営の拡大による穀物生産の減少、地主小作制の導入・拡大による増徴、共有権侵害などが行なわれ、それぞれの封建諸勢力の財政再建が農山村民や中小都市民の犠牲の上に進

められていたことから発生した問題である。つまり、その結果、当地方でも様々な面で未曾有の不均衡を抱えた歪んだ社会へと変貌し、多くの人々は自らの労働と生産の成果物を過剰に搾取されてしまい疲弊しきっていたという状況である。

第三には、連続した飢饉の発生である。異常気象がそのきっかけとして確認されているが、その背後には穀物生産の減少による穀物価格の高騰が常態化していて、些細な気候変動でも飢饉をおこしやすい構造的な危機の状況下にあったことが指摘されている。こうして1315年来、厳しい耐乏生活を強いられていた最中、今度は1323年から2年連続で異常気象による飢饉を体験することになった。余りにも食糧不足が酷くなったので、フランドル伯は、1324年7月に、十分の一税を徴収した穀物庫に備蓄されていたすべての穀物を直ちに分配するよう、ガン地方の各修道院に命じたほどであった。ところが、伯は、それを埋め合わせるかのように翌年、十分の一税などの重税の徴収を決めたのであった[68]。これが引き金となって蜂起が勃発した。

第四には、蜂起指導層の出現である。二人の富農と一人の下級領主であるが、前者は、おそらく保有地経営だけではなく、地主として一定の収益を得ていた可能性があり、後者は、封建軍隊では隊長の経験もあることから、蜂起中は蜂起軍の軍事指導を担っていたように思える。三人ともに多くの農山村民の惨状を見てきており、その目前の悲惨な事態を放置できずに、覚悟を決めての参加であったとみるのが自然であろう。そのためか、修道院に対して穀物庫の穀物を放出するよう強制したことも当然であった。

第五には、蜂起の歴史的性格である。当蜂起は、発生地域の多くの農山村共同体を巻き込み、富裕な農山村民だけでなく総ての階層が参加した「村ぐるみ」の闘争であった。それだけではなく、村内の手工業者、流民化した放浪民、都市の手工業者などの存在、さらには、下級僧侶や小領主層などの下級支配層までもが参加した運動であった。そうであったからこそ、指導者の一人、ジャック＝ペイトからは、当時の利潤追求のあまり腐りきった封建的な政治的・社会的システムの転換を展望する発言が出てきたのだと思える。あらゆる形の階級支配の打倒を目指すべきとの主張は、千年王国論者や再洗礼派の思想と通底している。この点からしても、当蜂起は、単なる反封建闘争と限定するわけにはいかない。むしろ1358年に生命の維持と社会的平等をめざし北フランスに発生したジャクリー蜂起と類似するところが多い。

以上をまとめて深読みすれば、五点にわたる当蜂起の特徴から浮かび上がってくる蜂起像は、「封建制の危機」の極まった極限状態下における、人間としての尊厳を見定めようとする人々の、命を賭した心底からの叫びであったと言える。

(2) 諸都市民の闘争の激化

続いて、「封建制の危機」進行下における諸都市民の闘争の実態を捉えてみよう。ここでも「封建制の危機」の進行とどのような係わりがあるのかを抽出することになる。この分析では都市史研究の諸成果から多くを学ぶことができる。その中でも、本稿の問題意識からすれば、アンドレ＝ルゲ（André Luguai）[69] の都市民蜂起の三区分に基づくことが有効である。その類型は以下のとおりである。

＜第一類型＞　世俗領主に対する蜂起（反領主制の動き）

＜第二類型＞　自治都市あるいは特権都市の寡頭政治支配に対する蜂起（都市内対立）

＜第三類型＞　国王及び国王役人に対する蜂起（王権濫用に対する抵抗）

本稿では、これらの三類型が微妙に絡み合った性格をもつ蜂起もあるので、それを＜第四類型＞「多様な性格をもった蜂起」として区別して、付け加えることにした。それぞれの事例分析に入る前に、蜂起全体の検討は難しいので、発生の確認できた都市民蜂起を先行研究者の分析結果に基づき一覧票にした。

＜表３＞　13 世紀後半・14 世紀前半の都市蜂起の分類

・（○）反領主の闘争
・（△）都市内対立
・（×）王権濫用に対する抵抗
・（◎）多様な性格をもった蜂起

［フランドル・その他］

1,	Bruges	1280-82, 1302	（◎）
2,	Gand	1311	（◎）
3,	Huy	1296	（△）
4,	Liège	1296-1302	（△）
5,	Mets	1283	（△）
6,	Strasbourg	1308	（△）
7,	Ypres	1280-82, 1302	（◎）

［北フランス］

1,	Arras	1285	（△）
2,	Beauvais	1306	（○）
3,	Calais	1298	（○）
4,	Châlons-sur-Marne	1311, 1318	（○）
5,	Douai	1280, 1281	（△）
6,	Loan	1294-95	（○）
7,	Langres	1296	（×）
8,	Montbrison	1308	（×）
9,	Orléans	1284, 1309	（×）
10,	Paris	1307	（×）
11,	Provins	1273-1279	（△）
12,	Saint-Galmier	1310	（○）
13,	Saint-Malo	1308	（○）
14,	Saint-Omer	1306	（△）
15,	Saint-Quentin	1311	（×）
16,	Rouen	1281, 1292, 1315	（×）

［南フランス］

1,	Agde	1272	（×）
2,	Aisy	1279	（○）
3,	Albi	1272	（×）
4,	Cahors	1270	（×）
5,	Carcassonne	1303	（×）
6,	Lyon	1269	（○）
7,	Narbonne	1285	（×）
8,	Nice	1297, 1319	（×）
9,	Le Puy	1276	（○）
10,	Toulouse	1330-36	（×）

① 反領主制の動き

＜第一の形態＞に属する蜂起は、＜表3＞からは、九つの都市に認められる。ラン（Laon）では、1295年に発生している。都市内の住民が鐘を鳴らした（警鐘）後、市門を閉じ、市内の北側にある聖堂に侵入し、逃げようとしていた聖職者や貴族を探し出し、捕まえた。原因は不明だが、強引に捕縛されたのはラン司教関係者であったという。都市当局の助役、陪審員、警吏らはそこに居合わせたが、それに介入しようとしなかったので、上級裁判権をもつ国王裁判所が立件し、調査の後、ランのコミューン（自治）権を停止させたという。史料上からはそれ以上のことが見えてこない[(70)]。

ボーヴェー（Beauvais）では、1305年6月の最初の週に、都市住民と司教関係者の間で、対立抗争が発生した。ボーヴェー司教のシモン＝ド-ネスルが製粉強制とパン焼き強制のバナリテ（使用強制税）支払いを強要したことに始まる。蜂起勃発時に、都市行政官は、都市民の圧力の下でか、あるいは彼ら個人のイニシアティブによってなのか定かではないが、製粉強制とパン焼き強制には誰も従わないようにとの通告を公にした。司教側がこれに反論したため、その直後、都市内の通りや市門にバリケードが築かれ、ブルジョワたちは弓、大弓、剣などで武装し、司教の邸宅に向けてデモ行進をした。これに、司教側も対抗し、彼らを単に押し返した

だけでなく、反撃に出てそのブルジョワたちが持っていた何件かの家屋を破壊し、略奪した。

それを見た都市民たちが、それに対抗して司教館を占拠し一部に放火し略奪をした。それにとどまらず、蜂起衆は膨れ上がり、司教館の牢獄を破り、ボーヴェーのコミューン権主張のために捕らえられていた者たちを解放した。さらに、司教館の後方にあった塔や城も破壊された。こうして司教軍は敗退し都市域から逃亡した。後日、ボーヴェー伯でもあった当司教は家来（伯領内の土地領主）たちを集めて当市壁外を包囲した。膠着状態が続いたが、1307年4月10日、高等法院が介入し、都市側に1万リーブルの罰金支払いを命じ、王権側は当市のコミューン権を剥奪している[71]。

同種の動きは、カレー（Calais　1298年）やサン-マロ（Saint-Malo　1308年）にも確認できるが、ともに都市コミューン権をめぐる領主権力との対立であった。商品貨幣経済の下では、相対的に領主権力よりも都市権力の方が経済的に優位に立っていたことは当然であり、13世紀末からの「景気後退下の物価上昇」現象に影響を受けていた領主権力側が、この時期に、領主権の発動を強化したことが見えてくる。粉挽き、葡萄搾り、パン焼竈の使用強制権（バナリテ）を梃子とした事実上の増税を一方的に行使する姿勢が、都市権力側が進める自治都市（コミューン）化の歩みと真正面からぶつかり合ったことになる。

② 都市内対立

中世都市は、都市ごとの違いはあっても、商品貨幣経済の浸透下での富の集積において相対的に成果を残していた。ただし、それは一都市の住民全体が潤ったということではなかった。図式的に描けば、都市貴族化した大商人などの富裕都市民層と、中小商人やギルド組織を持つ手工業親方層、そして、そこに雇われた職人・徒弟層とでは、経済的格差は当然として、市参事会の参加資格などにみられる政治的格差が原因した対立も激しかった。ということからして、この＜第二の形態＞の動きは、本稿の分析対象時期を越えて、それらの痕跡とそこから発信される「騒音」が通奏低音のように鳴り響いていくことになる。

さて、当該期であるが、プロヴァン（Provins）では、1273年に製造業者と職人、それに中小商人たちが蜂起し、市長のウド=コルジュールに対し、シャンパーニュ伯に新税の廃止をすべしと懇願することを約束させるという動きが確認されている。しかし、市長はこれを履行しなかった。ここからは、反領主的蜂起の面も含まれてはいるが、新税の負担額をめぐる対立のあったことが読み取れる。

この時のしこりがその後も続き、1279年に同市で発生した事例は象徴的である。市長のギヨーム=パントコストが、都市内での就業時間の一時間延長を決めたことに対して職人たちが反対し蜂起した。同年2月2日、蝋燭祝別の日の前日の水曜日、職人たちはいつもの時間に仕事を停止し仕事場から集団で外に出て、以前はシャンパーニュ伯の邸宅であったピナクルの館を包囲した。その直後に門扉が破られ、中にいた市長は数人の召使によって殺され、また、この館と他の助役の家が略奪された。

鎮圧は、伯と彼の代理人によって行われた。数人の指導的な蜂起衆はすでに逃亡していて捕らえられなかった。都市側に対しては、兵士の宿泊義務と常置されていた武器が取り上げられ、王国都市としての特権の廃止が宣言され、新市長のジベール=ド-モリは他の有力者と共に追放された。しかし、それでも蜂起参加者名を言い立てることはしなかったという[72]。

このように、都市内対立の要因は、領主権力

によって課せられた税の負担額をめぐるものが多かったが、それらの対立の諸状況をよく示しているのがフィリップ＝ド-ボーマノワールの『ボーヴェー慣習法』[73] である。

「1520項　王国都市において、我々は、都市民の中のあるグループと他のグループとの間の多くの紛争を目撃している。すなわち、富裕者に対する貧者の、あるいは富裕者自身の内部対立である。（中略）あるグループのある者が都市歳入に関して他のグループがすべきことをしていないことについて、あるいは多過ぎる歳出に関して、その理由を説明するよう訴え出るときにである。（後略）

1522項　貧者たちも中産者たちも都市行政については何の権利も持たず、もっぱら富裕者たちがそれらを独占している。なぜなら、彼らは資産や家柄があるので貧者や中産者から恐れられていたからである。たまたまある年に彼らの中のある者が市長に、あるいは陪審官に、あるいは税徴収官になると、次の年には彼らの兄弟や甥、あるいは親類の者が任命されるというように、10年ないしは12年とすべての富裕者が都市の行政職を独占することになる。（後略）

1525項　王国都市においては、公共のタイユ税をめぐって多くの争いが起こっている。というのも商業経営者のある富裕者が自分および身内の税について支払うべき額よりも低い算定を行ない、他の富裕者についても自分の時に減額されるよう税額を減らしているからである。かくして、総ての支払いは貧しい都市大衆の上に降りかかるのである。（後略）」

同時代人の情報収集に基づいた事実確認の下に地方慣習法書に収録している文章であるために、都市内対立の実相が実例を下地に冷静に書き留められている。従って、対立の背景や原因が正確に示されている。民衆蜂起それ自体を描いている史料とは違い、都市の特定や事件の推移は具体的に書かれていないが、逆に、13世紀末から14世紀初頭においてフランス王国で一般的に起こっているこの対立の実像がクローズアップされていると言えよう。「王国都市においては、公共のタイユ税をめぐって多くの争いが起こっている」との指摘と、その原因が国王課税であるタイユ納税の都市内での分担額が所得差に基づいていないことであるとの言及は明快である。概ね、王国都市では寡頭支配体制になっていたことをよく示してもいる。この時期に国王側が、その他にも強制公債を各王国都市に強要していたことは分析済みだが、そうすると、都市内では強制公債の分担額をめぐっても同様の対立が起こっていたことになる。

そのような状況を諸王国都市が抱えていたことが一般的であったことからすれば、＜表3＞に見られるプロヴァン以外のメッス（Mets 1283年）、ストラスブール（Strasbourg 1308年）、ユイ（Huy 1296年）、リエージュ（Liège 1296-1302年）、アラス（Arras 1285年）、ドゥエ（Douai 1280-1281年）、サン-トメール（Saint-Omer 1306年）での都市内対立もPh. ド-ボーマノワールが書き示したようないくつかの要因で蜂起が勃発したと捉えることも無理ではなくなる。そういえば、蜂起発生時期も1273年から1306年に集中している。

③ 王権濫用に対する抵抗

先に、II-(1)-①②のところでふれておいたように、王権による国王課税の強化や貨幣改悪の強行がダイナミックに展開された時期だけに各王国都市の王権に対する反応は速かった。先述

した1292年のルーアン都市民のタイユ税の引き上げと援助金の追加徴収に抵抗した蜂起や、1307年にパリの職人たちが王国造幣局の長官家屋を略奪した蜂起などはその典型例と言えるだろう。

それ以外の動きとして目立つのは、南フランス各都市の事例である。王権に対抗する都市民蜂起でも二つのタイプに大別できる。一つは、13世紀末から14世紀初頭に発生したもので、国権やカトリック教会によって導入され推進された異端審問に対する蜂起で、もう一つは「百年戦争」開始前後の1330年代の蜂起である。前者では、アジ（Agde 1272年）、アルビ（Albi 1272年）、カルカッソンヌ（Carcassonne 1303年）、ナルボンヌ（Narbonne 1285）などで、都市内対立の側面もあったが、北フランスよりは自立度の高いコンシュラ（執政）都市としての位置づけられていたこともあり、異端審問の導入が王権の介入と捉えられ、異端審問導入への抵抗が反王権闘争として激化したと考えられる。後者は、モンプリエ（Montpellier 1331年）、トゥルーズ（Toulouse 1332年）、カオール（Cahors 1336年）、フォワ（Foix 1338年）、パミエ（Pamiers 1338年）、ナルボンヌ（Narbonne 1338年）などの諸都市に認められる。いずれもフランス王権の南フランスへの浸透が進む中で発生している。国王の増税策や貨幣改悪との関連でそれぞれのコンシュラ都市の上層の特権都市民が、コンシュラ役人として王権の政策に追随することに対する異議申し立てから始まっている。その中でも、「百年戦争」がらみの税徴収の押しつけに対する都市民の抵抗が目立った。当然ながら、徴税に係わる国王役人も攻撃されている[(74)]。

以上のように、諸都市民の闘争もまた「封建制の危機」の深化状況と密接に係わっていたことになる。つまり、そのいずれもが、封建諸勢力がこぞって中世的枠組みに良くも悪くも逆行する利潤追求の路線を邁進する状況下で発生している。ただし、都市民蜂起の中核を担ったのは都市内対立であったと言えるだろう。それは、領主権力の危機対応対策の最初の犠牲となった農山村民の一部が、保有地を失い、共有権行使の場からも排除され生き延びるために都市への流入してきていたからでもあった。

(3) 14世紀前半期のその他の民衆行動

13世紀中葉に始まる「封建制の危機」が、それまでの中世的枠組みを社会経済的に切り刻み続けると、格差社会が深化し、本来であれば大なり小なり社会全体に循環すべき富（＝生産物、貨幣）が、国王などの封建諸勢力や富裕都市民層のところに滞留し、それ以外の人々には十分に行き渡らなくなり、社会はマヒ状態に陥る。そうした混乱した現実に直面した農山村民や都市民がどう対応したのかは上述した。14世紀前半期をみると、それでもなお情け容赦のない利潤追求の荒波が、留まることを知らないかのように、どんな些細な富にも襲いかかり食いつぶすという、「転倒した社会」を常態化させていた。粗暴な暴力が罷り通り、略奪や殺人などありとあらゆる犯罪のはびこる社会的危機の中で、また、民衆の「戦争」参加（＝略奪）が日常化する事態に直面し、生きる希望を見失うような精神的危機状況が蔓延していた[(75)]。そうした状況の中でも、生き長らえようと人々はもがき苦みながら、善と悪、正義と不正、正常と異常、生と死との狭間で右往左往していたことが見えてくる。その彼らの動向を辿ることにしよう。

① 鞭打ち苦行者の動き

既研究では、鞭打苦行者運動はすでに13世紀にはアルプス山脈の南北に存在していたと言われるように、ヨーロッパ各地に確認されてい

る。1260年以来しばしば聖職者たちに先導されて、鞭打苦行者たちは手に鞭をもち、裸足で教会へ押し寄せた。教会で祈り、償いの歌を歌い、神に慈悲を願ったという[76]。ヨーロッパの人々はペスト以前にも長いこと怪しげな予言と、不吉な前兆、千年王国論や不幸の暗示に直面していて、誰もが不安と戦っていて、危機に際して昔の予言を思い出そうとしていたというのである[77]。

『ギヨーム＝ド-ナンジー年代記』によれば、サン-ドゥニ教会では、僧侶と一緒に大勢の男女が集団となり、全員が裸足で、男は裸になり、離れたところまで行進しているという。しかも、こうした行進は、この教区だけでなくシャルトルやルーアンの諸教区、さらには王国の他の地方にも発生していたと書かれている[78]。

この鞭打苦行者の行動は、今日的感覚からすれば、いかにもカトリック的色合いで、やや集団ヒステリー的状態が目立つ。そして、それらが一定の条件を満たした演出であったとしても、人間としての尊厳が限りなく否定される時代にあっては、そうすることによって、辛うじて自らの人間としての精神的危機を乗り越えようとする主体的行為であったことが、本稿の分析視角では重視されよう。この現象が、当時の社会がどれほど壊れ切ってしまっていたかを可視的に物語っているからである。

②「新牧人蜂起」（1320年）

鞭打苦行者の取り組みよりも、蜂起の狙い、蜂起参加者、そして蜂起行動の面で、先鋭的で、暴力的スタイルが散見できたのが「新牧人蜂起」である。1320年に発生した当蜂起は、そのきっかけも意外なところにあった。それは、フィリップV世（Philippe V, ?~1322）の十字軍遠征の提案であった。これに呼応して、先ず、飢餓に追い詰められていた貧民たちが武装蜂起し、金持ちや権力者を襲った。その時には、「教会と大君主国を転覆してしまおう。おびただしい流血を見た後、唯一の十字架を高く掲げることになろう」という預言が一人歩きし、つむじ風のように、突然の予期しない形で、一大蜂起行動が発生した。

1251年のときと同じように羊飼いや子供たちが混じっていたので、これを「新牧人蜂起 nouveaux Pastoureaux」といった。先行研究によれば、この運動は、千年王国の夢を神に訴えるというスタイルをとって、強き者を挫き、貧しき者を奮い立たせる運動理念を掲げ、実際には、武装集団を構成し、物乞いや略奪をしながら、諸都市を渡り歩いたという。北フランスに始まったこの蜂起のうねりは、パリに迫り、パリのシャトレ（裁判所兼牢獄）に乱入した。その後、パリを後にした雑多な蜂起集団はイングランドのプランタジネット王権支配下の西南フランスに向かい、ユダヤ教徒を虐殺するなどの行為に出た。しかし、最終的にはアヴィニョンの教皇庁により破門され、トゥルーズとナルボンヌの間での戦闘で、教皇ヨハネス22世の指し向けた討伐軍に敗北し鎮圧された。残存者もピレネーを越えたがアラゴン王の息子の軍隊によって完全に鎮圧されている[79]。

以上のように、「新牧人蜂起」は1251年の「牧人蜂起」と似たような構図で展開したが、また、蜂起参加者の多様性、非共同体的性格、物乞いや略奪といった行動様式といったところでは極めて類似していたが、それでも、前者には1251年には見られない側面がある。

第一には、1320年の蜂起にも千年王国論的「預言」が浮かび上がったが、全体として捉えるならば、「民衆十字軍」的行動の局面は見えず、悪と異常に走らなければ生きてゆけないという論理も崩壊し、死を覚悟した一種の自暴自棄的行動に打って出ていたという面である。ユ

ダヤ教徒を攻撃したというのも、異教徒として叩いたというのではなく、金融業の金持ちを略奪したという域を出てはいない。

第二には、下級僧侶などの指導層の不在である。そのため千年王国論を目指す、つまり、手段として、悪と異常の舞台に立ちながらも、蜂起の結果、この世に「天国」を作り出そうという理念を提示でき得なかった点である。「預言」も蜂起参加者を「奮い立たせる」だけの効果しか感じられない。

第三には、カペー王権の統治責任の放棄である。パリの権力の象徴の一つでもあるシャトレ（牢獄を兼ねた裁判所）攻撃を放置し、蜂起勢の勢いに手をこまねいていたという風ではなく、むしろ、過剰反応を避け、これらの蜂起集団がカペー王権の支配下にない西南フランスへの移動を喜んでいるようにも見受けられる点である。

こうした特徴も、1320年代の「転倒した社会」の深刻さを印象付ける光景の一つであったことに注目すべきである。

Ⅳ、ペスト大流行直前の状況

さて、本稿最後には、ペスト大流行直前の諸状況を可能な限り明らかにしていこう。一つには、略奪横行の実態を、二つには、大流行を生み出す利潤追求のうねりの巨大化について、三つには、極限に達していた「転倒した社会」状況に関して、先行研究成果に学びながら、それらの実態に迫っていきたい。

(1) 1337年～1346年の略奪騎行の横行

「戦争」の実態が略奪騎行であり、それが「何よりもまず、社会機能不全の最後の表現形態」であったことはすでに確認済みであるが、ここでは、1336年から1345年までの10年間にフランス王国が平和経済から「戦争経済」に移行してしまう状況[80]を多面的に捉えることを主眼としたい。

「戦争経済」とは、言うまでもなく「戦争」財源確保に向けての課税体制の確立と、貨幣改悪政策への突入を前提としている。どこまで徴収できたかは不明であるが、1339年の例では、ヴァロワ王権のフィリップⅣ世が「戦争」のための援助金（エード）を6万マール相当額の徴収を決めているところに確認できる[81]。パリでは、すでに1328年のフランドル政策行使に伴う援助金の支払いを始めていて、クレシ―の敗北後の1347年10月24日にはパリのプレヴォ管区およびヴィコント管区の聖職者、貴族、都市民は、1,500名の軍隊の6カ月間の維持費を条件付きで認めたことがわかっている[82]。その年はそれでも足らず例の貨幣改悪政策で乗り切ろうとしている。その前の1341年の例では塩の売買にかかる塩税の徴収が認められている[83]。このような一種の「戦争税」と認識された援助金は農山村民にも課せられた。G. ボワの研究では、1340年代のノルマンディーにおける国王課税の実際の平均的負担額が、一戸当たりトゥール貨30スーであると推算した。これは、5ヘクタールの土地の小作料に匹敵するという[84]。こうした動きは＜史料5＞の王国三部会の実施内容からも、マルセイユへのペスト上陸の年でもある1347年の11月開催までの動きの中に確認できる。

ペスト大流行の以前の略奪騎行のルートも見ておきたい。次の＜史料6＞の地図上を見れば分かるように、ペスト大流行が一気に蔓延した1348年までもフランス王国内にプランタジネット王権軍が入り込んでいる。しかも、これは「正規契約軍」のルートを表示したものなので、「自由契約軍」の野武士団の略奪の範囲はこれらのルート沿いに拡大していたことは言うまでもない。主だったものでは、1340年のエ

＜史料５＞　王国三部会の動き

	年・月	背景・内容	備考	国王
1	1343・８月	ブルターニュとノルマンディーへのイングランド国王軍の脅威。良貨の復活と引換えに課税引き上げ承認。	貨幣危機	フィリップⅥ世
2	1346・２月	クレシーの戦いの準備。ギュイエンヌにおけるイングランド勢力の拡大。貨幣問題・財政問題処理のために開催。課税を承認。		
3	1347・11月 1348・１月	クレシーの敗北後の会議。エドワードⅢ世によるカレー占領。 それに対抗すべく大軍と大艦隊の建設を協議し，その財政手段を提供する決意の表明。	貨幣変更	ジャンⅡ世
4	1351・２月	イングランド国王軍との戦闘再開の気運。王国財政の建て直しをめざす。三部会諸勢力の反対，地方三部会の抵抗。	勅令 （１月30日）	
5	1355・11～12月	イングランド国王軍との戦闘再開。国庫の欠乏を補うべくパリ高等法院会議室に招集。３万人の兵を養うに必要な費用を増税と食料品への消費税で賄おうとする。	勅令 （12月28日）	
6	1356・３月	聖職者，貴族その他が属するそれぞれの身分のすべての者は,あらゆる商品につき１リーヴルあたり８ドゥニエの税を支払うこと，並びに塩税は王国全体に拡大されることが決められる。ピカルディー，アルトア，ノルマンディーにおいて抵抗が激しかった。		
7	1356・５月	３月に票決された援助金の集まりが悪かったため，あらたな形式の課税を決定する。	勅令 （５月26日）	
8	1356・10～11月	９月のポアティエ敗戦，イングランドによるジャンⅡ世の捕縛。パリ高等法院大会議室に800人以上が集まる。９人の国王顧問官の解任，ナヴァール王シャルルの釈放，28人の国王顧問官の新規任命。	貨幣変更	王太子

出典：R. Cazelles, «Les Mouvements», pp. 305-307；井上、前掲論文　22-30頁；J.Le Goff eds., *L'Etat*, pp. 134-136より作成。

ドワードⅢ世のエクルーズの戦い後のルート。1346年の同じくエドワードⅢ世のコタンタン半島上陸から、セーヌ下流域のポワシーを通過し、さらに北進しボーヴェー、アミアン、をかすめクレシー（戦い）へのもの。1346年の、ランカスター侯爵ヘンリ＝グロスモントの軍がボルドーからポワティエ方面までを略奪騎行したものが挙げられる。

この動きからだけでも、数値としてはつかめないまでも、略奪の被害の状況が見えてくる。上記のように「自由契約軍」の存在も加えれば、略奪される側の悲惨さは文字通り筆舌に尽くしがたい状況であったに違いない。次の『フロワサール年代記』[85] の記述は、さらに略奪の実態をより深く伝えている。

「農村地域では身代金を支払わない限り、すべて荒らされるがままにされた。貧しい耕作農民は、もはや麦わらしか持てなかった。もし、蓄えのことでも話そうものなら攻撃され殺された。そればかりか、養魚池も干し取られ家屋も燃料用に打ち壊された。

＜史料６＞　1356 年までのプランタジネット王権軍の略奪騎行ルート

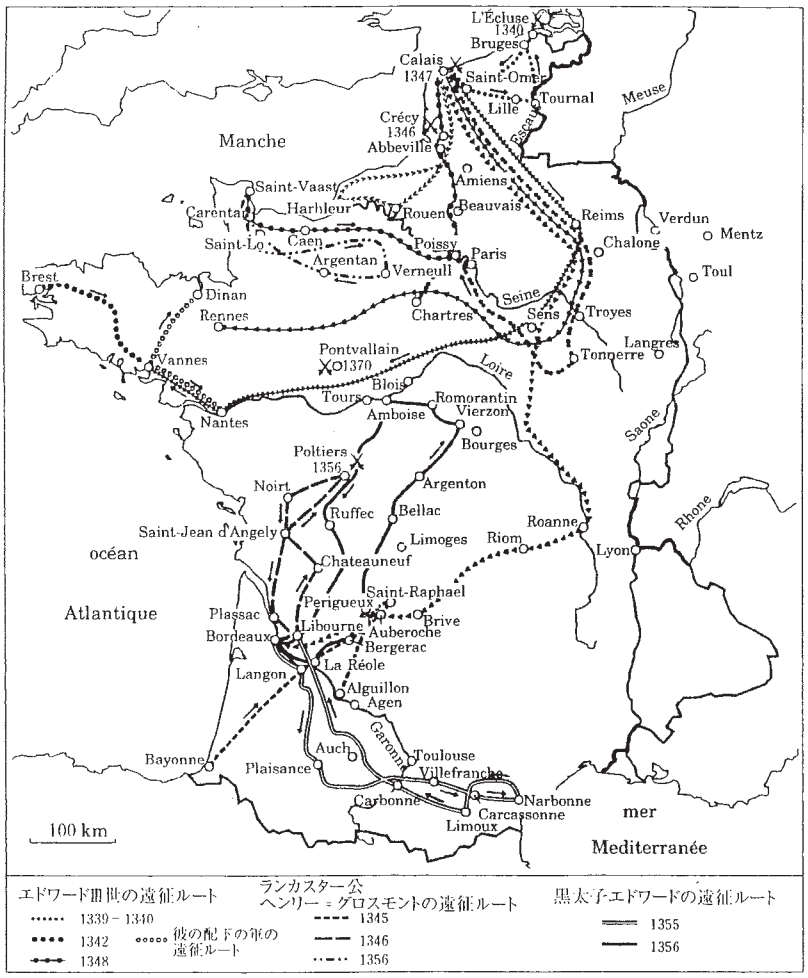

出典：J. Kerhervé, *Histoire de la France*, p. 150.

イングランド国王軍がやって来たとしてもフランス国王軍ほど激しい略奪はしなかったであろう。フランス側の野武士は次のように言ったという。≪今は全く金がないが、戻るときには一杯になるだろう。その時には現金ですっきり支払うから≫。貧しい人々は彼らを憎んだ。人々を襲い財産を奪う兵士を目撃した彼らは、声に出さず、ただ、ささやくように口も開けずにこっそりと次のように言った。≪二度と戻れないよう、薄汚れてじめじめしたところへ行ってしまえ≫」

この記述は、両王国軍配下に属する野武士団の略奪の様子を生々しく伝えている。また、略奪も一定期間に及んだことを匂わせている。Ph. コンタミーヌの研究でも、1340年のエクルーズの戦いに伴う略奪騎行に始まるこうした例が示されている。「正規契約軍」の略奪騎行ではそれ以外の紛争が付け加わることがあった。つまり、大盗賊団の略奪に係わる予期せぬ多くの出来事が起こったというのである。そのため、

公式の「戦争」は、普通、3月から10月までの間に実施されるが、そうした場合には、彼らは年を越して3月まで6か月間も居座ることがあったという[86]。

以上のように、「戦争経済」は農山村民や都市民への集中的な課税攻撃を仕掛けただけでなく、さらに両国王の立ち上げた「正規契約軍」の略奪騎行による犠牲を強いたのである。確かに、こうした事態は「社会的機能不全の最後の表現形態」としか言いようがない。「戦争」は、約百年間にわたる「封建制の危機」の進行の中で、辛酸をなめるような境遇に追いやられ、それでも辛うじて生きてきた人々を、情け容赦なく食い尽くす蟒蛇のような役割を演じたことになる。この機に及んでも、国王ら封建諸勢力は、骨の髄まで貪り食おうとする利潤追求の姿勢をやめられない資本の論理に完全に絡めとられていることに、悪びれている様子はどこにもない。

これがペスト大流行直前の状況であった。このように、「戦争」は、フランス王国全体が機能不全に陥っている最中であるにもかかわらず、略奪目当ての人流増大と接触の拡大を広域化させる役割をも担ってしまっていたのである。

(2) 大流行を支えた道路と河川の流通ネットワーク

すでに、13世紀中葉までにフランス王国内の諸都市は、数次にわたる十字軍活動の影響を受けて中世都市として急成長していた。都市人口数も増大し、1340年頃で、パリ（約250,000人）、ガン（約50,000人）、トゥルーズ、ルーアン（40,000人前後）、ブル―ジュ（約35,000人）、ボルドー、サン-トメール、イープル（30,000人前後）と言われている[87]。一般的に市壁をもつ囲郭都市の人口が、「封建制の危機」の深化にもかかわらず急減しないのには、人々の移動、移住の増大が背景にあった。都市では、流行病や政治的・社会的紛争が起こると都市住民は逃れたが、逆に、「戦争」や飢饉に追い立てられていた農山村民は、都市が安全で、食物援助を受けられるのではとの期待もあって、都市に押し寄せ、そこに住み着いたからである。また、その当時の都市は、非衛生的であり、出生数より死亡数が上まわり安定した人口を確保できなかった。それでも、1330年から1340年ころまで都市の人口増が続いたのは都市規模の大小を問わず、都市への移住が継続したからであった[88]。というわけで、辛うじて都市に移り住めたとしても、彼らは食糧の安定供給は得られず、都市下層民として生き抜かなければならなかったのである。

ところで、こうした都市への移住や都市間の商品取引を支えたのは道路のネットワークの一定の拡充であった。この点で、先にも引用したPh.ド-ボーマノワールの『ボーヴェー慣習法』に貴重なデータが書き込まれていた。それによると、当時すでに、小道（sentier, 1,20m）、馬車道（charrière, 2,40m）、街道（voie, 4,80m）、幹線道（chemin, 9,60m）、王立大幹線道（grand chemin royal, 19,20m）の五類型が概ね出来上がっていた[89]。これが存在していたからこそ、12・13世紀からのシャンパーニュ大市などの広域市場圏が成立し人流が活発化していた。もちろん、略奪騎行軍がこれらを利用したことは言うまでもなく、その意味では、これらの道路が「戦争経済」の東西南北への驀進を支えていたことになる。さらに、これがペスト大流行期の感染ルートになったことも否定できない。

この視点からすれば、陸路よりも安全な河川網も確認すべきである。フランスには年間流量の一定した大河川が存在する。もともと、パリ、ルーアン、リヨン、オルレアン、アンジェ―などが河川都市であったが、セーヌ河、ロワール河、ローヌ河だけではなく、1344年後までには、

ガロンヌ河、ジロンド河、ドルドーニュ河、タルン河、アヴェロン河、ロート河などの水系も水路として活用され、複数の河川を運行する水上商人共同体が形成されてもいた。ソーヌ河とローヌ河水系も物資ばかりでなく人の移動も担い発展していた。また、リヨンからアヴィニョンへのローヌ下りは観光化されてもいた[90]。パリとルーアンとの間の年間河川総輸送量が2万トンから4万トンとされているので、商品取引の面では陸上輸送よりも重視されていたことが理解できる。そして、ここもペスト大流行の表舞台を支えることになっていく運命にあったことは言うまでもない。

さらに、これら河川運航と直結しているのが、東西交易圏との海運ネットワークの存在である。もちろん、バルト海、大西洋沿岸での取引も大きかったが、ここでは商業史的視点からではなく、東方からのペスト到来という現実から、地中海交易との接点を捉えることにある。南仏の港湾都市の中でもマルセイユがそれらの中核都市として立地していた。ペストが最初に上陸した都市がここであった。次いで、外洋船がそのまま遡航できたローヌ河の河川都市リヨンがペスト上陸の港となっている。

(3) 略奪騎行の中での貧困化と人の移動による感染症などの流行

略奪騎行の被害もあり、それとほぼ同じスピードと規模で農山村民や都市民の貧困化度合いが一気に高まっていったのが1330年前後からである。その頃が貧困の悪化の一種の曲がり角であったと感知されていた[91]。分析の進んだところでは、先ず、とりわけ南仏のルエルグ地方においては極貧状況が10年間も慢性的に続いている。次いで、シャンパーニュ地方のプロヴァンでは、定期市の衰退や毛織物業の衰退のために困難な状況になっていたのが見られ、最もひどかった1330年には、前の1316年ともっと後の1348年と同様に失業と貧困に直面している[92]。

1340年から1347年にかけては、オート-プロヴァンスで、騒乱と収穫悪化に見舞われて、債務を負って物乞いや放浪生活に追いやられた農山村民たちが移住を強いられている。カステランでは、何人もの債務者たちが欠席裁判で有罪判決を受けた。その上、プロヴァンス地方では経済的停滞が不安定性の原因となり地域全体の状況を悪化させた[93]。

このような事態は、これらの地域だけのことでないことはこれまでの行論で明らかであるが、中央山岳地帯のフォレ地方では、1277年から1343年までの66年間に、なんと少なくとも34年もの年度（2年に1度）に飢饉、飢餓を体験していたというのである[94]。それでも、如何ともしがたい経済格差の拡大と慢性的な食糧不足の下で、農山村民も都市民もサバイバルの場と生活手段を探し求めてさ迷い歩くしかなくなっていたのである。

こうした状況下では、重大な食糧難に見舞われると、「大量死 mortalités」という悲惨な事態に至った[95]。これは、史料的裏付けは出来ないにしても、例外的にというのではなかったように思える。この問題はペスト大流行の直前の時期であるがゆえに、その背後に置き去りにされがちであるが、ここでは許される範囲内でそれらの痕跡を拾っておくことにしよう。

実は、ペスト大流行以前に、百日咳、チフス、腸炎、天然痘、麻疹、インフルエンザ、肺炎などの流行病が断続的に猛威を振るって、死亡率を高めていた。例えば、ブルゴーニュ地方のジヴリ Givry は、1,000人から2,000人の主要な市場町だが、1334年には6名の死亡しか無かったのに、1337年には25人、1341年には37人、1347年には42人が亡くなっている[96]。このジ

ヴリでの死亡者数の増大が感染症なのかどうかははっきりしない。だが、「機能不全の最後の表現形態」である「戦争」によって「転倒した社会」がフランス各地に出来上がってしまっている状況を前提とするならば、ジヴリの事例は、史料としてはまだ確認できないまでも、「封建制の危機」の完成期の1330年代から1340年代に、感染症などの流行に弱い体質を、社会経済的にも、政治的にも、そして、人々の体力の面でも作り出してしまっていたという状況が窺える。後は、準備が万端整ったので、東方からのペストの到来を待つばかりとなっていたのである。

おわりに

G. ボワは、2000年に、「封建制の危機」の中での大不況の「政治的・知的な報い」の章立てのところで、「人口学的な大殺戮と社会的崩壊は、おそらく中世の大不況の中では最も耳目をひきつける現象である。にもかかわらず、それを長期波動のパースペクティヴの中に立ってみれば、最悪なのは、おそらく他のところにあった」(97) と推定している。それについての結論の一つとして、彼は「政治的なことの秩序の中にある」(98) とした。

実は、本稿を執筆しようと思い立ったもう一つの動機がこの提言であった。ただ、この本が出版された20年前は、多岐にわたるそれらの問題提起に対応するには準備不足もあって先送りせざるを得なかった。14世紀後半期まではフォローできるにしても、15世紀の政治的構造の変容、象徴的に言えば、政商で国王顧問官となったジャック=クールのような金融業者・豪商の存在が、身分王政の権力的中枢にどのようなインパクトを結果的に及ぼしたのかの分析が不十分であったからである。ところが、今回のCOVID-19のパンデミック下で、14世紀の「ペスト流行の下での人口減少がヨーロッパ封建社会を大きく変えた」と言われてしまったことから、にわかに、G. ボワ提言に立ち戻ることにもなった。

果たして、本稿の分析の結果はどうなったのか、最後に結論部分を簡単に整理しておこう。13世紀中葉から1348年までの約百年間における、フランス王国の「封建制の危機」状況の全体史的分析となったが、以下、三点にまとめてみた。

第一点は、経済的な側面だが、中世領主制に基づいた領主制経済を停滞させ大不況へと導いたのは商品貨幣経済（＝市場経済）であった。それに対応して、封建的諸勢力の所領経営は「領主財産の危機」を乗り越えるために、地主小作制の導入、商品作物栽培経営への移行、森林用益権などの共有権への介入など、利潤追求路線への転換を強引に推し進めた。この動きの背後にうごめいていて富の独占の道筋を描いたのは、貴族化した有力都市民層であり、とりわけ金融資本の威力は凄まじく、中小の土地領主までもがターゲットにされた。他方で、穀物生産の後退が進み、些細な異常気象を契機に飢饉を生み出し飢餓を蔓延させた。また、大不況下での物価上昇が起こるなど、都市の中下層民の生活を直撃した。

第二点は、社会的諸状況の変化である。順序としては、先ず、中世領主制社会の崩壊であった。荘園制社会の中に構築されていた領主と領民との間の双務的諸関係から、領主経営の転換を迫られた領主側が離脱しようとし始めたことである。それは、一面では所領内の農山村民の生計の基盤でもあり、飢饉時には彼らのサバイバルの場でもあった森林用益権などの共有権への攻撃となって表れた。次いで、この中で農山村民の間での経済格が差一気に進み、土地保有

権まで失い、領内での生活ができず流浪化し、貧民となる者が増大した。彼らは生きるために物乞い集団となり、都市へ向かうか盗賊化することになった。こうして、その結果、大不況下での経済は混乱し、度重なる飢饉を惹き起こし、さらに、略奪騎行軍の悪行三昧が深刻化し、人々は、ありとあらゆる犯罪のはびこる社会的危機に引き込まれた。ここに、「転倒した社会」が常態化することになった。

第三点は、権力を掌握する者たちの政治的行為の身勝手さである。国王、諸侯、聖界領主などの有力封建諸勢力は封建権力を手放そうとしなかった。彼らは、大不況下での財政的危機を貴族や聖職者以外の人々の犠牲の上に克服し、自らの権力を強化しようとした。つまり、当時の多くの生産者による総生産である富の簒奪を決め込み、飽くなき利潤追求を邁進した。そのためには、「社会的機能不全の最後の表現形態」であるところの「戦争」政策も躊躇しなかった。

実は、以上のように封建制社会が決定的に変えられてしまった状況を、同時代人も、少数であるが見抜いていた。それは、なんとあの狡猾な狐ルナールが活躍する『狐物語』と、当時の時代状況を平民目線で描いたといわれる『ジャン＝ド-ヴェネット年代記』である。

『狐物語』では次のように表現されている。

陛下は私に死刑の宣告を下されました。
しかしながら、陛下、およそ王たるものが
悪党、追従の輩を好んで信用し、
心気高き家臣をうとんずるがごとき、
本末転倒の事態を招くにいたっては、
王国の命運は、危機に瀕します。
なぜなら、生まれつき品性賤しき輩は
物の節度をわきまえていないからです。
宮廷で立身出世できるとなると、
他人を貶めることに心を砕きます。
思うに、餌に飢え餓え切った犬は
隣獣も何もおかまいなしです。
かような連中は、貧しき者を滅ぼし、
貨幣の改鋳をおこなわせます。
彼らは、人をそそのかして悪事を働かせ、
しかも、おのれの利を計ることは心得て、
他人の財産を横領する輩なのです [99]

きっと、この作品を読んでいたのであろう。年代記作者のジャン＝ド-ヴェネットは次のように述べている。「この告訴された犬（貴族）は自分の悪意をかくそうとたくらんだり、仲間（狼、略奪騎行軍や野武士団）の手助けで、結局、主人の羊（農山村民や都市民）を不正にむさぼり食ったりした」（括弧内は筆者注）[100] と的確である。同時代に生き、諸矛盾を直視していた彼らの表現にはかなわない。

このように、「封建社会を大きく変えた」のは、ペストによる人口減少だったのではなく、貴族化した有力都市民層も含めた有力封建諸勢力による飽くなき「利潤追求」の政策が生みだした、「転倒した」、「社会的機能不全」の社会だったのである。そして、それがペスト大流行をもたらしたのであった。

注

(1) 濱田篤郎『パンデミックを生き抜く―中世ペストに学ぶ新型コロナ対策―』朝日新聞出版、2020年、30頁。

(2) Marc Bloch, *Les Caractères originaux de l'histoire rurale française*, Oslo, 1931, Paris, 1955（M. ブロック＜河野健二・飯沼二郎訳＞『フランス農村史の基本性格』創文社、1959年）.

(3) Guy Bois, *Crise du féodalisme, Recherches sur l'économie rurale et la démographie du début du XIIIe au milieu XVIe siècle en Normandie orientale*, Paris, 1976.

(4) Philippe Contamine, *L'économie médiévale*, Paris, 1993, p. 222.

(5) G, Bois, *La Grande dépression médiévale: XIVe et XVe siècles, Le précédent d'une crise systémique*, Paris, 2000, p. 57.
(6) *Ibid.*, p. 59.
(7) *Loc. cit.*
(8) *Loc. cit.*
(9) *Loc. cit.*
(10) *Ibid.*, p. 60.
(11) *Loc. cit.*
(12) *Ibid.*, pp. 60~61.
(13) Guy Fourquin, *Les Campagnes de la region parisienne à la fin du Moyen Age*, Paris, 1964, p. 193.
(14) M. Berthe, « Marché de la terre …. » , *Campagnes médiévales* …. Paris, 1995, pp. 299~300.
(15) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 63.
(16) *Ibid.*, p. 64.
(17) *Chronique de Jean de Venette*
(18) Claude Gauvard, *La France au Moyen Age du Ve au XVe siècle*, Paris, 1966, p. 342.
(19) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 64.
(20) *Ibid.*, p. 69.
(21) *Loc. cit.*
(22) *Ibid.*, p. 70.
(23) M.ブロック、前掲書、163-164頁。
(24) G. Fourquin, *Les Campagnes.*, pp.
(25) *Ibid.*, p. 135.
(26) Robert Boutruche, *La Crise d'une société: seigneurs et paysans du Bordelais pendant la guerre de Cent Ans*, Paris, 1962, p. 111~112.
(27) Georges Duby, *L'Economie rurale et la vie des campagnes l'Occident medieval*, Paris, 1962, p. 246, pp. 261~262.
(28) G. Fourquin, *Le Domaine royal en Gatinais d'après la prisée de 1332*, Paris, 1963, pp. 45~92.
(29) G. Fourquin, *Les Campagnes.*, p. 463.
(30) *Ibid.*, p. 200.
(31) Robert Fossier, *Paysans d'Occident (XI-XIV siècles)*, Paris, 19?, p. 198.
(32) G. Fourquin, *Les Campagnes.*, p. 201; G. Bois, « Noblesse et crise des revenus seigneuriaux en France aux XIVe et XVe siècles: essai d'interpretation », in *La Noblesse au Moyen Age*, éd. par P. Contamine, Paris, 1989, p. 223.
(33) *Loc. cit.*
(34) Michel Mollat, *Les Pauvres au Moyen Age: Etude sociale*, Paris, 1978, pp. 207~208.
(35) M.ブロック、前掲書、177頁。
(36) 同上、158頁。
(37) G. Duby, *L'Economie.*, pp. 748~751; 森本「サン-ジェルマン-デ-プレ修道院領の『農奴解放』について―フランス農奴制研究のために―」(『土地制度史学』第17号、1965年)。
(38) B. Guérard, *Polyptique d'Irminon*, t. II, 1844, pp. 383~387; G. Duby, *L'Economie.*, pp. 383~387; 森本、前掲論文、52~58頁；近江吉明『黒死病の時代のジャクリー』未来社、2001年、46頁。
(39) 近江、同上。
(40) M.ブロック、前掲書、247~248頁。
(41) C. Gauvard, *op. cit.*, pp. 297~333; Jean Kerhervé, *Histoire de la France: la naissance de l'état modern 1180-1492*, Paris, 1998, pp. 98~112.
(42) Andre Leguai, « Les Troubles urbains dans le nord de la France à la fin du XIIIe siècle et au début du XIVe siècle », *Revue d'Histoire Economique et Sociale*, n. 54, 1976, p. ?
(43) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 63.
(44) *Loc. cit.*
(45) M. Mollat, *Les Pauvres.*, p. 195.
(46) *Loc. cit.*; M. Mollat et Ph. Wolff, *Ongles bleus, Jacques et Ciompi, les revolutions populaires en Europe aux XIVe et XVe siècles*, Paris, 1970, pp. 94~95; 近江、前掲書、57頁。
(47) Raymond Cazelles, « Les Variations du prélèvement et de la réparition selon les équipes au pouvoir », in *Genèse de l'état modern, prélèvement et redistribution*, éds. Par J-Ph, Genet et M. Le Mené, Paris, 1987, p. 205.
(48) *Loc. cit.*
(49) Jacque Le Goff éds., *L'Etat et les pouvoires*, Paris, p. 131.
(50) M.ブロック、前掲書、168~169頁。
(51) G. Bois, *Noblesse.*, p. 228.
(52) R. Fossier, *op. cit.*, p. 198.
(53) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 73.
(54) Marie-Télèse Caron, *Noblesse et pouvoir royal en France, XIIIe-XVIe siècle*, Paris, 1994, p. 85; Ph. Contamine éd., *La Noblesse.*, p. 31.

(55) C. Gauvard, *op. cit.*, p. 379.
(56) Ph. Contamine, *Guerre, état et société à la fin du Moyen Age, Etudes sur les armées des rois de France 1337-1494*, Paris, 1972, p. 23.
(57) *Ibid.*, p. 45; C. Gauvard, *op. cit.*, p. 379.
(58) 山内進『掠奪の法観念史』東京大学出版会、1993 年、170 頁 ; Valérie Toureille, *Vol et brigandage au Moyen Age*, Paris, 2006, p. 46.
(59) モニク=リュスネ＜宮崎揚弘・工藤則光訳＞『ペストのフランス史』同文館、1997年、30頁。
(60) M. Mollat, *op. cit.*, p. 193.
(61) ヴェ-エリ=ケーロフ＜林基訳＞「1251年の南部ニーダーラントとフランスにおける＜牧人＞蜂起」(『専修史学』第3号、1971年、71~89頁)。
(62) M.　ブロック、前掲書、24頁。
(63) ア-ヴェ=コノコティン＜林基訳＞「12~14世紀フランス農村における共同体地のための闘争」(『専修史学』第12号、1980年)、44~45頁。
(64) 同上、44頁。
(65) 同上、49~50頁。
(66) Henri Pirenne, *Le Soulèvement de la Flandre maritime de 1323-1328*, Bruxelles, 1900, 241p.
(67) *Ibid.*, pp. 67-112.
(68) M. Mollat, *op. cit.*, p. 195.
(69) André Leguai, « Les Troubles urbains dans le nord de la France à la fin du XIIIe et au début du XIVe siècle », *R. H. E. S.*, n. 54, 1976.
(70) *Ibid.*, p.
(71) *Ibid.*, p.
(72) *Ibid.*, p.
(73) Philippe de Remi, Sire de Beaumanoir, *Coutumes de Beauvaisis, texte critique publié avec une introduction, un glossaire et une table analytique, par Am. Salmon*, t. II (Paris, 1900), pp. 267-271; 塙浩「ボーマノワール『ボーヴェジ慣習法書』試訳」(『神戸法学雑誌』第20巻第3・4号合併号、1971年；　近江「フランス初の成文化された慣習法（13世紀後半）『ボーヴェー慣習法（1282年）』(歴史学研究会編『世界史史料』第5巻、2007年)、59~60頁。
(74) A. Leguai, *op. cit.*, p.
(75) V. Toureille, *Vol et brigandage.*, pp. 39-46; クラウス=ベルクドルト＜宮原啓子・渡邊芳子訳＞『ヨーロッパの黒死病―大ペストと中世ヨーロッパの終焉』国文社、1997年、234~235頁。
(76) K. ベルクドルト、同上、164頁。
(77) 同上、168頁。
(78) M. Mollat et Ph. Wolff, *op. cit.*, p. 153.
(79) *Ibid.*, p. 167.
(80) G. Bois, *Crise.*, p. 251; Jean Kerherve, *op. cit.*, p. 121.
(81) Bernard Chevalier, « Fiscalité municipale et fiscalité d' état en France du XIVe à la fin du XVIe siècle: deux systems liés et concurrents », dans *op. cit.*, éds., par J- Ph. Genet et M. Le Mené, p.143.
(82) R. Cazelles, *La Société politique et la crise de la royauté sous Philippe de Valois*, Paris,, 1958, p. 224.
(83) J. Kerherve, *op. cit.*, pp. 148-149; C. Gauvard, *op. cit.*, pp. 382-383.
(84) G. Bois, *Crise.*, p. 259; id., *La Grande dépression.*, p. 78.
(85) *Chron. de Froissart*, t. V, p. 57; M. Mollat, *Genèse médiévale de la France modern XIVe-XVe siècles*, Paris, 1977, pp. 33-34.
(86) Ph. Contamine, *La Guerre de Cent Ans; France et Angleterre*, Paris, 1976, p. 41.
(87) *Ibid.*, p. 91.
(88) *Ibid.*, pp. 83-84.
(89) *Ibid.*, pp. 56-57.
(90) *Ibid.*, pp. 64-65.
(91) M. Mollat, *op. cit.*, p. 196.
(92) *Loc. cit.*
(93) *Loc. cit.*
(94) Ph. Contamine, *La Guerre.*, p. 39.
(95) *Loc. cit.*
(96) *Loc. cit.*; P. Gras, « Le register paroissial de Givry (1334-1357) et la Peste noire en Bourgogne », *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, C. (1939), pp. 295-308.
(97) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 143.
(98) *Loc. cit.*
(99) *Le Roman de Renard*, éd. R. Bossuat, Paris, 1957；近江、前掲書、89~90頁。
(100) *Chron. de G. Nangis*, t. II, p. 231; M. Mollat et Ph. Wolff, *op. cit.*, p. 118.

ビットコインの法定通貨化における意義と問題点
～エルサルバドルの法律を受けて～

小川　健

概要

2021（令和3）年6月、中米エルサルバドルでビットコインの法定通貨化が決まり、南米でもこれに追随するような動きが報じられている。これに対し一般には否定的な見解が多いものの、肯定的な見解も一部存在する。その中で本稿では、ビットコインの法定通貨化における意義と問題点そして法施行開始当初の混乱を整理することを目的とする。

キーワード：ビットコイン法、法定通貨、国際送金

1．はじめに

2008（平成20）年のサトシ・ナカモト氏によるビットコイン構想の内々の提示とそこにおけるブロックチェーン技術の提案が実現したのが2009（平成21）年1月である。金（Au）に似せて作られた性質もあり、ビットコインは「デジタル・ゴールド」と呼ばれる面もあったものの[1]、当初意図した貨幣的な側面についてはその価値の変動（ボラティリティ）が大きいことから、（先進国を中心に）貨幣としては使えないという論が主流であった。現に、オランダではビットコインを禁止すべきだとする説等も登場しているし［2］［3］、中国大陸ではビットコインを含めた暗号資産の取引・マイニングなどを初め関連事業の全面禁止へと踏み切る発表を行っている［4］。特に中国大陸ではマイニング事業が一時世界最大とも言われていた部分もあり、デジタル人民元の流通本格化を前にシナリオとしてビットコインを始めとする旧来的な暗号資産は失敗に終わった位置付けなどにしようとしている節がある。

反面、中米ベネズエラのように自国通貨がハイパーインフレで事実上機能しなくなった国などではビットコインが現実的にお金（貨幣）として使われる側面があり、「仮想通貨普及率世界第3位」とも言われるベネズエラでは（本来は国家発行の暗号資産であるペトロの普及を狙う目的ではあったが普及はしていない状況のため）政府が運営する暗号資産（仮想通貨）送金プラットフォーム「パトリア」にビットコインやライトコインを組み込むことが報道されている［5］。これによりベネズエラ国内では送金・決済手段としてのビットコインなどを使うことが普通になり、ビットコインなどを（強制通用力はなくとも）通貨に次ぐ位置付けを持たせる側面がある。福場（2021）［6］によると、ベネズエラでは通貨切り下げ（デノミ）が2021（令和3）年10月初めにも100万分の1で行われていて、「『ボリバル・デジタル』という世界初のデジタル通貨が発行されたものの、誰も新貨幣の価値を信用せず、ビットコインを所有しようとする人が多いといわれている。」と指摘されている。

ウクライナにおいては暗号資産法が可決し、ウクライナでの民意を反映する形で暗号資産が合法的な支払い手段として正式に整備されつつある［7］。ウクライナではCBDCとしてステラ・ルーメンの「ステラ開発財団」との連携が報じられているが［8］、それとは別にビットコインなどを初めとする取引も一般に普及しつつあり法的な整備が追い付いたと言える。他にもスイスでは「『クリプト（暗号）国家』を自称するスイスは、法改正や営業許可でブロックチェーン事業に「お墨付き」を与え」て「ブロックチェーンを使った商取引に確かな法的基盤を」与え、「ビットコインのようなトラブルメーカーを、銀行の手で消費に適したものに浄化する試み」が行われている［9］。

ビットコインにはハイエクの「貨幣（通貨）の脱国家論」の思想が引き継がれていると言われ、本来は国家発行の不換紙幣のような中央集権的な管理をされている通貨に抗う側面が存在していた。そのため、ビットコインの法定通貨化にはその国家による強制性に懸念を示す声もある［13］[2]。また、ビットコインは基軸通貨の代わりにはなれないことが既に2015年までの段階で近藤（2015）［15］など指摘されていることに加え、ビットコインの法定通貨化（正確には既存の法定通貨を廃してビットコインを法定通貨に切り替えること）には一般論として貨幣発行量の増減を通した裁量的金融政策が打てなくなり、景気対策の手段が無くなる問題があることは2016年までの段階で小川（2016）［16］などの指摘が存在する。

そうした中で2021（令和3）年6月、中米エルサルバドルでビットコインを法定通貨に「加える」ことを目的としたビットコイン法が可決され［17］［18］[3]、その動きにブラジルも続こうとしている［6］［10］。パラグアイではRejala上院議員が一時期この動きに続くと報じられたが、“We want to be a crypto-friendly country.”と述べて、暗号資産を規制する法案を推進する動きであると修正された［19］［83］。ブラジルの「ビットコイン法案」は「暗号資産を用いたマネーロンダリングの重罪化などにより、暗号資産を法定通貨として使えるようにするステップの1つ」と言われ［10］、一方で否定的な見解の投資家による「政府は暗号資産に課税したい（注略）銀行をリーダーとしてルールを定めたい」というコメントも紹介されている［10］。なお、ブラジルでは国民の48%がビットコインの法定通貨化に同意しているとの調査結果が報じられている［10］［11］[4]。また、ビットメックスCEOのアレクサンダー・ヘプトナー氏は2022年末までに「ビットコインを法定通貨として受け入れる国が少なくとも5カ国になる」と予測している［12］。この予想が実現するには、少なくともエルサルバドルの初期の混乱及びそれに基づく失敗の意識を払しょくする必要がある。

エルサルバドルではこの動きに「合法性が無い」として憲法違反の訴訟の動きも出ているが［20］［21］、エルサルバドルのブケレ大統領は国会で最高裁長官等の罷免を行っていて［22］、先手を打つためともいわれていてUSAなどとの対立を招く外交問題となっている［23］。IMFはこの動きに懸念を示しているとAFP通信など多くの報道機関で報じられ［24］［25］、実際に（エルサルバドルから融資を求められている）IMFは「非常に注意深い分析を必要とする多くのマクロ経済、財務、および法律上の問題が発生」するとして、エルサルバドルとこの問題で協議を続けていることを明らかにしている［26］。世界銀行はエルサルバドルによるビットコインの法定通貨としての実装に協力することを拒否していて［27］、その理由としては環境への影響や透明性などが挙げられている［28］。

その一方で福場（2021）［6］によるとブラジ

ルでは、「ブラジル連邦共和国の連邦議会議員で連帯党党首でもあるAureo Ribeiro氏」の発言を参考にする形で「ビットコインが法定通貨となる法案が承認される可能性が高い」と論じている（ちなみに連帯党は小規模政党）。

ところで、エルサルバドルによるビットコインの法定通貨化の話が出た際、日本の多くのメディアでは土田（2021）［29］を始めとする否定的な見解が並び、そうした動きはその後も「壮大な実験」としてビットコイン法施行直前の混乱状況などが報じられているだけでなく［30］、「マネロン用」等を疑い「暴落すれば世界中に影響」と懸念を示した宿輪（2021）［31］［32］や、ビットコイン法施行直後にエルサルバドルのS&P信用格付け低下を報じたJones（2021）［33］及びその報道を受けてのQuarmby（2021）［35］などを初めとして執筆現在でも否定的な見解の方が多い。日本のメディア以外でもRauda（2021）［34］などをはじめ批判的な論調は強い[5]。しかし、早い段階で肯定的な見解も出たことを指摘する必要がある。それが小川（2021）［36］であり、筆者とは違う人物の見解である。その重要な観点は国際送金における重要性であり、「国民の7割は銀行口座を持っていない」ながら「国民の8割は携帯電話を」持ち、「GDPの約2割」にUSA等からの送金の金額が達する程に国際送金が重要な観点を押さえる必要がある。一方で日本政府は資金決済法にて暗号資産の定義として外国通貨を含まないことにしているが、国交のあるエルサルバドルのビットコイン法定通貨化を受けて、ビットコインは外貨に含まれないという政府答弁を作成した［39］。

そこで本稿では、ビットコインの法定通貨化について改めて論考を加え、特にエルサルバドルでのビットコインを法定通貨に加える影響について考察する。特に、国際送金の手段としてという小川（2021）［36］の論考に関しては、ビットコイン以外の選択肢の可能性などを指摘し、その意義と問題点等を説明した上で、現在の国際送金制度が抱える問題解消の必要性を説く。

２．ビットコインの法定通貨化は古くて新しい問題

ビットコインが（その現実とは裏腹に）お金（貨幣）を想定して設計されたことで、ビットコインの法定通貨化という問題は古くて新しい問題に該当し、中米エルサルバドルがビットコインの法定通貨化を行う遥か前からその議論が行われてきた。ここでは土田（2021）［29］などエルサルバドルの話が出てきた以降のものではなく、比較的古い近藤（2015）［15］と小川（2016）［16］という2つの議論を取り上げよう。ちなみに土田（2021）［29］ではブケレ大統領の主目的はマネー呼び込みと考えていて、それはギャンブルであると共に、通貨の安定性棄損と犯罪取引の観点から反対している。のみならず、国際的な規制強化につながって暗号資産の将来を閉ざす可能性を指摘している。この指摘に対し、マネー呼び込みに関しては（スイスなど）他に法整備がなされた国との比較で決まるため、治安面で不安を抱えるエルサルバドルでは相当一般市民まで普及しないと主目的とはなりにくい面を把握していないとは考え難い。なお、宿輪（2021）［84］にはタリバン政権復活後のアフガニスタンでの麻薬マネーのロンダリングにビットコインが使われ出した側面が指摘されていて、土田（2021）［29］の犯罪取引の懸念は空論では無い。

近藤（2015）［15］ではビットコインには中央銀行が無く「金利が存在しない」から、ビットコインでは将来の通貨予約つまり先渡

（forward）契約による交換ができない事を意味するとされる。先渡（forward）契約による交換レートでは金利差に基づいたカバー付き金利平価説が為替レート決定には意味するので、仮に金利0%として議論をすると、将来のビットコインのレートが他の通貨の中央銀行の政策によって決められるので、「中央銀行の関与がないというビットコインの長所が失われる」という議論である。それ故にビットコインは基軸通貨の代わりにはならないという論である。

この議論には政策金利と市場金利との違いを理解する必要がある。確かにビットコインには中央銀行は無いので政策金利という概念は存在しない。また、2015（平成27）年当初では、まだビットコインの貸し出し（lending）という概念は一般的ではなかった。そのため、ビットコインに関する市場金利という概念も一般的ではなかったとしても不思議はない。一方で、2021（令和3）年現在だと、ビットコインを始めとする主要暗号資産については貸し出し（lending）の概念が一般化しつつあり、InvestNavi（2021）［40］によるとCoinCheckでは最大5%など、貸出金利が付くようになっている。この貸出金利を一般化して市場金利となると考えると、本来先渡為替レートに対するカバー付き金利平価説は政策金利ではなく「市場金利で」理論構築されていることを考えれば、2021（令和3）年現在は「金利という概念が存在しないので」という説明は該当しなくなる[6]。ここについては充分な市場としては成立しているか2021（令和3）年現在において議論の余地はあるが、少なくとも貸し借りの金利が存在する以上、その比較をしての借り入れ・預け入れなどができる状況にあり、その意味では市場金利に対する近似と扱うことができる。

関連して、現在は（商品先物市場に近い形からではあるが）先物市場でビットコインを始めとする主要暗号資産については取り扱いが存在する。2021年にはカナダ・ブラジル等でビットコインの現物ETF（上場投資信託）が［41］、USAでビットコインの先物ETFが認められた[7]。先物市場は商品先物市場と考えられ、その生産による供給がなされる訳ではないことに加え、市場金利に近い金利がビットコインにもある以上、カバー付き金利平価説は重要な決定方法になるものと考えられる。

そのため、通貨先物市場の導入に際して、通常の通貨で言われる「カバー付き金利平価説」がビットコインにおいても適用可能であるかの確認は必要となる。この部分について、Franz and Valentin（2020）［43］によると、2018年第1四半期は一時偏差15%程度あったとされるが、機関投資家などの参入によりその差はかなり縮まっているとあるため、現在では「カバー付き金利平価説」はそこそこ成立すると考えられる。

では小川（2016）［16］によるマンデル＝フレミング・モデルに基づいた説明はどうであろうか。小川（2016）［16］によると（学部生の国際金融の教科書にも書ける説明として）ビットコインを法定通貨にすべきではない最大の理由は、（マンデル＝フレミング・モデルに基づいて）貨幣発行量の増減という裁量的な金融政策が短期的なGDP・国民所得等の増減という景気対策効果を失い、不景気になったら長期的な効果が出るまで不景気のまま政策が打てなくなるという側面である。関連して、発行総量に上限が定められているビットコインを法定通貨にする事は金（Au）本位制同様に、経済発展を妨げる可能性もある。貨幣の取引需要はGDP・国民所得等の増加によって伸びる側面などが知られている。

このマンデル＝フレミング・モデルに基づいた説明の前提には、次の点を押さえる必要がある。

(1) ビットコインを法定通貨に採用した場合、他の主要通貨に対して変動為替レートになり、しかも資本移動が事実上自由になる小国という部分が必要になる。

(2) 当時の説明では「既存の法定通貨に替えて」ビットコインを法定通貨にする、例えば日本なら日本円を廃してビットコインを法定通貨にするようなことを想定している。

このうち（1）の部分については次の理由から中米エルサルバドルに関しては該当すると考えられる。ビットコインをエルサルバドル1国が法定通貨にした所で、他の主要通貨に対してその価格水準は大きく動いていることは変わらず、従って変動為替レート同然の状況になる。エルサルバドルが小国であることも充分仮定できる。エルサルバドルは国際送金部分をこの採用の主たる目的に想定していて、越境資本移動を規制する動機が無ければ、ビットコインの規制はネット上の規制を色々行う必要があり、それだけの能力も考えにくい。従って、（1）は概ね成立すると考えられる。

問題は（2）の部分である。この点に関し今回のエルサルバドルの事例だと説明を追加する必要が出てくる。それにはエルサルバドルの法定通貨に対する在り方の問題が絡む。日本政府は国交のあるエルサルバドルのビットコイン法成立に伴い、ビットコインは（暗号資産から資金決済法の定義上除外される）外国通貨には該当しないとの政府答弁を決定したが［39］、ここにはその理由が絡む。

3．エルサルバドルのビットコイン法とその背景

2021（令和3）年6月にビットコイン法を可決しビットコインを世界で初めて法定通貨に加えた中米エルサルバドルは、旧来自国通貨コロンColónが導入されていたが、2001（平成13）年に米ドルを（そのまま法定通貨として）流通させる「ドル化」を行っているが、その詳細は星野（2018）［44］などに委ねる[8]。地球の歩き方（2017）［45］によると「以前は自国通貨コロンColónがあったが、2001年1月より通貨を全面的に米ドルUS$に変更。現在は米ドルのみが流通しており、日本で両替して米ドル現金を持っていくとよい。」との記載がある位、エルサルバドルは米ドル流通国と言える。エルサルバドルではUS$現金が大事にされていて、「まるで1ドル札が1000円札のように、1セント玉が人の手で擦り減るほど大事に使い込まれている」とある［46］。

直接米ドルを流通させる従来形式の場合には、世界で最も流通している米ドルとの固定為替相場制とみなすことができるので、マンデル＝フレミング・モデルにおける固定為替相場制の説明と対応させることができる。固定為替相場制の場合は財政政策が短期的なGDP・国民所得等の調整に使える特性を持っていたことを踏まえる必要がある。

このエルサルバドルは小川（2021）［36］によると「米国にいる同国からの移民250万人による本国への送金が60億ドルとGDPの22％を占める」国であり、「銀行口座を持っているのは国民の2～3割で、自宅でインターネットにつながる割合も4割を切る。携帯電話は人口の8割が持っている」とされる国であり、「犯罪者を全人口で割り十万倍した犯罪指数を見ると、エルサルバドルは67.4で世界第7位の治安の悪さである。同国には麻薬密輸団を含むマフィアも少なくない。」とされる治安の悪い国として知られている[9]。村山（2018）［38］によると2016年の家計調査において、世帯当たりの平均送金受取額は平均月収の半分以上とされ、「家族送金が家計を下支えし、消費を生みだし、

サービス業を経済活動の『エンジン』に押し上げ、その『ガソリン』にもなってきた」とされる。その命の綱とされる国際送金は「送金業者や電力会社、ガス会社など信頼の置ける公的な色彩を持つ組織を活用して送金している」形のため、そのための送金手数料が高額になる問題を当初抱えていた。そのため、2019（令和元）年に就任したブケレ大統領は（治安の悪い国なのに現金を持ち歩く必要があるエルサルバドルにおける）国際送金の手数料低減と金融包摂のためのビットコインの法定通貨化と小川(2021)［36］は指摘している。

今回、Loy（2021）［18］によるとビットコイン法には次の条文が存在する。第6条、第7条、第12条を取り上げる。先に取り上げたように、原文はスペイン語であるが、ブケレ大統領自身がTwitter［17］でスペイン語原文に続いて英語訳を提示していて対応可能なので、Loy（2021）［18］の文面を使う。

Art. 6. For accounting purposes, the USD will be used as the reference currency.

Art. 7. Every economic agent must accept bitcoin as payment when offered to him by whoever acquires a good or service.

Art. 9. The limitations and operations of the alternatives of automatic and instantaneous conversion from bitcoin to USD provided by the State will be specified in the Regulations issued for this purpose.

Art. 10. The Executive Branch will create the necessary institutional structure to apply this law.

Act 12. Those who, by evident and notorious fact, do not have access to the technologies that allow them to carry out transactions in bitcoin are excluded from the obligation expressed in Art. 7 of this law. The State will promote the necessary training and mechanisms so that the population can access bitcoin transactions.

この第6条から、会計上はビットコイン建てでなく米ドル建てでの表示が継続することを意味する[10]。第7条ではビットコインに関する強制通用力について述べている。しかし、第12条でビットコインの技術にアクセスできない人に対してはビットコインの使用を強制していない[11]。日本政府はビットコインが外国通貨に含まれるかどうかについて、外国通貨では外国における強制通用力を想定しているが、今回のビットコイン法では明確に除外規定があるので、資金決済法でいう外国通貨にビットコインは該当しないため、ビットコインは引き続き（外国通貨ではなく）暗号資産となる、という政府答弁を設定したが［39］、これはこの第12条に関する部分を想定していると思われる。

この論からすると、ビットコインに対する強制通用力を例外なく定める国が現れると、日本政府は資金決済法上ビットコインを外国通貨に認定し、暗号資産から除外の必要が出てくることになる。しかし、強制通用力を例外無く定めるには少なくとも商いを行う全員が受取可能な端末を有し、ビットコインでの受け取りができないと客に伝えた場合には罰則が科せられる等の措置を取る必要がある。加えて、端末の故障や通信環境によるエラー、更には（大災害等の可能性も含めた）バッテリー切れ等様々な面を考慮に入れた配慮が必要になる部分があり、受け取れば良いことから紙幣に対して強制通用力を例外なく設定することに比べればビットコイン等に強制通用力を例外なくとの国が現れるのは難しい[12]。Cowen（2021）［49］によると、この法定通貨化は（USA等による）制裁から逃れるためという指摘が出ている[13]。

さて、小川（2016）［16］の議論を今回のエルサルバドルにおけるビットコイン法に適用すると、当初の法定通貨である米ドルに置き換え

るのではなく、ビットコインを法定通貨に「加える」位置付けになるので、その在り方には注意が必要になる。ビットコインは第9条により米ドルとの交換が国側で義務付けられるわけであるが、この記載だけではその交換レートについては設定されていない。ということは、固定為替レートでの交換という重度の為替リスクを週側で背負う在り方は考えにくく、市場レートを基本とした変動する交換レートでの交換を義務付けると取れる。である以上、米ドルが使われる部分とビットコインが使われる部分との両面が出てくることになる。ビットコインでの資本移動は自由になると考えられるが、ビットコインでの財政政策に関する部分は充分な景気対策効果を持たない。一方で米ドルによる財政政策に対する部分は景気対策効果を残すことになる。では現実はどうなるのか。対外的な取引が中心となる企業では米ドルでのやり取りが中心として残るとしても、国内のみで操業する企業からするとビットコインでの支払い部分などを考えるとビットコインで契約した方が、都合が良くなる。そのため、企業の性質によって使い分けが出てくることになるが、米ドルはビットコインからの兌換部分として必要になることを思うと、公共事業などの政府支出はビットコインで行う事例が中心となると考えられるため、財政政策に対する景気対策効果は薄まっていくと考えられる[14]。

4．エルサルバドルのビットコイン法施行時の混乱と拙速さ

エルサルバドルにおいて2021（令和3）年9/7（火）のビットコイン法施行時には、準備万端で満を持して導入したとは到底思えないだけの混乱が起きていた。その一端を取り上げる。

エルサルバドルでは政府発行のビットコイン用のウォレット（電子財布）「CHIVO（チボ）」

図1：ビットコイン法施行日に公式ウォレット CHIVO が取れないことへのブケレ大統領の怒り

を導入したが［51］［52］、ビットコインでの決済及びそのためのCHIVO普及のため、CHIVOを通したUS$30.-相当のビットコインのバラマキ政策に打って出た［52］。しかし「携帯電話を持っていない人は」CHIVOをダウンロードできないだけでなく［53］、ビットコイン法施行直前に導入されたCHIVOには当初不備があり、法律施行段階において一時応急処置のために遮断が行われたことがあった［53］。また、そうした面などに加え、「7日0時にCHIVOがアップル、グーグル、ファーウェイのアプリからダウンロードできないと、エルサルバドルのブケレ大統領が批判した」こともあって（図1参照）［53］、［54］、法施行初日にはビットコインの価格は「約20%下落」している［53］。

そしてこの「ビットコイン法施行日の大幅な下落」はUS$30.-相当のビットコインのバラマキ政策にも影響することになる。ビットコイン自体ボラティリティ（変動具合）は他の諸通貨と比べると比較的高い場合もあり、小川（2018）［55］によると「2017年12月にはビットコインの（対US$）年初比20倍とも言われる高騰や1日で（対US$）約29%、5日で（対US$）4割強の下落率」などが日本経済新聞［56］［57］でも報じられたことなどがあるとあるので、1日で20%があり得ない数字ではない。しかしUS$30.-相当のビットコインをバラマキ政策として渡すとした場合、1日で20%の下落はUS$を20年国のお金として使い続けた側からすればビットコイン不審に繋がるものであり、直ちにUS$に換える人にとっては言われなき価値の減少と言える。本来ビットコインはそのまま支払い等もできることから「ATM」は必要ない筈だが、ビットコインなどではUS$や€など既存の法定通貨へと変換出来るATM（ビットコインATM）が存在する。特に20年法定通貨たるUS$との連携は重要で、リリース前にはUS$30.-相当としても、実際に受け取るときに価値が20%目減りしていたとしたらビットコインは信用しない、という反応に繋がることも考えられる。

特に（自身の持っている銀行口座を基に、入れた通貨のまま保存する）通常のATMと違い、ビットコインATMはUS$等の既存通貨をビットコインに変換して保存するが故に、ビットコインATMを通常のATMと誤解して捉えると、「『私がATMで預けたドルはどこにいったんだ』。首都サンサルバドル中心部のバリオス広場で、会社員のサムエル・バヨナさん（53）は困惑していた。」という混乱はビットコインATMによる不具合によるものとされているが［58］、ビットコインATMが充分稼働していても起きることも考えられる。元々エルサルバドルでは銀行口座があまり普及していないが、ビットコイン法第9条によると次の条項が存在する［18］。

Art. 9. The limitations and operations of the alternatives of automatic and instantaneous conversion from bitcoin to USD provided by the State will be specified in the Regulations issued for this purpose.

こうした条文からUSDとビットコインとの交換の手段を政府側で設定する必要があるため、8月の段階で政府側によりビットコインATMが200台設置されたことが知られているが［59］［60］、ビットコインに変換されて保存することを知らずに入れた場合、その変動のボラティリティの影響を受けることになるので、状況次第ではビットコイン法施行日のように目減りの場合も考えられる。特にUS$30.-相当分のビットコインがCHIVOから渡されると聞いている市民からすれば、価値が大きく変わる前にUS$へと変換しておきたいと捉えてCHIVOを使い捨てにする可能性もある。

施行日にはビットコイン法に反対するデモな

ども起き、その中でビットコインATMが放火される事案も発生していると報じられているが［61］［62］、左図は反ビットコインのデモなどで取り上げられた再現図である（［63］内の写真を基に再現）。こうした政治思想的にビットコイン法への反対以外にも「暗号資産（仮想通貨）ビットコインが法定通貨になるというのに、役人が市場に来て使い方やメリットを説明することもない」という不満に加え［63］、CHIVOの不具合とビットコインATMに対する説明を充分に受けていない国民の混乱による誤解の可能性も指摘をする必要がある。なお、9月末の段階で一般的なビットコインATMには「ハードウェアとソフトウェアの両方」で「複数の脆弱性」が報じられていて［64］［65］、その中には物理的な衝撃の弱さも含めて複数の指摘がある事から、ここで指摘されている点がエルサルバドルのビットコインATMでも施行当時起きていたことが想定できる。

エルサルバドルにおいてビットコイン法には懐疑的な人も多く、ロイター通信（2021）［63］によると「7月の世論調査では、国民の4人に3人がビットコインの法定通貨採用に懐疑的な考えを示した。1日には国会議事堂周辺で、ビットコイン法の無効化を求めて約300人がデモを行った。プラカードには『ブケレ、分かってくれ。エルサルバドルにビットコインは不要だ』の文字が躍る。」と報じられるなど、ブケレ大統領およびエルサルバドル政府はビットコイン法施行までにエルサルバドルの一般国民・在住者・有権者へと十分な説明を果たしたとは必ずしも言えない部分もある。ブケレ大統領自身もTwitterで「全てを3カ月で始めるには課題は大きすぎた」と述べていると報じられ［66］［67］（図2参照）、政策の妥当性とは別に準備・移行期間の短さは指摘の必要がある。

銀行口座は普及していないが犯罪発生率の高い国として知られているエルサルバドルにおいて、ビットコインATMの普及によって大量の現金を常時持ち歩く危険性は減るのは確かに分

図2：CHIVOについて3か月では課題が多すぎたことを言及するブケレ大統領のツイート

かる。加えて、本来そうした役目を担う銀行口座はその口座維持管理手数料等の観点から一般市民・庶民にとってUS$での銀行口座を作ってもその維持はハードルが高い。またマネロン対策等の観点を考えても、銀行口座の開設審査もハードルが高い。銀行口座が一般に普及している日本ではイメージし難い観点ではあるが、マネロン対策の世界的なネットワークが義務付けられてきた銀行口座に比べて、技術的に用意すれば各人で持てる暗号資産のウォレット（電子財布）の方が作り易く持ち易い。貧困層も含めた金融包摂の観点では暗号資産のウォレットを普及させる重要性は高い。

しかし、US$とビットコインとの交換比率（変動為替レート）はボラティリティ（変動）が大きい現状においては、かつてブレトン・ウッズ体制から変動為替レートへと1970年代前半に世界的に移行した際の教訓を押さえる必要がある。戦間期における変動為替レートを含めた経済混乱の中で再びの戦禍になった経験から、（西側先進国を中心として）世界各国を固定為替レートにした在り方からの変更が行われた。その際に変動為替レートが受け入れられるようになった背景には先渡（forward）・先物（futures）・オプション・スワップを始めとするデリバティブ取引の市場（先物市場）が外国為替市場にも登場し、為替レートの変動リスクを自分で管理できる在り方が普及することで、初めて変動為替レートを中心としたキングストン体制は定着するようになった点を押さえる必要がある。そうした先渡・先物市場なくして変動リスクを抑えるには政府がリスクを引き受ける形が必要になる。小川（2018）［55］やCoinPost（2017）［68］によると、ビットコインの先渡・先物市場はシカゴ等をはじめ導入されている[15]。

本来なら、ビットコイン法第9条をこうした為替レートの変動リスクを抑えるために使うことなども考えられる[16]。しかし、市場レートと乖離する水準に固定するのはエルサルバドル1国だけでできる訳は無く、基本的には導入されたビットコインATMではそのときの市場でのレートを基本として交換比率を設定する形を取らざるを得ない。これは日本で近いものに例えれば、金（Au）に換えて置いておく手段はあるが、その価値は市場レートの変化にさらされることになる。その形を取っていない現状において、現金であるUS$をビットコインに換えて保存させる在り方は、日本で言えば日本円の現金を「株に変えて」保存するように提唱しているのに近い。こうした預金誤認などの危険性は外貨建て保険等の観点から日本でも問題視されている状況があるものと対応させて考えても［69］、エルサルバドルにおいて通貨先物市場の導入が本来はビットコインATMで現金持ち歩きを抑制する観点では大事になる[17]。関連してCHIVOにはかつて1分の「価格凍結機能」つまり1分間はビットコインとUS$との価格を固定できる機能があったが、鞘取り（裁定取引）が横行した関係でその機能は無効にされる［70］。これは国がその差額分を事実上負担することになるからであり、通貨先物市場により市場関係者に委ねることでこの問題は本質的に解決できる[18]。

エルサルバドルにおいては火山の地熱を利用したビットコインのマイニングを行うことを表明していて既に始めている［71］。確かに、中国大陸においてマイニング等を含めた暗号資産の事業の全面禁止を受けて中国大陸からマイニングの担い手が脱出している状況において、担い手がいなくなる危険性があった場合にはこうした事業は意味を持つ可能性はある。しかし、現状のビットコインの承認に関するマイニングの在り方は、ブロック接続の難易度が10分程

度になるように調整される形が既に知られている。エルサルバドルでの取引分を優先的に承認できる訳でもなければ、エルサルバドルの取引を承認区分から分けられるわけでもない。承認速度を変えられるわけでもない。そのため、これは単なるパフォーマンスであり、「原子力発電」等でのマイニングの例と比べれば環境に易しい在り方とは言えるかもしれないが［72］、その意義がある訳ではない。

関連して、ビットコインの採掘（マイニング）から中国大陸では撤退している部分も触れる必要がある［73］。中国大陸ではデジタル人民元を普及させるシナリオとして、ビットコイン等の従来における暗号資産は失敗で問題があったが、その技術たるブロックチェーンは重要であるという位置付けを取っている関係から、ビットコインを始めとする暗号資産については様々な規制がかかるようになり、2021年には暗号資産関連事業が全面的に法律で禁止となった。その結果、「かつて世界シェアの4分の3を占めた中国が7月以降「ゼロ」に転落」した横で、USAがビットコインの採掘（マイニング）のシェアトップになった、とある［73］。これに伴い、「中国がビットコインマイニングをコントロールしているというFUD、すなわち『恐怖、不確実性、疑念（fear, uncertainty and doubt）』は」「もはや非現実的」と指摘されている［74］［75］。

ビットコインの採掘（マイニング）についてはその消費電力の出どころ（例えば再生可能エネルギーかどうか等）にも注目が集まるが、担い国が変わることに伴い、その在り方も変わることが想定される。しかし、各地で採掘（マイニング）事業からの撤退が始まる程の安値にでもならない限り承認の担い手がいなくなることは考え難く、またその場合には採掘の難易度が調整されることから承認を行う採掘（マイニング）の担い手がいなくなるとは考え難い。

また、エルサルバドル国営銀行「Banco Hipotecario」は「ビットコイン活用のため、複数のテクノロジー企業らと『ビットコイン・アライアンス（Bitcoin Alliance）』」を結成し、「ビットコインによる電子決済の民主化を加速させ、市民がデジタルや分散型取引のメリットを享受できるようにすること」を目的として、「ビットコインを法定通貨として円滑かつ効果的に統合し、エルサルバドル国民の金融包摂を促進するために、国の大きな金融フレームワークをサポートしていく」ためにテクノロジー企業として「API3」、「TESOBE」、「Qredo」、「Sovryn」と協力していくことが報じられている［76］[19]。こうしたテクノロジー企業に協力を仰ぐ例は、CBDCを導入しようとしている各国でも（カンボジアのCBDC「バコン」に対して日本の「ソラミツ」が協力している例を見ても分かるように）多くの事例が報じられていることを考えれば何ら不思議ではないが、第2の法定通貨とするにしても、ビットコインにおける通貨先物市場の整備やビットコインの貸出（lending）などに影響するビットコインの「利子率市場」の整備等は、エルサルバドルがビットコインの先進的地域になるためにも、国民の不安を払しょくする意味でも大事になると考えられる。

エルサルバドル政府提供のビットコインウォレットCHIVOについては、なりすまし等の被害が多発していることが指摘されている［77］。日本だと通常、暗号資産のウォレットなどIT関係については2要素認証（通称：2段階認証）を適用することが標準化しつつあり、他にも一部のGoogleアカウントについて2要素認証（通称:2段階認証）は2021（令和3）年11/9（火）より必須となることが決められている［78］。2要素認証とは完全ではないものの本人識別を厳格化する手段の1つであり［79］、一般には本

人だけが「知っていること」であるパスワードや（その端末のみでしか機能しない）PINコード等だけの場合にはその流出ないしフィッシング等で抜き取られた場合に弱いため、その対策として知られている。本人確認の手段として一般的に使われる項目としては、パスワードやPINコード等本人だけが「知っている」こと、スマホなど本人だけが「持っている」もの、（顔認証や指紋認証、虹彩認証などを想定した）生体認証など本人だけに「備わっている」ものがある。このうち複数の項目を本人確認に用いるのが2要素認証（多要素認証）である。比較的単純な方法ではIDとパスワード（本人だけが知っていること）を入れて送信した後、スマホ等「本人しか持っていない」端末でのみ確認できる「ワンタイムパスワード」を入れることで認証を行う方法がある。単純に2段階同じ要素の情報（例えばパスワードが2種類）とかであれば、複数の要素とはなっていないので、同じ要素の「2段階認証」のみではセキュリティの精度は余り高まらないとされる。（2種類のパスワードが一緒に流出してしまえば同じこと、という意味。）

なお、スマホ等本人が「持っているもの」だけで認証する場合も、そのスマホを落とした場合に簡単に成り済まされてしまう。しかし2要素認証にしていれば、そのスマホを拾っただけでは本人しか知りえない筈の「パスワード」や（その端末のみでしか機能しない）PINコード等他の情報を持っていないので、（スマホの裏にパスワードを書いておくなどの重過失でもない限り）それだけでは成り済ましはできなく、解読が成功する頃には本人確認用のスマホは切り替わっている。パスワード等ではなく生体認証の場合には本人にしか備わっていないので、スマホを拾っただけでは成り済ませない。しかし、生体認証だけの場合、例えば指紋認証の場合には、本人が寝ている間にその指を当てて動かせるようにする、本人が知らないうちに指紋などを取って再現するなど、本人が知らないうちに破られることもある（この場合にも「パスワード」など本人しか知りえない情報を認証要素に加えている場合は通常開かない）ので、複数の要素の認証が必要とされる。

2要素認証などの特性などは情報リテラシー等の教育をしなければ通常理解されない項目であり、今回のビットコイン法定通貨化に関する国民・在住者等への説明が殆どなされていないエルサルバドルにおいては2要素認証に関する理解は期待できないが、きっちり説明すれば改善可能な側面である。更には、スマホ等に個人情報を入れておく場合には様々なセキュリティ対策のアプリ等が本来は求められるが、貧困国の位置付けとなるエルサルバドルにおいてはその期待も難しい。

Andres（2021）［77］によると、CHIVOではDUIと呼ばれる身分証の確認に加え、顔認証を採用しているが、「祖母のDUI」のコピーが受け付けられた例、ポスター写真などが受け付けられた例、コーヒーカップなど適当な写真でDUIを置き換えて顔認証が通過できた例などが報告されている。ばら撒きを確実に行う上では確実に本人に1度だけ届くことが大事であるが、その初期の本人確認が甘いことが原因として挙がる。これは技術的に改善可能な項目である。

ここで注意しなければならない観点としては、CHIVOでのUS$30.-相当のばら撒きの特性が挙がる。多くのエルサルバドル国民・在住者がCHIVOをビットコインウォレットとして使い続ける場合には、利用しているCHIVOの情報を抜き取られてのなりすましの議論も押さえる必要がある。今回の場合は本人が「最初に引き出してポイ捨て」の可能性があり、単に抜き取られている状況だけではなりすましとは断定で

きなく、「本人の意図に反して」登録されている場合等に限らないといけない面を押さえる必要がある。技術的な改善もさることながら、国民・在住者への教育の重要性を押さえる必要がある。

5．国際送金のあるべき姿とは

こうした悪影響の存在するエルサルバドルでのビットコイン法定通貨化であるが、では国際送金の手数料を下げる等の措置について、ビットコインが最適であったのかという部分は考慮の必要がある。かつてビットコインが高騰した2017年に書かれた野口（2017）［80］によると、ビットコインは送金手数料をビットコインで支払うので、ビットコインの価格が上がると「極めて低い送金手数料で送金ができる」というメリットが無くなることが指摘されている。ビットコインはブロックチェーンのトリレンマを考えると、大量逐次（即時）処理ができない特性、つまり目詰まりを起こす側面が指摘されている。ちなみに2021年の大半（粗く言うと日本円換算で1BTC>300万円であり、1BTC≒約700万円の時期もあった）において、この2017年（日本円換算で最高値は1BTC≒約230万円）のときより概ね高騰していることも指摘の必要がある。この点について小川（2021）［36］はライトニングの技術で対処可能な面を指摘していて、2021年現在では2017年のように「その都度直接チェーンに書き込む」ことを想定した議論は時代遅れになっていることを指摘している。また、かつてモナコインで導入されNEM等にも受け継がれた、Twitterで呟くかの如く暗号資産が遅れる「投げ銭（Tips）」の機能がついに2021年、ビットコインにも導入されることが発表された［37］。このため、送金コストは確かに2017年時点よりはかなり抑える方法が存在する。このライトニング技術による送金コスト低減は通常時においては意義が高い。通常時ならそれで対処が可能と言える。しかし、ブロックチェーンにすぐには書かれない取引部分におけるセキュリティ面の低下の可能性の部分は指摘の必要がある。

ではブロックチェーンにちゃんと書かれる（少額送金も可能な）形で取引を行える暗号資産を選ぶべきではなかったかという部分が指摘としては残る。この部分について、ビットコインから分裂したビットコインキャッシュではその対処が可能であることを思うと、採用すべきだったのはビットコインであったかという部分は疑問が残る。確かにビットコインキャッシュはビットコインに比べ、マイニングの採掘難易度は落ちている可能性があるので、例えばビットコインの価格下落でビットコインに用いられてきたスパコンがつぎ込まれる危険性は0とは言えない。しかし、ビットコインに比べてチェーンに書き込み易い（大量逐次処理が限定的に対応されている）部分は指摘の必要がある。

6．おわりに

今回は中米エルサルバドルにおけるビットコイン法定通貨化の話を取り上げた。国際送金のし易さ等のメリットはあるものの、その悪影響の大きさを考えた場合に、拙速すぎる導入による技術的な問題点などの指摘に加え、ビットコインキャッシュなどを始めとする他の選択肢もあったことを指摘の必要がある。また、現状導入された以上は、技術的な改善と共に、今回初めにつまずいた原因の1つであるエルサルバドル国民・在住者に充分周知徹底する重要性は今からでもある[20]。

改善の動きもある。エルサルバドルではビットコイン信託の余剰資金として「ビットコイン

の専門教育」を行う「学校」を作る、という報道がなされた［81］。これは専門教育としてであるが、担い手を広げる上では重要な取り組みである。また、暗号資産交換業者Bitfinexの親会社ifinexとエルサルバドル政府との間で締結が交わされ、「エルサルバドルにおいてデジタル化された金融商品を規制、発行、運用するためのデジタル資産および証券規制の枠組みの構築」及び火山での地熱発電によるマイニング推進のための「ボルケーノ・ボンド」に向けた協力関係も結ばれたとの報道が出ている［86］。

ビットコインの法定通貨化は単なる通貨の変更以上に支払い・受け取り方法等リテラシー的な側面から、強制通用力などの法的な側面に関する普遍性の欠落など様々な側面がある。エルサルバドルのような外国からの送金に頼る治安の悪い貧困国においては、仮にビットコインを始めとする暗号資産でなければ、銀行口座を持たない貧困層への金融サービスをという金融包摂的な側面は、「マネーロンダリング（資金洗浄）対策が不十分」等の美名の基に結局は置き去りにされたことであろう。或る意味銀行口座を作るより簡単にビットコイン等の暗号資産のウォレットは作れるし維持できるからこそ、貧困国への導入の可能性が生まれるのである。また、本来的なことを言えば、US$直接流通地域である以上、CBDC（中央銀行デジタル通貨）「デジタル・ドル」のようなオンライン化可能なUS$が登場するまで待ってからそれを利用する方が賢明であった可能性はある。しかしそれはいつになるか分からないし、中島（2020）［82］によると現在のCBDCの多くは銀行を通じた間接発行型のため、エルサルバドル国民の7割が銀行口座を持たない以上、CBDCのウォレット保有に銀行口座開設並の制限がかかる可能性があり、（カンボジアのバコンのように自国民優先主義を取られる可能性や）マネーロンダリング対策の名の下に利用できなくなる可能性があった。ならばステーブルコイン、例えばテザー（USDT）やUSDコイン（USDC）等を利用する手も考えられたが、例えばテザーはその価値の裏付けとされているカレンシーボード型の資産の一部が溶けた疑惑が立った際に価値が大きく崩れたときがあり、民間会社の判断に国の通貨政策を委ねるのもリスクが高すぎる。また、仮にテザーなどのステーブルコインを法定通貨に採用しても、USA等がステーブルコインに対する規制強化を行い、その関係でエルサルバドル国民・在住者がステーブルコインを使えなくなる危険性もある。ここについては、USDコインの発行元はステーブルコインに対するUSAの規制案を支持している反面［85］、テザーは過去に裏付け資産の一部が溶けていることが明らかになった事例があり、表立って反対するのは難しくても規制強化に賛同するとは必ずしも限らない。こうした背景を考えれば、US$に価値を合わせたテザーの発行元たるテザー社に、US$との価値の安定を義務付けた上でエルサルバドル国民・在住者に使い易く配慮する義務付けを加えた形でテザーを法定通貨に加えたなら、国民・在住者には「テザーはUS$と同じ価値」とざっくりとした説明をしても大きな支障は少ないだけでなく、金融包摂という観点からも扱い易く、国際送金もし易い状況は残せる。しかし、USAが犯罪防止の観点でステーブルコインの規制強化に踏み切ったとして、例えその規制がエルサルバドル国民・在住者にとって使いにくくなる規制であったとしても、テザー社が抗い続けることが難しい面もある。ディエム・ドル構想のように裏付け資産を他に委託して、価値の安定を強固にした「民間デジタル通貨」の普及を図るなども考えられた訳だが、それもいつになるか分からない。であればビットコインの導入による送金手数料削減を始

めとする各種恩恵を受ける手段を紹介する意義は「十分な周知をしていれば」あった可能性はある。しかしその際も、ATMに預けるのに価値が変動するビットコインATMだからこそ、その価値を安定させる目的でも通貨先物市場をビットコインに関してエルサルバドルで導入する意義はあるのである。

謝辞

本稿は専修大学社会科学研究所2021年度グループ研究助成A（飯沼グループ）の成果の一部です。社会科学研究所・所員で経済学部・教授の狐崎知己先生に助言を頂いた箇所があります。日本金融学会2021年秋季大会では吉見太洋先生（中央大学）に討論者を務めて頂き、有益なコメントを頂きました。また、新世界経済研究会2021での報告の際には複数の有益な助言を頂きました。他にも社会科学研究所・飯沼グループ主催の研究会においては経済学部・教授の西部忠先生をはじめ、ご参加の皆様に数多くの有益なコメントを頂きました。日本国際経済学会・関東部会では座長の蓬田守弘教授（上智大学）らのご配慮のおかげで松井謙一郎教授（拓殖大学）らフロアの皆様から有益なコメントを頂けました。ここに記して感謝致します。なお、本稿の在り得るべき誤りは筆者にのみ帰します。

参考資料

［1］William Surberg（2021）「ビットコインは新たなゴールドと考えるのは「絶対的に正しい」＝メキシコ第３の富豪」Cointelegraph Japan 2021年6月28日付 https://jp.cointelegraph.com/news/absolutely-right-to-think-of-bitcoin-as-the-new-gold-mexico-s-3rd-richest-man（2021-07-03アクセス）

［2］Pieter Hasekamp (2021)“Nederland moet de bitcoin in de ban doen,”Het Financieele Dagblad（原文オランダ語）2021年6月11日付 https://fd.nl/opinie/1387194/nederland-moet-de-bitcoin-in-de-ban-doen（2021-07-03アクセス）

［3］K. Kobayashi（2021）「『オランダはビットコインの取引とマイニングを禁止すべき』 政府機関ディレクター」Coinpost 2021年6月12日付 https://coinpost.jp/?p=252601（2021-07-03アクセス）

［4］木内登英（2021）「中国の最終段階の仮想通貨規制はデジタル人民元発行が近いことを示すか」NRI 2021年9月27日付 https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2021/fis/kiuchi/0927（2021-10-11アクセス）

［5］A.Yamada（2020）「ビットコイン等の仮想通貨、国が送金手段で本格活用＝ベネズエラ」CoinPost 2020年11月4日付 https://coinpost.jp/?p=196045（2021-07-03アクセス）

［6］福場ひとみ（2021）「孫正義氏にチャンス到来!?ビットコイン、ブラジルで法定通貨化の動き」SAKISIRU 2021年10月9日付、https://sakisiru.jp/11932（2021-10-11　アクセス）

［7］David Kirichenko（著）、Dragonfly（訳）（2021）「【コラム】ウクライナの暗号資産法は正しい方向への第一歩である」TechCrunch 2021年10月10日付 https://jp.techcrunch.com/2021/10/10/2021-09-29-ukraines-crypto-legislation-is-a-step-in-the-right-direction/（2021-10-12アクセス）

［8］Bittimes（2021）「ステラ開発財団「ウクライナ政府」と協力｜中央銀行デジタル通貨（CBDC）などを支援」2021年1月5日付 https://bittimes.net/news/97663.html（2021-10-12アクセス）

［9］スイス公共放送国際部（2021）「仮想通貨の『昇格』に挑むスイス」2021年10月17日付 https://www.swissinfo.ch/jpn/business/仮想通貨の-昇格-に挑むスイス/47031612（2021-10-17アクセス）

［10］GigaziNE（2021）「ブラジルでもビットコインが法定通貨になるかもしれない」2021年10月6日付 https://gigazine.net/news/20211006-brazil-bitcoin/（2021-10-11アクセス）

［11］Por Álvaro Campos(2021)”Para 48% da população, Brasil deveria adotar o bitcoin como moeda oficial, diz pesquisa,”Valorinvestre, 2021年

10月9日付 https://valorinveste.globo.com/mercados/cripto/noticia/2021/09/10/para-48-pontos-percentuais-da-populao-brasil-deveria-adotar-o-bitcoin-como-moeda-oficial-diz-pesquisa.ghtml（2021-10-11アクセス）

［12］Helen Partz（2021）「2022年までに5カ国でビットコインが法定通貨にすると予測＝ビットメックスCEO」Cointelegraph Japan 2021年10月12日付, https://jp.cointelegraph.com/news/bitmex-ceo-predicts-bitcoin-will-be-legal-tender-in-five-countries-by-2022（2021-11-07アクセス）

［13］Cointelegraph Japan（2021）「エルサルバドルによるビットコイン法定通貨化「真のビットコイナー」が怒るわけは？日本への影響も解説【Coin Club × Cointelegraph】」2021年6月29日付 https://jp.cointelegraph.com/news/why-are-true-bitcoiners-angry-about-el-salvadors-legalization-of-bitcoin（2021-07-03アクセス）

［14］西部忠（2021）「脱国家通貨の時代」秀和システム

［15］近藤俊介（2015）「ビットコインが基軸通貨の代わりになれないワケ」Zoo Online 2015年4月28日付 https://zuuonline.com/archives/56523（2021-07-03アクセス）

［16］小川健（2016）「学部生の国際金融の教科書にも書ける、ビットコインを法定通貨にすべきでない理由」専修大学・社会科学研究所・月報第633号2016年3月付 pp.37-46 http://doi.org/10.34360/00009203（2021-07-03アクセス）

［17］Nayib Bukele（2021）https://twitter.com/nayibbukele/status/1402442597235310596（原文スペイン語）（2021-07-03アクセス）

［18］Avic Loy（2021）"El Salvador's Bitcoin Law: Full English Text," FREOPP 2021年6月9日付、https://freopp.org/el-salvadors-bitcoin-law-full-proposed-english-text-9a2153ad1d19（2021-07-03）

［19］VOI（2021）「告知！パラグアイはビットコイン正当な支払い手段を作る」https://voi.id/ja/teknologi/57744/read（2021-07-03アクセス）

［20］Saraí Alas (2021) "Diputado del FMLN pone demanda contra Ley Bitcoin y niega representar intereses de Bukele," El Mundo（原文スペイン語）2021年6月21日付 https://diario.elmundo.sv/diputado-del-fmln-pone-demanda-contra-ley-bitcoin-y-niega-representar-intereses-de-bukele/（2021-07-03アクセス）

［21］Martin Young（2021）「エルサルバドルのビットコイン法は憲法違反か？ 野党議員が提訴」Cointelegraph Japna 2021年6月22日付

［22］在エルサルバドル大使館（2021）「エルサルバドル政治経済月報（2021年5月分）」2021年6月付 https://www.sv.emb-japan.go.jp/files/100200720.pdf（2021-07-03アクセス）

［23］Tim Alpha (2021) "The US Steps Up Political Pressure On El Salvador Amid Bitcoin Plans," Cryptonews 2021年7月1日付 https://cryptonews.com/news/the-us-steps-up-political-pressure-on-el-salvador-amid-bitco-10887.htm（2021-07-03アクセス）

［24］France24 (2021) "IMF warns of risks after El Salvador adopts bitcoin," 2021年6月10日付 https://www.france24.com/en/live-news/20210610-imf-warns-of-risks-after-el-salvador-adopts-bitcoin（2021-07-03アクセス）

［25］久保田博幸（2021）「エルサルバドルがビットコインを法定通貨にすることに対し、早速、ＩＭＦが懸念を示す。融資に影響も」Yahoo ニュース2021年6月11日付 https://news.yahoo.co.jp/byline/kubotahiroyuki/20210611-00242440/（2021-07-03アクセス）

［26］IMF (2021) "Transcript of IMF Press Briefing," 2021年6月10日付、https://www.imf.org/en/News/Articles/2021/06/10/tr061021-transcript-of-imf-press-briefing（2021-07-03アクセス）

［27］BBC (2021) "World Bank rejects El Salvador request for Bitcoin help," 2021年6月17日付 https://www.bbc.com/news/business-57507386（2021-07-03アクセス）

［28］Quarmby、Brian（2021）「世界銀行、エルサルバドルからの支援要請を拒否―ビットコインの環境への懸念を理由に」Cointelegraph Japan 2021年6月17日付 https://jp.cointelegraph.com/news/world-bank-refuses-el-salvador-s-request-for-help-on-btc-transition（2021-07-03アクセス）

［29］土田陽介（2021）「『国家ぐるみのギャンブル』ビットコインを法定通貨にしてはいけない納得の理由」President Online 2021年6月13日付 https://president.jp/articles/-/46883（2021-07-03

アクセス）
［30］毎日新聞（2021）「世界初、ビットコインを法定通貨に　エルサルバドルの『壮大な実験』」2021年9月5日付 https://mainichi.jp/articles/20210904/k00/00m/020/269000c（2021-10-11アクセス）
［31］宿輪純一（2021）「これはマネロン用なのか、エルサルバドルがビットコインを『通貨』に追加」現代ビジネス 2021年7月29日付 https://gendai.ismedia.jp/articles/-/85562（2021-10-11 アクセス）
［32］宿輪純一（2021）「ビットコイン、法定通貨にするの？　エルサルバドルで壮大な実験　帝京大経済学部教授・宿輪純一氏」毎日新聞2021年9月7日 付 https://mainichi.jp/articles/20210907/ddm/007/030/059000c（2021-10-11アクセス）
［33］Jones, Marc (2021) “El Salvador's bitcoin adoption has ‘immediate implications’ for rating - S&P Global,” Reuters, September 17th, 2021 https://www.reuters.com/business/finance/el-salvadors-bitcoin-adoption-has-immediate-implications-rating-sp-global-2021-09-16/（2021-10-11アクセス）
［34］Nelson Rauda (2021) ”Steve Hanke: ‘You’d Have to Be Insane to Introduce Bitcoin into an Environment that’s Already Corrupt’,” elfaro, 2021年8月10日付 https://elfaro.net/en/202108/el_salvador/25647/Steve-Hanke-%E2%80%9CYou%E2%80%99d-Have-to-Be-Insane-to-Introduce-Bitcoin-into-an-Environment-that%E2%80%99s-Already-Corrupt%E2%80%9D.htm（2021-08-11アクセス）
［35］Quarmby, Brian（2021）「ビットコインの法定通貨化、エルサルバドルの信用格付けに打撃か」Cointelegraph Japan 2021年9月17日付 https://jp.cointelegraph.com/news/el-salvador-s-credit-rating-could-take-hit-amid-bitcoin-adoption-warns-s-p-global（2021-10-11アクセス）
［36］小川博司（2021）「なぜエルサルバドルはビットコインを法定通貨にすると決めたのか」JBpress 2021年6月14日付 https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/65650（2021-07-03アクセス）
［37］月刊暗号資産（2021）「Twitter、ビットコインを『投げ銭』で送金可能に」ZUU Online 2021年9月27日付 https://zuuonline.com/archives/232857（2021-11-07アクセス）
［38］村山祐介（2018）「国も家計も『送金依存症』のエルサルバドル」朝日新聞Globe+, 2018年4月7日 付 https://globe.asahi.com/article/11593860（2021-11-07アクセス）
［39］内閣参質204第114号令和3（2021）年6月25 日 https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/204/toup/t204114.pdf（2021-07-03アクセス）
［40］InvstNavi（2021）「貸仮想通貨（レンディング）とは？稼げる仕組みやベストな取引所を紹介 」2021 年 6 月 17 日 付 FISCO https://fisco.jp/media/crypt-lending/（2021-07-05アクセス）
［41］松嶋真倫（2021）「米国でビットコイン先物ETFが上場、現物ETFはくる？日本で取引できるのはいつ？今後の展開を考察」Money Plus, 2021年11月5日付 , https://media.moneyforward.com/articles/6840（2021-11-07アクセス）
［42］Igor Makarov and Antoinette Schoar (2021) “Blockchain Analysis of the Bitcoin Market,” NBER Working Paper 29396, https://dx.doi.org/10.3386/w29396（2021-11-07アクセス）
［43］Friedrich-Carl Franz, and Alexander Valentin (2020)” Crypto Covered Interest Parity Deviations,” SSRN Working Paper ID:3702212, https://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3702212（2021-10-19アクセス）
［44］星野智樹（2018）「『ドル化』政策の検証」文眞堂
［45］地球の歩き方（2017）「エルサルバドルの通貨・為替レート」https://www.arukikata.co.jp/country/SV/info/currency.html（2021-07-05アクセス）
［46］藤原章生（2021）「ビットコインを法定通貨に 勤勉小国エルサルバドルの賭け」Wedge Infinity 2021年10月15日付 https://wedge.ismedia.jp/articles/-/24554（2021-11-07アクセス）
［47］Nayib Bukele (2021)　Twitter https://twitter.com/nayibbukele/status/1401341311853252613（2021-07-05アクセス）
［48］宿輪純一（2021）「ビットコインの『ダークサイド』、乱高下を生み出したその闇を探る」現代ビジネス2021年6月21日付 https://gendai.ismedia.jp/articles/-/84284（2021-07-05アクセス）
［49］Tyler Cowen (2021) “Bitcoin as legal tender in El Salvador,” Marginal Revolution 2021年6月10日付 https://marginalrevolution.com/marginal

revolution/2021/06/bitcoin-as-legal-tender-in-el-salvador.html （2021-07-05アクセス）
[50] Linda Schilling and Harald Uhlig (2019) "Some simple bitcoin economics," Journal of Monetary Economics, Vol.106, pp.16-26.
[51] ロイター通信（2021）「アングル：エルサルのビットコイン『実験』、国内の格差映し出す」2021年10月2日付 https://jp.reuters.com/article/el-salvador-bitcoin-idJPKBN2GR2WT（2021-10-11アクセス）
[52] 日本経済新聞（2021）「ビットコインが通貨になる日　エルサルバドル、直前ルポ」2021年9月6日付 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN054GJ0V00C21A9000000/（2021-10-11アクセス）
[53] 財形新聞（2021）「エルサルバドルのビットコイン法定通貨採用、波乱のスタートに」2021年9月9日付 https://www.zaikei.co.jp/article/20210909/638070.html（2021-10-11アクセス）
[54] Nayib Bukele (2021) Twitter https://twitter.com/nayibbukele/status/1435127393065259010?s=20（2021-10-11 アクセス）
[55] 小川健（2018）「サーベイ論文：非技術／情報系の経済系に仮想通貨・ビットコイン・ブロックチェーンをいかに教えるか」専修経済学論集第52巻第3号pp.167-182.
[56] 日本経済新聞（2017）「仮想通貨バブルに転機ビットコイン、１日で２９％急落」日経電子版2017年12月24日付 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO25012120T21C17A2EA5000/（2017-12-29アクセス）
[57] 日本経済新聞（2017）「ビットコイン下げ加速5日で4割超」日経電子版2017年12月22日 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO24975170S7A221C1EA2000/（2018-01-05アクセス）
[58] 日本経済新聞（2021）「エルサルバドル、ビットコイン法定通貨は波乱のスタート」日経電子版2021年9月8日付 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN0802S0Y1A900C2000000/（2021-10-11アクセス）
[59] Michael McDonald (2021)" El Salvador Readies Bitcoin Rollout With 200 ATMs for Conversion," Bloomberg, 2021 年 8 月 24 日　付 https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-08-23/el-salvador-readies-bitcoin-rollout-with-200-atms-for-conversion（2021-10-11アクセス）
[60] Michael McDonald（2021）「エルサルバドル、ビットコインＡＴＭを200台配置－米ドルと交換可能」Bloomberg、2021年8月24日付 https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2021-08-24/QYB13ET0G1KW01（2021-10-11アクセス）
[61] Sebastian Sinclair, Eliza Gkritsi (2021) "Anti-Bitcoin Demonstrations Rage in El Salvador During Nation's Independence Day," Coindesk, September 16th, 2021 https://www.coindesk.com/policy/2021/09/16/anti-bitcoin-demonstrations-rage-in-el-salvador-during-nations-independence-day/（2021-10-11アクセス）
[62] Sebastian Sinclair, Eliza Gkritsi（2021）「エルサルバドル、独立記念日に反ビットコインデモ、専用ATMが炎上」Coindesk Japan 2021年9月17日　付 https://www.coindeskjapan.com/122992/（2021-10-11アクセス）
[63] ロイター通信（2021）「アングル：ビットコイン法定通貨化迫るエルサルバドル、国民に不安」2021年9月2日付 https://jp.reuters.com/article/bitcoin-elsalvador-idJPKBN2FY09V（2021-10-11アクセス）
[64] GigaziNE（2021）「一般的な「ビットコインATM」に複数の脆弱性が発見される、ハードウェアとソフトウェア両面で」2021年10月1日付 https://gigazine.net/news/20211001-vulnerabilities-commonly-used-bitcoin-atm/（2021-10-11アクセス）
[65] Krakenfx (2021) "Kraken Security Labs Identifies Vulnerabilities In Commonly Used Bitcoin ATM," Kraken, September 29th, 2021 https://blog.kraken.com/post/11263/kraken-security-labs-identifies-vulnerabilities-in-commonly-used-bitcoin-atm/（2021-10-11アクセス）
[66] Nayib Bukele (2021) Twitter https://twitter.com/nayibbukele/status/1437632052237570055?s=20（2021-10-11アクセス）
[67] 日本経済新聞（2021）「エルサルバドル、不具合続く　ビットコイン通貨1週間」2021年9月15日付 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN 1502I0V10C21A9000000/（2021-10-11アクセ

ス）
[68] CoinPost（2017）「ビットコイン先物について知っておくべきこと」2017年12月4日付 https://coinpost.jp/?p=9755（2017-12-28アクセス）
[69] 小川健（2021）「外貨建て保険を国際金融・学部生用講義へ取り込む重要性」専修経済学論集第56巻第1号pp.41-49.
[70] CoinTelegraph Japan（2021）「エルサルバドル、ChivoアプリでのBTC価格凍結機能を削除へ｜裁定取引による「鞘取り」を防ぐため」2021年10月19日付 https://jp.cointelegraph.com/news/el-salvador-removes-btc-price-feed-from-chivo-app-to-crack-down-on-arbitrage-scalpers（2021-11-08アクセス）
[71] Noah Sakamaki（2021)「エルサルバドルの火山マイニング、初のビットコイン採掘成功を報告」CoinPost 2021年10月1日付 https://coinpost.jp/?p=281363（2021-10-12アクセス）
[72] GigaziNE（2021）「ビットコインの採掘企業が『原子力発電』と手を組む動きが進んでいる、環境に優しい電力源として」2021年9月29日付 https://gigazine.net/news/20210929-bitcoin-miner-go-nuclear-environmental-criticism/（2021-10-12アクセス）
[73] 西見吉章（2021）「ビットコイン採掘『1強』の中国がシェアゼロに　拠点は壊滅」産経新聞 2021年10月16日付 https://www.sankei.com/article/20211016-XKCO5LXQIZLTPFYO6UOJNG6QTI/（2021-10-19アクセス）
[74] Aoyon Ashraf（2021）「中国での全面禁止がビットコインマイニングに与えた影響：レポート」CoinDeskJapan, 2021年10月12日付 https://www.coindeskjapan.com/125502/（2021-11-07 アクセス）
[75] Colin Harper (2021) “Hashrate Index Q3 Mining Report: Quantifying China's Bitcoin Mining Ban,” Hashlate Index, 2021年10月11日付 https://www.hashrateindex.com/blog/hashrate-index-q3-report-bitcoin-china-ban（2021-11-07アクセス）
[76] 竹田匡宏（2021）「エルサルバドル国営銀行、ビットコイン活用の銀行システム開発へ」2021年10月8日付 https://www.neweconomy.jp/posts/157577（2021-10-12アクセス）
[77] Andres Engler（2021）「エルサルバドルのビットコインウォレットでなりすまし被害続発」2021年11月2日付 https://www.coindeskjapan.com/127898/（2021-11-02アクセス）
[78] App Story（2021）「Googleの2段階認証が必須になる詳細について解説」AFFINGER5, 2021年11月3日付 https://app-story.net/google-two-step-verification/（2021-11-03アクセス）
[79] 鈴木聖子（2021）「狙われるワンタイムパスワード、多要素認証を破る闇サービスが浮上」ITmedia, 2021年11月5日付 https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2111/05/news052.html（2021-11-05アクセス）
[80] 野口悠紀雄（2017）「ビットコイン消滅も、送金コスト高騰問題の行方」Diamond Online 2017年11月23日付 https://diamond.jp/articles/-/150612（2021-07-05アクセス）
[81] HEDGE GUIDE（2021）「エルサルバドル、ビットコイン専門学校の建設を発表」 2021年11月8日付 https://hedge.guide/news/el-salvador-to-establish-schools-bc202111.html（2021-11-08アクセス）
[82] 中島真志（2020）「After Bitcoin 2 仮想通貨vs.中央銀行」新潮社
[83] Daniela Desantis (2021) “Is Paraguay set to make bitcoin legal tender? Don’t bet on it” Rauters 2021年6月26日付 https://www.reuters.com/technology/is-paraguay-set-make-bitcoin-legal-dont-bet-it-2021-06-25/（2021-11-21アクセス）
[84] 宿輪純一（2021）「なぜ今、アフガニスタンでビットコインが暗躍しているのか」現代ビジネス 2021年11月17日付 https://gendai.ismedia.jp/articles/-/89313（2021-11-21アクセス）
[85] Erhan Kahraman（2021）「USDコインの発行企業サークル、米国政府のステーブルコイン規制案を支持」CoinTelegraph Japan 2021年11月14日付 https://jp.cointelegraph.com/news/usdc-issuer-circle-supports-proposal-to-regulate-stablecoin-issuers-as-banks（2021-11-22アクセス）
[86] 竹田匡宏（2021）「エルサルバドルの暗号資産規制枠組み構築、ビットフィネックス親会社が支援」幻冬舎「あたらしい経済」2021年11月22日付 https://www.neweconomy.jp/posts/169262（2021-11-22アクセス）

[1] 関連して「新たなゴールド」という見解が存在する［1］。

[2] 「貨幣（通貨）の脱国家論」については、西部（2021）［14］によると「『良貨が悪化を駆逐する』貨幣選択原理」を働かせるために複数の貨幣（通貨）が「独占的競争」を行う重要性が指摘されているが、ここでは単に国家権力による特定通貨・貨幣の指定に関する強制性の意味で使っている。

[3] ［17］はブケレ大統領のTwitterに載せられたスペイン語のビットコイン法の条文の全文である。［18］はその英訳としてサイト等で紹介されているものであるが、ブケレ大統領は英訳のものも（先の［17］に返信する形で）Twitterに画像として載せているので、正誤確認は可能となっている。

[4] この調査結果について、中南米経済に詳しい狐崎知己教授（専修大学）及び松井謙一郎教授（拓殖大学）は懐疑的な見解を示していて、ブラジルで2大政党の主流的見解はビットコインの法定通貨化に否定的と指摘している。

[5] この文献は狐崎知己先生（社研所員）に教えて頂いた。ここに記して感謝申し上げる。

[6] ちなみに、金利という概念が成立しないという近藤（2015）［15］に対する批判は小川（2016）［16］の段階でも既に行われている。

[7] ビットコイン関連のETF（上場投資信託）がなかなか認められない背景には、クジラと評されるビットコインの大量保有者がいて、価格操作が可能なのではないか、とする疑惑が付きまとうから、という指摘がなされることがある。ビットコインの大量保有と価格操作の可能性についてはMakarov and Schoar（2021）［42］を参照。この論文を教えて頂いた狐崎知己先生に感謝申し上げる。

[8] ちなみに星野（2018）［44］では米国が認証しないまま、米ドルに自国通貨を置き換えると共に邦貨規定を与えた「一方的」かつ「完全」な「ドル化」とエルサルバドルを分類している。

[9] 国民の7割は銀行口座を持っていない等、ブケレ大統領自身がTwitterで述べている［47］。

[10] この第6条の重要性は宿輪（2021）［48］の著者である宿輪先生からご指摘頂いた。記して御礼申し上げる。

[11] 引き続き米ドルを使い続けることを妨げていない部分についても指摘の必要がある。

[12] この第12条に関して専修大学・社会科学研究所・所員で専修大学・経済学部・教授の狐崎知己先生は「12条の除外規定が、具体的にどのような人びと、法人に適用されるのか、明確な基準が不明です。携帯電話をもっていれば、7条の受け取り義務が生じてしまうのか?中央銀行（Banco Central de Reserva）及び金融制度監督　庁（Superintendencia del Sistema Financiero）が細則を規定するはずですが、その点も不明です。」という指摘をしている。そのため、現実的にどの程度除外規定が現実性を持つのかは注意が必要になる。

[13] この文献を狐崎知己先生からご紹介頂いた。記して感謝申し上げる。

[14] ビットコインを取り入れた世界における金融政策に関しては例えばLinda Schilling and Harald Uhlig（2019）［50］を参照。この論文を教えて頂いた吉見太洋先生に感謝申し上げる。

[15] なおこの点について、「商品先物市場」と「通貨先物市場」とは本来区別すべきであり、ビットコインの先物市場は（カバー付き金利平価説などを想定した「通貨先物市場」とは異なる）「商品先物市場」と位置付けられる可能性が高い点、また、ビットコインに関しては例え貸出（lending）などが普及していても等をはじめとする「利子率を決める市場」が充分統一されているとは言い難いことから、通貨先物市場においてカバー付き金利平価説などで想定する市場利子率を利用した先渡為替レート等の計算が困難な可能性などの点を、新世界経済研究会において田中綾一先生（駒澤大学）にこの点を教えて頂いた。記して感謝申し上げます。

[16] ビットコインの価値の安定の重要性は中南米経済に強い松井謙一郎教授（拓殖大学）も指摘している。

[17] この点に関して、田中隆之先生（社研所員）より逐一そのような通貨予約を行う形では不便ではないか、とのご指摘を頂いた。あくまでこの部分は中長期的な保有に関する部分が中心であり、割とすぐに利用する短期的な保有に関してはこの限りではないことを本提案では断って

おく必要がある。記して感謝申し上げる。

[18] このビットコインの通貨先物市場の整備に関連して、世界で行われることにより世界でのビットコインの普及・採用が促進される可能性について、遠藤正寛教授（慶応義塾大学）とのやり取りの中で気付いた。遠藤教授に深く感謝申し上げる。

[19] どの企業がエルサルバドル特にブケレ大統領に協力しているのか、という観点などは新世界経済研究会でも質問のあった項目である。聴衆の皆様に感謝申し上げる。

[20] こうした改善がなされない限りは、例えば「年金がビットコインで支払われるのでは?」等の不安には対処できないことになります。この不安の指摘については狐崎知己先生よりお教え頂いた。ここに記して御礼申し上げる。

大規模産業クラスターの成長力を活かした地域産業クラスターの創出
－飯田・下伊那地域を事例として－

河藤　佳彦

はじめに

わが国ではバブル経済の崩壊後、産業の空洞化や新興国との競合、中小企業の後継者難などにより、多くの地域で産業集積の衰退が進んできた。新たな産業集積の創出が困難な現状の中でこの問題に対処するには、既存の産業集積の再生と新たな発展の促進が重要となる。その効果的な方策としては、産業集積の特性や優位性を活かしながら新たな産業クラスター（以下、「クラスター」とする）を構築することが有望と考えられる。ポーター（竹内訳、1999）によるクラスター理論の研究に関しては多くの蓄積があり、実践活動やその評価も数多く行われてきた。本稿では先行研究や実践の実績があることを認識しつつ、クラスターの中核業種とその関連業種のみならず、産業集積を構成する広範で多様な業種の企業が、産業集積の全体をベースとするクラスターを構築する方策について考察する。そのために、ポーターのクラスター理論を原点に遡って再確認し、地域産業の再生と発展に活用する方策について先行事例を踏まえつつ検討したい。具体的には、クラスター理論の本質的な意義と要件を再確認し、その要件の具現化による成長産業のクラスター創出方策、更には成長産業とその関連産業のクラスターが先導し、当該地域の産業集積の全体をクラスターへと変容させる方策について具体事例を基に考察したい。

そのため、成長が期待される大規模な高度技術産業（以下、「高度技術産業」とする）の典型として、世界規模のクラスターを形成する「航空機産業」に着目する。航空機産業は、経済産業省（2018）が「民間航空機市場は、年率約5%で成長すると見込まれる成長市場」と評価し、また、中小企業にも市場参入が可能な「装備品」について国内市場の拡大余地が大きな産業であるとする。当該産業は近年、新型コロナウイルス感染拡大による航空需要の落ち込みの影響を受け厳しい状況にある。しかし、下川・小牧（2021）が「この状況を乗り越え、さらに、感染収束後に新型旅客機の開発が再開された際に予想される受注獲得に向けた激しい国際競争に打ち勝つためには、数年後の需要回復期を見据えた人材育成や研究開発などに取り組むことが重要である」としているように、一層の発展のための継続的で積極的な取組みが求められる有望分野であると言える。こうした認識のもと、当該産業のクラスター創出に積極的に取り組んでいる地域グループの実態をアンケート調査やヒアリング調査により把握しつつ政策的な考察を進めたい。

産学官の巨大複合体としての完成品クラスター創出にまでは到達困難な地域においても、その一翼を担う部品ユニットなどのクラスター（以下、「小クラスター」とする）の創出は可能である。さらに小クラスターが核となり、取引や共同受注、共同開発、人材育成などを介してその波及効果を集積全体に及ぼすことにより、既存産業も広く包含するクラスター（以下、

「地域産業クラスター」とする）が創出できると考えられる。そのことを、航空機産業と地域産業集積にクラスター理論を適用することにより検証したい。

1．地域産業クラスターを捉える視点

本章では地域産業クラスターの意義を、近年の諸研究におけるクラスター理論の位置づけ、クラスターの意義や特徴、構成主体と地域範囲、地域資源の活用、ソーシャル・キャピタルの経済的意義などの観点から確認する。

（1）産業集積論の潮流におけるクラスター理論の位置づけ

小林（2009）は、産業集積をめぐる近年の理論的・実証的研究の潮流を、経済地理学と新産業地理学の観点から整理し、日本における方向性を論じている。その中で小林は、経済地理学による産業集積研究の中心的な論点として、特化型産業集積の優位性の主張（マーシャル・アロー・ローマー型：MAR型）、複合的産業集積の優位性の主張（Jacobs型）、そして産業クラスター論（ポーター型）に着目している。MAR型とJacobs型の関係について小林は、「成熟産業、重厚長大型産業等においては、MAR型の産業集積の外部効果が相対的に強く現れるのに対して、先端技術型業種やサービス業（特に対事業所向けサービス業）では、Jacobs型の産業集積のメリットを享受しやすいというのが、これまでの研究成果の蓄積から得られる概ねのコンセンサスである」としている。またこの観点を踏まえ小林は、「クラスター論の原点にあるポーターの議論は、多様な産業群の地理的集中が生み出す熾烈な競争と相互補完関係による、高付加価値化・競争力向上の仕組みであり、決して狭義の専門特化の外部効果を示すものではない」としている。クラスター理論がJacobs型の理論に近い性格を有するものと受け止められ、クラスターの特徴を「熾烈な競争と相互補完関係による、高付加価値化・競争力向上の仕組み」と捉えていることは的を射たものである。クラスター論はこうした観点から、近年の産業集積に関する諸理論の系譜の中で捉えることができる。

長命・南石（2020）は、イノベーションを創出するクラスターの形成可能性について、クラスターを形成している構成要素を「ステークホルダー」と捉えて考察している。そのなかで、「クラスターの構成要素および範囲は、標準的な産業分類や行政区分によって規定されるものではなく、川上（原材料）から川下（最終製品）に至るまでの生産、流通、販売におけるすべての製品やサービスに関わるステークホルダー（研究機関、政府・大学、関連企業、民間団体、金融機関など）間における、通常の取引を超えた特別の協力関係、提携の関係であると考えられる」としている。また、クラスターが競争に及ぼす影響について、ポーター（竹内訳、1999、p.87）が、「どれもある程度は、人間どうしの付き合い、直接に顔を突き合わせたコミュニケーション、個人や団体のネットワークを通じた相互作用に依存している」と論じていることを踏まえ、「地域における産業を横断し、地域社会に貢献する新たなイノベーションでは、クラスター内の様々なステークホルダーがネットワークを構築することで、新たな事業展開や技術開発が図られ、地域全体に波及していくことが考えられる」としている。クラスターは、構成企業のほか多様な構成要素が特別の協力関係、提携の関係を形成することによって構築されるものであると言える。そしてそのネットワークによりクラスター全体のイノベーションが促進され、その効果が地域全体に波及する。

視点を変えると、クラスター形成の要件としては、経済合理性に基づく取引が成立することのみでは不十分であり、構成要素の相互関係を円滑にしたり強化したりする役割を持つソーシャル・キャピタルやコミュニティ・キャピタルの存在が重要となることを示すものと捉えることができる。

さらに鎌倉（2002）は政策的な観点から、産業集積が知恵による質的発展を遂げるためには、「ネットワークの経済性」を目標とし、自治体を主体とした公的機関等の意識的・積極的な関与が不可欠とする。クラスターの創出においても、立地企業のネットワークによる連携や知識・情報の交流を促進することが重要となる。

（2）クラスターの意義

ポーター（竹内訳、1999）はクラスターの定義を、「ある特定の分野に属し、相互に関連した、企業と機関からなる地理的に近接した集団」とし、「これらの企業と機関は、共通性や補完性によって結ばれている」（p.70）としている。また、「その全体としての価値が各部分の総和よりも大きくなるようなもの」（p.86）とも論じている。クラスターは、連携により付加価値を拡大できる産業集積として捉えることができる。我が国における産業クラスター創出の政策の経過について、筆者は次のように論じている（河藤、2019、p.35）。

我が国では国により産業クラスター計画が策定され、2001年度から各地域の経済産業局と民間の推進組織が一体となって18のプロジェクト（2009年度当時）が推進されてきた[1)]。しかし、財務省による2010年度の予算編成に向けた調査において全部廃止の対象となり、当初計画された事業は大きく転換した[2)]。産業クラスター計画に位置づけられたプロジェクトは現在、主に民間・自治体等が中心となった地域主導型のクラスターと位置付けられている。経済産業省は、今後も引き続き、各地のクラスター間ネットワークや地方経済産業局のノウハウ等を活用し、新事業の創出に向けた施策を進めていくとしているが[3)]、国の関与は限定的になったと言える。

さらに筆者は、我が国の産業クラスター計画の有効性について、次のように論じてきた（河藤、2019、p.35-36）。

産業クラスター計画に対する研究者の評価は、積極的評価と消極的評価に2分される。積極的評価には次のような研究がある。山﨑（2015）は、産業クラスター計画と知的クラスター創生事業について、「両事業ともに予算規模はきわめて小規模であったが、「クラスター政策」の影響力は小さくはなかった」と評価している。また大久保・岡崎（2015）は、産業クラスター計画への参加が、企業の売上高や取引先数にどのような影響を与えたかを定量的に評価し、「クラスター政策は地方企業が大都市圏との取引を始める「外延」（extensive margin）の効果をもったと言える」としている。一方、消極的評価には次のような研究がある。星（2016）は、「産業クラスター計画は、計画全体として見れば、当初期待された成果を残すことはできなかったと判断せざるを得ない」としている。またその要因について、「国主導で画一的に進められたことによる、地域産業の実態と乖離した計画策定にある」としている。

山﨑が指摘するように、一義的に産業クラスター事業に効果が無かったと評価することは拙速であるかもしれない。しかし、星の指摘するように、事業が課題を内包していた可能性も否定できない。一方で、計画が地域主導型に移行した後も活動を積極的に継続している事業があり、産業クラスターの形成そのものの有効性が否定されるものではない。この点について伊藤

（2014）は、首都圏西部ネットワーク支援活動（TAMA）の事例を踏まえ、「現在までの産業クラスター政策には、それのみで地域の活性化が実現するほどの影響力を期待することは難しいというのが実情と言えよう」と評する一方で、「地域内の企業と企業をつなぎシナジー効果を生み出していく場として、また行政と企業をつなぐ場として、産業クラスター政策は一定の機能を果たしてきたと言えよう」としており、産業クラスター政策の効果に一定の肯定的評価を加えている。

産業クラスターの有効性については、賛否両論のある産業クラスター計画の実績のみから評価するのではなく、産業クラスターの本来の意義に立ち戻って評価し、形成要件を明確にした上で、その可能性や効果について検討する必要がある。（以上引用）

以上の考察に補足を加えたい。産業クラスターをゼロから構築することは難しい。今ある産業集積がベースとなる。この点に関してポーター（竹内訳、1999）は、次のように言及している。「政府は、新しいクラスターをゼロから創り出そうとするのではなく、既存のクラスター、新興のクラスターを強化し、それをもとにした政策を行うべきである。新しい産業やクラスターは、既存のものから生まれてくる可能性が一番高い。先端技術を扱う企業は、まったく空っぽな状況では成功できず、同じ分野でそれほど高度でない活動が行われているような基盤がある場所でこそ、成功できるのである」（pp.136-137）、「クラスターは、頼りになる立地面での優位という基礎が存在するところに形成される。クラスター開発の努力は、市場の試練を潜り抜けたクラスターの種がすでに存在する場合にしか成立しえない」（p.137）。このように産業クラスターは、既存の産業集積内の多様な産業分野の企業が立地環境を有効活用し、大学や自治体の研究機関、産業振興拠点などの支援も得て競争や連携をすることにより、地域産業の発展を促進するものと言える。その実現のために重要なことは、連携する当事者同士が信頼関係を構築できる距離（物理的距離または時間的距離）にあることだと言える。ただし、これは近接地域を超えた大規模クラスターの成立可能性を排除するものではない。最終製品を構成する重要なユニットを生産する地域は当該ユニットに関するクラスターを構築し、最終製品を生産する地域と連携のネットワークで結びつくことは可能と考えられる。

岡部（2014）は、フランスのクラスター政策である「競争力の極」政策を採り上げ、「成立の経緯、地域指定の仕方、産業分野・地理的分布等の特徴を明らかにするとともに、「国際的な極」7地域を取り上げ、いかなる企業間関係と政府間関係の下で国際競争力の強化が目指されているのかを検討」している。「競争力の極」政策とは、「これまで不十分とされていた主体同士を結び付け、多様な主体によってクラスターを形成させようとしたもの」（岡部、2015）である。岡部の研究はフランス国内の地域間連携の実態に着目したものであり、国際的な連携まで実証するものではない。しかし、遠隔地の産業集積が「競争力の極」としてのクラスターを中心として国際的なクラスターを構築できる可能性を提示してくれる。なお、岡部は国主導の政策によるクラスター構築の必要性について論じているが、地域主体によるクラスター参入の可能性や方策については言及していない。しかし、地域間連携によりクラスターが構築できる可能性を示唆してくれる。

（3）クラスターの特徴

クラスターの特徴について考察を進める。産業集積の一般的な類型としては、中小企業庁

（2006）が企業城下町型集積、産地型集積、都市型複合集積、誘致型複合集積の4つの類型を示している。この類型は、産業集積が生み出す製品や構成企業相互の取引関係の特徴、歴史的な背景などに基づくものである。それに対してポーター（竹内訳、1999）は、「クラスターの範囲は、垂直的なものか水平的なものか、あるいは制度的なものかを問わず、強いつながりを持った企業、産業、機関すべてを含むものになる」（pp.74-76）と、異なる視点を提供している。田代（2019）は、「産業クラスターでは企業、地域、産業集積の有機的連関性に基づいたイノベーション機能によって競争優位が創出されることがわかる」としている。さらに藤田（2011）は、「クラスター内部で知識移転や情報交換が行われていなければ、クラスターとしての競争優位性は生まれてこない」としている。産業集積の一般的な類型に対するクラスターの特徴は主に、集積内部の連携に由来すると言える。集積内部の連携の重要性については、サクセニアン（大前訳、1995）も、シリコンバレーの地域ネットワークをベースにした産業システムとして注目している。

また、田代（2019）は地域内外を繋ぐリンゲージ機能を持った「連結者」の存在も重要になるとし、「連結者には、組織横断的に活動することが必要とされ、（中略）地域内外の企業や組織といった様々なステイクホルダーをネットワークに繋ぎ、創造的な摩擦を引き起こしてイノベーション活動を促進することが求められる（中略）。地域中小企業は、このような連結者もしくは連結機能を持つ必要がある」と論じている。地域で産業クラスターの創出にむけて戦略的ネットワークを構築する際には、地域外とのネットワークの構築も重要になると言える。

（4）クラスターの構成主体と地域範囲

ポーター（竹内訳、1999）は、「クラスターの規模、広がり、発展の程度はさまざまである。主として中小企業を中心に構成されるクラスターもある（中略）。また、大企業と中小企業の双方を含む場合もある（中略）。大学での研究を中心としたクラスターもあれば、特に大学が深く関与していないクラスターもある」（p.77）、「「スピルオーバー（溢出効果。訳注：ある分野の経済活動が他分野に及ぼす影響）」の強さと、それが生産性やイノベーションに与える影響によって、最終的な境界が決まってくる」（p.74）とする。クラスターの構成主体や地域的範囲は多様に捉えられる。

一方、クラスターの構成主体に関連して大西（2010）は、国の産業クラスター計画を引用して、地域産業に係る戦略やシナリオを共有する中堅・中小企業の小集団をクラスター・コアと捉え、「クラスター・コアの集合体に蓄積された技術、ノウハウ、知見・知識、情報等の知的価値が迅速に流通するとともに、相互に融合・触発することで競争と協調のメカニズムによる活発なイノベーションが惹き起こされる場」を「コア・プラットフォーム」と定義している。これを中核とするクラスターは大企業から自立した存在と捉えることができる。しかし、本研究で採り上げる航空機産業のような大規模な高度技術産業は、大企業を中核にもち世界規模で取引関係のあるクラスターを形成する場合もある（これを「大規模産業クラスター」とする）。その場合、地方部の小規模な産業集積であっても当該クラスターの一翼を担うことができれば、その産業集積は大きな付加価値を獲得できると考えられる。地域産業集積の高付加価値化を図るためには、大規模産業クラスターの一部を構成するクラスターを当該集積の内部に創出することが望まれる。

本稿では、大規模産業クラスターにおけるユニット部品やコンポーネント、システムなど、最終製品の一部のみを生産する産業集積であっても、ポーター理論（ポーター、竹内訳、1999）におけるクラスター成立の３つの基本要件、①クラスターを構成する企業や産業の生産性を向上させる、②構成企業群や関係産業などクラスター全体のイノベーションを強化する、③新規事業を創出しつつクラスターを拡大する潜在力を持つ（p.86、筆者による要約）を満たせば、それをクラスターと捉え、「小クラスター」とする。そして、「小クラスター」が牽引し、同じ基本要件を満たすよう発展した地域産業集積を「地域産業クラスター」と捉える。

（5）クラスターにおける地域資源の活用

ポーター（竹内訳、1999）は、企業の立地が競争に与える影響をダイヤモンド形の概念モデルで表している。このモデルは、産業集積に立地する企業が経営戦略を立てる際に、競争優位性を獲得するための4つの源泉：「企業戦略および競争の環境」、「要素（投入資源）条件」、「需要条件」、「関連産業・支援産業」を活用できることを示している（pp.82-85）。

ポーターによるこのモデルは、地域資源の視点から捉えることができる（河藤、2010）。すなわち、企業戦略および競争の環境、要素（投入資源）条件、需要条件、関連産業・支援産業は、クラスターにおいて企業が競争優位性を獲得するための源泉としての地域資源と見ることができる。そこでは、企業が地域資源を自らの経営戦略の最適化のためにどのように選択し、何に重点を置き組み合わせていくのかなど、「ポジショニング」が重要なポイントとなる。

（6）クラスターにおけるソーシャル・キャピタルの経済的意義

地域において経済活動を円滑に進めるためには、ソーシャル・キャピタルが重要な役割を担う。筆者は河藤（2021）において、ソーシャル・キャピタルの意義について次のように論じている。

パットナム（河田訳、2001）は、ソーシャル・キャピタル（社会資本）を「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴をいう」（pp.206-207）としている。また、糸林（2007）は、次のように論じている。「ソーシャル・キャピタルは、社会的ネットワークを資源とみなす概念に基づき、経済的資本と同様に評価可能かつ蓄積可能な「資本」として位置づけたものである」。さらに、長尾（2015）は、次のように論じている。「ソーシャル・キャピタルと呼ばれる個人間関係は一時的、偶然的な社会関係ではなく持続的であり、また「関係」という性質上、消費によって消滅することなく繰り返し使用できるので、言い換えればそれは、再生可能な社会関係財だといえる」（pp.102-103）。ソーシャル・キャピタルの重要な意義は、信頼、規範、ネットワークの形成であり、これを基盤として経済活動をはじめ様々な人間活動が円滑に展開されることにあると言える。（以上引用）

さらに、ソーシャル・キャピタルの経済的意義の理論的な拠り所として筆者は制度経済学に着目し、河藤（2021）において次のように論じている。

高橋（2012）は、制度について「ある一定の時空間において、ある社会を構成する人々によって共通に認識され、共有されているものの考え方とその表現形態であり、憲法や法律や条例などの明文化された公式なものから、慣例、

慣習、しきたりや式典などの明文化されないものまでを含んでいるもの」（p.7）と定義し、「制度経済学は、経済事象の因果分析において経済的要素だけでなく社会諸要素にその原因を求める」（p.8）と述べている。

地域経済やその原動力となる地域産業（以下、包括的に「地域経済」とする）にこの考え方を適用すると、地域経済のメカニズムやそれを構成する企業（個人事業者を含む）の活動は、競争原理に基づく市場機構によってのみ規定されるのではないと言える。条例や産業支援制度など明文化された公式な制度のもとで地域経済が活動することは勿論であるが、地域社会の伝統や文化などの影響を受けることになる。この影響が経済活動の効率性を高める方向に作用する場合がある。すなわち制度には、市場機構の阻害要因を排除したり地域内の信頼関係を強めたりすることにより、市場機構を越えた経済効果を生み出すことが期待される。

また磯谷（2004）は、「制度は、一方において、人々の行動に対する制約ないしは拘束として作用する。他方において、制度という支えのもとで、人々は習慣や慣習、ルーティンに従うことで、既知の古い問題への対処に伴う認知・情報処理・意思決定に関わるコストから解放され、この認知・情報処理・意思決定に関わる自らの能力を、真に創造的な能力が必要になる未知の新しい問題への対処に振り向けることができるようになる。この意味で、制度は主体の行動可能性を拡張するものとして積極的な意義をもつのである」（pp.121-122）として、制度を企業などの創造性を高める存在として積極的に評価している。また、ミクロ・マクロの連接領域に存在する諸制度に着目し、「諸制度が、重層的な調整を媒介として、安定的で持続的なマクロ的動態や社会的再生産を生み出すとき、諸制度の間の連関において「構造的両立性」が成り立っている」（p.124）としている。

制度は経済活動に対して、取引コストの削減効果を提供する。また、経済諸主体による連携関係の安定的な関係構築を促進することが期待される。（以上引用）

産業クラスターにおける企業の経済活動について論じるためには、収益性の高い事業活動における地域社会の連携・協働の重要性について理論的な説明が必要となる。筆者は河藤（2020）において、コミュニティ・キャピタルの役割について以下のような考察を行っている。

西口・辻田（2017）は「コミュニティ・キャピタル」（community capital）について、「特定のメンバーシップによって明確に境界が定まり、その成員間でのみ共有され利用されうる関係資本」（p.77）と定義している。「仲間同士、あるいは、直近の取引先と切磋琢磨し、失敗を乗り越えて、共同で問題解決を図りながら、成功体験をより深め、蓄積する過程で生じる「刷り込み」（imprinting）が、集団的繁栄への道程を加速する」（p.81）とし、「この種のコミュニティーのメンバーは、完全に属人的でも汎社会的でもない、第三のタイプの信頼である「同一尺度の信頼」（commensurate trust）によって支えられている」（p.85）、「成員間に、成功体験に基づく相互信頼が浸透しているかどうかが、決定的に重要である」（p.83）とする。地域の産業集積がクラスターに発展するためには、共同受注や共同研究開発など、企業や経済主体が緊密な連携関係を構築することが必要であるが、コミュニティ・キャピタルがその重要性に理論的な根拠を提供してくれる。

地域経済については、単に集積し構成企業が市場メカニズムの中で個々に競争力を高める努力をするだけでは顕著な発展を期待することは難しい。産業集積の構成企業が取引のみならず、異業種交流や産学官連携、共同受注や共同研究

開発など多様な形態で相互連携や協働態勢を構築する必要がある。制度経済学やソーシャル・キャピタル、コミュニティ・キャピタルの理論は、その実現可能性に理論的な根拠を提供してくれる。（以上引用）

ただし、コミュニティ・キャピタルは必ずしもメンバーに限定された閉鎖性・排他性の強い存在とは限らない。特定の目的（例えば経済利益）のためにメンバー間の強い紐帯を持ちつつ、他方でメンバー以外の地域諸主体と緩やかで融和的な関係を構築することは可能であろう。即ちソーシャル・キャピタルとコミュニティ・キャピタルは共存できるものと考えられる。

また、杉山（2013）は都市集積に着目し、「都市集積に注目が集まってきている背景には、知識経済化の時代、生産性の向上や経済成長において知識や技術に関する創造性や革新性が重要となってきていることが挙げられよう」としている。クラスターは必ずしも都市集積ではない。しかし、イノベーションを創出し発展する産業集積であることから、杉山の主張はクラスターにも共通した重要な発展要件と考えられる。そこで、杉山の主張をクラスターに共通の理論として捉える。杉山は「地域アイデンティティは、都市に集積する多様な産業間の結びつき、学習、イノベーションを生成する上での共通認識として重要な鍵概念となる」としている。「ミリュー論や集団学習論においてアソシエーションの役割に注目が集まる背景には、コミュニティの議論を俎上にのせることが不可欠になってきていることがあると考えられる」、「多様な形態への参加と漸進的なプロセスを経ることにより、少しずつ主体間のアイデンティティが形成、共有され、学習が持続していく点にCoPs（community of practice）の特徴がある。諸主体はコミュニティにおける自らの立場や役割を発見し、次第にコミュニティで活動することの意味、他の参加者の多様な関心や考え方を理解するようになる。すなわち、アイデンティティは学習の動機づけとして重要となる」（括弧内は筆者が挿入）。産業集積がクラスターへと発展するには、集積が存在する地域で人々のアイデンティティが形成され、地域コミュニティで連携・協働することによって集積の中に有機的なネットワークが形成される必要がある。そこでは、信頼の共通基盤としてのソーシャル・キャピタルやコミュニティ・キャピタルの役割が重要になる。

クラスターは、構成企業のほか多様な構成要素が特別の協力関係、提携の関係を形成することによって構築されるものである。そのネットワークによりクラスター全体のイノベーションが促進され、その効果が地域全体に波及する。このことは視点を変えると、クラスター形成の要件としては、経済合理性に基づく取引が成立することのみでは不十分であり、構成要素の相互関係を円滑にしたり強化したりする役割を担うソーシャル・キャピタルやコミュニティ・キャピタルの存在が重要になることを示すものと捉えることができる。こうした理論的根拠も踏まえ、地域産業クラスターの創出可能性について考察を深めたい。

２　考察対象とする業種及び地域

本稿では、「地域産業クラスター」創出の先導役を担うべき高度技術産業の「小クラスター」および「地域産業クラスター」の創出可能性について考察する。この可能性が実証できれば、仮に衰退傾向にある産業集積であっても、蓄積された技術やノウハウ、人材、諸主体のネットワークなどの潜在的な成長能力を競争優位の源泉として活用することにより、革新的で生産性の高いクラスターに発展させる方策を見出すこ

とができる。そのことを明らかにするため、成長が期待される産業の典型事例として、「航空機産業」の「装備品」に着目する。その理由は、「はじめに」の章で述べたとおり、民間航空機市場が成長市場であり、「装備品」の国内市場の拡大余地が大きいことによる。装備品は中小企業にとって参入可能性が高いことも、地域には魅力的である。そこで、航空機装備品のクラスター（以下、「航空機装備品クラスター」とする）の創出に積極的な取組みを進めている飯田・下伊那地域（以下「飯田地域」とする）[4]を採り上げ、航空機装備品クラスターが先導する地域産業クラスターの創出可能性について考察する。

飯田地域には、航空機装備品クラスターを構成しうる企業や企業グループの活動実績がある。また、航空機装備品クラスターの企業群と地域企業群の連携・交流の場となり集積全体への波及効果の橋渡し役を担うべき企業グループが活動している。それらの企業グループのメンバーには重複が見られる。そのため、航空機装備品クラスターから地域産業集積の全体への生産性向上、イノベーション、新事業創出などの波及効果が期待される（図１）。本稿では、この構造が実際に機能し、地域産業クラスターの創出を実現し得ることを明らかにしたい。

本稿で考察の対象とする飯田地域は、長野県の南端部の１市３町10村で構成される地域で、人口155,346人／面積約1,929㎢、うち飯田市は人口98,164人／面積約659㎢（2020年国勢調査）を占めている（図2）。

飯田地域の製造業の従業者数において、

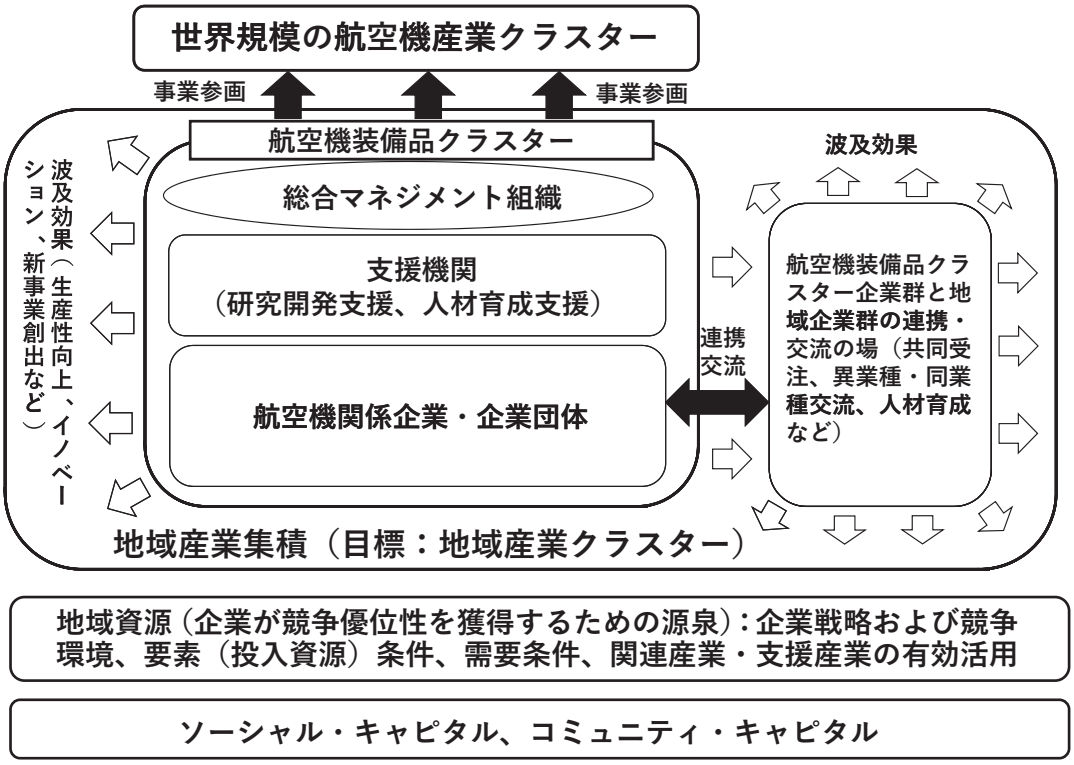

図１　飯田地域の航空機産業小クラスター（装備品）・地域産業クラスターの構造（仮説）

出所：筆者作成。

図２　飯田・下伊那地域

出所：筆者作成。

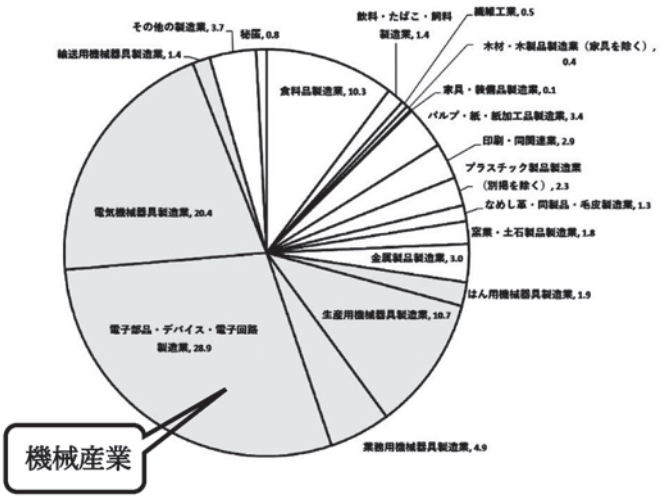

図３　飯田市の製造業の産業構造
（粗付加価値額基準）

注：従業者４人以上の事業所。単位：％
出所：経済産業省『2018年工業統計調査』2019年

56.6%と大きな割合を占める飯田市の製造業の産業構造（従業者４人以上の事業所、2018年工業統計調査）をみると、機械産業の分野が68.1%（電子部品・デバイス・電子回路28.9%、電気機械器具製造業20.4%、生産用機械器具製造業10.7%、業務用機械器具製造業4.9％、はん用機械器具製造業1.9%、輸送用機械器具製造業1.4%）と大きな割合を占めている（図3）。飯田地域における航空機産業の展開に関する考察は、この機械産業を中心に進める。

杉山（2018）は、飯田地域の航空機産業への適合性を次のように評価している。「少量・多品種の精密切削加工を得意とする企業が多いこと、小型・高性能の角度センサー、ACサーボモーター、アクチュエーターにおいて世界の航空宇宙業界を席捲する多摩川精機が存在すること、そして、何よりも日本の航空宇宙産業の最大の集積地である中京圏に近いこと、などは十分な優位性になる」。

３　地域における航空機産業クラスターを捉える視点

地域における航空機産業クラスターを捉える実態面からの視点を得るため、その前提として航空機産業の基本的な構造、航空機産業クラスターの代表事例を確認する。その上で、地域における航空機産業クラスターの捉え方を検討する。

（１）航空機産業の基本的な構造

渋武（2018）は、航空機産業の特徴を「航空機は、幅広い分野の技術を組み合わせた複雑なシステムであり、その部品点数は、自動車の数万点に比べ各段に多い100万点単位にのぼり、広い裾野を持つ産業構造となっている」と紹介している。また、先述のとおり経済産業省（2018）は、「民間航空機市場は、年率約5%で成長すると見込まれる成長市場」と評価している。航空機産業の有望性については閑林（2020、

pp.8-10）も言及している。

また渋武（2018）は、必要とされる主な部品・技術・業務として、一連の整備・修理業務〔MRO（Maintenance, Repair and Overhaul）〕、エンジン、装備品を挙げている。取り分け装備品について、「現在の日本は、機体の売り上げが過半数を占めていて装備品は1割弱であり、（中略）伸びしろがある状態である」、「装備品産業が成長し、より良い装備品や一貫生産を実現できることは、日本の航空機産業全体としての強みになる」としている。

（2）航空機産業クラスターの代表事例

航空機産業クラスターの代表的な事例として、ハンブルグの航空機産業クラスターが挙げられる。中部航空宇宙産業技術センター（2014）により概観する。「ハンブルグ都市圏の航空産業は、1909年に航空機がハンブルグで製造、試験されて以来の長い歴史をもち、現在は300社のサプライヤーと4万人の質の高い従事者を有している」（p.31）、主要企業としては「エアバスとルフトハンザ・テクニークの2大企業があり、それにハンブルグ国際空港を加えた3大企業が中心となっている」（p.31）。また、「3大企業を頂点とした300社の中小企業が供給するサプライチェーンが形成されている」（pp.31-32）としている。

また、飯田航空宇宙プロジェクトマネージャーは次のように述べている[5)]。人材育成と研究開発をハンブルグ大学が担っている点は評価される。また、事務局機関がありエアバスの幹部がクラスターの代表者として全体をマネジメントしている。エアバスが筆頭ではあるが、ルフトハンザ・テクニークは世界中の航空機メーカーと取引関係があり下請系列構造とは異なる。このような構造が本来の航空機産業クラスターの姿だと言えるが、わが国にはこの構造を持つ航空機産業クラスターは存在しない。

（3）地域における航空機産業クラスター

（1）、（2）で確認した観点を踏まえると、本来の航空機産業クラスターには実態面で概ね次の2つの要件が求められる。第1に、最終製品としての航空機を製造する大手メーカーと、部品製造やMRO、人材育成や研究開発によりそれを支える企業や大学、機関を包括する総合的な集合体であること。第2に、1つの中核企業を頂点とした単一の下請系列構造ではなく、自立性の高い企業や企業グループがネットワーク状に連携して複合体を形成しており、合わせてクラスター全体のマネジメントを担う組織（機関）とマネージャーが置かれていること。

この要件を踏まえ、地域における航空機産業クラスター創出の可能性について検討する。2つの要件のうち第2の要件を求めることは可能であるが、第1の要件を求めることは極めて困難である。それを踏まえると、わが国の地域には通常、厳密な意味での航空機産業クラスターは成立しない。しかし、地域企業が連携することにより、地域外に中核を持つ大規模な航空機産業クラスターに対して一定の役割を担うことができれば、地域産業発展の有望な促進方策となる。そこで、地域における航空機産業クラスターの成立要件をポーターのクラスター理論の基本要件と捉え、上記第2の要件の実現により当該要件が充足されるなら、その集積を地域における航空機産業クラスター（航空機産業小クラスター）と捉えることとする。その成立可能性について考察したい。さらに、その航空機産業小クラスター（飯田地域においては、航空機装備品クラスター）が牽引する地域産業クラスターの成立可能性についての考察に繋げたい。

（4）ダイヤモンドモデルの観点からみた飯田地域の航空機装備品クラスター成立可能性

ポーター（竹内訳、1999）は、企業の立地が競争に与える影響を、ダイヤモンド形の概念モデルで表している。以下、クラスターにおける競争力の4つの源泉：「企業戦略および競争の環境」、「要素（投入資源）条件」、「需要条件」、「関連産業・支援産業」の各々の存在について、飯田地域の航空機産業における状況を、公益財団法人 南信州・飯田産業センター及び飯田市役所、国立大学法人 信州大学、長野県工業技術総合センターへのヒアリング調査（2018年5月1日）の結果に基づき以下のとおり確認する（河藤、2020）。

【企業戦略および競争の環境】大手企業からの受注を待つ受身型の経営から脱却し、将来性ある産業にチャレンジするものであり、次のようなメリットを意図して積極的に取り組まれている。①高い技術にチャレンジすることで他の産業分野にも波及効果が期待できる。②①に伴い人材が育つ。③品質保証の力をつけることで、企業の体質が強くなる。④協力意識・協働意識が涵養されると共に、個々の企業の弱点を補うことができる。

【要素（投入資源）条件】重要な投入要素としての人材の育成のため、2006年に南信州・飯田産業センターが中心となり、バーチャル大学としての飯田産業技術大学を開設した。年間約30～50講座を開講しており、派遣企業も延べ1千社から2千社になる。また、企業戦略において活用できる行政インフラ、情報インフラ、科学技術インフラが重層的に存在している。すなわち、国、長野県、大学による多様な支援が行われている。クラスター形成促進政策として重要な意義を持つ。

【需要条件】日本の航空機産業の中心である名古屋・中京圏に比較的近いという好立地にある。装備品であるアクチュエーターやセンサー類、これに付随する電気制御系の電子回路のソフトに大きな需要が期待される。またエンジンについて、日本では現在ライセンス生産を行っているが、技術を育て自前のエンジンを作っていくことにより市場の拡大が期待される。

【関連産業・支援産業】航空機産業への参入にベースとして活かせる強みは、精密機械や機械装置の部品の製造分野において、第二次世界大戦後に地域に根付いてきた企業が百数十社存在することである。また、戦時中から航空機産業に関わってきた大手企業が存在することも重要である。地域の複数企業が協力して共同体を作り、航空機産業にチャレンジしていく。

1の（5）で述べたとおり、クラスターにおける競争力の4つの源泉は航空機装備品クラスターの構成企業にとって、自らの経営戦略に活用可能な地域資源と捉えることができる。飯田地域は航空機装備品クラスターを構築するための有力な地域資源を擁していると言える。

4　企業アンケート調査の実施

飯田地域では、航空機部品の地域一貫生産体制を可能とする共同受注体制の確立を目指し設立された「エアロスペース飯田」（Aerospace IIDA）[6] が注目される。そこで、その構成企業10社に対しアンケート調査を実施した。

質問項目は次のとおりである。①企業プロフィール／②事業の特色や優位性（複数回答、各回答項目について内容記載を依頼）／③エアロスペース飯田に参画した理由（複数回答、各回答項目について内容記載を依頼）／④エアロスペース飯田に参画して得られたメリット（複数回答、一部項目を除く各回答項目について内容記載を依頼）／⑤エアロスペース飯田に参画することにより収益力は高まったか（単回答）

表１　アンケート調査回答企業のプロフィール

企業	設立時期	資本金額（万円）	従業者数（常用）	主な製品・技術
A社	1973	300	16	自動車用アルミホイール、半導体製造装置、光学、工作機械、航空・宇宙・防衛の各部品
B社	1969	3,000	37	精密プレス部品、試作部品製造
C社	1969	3,000	108	工作機械用省人化・自動化ロボットシステム、精密部品の機械加工技術
D社	1953	7,900	132	エンジンバルブ、ターボチャージャー部品、耐熱・耐磨耗・耐腐食材の加工・製品化
E社	1976	1,000	28	金属部品加工（旋盤、フライス、円筒研磨）
F社	1944	48,000	475	自動車部品（足回り、トランスミッション）の製造・一部組立、建設機械用部品（油圧機類）の製造・組立
G社	1980	4,840	107	電子回路の設計・製造、精密部品加工、自動認識システム設計・開発

出典：アンケート調査の（質問１）に対する回答から筆者作成。

／⑥飯田・下伊那地域において事業を展開していること（当地域に立地していること）のメリット（複数回答、一部項目を除く各回答項目について内容記載を依頼）／⑦エアロスペース飯田への参画以外の外部との連携（複数回答）／⑧飯田・下伊那地域（飯田地域）の航空宇宙産業、さらには地域産業の発展のための意見や提案（自由記述）。

実施時期は2018年9月17日～10月5日で、表１に示す7社から回答を得た。

以下に、調査結果（表2）から得られた知見を示す。１）～４）は個々の企業固有の状況に関する項目、５）～７）は地域との関係に関する項目と見ることができる。

１）事業の特色や優位性（質問2）

参画企業の主な優位性としては、高い技術力（「高精度の試作部品製造」など）や高い組織力（「短納期対応の仕組み」など）、高い人材力（「技能工多数輩出」など）が挙げられる。高い技術力と組織力の両方を備えることにより、「設計から部品加工、製品組立まで一貫生産が可能」とする企業がある。高い人材力として「検討段階での工程設計能力と迅速な対応」を挙げる企業がある。これらのことを考え合わせると、設計から検査までの一貫体制を優位性として持つ企業であることが参画企業として重要であることが窺える。

２）エアロスペース飯田への参画理由（質問3）

主要な参画理由は市場開拓力を高めることであり、回答企業の多くがこの理由を挙げている。具体的な理由は、「航空・宇宙業界への受注糸口を掴む為」（「航空機産業への挑戦」、回答項目「その他」の「当社の技術を応用した適応製品調査」も同趣旨と言える）、「大手メーカー開拓」などである。

３）エアロスペース飯田への参画のメリット（質問4）

主要な参画のメリットとしては、「市場開拓力が高まった」（「エアロスペース飯田経由での引合いがあり、受注まで到達している」など。回答項目「その他」の「市場の動向、業界の情報」も同趣旨と言える）、「技術力が高まった」（「他社との情報共有、ワーキンググループ教育」など）、「組織力が高まった」（「品質に対する意識の高揚」など）が挙げられる。回答項目

表２　企業アンケート調査の結果

質問番号	質問項目	回答結果（回答項目・回答数・記載内容）
2	事業の特色や優位性 （複数回答、各回答項目について内容記載を依頼）	①高い技術力５：高精度の試作部品製造／耐熱・耐磨耗・耐腐食材の鍛造・熱処理・機械加工／５軸マシニング加工、品質、円筒研磨、精密加工／設計から部品加工、製品組立まで一貫生産が可能
		②高い組織力３：短納期対応の仕組み／設計から部品加工、製品組立まで一貫生産が可能
		③高い市場開拓力２：展示会に多数出展し、販路拡大／大手メーカーとの直取引、新規分野の参入
		④高い人材力３：技能工多数輩出／検査段階での工程設計能力と迅速な対応
		⑤その他３：精機事業で部品加工を行い、その現場の困りごとを解決する機械装置（IT システム）を自社で作り、スマートファクトリー事業でそれを製品化している点／国内有数の重工メーカーに口座を有している事（三菱重工、IHI、川崎重工、スバル他）／多品種少量（建機）と中種多量（自動車）の対照的な事業の両立
3	エアロスペース飯田に参画した理由 （複数回答、各回答項目について内容記載を依頼）	①技術力を高める２：品質レベルの向上
		②組織力を高める２：品質保証の仕組みを学ぶ／品質レベルの向上
		③市場開拓力を高める５：新規参入の糸口を探る／大手メーカー開拓／航空・宇宙業界への受注糸口を掴む為／航空機産業への挑戦
		④人材力を高める０：記述なし
		⑤その他４：安定した受注、地域の競争力の底上げを図るため／当社の技術を応用した適応製品調査／航空宇宙産業の知見、知己の獲得
4	貴社がエアロスペース飯田に参画されて得られたメリット （複数回答、⑥を除く各回答項目について内容記載を依頼）	①技術力が高まった２：他社との情報共有／ワーキンググループ教育
		②組織力が高まった２：品質に対する意識の高揚／品質体制の強化
		③市場開拓力が高まった３：大手メーカーとの取引／エアロスペース飯田経由での引合いがあり、受注まで到達している
		④人材力が高まった０：記述なし
		⑤その他４：地域の他企業との連携／地域内の企業が、仲間同志に発展しつつある／市場の動向、業界の情報／航空宇宙産業の多様な情報の共有
		⑥メリットは特にない０
5	エアロスペース飯田に参画することにより収益力は高まったか （単回答）	①収益力は高まった２
		②収益力は縮小した０
		③収益力に影響はない５
		④その他０
6	貴社が飯田・下伊那地域において事業を展開されていること（当地域に立地していること）のメリット （複数回答。⑧を除く各回答項目について内容記載を依頼、地域外企業（２社）は除外）	①仕入企業が近隣地域に立地している０：記述なし
		②販売先企業が近隣地域に立地している２：記述なし
		③取引以外での、関係事業者との連携が容易１：記述なし
		④交通の便が良く、原材料・部品・製品の輸送が便利２：日本のほぼ中心にあるという立地
		⑤交通の便が良く、他の地域と人の交流が便利１：日本のほぼ中心にあるという立地
		⑥働き手の確保がしやすい１：自然環境が良い
		⑦地域に協働の土壌（気風）がある３：クラスター形成・情報共有
		⑧メリットは無い１
7	エアロスペース飯田への参画以外の外部との連携 （複数回答。④について内容記載を依頼）	①産学官連携６（複数回答）（連携先：a 公設試験研究機関３、b 行政２、c 大学３、d 他企業２、e その他０、連携内容：f 研究開発４、g 市場開拓３、h 共同受注０、i その他０）
		②異業種交流会３（連携内容（複数回答）：a 研究開発０、b 市場開拓０、c 共同受注１、d その他２：新素材に対する市場開拓、情報交換）
		③同業種交流会３（連携内容（複数回答）：a 研究開発０、b 市場開拓１、c 共同受注３、d その他０）
		④その他０：記述なし
		⑤特にない０
8	飯田・下伊那地域の航空宇宙産業、さらには地域産業の発展のための意見や提案 （自由記述）	行政からの支援強化の必要性／ IoT システムを使った企業間の連携システムの構築の必要性／リニア新幹線や道路網の整備など高速交通機関の整備のメリットを活用した企業誘致の必要性／大手企業との取引をはじめとする営業力強化のための連携の必要性／長野県全域をエリアとしたクラスター構築の必要性 （記述は要点）

出所：アンケート調査（質問２）以降の結果から筆者作成。

「その他」を見ると、地域の他企業との連携が強まったことも重要なメリットとして認識されていると言える。具体的には、「地域の他企業との連携」、「地域内の企業が仲間同志に発展しつつある」、「航空宇宙産業の多様な情報の共有」としている。

4）エアロスペース飯田への参画による収益力への影響（質問5）

回答企業の多くが「収益力への影響はない」としており、「収益力は高まった」とする企業もあった。「収益力は縮小した」とする企業はなかった。

5）飯田地域において事業を展開していることのメリット（質問6）

回答は分散しているが、主なメリットとしては、「地域に協働の土壌（気風）がある」（「クラスター形成・情報共有」）、「販売先企業が近隣地域に立地している」、「交通の便が良く、原材料・部品・製品の輸送が便利」（「日本のほぼ中心にあるという立地」など）が挙げられる。地域に連携・協働の土壌（気風）があることが有力な理由として注目される。

6）エアロスペース飯田への参画以外の外部との連携（質問7）

回答企業の多くが「産学官連携」（連携先：公設試験研究機関、大学など。連携内容：研究開発、市場開拓など）を実施しており、「異業種交流会」（連携内容：「新素材に対する市場開拓、情報交換」など）、「同業種交流会」（連携内容：「共同受注」など）を実施している企業も複数ある。

7）地域産業発展のための意見や提案（質問8）

行政からの支援強化の必要性のほか、IoTシステムを使った企業間の連携システムの構築の必要性、大手企業との取引をはじめとする営業力強化のための連携の必要性、長野県全域をエリアとしたクラスター構築の必要性など、地域内外における企業間連携の強化を重要とする意見が見られた。また、リニア新幹線や道路網の整備など高速交通機関の整備のメリットを活用した企業誘致の必要性に言及する意見もあった。

以上のことから、エアロスペース飯田への参画企業の多くは、優れた技術・組織・人材を擁しており、中長期的な視点から地域の諸主体と多様な形態で積極的に連携し、新たな事業展開の可能性に挑戦していることが推察される。自由意見からも、企業相互をはじめ地域内外の諸主体との連携強化の必要性を認識していることが読み取れる。

5　企業ヒアリング調査の実施

エアロスペース飯田のメンバー企業に対して2018年に実施したアンケート調査の結果を踏まえて考察を深めるため、アンケート調査の回答企業のうち、飯田地域に本社を置く企業にヒアリング調査への協力を依頼した。その結果として協力が得られた3社（B社、E社、G社）に対して、2018年11月及び2019年2月にヒアリング調査を実施した。その実施結果を、下記の項目について集約した（表3）。

1）エアロスペース飯田への参画を可能にした背景

参画を可能にした主要な要因として挙げられるのは、独自性の高い製品技術を保有していたこと、多摩川精機㈱[7]との取引実績があったことである。自動車産業や航空機産業の重要部品の製造において独自の業績を有する多摩川精機㈱との取引実績は、航空機産業で実績を上げ得る潜在力を裏付けていると言える。

2）エアロスペース飯田に参画した理由

主要な理由として挙げられるのは、事業リス

表３　企業ヒアリング調査の実施結果要点

１）エアロスペース飯田への参画を可能にした背景
○　独自性の高い製品技術を有していた。Ｅ社は、航空機関連の大手企業でもある多摩川精機㈱のアクチュエーターの部品を作っていた。それにより、航空機産業に応用できる独自技術を保有していたため、エアロスペース飯田にも抵抗感なく参画できた。Ｇ社は、電子機器の部品加工と組立てからスタートし、現在ではこれにシステムを加えた３つの部門が事業の柱となっており、それが航空機産業との接点になっている。Ｂ社は、量産のプレスや組立から試作に移行し、20年ほど前に試作専門になった（概ね７割は自動車関係）。試作の経験は高い精度の求められる航空機産業に応用できる。 ○　多摩川精機㈱との取引実績があった。Ｅ社については、多摩川精機㈱との取引実績により航空機産業に応用できる技術を保有していたことが要因として大きい。Ｇ社は、16ミリ映写機を作っていたが、40年ほど前に多摩川精機からエンコーダというセンサーの注文を受けたことを契機として、多品種少量生産の方針を採るようになった。現在は他企業との取引を増やすことを目指しており、その取引割合を増やしている。このように、試作品を中心とした多品種少量生産をメインとしている点が航空機の部品製造に適合した。
２）エアロスペース飯田に参画した理由
○　事業リスクの分散のため。Ｇ社は、機械加工では自動車関係（製造設備用の部品）が７～８割と中心であったが、リーマンショックで受注が大幅に減少した。そこで、リスク分散のために様々な業種に展開を図るなかの１つとして航空機産業を選択した。Ｂ社は、航空機産業に参入したのは７年ほど前である。当時の主要事業であった自動車関係の試作は、基本的に付加価値が高く利益も得られたが、受注に増減の波があったことから安定的な事業基盤が必要であった。そこで、将来の安定的な事業基盤として航空機産業に着目した。現在、航空機産業の売上は１%に満たない。 ○　自社の得意分野を活かせる。Ｅ社は１）でも示したとおり、航空機関連の大手企業でもある多摩川精機㈱のアクチュエーターの部品を作っていた。その自社独自の技術を航空機分野に応用できた。Ｇ社とＢ社も試作品を中心とした多品種少量生産を得意としており、これが航空機産業における技術ニーズに合致した。
３）エアロスペース飯田への参画の自社メリット
○　航空機部門に限らず自社事業全般について、主に品質管理のレベルを高めることができる。Ｇ社では、航空機産業の厳しい品質管理のノウハウは、自社の事業分野全体に活用が可能としている。さらに、システム開発が独自の自社商品であることから、航空機産業に参入することによって得た生産管理システムのノウハウは直接自社製品に取り入れることができる。その意味で、プロダクト・イノベーションにも役立っていると言える。空港システムの受注実績がある。また、航空機部門に参入していることが、主要事業の受注においても信用力となる。Ｂ社は、本業の試作にも航空機産業の品質保証の手法を取り入れることができるとしている。 ○　共同受注のメリットがある。Ｅ社は、エアロスペース飯田の幹事企業が仕事を受け、メンバー企業に仕事を分散して製造・加工した後にまとめて納品することにより、大手メーカーの一次下請け・二次下請けの企業から受注できることから営業力の大きな母体になっているとする。Ｇ社も、共同受注であるため各企業が自社の得意な分野の発注が得やすいとする。またＥ社は、航空機産業は一度受注すると10～20年のオーダーで継続する安定した長期取引になることも評価する。
４）産業支援機関の役割
○　注目されるのは、南信州・飯田産業センターである。Ｅ社は、次のように評価している。南信州・飯田産業センターの「飯田産業技術大学」には、航空機の規格を取得するための講座がある。同センターは国からの資金調達や、大手企業出身者のコンサルティングの支援の仲介もしてくれる。また、旧飯田工業高校に導入した試験設備は大変優れたものである。Ｂ社は、次のように評価している。一番求められるのは人材育成である。その点において、南信州・飯田産業センターの飯田技術大学校は有効性が高い。
５）飯田地域の優位性
○　製造業の技術レベルが高い。Ｅ社は、飯田地域の製造業の技術レベルの高い理由について次のような認識を述べている。飯田地域では、嘗ては大企業の工場が幾つかあったが撤退していくという厳しい状況のなかで、苦労して地域外から仕事を獲得してきた企業が多い。また、航空機産業について飯田市にしっかりとしたビジョンがあること、連携が円滑に進む飯田の土地柄があることも評価している。Ｂ社は、次の認識を述べている。マネージャーが強力にリードしたことが、この地域に航空機産業が発展した大きな要因になっている。また、多摩川精機㈱の航空機産業での実績を活用できたことも重要である。
６）ソーシャル・キャピタルの役割
○　連携・協働の社会的土壌がある。Ｅ社は、飯田地域の社会的土壌について次のような認識を述べている。飯田地域では企業同士の対立がなく仲が大変良い。地域独自の良い土地柄や人柄がある。その要因は、協働することが求められる農作業から生まれる「結い」の精神や公民館活動などの効果としての助け合いの気質にあるように思える。経営者レベルの交流だけでなく、技術者レベルの交流もある。保有している固有の技術を隠す会社は少ない。レベルの高い技術を持つ企業に対しても、協力依頼をさせてもらえる。

出典：ヒアリング調査の結果から筆者作成。

クの分散である。中長期的に安定した受注が期待できる航空機産業を、様々な産業分野への展開を図るなかの有力な選択肢として位置付けている。また、自社の独自性の高い製品技術を広範囲に活用する機会を増やすことへの期待が高まる。

3）エアロスペース飯田への参画の自社メリット

最も注目される点は、航空機産業の厳格な品質管理のノウハウが、航空機部門に限らず、自社事業全般において品質管理レベルを高めるために役立つことである。また、共同受注のメリットが挙げられる。すなわち、各メンバー企業について自社の得意分野の発注を得やすくし、航空機関係大手メーカーの1次下請け・2次下請けからの受注を可能にする。また、それによりメンバー企業は、航空機関係以外の自社の主要事業の受注においても信用力を高めることができる。航空機産業の受注は長期間継続することもメリットになる。

4）産業支援機関の役割

注目されるのは、南信州・飯田産業センターの役割である。その実施事業である「飯田産業技術大学」の人材育成支援としての有効性が高く評価される。同センターは、公的資金調達や大手企業出身者のコンサルティングの仲介もしてくれる。また、旧飯田工業高校を活用して導入した試験設備は大変優れたものである。

5）飯田地域の優位性

飯田地域の製造業は技術レベルが高い。その要因として、受注減少の厳しい状況を乗り越えてきた多くの企業、行政による明確なビジョン、優れたリーダーや有力企業の存在が考えられる。

6）ソーシャル・キャピタルの役割

飯田地域には連携・協働の社会的土壌がある。その要因として、農作業から生まれる「結い」の精神や公民館活動などに由来する助け合いの気質が考えられる。

ヒアリング調査の結果をアンケート調査の結果も合わせ総合的に俯瞰すると、エアロスペース飯田の参画企業について、航空機分野での大幅な収益増などの直接成果は現時点では見られないが、共同受注の可能性の拡大、自社事業全般における品質管理レベルの向上や独自技術の応用範囲の拡大などの効果が期待される。

6　航空機装備品クラスターの創出可能性

飯田地域における航空機装備品クラスターの創出可能性について、事業実績の裏付けも含めさらに検討する。

（1）飯田地域の航空機産業の位置づけ

飯田航空宇宙プロジェクトマネージャーの松島信雄氏へのヒアリング調査（2019年2月27日）から、次の知見を得た。

飯田地域における航空機クラスターの可能性を求める場合、航空機の完成品を目指すのではなく、コンポーネントやシステムのレベルのクラスターを目指すことが現実的である。その中でもわが国において有望な市場は、参入企業の少ない装備品の市場である。

飯田地域には、装備品のコンポーネントやシステムを連携して供給する体制の中核となり得る企業や組織として、多摩川精機㈱、多摩川パーツマニュファクチャリング㈱[8]、共同受注グループのエアロスペース飯田が存在しており、実際に装備品の供給を担うクラスターになることを目指している。

（2）航空機装備品クラスターとしての実績

飯田地域の航空機装備品クラスターの構成企業として最も有力な位置を占める多摩川精機㈱には、航空機関連機器の製造について次のよう

な実績がある。小型電気モーター、角度センサー（Resolver＆RVDT）、線形センサー（LVDT）を使った民間航空機のコックピット／パイロット制御のアプリケーション。離着陸時の揚力を高める高揚力システムのフラップ／スラットスキューセンサー、翼端位置ユニットなどのアプリケーション[9]。

また、航空機装備品クラスターを担うも１つの核と期待されるエアロスペース飯田には、航空機関連機器の製造に次のような実績がある。B767、B777の機体部品。B787のコックピット部品。MRJ（現：三菱スペースジェット）のウィングセンサー部品、機体関連部品、フラップ／スラットコントロール部品。中型ジェット機のランディングギアアクチュエータ部品。小型ジェット機のドアハンドル[10]。

（３）航空機産業への支援体制

飯田地域には、航空機装備品クラスターの一翼を担う支援機関が充実している。そのことを、ヒアリング調査（2018年5月1日）の結果に基づき確認する（河藤、2020）。

なお、ヒアリング先（各項の〔　〕内は、当該事項に関する主なヒアリング先を示す）については次のように略記する。公益財団法人 南信州・飯田産業センター及び飯田市役所：南信州・飯田産業センター、国立大学法人 信州大学：信州大学、長野県工業技術総合センター：工業技術総合センター。

１）南信州・飯田産業センター〔南信州・飯田産業センター〕

人材育成のため、2006年に南信州・飯田産業センターが中心となり、バーチャル大学としての飯田産業技術大学を開設した。現在では年間約30～50講座を開講しており、派遣企業も延べ1千社から2千社になる。また、国内唯一と言ってよい航空機の装備品の環境試験を行う装置（温度・高度・湿度耐候性着氷試験槽、防爆性試験評価装置）を設置・運用している。

２）信州大学〔信州大学〕

飯田市との連携に伴い、2017年4月に信州大学南信州・飯田サテライトキャンパスに、「信州大学航空機システム共同研究講座」が設置された。航空機に関する基礎的な知識を持つ人材を育て、企業貢献に繋げることを目指している。ここでは、非接触防爆型油量計システムの研究開発、民間航空機搭載次世代ハイブリッド型ブレーキの実現性に関する調査、GPS／INS複合航法システムの研究開発など、次世代航空機システムの基幹技術の研究開発を行っている。

３）長野県の支援機関〔工業技術総合センター〕

長野県工業技術総合センターには、技術部門が4つある。材料技術部門、精密・電子・航空宇宙部門（岡谷）、環境技術部門、食品技術部門である。その中の精密・電子・航空宇宙部門について、2017年4月に飯田市内（旧飯田工業高等学校）に航空機産業支援サテライトを新たに開設し、職員2名が駐在している。

この事務所では、コーディネート活動や技術相談のほか、航空機産業中核企業育成事業などに取り組んでいる。2018年度には、募集参加の企業によるグループ研究会を実施した。これは、加工トライアルという仮想的な受注トライアルを行ってもらうもので、最終的には取引マッチングを目指している。

おわりに：飯田地域の地域産業クラスターへの発展可能性

航空機産業について飯田地域の参入が期待されるのは、装備品製造の分野である。序章では、飯田地域において航空機装備品クラスター、およびこのクラスターが牽引する地域産業クラス

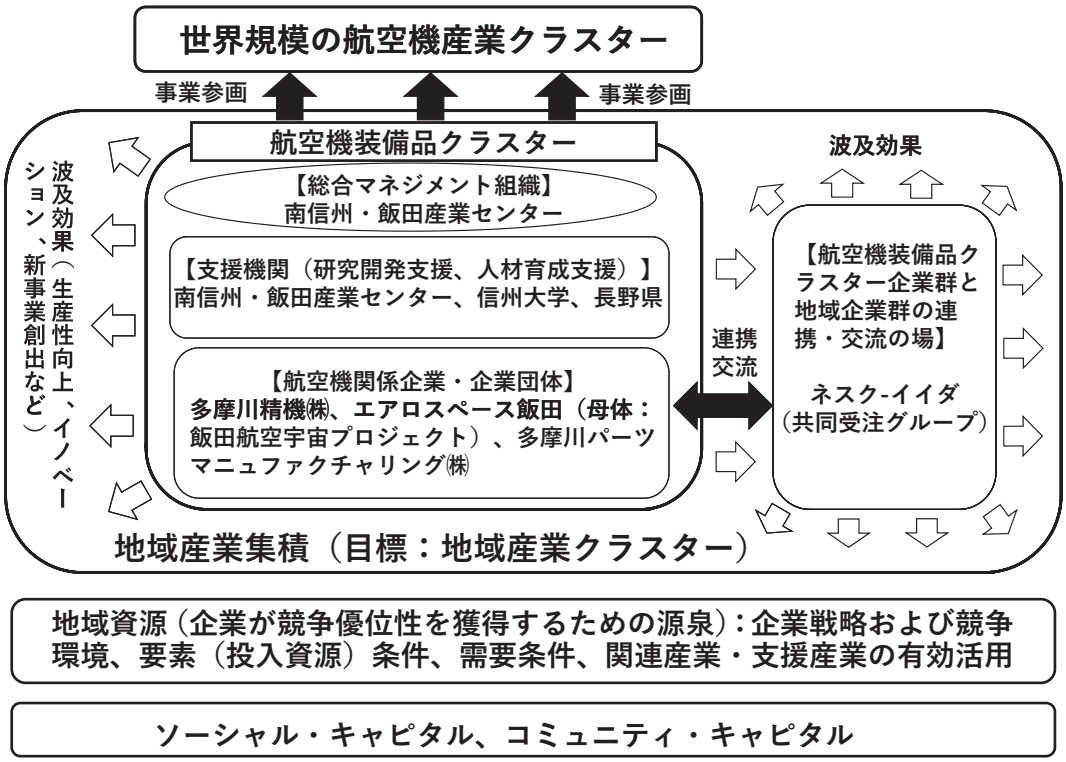

図 4 飯田地域の航空機産業小クラスター・地域産業クラスターの構造（結論）

出典：筆者によるアンケート調査、ヒアリング調査、資料調査を基に筆者作成。

ターが創出される可能性についての仮説として概念モデルを提示した（図1）。本稿における考察を振り返りつつ、この概念モデルの妥当性について確認する（図4）。

飯田地域の装備品を主とする航空機産業の企業や企業グループについては、中核として多摩川精機㈱、エアロスペース飯田、多摩川パーツマニュファクチャリング㈱が活動している。また、研究活動や人材育成を支援する支援機関として、南信州・飯田産業センター、信州大学（南信州・飯田サテライトキャンパス）、長野県（工業技術総合センター航空機産業支援サテライト）が活動している。それらを総合的にマネジメントする役割を南信州・飯田産業センターが担っており、総合マネージャーが活動全体を調整してきた。

さらに、航空機装備品クラスターと集積全体の橋渡し役を担うべき、多様な分野の企業で構成される共同受注グループ「NESUC-IIDA」（以下、「ネスク - イイダ」とする）（122社）が活動している[11]。そのメンバーは、航空宇宙産業に幅広く取り組む「飯田航空宇宙プロジェクト」（38社）[12] や、これを母体する航空機産業の専門的な共同受注グループ「エアロスペース飯田」（10社）とも重複しており、ネスク - イイダのメンバーのグループには製品の共同開発の実績などもある（各メンバー企業数は、2021年2月13日現在の状況を各団体のホームページで確認した）。そのため、ネスク - イイダにおける企業間の連携や知識・情報の交流を通して、装備品クラスターから地域産業集積全体への高付加価値化の波及効果が期待される（図4）。

ネスク‐イイダは、「飯田ビジネスネットワーク支援センター」の登録企業により設立された共同受注グループである。飯田ビジネスネットワーク支援センターは、南信州・飯田産業センターの機関であり、登録企業への新規発注先の開拓やネットワークの形成などに、飯田市工業課、飯田商工会議所・商工会などと連携して取り組んでいる[13)]。ネスク‐イイダのメンバーは、既述のとおり飯田航空宇宙プロジェクトやエアロスペース飯田のメンバーと重複しており、航空機装備品クラスターのイノベーションを地域産業全体に波及させる媒体として期待される。ネスク‐イイダにはメンバー間による連携・交流の実績がある。飯田市役所がネスク‐イイダのメンバー企業で構成する共同受注グループに対しLED防犯灯製品の開発を依頼したところ、2つの企業グループが取組みを開始し、LEDの特性を生かしてコスト・規格・デザイン等の様々な課題を解決し2機種の製品開発に成功した[14)]。航空機産業に限らず、地域企業には連携してイノベーションに取り組む潜在力があると考えられる。

また、アンケート調査とヒアリング調査から、エアロスペース飯田は、航空機産業への参入という明確な目的を共有したコミュニティ・キャピタルと捉えることができる。ただし、完全に閉鎖された集団ではない。強い連携は航空機産業への参入という活動に限定されたものであり、メンバー企業はより緩やかな連携・交流組織である飯田航空宇宙プロジェクトやネスク‐イイダにも参画しており、地域全体において融和的な活動を行っていると言える。さらに、アンケート調査とヒアリング調査の中には、飯田地域には互助の気質があるとする趣旨の意見も複数あった。すなわち、飯田地域には産業活動を円滑にするソーシャル・キャピタルが存在すると言える。その土壌のなかで優れた技術を持つ企業群が連携し、新たな挑戦分野である航空機産業を展開していることから、その波及効果により飯田地域の産業集積全体が、クラスターとしての基本要件を備えた地域産業クラスターに発展できるものと期待される。

本研究では飯田地域を採り上げたが、他地域の産業集積においても、高度技術産業の大規模クラスターを構成する小クラスターの創出と、その活動実績を集積全体に波及させる媒体の存在があれば、地域産業クラスターの創出が期待される。

注

1）産業クラスター計画は地域の中堅中小企業・ベンチャー企業が大学，研究機関等のシーズを活用して，産業クラスター（新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより，競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態）を形成し国の競争力向上を図るものである。目標レンジは下記のとおり。

【第1期（2001～5年）産業クラスターの立ち上げ期】

クラスターの実態と政策ニーズを踏まえて，国が中心となって進める産業クラスター計画プロジェクトとして20程度を立ち上げ，自治体が独自に展開するクラスターと連携しつつ，産業クラスターの基礎となる「顔の見えるネットワーク」を形成する。

【第2期（2006～2010年）産業クラスターの成長期】

引き続きネットワークの形成を進めるとともに，具体的な事業を展開していく。また，同時に企業の経営革新，ベンチャーの創出を推進する。なお必要に応じて，プロジェクトの見直し，新たなプロジェクトの立ち上げを柔軟に行う。

【第3期（2011～20年）産業クラスターの自律的発展期】

ネットワークの形成，具体的な事業展開を更に推進していくとともに，産業クラスター活動の財政面での自立化を図っていき，産業クラスターの自律的な発展を目指す。

出典：経済産業省（https://www.meti.go.jp/policy/

local_economy/tiikiinnovation/industrial_cluster.html，2019年4月27日取得）

2）財務省主計局『徹底した予算の効率化（22年度政府案）』、2010（平成22）年2月による。

3）上掲1）の出典による。

4）飯田市および、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村の1市3町10村で構成される。

出典：長野県（https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/10koiki/han-i.html、2021年7月9日取得）

5）飯田航空宇宙プロジェクトマネージャー（南信州・飯田産業センター）の松島信雄氏へのヒアリング調査（2019年2月27日）による。

6）エアロスペース飯田（Aerospace IIDA）（http://www.aerospace-iida.com、2018年9月1日閲覧）

7）「多摩川精機株式会社」会社概要：資本金1億円、従業員758名、事業内容：サーボモータ、ジャイロ、慣性計測装置・自動制御機器など／売上高：382億円（2019年11月決算）出典：多摩川精機株式会社（https://www.tamagawa-seiki.co.jp/company/about、2020年2月24日閲覧）

8）「多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社」会社概要：多摩川精機株式会社の機械工作部門及び特殊工程部門を分社・独立させ、多摩川精機株式会社の100％出資子会社として設立した。／設立：2013年11月21日、資本金800万円、従業員110人。出典：多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社（http://www.tpm-tamagawa.com/tpm/ja/profile、2020年8月5日閲覧）

9）多摩川精機株式会社（AEROSPACE PRODUCTS）（https://aircraft.tamagawa-seiki.com、2022年1月23日閲覧）

10）エアロスペース飯田（Aerospace IIDA）（http://www.aerospace-iida.com/technology/technology.html、2021年7月20日閲覧）

11）共同受注グループ「NESUC-IIDA」（ネスク-イイダ）：会員会社は122社を数え、様々な技術を持った企業からなる共同受注ブランドとして活動している。出典：NESUC-IIDA（https://nesuciida.com、2021年7月19日閲覧）

12）飯田航空宇宙プロジェクト（http://www.aerospace-iida.com/pj/org.html、2021年7月19日取得）

13）南信州・飯田産業センターパンフレット『公益財団法人 南信州・飯田産業センター』（2017年8月25日取得）に基づく。

14）飯田市「LED防犯灯製品の開発に成功しました-飯田市ホームページ」（https://www.city.iida.lg.jp/site/kougyou/led.html、掲載日：2009年12月17日更新、2020年7月26日閲覧）

参考文献

磯谷明徳『制度経済学のフロンティア：理論・応用・政策』ミネルヴァ書房、2004年

糸林誉史「ソーシャル・キャピタルと新しい公共」、『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究』第15巻、2007年、pp.75-85

伊藤白「産業クラスター政策による地域振興：広域多摩地域と沖縄を事例に」、国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』平成26年4月号、2014年、pp.67-79

大久保敏弘・岡崎哲二「産業政策と産業集積：「産業クラスター計画」の評価」、独立行政法人経済産業研究所『RIETI Discussion Paper Series 15-J-063』2015年12月、p.13

大西辰彦「産業クラスターの成長プロセスと中小企業ネットワーク」、『京都学園大学経済学部論集』第20巻第1号、2010年9月、pp.1-23

岡部遊志「フランスにおける「競争力の極」政策」（調査報告）、『E-journal GEO』第9巻第2号、2014年、pp.135-158

岡部遊志「フランスにおける航空宇宙産業クラスターと地域間連携：ミディ・ピレネー地域圏を事例として」、『経済地理学年報』第61巻、2015年、pp.101-120

鎌倉　健『産業集積の地域経済論』勁草書房、2002年

河藤佳彦「中小製造業における地域資源の意義と有効活用方策」、『JOYO ARC』（財団法人 常陽地域研究センター）第486号、2010年、pp.6-13

河藤佳彦『市民参加による自治体産業政策：基礎自治体における取組みを中心として』同友館、2019年

河藤佳彦「飯田・下伊那地域がめざす航空宇宙産業クラスター」、長山宗広編著『先進事例で学ぶ地域経済論×中小企業論』ミネルヴァ書房、2020年、pp.155-174

河藤佳彦「共通価値創造の観点からみたコミュニティビジネスの可能性：長野県上伊那郡辰野町における 2つの取組みを事例として」、『日本都市学会年報』第54号、2021 年、pp.87-96
閑林亨平『アヴィエーション・インダストリー』文眞堂、2020年
経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課『日本の航空機産業が目指す方向とCMIへの期待』、2018年〔東京大学生産技術研究所先進ものづくりシステム連携研究センター（https://www.cmi.iis.u-tokyo.ac.jp/event/20181012/20181012_01.pdf、2020年7月26日閲覧）〕
小林伸生「地域産業集積をめぐる研究の系譜」、『経済学論究』第63巻第3号、2009年、pp.399-423
サクセニアン（大前研一訳）『現代の二都物語』講談社、1995年（Saxenian.AnnaLee “Regional Advantage”, Harvard University Press, 1994）、pp.19‐32
渋武　容「航空機産業をめぐるビジネス」、一橋大学イノベーション研究センター編『一橋ビジネスレビュー』第65巻第4号、東洋経済新報社、2018年、pp.22‐43
下川広佳・小牧博一「日本一の航空宇宙産業クラスター形成を目指す生産技術の人材育成・研究開発」、『産学連携学』第17巻第1号、2021年、pp.9-16
杉山勝彦「航空機産業における中小企業の挑戦」、一橋大学イノベーション研究センター編『一橋ビジネスレビュー』第65巻第4号、東洋経済新報社、2018年、pp.100-112
杉山武志「都市集積研究における集団学習の意義とコミュニティ論の復活」、『人文地理』第65巻第2号、2013年、pp.23-41
高橋　真『制度経済学原理』税務経理協会、2012年
田代智治「地域産業クラスター再生と戦略的ネットワーク：中小企業の内発的取り組みによる地域活性化」、アジア成長研究所『東アジアへの視点』2019年6月号、pp.29-46
中小企業庁編『中小企業白書』2006年、pp.135-136
中部航空宇宙産業技術センター（C-ASTEC）『平成25年度 航空機産業先進地域調査 報告書』、2014年3月（平成25年度総合特区推進費補助金（国際戦略総合特区次世代航空宇宙産業強化事業）（http://c-astec.sakura.ne.jp/ HP_DATA/hojo/h25/f.pdf 、2020年10月1日閲覧）
長命洋佑・南石晃明「イノベーションを創出する産業クラスター形成に関する一考察」、『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』第75 巻第2号、2020年9月、pp.63-71
長尾伸一「第8章 ソーシャル・キャピタルと産業発展・企業」、坪郷　實編著『福祉＋α⑦ソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房、2015年
西口敏宏・辻田素子『コミュニティー・キャピタル論』光文社、2017年
パットナム（河田潤一訳）『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』NTT出版、2001年（（Robert. D. Putnam, “Making Democracy Work：Civic Traditions in Modern Italy”, Princeton University Press, 1993）
藤田　誠「産業クラスター研究の動向と課題」、『早稲田商学』第429号、2011年9月、pp.101‐124
ポーター（竹内弘高訳）『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社、1999年（Michael. E Portar. “On Competition”, Boston, Harvard Business School Press, 1998）
星貴子「地域産業振興策の現状と課題：推進組織からみた地域産業振興の在り方」、日本総合研究所『JRIレビュー』第 7 巻第37号、2016年、pp. 2-30
山﨑朗「クラスター政策の評価について」、『経済地理学会年報』第61巻第4号、2015年、pp. 389-397

※　本稿は、日本中小企業学会第40回全国大会における筆者の自由研究報告、「航空機産業が先導する地域産業クラスターの創出可能性に関する考察：飯田・下伊那地域の取組みを中心に」（2020年10月11日）の内容を発展的に取り纏めたものである。

貨幣の再生産と貨幣社会の再生産
―― テレ貨幣論の構造 ――

坂口　明義

フランス・レギュラシオン派に属し、「コモンズ派レギュラシオニスト」を自称するB.テレの論文集『社会的事実としての貨幣』（テレ［2021］、以下『社会的事実』と略記）が2021年4月に刊行された。本稿は、本書で提示されているテレの貨幣論の特徴と意義を考察しようとするものである。考察が必要な理由を二点挙げておこう。第一に、一読してわかるように、『社会的事実』には様々な三つ組の概念が登場するが、相互の関連がなかなかつかみにくい。本書全体を読み通す上で、予めそれらを整理しておくことは有意義と思われる。第二に、テレは「貨幣についての統一的社会科学」を目指す学際的アプローチに基づき、資本主義社会における通貨の相対的安定（再生産）と危機を説明する理論的枠組みを提示しており、テレの議論は視野の広さという点で日本には比肩するものがないもののように思われる[1]。本稿は、『社会的事実』の独創的な理論内容を貨幣の再生産および貨幣社会（資本主義社会）の再生産の概念に求め、その整理を通じて『社会的事実』読解の容易化を図ろうとするものである。

本稿の構成は以下の通り。Ⅰでは、背景をなすテレの研究経緯と『社会的事実』の理論的新機軸との関連について説明する。それを踏まえて、Ⅱでは、『社会的事実』における「貨幣の再生産」概念について、Ⅲでは、『社会的事実』における「貨幣の再生産」と「貨幣社会の再生産」の相互関係の分析と通貨危機へのその含意について、それぞれ整理・考察する。Ⅳでは、貨幣という社会的紐帯の構造を学際的な考察枠組みに組み込もうとするテレの試みを紹介する。最後にⅤでまとめを行う。

Ⅰ.『社会的事実』の議論の前提にあるもの

（1）「貨幣の再生産」の一般的な意味

『社会的事実』にはしばしば「貨幣の再生産」「社会の再生産」という表現が出てくる。まず過去のフランスの議論に触れながら、これらの用語がもつ一般的意味合いについて説明しておきたい。

経済学でいう「再生産」とは、通常、生産要素（労働力、生産手段）の再生産のことである。レギュラシオン派のA.リピエッツは、特に労働力の再生産を「社会的再生産」、生産手段の再生産を「経済的再生産」と呼んでいる（Lipietz［1979］）。ここで「社会的再生産」には、K.マルクスの資本主義的生産関係（資本-賃労働関係）の再生産が含意されている。テレにおける「社会（の）再生産」という表現は、この議論にいう「社会的再生産」よりも広い意味をもっている。「資本主義社会の再生産」について言えば、テレの場合、商業的循環（信用-生産）のみではなく財政的循環（政府支出-課税）も持続的に実現していくことが「再生産」の問題となる。資本主義的な社会関係（市場取引を通じた労働者-企業間、企業同士の関係）にとどまらず、資本主義社会における社会

諸関係の全体的な再生産にテレの問題関心は向けられている。

他方、「貨幣の再生産」という用語は、日本ではあまり馴染みがないが、フランスではドゥ・ブリュノフがこの用語を使用して以来、この用語がもつ意味合いは暗黙に認知されているようである（テレは特に注記することなくこの用語を使用している）[2]。おおよそ、現実の貨幣は「複数の支払手段、単一の計算単位」として存在しているととらえ、複数の支払手段という要求と単一の計算単位という要求との間には矛盾が存在するが、それを解決しながら全体としての貨幣諸機能が成り立っている、という状態をもって「貨幣の再生産」と呼ばれている。

中央銀行がまだ存在しない民間発券銀行制度については、ドゥ・ブリュノフの貨幣再生産論は次のようなものである。すなわち、（民間）銀行がそれぞれの固有の通貨（＝銀行通貨 Bank Money）を支払手段として発行して公衆に提供しても、それだけではそれが貨幣（一般的支払手段）として機能するようにはならない。銀行通貨間にプレミアムが発生し、A銀行通貨の「100円」とB銀行通貨の「100円」とで価値が違うとなると、統一的な計算単位は市場に提供されず、銀行通貨は局所的な支払手段にとどまってしまう。これは、複数支払手段と単一計算単位の矛盾の一例である。こうした問題（矛盾）を解決するには、どの銀行通貨に対しても固定レートでの交換性（convertibility）が保証された上位の通貨（＝中心通貨central money）を創設することが求められる。このように、複数支払手段と単一計算単位の矛盾を解決するには、通貨間のヒエラルキー（階層構造）と交換性保証の行為（pratique）が必要だとするのがドゥ・ブリュノフの貨幣再生産論である。要するに、民間発券銀行制度から中央銀行制度への移行を矛盾とその解決による貨幣の再生産として説明するのである。なお、このとき矛盾の解決は実際には「転位（deplacement）」であり、歴史の推移の中では複数支払手段の要求と単一計算単位の要求は一時的に調停されるだけで、矛盾は常に存在し続け、通貨危機時に矛盾が顕在化するとされる。これは例えば、中央銀行制度の下でも金融革新により代替的支払手段が出現するたびに矛盾が顕在化するということである。

（2）債務・主権・信頼のトリアーデ

テレの「社会の再生産」は、『主権貨幣』（Aglietta / Orléan［1998］）（邦訳書名『貨幣主権論』）の共著者（テレもその1人）が共有する「生の債務（dette de vie）」仮説の枠組みで考えられており、人間の有限な生を超えて存続する社会の持続を問題にする概念である。『社会的事実』の議論を理解するには、『主権貨幣』の主要概念についてまず知る必要がある。後者の独創的アイデアは、債務・主権・信頼という三つ組の概念によって要約される（テレ［2021］p.20-22）。

まず債務について。貨幣の媒介により諸債務のネットワークによる社会（貨幣社会）が作り上げられているという事実は、実はG.クナップに始まる貨幣制度説[3]によって一般に確認されていることであり、債務に関する『主権貨幣』の独創的アイデアは、近代・非近代を問わず、「諸債務のシステムの中で、生の債務という原初的ないし本源的な形態が」中心的な位置を占めるとした点にある[4]。「生の債務」仮説の含意は、人間は社会（共同体）――祖先、神、祖国等と観念される――からの生の贈与を生まれながらの債務（原初的ないし本源的債務）と見なし、一生の間これを絶えず返済し続ける（返済完了は存在しない）ことで社会的凝集性が実現されるのだ、とする点にある。「生の債務」の返済が多くの社会において社会的凝集性

の原理となっていることにより、貨幣の遍在が説明されるのである。よって、「様々な形態の生の債務に関係する支払いのすべてに、貨幣の起源が見いだされる」（テレ［2021］p.21）ことになる[5]。

なお、「生の債務」はどの貨幣社会にも見いだされるというのが「生の債務」仮説だが、当該社会の内部ではその存在が否定されることもある[6]。資本主義社会においても同様で、「不死で中性的な合理的個人や純粋契約的な私的債務を登場させる支配的な経済学的イデオロギーによって、生の債務は否定されている」（同前）。しかし「税制（国に対する終身的義務）とその反対項目である社会保障支出（全市民に対する国の義務）によって表象される社会的債務の形態をとって、やはり生の債務は存在している」（同前）という。こうして「生の債務」はイデオロギーではなく社会的事実だとされる。

次に主権について。「生の債務」の返済義務を正統化するのが主権の観念である。歴史の中で主権の内容は宗教的なもの（神、祖先）から世俗的なもの（財力、徴税力）に変化するが（図1）、＜共同体成員を保護する主権的パワー＞、＜主権的パワーからの生の贈与＞という観念は不変である。こうした観念が広く存在することが貨幣の遍在を支えていることになる。『主権貨幣』においては、主権と貨幣の関係についての説明は一義的なものではなく、「主権貨幣」という語が、貨幣それ自体が主権的であるという意味と、貨幣が政治主権との関係を仲介する手段になるという意味の両方で用いられていた。その後テレは、「自らの主権が及ぶ領域をもつ」「原型（proto-type）となる制度」という概念を提示し、二つの意味の関係は明確になった（Dutraive / Théret［2013］）。『社会的事実』では、近代国家の誕生期に貨幣＝主権とする位置づけが存在した（cf. ジョン・ロックは貨幣＝主権と見なして「大改鋳」の提案を行った）こと、政治主権の道具としての貨幣については、「貨幣の流通と支払いの不断の循環」が社会の再生産と主権的権威化に寄与することが指摘されている。ただし、政治主権が、正統性をもって、貨幣の働きに依拠せず死の強制（生け贄の徴発）を駆使して社会再生産を図ることもある、ともされる（テレ［2021］p.21）。

最後に信頼（confiance）について。債務と主権が貨幣社会の原理を示す概念であるとすれば、信頼は貨幣自体の再生産の要件を示す概念であ

図 1：「生の債務」の構造変化

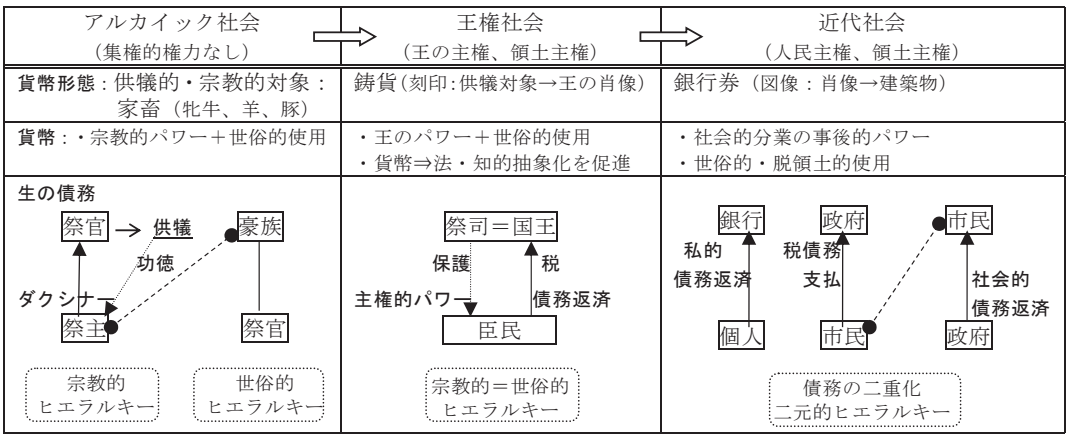

出所：坂口［2020］p.62 の表 1 を修正。

る。どの時代の通貨（一般的な支払手段）も、鋳貨か紙券かという形態いかんに関わらず、必ず名目性ないし信用発行性（fiducialité）をもつ[7]。貨幣の信用発行性が普遍的であるため、信頼が貨幣の再生産の要件となる。信用貨幣が支配的な貨幣形態になって以後、信頼の重要性は当然視されるようになったが、通常は、その中身として通貨当局の能力に対する信用度（credibility）が考えられている。テレは「主権が信頼において中心的な役割を果たす」（テレ［2021］p.22）としながらも、『主権貨幣』の三つの信頼概念――方法的信頼（confidence）、ヒエラルキー的信頼（credibility）、倫理的信頼（trust）――を受け継ぎ、信頼の構造を複合的なものとして捉える。『社会的事実』にあっては信頼の説明が繰り返しなされるが、その中でわかり易いのは第7章のものである。すなわち「まず、方法的信頼（英語では信認confidence）は、通貨使用者たちの模倣行動に依存している。ある個人が通貨を受領するのは、他の諸個人が同じように受領するからだ。しかし日々のこうした受領は脆弱である。なぜなら、容易に疑いが忍び込みうるからである」。「次に、受領が確保されるのは、ヒエラルキー的信頼（信用度credibility）に依拠する場合だけである。ヒエラルキー的信頼の源泉は、「通貨当局〔通貨的権威〕」が公的通貨の価値を守ることである」。「最後に、信頼の方法的形態やヒエラルキー的形態は、倫理的信頼（信頼trust）を後ろ盾としなければならない。倫理的信頼を左右するのは、通貨の発行・流通を支配する諸ルールが、社会――その通貨を自らのものと認識している社会――の本質をなす公正の諸価値・諸規範の体系と合致しているかどうかである」（テレ［2021］p.187；他にp.9、p.22にも三信頼についての定式化がある）。

このうち方法的信頼はいわゆる「一般的受領信頼」であるが、原子的個人を想定する経済学的な議論枠組みの下では、この種の信頼が成立しがたいことをもって貨幣存立の本質的困難と見なされるのが普通である。しかしテレの議論においては、ヒエラルキー的信頼が方法的信頼を、そして倫理的信頼がヒエラルキー的信頼を支えるものとされる。このとき、それ自体が主権である貨幣（原型的制度としての貨幣）と政治的主権の道具としての貨幣とでは、信頼の在り方が違ってくる。前者にあってはヒエラルキー的信頼は問題にならず、倫理的信頼が直接に方法的信頼を支える形となる。この意味で「三つの信頼」は直接には近代社会の貨幣に適用される概念である[8]。図２は、近代貨幣における三つの信頼の関係を表したものである。このような文脈の中で、『社会的事実』第2章では、倫理的信頼も信頼の一契機だということが特に強調される。すなわち、「倫理的信頼は、社会帰属〔社会的全体性〕の土台となる集合的な（合意によって受け入れられた）諸価値および諸規範のシステムがもつ象徴的権威に関係している。貨幣の発行・分配・流通の様式がこうした諸価値・諸規範を尊重しつつ社会の再生産を保証しているように見えるとき、貨幣は倫理的信頼を獲得する。こうして、倫理的信頼がヒエラルキー的信頼に対する関係は、正統性が合法性に対する関係でもあるし、象徴的権威が政治的権力に対する関係でもある」（テレ［2021］p.22）。このようにテレは主権（ヒエラルキー的信頼）が重要としつつも、それを支えるのは、社会的帰属の土台となる諸価値・諸規範（倫理的信頼）だとするのである。主権が重要だというのは、「主権が正統的であれば、方法的信頼はヒエラルキー的信頼によって担保され、ヒエラルキー的信頼は倫理的信頼によって担保される、というようにして貨幣の信頼が確保される」（同前）という意味においてである。

図２：３つの信頼

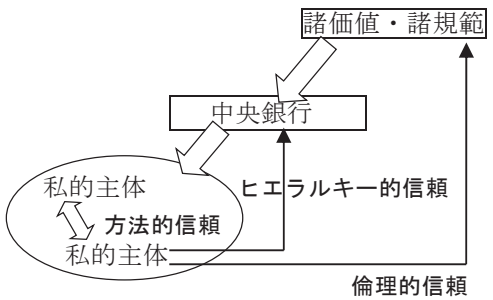

出所：筆者作成。

債務・主権・信頼と簡単に要約される『主権貨幣』のアイデアだけでも、例えばユーロの設計思想における視野の狭さを批判し、貨幣の現実には「社会的債務」や「倫理的信認」が含まれるという見方を対置することが可能であろう（テレ［2021］第7章参照）。しかし『社会的事実』には、『主権貨幣』の議論がもっていた限界を克服するための新たな展開が見られる。

Ⅱ．テレの「貨幣の再生産」論

（1）従来の貨幣定義への批判

テレは『主権貨幣』刊行後に、同書のアイデアを発展させる形でグループ研究を進め、歴史上の様々な通貨危機を社会的凝集性の危機としてとらえようとする論文集『危機によって正体を現した貨幣』（Théret［2007］）を編集・刊行した。この過程でテレは通貨危機を解明する上で、従来の貨幣機能概念（ケインズ派等の議論）には欠陥があり、「貨幣はアプリオリには、＜自らの外部に対する諸機能によってではなく、自らの本質を構成する諸属性によって定義される実体＞と見なされるべきだ」（テレ［2021］p.22；下線引用者）と考えるに至ったという。テレ自身は貨幣の再定義を行う必要性について次のように述べている。「危機は、通貨システムそれ自体の不適切な構成からも、すなわち貨幣がある領土内で持続可能なシステムへと構成されるに至っていないことからも発生しうる。このことから、まずは貨幣を、多様な形態をとる諸関係の特殊な集合体と見なすべきである。ここで多様な形態とは、象徴的な形態（計算単位、公印、署名）、物的な形態（支払手段：硬貨、紙幣、帳簿）、制度的な形態（計算・支払・発行・為替のルール）のことである。貨幣を自己内で構造化された実体（アンティテ）として見るのであるから、貨幣を文脈内の多様な用法から考察するのではなく、固有の再生産の論理……をもつ普遍的な社会的紐帯として考察しなければならない」（テレ［2021］p.22-23）。

従来の経済学的な貨幣定義は、「貨幣を文脈内の多様な用法から考察する」ものであったとされている。経済学者が貨幣の定義を行うとき、このような考察方法を改めて話題にすることはまずない。しかし、振り返ってみると、経済学的な貨幣論には確かに次のような特徴が見られる。第一に、議論の対象となる貨幣は、眼前の経済の中で支払に使用されている貨幣、すなわち日常生活の中で「貨幣」と呼ばれているものである。第二に、貨幣の定義（貨幣とは何か）をめぐる議論は、どの機能を本質的なものと見なすか（例えば、流通手段か支払手段か）という形で進められる。つまり、経済学的な貨幣論においては、経験的に観察される貨幣をそのまま「貨幣」と呼び、経済的なその機能をもって貨幣の定義にしている。だが、このような貨幣の機能的定義では、固有の再生産の論理をもつ社会関係として貨幣を捉えることにはならない。テレが指摘するのはこのようなことだと思われる。テレは、優れた貨幣機能論を提示しているとされるケインズ派等の議論[9]を念頭に置き、次のように不満を表明している。「異端的な経

済諸理論は、一般に、これらの機能の数を限定した上で、以下を考慮して諸機能を階層化することで満足している。①準備機能は特殊貨幣的な機能ではない。②計算単位機能は論理的・歴史的に第一次的な機能である。③支払手段機能は派生的な機能であり、交換手段を包摂している（その逆ではない）。確かにここには進歩が見られるが、貨幣は依然としてその外部から定義されることを免れておらず、固有の社会空間を創造する特殊な社会関係の「性質（ナテュール）」によっては定義されていない。これでは結局、実物／貨幣の二元主義に戻ってしまう。実物的なものから貨幣的なものが定義されるため、これは、商品貨幣説と同じように、実物を第一とする二元主義である」（テレ［2021］p.23）。

このように、商品と並び立つ自存的なモノとしての「貨幣」が果たす本来的な機能を計算単位と支払手段に求め、両機能間の階層的な関係をもって貨幣の定義とする議論を、テレは「自らの外部に対する諸機能」からの貨幣定義論だとする。では「自らの外部に対する諸機能」からではない定義、「固有の再生産の論理をもつ社会関係」としての貨幣の定義とはどのようなものか。

（2）貨幣の「総称的属性」論

テレは、資本主義社会の貨幣にとどまらず「あらゆる貨幣に固有な類的属性」（テレ［2021］p.vi）は何かという観点から貨幣機能を考察し、計算と支払の二機能は通常の意味の「機能」ではなく、貨幣の「総称的属性」（同前p.23）であるとする。そして、計算単位と支払手段の二機能に加えて、通貨創出（monnayage）の制度もあらゆる貨幣に共通に見られるものだとし、計算単位・支払手段・通貨創出という三つの「総称的属性」によって構成される特殊な社会関係（詳しくは以下で説明）をもって貨幣の定義とするのである。これを「貨幣理論の第一次的概念」（ケインズが計算貨幣について使った表現）にしようというのが、『社会的事実』における「社会的事実としての貨幣」論の独創的アイデアである。

このような見方からすると、計算と支払の二機能は、「特殊な社会関係としての貨幣【総称的属性によって定義される】の固有な機能において、貨幣がとる機能諸形態を指す」（同前；下線および【…】引用者）ことになる。また計算・支払以外の貨幣の機能、すなわち価値準備を含めたその他の貨幣機能（価値準備、誇示、政治権力および／または富の象徴的表現、商品交換手段、担保、等）はすべて、諸機能ではなく諸使用（usages）――貨幣の非貨幣的使用――と呼ぶべきだとされるのである。すなわち、「多様な用法……に対応しているのは、特殊貨幣的な実践行為ではなく、貨幣というものの機能論理の観点から見て合理的な実践行為なのだが、しかしそれは、総称的諸属性の再生産とは矛盾する実践行為であるかもしれない。したがって、むしろそれら〔多様な諸用法〕を通貨危機の潜在的諸源泉と見なさなければならない。この点は近代貨幣の「価値準備機能」の場合に明白であり、これは支払の連続性に直接脅威を与える貨幣の用法である」（同前；下線引用者）。

以上のように、総称的属性のうちの二つが計算単位と支払手段であるとされ、これらの機能は正確には（三つの総称的属性によって定義される）貨幣の機能諸形態であるとされ、一方、価値準備機能は貨幣の非貨幣的使用だとされる（ここでの「価値準備」は、価値貯蔵手段貨幣の取引現金・予備現金・保蔵現金のうちの保蔵現金に対応する）。この上でテレは貨幣機能論からの貨幣定義を超えて、通貨創出という第三の属性を貨幣定義（総称的属性）に含めていく。というのも、「一定期間持続しうる社会関係

〔社会的紐帯〕としての貨幣を定義するためには、計算と支払いという貨幣の総称的な二属性では十分でなく、制度的次元をもたなければならない」（テレ［2021］p.24）からである。そこで、第三の総称的属性として通貨創出（モネヤージュ）（元々、貨幣鋳造の意）[10]が加えられるのである。「貨幣を第三の総称的属性によって、すなわちルールに従って創造・分配・破壊される通貨創出（モネヤージュ）の生産物であるという属性によって規定しなければならない。つまり、計算単位および支払手段という貨幣の諸形態が貨幣を再生産するように働くのは、通貨創出（モネヤージュ）の過程を介してなのである。通貨創出（モネヤージュ）を通して、計算システムは諸対象のうちに書き込まれ、その諸対象は支払手段となる。異種混交的な経済的・倫理的諸原理が支配する諸取引におけるこの支払手段の使用は、（特に計算単位に影響を及ぼすことによって）計算システムへと、それゆえ通貨創出（モネヤージュ）へとフィードバックする」（同前p.23；下線引用者）。

ここにあるように、あらゆる貨幣には図３のような循環的な動態が見られることになる。本稿Ⅰ（1）において、「貨幣の再生産」とは「支払手段の複数性、計算単位の単一性」の矛盾とその解決を意味することを説明した。テレの「貨幣の再生産」論は、図３のような循環の中でそうした矛盾とその解決を考えようとするものになる。

（3）「貨幣の再生産」概念

図３における諸属性間の関係は、一見すると、貨幣諸機能間の因果連関を示しているだけのように見える。しかし、貨幣を「固有の再生産の論理をもつ社会関係」と見なすテレにあっては、図３の背後には計算共同体と支払共同体という二つの共同体が存在するとされる。貨幣の再生産は二つの共同体の確立として次のように説明される。「計算システムの単一性（計算共同体を定義する）と支払手段の複数性（これは、計算共同体が、複数の取引部面が共存する、すなわち社会的交換のしたがってまた支払いの複数のネットワークが共存する社会であることを想起させる）との間のこうした本来的な矛盾を抑えるためには、複数の支払手段の発行・流通を調節して貨幣的秩序（計算共同体と一体化した支払共同体を確立すること）を構築する制度が必要となる」（同前p.24；下線引用者）。以下では、資本主義的貨幣の再生産に関する『社会的事実』の説明を見ていく。

その前にまず、二つの共同体について筆者なりの理解を述べておきたい。市場的経済活動の自由を認める資本主義社会においては、市場で通用する通貨の単位が、財政的循環においても計算に用いられる。こうして、単一の計算単位を共有する計算共同体が見いだされることになる。例えば、他の都道府県と異なる計算単位で企業会計が行われ、税債務や商業的債務の価値が表されている県が存在するならば、日本という国家の統一性が損なわれるだろう。なぜなら、国民を保護する主権的パワーとは国家の徴税力ないし財力にほかならず、そうした力は一つの計算単位で表現されねばならないからである。これに対して、何を支払手段に選択するか（何

図３：通貨創出の動態の核心をなす貨幣の機能諸形態の循環

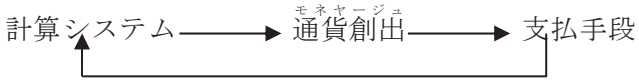

出所：テレ［2021］p.24。

を支払えば支払いが行われたことになるか）は、取引を行う（債権債務関係を形成する）当事者の間で決めることができる。商業的循環においては、公的通貨とは別の支払手段――ただし同一の計算単位を使用――[11]を共通に使用する集団が絶えず形成される傾向がある。

単一計算単位と複数支払手段の矛盾はうまく解決できず通貨危機に至ることもあれば、適切な制度の下で通貨の相対的安定がもたらされることもある。テレの「貨幣の再生産」概念は動態的なものであり、危機と相対的安定の繰り返しを含意するが、その際危機については分裂化（fractionnement）の危機と集権化（centralisation）の危機[12]が区別される。もっと正確には、図３の動態には、分裂化のリスクと集権化のリスクが含まれており、分裂化が行き過ぎると「分裂化の危機」に、集権化が行き過ぎると「集権化の危機」に至るというのである。テレの「貨幣の再生産」論は、二種類のリスクとその回避の動態として提示されており、それらを記述するのに用いられるのが信頼の諸概念（本稿Ⅰ（2）参照）である。

まず「分裂化」とは、計算単位（ひいては通貨空間）の分裂化傾向のことである。資本主義的貨幣（近代貨幣）に関する分裂化リスクとしては、「財政通貨とは区別される資本主義的通貨【商業的通貨】の発行」と「銀行ネットワークの複数性」（苦境銀行の発行通貨が額面通りに受領されなくなることによる通貨危機のリスク）が挙げられている（同前p24-25；【…】引用者）。後者は、中央銀行の組織化後を想定した議論であり、中央銀行による最後の貸し手介入の必要性を説明するものである[13]。通貨空間の分裂化傾向が「銀行ネットワークの複数性において、そして、一定の発行銀行が苦境に陥るとき、国民的計算単位建で発行されるその銀行通貨が額面通りに受領されなくなるという事実において現れる。非流動性のリスク【銀行券：兌換請求の殺到、預金：預金取付】に関して最後の貸し手として行動する中央銀行による保証を諸銀行全体が享受するとき、銀行諸通貨が相互の間でも、国民的公的通貨との間でもルーティン的に額面通りに交換されることは、公衆にとって自然なことのように見える。それだから、一般に、この〔中央銀行による〕保証――ヒエラルキー的信頼の根拠――の代価として、諸銀行は、貨幣的秩序を構成する集団的諸ルールの一全体を受け入れなければならない」（同前p.24-25；下線および【…】引用者）。前者については少し説明を要する。公的通貨は、徴収した私的マネーである場合と、政府発行の財政通貨である場合がある（図４）[14]。既に述べたように、公的通貨（財政通貨）と私的通貨（商業的通貨）との間にプレミアムが発生するならば、計算単位の分裂が起きる可能性がある。図３に即して説明するならば、単一の計算単位の下で複数の支払手段が発行され流通するとき、それらの発行・流通がうまく管理されなければ、支払手段の間でプレミアムが発生し、計算単位の選択も分裂する可能性が出てくる。このような計算共同体分裂化のリスクを回避するには、複数支払手段の間で額面（計算単位）通りの交換性が維持されるよう、支払手段の発行・流通に関する適切な集団的ルールないし制度を作り上げなければならない。図３のような循環の中で「計算共同体＋支払共同体」を確立することが、「貨幣的秩序」すなわち「貨幣の再生産」にほかならない。この構図を支えるのが三つの信頼であることは図３で示した通りであり（「中央銀行」をより一般的に「通貨当局」と言い換えるとよい）、貨幣的秩序の正統性危機――すなわち「倫理的信頼」の危機――の帰結が計算共同体の分裂であると言える。

次に「集権化」とは、「支払諸手段の複数性

図４：公的通貨の２形態

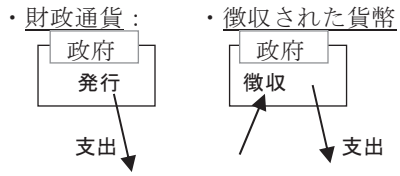

出所：筆者作成。

の破壊によるそれらの無差別化と集権化」（同前 p.25）のことである。集権化の危機とは支払共同体の危機である。図４の財政通貨の場合のように、「計算システムを支配し計算単位について決定を行う権力が、同時に自己自身の目的のために支払手段を発行するとき、その通貨が取引諸部面の総体に広がることによって他の支払手段を流通から駆逐するというリスクがある」（同前）。歴史的には、革命政府や植民地政府が財政通貨以外の通貨の使用を禁止する場合に、このようなリスクが現実化する。この場合、支配的な支払手段が他の支払手段を駆逐することにより、「社会の区分化ないし分化が再検討されていく。なぜなら債務の諸形態の支配的な多様性や階層性【例えば、地域・業種ごとに組織されている金融システム】が異議申し立てを受け、それまで支配的だった社会的妥協が崩壊するからである。これに対応して倫理的信頼の危機が起こることもある」（同前;【…】引用者）。

支払手段の複数性が消滅することは、単純に考えれば、複数の支払手段の下に成立していた多様な商業的循環が消滅することでもあるだろう。これは、一国の経済活動が収縮していくときのイメージであるので、集権化の危機は経済の「デフレ危機」を随伴するものとして図式化されることにもなる（反対に、分裂化の危機は「インフレ危機」を随伴するとされる）[15]。また、デフレーションは貨幣の購買力を高めることから、一見すると、集権化の危機は経済危機ではあっても、通貨存立の危機（貨幣再生産の危機）のようには見えない。しかし集権化は、大きな戦争の後に起きるハイパーインフレーション（以下「ハイパーインフレ」）の背景をなすことに、注意が必要である。「こうして、大きな戦争の後の通貨危機【＝ハイパーインフレ】は、終戦によって通貨の集権化が正統的ではなくなったにもかかわらず国家にはそれを脱却する能力がない――例えば戦時中に蓄積された負債【戦時借入の返済義務、賠償金支払義務】のせいで――ということによって説明される」（同前；【…】引用者）。先の引用にあったように、集権化のリスクは最終的に「倫理的信頼」の危機に至ることがあるとされるが、これはハイパーインフレの帰結である。「ハイパーインフレは、貨幣の総称的属性〔計算・支払い・ルール〕のすべてを攻撃します。すなわち、支払手段は早く手放したい気持ちを起こさせるようになり、**方法的信頼**が存在しなくなります。貨幣制度が破綻し、そのルールが遵守されなくなり、**ヒエラルキー的信頼**が存在しなくなります。計算単位は不安定であるため意味をもたなくなり、貨幣共同体が崩壊し、**倫理的信頼**が存在しなくなり、政治体が分裂します」（テレ［2021］p.9；太字引用者）。景気循環の好況局面におけるインフレ過程の激化の場合に問題となっているのは複数支払共同体の発展であるが、これに対してハイパーインフレの場合の問題は複数支払共同体の抑圧という状況の下での財政的循環の発展である。

以上から、テレの「貨幣の再生産」概念は、分裂化と集権化のリスクをうまく管理しながら貨幣的秩序（計算共同体＋支払共同体）を確立していくというものである。図3はその動態を示すものである。すなわち、分裂化のリスクは計算共同体を、集権化のリスクは支払共同体を脅かすものであり、両共同体をリスクから守る

には通貨創出の集団的ルールが必要となってくる。三つの「総称的属性」をもって貨幣の定義とすることのメリットは、このような「貨幣の再生産」の態様の把握を可能にすることに求められよう。「総称的属性」論のポイントは、通貨創出を貨幣的秩序の構成要素にしている点にある。すなわち、分裂化の危機と集権化の危機が起きると、それを解決するために通貨創出の集団的ルールが確立ないし改変され、その結果として危機が回避され相対的安定がもたらされる。しかし、既存のルールに基づく通貨創出の結果として繰り返し分裂化と集権化の問題は起きてくるのであり、危機と相対的安定は繰り返していく。「貨幣的秩序」が維持されない状態が通貨危機である。そして貨幣的秩序の危機（分裂ないし崩壊）は「倫理的信頼」の危機すなわち正統性の危機によるものである。テレは、「分化が進んだ社会」（＝近代社会）においては、貨幣的秩序の正統性の問題は、政治的秩序（合法性）の問題と混同すべきではなく、何よりも「商業的取引の秩序」の問題であるとしている。

Ⅲ．貨幣の再生産と貨幣社会の再生産

（1）テレ貨幣論と二つの再生産

ここまでの説明において、テレの貨幣論の内容として、「貨幣のトリアーデ」論（債務、主権、信頼）と貨幣の「総称的属性」論（計算単位、支払手段、通貨創出）があることを紹介した。これらの概念を「貨幣の再生産」および「貨幣社会の再生産」と関係づけて整理したものが図５である。上の楕円が「貨幣の再生産」の構図、下の楕円が「貨幣社会の再生産」の構図を示す。「貨幣の再生産」も「社会の再生産」の一部であると考えれば、このように二つの再生産を切り離すことは不正確であるのだが、通貨危機は「通貨システムそれ自体の不適切な構成」からも起きうることを示そう、貨幣を「固有の再生産の論理をもつ社会関係」として定義しようというテレの意図を尊重するならば、「貨幣の再生産」を別個の領域として表現するほうがわかり易いと考える。

図５においてはまず、「貨幣のトリアーデ」が二つの再生産に関係づけられている。すなわち、信頼は貨幣の再生産に、債務と主権（「生の債務」）は貨幣社会の再生産に関係づけられる。三つの「総称的属性」のそれぞれは直接的には三つの信頼に関係づけられる。方法的信頼は、支払共同体内で取引関係にある諸主体の相互信頼である。ヒエラルキー的信頼は、通貨創出のルールを尊重する通貨当局の行動への信頼である。そして「倫理的信頼」は、計算共同体内で支配的な諸価値・諸規範が尊重され続けるであろうことへの信頼である。「総称的属性」で定義される貨幣は、現実には資本主義社会の二つの循環（商業的循環、財政的循環）の中で使用される（上の楕円から下の楕円への矢印）。社会の正統性が維持され、二つの債務（経済的債務、社会的債務）の絶えざる形成と返済によって社会的凝集性（social cohesion）が実現されている状態が、「生の債務」仮説による

図５：テレにおける貨幣の再生産と社会の再生産

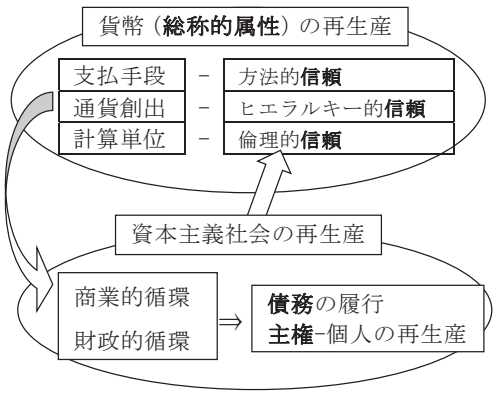

出所：筆者作成。

「社会の再生産」の意味である。「倫理的信頼」とは何よりもまず、「社会の再生産」に寄与する貨幣の能力への信頼である。またその際、図には表現されていないが、現実の貨幣はマネー（価値準備機能を果たす貨幣、すなわち「資本主義的貨幣」）でもなければならない。「倫理的信頼」には、現実の貨幣の働きが「総称的属性」としての貨幣の再生産につながるだけでなく、価値準備機能を果たすもの（マネー）であることへの信頼も含まれる（下の楕円から上の楕円への矢印）。

図５には、通貨危機につながる諸契機が見いだされる。第一は、計算単位の単一性と支払手段の複数性との矛盾である。この矛盾から分裂化や集権化の危機が発生することがあるが、これは「通貨システムそれ自体の不適切な構成」から生じうる通貨危機にほかならない。第二に、計算共同体の危機という最も深刻な通貨危機をもたらしうる「倫理的信頼」の危機は、ハイパーインフレの場合に見られるように「貨幣社会の再生産」の危機を含意している。第三は、資本主義社会の二つの循環の中で、（「総称的属性」としての）貨幣の機能諸形態（計算単位、支払手段）と貨幣の非貨幣的使用（価値準備等）との対立である。以下では、(2) で「貨幣社会の再生産」との関連における通貨危機である「倫理的信頼」の危機について、そして (3) で貨幣の本来的機能と非貨幣的機能との対立の表れである「良貨と悪貨」の問題について説明する。

（２）貨幣社会の再生産と貨幣の信頼

既に述べたように、テレの「社会の再生産」は、「生の債務」仮説の枠組みで考えられており、人間の有限な生を超えて存続する社会の持続を問題にする概念である。「生の債務は、社会の再生産の中心に位置している。というのも、どんな集団、どんな社会であれ、持続性を獲得するには、その構成員の有限寿命を超えた永続性を確保するという要求に対応しなければならないからである」（テレ［2021］p.20）。ここでの社会は貨幣社会、すなわち個人の社会に対する権利・義務が貨幣の媒介により債権・債務に転化している社会である。資本主義社会を貨幣社会として見る場合、債務（債権と表裏一体）のネットワークには民間諸主体間の債務（経済的債務）だけでなく、国家と市民の間の債務（社会的債務）も含まれることがわかる。二つの債務の（形成と）返済の繰り返しによる社会的凝集性の実現が「貨幣社会の再生産」である。その態様については既に別稿で詳論したので、そちらを参照されたい（坂口［2020］p.62-63）。

テレは、「貨幣の再生産」における「社会的信仰」を重視して次のように述べている[16]。「F. シミアンによれば、究極的には貨幣は、債務／債権の私的、公的なサイクルを調和的に発動させる〔貨幣の〕能力への『社会的信仰（foi）』の上に成り立っています」（テレ［2021］p.9；下線引用者）。「貨幣の分配が倫理的な価値および規範に合致していることによって貨幣が受け入れられているとき」（同前）「倫理的信頼」が存在すると言えるが、「倫理的信頼」の揺らぎは、「主権的権力の権威が、その主要な根拠の１つ――社会における生命の保護者としての権力であること――でぐらつく」（同前）ことを意味するというのである。「社会の再生産」の困難それ自体も問題であるが、このようなテレの議論においては、「社会の再生産」の問題が貨幣の「倫理的信頼」の問題として捉えられ、「貨幣の再生産」の問題へと還元されていくのである。

（3）良貨と悪貨

貨幣の「総称的属性」（計算＋支払＋通貨創出）の概念は、計算と支払の矛盾（特に、単一計算単位と複数支払手段の矛盾）の存在を捉え、そこから「貨幣の再生産」を貨幣的秩序（計算共同体＋支払共同体）の維持として描き出すことを可能にするものである。このとき貨幣的秩序の正統性がその合法性と区別されることから明らかなように、貨幣的秩序と政治的秩序とは別個のものであるとされる。テレは、貨幣の「総称的属性」とその展開である貨幣的秩序は「自律的・一次的な社会的現実」（同前p.28）であるとしこれを貨幣的事実と呼ぶ。そのうえで、では現実の貨幣――社会的環境の中に置かれた貨幣――に対して、「総称的属性」の概念はどういう含意をもつか。テレは、貨幣の現実は「総称的属性＋非貨幣的使用」であるとし、そこからもう一つの矛盾――「良貨」を定義する二つの概念の間の矛盾――を捉えていく。すなわち、「貨幣の総称的諸属性と非貨幣的用法との区別を踏まえるとき、明らかに矛盾し合う二つの観点から、貨幣を「良質」と見なすことができる。すなわち、貨幣の貨幣としての再生産の観点と、その中で貨幣が機能するよう要求される経済の観点がそれである」（同前p.25；下線引用者）。引用文にある「経済の観点」とは価値準備機能に関する貨幣の効率性の観点であり、「貨幣外的機能」とも呼ばれる。資本主義社会においては、公的通貨（財政的循環で機能する貨幣）は公的マネー（価値準備機能を果たす公的通貨）[17]であることが要求される。特に財政通貨の場合、計算貨幣となり計算単位を提供するとともに、価値準備機能も果たさなければならない。計算単位・支払手段として「良質」であることと、価値準備手段として「良質」であることとは必ずしも両立しないというのがテレの主張である。

貨幣外的観点から良質な貨幣が、必ずしも経済にとって「良貨」ではなく、むしろ歴史上は「通貨飢饉や不況」という代価を発生させることがある、という事実はよく知られている。＜インフレは通貨を弱くし、デフレは通貨を強くする＞などと言われることがある。しかしテレの主張の意図は、単なる経済に良いことと悪いこととのトレードオフ現象を指摘することにあるのではなく、むしろ「貨幣の再生産」自体が独自な社会的目的と見なされうることを強調するところにある。すなわち、「貨幣にとって良いことと経済にとって良いこととのこのような弁証法のうちに、貨幣的事実のその社会的環境からの自律性がはっきりと現れている。これは、貨幣的事実は、貨幣もまたその再生産に（特にそれを全体性として表象することによって）関与しなければならない特殊な社会的全体に対して自律的であるということである」（同前；下線引用者）。

このような「良貨」定義の考察から、テレは三つの理論的結論を引き出している。第一に、「グレシャムの法則」再考の必要性である。この法則においては貨幣外的観点から価値準備（貨幣外的）機能を最もよく遂行する貨幣が良貨とされるが、「債務の流通と社会的全体の動態的再生産に関する貨幣的観点」（テレ［2021］p.26；傍点引用者）からは流通貨幣が良貨となる。また純粋信用発行の通貨体制の下では良貨が悪貨を駆逐すること（いわゆる「逆グレシャムの法則」も指摘されている[18]。第二は、通貨危機と金融危機を混同すべきではないという主張である。金融機関や金融市場の機能麻痺によって起きる経済危機が金融危機である。金融危機は貨幣の金融的使用（貨幣資産）の危機でもある。これに対して通貨危機は、貨幣が信頼を失い「総称的属性」の動態的な再生産がうまくいかないことを意味する。金融危機が通貨危

機につながることもあるが、必ずそうなるとは限らないというのがテレの強調点である。「近代貨幣は、『その価値の不安定性が強まるために価値準備機能を提供できなくなる』ことはあったが、『だからと言って支払手段および計算単位としての質を自動的に失うことはなかった』」。「ただし、信用貨幣が支配し公的債務が存在する歴史的文脈にあっては、金融危機が通貨平面に影響を及ぼさないことは稀である」（同前；下線引用者）とされる。また19世紀フランスでは同一空間内の複数計算単位の対峙から通貨危機が帰結するケースがいくつも見られたことが報告されている（同前）。第三は、「貨幣の政治-象徴的次元とその経済的次元との間に潜在的矛盾が存在する」（同前）というものである。例として、J.ロックが関与した「大改鋳」と、ユーロにおける「強いユーロ」政策が挙げられている。ロックの「旧標準による改鋳」案は政治的に勝利を収めた（国王に採用された）が、貨幣的観点からは失敗だった（通貨飢饉と戦費調達失敗）。「議会君主制という新しいまだかなり脆弱な政治システムにとっては、継承した貨幣の定義価値を強めることによって貨幣を神聖化することが、自身の正統性および威信の条件として現れる」という貨幣外的観点が支配的であったというのである。「新しい国家を制度化し正統化しなければならないという要求や、その国家の土台となる政治共同体が形成されるときに貨幣が果たす役割は、いかなる短期的な経済学的考慮よりも優先される」（テレ［2021］p.28）。「強いユーロ」政策は、ポンドの金属重量アンカー政策（大改鋳）に対する「純粋信用発行通貨の文脈における一種の機能的等価」（同前）であるという。「大改鋳」においてもユーロ制度においても、貨幣外的観点からの「良貨」が支配的な価値とされ、貨幣を主権的権威の地位に高めようとしている（表1参照）[19]。この点をテレは、「貨幣は国家よりもヒエラルキー的に上位の主権的権威としての地位に立ち、国家はこの権威に服従する執行権力に還元されている」（テレ［2021］p.27）と表現している。「大改鋳」とユーロ制度における貨幣の地位は「原型的制度」（本稿Ⅰ（2）参照）としてのそれであり、資本主義社会の二つの循環に組み込まれた「政治主権の道具」としてのそれではない。前者に対応する社会的な価値・規範（貨幣外的観点からの「良貨」）は、後者に対応する社会的な価値・規範（貨幣的観点からの「良貨」）に対立し、ひいては「貨幣社会の再生産」に関する貨幣の能力への「倫理的信頼」を阻害することとなる。貨幣の「総称的属性」と非貨幣的使用の対立というテレの概念は、社会的な価値・規範と「貨幣の再生産」との関係を議論する枠組みを与えていると言える。

表1：二種類の貨幣 - 主権関係の特徴づけ

貨幣そのものが主権的	貨幣は相対的に主権的
・社会体	・統治体
・象徴的暴力による強制（社会的排除の脅威）	・物理的暴力による強制（肉体的死の脅威）
・倫理・説得の力	・法の力

出所：テレ［2021］を基に筆者作成。

Ⅳ．貨幣の三状態論

従来の貨幣の機能的定義とは異なり、テレの定義においては貨幣の「総称的属性」が構造・空間として提示され、それが貨幣の一般的定義（類的属性）となっている。テレはこれを踏まえて、貨幣の「総称的属性」から「世界内存在としての貨幣」への展開を行っている（テレ［2021］p.28以降）。貨幣の「総称的属性」は、実際行為（pratiques）レベルにおける貨幣の存在――観念的・物的・ルール的存在――を全体性（統体）として考察することを可能にする。

そのための一般的概念を与えようとするのが「貨幣の三状態」論である。そこでは、貨幣（構造・空間をなす総称的属性）は、個人の観念に「身体化され」、硬貨や銀行券という物に「対象化され」、法や規範というルールに「制度化される」というように捉えられていく。これをテレは「現代の常識を少々覆すであろう考察」（同前）としているが、それは貨幣という現象を「象徴的、経済的、政治的」なものとして把握し、従来異なる学問分野で議論されてきた貨幣の諸側面を総括するものだからである。これは、学際的アプローチのための考察と言える。テレの「貨幣の再生産」論の存在意義は、通貨危機の分析の中で固有の貨幣的次元を析出することを可能にすることによってだけでなく、学際的考察の枠組みの中に位置づけられることによっても示されるものと思われる。そこで最後に『社会的事実』における「貨幣の三状態」論を見ておきたい。

テレは物質の三態（気体・固体・液体）になぞらえ、「貨幣の世界内存在様式」を貨幣の三状態として区別する。「すなわち、貨幣はその身体化した（incorporé）状態においては、価値基準および信頼として現れる。貨幣の対象化した（objectivé）状態は、主に、支払手段として役立つ通貨諸手段として同定される。そして制度化した（institutionnalisé）状態とは、通貨空間（計算システムによって支配され、支払共同体を構築している）を統一する種々のルールや調整である」（同前p.29）。例えば水は現実世界では水蒸気、氷、（液体の）水としてしか存在しないが、すべて水という同じ物質である。貨幣も、現実世界においては貨幣それ自体（「総称的属性」によって定義される）が存在するわけではなく、必ず三状態において存在する。貨幣の社会科学的実証的研究は状態のレベルにおいて行わなければならないことになる。三状態についての説明はかなり長く（同前p.28-33）、内容が多岐にわたるので、以下では、「総称的属性」の三機能形態との関連づけを中心にまとめておきたい。

（1）身体化した貨幣

計算や信頼は心的な活動であり、心理-社会学的分析の対象となる。この状態における貨幣は計算単位であり、「象徴的に一般化したコミュニケーション媒体」「特殊言語」として捉えられる。しかし信頼という心的な活動は、貨幣の「総称的属性」へと繋がっている（その展開として存在する）。「総称的属性」に直接関わるのは方法的信頼と倫理的信頼である。まず、方法的信頼は「支払手段」の展開である。方法的信頼は、個人間の支払いに関係しており、「対象化した記号である支払手段がルーティン的な交換において受領される」（同前p.30）ことによって確立する。次に、倫理的信頼は「計算単位」の展開である。倫理的信頼は、個人と社会的全体との関係に関わっており、「共同体への帰属」を示す記号である計算単位に寄せられるものである。ただし計算単位は支払対象である価格や税の価値表示にだけでなく、貨幣同士の交換性の表現（後述の貨幣の裏面）にも使用される。後者に関しては倫理的信頼は、貨幣的秩序の秩序立て（複数支払手段の単一計算単位による統一性）への信頼であり、支払手段の受領にも関係する。非貨幣的使用（価値準備）を考慮する（信用発行貨幣が支払手段機能に基づいて価値準備機能も果たすとする）とき、ヒエラルキー的信頼が重要となる。なぜなら、支払手段の分配が権力分配と見なされて異議申し立て・紛争の源泉となるとき、「協調を生み出す貨幣の能力」だけでなく、「支払手段を発行・分配に関する紛争の調整」（同前）が図られ、社会的妥協ないし調整を表す通貨創出に関する

ルール（制度）の働きへの信頼――ヒエラルキー的信頼――が重要となるからである。ヒエラルキー的信頼は通貨創出の展開である。なおこれとともに、倫理的信頼は意味を変化させ、ルールの正統性（全体への帰属を正統化する諸価値・諸規範への合致）への信頼となる。

（2）対象化した貨幣

貨幣的取引の発展のためには、貨幣への信頼だけでなく、「債務の支払に必要な質・量の支払手段」（同前）の存在も必要である。この状態にある貨幣は、「言語によってではなく、諸対象〔諸物〕の体系を介して表現されている」（テレ［2021］p.31）。貨幣学者や人類学者の注意を引いてきたのはこの状態の貨幣であり、経済学者はこのレベルにおいて「何が貨幣か（貨幣であるべきか）」を議論してきた。テレは硬貨の三つの面（表面、裏面、縁（厚み））に即して、この状態の貨幣が「総称的属性」の三形態に対応していることを説明している。表面における「硬貨を鋳造する政治的権威の象徴」の刻印は「硬貨の公的価値を担保する役割」を果たしており、硬貨が、支払共同体に統一性をもたらす計算単位の展開であることを表している。表面は「貨幣が元々は一社会の中の人格間関係であることを想起させる」（同前）。裏面の数字（硬貨の価値を正確に特定化する）は、硬貨が、取引において他の諸物と一定の関係に入ることができるモノであることを、したがって支払手段の展開であること（匿名市場の論理に従っていること）を表している。硬貨の表面・裏面に着目したこのような貨幣の説明は他にもあるようだが[20]、テレは、「通貨創出という第三の総称的属性を象徴化するもの」（同前）として縁（厚み）にも着目する。「硬貨に物質性と重さを与える縁の厚みは、長い間、信用発行性の度合いを示すことによって、裏面に記された価値を正統化するのに役立ってきた……硬貨の縁は、支払諸手段の発行・流通のルールなしには、すなわち貨幣の制度的次元なしには貨幣が存在しないことを表している」（同前）。現在の支払手段貨幣は純粋信用発行であり、かつての金属貨幣時代の硬貨とは異なるが、支払手段貨幣には一般に同じような三面性があるというのがテレの説明である。テレは支払手段貨幣と「総称的属性」の結びつきの意味するところを、次のように要約している。「またハートの言葉を借りれば、硬貨が三面をもつのは三つすべてが必要不可欠であるもっともな理由があるからである。『貨幣は人格間諸関係の一側面であると同時に』『人格から切り離された一つの物』であるだけでなく、人格と物を結びつける制度形態でもある。すなわち貨幣は、一定の人格間諸関係を表象するために選択された『人格から切り離された一つの物』がこれ〔人格と物を結びつけること〕を正統的に行うようにするルールの体系でもある」（同前）。

（3）制度化した貨幣

第三の状態は「社会的な状態」とされる。ここでの貨幣的現象とは、貨幣社会ないし貨幣的秩序――下の引用では「支払共同体」と呼ばれている――である。「支払共同体とは、一つの計算システムと接合した支払諸手段の一全体が流通している社会（例えば、近代諸社会の規範となっている純粋に基数的な記数法という最も単純なケースにおいては、支払諸手段が共通の計算単位で表示され固定レートで〔互いに〕交換可能である）だと言える」（テレ［2021］p.32）。この中で貨幣は「社会の再生産」に不可欠な機能を果たしている。すなわち「貨幣は、社会が諸人格・諸物・諸象徴・諸行為・種々の<u>権利と義務</u>に数量的価値を割り当て、それを<u>社会的に承認</u>することを可能にする」（同前；下

線引用者)。計算単位と支払手段はこのような「社会の再生産」の中で次のように展開している。まず、計算単位（および計算システム）は、「社会を、その不連続性を超えて価値を割り当てる同質空間にする。よって貨幣は全体性の表現であり、社会的帰属の演算子である」(同前)。次に「支払諸手段の一全体としての貨幣は、社会諸構成員を結びつける取引の際に割り振られる諸価値が、支払いを通して社会的に承認・妥当化されることを可能にする。この結果、社会的帰属は打ち固められる」(同前)。貨幣がこのような機能を果たすには、「まず貨幣自身が永続的でなければならない」(同前)、すなわち「貨幣の再生産」の成功が必要である。そこで貨幣社会は、「単一の計算形態と複数の支払形態との間の矛盾を調整する制度形態」(p.32)――通貨創出の諸ルールの制定とその遵守――の獲得を不可欠としている。

以上のような考察を踏まえて、テレは図６のように、三状態の密接な結びつきを三角構造として提示している。これは、支払共同体において社会再生産のために計算と支払の接合が要求されるときに、通貨創出のルール（その体系は「通貨体制（レジーム）」と呼ばれる）が土台として中心的な役割を果たすからである。テレは、ここでの計算と支払を通じた貨幣社会の再生産と通貨体制との関係は、企業に関してコモンズが明らかにした取引とゴーイング・コンサーンとの関係と同じものだということを指摘している（テレ［2021］p.33)。これは、図６の三角構造が「水平的次元と垂直的次元」および「個人-集団関係に関わる次元」を含んでいるためである（コモンズの「相対的主権としての企業」「集団的行動」の概念を参照)。

（４）全体的な社会的事実としての貨幣

『社会的事実』で提示されたテレ貨幣論の新機軸である貨幣の「総称的属性」論（Ⅱ(2)）と貨幣の「三状態」論（Ⅳ(3)）は、貨幣に対するどのような見方をわれわれに提起しているか。テレ自身のまとめによりながら見ておこう。

本節（1)-(3）で見たように、「総称的属性」によって定義される貨幣は、「三状態」の下に世界内存在している。そのことからテレは、

図６：計算・支払共同体の表象としての貨幣の三角構造

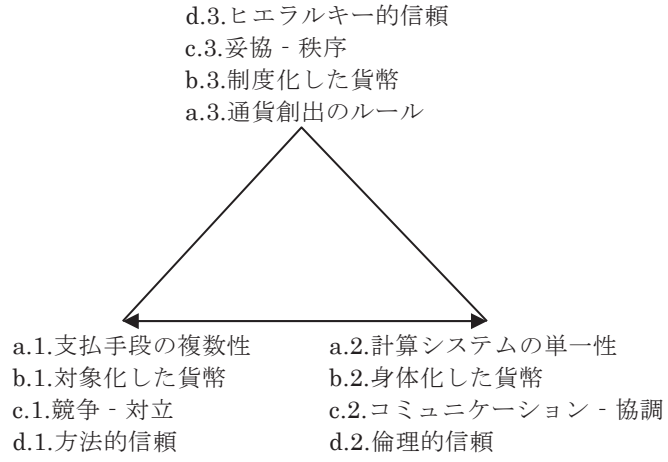

出所：テレ［2021］p.33。

「貨幣」の三状態への展開を「全体的な社会的事実」として捉える。「三状態論」の考察を基にして、テレは「全体的な社会的事実としての貨幣」が同時に三次元をもつとする。「以上より、貨幣は、同時に特殊な言語（計算システム）でも、対象（支払手段）でも、制度（通貨創出ルール）でもあると言える。貨幣は、経済学における最も普通の意味にあるように、物――商品交換で中間に入る商品――であるだけではない。貨幣はまた、一部の社会学者が重視する見方にあるように、単なる特殊なコミュニケーション言語に還元されるものでもない。かと言って貨幣は、制度派経済学でよく主張されるように、単なる制度、すなわち諸ルールの体系にすぎないのでもない。貨幣は、これら三つの次元を同時にもつ全体的な社会的事実である。つまり貨幣という現象は、同時に象徴的、経済的、政治的なものである」（同前p.33；下線引用者）。

貨幣という社会的事実が多次元を含むことは、その解明に学際的アプローチが必要であることを含意しており、テレが「社会科学の統一的アプローチ」を提唱することと繋がっている。しかしこれだけでは、学際的研究が必要である理由としては弱い。そこでテレは貨幣的事実の統一性についても指摘する。そこで重要となるのが貨幣再生産（これは貨幣社会の再生産にも通じる）への関心である。すなわち、「このように、全体的な社会的事実としての貨幣は、複数の状態の下に展開する。すなわち、それは精神現象（プスィシズム）へと、モノの世界へと、そして社会的世界へと展開するが、その都度、特殊な形態をとる。しかし三つの状態それぞれにおいて、貨幣が機能しながら時間の中で社会的形態として再生産されることを可能にする三つの機能形態（計算、通貨創出、支払い）が見いだされる。貨幣の諸状態すべてにおいて、同じ内的（アンティム）構造が再生産される。このとき貨幣現象の統一性〔一体性〕が作り上げられるのは、貨幣の機能諸形態それぞれが三状態の一つが残す痕跡であることを通して、貨幣の三状態が永続的に相互連結されるからである」（同前；下線引用者）。つまり、図３のような三機能形態の循環による貨幣再生産に、三状態がすべて関与するという

表２：貨幣の内的構造

機能諸形態⇒ ⇓諸状態	計算	通貨創出	支払い
「社会的信仰」の原理による、記号の（象徴的）システム 身体化した状態 心的スキーム：	**倫理的信頼** 権威を作る諸価値に関連 **計画**	ヒエラルキー的信頼 様々な通貨発行者の頭上にある通貨権力の正統性に関連 戦略	方法的信頼 支払手段の価値の安定性に関連 ルーティン
一主権の枠内で作用する、諸主体の（政治的）システム 制度化した状態 集団的行動：	計算システムを通じた通貨領土の象徴的統一 長期的（構造）	**通貨レジームを構成する政治的妥協** **中期的（局面）**	債務の異種混合性、支払手段発行者の複数性 短期的（事象的）
諸債務の更新-循環を可能にする、諸対象の（経済的）システム 対象化した状態 評価原理：	表面：計算共同体内の主権的権威を表す図柄 印、署名	縁：通貨創出「アンカー」の質に関する制度的担保 金属重量、両替	**裏面：支払諸手段の数字によって記される額面価値** **名目原理**

出所：テレ［2021］p.34。

のである。そして、以上のことを総括する形で、テレは、表２のような「貨幣のこうした様々な状態および形態が相互の間に保っている対応関係の一覧表」（同前 p.20）を提示している[21]。「貨幣の再生産」という独自な問題領域が存在することを前提として言えば、表２は「貨幣の再生産」に関与する要因の一覧表といってよい。

Ⅴ．結論

『主権貨幣』のトリアーデ（債務・主権・信頼）については、「社会的債務」や「倫理的信認」を考慮することの重要性を提起していると先に述べた（本節（1））。では『社会的事実』の貨幣論からわれわれは何を学べるか。歴史上の通貨危機の研究（Théret［2007］）を経たテレが最も強調するのは、通貨危機の中には経済危機による貨幣外的な要因によるものだけでなく、貨幣的秩序（計算共同体＋支払共同体）の不十分な確立によるものもあるということである。そこからテレは、「貨幣の再生産」およびその「貨幣社会の再生産」との関係を分析可能にするような貨幣の定義を求めていき、その結果、『社会的事実』では、三つの「総称的属性」から貨幣が定義されるとともに、三つの「総称的属性」を「世界内存在」として議論するために「全体的な社会的事実としての貨幣」の表象（表２）が提示されるに至った。こうして貨幣再生産の動態的・社会構造的な諸条件が示されたわけである。以上の経過の中で、われわれはまず、「貨幣的秩序が維持できない状態としての通貨危機」を解明しようとするテレの問題意識を重視すべきであろう。テレは、通貨危機を社会（貨幣的秩序＝計算共同体＋支払共同体）の危機として捉えている。もちろんこれまでにも、通貨危機から帰結する社会危機の深刻さは知られてきたし、通貨危機を分析する際にその社会的影響は考慮されてきた。しかしテレの研究は、通貨の次元と社会の次元を別個のものとして考慮する通常の経済分析とは異なり、通貨危機それ自体を社会問題（貨幣や貨幣社会の再生産の問題）として分析しようとする点が顕著な特色をなしている。今回『社会的事実』において、貨幣そのものを社会関係として捉える概念（「総称的属性」）をベースにしつつ、貨幣的秩序を構造化する諸契機が「全体的な社会的事実としての貨幣」の表の形で示されたことは、そのような分析アプローチに説得力を与えるものである。

参考文献

Aglietta, Michel / André Orléan [1984] *La violence de la monnaie*, 2e éd., PUF.（井上泰夫・斉藤日出治訳『貨幣の暴力――金融危機のレギュラシオン・アプローチ』法政大学出版局、1991年）

Aglietta, Michel / André Orléan (eds.) [1998] *La monnaie souveraine*, Paris, Odile Jacob.（坂口明義監訳、中野佳裕・中原隆幸訳『貨幣主権論』藤原書店、2013年）

Bellofiore, Riccardo / Daniel Cohen / Cédric Durand / André Orléan (eds.) [2018] *Penser la monnaie et la finance avec Marx. Autour de Suzanne de Brunhoff*. Presses Universitaires de Rennes.

Commons, John R. [1934] *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New York, Macmillan.（『制度経済学――政治経済学におけるその位置』ナカニシヤ出版、上巻〔中原隆幸訳〕2015年、中巻〔宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳〕2019年、下巻〔宇仁宏幸・北川亘太訳〕2019年）

de Brunhoff, Susanne [1973a] *La monnaie chez Marx*. 2eéd. Édition Sociales.（河合正修訳「マルクス金融論」、シュザンヌ・ドゥ・ブリュノフ『マルクス金融論』西村閑也監修、日本経済評論社、1979年、所収）

de Brunhoff, Susanne [1973b] *La politique monétaire. Un essai d'interpretation marxiste*. PUF.

Dutraive, Véronique / Bruno Théret [2013]

"Souveraineté politique et souveraine monétaire : une interpretation à partir de l'œuvre de J. R. Commons", *mimeo*.（中原隆幸訳「政治主権と貨幣主権――Ｊ.Ｒ.コモンズの著作からの一解釈」『経済論叢』（京都大学）第187巻第1号、2013年7月）

Lipietz, Alain [1979] *Crise et inflation, pourquoi?* Maspero.

坂口明義［2001］『現代貨幣論の構造』多賀出版。

Sakaguchi, Akiyoshi [2020] "On the Institutional Theory of Money: Learning from J. R. Commons' Institutional Economics." *Journal of Economic Issues*, Vol.54, No.4, December 2020, p.975-986.

坂口明義［2020］「Ｊ.Ｒ.コモンズの貨幣制度説とその射程――Ｂ.テレのコモンズ解釈を中心に」、『社会科学年報』（専修大学）第54号、2020年3月。

Théret, Bruno (ed.) [2007] *La monnaie dévoilée par ses crises*. Éditions de l'EHESS.

ブリューノ・テレ［2021］『社会的事実としての貨幣――その統一理論と多様な現実；ネオ・レギュラシオン・アプローチ』坂口明義監訳、北川亘太・須田文明・中原隆幸訳、晃洋書房。

宇仁宏幸・坂口明義・遠山弘徳・鍋島直樹［2010］『入門社会経済学――資本主義を理解する［第２版］』ナカニシヤ出版。

吉沢英成［1994］『貨幣と象徴――経済社会の原型を求めて』ちくま学芸文庫。

＊本稿は、JSPS科研費JP21K01418の助成を受けたものである。

---

1 例えば、吉沢氏の象徴貨幣論（吉沢［1994］）は、文化的象徴的次元を考慮して貨幣や経済社会の「原型」を探り、交換次元の貨幣のみを対象とする支配的な経済学的貨幣論（特に「物々交換の神話」）に対して決定的な批判を浴びせた。ただし吉沢氏の研究は、現代貨幣の性質を深く知るべく社会学的・人類学的知見を摂取しようというものであり、テレのように通貨の商業的循環と財政的循環を統合する貨幣社会の再生産論を展開しようとするものではない。

2 フランスにおいて、複数支払手段と単一計算単位を想定して「貨幣の再生産」の概念をいち早く打ち出したのはドゥ・ブリュノフ（1929―2015）である。氏の名はde Brunhoff［1973a］の邦訳によって日本でも知られているが、矛盾と矛盾転位による再生産というL.アルチュセールの概念を使用して「貨幣の再生産」について定式化しているのは、同時期の著作de Brunhoff［1973b］である。その日本への紹介としては坂口［2001］第4章参照；ドゥ・ブリュノフ研究としてはBellofiore et al.［2018］参照。

3 貨幣制度説の流れを、クナップ - コモンズ - 主権貨幣論（「生の債務」仮説）という系譜に見いだした坂口［2020］を参照。コモンズは『制度経済学』（Commons［1934］）第9章第2節において貨幣制度説を展開している。

4 「生の債務とは、どの社会においても人間は生まれ、子をなし、死ぬという事実を、＜人間は生を受け取り、与え、返す＞と表現し直したものである」（テレ［2021］p.20）。

5 これは貨幣の歴史的起源が贈与にあることを否定するものではない。『主権貨幣』公刊後にフランスでは、同書の債務重視に対する批判が寄せられたが、今回の著書でテレはその誤解に対する応答を行っている（テレ［2021］第3章）。

6 『社会的事実』第3章で論じられているウォダニ族の事例。

7 「信用貨幣において明白なこうした信用発行性は、どんな貨幣にも一般化できる」（テレ［2021］p.22）。なお信用貨幣（Credit Money）は政府紙幣とともに、信用発行通貨（Fiat Money）の一種である。テレは、信用発行通貨を「記号-通貨」とも呼んでいる。この点は、Fiat Moneyと言えば「政府不換通貨」のことであった日本の議論における用語法とは異なっている。

8 多少用語法は違うが、三つの信頼について、近代貨幣を想定した以下の説明を掲げておきたい。「依法性信認【＝方法的信頼】は、今後とも自分だけでなく他の人々（私的主体）もその貨幣を使用し続けるだろうと信じること、いわば水平方向の信頼である。ヒエラルキー信認【＝ヒエラルキー的信頼】は、公共財としての貨幣の特質が阻害されるときに公的当局が介入してくれることへの信頼、いわば垂直方向への

信頼である。……倫理信認【＝倫理的信頼】は何かというと、そういう公的介入（権力の発動）が近代国家の理念（上位価値）である個人主義的価値を尊重しつつなされることへの信頼である」（宇仁他［2010］p.144〔坂口執筆部分〕；【…】引用者）。

[9] 貨幣を流通用具と見る新古典派経済学が貨幣ヴェール観による貨幣軽視に陥ったのに対し、貨幣の支払手段機能を重視し、社会的計算単位の機能を第一次的機能としたケインズは貨幣重視の経済理論を提示することができた。テレは貨幣機能論の最良の成果としてケインズ派の議論に言及している。

[10] 貴金属の純分・重量を発行ルールとするかつての金属正貨の場合とは異なり、現在の補助硬貨の場合、刻印（例えば「500円」）を金属板に押すことが通貨の製造行為となる。500円の価値の金属を加工することによって500円硬貨が造られるのではない。

[11] 例えば債務証書において、「甲は○年○月○日に返済金100万円を●銀行の乙の口座に入金すること」となっていれば、甲の預金口座からの振替で支払えばよい（現金＝最終支払手段である）日本銀行券で支払う必要はない。しかし、預金価値の計算単位は現金と同じ「円」である。

[12] 「分裂化」と「集権化」は、かつてアグリエッタ＝オルレアン（Aglietta / Orléan［1984］）が通貨危機のタイプを分類するのに使用した用語として、わが国でも既に知られている。

[13] ドゥ・ブリュノフの「貨幣の再生産」概念においては、民間発券銀行制度の困難が中央銀行設立によって解決される過程が問題になっていた（本稿Ⅰ（1））。

[14] 公的通貨の調達方法には次のようなものがある。第一に、銀行機能をもつ国庫が信用創造を行い財政通貨を発行するという方法がある（例：ユーロ移行までのフランス）。第二に、現金に兌換可能な公債を発行し財政通貨として使用するという方法がある（例：アルゼンチンの州通貨）。そして第三に、中央銀行を政府の銀行として利用するという方法がある（例：中央銀行をもつ国ないし国家連合における財政赤字）。

[15] Aglietta / Orléan［1984］邦訳p.108参照。

[16] F.シミアン（Simiand）はフランスの社会学者・経済学者であり、貨幣研究のフランス語文献には、「社会的信仰」の語とともに彼の名がしばしば登場する。

[17] 価値準備機能は貨幣の非貨幣的使用である（本稿Ⅱ（2）参照）。資本主義社会になると、素材的富とは言えない銀行券や預金が、支払手段であることに基づいてこの機能を果たすようになる。価値準備機能を果たす貨幣すなわち資本主義的貨幣は「マネー」と呼ばれる。

[18] 貨幣の形態により、支払手段機能と価値準備機能との関係は異なる。貴金属貨幣の場合には、価値準備機能を果たす貴金属が支払手段機能を果たすようになるのに対して、信用発行貨幣の場合には支払手段であるがゆえに価値準備機能を果たすようになる。

[19] 一方で、「良貨」の定義には逆転可能性があることもテレは指摘している（テレ［2021］p.28）。つまり、強い過大評価されたデフレ的な通貨を「政治的良貨」とするのではなく、潤沢でインフレ傾向をもち債務者を有利にする通貨が「政治的良貨」とされた1980年代のラテンアメリカ経済のような場合もある。この場合には、弱く潤沢な通貨ではなく価値準備として効率的な安定的通貨が「経済的良貨」とされることになる。

[20] 人類学者のキース・ハートを引用している（テレ［2021］p.31）。

[21] 詳しい説明（テレ［2021］p.34）については省略するが、このうちゴシックのセルは、それぞれの状態においてヒエラルキー的に上位にある機能形態（主導的なもの、土台となるもの）を意味する。また機能形態に関する争点の時間的な相違も表中には記されている。

CASE、MaaSによる自動車産業の構造変化

中村　吉明

1．はじめに

2018年の日本の自動車製造業の出荷額が出荷額全体の18.8％（62.3兆円）、2019年の自動車関連産業の就業人口が全就業人口の8.1％（542万人）、2019年の自動車の輸出額が全輸出額の20.7％（15.9兆円）を占めていることが示しているように[i]、日本経済は自動車産業への依存度が高い。もちろん、最近では、先端技術を活用した様々なスタートアップが立ち上がり、注目されている。しかし、それらは今後、新しい産業の核となる可能性は高いものの、あくまでも「将来」の話である。短期的にみれば、依然として自動車産業が日本経済の稼ぎ頭であり、裾野の広い、影響力のある産業と位置づけられる。

そのような自動車産業に世界規模で大きな変革が起きている。CASEである。

CASEはコネクテッド・カー（Connected）、オートノマス（Autonomous：自動運転）、シェアリング（Shared & Services：シェアリング）、エレクトリック（Electric：電動化）の頭文字をとったものであり、2016年、ダイムラーのディーダー・ツェッチェCEOがパリのモーターショーで用いたことに端を発し、最近では、世界の自動車産業を一変させるキーワードとして使われている[ii]。

CASEは、それぞれが単体で自動車産業に影響を及ぼすのではなく、相互に密接に関連しながら、それらの進捗に応じて段階的に進化していく。最終的には、それらの融合により、ラディカル（革新的な）・イノベーションが生まれ、自動車産業に地殻変動を起こす可能性が高い。ただし、その過程ではお互い関連し合いながら非連続的にステージアップするため、理想的な姿に達するまで、そのステージごとに勝者が変わることになる。つまり、自動車産業は、クルマを「所有」する社会から「利用」する社会へ移行し、MaaS（Mobility as a Service：モビリティのサービス化）が主流となる時代を迎えることとなる。その域に達すると、自動車を自分で買い「所有」する人がほとんどいなくなり、自動車産業は、モビリティサービスを行う企業や、AIをはじめとした複数の技術を融合するIT企業が中心となる可能性もある。つまり、それまで自動車産業の主流を占めてきた自動車メーカーの地位が危うくなるかもしれないのである。さらに、タクシー事業者などの「人流」や宅配事業者などの「物流」などの自動車関連サービスの業態も融合し、自動車産業の産業構造が根本的に変わることになる。

本稿では、まずCASE、MaaSの実態を見たうえで、それらが自動車産業に与える影響を考える。次に、CASEとMaaSの進捗により、自動車産業の産業構造がどのように変容していくかを見ていきたい。最後に、今後の自動車メーカーの経営戦略を考える。

2．CASEの現状と今後の展望[iii]

CASEは単なるシーズとなる新技術、サービスの羅列ではなく、社会的要請、社会的なニー

ズに基づく、あるべき新技術、サービスということができる。言い換えれば、CASEはフォアキャストではなく、あるべきモビリティ像からのバックキャストということになる。

例えば、クルマに関する大きな社会的要請として、交通事故を減らし、より安全に移動できる社会を実現することがある。2020年の日本国内の交通事故の死亡者数は2,839人であり、ピーク時の1970年の16,765人よりも大幅に減少しているが、現在でも多くの方が亡くなっている。その交通死亡事故発生件数の内訳をみると、運転操作不適（14.5%）、漫然運転（13.6%）、安全不確認（11.6%）、脇見運転（8.8%）となっており[iv]、これだけを足しあげても運転手に起因する交通死亡事故は約5割に達する。したがって、仮に「自動運転」が実用化されれば、この約5割分が限りなくゼロになることから、「自動運転」への社会的な期待は高いといえる。

また「高齢者・過疎地域対応」への要請の高まりもある。国内の運転免許の非保有者は4,000万人程度と言われ、さらに、昨今の高齢者による交通事故を背景に高齢者の免許返納が増えている。これらの人々の中には、過疎地に住んでいたり、高齢者で移動が不自由な人も多く、結果的に、自分で十分な買い物ができない「買い物難民」となる可能性が高い。この点からも移動困難者の解消の一助となる「自動運転」に対する期待が高まっている。

「渋滞緩和」に対する社会的要請もある。交通渋滞は、道路の持つ時間当たりの通過可能台数を超過した時に発生し、いったん発生すると、通過台数の容量がさらに低下し、一層渋滞が拡大することになる。その結果、「資源効率化」を低下させ、経済的な損失につながってしまうのである。「自動運転」と「シェアリング」が実現すれば、クルマは必要な時だけ利用することになり、道路を走るクルマの数は減ることになる。

以上は「自動運転」を中心に社会的な要請を列挙したものである。それ以外のコネクテッド・カー、シェアリング、電気自動車も図1のような社会的な要請が基となっているが、ここ

図1　自動車を巡る社会的要請とCASE

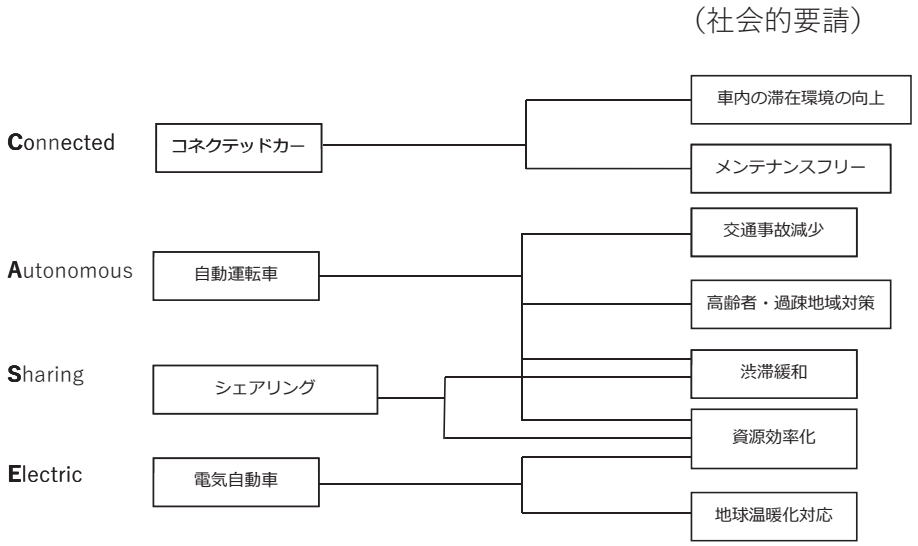

（出典）中村吉明［2017］

では細かな説明は割愛し、以下、CASEの現状と今後の課題について考える。

（1）C（コネクテッド・カー：Connected）

まず、コネクテッド・カーを、通信機能を内蔵し、インターネットなどを活用して常に双方向で車外と情報をやり取りでき、ソフトウェアをアップデートできるクルマと定義する。以前、日本では、コネクテッドの導入需要と考えられるルート検索等の機能が備えられたカーナビゲーションが発達していたため、コネクテッド・カーは、欧米各社よりも多少遅れている分野であった。例えば、欧米ではGM（On Star）やBMW（Connected Drive）など、比較的早い時期から実車に投入されている。

そのような中、５G（第5世代移動通信システム）などの技術の発達により、OTA（Over The Air）[v]の対応の幅が広がり、既存サービスの高度化のみならず、新規サービス創設の期待も高まってきた。

まず既存サービスの高度化の例としては、事故や故障時のコールセンターの代替、ナビゲーションシステムなどが挙げられる。一方、新規サービスの創設の例としては、遠隔診断、技術更新などが考えられる。以上は、安心、安全を中心とする機能の充実に通じるが、問題点はそれらに必要な対価をだれが払うかにある。ユーザーが払うのであれば、ユーザーが従来と比べて、リスク低減、あるいは利便性の観点からみて適正な対価であるかという視点で使用するかどうかを判断することになる。したがって、コネクテッド・カーだからすべて追加費用をユーザーが無条件で支払ってくれるという訳ではないのである。

例えば、遠隔診断ならば、センサーで部品をフォローし、その部品の故障や寿命の予兆を把握し、問題が起こる前に、交換を促すシステムが、従来と比べてユーザーにとってどれほどの利便性を高めるか、説得的な説明が必要となる。故障の予兆の報告を受けて部品交換を行った場合、ディスカウントした価格で交換できるなどのサービスとセットでの提案が必要となる。

また車内や周辺情報がリアルタイムに、かつ時系列的に蓄積できるため、それらを活用した新たなビジネスが生まれ始めている。例えば、車内外で得られた情報をクラウドにフィードバックすることなどにより、自動運転の安全運行が提供されている。また、車内で楽しむという観点では、娯楽コンテンツの提供ビジネスやe-コマースなども提案され始めている。さらに、我々が見出してない５Gを活用したサービスコンテンツも今後出てくるかもしれない。これらは車内に滞在する時間が長ければ長いほど、価値あるものになる。ただし、これらはクルマのユーザーが所持しているスマートフォンを超える娯楽性、利便性を示す必要があると考える。

最近、技術更新でマネタイズに成功した例としてテスラがあげられる。パソコンのOSのWindowsは適宜、バグを自動的に修正したり、料金を取ってバージョンアップを行っているが、同じような形でテスラの車もインターネットを通じてバージョンアップできるようになっている。具体的には、1万ドルを払うと技術の進歩に応じて、高度な自動運転機能が利用可能になるサービスを提供している（FSD：フル・セルフ・ドライビング）。さらに、その機能を低額で提供するサブスクリプションも生まれている。他社も追随すべく試行錯誤を繰り返しているが、テスラは当初からソフトウェアのバージョンアップを前提とした半導体などのハードウェアを搭載している一方、他社は、そのような前提に立ったハードウェアを搭載していないため、現段階ではソフトウェアのバージョンアップは容易ではない[vi]。

（2）A（オートノマス（自動運転）：Autonomous）

自動運転はAIの発達によって各段の進歩を遂げたが、AIだけでは自動運転を行うことができない。自動運転はAIを含むいくつかのコアとなる技術が組み合わせて機能するのである。具体的には、IoT、センサー技術、半導体技術、電子的な地図情報、セキュリティ技術といった技術がAIと密接に関連して自動運転を可能にしていくのである。

まず自動運転車にとってのAIの必要性を考える。例えば自動運転車の走行中に、見通しが悪い十字路があったとする。その付近に小学校があれば、十字路から子供が出る可能性を予見して、速度を緩めるように指示する役割を果たすのがAIである。つまり、普段、われわれが運転中に何の気なしに行っている情勢分析とそれに基づく判断をAIが担うのである。言い換えれば、自動運転車は、「センサー技術」で取得した情報や「電子的な地図情報」などを「IoT」でつなげ、現状を認知し、「半導体技術」を活用して「AI」で分析、判断し、「IoT」を用いて操舵やアクセル、ブレーキなどの駆動系につなげていく車といえる。その上でそれらのシステムを外部の侵入者から守るため、「セキュリティ技術」が必要不可欠になる。

具体的な技術のいくつかを以下に記述していく。

クルマの周囲を認識するセンサーは、主にカメラ、ミリ波レーダー、LiDAR（Laser Imaging Detection and Rangingの略語。）などがある。それぞれのセンサーは、すでに実用化段階にあるものの、長所のみならず短所もある[vii]。したがって、現在、ほとんどの自動運転車では一台のクルマが複数のセンサーを組み込み、お互いを補完している。

また、自動運転ではセンサー等で得られたビッグデータを解析して、瞬時に運転に活かす「半導体技術」が必要となる。パソコンに使用する半導体をインテルが、スマートフォンに使用する半導体をクアルコムが、その市場を席捲したように、自動運転に必要な瞬時に画像処理を行う機能を有した半導体の開発競争が始まっている。

まず、一つ頭を抜け出しているのがエヌビディアである。すでにDRIVE Atlanなど、様々な自動運転用の半導体を開発し、そのいくつかの型式を自動車メーカーに提供し始めている。インテルは、イスラエルのベンチャー企業モービルアイなどを子会社化し、今までインテルの持っている技術を補完する技術の獲得に余念がない。一方、日本のルネサス・エレクトロニクスは、車載半導体一般においては競争力があるが、自動運転用の半導体にはあまり優位性が見いだせないのが現状である。

「電子的な地図情報」もまた自動運転に不可欠なツールである。センサー等で運転環境を常に把握することは重要であるが、道や建物がどのように配置されているかという基礎情報を正確に事前に把握することが不可欠である。もちろん、それら情報を概括的に把握するだけでよければ、従来のカーナビゲーション・システムで十分であるが、自動運転車を安全に運行させるためには、より正確な三次元の電子的な地図（ダイナミックマップ）が不可欠なのである。

ダイナミックマップに関し、世界は大きく4つの勢力に分けられる。まず、グーグルマップやグーグルアースなどを展開するグーグル（アルファベット）が挙げられる。次に、アップルなどに地図情報を提供しているカーナビゲーション大手のオランダのトムトムがある。また、ドイツのHEREも一大勢力である。HEREはフィンランドのノキアの地図事業部門であったが、2015年8月、ドイツのアウディ、BMW、ダイムラーの3社が買収した。最後に巨大市場

中国では、百度（バイドゥ）などがダイナミックマップを作成している。

一方、日本では、自動車メーカー、地図メーカーなどが出資するダイナミックマップ基盤がオールジャパンで日本国内の高速道路・自動車専用道路等のダイナミックマップを作成している。

国内外で自動運転を市場展開するためには、その土地のダイナミックマップが必要不可欠であるため、今後、日本の自動車メーカーなどは、その地域に競争力のある先進企業とアライアンスを組みつつ、自動運転の実用化を進めることになる。

一方、自動運転を実現するためには、いくつかの解決すべき課題がある。

まずは、①技術的な課題である。自動運転車が走行するために必要な機能である「認知、判断、操作」が、円滑に動作するような要素技術をさらに開発しなければならない。なお、自動運転のレベルは、レベル０の手動運転からレベル５の完全自動運転までの６段階あり[viii]、当然、技術的な課題はレベルが上がるほど難易度が高くなっていく。

次に、②安全面での課題、特にセキュリティ問題である。具体的には自動運転車が外部より不正にハッキングされて制御不能となり、乗車している人や周囲に危害を加えるリスクのことを言い、自動運転ではこれを最小限に抑えなければならない。例えば、2015年8月、サイバーセキュリティのイベントで、2人の研究者がフィアット・クライスラー・オートモービルズ（FCA）のSUV「ジープチェロキー」に不正な命令を送り、ハンドルからブレーキに至るまで、すべてが外部から操作できる手法を公開したという事案があった。この件でFCAは自主リコールに踏み切ったが、衝撃を与えたのは、遠隔操作のみでクルマをハッキングできる事実を明らかにした点である。悪意を持った第３者が自動運転車を自由に操れないようにする技術が必要不可欠となる。

さらに、③制度的な課題もある[ix]。第一に、事故に対する責任の所在である。従来の自動車事故は、ドライバー自身が運転していたし、そのドライバーのミスや不注意による事故が多かったため、責任の所在が明らかであった。しかし、自動運転車は、それらの原因による事故がほとんどなくなるのである。そうなると、事故の原因の多くがシステムの誤認や誤作動となるため、事故の責任が、自動車本体の製造業者になるのか、自動運転システムの開発者になるのか、条件入力者（基本的にはドライバー）になるのかが問題となる。現在、日本ではレベル３（条件付き運転自動化）までの法制度ができており、原則として、事故の責任は「ドライバー」が負うことになっている[x]。ただし、レベル４以降はまだ決まっておらず、技術が進展し、本格導入となる前に規定されることが必要不可欠となる[xi]。

加えて、④社会受容性の課題もある。ある命を救うために、別の命を犠牲にしてもいいのかという、いわゆる「トロッコ問題」という倫理問題も考えなければならない。「トロッコ問題」とは、線路を走るトロッコが制御不能で止まれなくなり、例えば、そのまま走ると5人の作業員を轢いてしまうことになるが、分岐点で進路を変えると、その先の1人の作業員を轢いてしまうことになるケースで、進路を変えることが正しいか否かという思考実験である[xii]。

これを自動運転車に応用すると、例えば、道路が突然陥没し、直進すれば穴に落ちて運転者が死んでしまうことになり、方向転換すればドライバーは助かるものの、その先にいる5人の人間を轢いてしまうという時に、どちらを選択

すべきかという問題となる。被害者の数からすれば直進する選択が正しいと思うし、プログラミングもそうすべきとの意見が多いと思うが、実際に自身がドライバーとなると話が別である。この事象が起こる確率はほとんどないとしても、ドライバー自身を傷つけるようにプログラミングされた自動運転車を購入する人はいないと思われる。

それに対する筆者の整理は、まず、自動運転車をタクシーのように単に利用するのみの人と自動運転車を所有している人に分けて考えるというものだ。前者については、ドライバーの生命を第一に考えず、被害を最小限に抑えるようプログラミングし、ドライバーもそれを了解して搭乗すべきだと思う。他方、後者については、ドライバーの生命を第一に考え、その上で被害を最小限にプログラミングするものと、ドライバーの生命を第一に考えず、単純に被害を最小限にプログラミングをするものと選択制にできるようにしてはどうかと考える。すなわち、「生命の選択」を事前に決めるのである。

なお、ドライバーの生命を第一に考える場合は、被害に対するドライバーの責任を、被害を最小限にプログラミングするケースよりも重くするような対応が必要である。いずれにしても、「トロッコ問題」のような例は、前述の通り確率的にほとんど起こらないと思われるが、事故が起こった場合に備えて、その予見性を高めることが重要である。

最期に自動運転を巡る最近の状況を記載しておく。2021年11月に発表された「新しい資本主義実現会議」では「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」を発表した。その中に自動運転関連で以下の記述がある。

「高齢者の移動手段の確保や運転手の不足に直面する地方では、人を運ぶ自動運転による移動サービスが期待されるが、現行法では一般的な制度は規定されていない。このため、申請されたサービスの提供区域・区間を前提として、自動運転システムの性能、遠隔監視や緊急時の対応等を確認した上で、自動運転移動サービスを認める新たな制度を創設し、次期通常国会に提出することを検討する。」

（3）S（シェアリング：Shared & Services）

今まで供給者が支配していた市場が、ITの進展により、需要者中心で利便性の高い市場に変わりつつある。それとともに、モノを所有することから利用することにウエイトを移すシェアリングエコノミーが脚光を浴びるようになってきた[xiii]。CASEのS（シェアリング）はその一種で、大きくカーシェアリングとライドシェアリングに分けられる。

カーシェアリングは、企業があらかじめ利用者として登録した会員に対して自動車を貸し出すサービスであり、日本では1980年代から普及し始めた。自動車を借りるという観点から見ればレンタカーに近いサービスであるが、レンタカーは不特定多数が半日や1日単位以上の比較的長い利用することを想定している。一方、カーシェアリングは、会員制、短時間利用を念頭に置いたサービスであり、短時間であれば、レンタカーよりも便利で安価であることを売りにしている。

主な企業は、タイムズモビリティ（タイムズカープラス）、オリックス自動車（オリックスカーシェア）、三井不動産リアルティ（カレコ・カーシェアリングクラブ）などである。

2010年代には、インターネットを使用することにより、簡単な手続きで自動車を借りられるようになり、カーシェアリングが飛躍的に普及していった。特に、今までのカーシェアリン

グは、BtoCが中心であったが、CtoC、つまり、自分が自家用車を使わない時間に他のユーザーに貸すサービスにも拡大するようになってきた（なお、CtoCはピア・トゥ・ピア（Peer to Peer（P2P）：個人間）と言うこともある）。

つまり、今まで事業者がクルマを所有し、それをカーシェアリングとして貸与していたビジネスから、個人間のカーシェアリングを仲介するビジネスに広がってきたのである。

例えば、DeNAが立ち上げたAnyca（エニカ）は、会員が所有しているクルマの共同使用契約を結び、オーナー（車を所有している人）は、自分のクルマの空き状況と利用条件をエニカに知らせ、そのクルマを使いたい会員（ユーザー）はその情報を見て利用を申し込むという手法を用いている。ユーザーは使用すると、エニカに「共同使用料」を支払い、エニカはその90％をオーナーに渡すというシステムになっている。

一方、ライドシェアリングとは、自家用車の空き座席を利用して報酬を得たい個人（ドライバー）と、当該サービスを利用して移動したい個人（ユーザー）とを、プラットフォームによるマッチングを通じて結び付け、交通サービスを提供することをいう[xiv]。主な企業としては、ウーバーテクノロジーズやリフトなどがある。

ユーザーは、スマートフォンを活用して、容易にかつ即時に配車（オンディマンド配車）を受けられるメリットがある。さらに、レーティングシステムにより、安全・安心の担保とサービス品質の透明化が確保されるというメリットもある。

また、一般的に、需要と供給に応じた弾力的な料金設定がなされており、料金が低くなれば供給者が減り、料金が高くなれば供給者が増えるなど、市場メカニズムを活用したシステム、いわゆる「ダイナミック・プライシング」となっている。しかし残念ながら、このようなライドシェアリングは現在の日本では「白タク」と言われ、「原則として」違法である。「原則として」と言っているからには例外がある。

そのライドシェアリングが例外的に認められる地域として、過疎地域、特に路線バスなど公共交通機関の維持が難しくなっている公共交通空白地がある。つまり、住民に公共交通機関に代わる移動手段を提供するために特別に認められているのである。

例えば、2016年5月から、京都府京丹後市（丹後町）の地元の民間非営利団体（NPO）「気張る！ふるさと丹後町」は、ウーバーテクノロジーズが配車システムを活用して、有償で自家用車を用いた住民送迎を行っている[xv]。これは、京丹後市（丹後町）が公共交通機関で十分な輸送サービスを確保できない地域であるため、NPOなどが主体で運営する場合に限り認められる「公共交通空白地有償運送」の制度を活用しているのである（2006年の道路運送法改正で創設された特例制度）。しかしこの制度は、ライドシェアリングを公共交通空白地に有効な社会政策と位置付けているにもかかわらず、原則、一部地域内でしか運用することができず、例えば地域外の総合病院へ往復したいと思っても、それができないという問題点がある。さらに、その実施には実態上、地元のバス、タクシー事業者の了解を得なければならず、住民ファーストというよりも既存事業者ファーストの制度となっている。

そのような中、いくつかの改善がみられるようになった。例えば、未来投資会議［2019］では、「交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設」の中で「交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参

画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続きを容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。」とし、NPOだけでなく、今まで競合関係にあった交通事業者も参画、あるいは協力のもと、「公共交通空白地有償運送」の制度を活用できる仕組みに作り替えられている。

一方で、ウーバーテクノロジーズなど、ライドシェアリング企業もいくつか問題点がある。

まず、税制上の問題がある。例えば、法人税に関しては、ライドシェアリング企業は、インターネット上でプラットフォームを提供する会社なので、国内に法人を作る必要はなく、課税のきっかけとなる子会社や支店を置かずに商売ができ、仮に日本で大きな利益を上げても、日本へは法人税を支払わずに済ませることができる。類似のサービスを行っているタクシー会社等は、利益を上げている場合、日本へ法人税を支払っており、これらの企業と競争条件を一致させ、イコールフッティングの競争環境を整える必要がある。

さらに労働環境の問題がある。例えば、ウーバーテクノロジーズなどは、ドライバーを同社の社員ではなく個人事業者としており、ドライバーと労使関係がないため、最低賃金など労働法制に基づく義務を順守する必要がない。その結果、不当に低価格でドライバーを活用しているのではないかとの批判も出ている。フランスの最高裁に続いて、英国の最高裁も、2021年にウーバーテクノロジーズのドライバーは従業員であるという判断を示しており、徐々に風向きが変わりつつある[xvi]。

（4）E（電動化：Electric）[xvii]

世界のカーボンニュートラルに向けた動きを鳥瞰してみると、米国ではトランプ政権からバイデン政権に変わり、パリ協定に復帰し、それに呼応して世界各国も脱炭素の加速化で足並みをそろえている。日本も例外ではなく、温暖化ガスの削減目標を上積みし、2030年度の温暖化ガスを2013年度比で46％削減と従来の26％から20％上積みした。さらに、SDGs（持続可能なよりよい社会を目指す持続可能な開発目標）に取り組む企業が増えており、投資家は、そのような企業へ積極的に投資するようになっ

表１　電動化を巡る各国・地域の対応

国	対応	FCV	EV	PHV	HV
米国	2030年に新車の5割をゼロエミッション車に	○	○	○	×
日本	2035年にガソリン車販売ゼロに	○	○	○	○
欧州	EU：2035年にHV・PHV・ガソリン車販売禁止の包括案	○	○	×	×
	英国：2030年にガソリン車の販売禁止	○	○	×（35年から）	×（35年から）
	フランス：2040年までにガソリン車の販売禁止	○	○	×（？）	×（？）
中国	2035年をめどに新車をEV、HVなどの環境対応車に	○	○	○	○
東南アジア	タイ：2030年に自動車生産の3割をEVに		○		
	インドネシア：2025年に新車販売の2割をEVに		○		

（出典）日本経済新聞、読売新聞等

てきている（EGS投資）。その結果、温暖化対策に資する事業に投資が集中し、一方で逆行するような事業への投資をやめる（ダイベストメント）傾向が強くなってきた。

自動車産業でも、このような世界規模でのプレッシャーの中、各国政府は自動車の温暖化対応として厳しい目標を設定し始めている（表１）。

この目標設定は、需要側のニーズ、つまり国民のニーズによって発せられたものではなく、政府が地球環境のあるべき姿を念頭に策定した、いい意味での「上からの押し付け」と言える。さらに留意しなければならない点は、各国政府のE（電動化）重視の対策は単に温暖化ガス削減のためだけではなく、自国企業の産業競争力強化を念頭に置いた産業政策も考慮に置いていることである。

このような中、日本の自動車メーカーは、各国が行うE（電動化）重視の対応に疑義を持っていたり、他部門が原因で変われない、つまりエネルギーの脱炭素化が進まない限り、自動車産業だけが努力しても温暖化ガスの削減が進まないという不満を持っていたことなどから、今までE（電動化）、特にEV（電気自動車）化にはリラクタントであった。しかし、世界の潮流がEV化となり、外堀が埋まり、自分自身から変わろうとする自動車メーカーも増えてきた。つまり世界の自動車産業はE（電動化）、EV化がかなりのスピードで不可逆的に進み、それに伴い自動車産業の産業構造自体も転換せざるを得ない状況となってきている。

日本政府が2021年6月18日に発表した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、自動車に関し以下の通り記述している[xviii]。

「2035年までに、乗用車新車販売で電動車100％を実現できるよう、包括的な措置を講じる。商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30％、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用を適した車両で合わせて100％を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講ずる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術検証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。」

ここでいう電動車とは、EV、燃料電池車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、HV（ハイブリッド車）のことを言い、HVが含まれている。

一方、EV化＝地球温暖化対策と無条件にはつながらないことを留意しなければならない。つまり、ライフサイクル全体として考えなければならないのである。仮に今、日本でEVを導入したとしても、発電エネルギーの約8割を火力発電に頼っているため、HVと比較して、決して二酸化炭素の排出量が少ないとはいえないからである。さらに、EVの必須モジュールである蓄電池の製造工程で多くの二酸化炭素を出すと言われており、原料の採掘、製造工程、使用、廃棄なども含めたライフサイクルアセスメントの観点から、二酸化炭素削減の優位性を見出さないと真の意味での地球温暖化対策にならないのである。つまり今後は、世界各国でライフサイクルアセスメントに関する共通理解を深め、統一基準を基に客観的な判断をしていく必要がある。

乗用車を製造する日本の自動車メーカー８社

表２　乗用車８社の輸出比率・海外生産比率（2019 年）

	国内生産	海外生産	輸出	輸出比率	海外生産比率
トヨタ	3,415,864	5,637,653	2,103,639	61.6%	62.3%
日産	807,744	4,150,456	456,225	56.5%	83.7%
ホンダ	843,056	4,327,539	131,322	15.6%	83.7%
スズキ	946,768	2,109,092	178,792	18.9%	69.0%
三菱自	619,464	749,135	375,512	60.6%	54.7%
マツダ	1,010,275	477,642	849,844	84.1%	32.1%
ダイハツ	953,541	765,301	0	0.0%	44.5%
スバル	618,764	368,519	505,577	81.7%	37.3%
８社合計	9,215,476	18,585,337	4,600,911	49.9%	66.9%

（出典）各自動車メーカーの公表資料より筆者作成。

表３　主要国自動車販売台数（2019 年）

	トヨタ		日産		ホンダ		スズキ		三菱		マツダ		スバル	
	台数	シェア	台数	シェア	台数	シェア	台数	シェア	台数	シェア	台数	シェア	台数	シェア
フランス	109,478	1.3%	49,988	1.1%	8,196	0.2%	30,757	1.1%	8,923	0.7%	12,598	0.9%	511	0.1%
ドイツ	89,034	1.0%	45,891	1.0%	15,634	0.3%	40,610	1.4%	55,317	4.6%	71,609	4.9%	5,835	0.6%
イタリア	91,839	1.1%	49,131	1.1%	8,662	0.2%	38,284	1.3%	9,326	0.8%	13,406	0.9%	2,823	0.3%
スペイン	77,531	0.9%	58,173	1.3%	7,610	0.2%	8,059	0.3%	14,629	1.2%	23,160	1.6%	2,471	0.2%
英国	113,682	1.3%	105,300	2.3%	43,913	0.9%	35,065	1.2%	20,606	1.7%	40,148	2.7%	2,997	0.3%
ロシア	103,597	1.2%	64,974	1.4%	1,836	0.0%	7,731	0.3%	39,938	3.4%	30,576	2.1%	7,686	0.8%
アメリカ	2,085,234	24.2%	1,227,973	27.2%	1,450,785	29.1%	0	0.0%	121,046	10.2%	278,552	19.1%	700,117	69.9%
ブラジル	215,477	2.5%	96,018	2.1%	128,178	2.6%	3,194	0.1%	21,877	1.8%	0	0.0%	16	0.0%
中国	1,411,241	16.4%	1,174,144	26.1%	1,568,978	31.5%	25,833	0.9%	133,016	11.2%	230,635	15.8%	0	0.0%
インド	126,701	1.5%	6,845	0.2%	134,741	2.7%	1,511,607	51.8%	56	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
マレーシア	69,091	0.8%	21,239	0.5%	85,418	1.7%	0	0.0%	8,140	0.7%	11,651	0.8%	2,864	0.3%
インドネシア	331,067	3.8%	12,302	0.3%	137,339	2.8%	100,383	3.4%	119,011	10.0%	4,884	0.3%	0	0.0%
タイ	319,798	3.7%	66,711	1.5%	129,512	2.6%	24,584	0.8%	88,211	7.4%	61,303	4.2%	2,917	0.3%
日本	1,547,211	18.0%	567,643	12.6%	722,075	14.5%	695,976	23.9%	103,486	8.7%	203,580	13.9%	131,261	13.1%
合計	8,607,649	100.0%	4,507,032	100.0%	4,981,427	100.0%	2,916,748	100.0%	1,191,143	100.0%	1,460,042	100.0%	1,001,730	100.0%

（出典）マークラインデータベースより筆者作成。

について、2019年の海外生産比率をみると（表２）、ホンダ、日産が最も高く83.7％、8社平均で66.9％となっている。総じて日本の自動車メーカーは海外市場を念頭に置いて、現地生産や輸出を行っている企業が多い。

次に、2019年の主要国自動車販売台数をみると（表３）、トヨタの世界販売に占める日本販売の比率は、18.0％、ホンダ、日産はそれぞれ14.5％、12.6％である。

以上、需要、供給、両面からみても、日本の自動車メーカーにとって、現在においても将来においても海外が重要な市場であることがわかる。日本でグリーン戦略を策定し、HVを電動車に含める等の条件設定をしたとしても、海外の市場では、中国は中国の条件設定、EUはEUの条件設定に従わなければならない。

また、政府等の補助金を活用して自国の自動車産業を育成する国も見受けられる。もちろん、このような補助金は禁止されており、WTOによる補助金の撤廃勧告及び相殺関税というルールが用意されているが、明確な根拠を示すことは難しく、その議論には時間がかかり、結局は補助金を交付した国勝ち、シェアを取ったもの勝ちということになってしまうのが現状である。

以前からEUは大義名分となる環境問題を前面にして域内産業の競争力を保持してきた。RoHS規制やREACH規制はその最たる例で、今回も、フランス、（EUから離脱したが）英国も、EV化に専心している。一方、ドイツは今までガソリンエンジン車に比較優位があったため、EVへの急激な移行にはリラクタントであった。しかしHVではトヨタ、ホンダにかなわず、クリーンディーゼルをEV普及までのつなぎと考えていたが、ディーゼル車の排ガス不正問題でその方向性は絶たれ、大幅な雇用減を覚悟で、VWなど主要企業もEV化にシフトし始めている。

また中国は、ガソリンエンジン車では競争力が確保できないため、ゲームチェンジを目指し、早くから生産、販売両面で補助金を交付してEV化を進めてきた。しかしここにきて、一次エネルギー消費量の90％以上を石炭、石油に頼っているエネルギー問題や、すべてをEV化することによりエネルギー需給がひっ迫してしまうという懸念等を踏まえ、HVも許容する方向となっている。

一方、米国は、バイデン政権に変わり、政権として温暖化対策に力を入れ始めている。従来から地球温暖化対策の先進州であるカリフォルニア州は政府の政策とは関係なく独自の温暖化対策を講じてきたが、その流れが徐々に全州広まる可能性が高くなっている。自動車メーカーもそれに呼応して、今までEV化を静観していたGMはEV化に舵を切り、フォードも追従し始めている。

以上、日本の自動車メーカーの市場は主に海外にあり、地産地消を旨とし現地生産を行っている現状に鑑みれば、各国のレギュレーションに合わせて自動車を生産、販売をせざるを得ない。ただし、一次エネルギーの入手条件など、各国、それぞれ固有の条件があるため、日本国内でのHVの活用は誤りではないが、規模の経済を発揮できるほど、量は出ず、今後、先細っていくことになる。そう考えれば、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」におけるHVはEV化への激変緩和措置としての位置づけでしかないと考えるべきである。

一方、商用車は、自家用車に匹敵する二酸化炭素を排出しているため、その対策は急務である。ただし商用車の電動化にEVを用いることには課題が多い。特に大量、幹線輸送には、走行距離が短く、充電に時間がかかり、何よりも蓄電池の重量が重いEVはなじまず、燃料電池車（FCV）が主流になると思われる。もちろん、燃料ステーションの建設にはコストがかかるが、幹線輸送では、限定的な配置で十分であり、大きな問題とならないと思われる。さらに、燃料電池は日本企業に競争力があり、これを日本車だけに限定せずに、アップル、マイクロソフトのOS戦争のマイクロソフトに倣って、モジュールで海外企業に販売すれば、世界の温暖化対応にもつながるし、日本企業の競争力強化にもつながる。

一方、ラストワンマイル物流などの短距離輸送ではEVの活用の余地は十分あることを付記しておく[xix]。

（5）CASEの今後の方向性

2016年にCASEという言葉が注目されるようになってから2021年で5年経過するが、その期間にCASEの進捗に影響を与えるいくつかのトピックがあった。一つは新型コロナウイルスの感染拡大、一つは地球温暖化問題の対応、残りは技術の進捗と社会受容性である。

2016年当時、シェアリングビジネスは大きな飛躍が期待された。例えば、ライドシェアリングは既に米国や中国、東南アジアで実施されており、日本国内で普及させるためには制度整

図２　ビフォーコロナとポストコロナの CASE

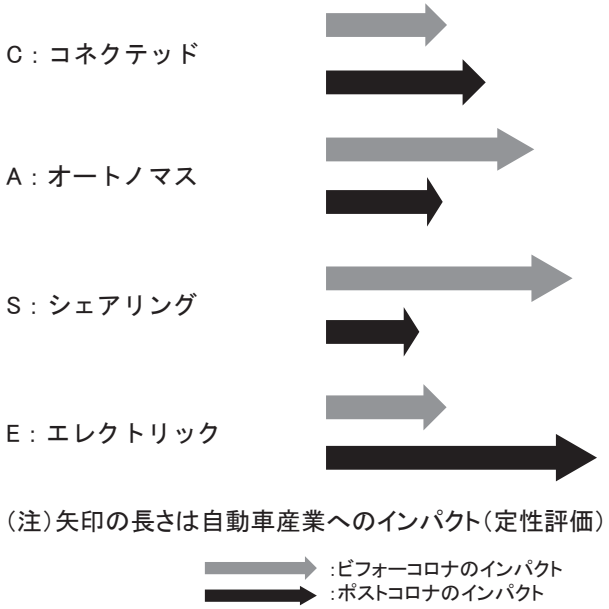

備と既存利益団体との調整を残すのみだったため、CASEの中で一番の進捗が見られると期待されていた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大で、３密（密閉・密集・密接）を避けることが奨励され、３密が避けられないライドシェアリングは、その動きが減速化していった。その結果、自家用車を所有する人がかえって増える傾向もみられ、「所有から利用」が逆行するケースも出てきている。

一方、この期間、前述の通り温暖化現象に懐疑的だったトランプ政権からバイデン政権に代わり、改めて電動化、特にEV化が注目されるようになった。その結果、CASEのEが当初想定より、大きく進捗するようになった。

CとAについては、技術の進捗と社会受容性に影響を受けている。Aの自動運転については、当初、技術的には確立していると思われていたが、必ずしもそうではなく、究極の安全を目指し、その費用対効果の低い技術開発に費やす時間がさらに多くなっている。一方、自動運転に対する社会的な受容性がそれほど高まらず、当初、想定していた進捗よりも遅くなっている。また、Cについては、当初、自動運転とのセットで車内環境の自由度が高まること、車内で有意義に過ごせるようになることから注目されていたが、数年前から、OTAによるソフトウェアのアップデートも注目されるようになり、自動車メーカーはCにより力を入れるようになった。

以上の結果、CASEの進捗期待度をビフォーコロナとポストコロナと分けると、図２のようになる。

３．MaaSの現状と今後の展望[xx]

（１）MaaSの定義

人口減少により自動車販売が減少する可能性が高いのに加え、若者の自動車離れも相まって、日本の自動車市場の需要面における先行きは明るくない。さらにCASE、特に自動運転やシェアリングが進展すると、自動車も「所有」から「利用」へと移行し、自動車が売れなくなる時

代を迎える蓋然性が高くなる。

近年、このような潮流を受けて、MaaS（Mobility as a Service：モビリティのサービス化）が注目され、実証実験にとどまらず、実装も確実に進んでいる。MaaSの定義は様々あるが、一般的には、「様々な種類の輸送サービスを、需要に応じて利用できるよう単一に統合されたもの」と定義づけられている。これはスマートフォンだけでシームレスに様々な交通手段のルート検索・予約・決済ができるサービスを指している。筆者はこれを狭義の定義と考え、もう少し広く規定した方が実態を捉えやすいと思っている。つまり、「様々なモビリティを用いてユーザーに円滑な移動を提供するとともに、様々なサービスも同時に提供すること」という広義の定義である。以下、この広義の定義を念頭にMaaSを中心に話を進めていく。

（2）MaaSの類型と実例

MaaSは画一的なビジネスモデルがある訳ではない。人口の集積度合いや、利用が日常的なものか、非日常的なものかによって、違ったビジネスモデルが存在する。

例えば、非日常的なMaaSの典型例として「観光型」がある。観光型は、経路検索・予約・決済の一元化と交通のシームレス化だけでなく、数多くの観光施設を取り込み、追加料金のない定額制（サブスクリプション）を目指すのが主流である。例えば、東急とJR東日本などが、過去3回に分けて伊豆エリアで行った「Izuko（イズコ）」の実証実験がその例として挙げられる。

一方、人口の集積がみられる地域には「都市型」MaaSが考えられる。その中で特に人口の集積度の高い都心では、現在、経路検索アプリが多数あり、かなり進化している。また決済も交通系電子マネーのSuicaやPASMOなどがあり、特に不便を感じない。もちろんタクシーが必要な場合もあるが、駅待ちを利用したり、専用アプリを使ったりすれば問題はない。今後、都心のMaaSで行うべきことは、複数乱立するアプリを、ユーザーの利便性を第一に考え、統合することぐらいであり、そこには新たなイノベーションは多くない。

一方、中規模都市のMaaSでは、単にモビリティだけではなく、それ以外のサービスを取り込めるかが成功の鍵となる。例えば福岡市や北九州市でトヨタ、西日本鉄道、JR九州が中心となって行っている「my route（マイルート）」というマルチモーダルモビリティサービスがその例として挙げられる。これは、ルート検索、予約、決済だけでなく、店舗・イベント情報、スポット情報、リアルタイムの運行状況、カレンダーなどの連携機能などを提供している。つまり円滑な移動のサポートと街の賑わいの創出の両方を目指しており、MaaSの広義の定義を身をもって実践しているのである。

都市に近接する地域では、「郊外型」MaaSが存在感を放っている。例えば、最寄りの鉄道駅までバスを使うような東京近郊のベッドタウンで行われているMaaSである。このような地域の住民は今まで日常生活で自家用車を使ってきたが、高齢になり自家用車を使用しなくなると「買い物難民」になる恐れがある。短期的にはオンデマンドの相乗りバスやタクシーを用いるが、中長期的にはそのバスやタクシーが自動運転車になると想定される。

例えば、アイシンが中心となって豊明市で行っている「チョイソコ」は「郊外型」MaaSの典型例である。対象は会員登録した高齢者で、120余りの停留所での乗り降り希望を集約し、１回200円の運賃で、不定時・不定ルートで小型バスの運行を行っている。しかし、チョイソコは他の地域で行っている移動サービスと同様

図３　MaaSの類型

○観光型
　マルチモーダルサービス、サブスクリプション
　モビリティ以外のサービスとの融合
　・Izuko（伊豆半島：東急電鉄、JR東日本、伊豆急行鉄道等）

○都市型
　モビリティ以外のサービスとの融合
　・my route（福岡市：トヨタ、西日本鉄道、JR九州）
　（都心型：複数乱立するアプリの統合が必要）

○郊外型
　オンディマンドの相乗り小型バス（将来、自動運転化）
　病院、ショッピングセンター等のサービス事業者の協力
　・チョイソコ（豊明市：アイシン、スギ薬局）

○過疎地域型
　ライドシェアリング、タクシー中心
　非効率な公共交通の整理
　・ささえあい交通（京都府京丹後市（丹後町））：NPO法人「気張る！ふるさと丹後町」

に運賃収入だけでは採算が取れないことを自認し、自治体からの支援のほか、様々なサービサー（商店など）から資金拠出を募って、この課題を解決しようとしている。つまり、商店などの前に停留所を設置することにより、来店者が増加することを説明し、停留所の設置を条件として賛助金を徴収し、事業コストをシェアリングしているのである。

さらに、地方の人口減少地域では「過疎地域型」MaaSが考えられる。そこでは「シェアリング」の中で説明した合法的な「白タク」、公共交通空白地有償運送の制度を活用しているところが多い。

その他、過疎地域の交通手段としてはオンデマンドの相乗りバスなどの公共交通を活用する例も多いが、乗車率が低く非効率になってしまう。その場合は、貨物輸送やその他のサービスと束ねて採算性を高めるケースが多い。それでも赤字になる場合は国や地方自治体の資金支援が必要となる。その場合であっても住民の利便性と地方自治体等の資金負担を比較考量し、支援額が無尽蔵に増えない仕組みを考える必要がある。

（３）MaaSの今後の方向性

前述の通り、MaaSは大きく観光型、都市型、郊外型、過疎地域型MaaSに分けられる。その中で、新型コロナウイルスの感染拡大以前は、特に観光型MaaS、都市型MaaSが注目を浴びていた。しかし、コロナ禍で感染拡大防止の観点から３密を避けるため、人の移動を極力抑えるようになり、両者とも今までの勢いがみられなくなった。特に観光型MaaSは、以前、地理に不案内な人も利用しやすく、現金を使わない利便性もあり、国内の旅行者のみならず、訪日旅行者にとっても有効な手段となるとの期待が高かったが、現在は厳しい状況となっている。また、都市型MaaSも各社が専用アプリを開発するなどして消費者を取り込む努力をしてきたが、外出自粛などで、その需要が減っている。

一方で、郊外型、過疎地域型MaaSについては、地方の高齢化等を背景にビフォーコロナ、

図４　ビフォーコロナとポストコロナのMaaS

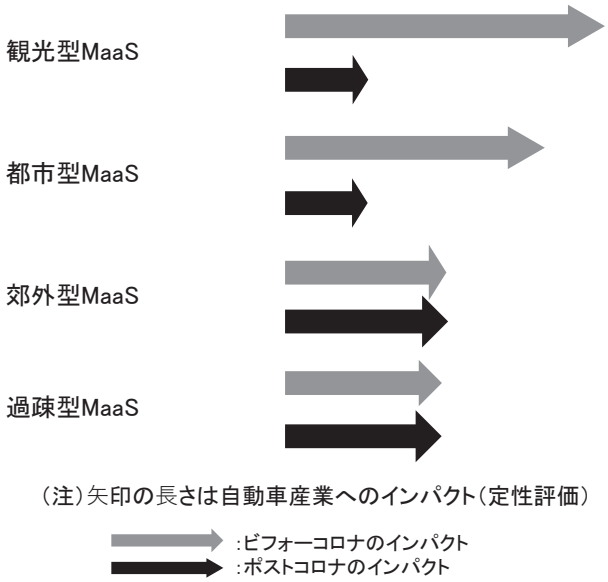

図５　CASEとMaaSとスマートシティの関係

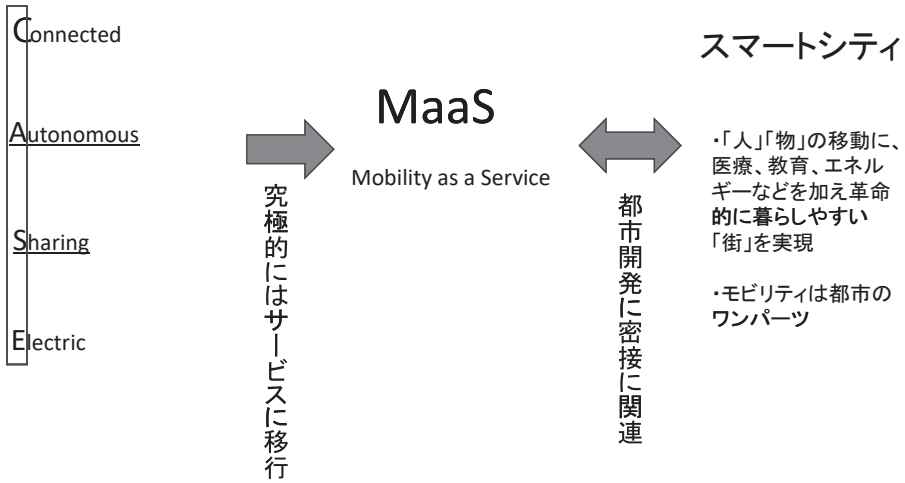

（出典）中村吉明［2019c］

ポストコロナ関係なく、根強い社会的要請がある。ただし、それらはビジネスという観点で考えれば、モビリティサービスだけで採算を取ることは難しく、それらを維持し続けるためには、医療等の地域の様々なニーズと束ねたり、国や地方自治体の支援を受けながら、サステナビリティを確保していくことが重要な論点となっていく。

いずれにしても、CASEが進展し、所有から利用へモビリティの軸足が移ることにより、MaaSが脚光を浴びることは必然である。その結果、モビリティビジネスは、消費者主体のサービスにカテゴライズされ、既存産業の再構築につながることになる。例えば、自動車産業というカテゴリーも古い分類となり、タクシー事業のような「人流」や、宅配事業のような

「物流」などの垣根もなくなり、それらすべてがMaaSとして括られるようになるのである。

言い換えれば、CASEによって自動車産業は、今までの製造業中心の位置づけからサービス業中心のMaaSにパラダイムシフトを起こすことになる。

さらに中長期的には「街」全体を構想する際にMaaSをどのように位置づけるかが重要となる。すなわち、「街」をICTを活用したスマートシティに進化させていくと、MaaSはそのコア部分と位置付けられ、医療、教育、エネルギー、水、環境と関連付けながら暮らしやすさを追求することになる。

４．CASE、MaaSの進展に伴う産業構造の変化[xxi]

従来のガソリンエンジン自動車は、約３万点の部品を効率的に組み立てるため、自動車メーカーを頂点とした「系列」、いわゆる「垂直統合型」の産業構造であった。特に高度成長期には、自動車メーカー、Tier1、Tier2の階層を超えて株式を持ち合うケースもあり、自動車メーカー毎に、それぞれ独立した「系列」を持っていた。しかし、海外展開が進む中で、その結束が緩み、さらにカルロスゴーンが調達改革を進めたことにより経営を立て直したことを背景に、「系列」自体が徐々に緩やかなものになっていった。

また、従来のガソリンエンジン自動車は、主に機械工学の範囲の技術で事足りていたが、技術の進化とともに、自動車の電子化が進んでいった。その結果、電気・電子部品やソフトウェアの技術が必要になり、それらを従来の系列内部で調達できない場合は、系列外部から調達するようになっていった（図６の左側）。

さらに、CASEが進展し、例えば、A（自動運転）を導入しようとすると、AIなどの新たな技術が必要となる。また、C（コネクテッド・カー）を導入しようとすると、IoTの技術も必要になる。さらにE（電動化）、特にEV（電気自動車）では、エンジンが不要となる一

図６　自動車メーカーの構造変化

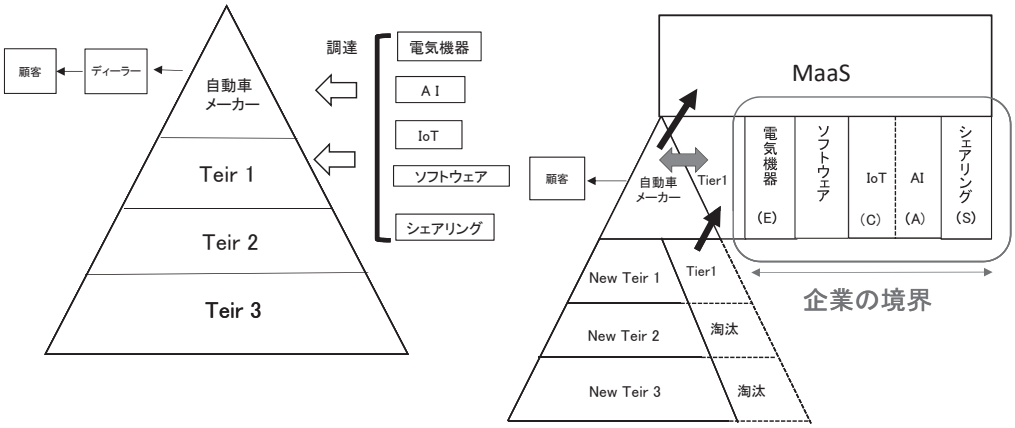

垂直統合 ⇒ 水平分業

（出典）中村吉明［2021c］

方、モーターと蓄電池を中心としたシステムが必要となり、今までの「系列」内の技術では十分対応できなくなってしまう。したがって、系列の内部調達の比重が下がる一方、外部調達の比重が増え、結果として、現在、自動車メーカーを中心とする垂直統合型の産業構造が水平分業型に移行する蓋然性が高くなる。

その結果、従来の自動車メーカーと「系列」企業は、EV化により仕事が減少し、それに呼応して人員削減などの固定費の削減をしなければならず、レガシーコストに苦しむことになる。

さらに自動車産業の産業構造が垂直統合型から水平分業型へ移行すると仮定すると、今まで垂直統合型で系列トップに君臨してきた自動車メーカーの存在意義が薄れてしまう。そのためトヨタは、他業態の企業に主導権を奪われるのを避けるため、EVに不可欠な蓄電池をコアコンピタンスにしようと腐心している[xxii]。

加えて、自動車メーカーは、CASEの進展に伴う研究開発費の増大に対応するため、自動車メーカー他社との連携を強化している（「規模の経済」の確保）。また、CASE時代の自動車は、上述のように自動車産業にとどまらず、IT、ソフトウェアなど他業態の技術が不可欠となるため、「範囲の経済」の獲得を考え、自動車メーカーは他業態の企業と連携を積極的に進めるようになってきている。いわゆる「企業の境界」を広げる動きである。つまり、どこまで自社で行うか、連携で行うかを、自社のコアコンピタンスを考えながら経営戦略を練るようになってきているのである。

またEVはガソリンエンジン自動車に比べて部品点数が少ないことに加え、モジュール化しやすいため、従来のように自動車メーカーが自動車製作の統括・調整を行う必然性が薄れてきている。そのため、コアコンピタンスを持ったTier1などが自動車メーカーに取って代わる可能性も出てきている。特にドイツでは、従来からTier1の存在感が大きいが、それがさらに大きくなり、日本もTier1の存在感が高まりつつある。一方、エンジン関連の部品を提供するTier ２、Tier3等は、エンジン車の生産量の減少とともに徐々に業務量が減るため、淘汰が進まざるを得なくなる。その対応策として、早いタイミングでEV関連部品を開発したり、他産業へ参入し、ソフトランディングを図らなければならない。

５．モビリティ新規参入企業[xxiii]

前項で述べた通り、CASE、MaaSの進展に伴い、自動車に関連する産業構造が大きく変化し、既存の自動車メーカーの立ち位置に変化が見られるようになった。この変化は、モビリティ新規参入企業の出現でさらに加速化している。以下では、そのモビリティ新規参入企業であるテスラ、EVベンチャー、アップルの概要を把握し、既存の自動車メーカーになかった特徴を考える。

（１）テスラのケース

自動車産業への新規参入企業の最右翼としてテスラが挙げられるが、テスラは従来の自動車メーカーとは逆行する形で水平分業から垂直統合へ移行しようとしている（図７）。初期のEV（ロードスター）は、多くの部品を外部調達したが、徐々に自前主義化し、垂直統合型に移行しつつある。例えば、蓄電池は、当初はパナソニックと協業で米ネバダ州にギガファクトリー（GF）を作り、2019年12月に稼働した上海GF3ではCATL、LG化学から電池を調達しているが、現在、ベルリンに建設中のGF4では内製化を進めている。このようにテスラは、大企業からノウハウを吸収し[xxiv]、最終的には自前

図７　自動車産業への新規参入企業

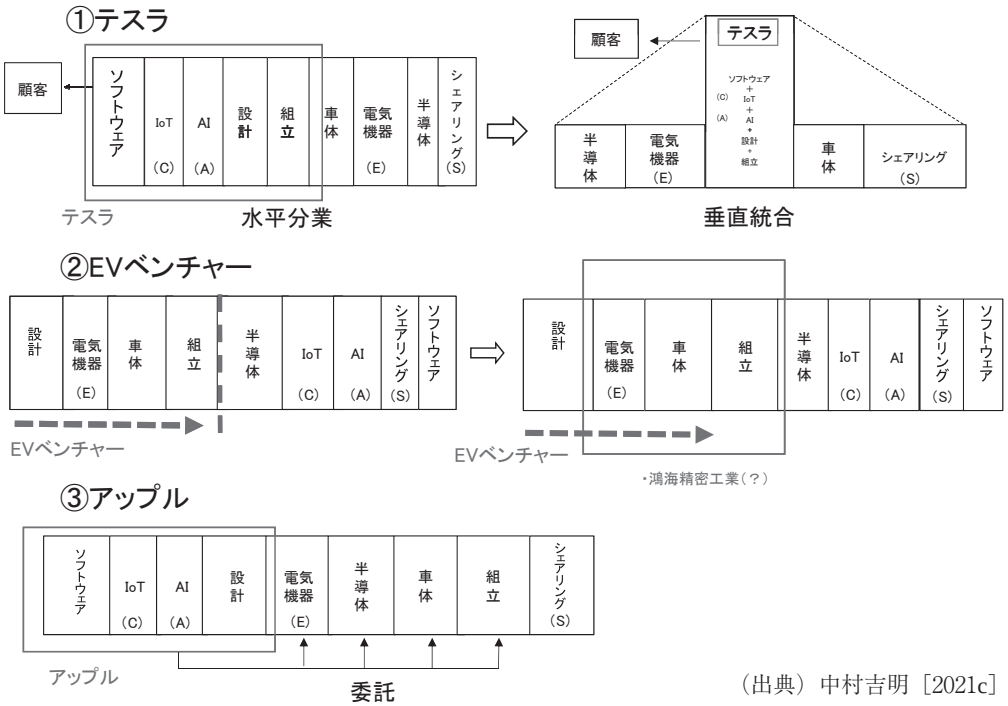

（出典）中村吉明［2021c］

で量産し、「規模の経済」を活用して、コストダウンを図ろうとしている。

またテスラの一貫した哲学は、人類が化石燃料を利用する経済から脱却させることにあると言われているが、はじめから究極的な理想を目指さず、段階的に目標を設定するところに特徴がある。まずはC（コネクテッド・カー）とE（電動化）の機能を搭載した高級車を販売し、カリフォルニア州の環境規制を活用した排出権販売で利益を得て採算性を確保している[xxv]。同時にA（自動運転）も進め、その確度を高め、将来的にはS（シェアリング）も組み込み、ロボタクシーを目指しているのである。

さらにテスラは従来の自動車メーカーのように販売ネットワークを持っていないが、それを逆手に、すべての車をインターネット販売することにより、大幅に販売コストを下げている。また、イーロンマスクのSNS等での発信力を活用して、多くの広告宣伝費を節約している。それら節約分をテスラ専用の充電ステーションに投入し、政府の力を借りず、自らインフラ整備を行っており、従来の自動車メーカーとは異なる経営戦略を取っている。

（２）EVベンチャーのケース

EVはモジュール化しやすい構造であり、かつ、それらが容易に入手できるため、自動車産業への新規参入のハードルは低くなった。また、電機産業のEMSのような役割を自動車製造でも果たすことを企図した鴻海精密工業の登場により、より参入しやすい環境になってきている。さらに、テスラと同様にガソリンエンジン自動車を量産していないことが、エンジン自動車関連の雇用や設備などの負のレガシーがないというメリットとなる。一方で、自動車産業は安全安心の規律が他業種よりも高いため、新規参入企業は、長年、業界に携わっていた自動車メーカーに比べ、その形式知、暗黙知の両面を持っ

ていないことがデメリットとなる。

中長期的には、主要モジュールを外部調達するようなEVベンチャーは、競争力を維持するコアコンピタンスがないため、淘汰される可能性が高い。EVベンチャーの中で、蓄電池や、モーターを含むアクスルにコアコンピタンスがあるか、あるいは規模の経済により他社より低コストでEVが作れるという高い量産能力を持つ企業しか生き残れないと思われる。

（3）アップルのケース

アップルの場合、i-Phoneのビジネスモデルが「走る」「曲がる」「止まる」機能を持つ車にも応用できるかどうかが成功の試金石となる。アップルのビジネスモデルの特徴は、一般的に水平分業といわれているが、筆者は水平分業と垂直統合のミックス型と解している。というのは、単にモジュールや部品を他社に委託するだけではなく、生産工程の内部まで深くチェックし、必要な設備投資を受託者に代わって行うなど、生産工程に深くコミットをしているからである。アップルにとってはもちろん初めての自動車産業への参入であるが、そのレピュテーションの棄損につながる失敗は許されないため、当初、既にノウハウを持つ自動車メーカーとの協業を目指していた。しかし、現在のところ、自らがアップルのTier1となるような選択をする自動車メーカーは存在しない。そこで、アップルは、現在、自らはブランドを持たず、自動車を製作する能力のある生産受託事業会社に食指を伸ばしている模様である。

6．企業の経営戦略

現在の自動車産業は、自動車製造業と自動車関連サービス業に分かれており、それらを総称して現在の広義の自動車産業を構成している。

それがCASE、MaaSの進展により大きく変わっている。

現在、自動車販売は系列ごとに日本各地に張り巡らされた一大ネットワークになっており、自動車産業全体におけるウエイトも大きなものであった。しかし、前項のテスラの例をみるように、今後、インターネット販売が主流となり、直販は大幅減少するものと予想される。したがってディーラーの生き残りは厳しく、MaaS

図8　日本の自動車産業（現在とCASE、MaaS時代）
（自動車産業を構成する付加価値の割合）

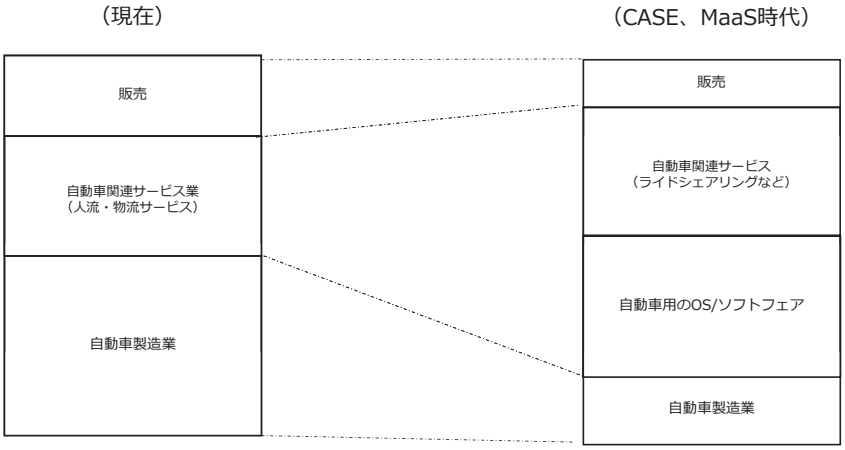

の拠点となるなど、新たなビジネスを探す必要がある。

一方、自動車関連サービスや自動車用OS/ソフトウェアは増加が期待される。自動車関連サービスについては、従来の人流・物流サービスに加え、ライドシェアリングなどの新たなビジネスも加わり、確実にそのシェアを増加させていくと考える。さらに、自動運転車が普及すると、車内で映画を見たり、音楽を聴いたりする時間が確実に増える。それら映画や音楽のコンテンツの拡充もさることながら、同時に車内空間を静かに保ったり、音漏れを防ぐ新素材の開発も必要となるはずである。また、自動運転は、認知、判断、操作をつかさどるOSやソフトウェアが必要不可欠であり、その性能次第で自動運転車の性能が決まるといっても過言でないため、これらの部分を担当する企業の発言力が強くなると思われる。これは、まさにスマートフォンでOS/ソフトウェアメーカーの力が強くなったのと似ている。

現在、強大な影響力を有しているものの、今後、相対的に発言力が小さくなる蓋然性の高い自動車メーカーは、生き残りをかけて、同業種の連携のみならず、AI企業との連携、買収に血眼になっている。仮に、現在、競争力のある特定の海外企業が、AIを使った情報処理技術や地図データ等のビッグデータの保有・活用などの情報インフラを抑えてしまうと、海外企業に「走る、曲がる、止まる」といったクルマの基本性能を制御する「頭脳」を握られてしまうことになる。そうなると日本の自動車メーカーは、単なる「ハコ」を作るだけのメーカーとなってしまう。したがって、日本企業が、このような情報インフラを構築できるか否か、少なくとも競争力のある特定の海外企業と協業ができるか否かが、今後の日本の自動車産業にとって、引いては日本のものづくり産業にとって重要な分岐点となる。

一方、昨今の世界の潮流として、CASEの中で、直ちに対応しなければならない事項はE（電動化）となり、世界の国や地域では、脱炭素化という大義名分のもとＥＶ化を急いでいる。日本でＨＶを禁止しなくても、海外が国として禁止すれば、当然、その国でHVは販売できなくなる。

日本の自動車メーカーは、雇用や今までの競争力の観点から、産業構造の転換をできるだけ遅くするため、EV化をできる限り遅らせるインセンティブが働いているが、ただ世界の潮流に逆らうことはできない。

ただし、短期的にはすべての国がEV化という訳ではなく、HVの活用余地はある。候補の一つとして巨大市場のアフリカが考えられる。携帯電話に関してはリープフロッグを起こしてアフリカでも一気に普及したものの、自動車に関していえば、電気インフラが脆弱であるし、生活のための安定電源が必要なため、EVは加速度的な普及を見せないと予想される。その場合、究極的な目標というよりも、より良い選択としてHV車の適用が考えられる。

一方、東南アジア、インド、中国では日本車が比較的強いが、そこにもEVの波が押し寄せている。ただ、ここもPHVやHVの存在意義が増してくる蓋然性が高い。

このように各国、時間軸が違うことを認識する必要がある。欧州は最先端を行くので、自国だけではなく、各国にも同じ時間軸を要求するかもしれない。脱炭素化という大義名分もあるが、合わせて、その方が自国企業に有利だからそのような産業政策を講じていると考えられる。ただ、当事者国としては、理想はそうだとしても、時間軸が欧州とは違うので、至る道は同じであっても、激変緩和措置を講ずる余地がある。

以上のことから、アフリカ、東南アジア、インド等の状況を鑑み、それらの国とともに段階的な規制論を論じ、欧州や米国などを含めた国際社会のコンセンサスを作り上げることが、グローバルで稼ぐ日本の自動車産業に求められていることだと思われる。

一方で日本企業はＥＶ化の波に乗り遅れてはいけない[xxvi]。中長期的には、ＥＶ化は必須であり、時間軸は異なるものの、アフリカ、インド、東南アジアもＥＶ化の波が来るは必須だからである。また、それらの国と共存していくためには、欧米諸国で行ってきたように、中長期的には地産地消を考えなければならない。自国だけ得をする、自国企業だけが得をするということはあり得ない。共存共栄を考えながら、利益を独り占めする発想を捨てるべきである。

最後に、CASE、MaaSによる産業構造の変化を語る際に、もう一つ考えなければならない軸がある。イノベーションである。A（自動運転）など、CASE、MaaSに関する新たなイノベーションは現段階では未成熟であるものの、時代の経過とともに、確実に進化し、普及していく。ロジャーズが著した『イノベーションの普及』（Everett M, Rogers（2003））では、イノベーションの採用者は需要時期の早い順から、イノベータ、アーリーアダプター（初期採用者）、アーリーマジョリティ（初期多数派）、レイトマジョリティ（後期多数派）、ラガード（遅滞者）と、5つに分類できるとしている。今までの日本は、普及期の前期、つまりアーリーマジョリティまでは制度が未整備であったため、新しいイノベーションの導入が遅れ、普及期後半、つまりレイトマジョリティとなって初めて、制度を構築し、新しいイノベーションの普及期を迎えるという傾向が強かった。

しかし、米国や中国などは、イノベーションの初期の段階から新たなイノベーションを試すような柔軟性と、それを受け入れる受容性を持っている。今後も自動運転をはじめとする新たなイノベーションが続々と生まれてくると思われるが、日本にも、それを初期の段階から試

図９　イノベーションの普及と制度

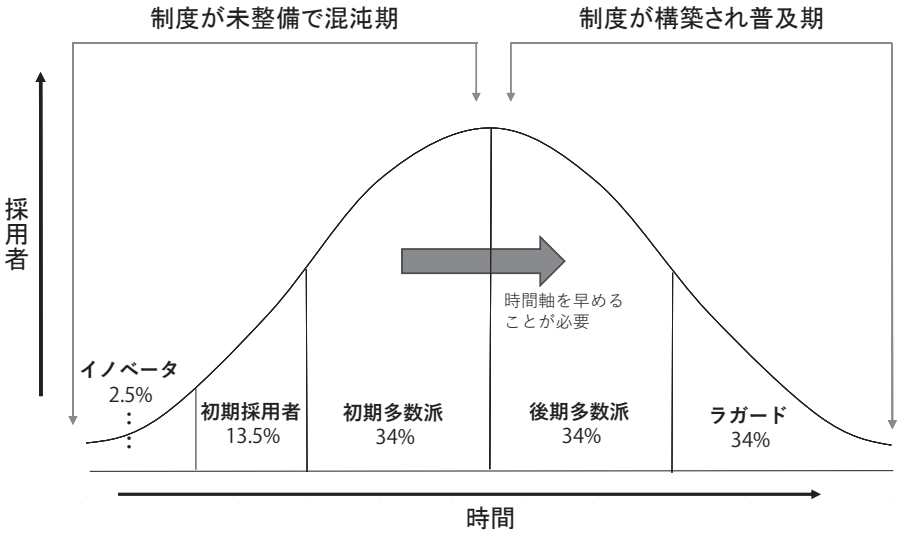

（出典）Rogers [2003] をもとに筆者が加筆・修正

し、社会実装し、問題があれば、改善するような柔軟性と受容性が必要不可欠となる。そうでなければ、イノベーションのスピードが加速している現在、日本では新たなイノベーションの導入が後手に回り、日本の自動車メーカー、ひいては日本企業すべてが厳しい状況に陥ってしまうことになる。

いずれにしても、従来から日本の社会システムが不得手なのは、既存のビジネスモデルから新たなビジネスモデルへの円滑な移行（トランジション）を「素早く」「柔軟に」行うことである。このような対応が、今後の自動車産業だけでなく、日本の産業の帰趨を左右することになる。

【参考文献】

東恒好［2016］「ICTを活用しマイカーを使って公共交通空白地有償運送＝『ささえ合い交通』の運行」交通科学, Vol. 47, No.2, 27-35頁.

市川拓也［2016a］「シェアリングエコノミー導入に向けた取り組みと課題～日本における民泊、ライドシェア等の制度的対応について～」大和総研.
（http://www.dir.co.jp/research/report/esg/esg-report/20160802_011130.pdf）

市川拓也［2016b］「シェアリングエコノミーへの期待と課題~日本経済の健全な成長に向けて~」大和総研調査季報2016年秋季号Vol. 24, 38-53頁.

金澤一央・DX Navigator編集部［2021］『DX経営図鑑』アルク.

佐々木邦明［2017］「ライドシェアリングは都市と移動の再構成をもたらすのか－シェアリングはクラウド・モビリティの夢を見る－」国際交通安全学会誌Vol.42, No.1, 30-37頁.
（http://www.iatss.or.jp/common/pdf/publication/iatss-review/42-1-03.pdf）

高柿松之介・加藤靖隆［2021］「ソフトウェア時代における自動車産業の競争領域～ソフトウェア価値を取り込む部品産業とプラットフォーマーに転身する完成車メーカー～」日経研月報, 2021年3月.

髙橋愛典・野木秀康・酒井裕規［2017］「京丹後市の道路公共交通政策-上限200円バスからシェアリング・エコノミーへ？ -」近畿大学商経学叢第63巻第3号, 77-98頁.
（https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200420005/20200420005-3.pdf）

戸嶋浩二・佐藤典仁編著［2020］『自動運転・MaaSビジネスの法務』中央経済社.

内閣官房et al.［2021］「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」.
（https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210618005/20210618005-3.pdf）

内閣府［2021］「令和3年版交通安全白書」
（https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r03kou_haku/index_zenbun_pdf.html）

中西孝樹［2018］『CASE革命』日本経済新聞出版.

中西孝樹［2020］『自動車新常態－CASE/MaaSの新たな覇者』日本経済新聞出版.

中村吉明［2017］『AIが変えるクルマの未来－自動車産業への警鐘と期待』NTT出版.

中村吉明［2019a］「ライドシェアリングとタクシーの共存による地域イノベーションと発展途上国への示唆」開発技術, Vol. 25, pp.49-61.

中村吉明［2019b］「自動車の未来」未来デジタル研究第5号, pp.5-20.

中村吉明［2019c］「自動車の未来（上）サービス化で街の一機能に　人・物の輸送再構成必要に」日本経済新聞、経済教室、2019年3月19日.

中村吉明［2020］「日本型MaaSの未来①～⑩」日本経済新聞、やさしい経済学、1月31日～2月14日.

中村吉明［2021a］「ポストコロナのMaaS」日経研月報, 2021年7月.

中村吉明［2021b］「日本のインターネット通販による物流のラストマイル問題の処方箋に関する一考察」開発技術, Vol.27, pp.25-34.

中村吉明［2021c］「CASEによる自動車産業の構造転換と自動車メーカーの経営戦略」第36回研究・イノベーション学会年次学術大会.

日経産業新聞［2021］「完全自動運転へドイツが法改正」日経産業新聞2021年8月27日付.

日本経済新聞［2021a］「ギグワーカー規制緩和は「違憲」 米加州裁判所が判決」日本経済新聞

2021年8月21日付.
日本経済新聞［2021b］「つながる車で特許紛争、米社、トヨタなどを提訴」日本経済新聞2021年12月9日付.
日本経済新聞［2021c］「米ドアダッシュ、配達員を正社員雇用、NYで15分宅配」日本経済新聞2021年12月9日付.
日本経済新聞・日経クロステック合同取材班［2021］『Apple Car　デジタル覇権vs自動車巨人』日経BP.
樋笠尭士［2021］「ドイツの法整備の紹介」シンポジウム「自動運転車は事故を回避するために交通ルールに違反することが許されるのか？」2021年5月21日.
藤井直樹［2016］「自動車を巡る課題―コンプライアンスと技術革新－」運輸政策研究Vol.19, No.3, 2016 Autumn, 29-35頁.
（http://www.jterc.or.jp/kenkyusyo/product/tpsr/bn/pdf/no74-topics02.pdf）
未来投資会議［2019］「成長戦略実行計画」令和元年6月21日.
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/ap2019.pdf）
宮崎康二［2015］『シェアリングエコノミー　Uber、Airbnbが変えた世界』，日本経済新聞出版社.
山崎治［2016］「ライドシェアを取り巻く状況」，国立国会図書館調査及び立法考査局.
（http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10188917_po_078705.pdf?contentNo=1）
吉田賢司・十河久恵・金子希美・奥井健太［2018］「運輸分野における個人の財・サービスの仲介ビジネスに係る国際的な動向・問題点等に関する調査研究」国土交通政策研究第148号.
Everett M, Rogers [2003] "Diffusion of Innovations (5th. ed.)", the Free Press.（三藤利雄訳『イノベーションの普及』翔泳社、2007年）
Sundararajan, Arum [2016] "The Sharing Economy: The End of Employment and the rise of Crowd-Based Capitalism", The MIT Press.（門脇弘典訳『シェアリングエコノミー』日経BP社、2016年）

【注】

i　一般社団法人　日本自動車工業会のHPより引用。
https://www.jama.or.jp/industry/industry/index.html

ii　CASEについては、中西孝樹［2018］、中西孝樹［2020a, b］などが参考になる。

iii　本項の記述は、中村吉明［2017］、中村吉明［2019］を基にさらに発展させている。

iv　内閣府［2021］より引用。

v　OTA（Over The Air）とは、データの受送信を無線通信で行うことを言う。

vi　高柿松之介・加藤靖隆［2021］では、「従来、ソフトウェアは車両（ハードウェア）と一体での開発が基本であったが、今後は車載OSの導入によりOTAによる継続的な更新も容易となる。」と予測している。

また一方で、コネクテッド・カーの進展とともに、自動車メーカーに対する特許訴訟が増えている。例えば、コネクテッド・カーに使う通信特許の権利者（米インテレクチュアル・ベンチャーズ（IV））が、トヨタ、ホンダ、GMに対し、通信部品が特許を侵害しているとして訴えている（日本経済新聞［2021b］）。

vii　例えば、カメラは悪天候や夜間・逆光には不向きである。また、ミリ波レーダーは、反射率の弱い段ボールや発泡スチロールを検出できない可能性がある。さらに、LiDARは指向性が高く、高価であるというデメリットがある。

viii　日本では、2018年2月に公益社団法人「自動車技術会」（JSAE）が発効した「自動車用運転自動化システムのレベル分類及び定義」が一般的に用いられている。具体的には、レベル０：運転自動化なし、レベル１：運転支援、レベル２：部分運転自動化、レベル３：条件付き運転自動化、レベル４：高度運転自動化、レベル５：完全運転自動化、となっている。

ix　自動運転に関する法律的な整理は、戸嶋浩二・佐藤典仁編著［2020］が詳しい。

x　2020年4月に改正道路交通法が施行され、一定の条件下に置いてドライバーが不要となり、レベル3の自動運転が可能となった。2020年11月、ホンダはレベル３の型式認定を国土交通省から取得し、現在、レジェンドを発売している。

なお、「原則として」としたのは、2019年5

月24日の衆議院内閣委員会の質疑の中で、浅野哲衆議院議員が「ドライバー自身に問題のないケース、例えば自動運転装置自体が突発的に故障した場合、あるいは自動運転にかかわるネットワークが突然異常な状態に陥った場合など、突発的事態を想定しての質問になりますけれども、特に知りたいのは、こういうケースで事故が起こった場合に、民法上あるいは刑法上、運転手に責任が発生し得るのか」と質問したのに対し、法務省官房審議官の保坂和人氏は「事故の原因というのがその装置の異常であったといたしましても、そのこと自体から直ちに、製造に関与した者に過失が認められるということになりませんし、また一方で、このこと自体から直ちに運転者の過失が否定されるということともならないのでございまして、（先ほど申し上げた事情を考慮して、）個別に判断されることになる」との回答したのを根拠としている。

xi　ドイツでは、2021年5月、「ドイツ道路交通法と自賠責保険法を改正する法律案」が連邦議会で可決し、これにより、ドイツでは2022年にレベル4の自動運転車が公道を走れるようになる。本改正法で特質すべきことは、「様々な法益への損害が避けられない場合は、人命保護を最優先しながら、おのおのの法益の重要性を考慮する」、「人命に対して避けられない危険が生じた場合には、個人的な特徴に基づいてさらなる重み付けをしない。」という倫理的な条文を入れたことにある（日経産業新聞［2021］）。

xii　ドイツでは、2017年に「自動運転およびコネクテッド・カーに関する倫理規則」を策定した。その中の倫理規則9では、「回避することができない事故状況において、個人的な特徴（年齢、性別、身体あるいは精神上の素質）によるあらゆる格付けは厳格に禁止される。被害者同士を相殺することも禁止である。人的被害数を減少させる一般的なプログラミングは支持されうる。乗り物のリスクの発生に関与する者は、関与しない者たちを犠牲にしてはならない。」（樋笠尭士［2021］）とし、トロッコ問題の解決に向けた一定の方向性を示している。

xiii　シェアリングエコノミーについては、宮崎康二［2015］、Sundararajan, Arum［2016］、市川拓也［2016a, b］が参考になる。

xiv　ライドシェアリングについては、藤井直樹［2016］、山崎治［2016］、佐々木邦明［2017］、中村吉明［2017, 2019a］、吉田賢司・十河久恵・金子希美・奥井健太［2018］を参照のこと。

xv　本事業は京丹後市の「ささえあい交通」といい、その設立経緯、利用方法等については、東恒好［2016］、髙橋愛典・野木秀康・酒井裕規［2017］を参照のこと。

xvi　米国のカリフォルニア州では住民投票を行い、ライドシェアリングのドライバーを個人事業主として扱う「プロポジション22」という法令を成立させているが、それに対し、2021年8月、同州の裁判所は、州憲法に違反するとの判断を示している（日本経済新聞［2021a］）。

また、ライドシェアリングではないが、米料理・食料品宅配大手のドアダッシュは、配達員の一部をフルタイムの正規職員として雇用するとのことである（日本経済新聞［2021c］）。

xvii　本項は、中村吉明［2021c］などに基づく。

xviii　内閣官房 et al.［2021］を参照のこと。

xix　中村吉明［2021b］では、物流のラストマイル問題の処方箋を提示している。

xx　本項は、中村吉明［2020］、中村吉明［2021a］などに基づく。

xxi　本項は、中村吉明［2021c］などに基づく。

xxii　日産は蓄電池事業を手放し（エンビジョンAESCジャパン：日産とNECの合弁だったが、2019年に中国企業が買収。現在、日産の出資比率は20％）、世界初の量産EV「リーフ」を投入した先駆者でありながら、重要なコアコンピタンスを失った。

xxiii　本項は、日本経済新聞・日経クロステック合同取材班［2021］、金澤一央・DX Navigator編集部［2021］、中村吉明［2021c］を参考にしている。

xxiv　テスラは、成長の過程で、大企業を利用する事例もある。

例えば、トヨタは2010年にテスラに出資し（5,000万ドル）、2017年に解消しているが、このトヨタの出資は当時、テスラのリピュテーションをあげるのに重要な役割を果たした。

xxv　カリフォルニア州では、走行時に排ガスを出さない車（ZEV）を一定台数販売する義務があり、規定台数に達しない自動車メーカーは、違

約金を払うか、余分にZEVを販売している企業から排出権（クレジット）を購入しなければならない。

[xxvi] トヨタは2021年12月14日、EVの世界販売台数を2030年に350万台とする目標を発表している。FCVと合わせて200万台としていた従来目標の8割増とし、「トヨタはEVに消極的」という見方の払拭を試みた。

「カスタマイズされたコミュニティ」による コミュニティ通貨の滞留問題の改善 －ニューラルネットワークによる満足度予測に基づく

新良治　真円*・西部　忠†‡

目　次

1. はじめに
2. 本研究の手順について
　2.1 「カスタマイズされたコミュニティ」の概念
　2.2 シミュレーションの仮定
　2.3 シミュレーションにおけるカスタマイズされたコミュニティの形成
　2.4 ランダムネットワークシミュレーション
　2.5 シャノンエントロピー（SEn）
　2.6 シミュレーションの結果
3.「カスタマイズされたコミュニティ」を構築する方法
　3.1 取引のデータ
　3.2 解析手順
　　3.2.1 回帰分析
　　3.2.2 ニューラルネットワーク
　　3.2.3 NNモデルのテーマ
　　3.2.4 NNモデルを構築する段階
　3.3 データ調査結果
　　3.3.1 データ探索
　　3.3.2 データの可視化
　　3.3.3 学習データの用意
　　3.3.4 NNモデルの生成
　　3.3.5 検証データの用意
　　3.3.6 検証結果の確認
　　3.3.7 モデル再構築（再生成）
4. 考察
5. 終わりに

1. はじめに

「コミュニティ通貨（Community Currency、以下CCと略称）」とは、市町村、商店街のような地理的範囲を伴うローカル・コミュニティ内でのみ流通する通貨のことである。「地域通貨」とほぼ同義だが、オンライン上のSNSやスマホアプリ等で興味・関心を共有する参加者が集うバーチャル・コミュニティ（関心コミュニティ（Community of Interest））内で流通するデジタル・コミュニティ通貨が近年増えてきたため、「地域通貨」よりも広い意味を持つ「コミュニティ通貨」という語を採用する。

CCの目的には、①社会文化的目的と②経済的目的の二つがある。CCは、その域外流出の抑制と域内循環の賦活によって、①社会文化的目的として、参加者相互の交流、つながりを強化し、相互扶助を促進する（地域コミュニティ活性化）、②経済的目的として、資源、エネルギー、サービスの地産地消性（自給率）を高めることで、地域経済を外的ショック（特に金融的な）から守り、レジリエンスと自律分散性の

* 株式会社ジィ・シィ企画事業戦略企画室研究員、一般社団法人専修大学デジタル・コミュニティ通貨コンソーシアムラボラトリー研究員
† 専修大学経済学部教授、一般社団法人専修大学デジタル・コミュニティ通貨コンソーシアムラボラトリー研究員
‡ 両著者が共同第一著者。

高い循環型経済を築く（地域経済の活性化）という、二つの目的を同時達成するための新たな通貨制度であり、それを実現しようとする社会運動である。このように、CCは法定通貨にない社会文化的目的と、法定通貨と異なる経済的目的を追求しているため、経済媒体に特化する「通貨」を超え、社会文化と経済を媒介する「統合型コミュニケーションメディア」になりつつあると考えられる（西部［2013, 2021］）。

CCにおける「地域コミュニティ活性化」と「地域経済活性化」という二つの目的のうち、どちらの割合がより大きくなるかは、それが流通するコミュニティの社会文化的・経済的な特性により決まる。当該コミュニティが近隣地域やSNSのように社会文化面が強ければ前者の目的が大きくなり、金融機関・商工団体や商店街のように経済的側面が強ければ後者の目的が大きくなる。二つの目的の割合は各コミュニティの個性に依存するとはいえ、両目的が融合する点にCCに固有な特徴がある。

CCの受領や流通は、既存の法・慣習制度を前提とし、コミュニティ・参加者の様々な活動に対する利己性・利他性、公・共・私をめぐる報酬観や貨幣意識から強い影響を受ける。このため、CCの管理運営や調査研究にあたって考慮すべき対象は、参加主体、運営主体、流通圏、兌換性に関する制度設計ルールだけではない。このような「外なる制度」が、参加主体の価値意識や報酬観といった「内なる制度」と両輪になることで初めてCCは存立可能になる。運営者はそうした「内なる制度」に意図的に働きかけることで（ナッジ）、その内生的な自己変容を促している。それにより、CCの流通や普及を向上させることができる。運営者・研究者がこのようなコミュニティの自己変革を実践する社会実験手法の一つに「コミュニティ・ドック」がある（西部［2018］，栗田［2020］）。

日本では20世紀末から10年ほど、各種CCがかなり広範に実践されたものの、いくつかの問題や欠点によりブームが急速に去った。管理コスト（労力・資金）がかさみ、政府の補助金なしでは存続できないという運営上の問題も大きかったが、より根本的な欠陥は、地域通貨がうまく循環しないという滞留問題にあった。

例えば、加藤敏春がCCの一つとして提案した「エコマネー」（加藤［1998, 2001］）は、市民のボランティア活動や相互扶助、社会福祉サービスを活性化するために各地の自治体で導入された。エコマネーは商店街での買い物のような商業的取引で利用不可という運営ルールを採用したため、高齢者向けの除雪や買い物代行等のボランティア活動に従事した参加者（特に若い世代）の手元にエコマネーが貯まって「エコマネー長者」と揶揄される等、通貨がスムーズに流通しないという状況が深刻化した。

西部はこの滞留問題を解決するため、「ダブル・トライアングル・システム（Double Triangle System、以下DTSと略称）」という通貨循環スキームを提案した（西部［2004］）。エコマネーは、ボランティアや相互扶助のような「非商業的取引」を、企業・店舗における販売・購買という「商業的取引（市場取引）」から切り離し、前者だけでCCを流通させようとした。その理由は二つ考えられる。第一に、前者のような非市場的取引の「非営利性」「無償性」「利他性」を後者のような市場取引における「営利性」「有償性」「利己性」から明確に分離し、純粋な形で保存し可視化しようとしたからである。第二に、商業取引に利用可能な通貨発行は国家の通貨大権への侵害になると捉えて、それを制度的に回避しようと試みたからであろう。ところが無償ボランティアや相互扶助のような非商業的取引は質量的に十分でなく、CCが一部の参加者に偏ってしまって持続可能な循環が形成さ

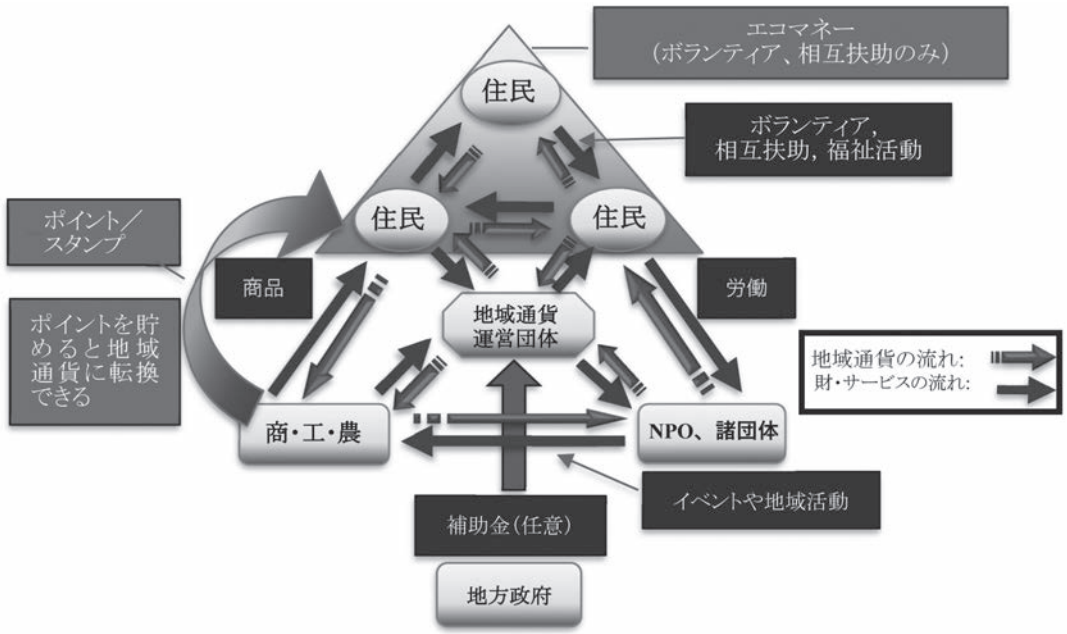

図１：ダブル・トライアングル・システム（DTS）

（出所）吉地・西部［2006］

れず、滞留問題を引き起こすことなった。

DTSは、図１のように、CCを非商業取引だけでなく商業的取引にも使用できるようにすることによって、商業的取引が両者を橋渡しすることで、CCの滞留を防ぎ、参加者間の円滑な通貨循環を形成するようデザインされた。そうすることで、CCを受け取ってくれる地元商店等での買い物を促すことにつながり、社会文化的目的と、地域経済の自立化や活性化という経済的目的の両立が可能になる。吉地・西部は、DTSのCC循環スキームとしての有効性を見るために、北海道苫前町と同商工会が実施した地域通貨流通実験でDTSの通貨循環スキームを理論的・実証的に検証した（Kichiji, Nishibe［2011, 2008］、西部［2018］第３章）。苫前町地域通貨は、換金可能な地域商品券を複数の参加者・店舗間で転々流通（複数回流通）可能にすることで、地域「通貨」となるようデザインされた。このような制度設計上の特性により、その取引が少数店舗に集中する傾向が強いことが通貨流通ネットワーク分析から見出された。しかし、不況の最中、CCの流通速度（一次実験5.1回/年、二次実験3.5回/年）が法定通貨の流通速度（GDP/（M2+CD）で１回/年未満）の３～５倍を示し、CCが地域経済活性化という目的を部分的にせよ達成しうることが示された。CCが社会の持続可能性を促進するとする報告は数多くある。例えば、Arnaud, Marekは、CCの規模が小さいため、その経済効果は制限されていると論じている（Arnaud, Marek）経済効果を十分に発揮しうるほど大規模なCCの実験は世界でもまだ行われていない。

世界で最も数が多い口座型CCとして有名なLocal Exchange Trading System（以下LETSと略称）は、カナダ・バンクーバー島コモックスバレーでマイケル・リントン（Michael Linton）によって1983年に創始された。LETS口座では、残高がマイナスになっても、商品（財とサービ

スを含む）を購入することができる。

通常の現金や預金通貨のような「信用貨幣（credit money）」は債権者と債務者との一対一の信用関係（債権・債務関係）を表すIOU（I Owe You）であるのに対して、LETSは参加者とその集合であるコミュニティとの貸し借りを表すIOC（I Owe Community）であり、コミュニティ・参加者間の信頼が重要な役割を果たす「信頼貨幣（trust money）」である（西部［2021］）。信頼が十分でないと、一部の参加者がマイナスを残したまま退出するといった「モラルハザード」が発生する可能性が高くなる（Kichiji, Nishibe［2011］）。

ここ数年、スマホアプリによる各種CCプラットフォームが開発された。前払式支払手段をデジタル化した高山市さるぼぼコインや木更津市アクアコイン等のデジタル地域通貨が有名だが、商品券と同じく商店等で換金される部分が圧倒的であり、通貨循環はあまり実現していない。法定通貨に換金できないLETS型IOCデジタル通貨の方がより円滑な通貨流通を実現可能である。そのためのデジタル・プラットフォームとして利用可能なのがC.C.Walletである（Maeda, Alaraj, Nishibe［2019］）。

C.C.Walletは、「一般社団法人持続可能社会のためのコミュニティ通貨研究コンソーシアム」（3C3S: https://www.3c3s.org/project）が会員向けに提供するプラットフォームであり、地域・組織のニーズと特性に応じてリアル/バーチャルなコミュニティ上でLETSの設計と管理運営を可能にし、すでにいくつかの地域・組織で採用されている。例えば、進化経済学会は2021年3月に、学会員の相互交流や相互扶助（ジャーナル査読・編集、各種委員会活動等）を促進する目的で学会内通貨JAFEEを創設、そのプラットフォームとしてC.C.Walletの採用を決定した。

C.C.Walletは、図２に示すとおり、主要な機能として（1）QRコードを使用した送信機能、（2）メッセージング機能、（3）履歴機能を備えている。（a）に、C.C.Walletのメイン画面が示されている。ここでは、地域、商店街、会社や

図２：C.C.Wallet プラットフォームの画面のスクリーンショット（左から（a），（b），（c），（d））

（出所）Maeda, S., Alaraj, M. and Nishibe, M.［2019］

組織等が、独自の通貨の設定、発行および運用を行える。また、(b) の画面で、通貨額（ポイント数)、取引相手の宛先に送るメッセージがテキストボックスに入力できる。(c) の画面では、C.C.Wallet に登録されたスキルや活動を、(d) の画面では、送信に使用する QR コードを閲覧できる。C.C.Wallet は、AppStore か Google's Play からダウンロードして利用できる。

過去２年間、株式会社ジィ・シィ企画は C.C.Wallet を活用して所属する従業員からなるコミュニティを設定し、オンライン上に社内モールを作って、従業員間で商品（財とサービスを含む）の売買取引を行い、どのような結果が得られるかを調査するための実証実験を行なってきた。本研究は、その実験の調査データを分析検証しようとするものである。以前の研究では,「カスタマイズされたコミュニティ (customized community)」という概念を導入することによって地域通貨の流通を加速し、その循環を円滑化しうることを、ランダムネットワーク・シミュレーションを実行することによって示した（Alaraj, Nishibe［2019, 2020］)。

本研究は、先述の C.C.Wallet を利用した企業内の従業員間取引に関する実証研究の実データを利用して、「カスタマイズされたコミュニティ」のための計算的分析枠組（Computational Framework）を構築しようと試みた。

これは、コミュニティ・参加者の要望と提供された商品との間のギャップを埋めるために、ソフトウェアによって実行される一連のステップである。これにより「カスタマイズされたコミュニティ」が構築される。

本研究の最終的な目的は、計算的な分析枠組を導入することで、コミュニティ参加者間における CC の流通を増大させて滞留問題を軽減し、CC を長期的に持続可能な取り組みにすることである。

その目的のために、まず、シミュレーションに「カスタマイズされたコミュニティ」概念を導入し、その効果を表現する。次に、C.C.Wallet を使って行われた実際の取引データを分析した後、ニューラルネットワーク（Neural Network、以下 NN と略称）を使用してコミュニティ内の参加者の満足度を測定することにより「カスタマイズされたコミュニティ」を構築しようと試みる。初めに、「カスタマイズされたコミュニティ」の概念を明確にしたい。

２．本研究の手順について

取引数が大きくなれば経済主体間の結びつきが大きくなり、通貨流通ネットワークの活性化の度合いは増す。少数の高額取引だけでは通貨流通ネットワークは広がらない。取引数を増やすためには、要望（需要）される商品と提供（供給）される商品をできるだけ一致させる必要がある。顧客の多くの要望が満たされるほど、CC 市場（CC が流通する市場）はより適切な方向へ調整されると考えられる。

例えば、特定のコミュニティの参加者ほとんどが独身者で、子育て世帯が少なければ、子供関連のアイテムはたとえ提供されても関心が持たれず、売れない可能性が高い。

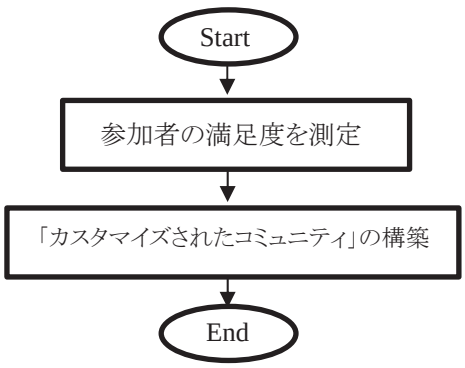

図３：提案されたフレームワーク

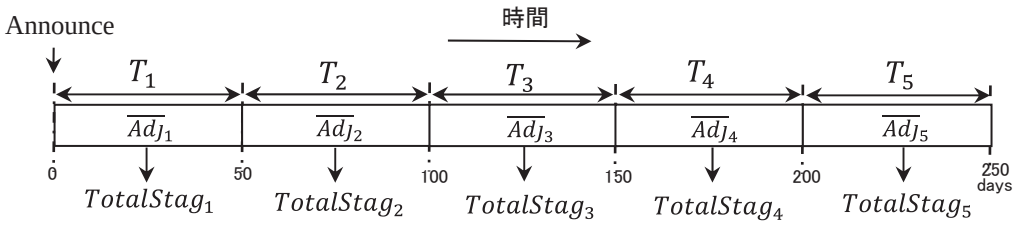

図 4：CC シミュレーションの期間の概略図

このような需要と供給のミスマッチからCCの滞留問題は生じる。この場合、そのような滞留問題を回避する方法があれば、参加者の要望をより多く満たすより適切なCC市場を作成することができる。

参加者の要望に合わせてコミュニティを自在にカスタマイズすることがそのような方法になる。

「カスタマイズされたコミュニティ」とは、参加者の各種商品（財とサービスを含む）に対する好み（嗜好）の「共通性」に基づく「関心コミュニティ（COI）」の一種である。各商品に対する参加者の満足度を推定することによって好み（嗜好）を識別できれば、カスタマイズされたコミュニティの構築が可能となる。

本研究の議論を理解しやすくするため、まず「カスタマイズされたコミュニティ」の概念を説明し、次に、カスタマイズされたコミュニティを構築する方法を議論する。だが、こうした分析枠組を構築する手順は、（図3）に示すようになるため、いま述べた説明順序とは逆になることに注意が必要である。

2.1 「カスタマイズされたコミュニティ」の概念

CCを利用することによって地域社会のようなコミュニティにおける参加者間の協力関係を強化するためには、参加者同士の交流や相互扶助のような「非商業的取引」を行なった後に、「商業的取引」を増やす方が望ましい。DTSが示唆するのは、コミュニティの参加者が何らかの非商業的取引を行なった結果として獲得したCCを商業的取引に利用し、それによって「商業的取引」が増加すれば、CCが参加者の手元に滞留せず、市場に「吸収」されるプロセスが加速されるということである。

ここで、そうしたCCを受け取る商店や企業もCCが次の商店や企業にも受け取ってもらえると予想するならば、自らが行っている事業がたとえ非営利目的ではないとしても、CCを受け取るための十分な条件が存在することになる。

こうした事態の結果として、「非商業的取引」の実行を通じて新規に創造（銀行による「信用創造」ではなく、コミュニティによる「信頼創造」というべきだが）されたCCが元々の「非商業的取引」の何倍もの「商業取引」を生み出すという需要の波及効果（乗数効果）を伴って広がっていく可能性が生じる。これとは逆に、まず「商業的取引」のみを増やそうとする場合、法定通貨を目的とする営利活動が際立つ結果、通常の市場取引との区別が困難になり、その結果、参加者間の信頼に基づく協力関係は形成されないか、失われる恐れが強い。さらに、いま述べた需要の波及効果（乗数効果）も生じない。

したがって、参加者の非商業的取引と商業的取引の双方における要望（需要）をできるだけ満たすようにCC市場を再構成し、通貨滞留の問題を回避することによって、需要の波及効果により「非商業的取引」だけでなく「商業取

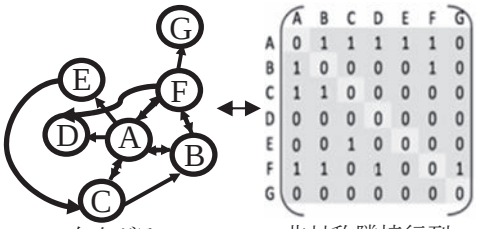

	A	B	C	D	E	F	G
A	0	1	1	1	1	1	0
B	1	0	0	0	0	1	0
C	1	1	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0	0	0
E	0	0	1	0	0	0	0
F	1	1	0	1	0	0	1
G	0	0	0	0	0	0	0

有向グラフ
（Directed Graph）

非対称隣接行列
（Adjacency Matrix）

図５：非対称隣接行列計算の例
（行が買手、列が売手）

引」を一層増大することができる。

一定種類の商品の取引に頻繁に参加している参加者を特定するためには、ある程度の時間が必要である。そのため、通常は取引前にカスタマイズされたコミュニティを作成することはできない。しかし、法定通貨（例えば、円）でCC（前払式支払手段である地域商品券等の複数回流通を目指すものを含む）を購入するとき、例えば1万円で1万2000ポイントのCCが購入できるという場合のように、一定のプレミアム（例では割増率20%）を与えることによって、カスタマイズされたコミュニティに近いものを予め形成することは可能である。ここでは、特定地域内で買い物を行う予定がある（CC市場全体に興味がある）という「共通性」に基づいた「関心コミュニティ」がカスタマイズされていると見ることができるからである。このような「プレミアム」はコミュニティ内の参加者だけでなく、コミュニティ外の非参加者に対しても、コミュニティへの参加を促す強いインセンティブになる。

コミュニティ内の参加者の結びつきをいっそう強め、CCの流通を加速するためには、コミュニティに参加できる人をさらに「選別」するための特定のパラメータとルールを設定する必要がある。例えば、ベビー用品を頻繁に取引している参加者を選別できれば、「子育て」という「共通性」でカスタマイズされたコミュニティを形成することができる。そこには、赤ん坊を育てる父親・母親だけでなく、孫や従兄弟に関心を持つ祖父母や親類等の血縁者も含まれるであろう。

このようなパラメータやルールは、コミュニティの取引に頻繁に参加した参加者の履歴情報により決定できる。参加者の履歴情報の取得は、カスタマイズされたコミュニティの構築にとって不可欠である。この点で懸念されるのはプライバシー問題である。コミュニティに関するプライバシーポリシーを設定し、参加者から利用規約に関する事前の同意に設定することで、このような問題に対処できるであろう。

「カスタマイズされたコミュニティ」の効果を考察するため、100人からなるランダムネットワークモデルを作成し、コンピュータシミュレーションを実行して、（図4）に示すように、50日間ごとに「非対称隣接行列」を計算した。「カスタマイズされたコミュニティ」は、全参加者の取引参加率のエントロピーマップを計算することにより見出される。それに必要なデータは、コミュニティの参加者の取引履歴を一定期間追跡することから得られる。

非対称隣接行列の行に表示される参加者が買手（需要者）、列に表示される参加者が売手（提供者）である（CCは買手から売手に流通し、有向グラフの矢印はその方向を表す）（図5）。ここで、売手は何らかの商品（財・サービス）を販売のために提供している（いずれかの列が正の要素を持つ）。この行列が「非対称」であるのは、ある参加者Xが買手、別の参加者Yが売手であるからといって、必ずしもその逆に、ある参加者Xが売手、別の参加者Yが買手であるとは限らないからである。例えば、図5は、Aが買手、Bが売手である（A行B列の要素が１）とともに、Aが売手、Bが買手である（B

行A列の要素が1）場合だけでなく、Aが買手、Eが売手である（A行E列の要素が1）が、Aが売手、Eが買手ではない（E行A列の要素が0）場合も表示している。後者の場合、EはAの商品を欲しいので購入するけれども、AはEの商品を欲しくないので購入しない。このように、隣接行列は、各参加者が他のどの参加者が提供する商品をCCで購入したいかを表示している。つまり、この行列により、各参加者が他の参加者のどのアイテムをほしいか、購入したいかという「好み（嗜好）」が与件として与えられていると言える。

したがって、後で見るエントロピーマップは、お互いが売手であると同時に、買手でもあるという意味で好みの「共通性」に基づきカスタマイズされたコミュニティを構築するためのプロトタイプである。それは、その後の取引が他よりも頻繁に実行されうるような場所（ネットワーク）としてカスタマイズされたコミュニティを構成するために使用される。本研究で使用した開発環境は、表1のとおりである。

アプリ名	バージョン
Jupyter Notepad	6.0.3
Python	2.7.17
Anaconda	4.5.4
Gephi	0.9.2

表1：開発環境

次にCCの滞留率を低下させるという目的により「カスタマイズされたコミュニティ」概念を構築することの効果を検討する。

2.2　シミュレーションの仮定

本シミュレーションの実行は、以下の9個の仮定に基づいている。スタート時に、仮想コミュニティの参加者が100人いて、「CC初期量」として1人あたり10000 CCが与えられると仮定する。マネーストックの合計は100万CCであり、図4に示すように、シミュレーションの5期間（T_n、$n = 1,\cdots,5$）にわたり、この値を維持している。

① 商品初期価格（*PCom*）は$50 < PCom \leq 10000$の範囲内でランダムに生成されると仮定する。これは、商品が高額なものから低額なものまであるという多様性を表す。各参加者が提供する財・サービスは物々交換されることはなく、常にCCと交換されるべき「商品」である。図4が示すように、50日間（$T_n = 50, \forall n = 1,\cdots,5$）に取引で使用されなかったCCの量を、本シミュレーションの滞留額と定義する。

② 提供された商品は何らかのカテゴリーに分類され、会員間でCCによる相対取引、すなわち売買が行われると仮定する。取引が実行可能であるためには、参加者は購買したい商品の価格より多くのCCを持っている必要がある。取引後は手持ちのCCから商品価格分を差し引く。

③ 取引はランダムに実行されると仮定する。すなわち、生成した非対称隣接行列からランダムに買手と売手の一対を選択して、両者間での売買が実行される。一定期間（50日）が経過した時点でシャノンエントロピー（SEn）を計算する。

④ 購入者は初期時点で付与されたCCを使って取引を実行する。しかし、市場でCCを使用せずに一部または全部を保持している参加者が何人かいるであろう。期末時点で使われず残ったCCのストックを「滞留（stagnation）」と考える。その時、取引を行う参加率（PR）が低下することでCCの滞留が増え、それによりコミュニティの参加者間のCCのフロー（流れ）が低下する。これがCCが

	滞留グループ					非滞留グループ
グループのインデックス（*m*）	1	2	3	4	5	6
グループ名	A	B	C	D	E	NS
参加率（*PR*）	90%	80%	70%	60%	50%	100%
グループの人数（*Nr*）	10	10	10	10	10	50

表２：シミュレーションに参加したグループ

滞留する原因である。本研究では、「参加率」は隣接行列の行に表示される買手が列に表示される売手の商品を欲しいと思う「購入意志」（ネットワークにおける買手から売手への矢印で表される）と、買手が持っているCC残高が商品価格を超えているという「購買力」によって決まる。

⑤ 図4のように、CC市場は250日間開いていると仮定する。各グループのCC滞留量と全グループのCC滞留合計量は50日（T_n）ごとに計算する。したがって、50日（$T_n = 50, \forall n = 1, \cdots, 5$）ごとの滞留量を（$Stag_{m,}\ \forall m = 1, \cdots, 6$）で定義され、上記の各グループの滞留合計量は図4に示すように、（$TotalStag_{n,}\ \forall n = 1, \cdots, 5$）により定義する。

⑥ 表2に示すように、各グループの滞留合計量は、（$TotalStag_{n,}\ \forall n = 1, \cdots, 5$）により定義する。

⑦ 簡単化のため、上記の表２に示すように、各グループの人数とグループ全体の参加率は、シミュレーション全体を通して一定と仮定する。

⑧ 本シミュレーションでは、取引は、図5に示すように、非対称隣接行列（Adjacency Matrix、以下*Adj*と略称）を生成することによって、以下の処理を行った。a）隣接行列を設定。b）商品価格は$PCom$、$50 < PCom \leq Ini$の範囲でランダムに生成されると仮定する。c）売手と買手になる一対の参加者をランダムに選択し、一方が買手、他方が売手とランダムに決める。例えば、AとBを選び、「Aが売手、Bが買手」をランダムに決める。d）取引は、商品価格（*PCom*）がCC残高（*Ini*）を下回ったときに実現される。買手がCC（*Ini*）の初期金額の大部分を使い果たした場合、商品価格がCCの残高より高いと取引が行えないので、CCの残高は滞留とみなされる。

⑨ *Adj*は、50日間、1日2回計算されると仮定したので、これら2回の平均が計算される。

2.3 シミュレーションにおけるカスタマイズされたコミュニティの形成

「カスタマイズされたコミュニティ」の概念は、50日間で生じた滞留額を取引に頻繁に従事する参加者に均等に再分配することによってコミュニティ市場を作成するという形式でシミュレーションに実装されている。付与されるプレミアム額は全期間（*T*）の滞留額をその期間に頻繁に参加した参加者総数で割った金額であり、それを各期間の初期金額（Ini_k）に加えて次期の初期金額（Ini_{k+1}）が決定される。

$$Ini_{k+1} = \frac{TotalStag_k}{Nr.of\ members\ in\ NS_k} + Ini_k \qquad (1)$$
$$where\ Ini_1 = 10000, \forall k=1, \cdots, 4$$

グループ名	グループのインデックス（m）	初期金額（Ini）	参加率（PR）	滞留額（$Stag_m$）
グループ A	1	10000	90%	10000
グループ B	2	10000	80%	20000
グループ C	3	10000	70%	30000
グループ D	4	10000	60%	40000
グループ E	5	10000	50%	50000
グループ NS ※	6	10000	100%	50
Total of Stagnation（$TotalStag_1$）				150050

表 3：T_1 期における各グループの滞留量（CC）

結果として生じた滞留通貨は、50日間に頻繁に利用した人々に対して再分配され、次の50日間のプレミアムとして使用される。これらのプレミアムはCCが購入されたときに使用される。式1では、非滞留グループ（NSグループ）に属する参加者数として50を使用した。これらの参加者は、コミュニティ内での取引への参加率が最も高いためである。

2.4 ランダムネットワーク・シミュレーション

シミュレーションはPythonを使用して実行された。ランダムネットワーク・シミュレーションでCC滞留率の低下という目的によって「カスタマイズされたコミュニティ」を構築した。前節で述べたように、最初の50日間で提出した商品（財とサービスを含む）の価格（$PCom$）は$50 < PCom \leq 10000$の範囲でランダムに生成されると仮定する。

本シミュレーションは、コミュニティのサイズが100の参加者（ノード）で構成され、買手ノードと買手ノードをランダムに選択することにより、それらの間で取引が実行されると想定した。CCのフローを分析するために、Adjが作成された。図5に示すように、Adjの各値は、コミュニティ内の各買手と各売手の間の取引量を表している。

$$Adj = \begin{bmatrix} a_{11} & \cdots & a_{1j} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ a_{i1} & \cdots & a_{ij} \end{bmatrix}, i = 1, ...,100$$

$$and\ j = 1,\cdots,100 \qquad a_{ij}=0 \quad when\ i = j$$

前節で述べたように、Adjは1日に2回計算されたため、式2に示すように、2回の平均（$\overline{Adj}$）が計算された。

$$\overline{Adj}_n = 0.5 * (Adj_1 + Adj_2), \forall n = 1,...,5 \qquad (2)$$

各グループの滞留量（$Stag_m$）は、式3を用いて算出した。

$$Stag_m = Nr_m \times (1 - PR_m) \times Ini_n \qquad (3)$$

$$\forall m = 1,\cdots, 5 \quad \text{and} \quad \forall n = 1,\cdots, 5$$

※　表3に示すように、m=6のNSグループでは滞留額が50とプラスになる。これは、$Pcom > 50$のため、CC残高が50以下になると、取引が実現できなくなり、その分が滞留するからである。

各グループの滞留量の合計である総滞留量は、式4を使用して計算され、その後、式5に示すように、総滞留量のマネーストックに対する滞留率を計算する。

$$TotalStag_{n,} = \sum_{m=1}^{6} Stag_{m,} \qquad (4)$$

$$\forall m = 1,\cdots, 5 \quad \forall n = 1,\cdots, 5$$

$$StagRatio_n = \frac{TotalStag_n}{Aggregation\ Money\ Stock}, \quad \forall n = 1,\cdots,5 \qquad (5)$$

2.5 シャノンエントロピー（SEn）

シャノンエントロピー（SEn）は予測可能性の尺度であり、確率変数の確率と密接に関連している。それは、参加率が高いほどエントロピーが低くなり、参加率が低いほどエントロピーが高くなる。特定の変数の確率が小さいと予測可能性は小さくなり、エントロピー値が高くなり、逆に、特定の変数の確率が大きいと予測可能性は大きくなり、エントロピー値が低くなるからである。コミュニティの全参加者間で行われる取引に関する参加率のネットワークマップを計算すると、買手と売手の取引がどの程度頻繁に行われているかを知ることができる。滞留問題はコミュニティ内での取引への参加率の低下と考えられるので、図6のように、滞留箇所を視覚化できるからである。

確率変数XのSEnは、式6のように定義できる。

ここで、P_iは式7で定義され、x_iはr個の記号のうちxのi番目の可能な値を示し、P_iは$X=x_i$の可能性を示す。

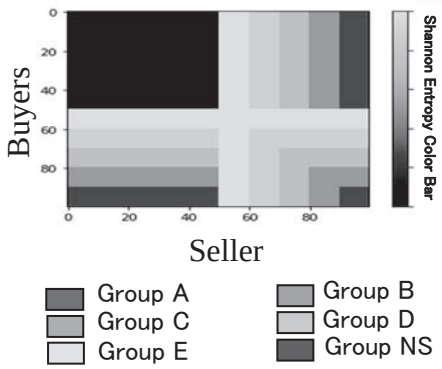

図6：シミュレーション中の全ての取引のシャノンエントロピーのカラーマップ

（出所）Alaraj, M. and Nishibe, M.［2019, 2020］

$$H(X) = H(P_1,\ldots,P_r) = -\sum_{i=1}^{r} P_i \log_2 P_i \qquad (6)$$

$$P_i = Pr(X = x_i) \qquad (7)$$

シミュレーションにおける「カスタマイズされたコミュニティ」形成の概略図が図7と図8である。

2.6 シミュレーションの結果

T_1期における6グループの滞留量（$Stag_m$, m=1,⋯,6）は式3で決定される（表２）。次に、式4を使用して総滞留量を計算し、その後、式5を使用して滞留率を計算した結果、T_1期における滞留率は$\frac{150050}{1000000} = 15\%$だった。

その結果に基づきIniを増やした後、その後の各期間（すなわち、T_2, T_3, T_4, T_5）について滞留率を再計算すると、前述のプレミアム額の再分配を行うことで、滞留率が減少した。

以下の表4に示すように、カスタマイズされたコミュニティの概念を実装すると、250日経過後、滞留率は15%から3%へと低下した。

n	時間の経過（T_n）（日数）	初期金額（Ini）	滞留率（%）（$StagRatio_n$）
1	50	10000	15
2	100	13000	9.5
3	150	14900	6.2
4	200	16150	4.2
5	250	17004	3

表4：カスタマイズされたコミュニティ概念導入後の滞留率

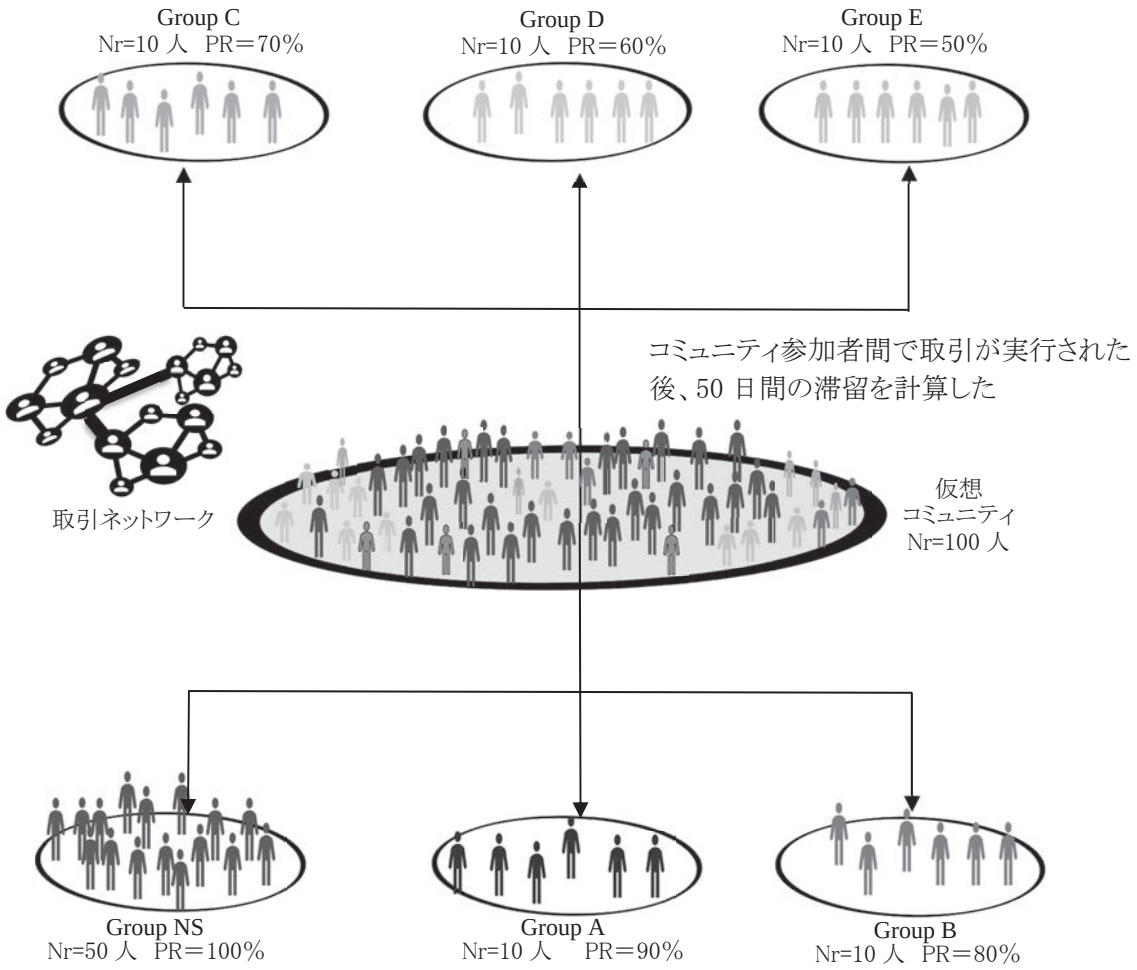

図 7：シミュレーションによるカスタマイズされたコミュニティの形成の概略図

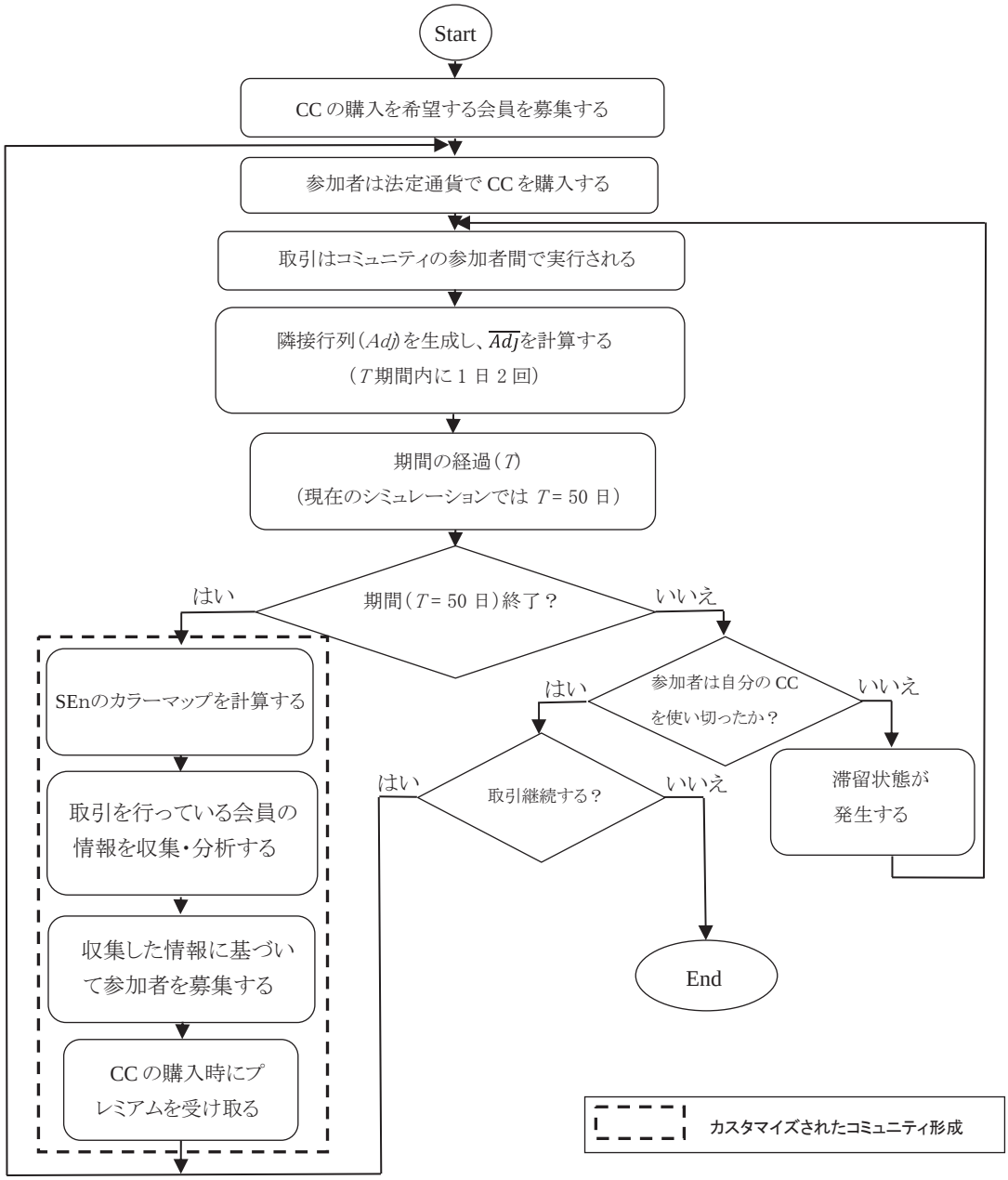

図 8：シミュレーションを使用してカスタマイズされたコミュニティを形成するフローチャート

3. 「カスタマイズされたコミュニティ」を構築する方法

前節では、単純なモデルのシミュレーションを用いて、「カスタマイズされたコミュニティ」概念の適用効率を示すツールとして滞留率を利用した。また、カスタマイズされたコミュニティの構築は参加者の商品（財とサービスを含む）に対する好みに基づくので、一定期間は実行されなかった（図4を参照）。そこで、C.C.Walletプラットフォームを活用して、参加者の満足度を予測することによってカスタマイズされたコミュニティを構築しようと試みた。

予測される満足度は、二つの要因から算出できる。一つは、取引終了後に参加者が商品に対する自分の感想を記入したコメントに直接表れる「取引上の直接的信頼（Direct Transaction Trust: *DTrust*）」であり、もう一つは参加者がある商品を購買し消費した結果、それを気に入って購入を繰り返すことに間接的に表れる「取引上の間接的信頼（Indirect Transaction Trust: *InDTrust*）」である。後者の要因は、一度に多くの商品が提供されるCC用モール（CCが利用できる販売所）で参加者が同一の商品を購入する回数として示される。これら二つの要因から参加者の満足度を適切に計算するためには、次節で示すような種々の手順の実行結果を利用する必要がある。

3.1 取引のデータ

使用データの情報は表5のとおりである。全てのCC取引のデータは、株式会社ジィ・シィ企画（以下GCと略称）のC.C.Walletプラットフォームから出力された。データは、参加者相互の取引だけでなく、CC用モールとの取引を含み、「非商業的取引」と「商業的取引」から構成されている。赤の矢印は「商品の購買」によるCCの流れとその出口を示し、青の矢印は「商品の販売」によるCCの流れとその入口を示している（図9）。

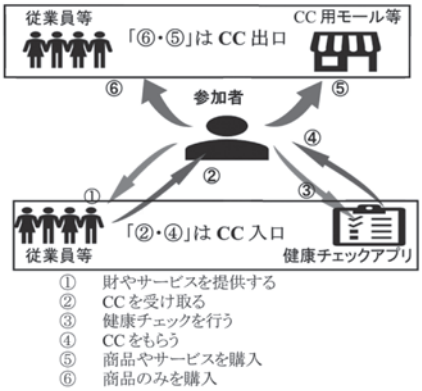

図9：CCの「入口・出口」先の図

出口は、「CC用モールと従業員等の参加者」であるが、入口は、「健康チェックアプリと従業員等の参加者」である。緑の矢印は、参加者が提供（販売）する商品の流れを指す。例えば、図10に示すように、参加者は、検温等の健康チェックに協力すれば、毎日CCポイントを獲得できる。上記に述べたように、CCによりCC用モールで商品を購入できるし、参加者相互で財やサービスを取引できる。

取引総合数	参加者（ノード）数	取引期間
27968	738	2019年5月9日 ～ 2021年3月16日

表5：データの情報

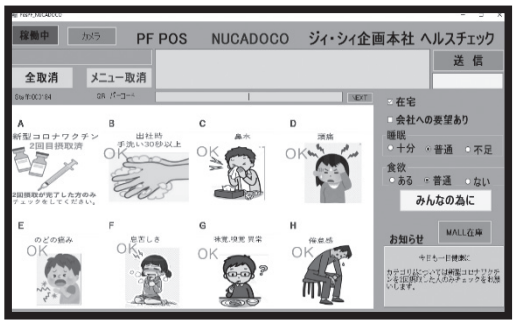

図10：健康チェックアプリの画面の図

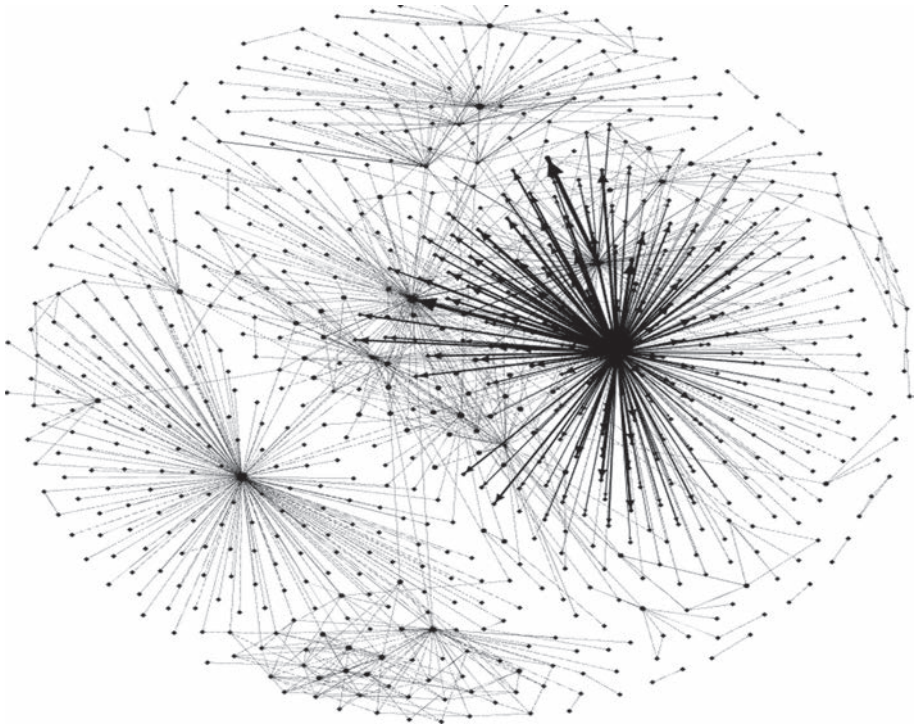

図 11：C.C.Wallet データによる取引・ネットワーク

C.C.Walletには、商品に関する五段階評価のような、参加者の満足度を直接示す数値データが存在しないので、最も人気が高い商品を決定するためには、参加者の満足度を予測する必要がある。

このような状況下で実施した今回の実験プロジェクトで満足度を分析するためには、入手したデータから購買された商品の種類や数量を把握しなければならない。

そのために、CC用モールで参加者が購入した商品の種類・数量（*InDTrust*）等を抽出しただけでなく、取引終了後に参加者が感想や意見を書き込んだコメント（*DTrust*）から商品の種類・数量を抽出した。

満足度を正確に予測するためには、CC用モールで購入された商品の種類・数量（*InDTrust*）と、取引の終了後に参加者がコメントに記載した商品の種類・数量（*DTrust*）を適切に結合する必要がある。データから抽出した取引ネットワークを図11に示す。

図11で、各ノード（点）は参加者、各エッジ（線）は取引を表す。矢印のソース（元）は「買手」、矢印のターゲット（先）は「売手」を表す。つまり、矢印は買手から売手へとCCが流通する方向を表す。

グラフ理論では、頂点の外に向けられたエッジの数は「出次数」と呼ばれる。それで、より多くの「出次数」を持っている参加者は、他の参加者から購買する財やサービス数が大きい。例えば、GCは最大の出次数を持っており、図11の右側に大きなクラスターを形成していることがわかる。これは、図9の④に記したように、GCが毎日、新型コロナ対策として従業員による健康チェックの協力に対してポイントを与えているからである。なお、本研究では，プライバシー保護のため，参加者が個人の場合、

個人名（実名）の代わりに動物名を使用した。

商品は通常の相対取引（売手と買手の一対一の取引）とCC用モール（多数の商品を販売する店）を通じて購入され，サービスは、いま見たGCによる健康チェックを除けば、相対取引のみで提供された。

AI技術（ディープラーニング等）の結果に関する精度はデータ量に依存する。このため、入手データから参加者の参加率、商品の種類・数量等の各種パラメータについて詳しく知る必要がある。また、C.C.Walletのデータはテキスト形式であるため、取引ネットワークをよりよく理解するためデータを視覚化することも必要である。

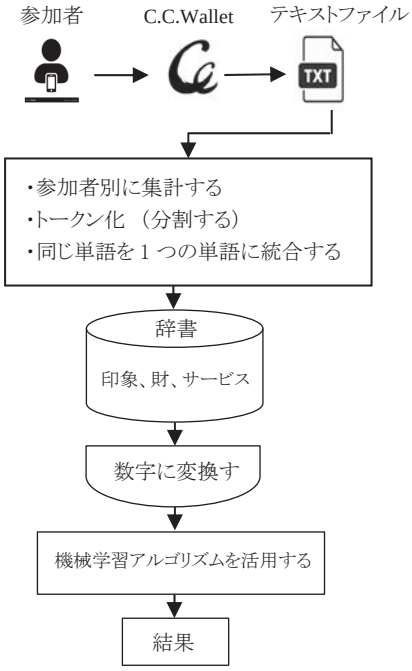

図 12：分析プロセスの概略図

3.2　解析手順

C.C.Walletで入力されたコメント文を分析するには、自然言語処理（NLP, Natural Language Processing）の技術を利用する必要がある。

自然言語処理とは、人間の言語（自然言語）を機械で量的に処理することであり、具体的には、通常の言葉や文で使う「話し言葉」から、報告書や論文で使う「書き言葉」までの自然言語を対象として、それらの言葉が持つ意味を解析する処理技術を指す。自然言語処理では，最終目標である「意味の理解」を完成させるために、図12に示すように、C.C.Walletで入力された文をまずトークン化（分割）しなければならない。そのため、Python言語の「nagisa」モジュールを活用して、C.C.Walletで入力された日本語単語コメント文を分析する。これによって、図13に示すように、提供（販売）商品（財・サービス）に関する星「５」から星「１」までの５段階評価による満足度を導出することができる。

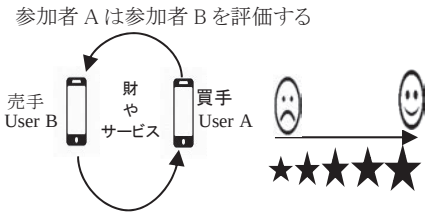

図 13：C.C.Walletで評価システム

しかし、C.C.Walletの参加者が購入した商品を評価しなかった場合もあるため、満足度ではなく「評価なし」を表す指標として「０」を使用した。図14に示すように、C.C.Walletから生成されたファイルのテンプレートにより、財とサービスと印象単語を表7、表8、表9に示す。テンプレートは11のフィールドで構成されており，本分析では、取引の終了後に「買手」が「売手」に関して入力したコメント【第11フィールド】に焦点を当てた。本分析では，取引内容である商品を財とサービスに分け、満足関連語（*DTrust*）をデータから抽出し単語によって満足度を星「５」から星「１」までの５

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
通貨コード	タイムスタンプ	C2C	GPS用	取引.ポイント	Sellerの名前	Sellerの残高	Sellerのメッセージ※2	Buyerの名前	Buyerの残高	Buyerのメッセージ

※1例：00112→千葉通貨　　※2ほとんどヌル「Null」

図 14: C.C.Wallet から生成されたファイルのテンプレート

段階評価で評価する。

一方,「CC用モール」は、C.C.Walletから生成されたファイルで参加者として登録されているため、それらの参加者に関するフィールドである【第11フィールド】を抽出する。それらのフィールドの内容は「参加者△△が財○○をモールで購入した。」という固定形式をとる。

図14に示すように、この【第11フィールド】から「買手」の名前と財の種類を抽出した。参加者がモールで何らかの商品を購入したからといって、その商品に必ずしも満足するわけではない。そのため、参加者が購入した財に関する満足度を予測するため、参加者が同じ商品を何回繰り返し購入したかを星「５」から星「1」までの５段階で評価する（*InDTrust*）。

例えば、同じ商品を1回購入すると、満足度を「１」と設定し、２回購入すると、満足度を「２」と設定する。５回以上購入した場合、満足度を「５」と設定する。

名称	詳細	データ型	変数仮説
Satisfaction	満足度※	数値	目的変数
Repetition	財の購入回数	数値	説明変数

※　財は通常の相対取引で購入した場合，以下の（表7）に基づいて満足度を計算したが，C.C.Wallet用モールで購入した場合，以下の（式8）に基づいて満足度を計算した。

表６：学習データ

3.2.1　回帰分析

「回帰（Regression）」とは統計学において連続値を予測する際に使われる手法であり、機械学習の分野でも利用される。また、「回帰分析（Regression Analysis）」は「ある変数xの増加が別の変数yにどのような影響を与えるか」を測定する。2つの変数xとyが与えられた時、xとyの変数を入れ替えても相関係数は変わらない。しかし、回帰分析では，説明する変数xと説明される変数yを明確に区別する必要がある。この時、説明する変数xを「説明変数（独立変数）」、説明される変数yを「目的変数（または被説明変数、従属変数）」という。ディープラーニングでAIは説明変数に関するモデルを学習した上で、目的変数をどのように生成できるかを学習する必要がある。先ず、初めのステップとして、説明変数と目的変数を決定する。

「何を予測したいか」から目的変数を決め、「何を使って予測するか」から説明変数を決める。目的変数は、その名の通り、回帰分析の目的、もしくは操作上のニーズから決めることがほとんどである。決定するのが難しいのは説明変数である。どんな変数を使えば目的変数を説明することができるかに関する様々な仮説を検討した上で、説明変数を決める必要がある。本研究では、参加者ごとに財の購入回数とサービスの購入回数を２つの説明変数として設定した。目的変数を設定するために，購入した財の数量またはサービスの数量が計算される。

学習データは上記の表6にまとめた。そこで、

財とサービスの数量を計算するために、以下の表7と表8に示すように、二つのCSVファイルを生成した。本研究では、下記の表9に見られるように、満足度を５つのレベル（「5」：非常に高い、「4」：高い、「3」：中程度，「2」：低い、「1」：非常に低い，「0」：満足関連語なし）に分けた。その際、C.C.Walletで入力されたコメント（*DTrust*）から説明変数と目的変数を表現するために、表9に列挙した「満足関連語」（満足度を表す言葉）を説明変数として抽出した上で、それを満足関連語に対応する満足度レベルの数字である目的変数に変換する必要がある。一方、上記のように、CC用モールから購入される商品と買手名を把握するため、「参加者△△が財○○をネットで購入した」という固定形式を抽出して、参加者が同じ商品を購買した回数（*InDTrust*）に応じて、参加者満足度を星「５」から星「１」までの５段階で評価すると、参加者満足度は以下の数式として表せる。

$$\text{参加者満足度} = \text{商品回数}$$
$$\forall InDTrust\ (1 \leq InDTrust \leq 5) \qquad (8)$$

3.2.2　ニューラルネットワーク

ニューラルネットワーク（NN）には様々なタイプがあるが、一番シンプルなものは図15のような3階層のフィードフォワード型ニューラルネットワークである。

入力層、中間層（隠れ層）、出力層の3層からなり、出力層には分類したいクラスの数だけノード（図のマル）を用意する。

3.2.3　NNモデルのテーマ

本研究では，購入された財の数量か提供されたサービスの数量（回数）（*InDTrust*）を利用して満足度を予測するために、「満足度（Satisfaction）」を「購入回数（Repetition）」に

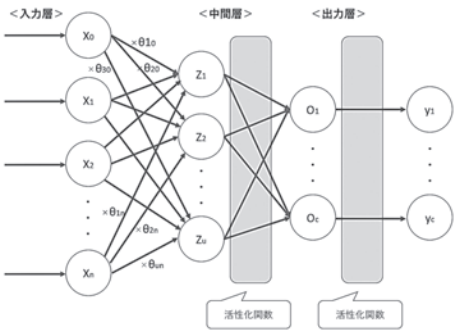

図 15: ニューラルネットワーク

結びつけた。購入された商品（財やサービス）の数量に応じて、参加者の適正な満足度を予測するということを仮説とした学習を行う。そのため、学習ではそのような予測を行えるモデルを導き出すことが目標となる。

3.2.4　NNモデルを構築する段階

NNモデルを構築する際、一連の処理が実行される（図16）。次節で示すように種々の処理を行い、処理を説明することが必要である。

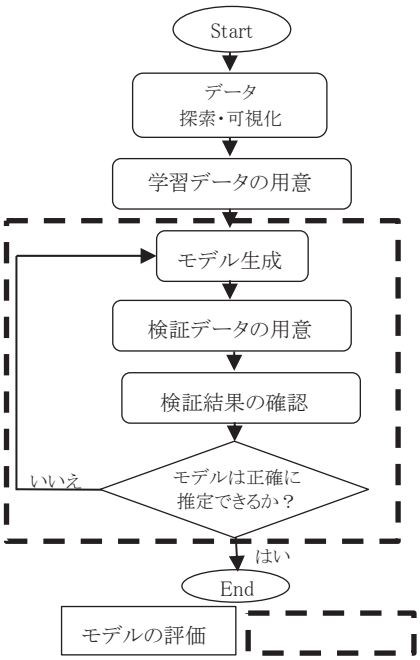

図 16: モデルを構築する処理

財名	参加者名 1	参加者名 2	・・・	参加者名 *n*
財 1	参加者名 1 に対して 「財 1 の回数」と 「満足関連語」を抽出した	参加者名 2 に対して 「財 1 の回数」と 「満足関連語」を抽出した	・ ・ ・	参加者名 *n* に対して 「財 1 の回数」と 「満足関連語」を抽出した
財 2	参加者名 1 に対して 「財 2 の回数」と 「満足関連語」を抽出した	参加者名 2 に対して 「財 2 の回数」と 「満足関連語」を抽出した	・ ・ ・	参加者名 *n* に対して 「財 2 の回数」と 「満足関連語」を抽出した
財 3				
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
財 *m*	参加者名 1 に対して 「財 *m* の回数」と 「満足関連語」を抽出した	参加者名 1 に対して 「財 *m* の回数」と 「満足関連語」を抽出した	・・・	参加者名 *n* に対して 「財 *m* の回数」と 「満足関連語」を抽出した

表 7：「1 番目」の説明変数（財回数）（*InDTrust*）

本表で，「*m*」は財の総数，「*n*」は財を購入した参加者の総数を表す。

サービス名	参加者名 1	参加者名 2	・・・	参加者名 *q*
サービス 1	参加者名 1 に対して 「サービス 1 の回数」と 「満足関連語」を抽出した	参加者名 2 に対して 「サービス 1 の回数」と 「満足関連語」を抽出した	・ ・ ・	参加者名 *q* に対して 「サービス 1 の回数」と 「満足関連語」を抽出した
サービス 2	参加者名 1 に対して 「サービス 2 の回数」と 「満足関連語」を抽出した	参加者名 2 に対して 「サービス 2 の回数」と 「満足関連語」を抽出した	・ ・ ・	参加者名 *q* に対して 「サービス 2 の回数」と 「満足関連語」を抽出した
サービス 3				
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
サービス *p*	参加者名 1 に対して 「サービス *p* の回数」と 「満足関連語」を抽出した	参加者名 2 に対して 「サービス *p* の回数」と 「満足関連語」を抽出した	・・・	参加者名 *q* に対して 「サービス *p* の回数」と 「満足関連語」を抽出した

表 8：「2 番目」の説明変数（サービス回数）（*InDTrust*）

本表で，「*p*」はサービスの総数，「*q*」はサービスを購入した参加者の総数を表す。

非常に高い	高い	中程度	低い	非常に低い	満足関連語なし
5	4	3	2	1	0
広め	ありがとう	ごめん	恐喝	くそ	
わざわざご足労	よろしく	すみません	できない	やだ	
わざわざ	宜しく	すいません	何となく		
本当にありがとう	有難う	あげる			
礼	サンキュ				
世話	楽しん				
嬉しい	楽しみ				
甘く	美味しい				
さすが	美味し				
心遣い	美味しかっ				
大好き	美味しく				
ちそう	めでとう				
馳走	疲れ				
Go	久し				
貴重な経験	頑張っ				
親切	お試しに協力してくれてありがとう				
良い	確認が取れました。ご協力ありがとうございます！				
面白い	おいしかっ				
感謝	立派				
もう一つ					
ウインナー					
最高					
やりたいなぁ					
早速					

表 9：C.C.Wallet のデータにある満足関連語の総数

3.3　データ調査結果

3.3.1　データ探索

入手したデータ情報には請求関連の情報等も含まれているが、そのようなデータは参加者満足度に関連がないため分析から削除した。

各参加者（ノード）は「売手」ないし「買手」として取引を行うが、販売と購買の取引数は必ずしも一致しない。また、多種類で大量の財やサービスを購入・販売する参加者もいれば、少種類で少量の財やサービスしか購入・販売しない参加者もおり、各参加者が行う取引数は等しくない。アイテムごとに財の名称の記載が少しずつ異なるため、ほぼ同じ内容や意味を持つ財を同一のカテゴリー（category）に分類しようと試みた。例えば、財の名称として「ぱーん」、「パン代」、「パソヘルプ」等様々な表現で書かれているアイテムは全て「パン」のカテゴリーに入れた。

#	財項目	カテゴリー
1.	あすばら	アスパラ
	Aspara	
	アスパラガス	
2.	パン代	パン
	ぱーん	
	フラパン	
	プラパン	
	Bread	
	パソヘルプ	
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

表 10：財の一覧の例

#	サービス項目	カテゴリー
1.	運転手	運転
	運転	
	運転資金	
2.	飲み会	懇親会
	食事会	
	夜会	
	晩御飯	
	二次会	
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

表 11：サービスの一覧の例

財と同じようにサービスでも、「懇親会」が「飲み会」、「食事会」、「宴会」、「夜会」、「晩御飯」、「二次会」等、各種の名前で書かれているため、全部「懇親会」のカテゴリーに入れた。データの中には、ひらがなの代わりに漢字かカタカナが書かれているものもあったので、どれかに一つに統一した。例えば、「アスパラガス」は「アスパラ」、「あすばら」、「アスバラガス」等と様々に記載されているので、統一して「アスバラ」のカテゴリーに入れた。

コンピュータによる計算時間を短縮するには，同じ意味の異なる語彙や単語を1つのカテゴリーへまとめることが重要である。

データにある財の一覧は非常に長いので、例として表10と表11に示す。カテゴリーがない場合、アイテム名が商品名として分析に利用された。

3.3.2　データの可視化

調査結果をよりよく理解するために、Python言語を使用して財とサービスに関連する統計的なグラフを生成した。表10と表11で示したように、データでは107種類の財（モールで提供される財を含む）と68種類のサービスが確認された。図17と図18は、各財・サービスの取引が全取引に占める相対頻度である。つまり、全参加者（匿名化のため個人名を動物名に転換している）における財・サービスの人気度を示している。また、各参加者（動物名として表される）が提供する財・サービスの種類・数量や、その参加者にとって最も人気の高い財・サービス（購買数量が最多の財・サービス）を表示する機能を開発した。さらに、数量が最多の財・サービス）を表示する機能を開発した。C.C.Walletによる取引全体について、選択した財やサービスの販売数量をグラフに表示する機能や、参加者（動物名）がモールで購入した財を表示する機能も開発した。

また，例として、図19は、特定の参加者（「ナガスクジラ」）がモールで購入した財の数量を示すグラフである。最も高い棒グラフがその参加者にとって最も人気が高い財を示している。

図20は、特定の参加者（「ナガスクジラ」）が通常の相対取引とモールの両方で購入した各財の数量を表示する。

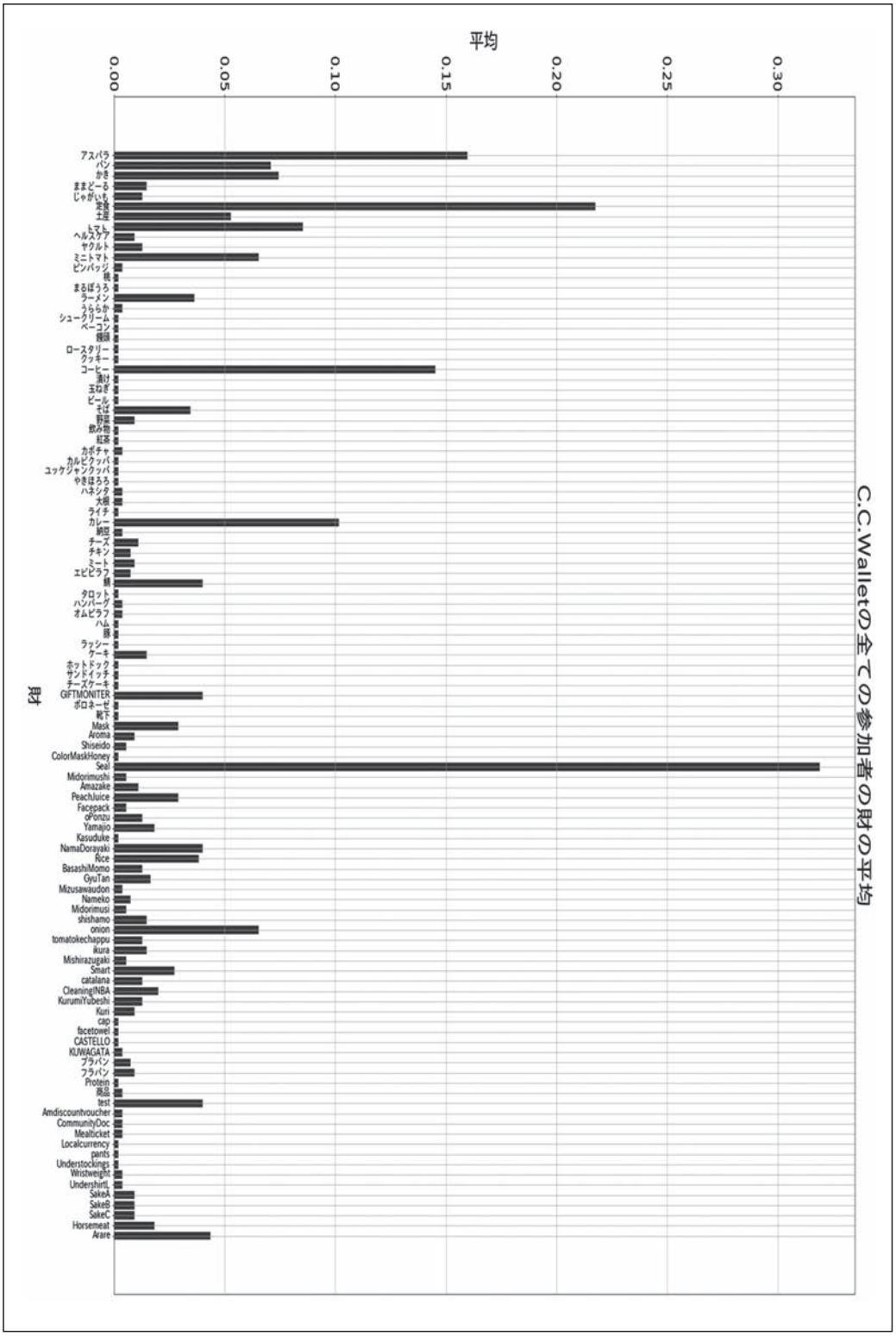

図 17：全参加者における財の人気度（相対頻度）

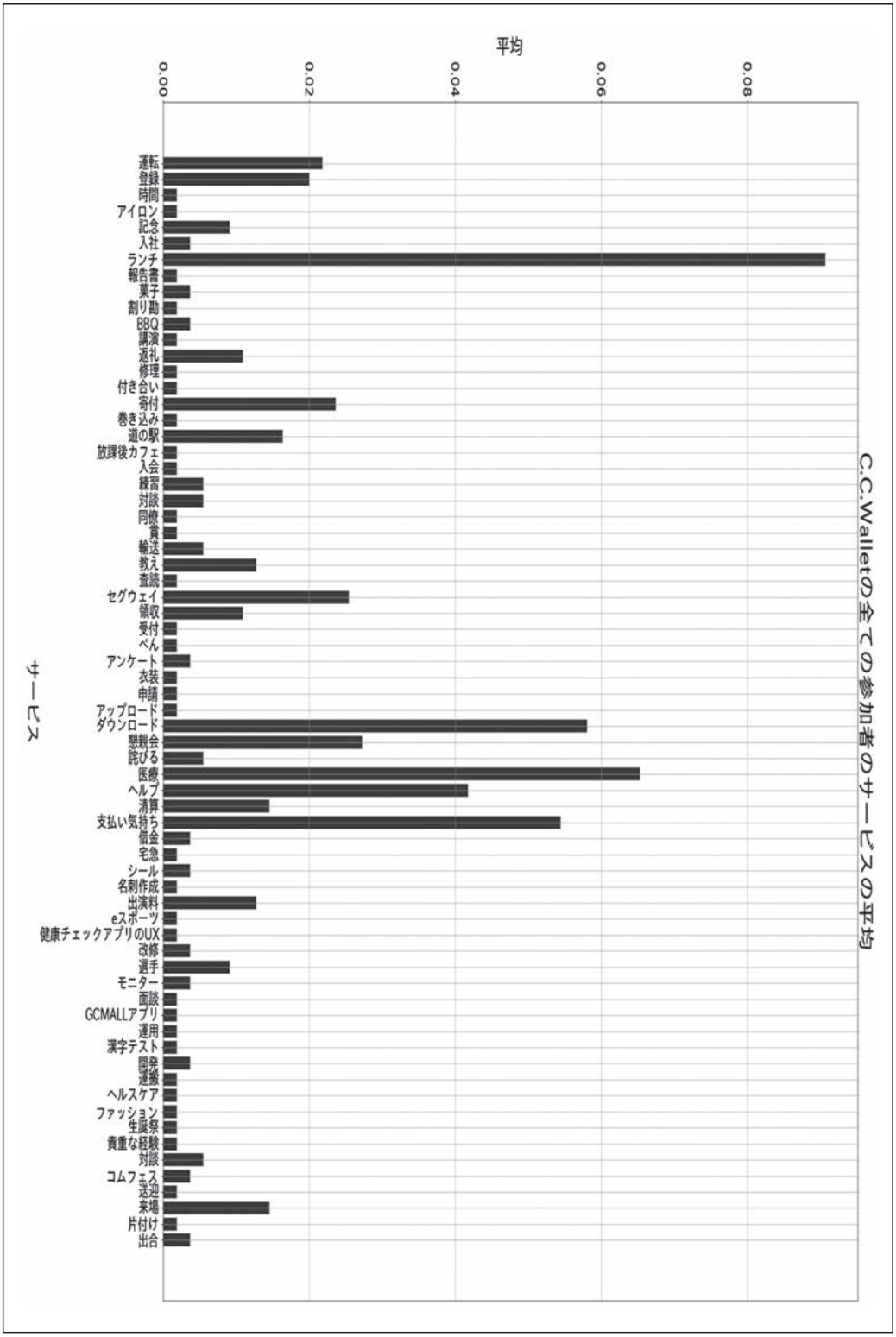

図 18：全参加者におけるサービスの人気度（相対頻度）

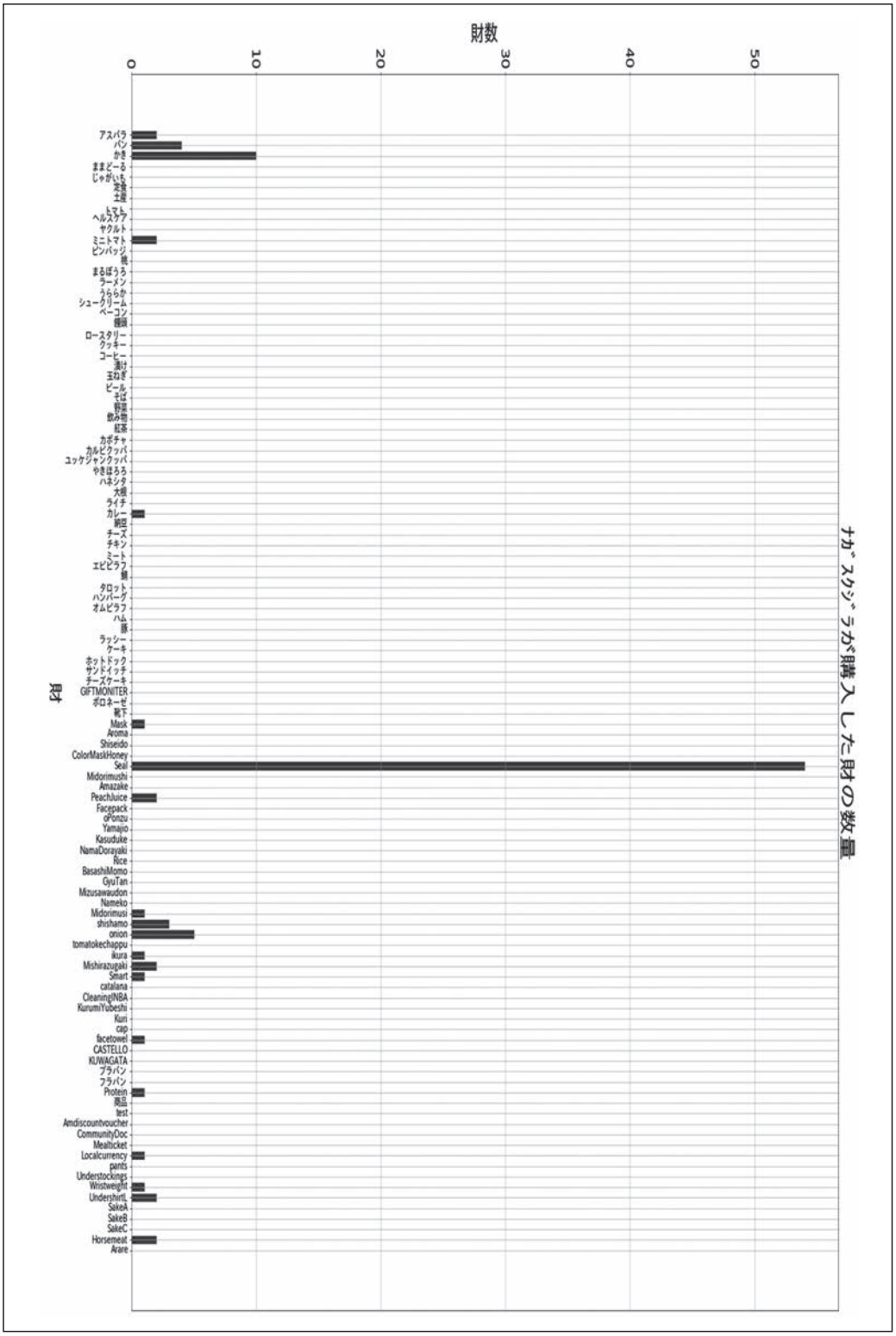

図 19：C.C.Wallet 用 Mall で参加者「ナガスクジラ」が購入した財の数量

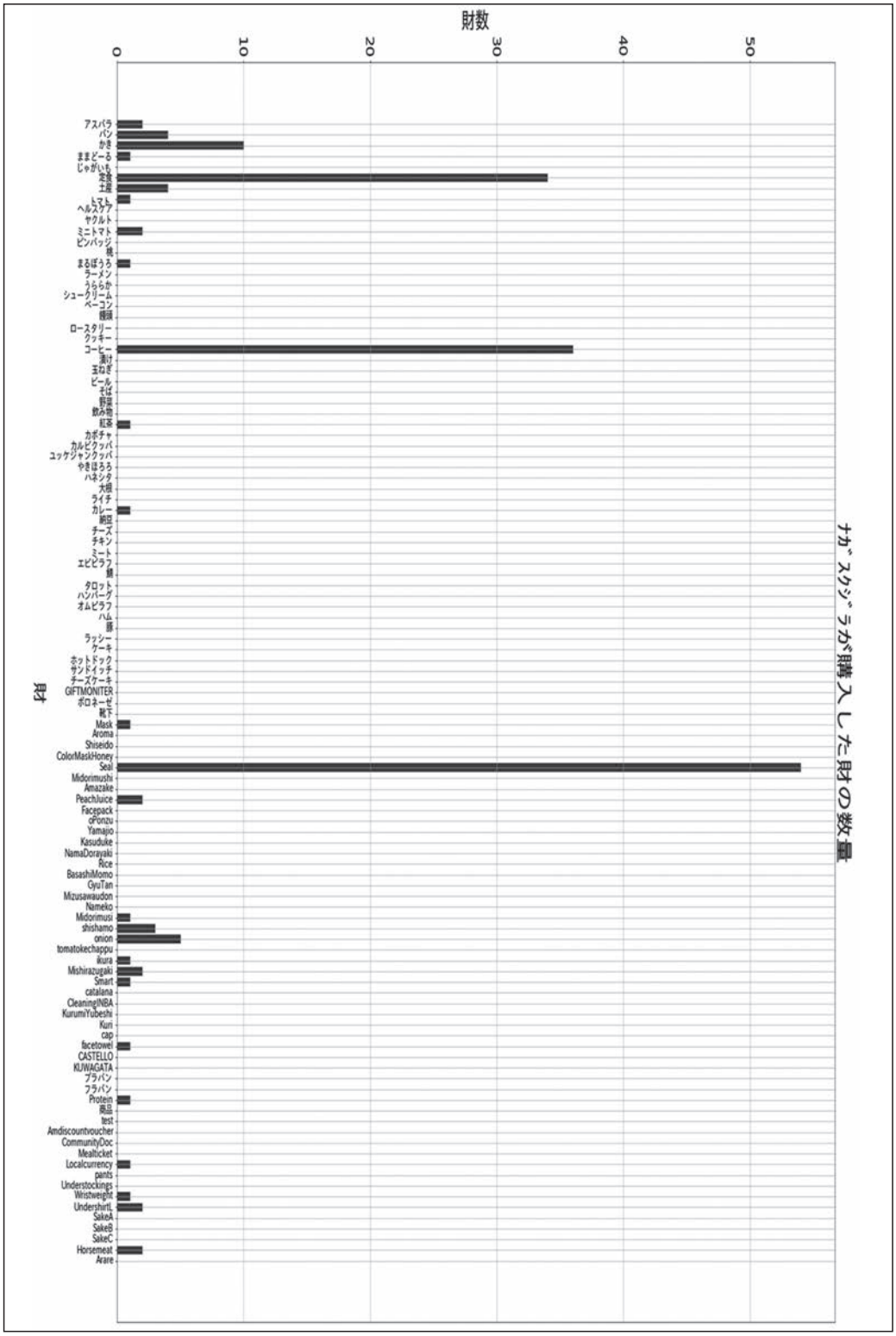

図 20：参加者「ナガスクジラ」が通常の相対取引と MALL の両方で購入した財の数量

3.3.4　NNモデルの生成

Python言語でのニューラルネットワークによる学習のための設定は、以下の二つのNNのパタンを利用した。

① 「第①パタン」：パラメータ値は以下の通り。

② 「第②パタン」：パラメータ値は以下の通り

NNのパラメータは、表13で説明される。

```
nn = (hidden_layer_sizes=(2),
        activation='relu',
        max_iter = 10000,
        verbose=True,
        learning_rate='constant')
```

```
nn = (hidden_layer_sizes=［(2), (3), (4), (5)］,
        'activation':［'relu', 'logistic'］,
        max_iter = 10000,
        verbose=False,
```

3.3.5　検証データの用意

上記の「第①パタン」の予測成績を評価してから「第②パタン」の予測成績を評価した。評価するために、検証データを用意することが必要である。基本的には、ニューラルネットワークはトレーニングデータ（学習データ）を使用してトレーニングされ、テストデータを使用して評価するという順序の処理を行う。したがって、入手したデータを学習データとテストデータに分割することが重要である。C.C.Walletの参加者の参加率（参加者によるメッセージや商品取引データが入力される取引数）は参加者ごとに異なるため、10以上の取引実績を持つ参加者の履歴データを学習データとして使用した。だが、テストデータが少ないので、テストデータを合成する必要があった。すなわち、参加率の低い参加者の場合、学習データを使用してトレーニングし、合成データを使用して評価しなければならなかった。

3.3.6　検証結果の確認

現段階では、取引回数を利用してNNモデルを学習し、そうして得られたNNモデルで生成された満足度（予測値）を対応する参加者の実際の満足度（正解値）と比較して予測するという方法をとっている。すなわち、これらの予測値が正解値と近似しているかを確認した。

基本的には、一部のデータを除いて正解値と予測値が近いことがわかる。次に、正解値と予測値の差分を求めてみた。差分は「偏差平方和」として求める（正解値と予測値の差を二乗した値）。この差分の値が大きければ、それだけ正解値と予測値が乖離しており、不正解であることがわかる。上記の差分を使用して、データ全体の平均的な差分の大きさ（正解値との乖離性）を求めた。今回はRMSE（平均平方二乗誤差）を指標として計算する（偏差平方和の平均値の平方根）。

RMSEの値が小さいほど、予測値と正解値の乖離性が少なく、対象のモデルがより正解に予測を行えると考えられる。RMSEは、観測値を$x_i (i = 1, 2, 3, ..., n)$、モデルから計算した計算値（予測値）を$\hat{x}_i$とすると、次の式によって定義される。

$$RMSE = \sqrt{\frac{\sum_{i=1}^{N}(x_i - \hat{x}_i)^2}{N}} \qquad (9)$$

取引種類	RMSE
財	1.173
サービス	1.380

表12：「ナガスクジラ」の満足度を予測するために利用した「第①パタン」のNNのRMSE値

観測値と計算値（予測値）が近いほど、RMSEは小さくなる。逆に、観測値と計算値（予測値）が遠くなると、RMSEが著しく上昇する。そのため、外れ値が含まれると、観測値と計算値（予測値）の差が大きく乖離するため、

パラメータ	説明	値の意味
hidden_layer_sizes	要素の個数：中間層の計算回数 各要素の値：各中間層のニューロンの数	・1層目で2つ ・1層目で2つ，2層目で3つ，3層目で4つ，5層目で4つ。中間層の計算回数が2回以上あるため，この学習は【ディープラーニング】となる。
activation	活性化関数の指定	・relu：ReLu関数（入力値が0以下のとき0になり，0より大きいとき入力をそのまま出力） ・logstic：ロジスティック関数（確率値を計算し，閾値以上であるかで分類
max_iter	最適解探索の際の最大探索回数 整数を指定 -1を指定した場合，収束するまで繰り返す	10000回まで，最適なモデル探索処理を繰り返す。
verbose	モデル生成の過程のメッセージを出力するかどうかの指定	・「True」メッセージを出力する。 ・「False」メッセージを出力しない。
learning_rate	重みの学習率の更新方法	・「constant」で指定した学習率を固定で使用し，デフォルトはこちらなっている。

表13：NNのパラメータの説明

RMSEが著しく大きくなる。このことから、RMSEは外れ値の影響を受けやすいといわれている。

3.3.7　モデル再構築（再生成）

次いで、より正解に近い予測と分類ができるよう、同様の学習データを使用して、モデルを再構築すべく2番目のNNパタンを利用した。

ただし、モデル生成の際に何らかの値を設定して、モデルの精度を調整することを「チューニング」と言う。

今回は代表的チューニング手法である「グリッドサーチ（Grid Search）」を活用してチューニングを行った。グリッドサーチとは、モデル生成に使用するα（アルファ）と呼ばれるパラメータに対して、扱える値の範囲（例：0，1，2，3など）を設定して、最も精度の高いモデルを求める手法である。具体的には、特定の範囲の数値を逐次αに代入してモデルを生成するという処理を複数回実行し、それらのモデル中で最も精度が高いものを最終的なモデルとするという方法である。Python言語でグリッドサーチを行う際には，GridSearchCVというモジュールを使用した。以下の処理では、最適なモデルを生成するためのパラメータ（モデル生成に使用する設定値）を求めた。例えば、「ナガスクジラ」の場合、最適モデルを生成するために必要なパラメータが得られたが，下記のデータが参加者ごとに異なった。

例えば、「ナガスクジラ」の場合、最適モデルを生成するために必要なパラメータが得られたが、下記のデータが参加者ごとに異なった。

そこで、得られたパラメータを使ってモデルを生成し直してみた。改めて生成したモデルを使用して、検証データによる検証も行った。最後に、チューニング前と同様に、RMSEを求め

```
# モジュールの読み込み
from sklearn.model_selection import GridSearchCV
# NNによる学習のためのパラメータ
parameters={
  'activation':['relu', 'logistic'],
  'max_iter':[10000],
  'verbose':[False],
      'random_state':[4],
  'hidden_layer_sizes':[(2), (3), (4), (5)]
}
# 学習を行うためのデータ生成
cv = GridSearchCV (estimator=MLPRegressor(), param_grid=parameters)
```

```
'activation': 'logistic',
'hidden_layer_sizes': 2,
'max_iter': 10000,
'random_state': 4,
'verbose': False
```

てみた。

一般的にRMSEは、グリッドサーチのアルゴリズムを使用すると減少するため、望ましい（表14）。RMSEは学習アルゴリズムに基づいているため、その結果はアプリケーションの実行ごとに異なる。

取引種類	RMSE
財	0.722
サービス	1.380

表14：「ナガスクジラ」の満足度を予測するために利用した「第②パタン」のNNのRMSE値

4. 考察

これまでコミュニティの参加者間で非商業的・商業的取引を繰り返すことにより、参加者間の協力を強化するための通貨システムが提案されてきたが、参加者は要望する商品を見つけられないことがあった。そうすると、前述したとおり、非営利活動の対価として取得したCCは参加者の手元にとどまり、システム内を循環しなくなる。このような状況が頻発する場合、CCがより円滑かつ迅速に流通し、多くの参加者の間を循環するための仕組みが必要となる。

したがって、カスタマイズされたコミュニティの概念を導入し、商業取引と非商業取引を統合することにより、通貨システムの実行可能性と持続可能性を高めることができると考えられる。

本研究では、カスタマイズされたコミュニティを構築するためのツールとして、CCプラットフォーム（C.C.Wallet）を使用した参加者のコメントから満足度を推定するための計算枠組みを開発した。

C.C.Walletの参加者のメッセージ（評価コメント）に見られる財やサービスに関する満足関連語を集計するために、手動で辞書を作成した。以前に存在しない新データにぶつかると辞書の再構成ないし辞書への追記が必要であった。しかも、C.C.Walletの参加者が使う語句に誤字脱字等がある場合、それらの単語を手動で修正してから辞書で使用する必要がある（例：財名「ピンバッチ」誤→「ピンバッジ」正）。

このように、辞書の手動作成は時間がかかるが、プライバシー保護の観点から、クラウドベースのサービスは使用しなかった。

NNモデルを参加者の満足度を予測するツールとして使用するには、トレーニングデータ（学習データ）とは異なる検証データを使用して、ディープラーニングによって得られた結果を検証する必要がある。このように、入手データは、トレーニングセットと検証セットの2つに分ける必要がある。入手データを参照して、取引数に応じて参加者をグループA、グループB、グループCの3つに分けた。

グループAの参加者は、十分な取引数を持っているので、データをトレーニングセットと検

証セットに分割して購入行動のNNモデルを構築することができた。グループBの参加者は、グループAにいる参加者ほど多くの取引を行なっていないため、検証データのみを合成した。検証データは実際のデータではなく、NNモデルからグループBの参加者の購入行動の傾向を表す指標として得られ、カスタマイズされたコミュニティを構成するために使用された。

一方、グループCは、トレーニングセットと検証セットに分けるには取引数が足りない参加者グループであり（取引数がごく少ない参加者については図11参考）、購入行動のNNモデルを構築できなかった。したがって、カスタマイズされたコミュニティを構成できるようにするには、CCの参加者数を拡大し、取引頻度を高める必要がある。これは、将来の研究課題であるとともに、CCの実践的課題でもある。

NNモデルには、ディープラーニングに必要な中間層（隠れ層）の数やパラメータに関して一般的な形式や値は存在しない。同じ商品を繰り返し購入する回数等に見られる購入行動は参加者ごとに異なるため、各参加者に適切なNNのパラメータを特定化する必要がある。

参加者の満足度は、提供される商品に対して参加者がどの程度満足しているかを表す評価メッセージ（言語表現）によって示される。また、参加者が商品を購入して消費した時、事前の期待値を越えれば満足し、繰り返し購買するので、同じ商品を購入した回数も参加者の満足度を表すもう一つの指標である。他方、価格は、参加者の満足度に結びつかない（商品が安ければ満足するわけではない）ため、本研究では満足度の説明変数として商品価格を使用しなかった。

今回の調査に使用したデータでは商品名と参加者のメッセージ（コメント）が記録された取引数があまり多くなかったため、テストデータは主に合成された。将来的にデータがより大きくなれば、学習データとテストデータも実際の取引データを利用できるだろう。なお、参加者数が比較的多いため、できるだけ中間層の数を少なくすることで計算時間を短縮するようにした。

同じ商品の購入数やコメントに基づいて参加者の満足度を予測するツールとしてNNを適用したが、これは取引参加者にとっては一種のフィルタリングツールであり、取引に活用することもできるであろう。

5. 終わりに

本研究は、参加者のコメントや購入行動に基づいて参加者の満足度を推定し、そうした満足度に基づくカスタマイズされたコミュニティを形成することによってコミュニティ参加者間におけるCCの循環を促進するという、新たな実践手法とそのための分析フレームワークを提示した。まず、C.C.Walletに参加者が入力したコメント文により満足度を予測した。具体的には、参加者が取引を終了した後に入力したコメント文から単語辞書を作成し、それによって、意味ベースのテキストを各単語の意味に対応する数値に変換することによって実行した。満足度に関連する単語を抽出し、その単語に５段階の数値（星５から星１までの星の数）を与えて評価し、そこから満足度を導出した。目的変数（被説明変数）は「何を予測したいか」という目的により決まるので、満足度を目的変数として設定した。

しかし、説明変数の決定はやや複雑である。どんな説明変数を使えば目的変数をうまく説明することができるかに関して様々な仮説を検討した上で、説明変数を決める必要がある。したがって、各参加者について、財の購入回数と

サービスの購入回数を２つの説明変数として設定した。このため、購入した財の数量とサービスの数量が別々に計算された。商品価格の高低は必ずしも参加者の満足度を反映しているわけではないので、本研究では商品価格は説明変数として利用しなかった。

次に、カスタマイズされたコミュニティを構築するため、特定の商品（財・サービス）に対する各参加者の満足度を予測する必要がある。NNモデルで、各参加者の購入行動を学習することで各参加者の満足度を予測することができた。そのために、NNモデルのパラメータを自動的にチューニングするために「グリッドサーチ」を活用してチューニングを行った。ただし、一部の参加者は他の参加者ほど取引が多くないため、NNモデルを構築できなかった。また、トレーニングセットと検証セットに分割するのに十分な大きさではない一部の参加者は、それらの参加者のみの検証データを合成した。

そこで、CC用モール等で商品を購入するためにCCを取得できる他の各種アプリを利用することでCCの利用を拡大できれば、実データを利用できようになるため、より適切な結果が得られるはずである。

例えば、健康管理を実施している参加者向けにGCアバターを利用した新しいヘルスケアアプリ（NUCADOCO）が近くリリースされる予定である（図21）。

NUCADOCOを利用すればCCを獲得でき、CC用モールで商品を購入できるので、このようなアプリがより普及すれば、今後より多くの参加者がCCを使用するようになるのではないか。また、モール内でより多様な商品を提供することにより、参加者あたりの取引数を増やすことができる。これは、CCを普及させるための実践的課題でもある。

本研究では、CC滞留問題を改善するために「カスタマイズされたコミュニティ」という概念を導入し、そのCC流通効率性を調査した。だが、入手したデータ量が十分ではなかったため、シミュレーション実験を活用することになった。今後の課題は、実証実験から得られる実データにより測定した参加者満足度を用いて検出した「カスタマイズされたコミュニティ」を研究することである。

図 21: NUCADOCO のアプリ

参考文献

加藤敏春［2001］『エコマネーの世界が始まる』講談社。

加藤敏春［1998］『エコマネー』日本経済評論社。

栗田健一［2020］『コミュニティ経済と地域通貨』専修大学出版局

西部忠［2021］『脱国家通貨の時代』秀和システム

西部忠［2018］『地域通貨によるコミュニティ・ドック』専修大学出版局

西部忠編著［2013］『地域通貨』ミネルヴァ書房

吉地望・西部忠［2006］「地域通貨流通ネットワーク分析」（第１０回進化経済学会年報、企画セッション「地域通貨の実証分析と政策展望」）
http://cc.fm.senshu-u.ac.jp/system/files/evoeco2006_1.pdf

Kichiji, N. and Nishibe, M.［2011］*"The Comparison in Transaction Efficiency between Dispersive and Concentrated Money Creation"* , Discussion Paper, Series A, Graduate School of Economics & Business Administration, Hokkaido University, No237 , p1-12.

Kichiji, N. and Nishibe, M.［2008］*"Network analysis of the circulation flow of community currency"* in Evolutionary and Institutional Economics Revie, No. 4, p:267-300.

Arnaud, M. and Marek H.［2015］*"Community currencies and sustainable development"* in A systematic review, Ecological Economics、No 116: p160-171.

Maeda, S., Alaraj, M. and Nishibe, M.［2019］*" A New Currency as a Service Platform to Issue and Manage Various Community Currencies"*, 5th Beinnial RAMICS 2019, Hida Takayama, Japan.

Alaraj, M. and Nishibe, M.［2019］*"Stimulate Currency Circulation in the Currency Community by Creating a Customized Community"*, 5th Beinnial RAMICS 2019, Hida Takayama, Japan.

Alaraj, M., Nishibe, M.［2020］*"Stimulate currency circulation in the currency community by creating a customized community"*. in *Evolut Inst Econ Rev, N*o 17, p 399–412. https://doi.org/10.1007/s40844-020-00181-2

謝辞

本研究は、2020年度に西部忠が受託した専修大学研究助成金（研究課題「貨幣イノベーションとデジタル-コミュニティ通貨の可能性に関する研究」）の研究成果の一部である。ここに記して謝意を表したい。

マルクスの唯物史観と歴史科学の可能性

新田　滋

はじめに

マルクスの草稿研究によって明らかとされてきた本来の唯物史観は、いわゆる「史的唯物論の公式」とはまったく異なるものであり、必要な修正が加えられれば、実証的な歴史科学の研究プログラムとしてすぐれた可能性をもつものである。

筆者はいままでに、マルクス自身における唯物史観の方法論的な部分に関する解釈学的な復元作業と、それを踏まえつつ必要と考えられる再構成の試みを種々行ってきた（新田［1998年］、新田［2016年］、等参照）。だが、それは主として、『経済学批判序文』でいえば、生産力・生産関係・上部構造の抽象的な規定に関わる唯物史観の方法論的な部分に限られていた。

そこで本稿では、『経済学批判序文』における社会構成の発展段階図式にみられる、マルクスの歴史科学に向けた研究プログラムそのものについて、『ドイツ・イデオロギー』、『資本制生産に先行する諸形態』、『資本論』、「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」草稿群、その他、マルクスの生涯にわたる歴史科学的な研究準備作業と比較照合することで再構成を図り、その上で必要と考えられる修正を提案していくものである。その際、主に1960-70年代の日本において膨大に蓄積されていた研究成果のごく一端にとどまるとはいえ、それらの成果を大いに参考とさせていただいたことはいうまでもないことである[1]。

まず、本稿の第1節では、マルクス本来の唯物史観、歴史科学の構想が、エンゲルスを経由していわゆる「史的唯物論の公式」として、あらゆる社会が文明の初期段階において奴隷制を経過するという単線史観へと変質していった経緯を再確認する。その上で、夙にマルクスの草稿研究から明らかとされているように、マルクス自身は、完成度の高い『資本論』第1巻における論理的体系に緊密に位置づけられた「資本の原始的蓄積」の研究に論理的に接続された「資本制生産に先行する諸形態」に関する研究プログラムとして、最晩年に至るまで原始未開社会やアジア・オリエント的、ギリシア・ローマ的、ゲルマン的、等々の諸社会の歴史的諸形態に関して、複線史観に立って実証的な研究を続けていたことを再確認する。

次いで、第2節では、マルクスの歴史科学にとって最も基底的な研究プログラムであった疎外論史観・依存関係史観について、人格的依存関係→物象的依存関係→より高次の人格的依存関係という三段階（未来ビジョンを除けば二段階にすぎない）の単純化された図式ではなく、マルクス自身の叙述にもあるとおり、人格的依存関係と物象的依存関係が相互作用しながら、後者が前者を解体していく過程が反復循環されてきたものとしてとらえ返されるべきであることを論じる。また、ウォーラーステインの世界システム論による示唆を受けて、依存関係は単一の世界システム的な関連としてとらえられるべきであることもあわせて確認し、それらを踏まえた作業仮説の暫定的な図式化を提起する。

第3節では、マルクスにおいて疎外論史観・

依存関係史観がより具体化されたものとしての社会構成の発展段階図式について、まずマルクス自身の実証的に堅実な叙述に即した再構成を試みる。その上で、上記の作業仮説による社会構成の発展段階図式の再構成として、原基的世界システム＝「原始共同体」、前近代世界システム＝「古代・中世・近世文明社会」（アジア的形態とその日本型・中国型、ローマ的形態、ゲルマン的形態における反復循環）、ゲルマン的形態からどのような歴史的条件によって近代世界システム＝「近代市民社会」への転換（「資本の原始的蓄積」）が生じたとみるべきなのかについて、その概要をみていくこととする。

第１節　「史的唯物論の公式」をめぐって

1）マルクスといわゆる「史的唯物論の公式」

周知のように、マルクスの歴史科学に関する研究プログラムは、後世において「史的唯物論の公式」というかたちで歪められて伝えられることとなった。まずはじめに、どのような経緯で「史的唯物論の公式」が形成されていったのかを概観しておくこととしよう。

とはいえ、いわゆる「史的唯物論の公式」における発展段階論は、有名な『経済学批判序文』を典拠とすることは否定しようのない事実である。

「大づかみにいって、アジア的、古典古代的、封建的および近代ブルジョア的生産様式が経済的社会構成のあいつぐ時期として表示されうる。ブルジョア的生産諸関係は、社会的生産過程の最後の敵対的形態である。敵対的というのは、個人的敵対という意味ではなく、諸個人の社会的生活諸条件から生じてくる敵対という意味である。しかしブルジョア社会の胎内で発展しつつある生産諸力は、同時にこの敵対の解決のための物質的諸条件をもつくりだす。したがってこの社会構成でもって人間社会の前史は終わる。」（『経済学批判序文』）

このような『経済学批判序文』に定式化された叙述は、マルクスとエンゲルスの共著である『ドイツ・イデオロギー』や、マルクスの単著である『賃労働と資本』などにその萌芽が認められる[2]。まず、『ドイツ・イデオロギー』の関連箇所をみてみよう。

「［3b］分業のさまざまな発展段階は、とりもなおさず所有［財産］のさまざまな形態である。……所有の第一の形態は部族所有Stammeigentumである。これは、人びとが狩猟や漁労や牧畜あるいはせいぜい農耕でくらすという、生産の未発達な段階に対応する。……社会の編成も家族を拡大したものにとどまっている。すなわち、家父長的な部族の長、そのもとに部族の成員、最後に奴隷というふうになっている。」

「所有の第二の形態は、古代的な共同体所有ないし国家所有である。このような所有はとくに、いくつかの部族が契約や征服によって一つの都市に統合されることによって生まれ、そこでは奴隷制があいかわらず続いている。」

「［3c］第三の形態は、封建的所有、あるいは身分的所有である。……この封建的所有もまた、部族所有や共同体所有とおなじように共同体にもとづいている。しかし、この共同体にたいして直接生産にたずさわる階級として相対するのは、古代の共同体のばあいが奴隷だったのとは異なり、農奴的な小農民である。」（『ドイツ・イデオロギー』。MEW頁数ではS. 22。引用文中の［　］内の数字・記号は草稿の用紙番号（いわゆるボーゲン番号）を示す。同書の引用箇所の表記法について詳しくは参考文献を参照のこと。）

このように、『ドイツ・イデオロギー』においては、部族所有、古代的な共同体所有ないし国家所有、封建的所有ないし身分的所有が、近代的な私的所有に先行する諸形態として挙げられるとともに、それらは同時に「分業のさまざまな発展段階」でもあると明記されていた。

次いで、『賃労働と資本』には、次のような文言がある。

「〔S.408〕全体としての生産関係は、社会的関係、社会と呼ばれるものを、しかも一定の歴史的発展段階にある社会、独特で特色のある性格をもった社会を、形づくる。古代社会、封建社会、ブルジョア社会は、そういう生産関係の全体であり、同時にそれぞれ、人類史上の特別の発展段階をあらわしている。」（マルクス『賃労働と資本』、頁数は全集第6巻による。）

ここでは、部族社会が挙げられていないことを除けば、『ドイツ・イデオロギー』の叙述がそのまま圧縮されたものとなっている。

以上のように、『経済学批判序文』においては「ブルジョア的生産諸関係……でもって人間社会の前史は終わる」とされ、『賃労働と資本』においては、「古代社会、封建社会、ブルジョア社会は、……同時にそれぞれ、人類史上の特別の発展段階をあらわしている」とされており、たしかに人間社会の全般における一般法則として語られている。これらの中期マルクスによる叙述が、その後、一人歩きして「史的唯物論の公式」となっていくわけである。

2）エンゲルスからスターリンに至る「史的唯物論の公式」の形成

マルクスは最晩年に至るまで、原始的な共同体や歴史的な諸形態に関する研究に勤しんでいたが、それは、エンゲルスとの往復書簡での意見交換を交わしながらのものであった。マルクス没後、エンゲルスは『資本論』第2巻・第3巻の編集作業と同時に、マルクスの遺稿であるコヴァレフスキー『共同体的土地所有、その解体の原因、経過および結果』ノート（1879年10月-1880年10月）、モルガン『古代社会』ノート（1881年5月-1882年2月）[3]にもとづく原始的な共同体や歴史的な諸形態に関する研究を仕上げるという「遺言執行」にも携わった。その成果が、周知のように、『家族・私有財産・国家の起源』（1884年が初版だが1891年の第4版で大幅に加筆）であった。

エンゲルスは『家族・私有財産・国家の起源』においては、モルガンに依拠して家族の自立化が萌芽した未開上位の段階を過渡的な形態として、「文明社会」（＝家族、私有財産、国家が確立して以降の諸社会）の段階へと移行するものとみなした。

ここまでであれば、マルクスとエンゲルスの認識に大差ないといってよいであろう。問題となるのは、エンゲルスが「文明社会」の端緒の時代は、かならず奴隷制社会であるとしたことにあった。

「〔213頁〕最初の大きな社会的分業は、その労働の生産性の、したがって富の増大につれて、そしてその生産分野の拡大につれて、所与の歴史的な全条件のもとで、必然的に奴隷制をもたらした。最初の大きな社会的分業から、二つの階級への社会の最初の大きな分裂が発生した。すなわち、主人と奴隷、搾取者と被搾取者への分裂が。」（『家族・私有財産・国家の起源』、全集21巻ではS.157）

とはいえ、エンゲルスは、『家族・私有財産・国家の起源』においてはまだ、

「[174頁] いまでもなお種々さまざまな野蛮・未開諸民族のもとで、あるいはヨリ純粋な、あるいはヨリ不純な形態で存続している氏族制度や、アジアの文化諸民族の古代史にみられるその痕跡には、紙数の都合でたちいることはできない。」(同前、第7章冒頭部分)

というように、アジア的形態の問題については留保がつけられていた[4]。

ところが、さらにエンゲルスは、『家族・私有財産・国家の起源』よりも後の1887年に書いた「アメリカの労働運動」(『イギリスにおける労働者階級の状態』アメリカ版への序文)において、古典古代だけでなくアジア的古代においても、奴隷制が支配的形態だったと断言するようになった。

「[S.339] アジア的古代および古典古代においては、階級抑圧の支配的形態は奴隷制、すなわち大衆から土地を収奪することよりも、むしろ彼らのからだを領有することであった。」(エンゲルス「アメリカの労働運動」1887年1月26日付、全集21巻)

そのため、第二インター期のプレハーノフらは、これを典拠としてアジア的形態の独自性を否定し、奴隷制を普遍的な最初の階級制度と位置づけた(テーケイ「マルクス、エンゲルスにおけるアジア的生産様式」1964年、邦訳頁数、38頁、参照)。

とはいえ、中国革命が焦点化した1920年代になると、「アジア的生産様式」が実践的な関心の的となり、マジャールらは中国を「封建的」ではなく「アジア的」な段階にとどまっていると主張して「アジア的生産様式論争」が活発に行われた。ところが、1931年2月のレニングラードにおける討論会は、アジア的生産様式を封建制と同じに扱い、前者はもはや後者の東洋的な変体にほかならぬと結論した(ジャン・シェノー「アジア的生産様式――研究上の若干の見通し――」1964年、邦訳頁数、68-71頁、参照)。

1933年にはストルーヴェによって、古代東洋においては奴隷制が支配的だったとする構想が提起され、1934年にはミシューリンによって、アジア的古代は初期奴隷制であり、古典古代(ギリシア・ローマ)は発展した奴隷制であるという、奴隷制社会の二段階説が提起された(福冨正実[1981年]、9-10頁、参照)。

このように、すべての社会が奴隷制を通過するものとされるならば、単線上に、奴隷制までで停滞している社会と、封建制、資本制へと発展した社会とがあるだけとなる。こうして、スターリン[1938年]『弁証法的唯物論と史的唯物論』によって、奴隷制の普遍的存在説とセットになった単線史観としての「史的唯物論の公式」が画定されるに至ったのであった(なお、『資本制に先行する諸形態』が発見されたのは、スターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』の翌年、1939年のことであった)。

「[38頁] 歴史上の社会の生産力の変化と発展に応じて、人間の生産関係、彼らの経済関係も変化し発展した。/歴史上には、生産関係の五つの基本的な型、すなわち原始共同体的、奴隷制的、封建的、資本主義的、社会主義的な型が知られている。」(スターリン[1938年]『弁証法的唯物論と史的唯物論』)

こうして、マルクスの『経済学批判序文』における「アジア的、古代的、封建的および近代ブルジョア的生産様式」は、最終的にスターリンの『弁証法的唯物論と史的唯物論』においては、すべての社会が通過しなければならない鉄の法則として「奴隷制、封建制、資本制」が単線史観として定式化されるに至ったのであっ

た[5]。

しかし、以上でみてきた限りでは、中期マルクスの『経済学批判序文』における叙述が、その後のエンゲルスからスターリンに至る「史的唯物論の公式」の出発点となったこと自体は、否定しようがないことといえよう。

3）マルクスにおけるアジア的形態と複線史観

とはいえ、生前のマルクス自身は、エンゲルスの最終的見解とは異なり、いきなり奴隷制社会に移行するのではなく、アジア的共同体とそれを基礎とする貢納制の社会への移行が、人類史の広汎な基盤に横たわっていたものと考えていたこともまた事実であった。

マルクスは、1857年12月中旬から1858年3月の間に執筆された『資本制に先行する諸形態』において、共同体のアジア的、ローマ的、ゲルマン的な三形態について論じている。

「［24頁］アジア的な（少なくともそれが支配的な）形態にあっては、個々人の所有ではなく、占有だけがある、共同体が本来の現実的所有者《であり》――したがって所有は土地の共同的所有としてのみ《現れる》。古代人（事態がもっとも純粋な・もっとも明瞭な形態にあるところの、もっとも古典的な実例としてのローマ人）にあっては、……経済的には、国家市民としての存在［Staatsbürgertum］は、農民がある都市の住民であるという単純な形態に集約される。ゲルマン的形態では、……その基礎は、孤立した、自立的な家族の住居であり、それは同じ種族のほかのこのような家族住居との同盟と、このような相互的保証のために随時にひらかれる、戦争、宗教、法律的調停等にかんする集会とによって保証されている。」（『資本制生産に先行する諸形態』、引用文中の頁数は国民文庫版による。《 》印は訳者による補足箇所。『資本論草稿集②』の頁数ではS.388）

先にみたように、1845年から1846年にかけて執筆された『ドイツ・イデオロギー』における所有形態史論においては、近代的な私的所有＝賃労働制に先だって、部族的所有＝家内奴隷制、古典古代的所有＝奴隷制、封建的所有＝農奴制という諸形態の図式化がなされていた。『資本制に先行する諸形態』における最も重要な変化は、部族的所有＝家内奴隷制がアジア的形態＝「総体的奴隷制」に変更されていることである。

このように、『資本制に先行する諸形態』においてアジア的形態が付け加えられることとなった背景にあったのは、周知のように1850年代におけるイギリスによるインド、中国への侵略とその共同体的な社会構造に対する影響への注目にあったとされる[6]。

4）アジア的形態への関心の持続

1850年代におけるマルクスのアジア的形態への認識と関心は、下記の引用例にうかがえるように、1860年代以降における『資本論』の執筆過程においても変わることはなかった。

「［S.391］地代（重農主義者たちにあっては回想によってとらえられているそれ）は歴史的には（今日なおアジア諸民族にあっては最大の規模で）剰余労働の、すなわち無償で行なわれなければならない労働の、一般的な形態として現れる。この場合には、資本の場合とはちがって、この剰余労働の取得は交換によって媒介されてはいないのであって、その取得の基礎は社会の一部分による他の部分にたいする暴力的支配（したがってまた直接的奴隷制や農奴制や政治的従属関係）である。」（下線は引用者。文中の引用頁数は『剰余価値学説史』Ⅲによる。『資本論草稿集

⑧』の頁数ではS.1836）

「［S.93］古アジア的 altasiatischen、古典古代的 antiken 等々の生産様式においては、生産物の商品への転化、それゆえまた商品生産者としての人間の定在は、一つの副次的な役割を……演じている。」（『資本論』第1巻第1章第4節。下線は引用者。）

「［S.338］奴隷関係や農奴関係や貢納関係（原始共同体が考察されるかぎりで）のもとでは、奴隷保有者や封建領主や貢納受領国家が生産物の所有者であり、したがってその売り手でもある。」（『資本論』第3巻第4篇第20章「商人資本にかんする歴史的スケッチ」。下線は引用者。また、草稿では「原始共同体」は「共同体」となっている。これは晩年のエンゲルスが奴隷制、農奴制は「文明社会」に属し、貢納制は「原始共同体」に属するとみなすようになったことによる改変とみられる。）

「［S.343］資本主義以前の生産様式では、商人の取引相手になる剰余生産物の主要所有者、すなわち奴隷保有者や封建領主や国家（たとえば東洋の専制君主）が享楽的富を代表しており」（同前。下線は引用者。）

「［S.799］もし、彼らに直接に土地所有者として相対すると同時に主権者として相対するものが、私的土地所有者ではなくて、アジアでのように国家であるならば、地代と租税とは一致する。または、むしろ、その場合にはこの形態の地代とは別な租税は存在しないのである。このような事情のもとでは、従属関係は、政治的にも経済的にも、この国家にたいするすべての臣従関係に共通な形態以上に苛酷な形態をとる必要はないのである。国家はここでは最高の領主である。」（『資本論』第3巻第6篇第47章「資本主義的地代の創世記」。下線は引用者。）

たしかに、マルクスは1860年代末にマウラー、1870年代末にコヴァレフスキー、1880年代初頭にモルガンの諸研究に触れることによって、原始共同体と家族、私有財産の生成過程についての認識が深まっていった。しかし、それによってアジア的形態の認識について修正を必要とすると考えていた形跡は見受けられない。最晩年の「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」草稿群においても、内容的にはアジア的形態における「東洋的専制」と同一の「中央〔集権〕的な専制政治」の形態を想定し続けていた（塩沢君夫［1970年］、81-82頁）。

「［117頁/S.399］農村共同体の孤立、ある農村共同体の生活と他の諸農村共同体の生活との結びつきの欠如、このような局地的小宇宙性〈そのことによって中央集権的な専制政治の自然的基礎をなすところの〉は、これらの原始的な型に内在する性格としていたるところに見られるものではないが、それが見いだされるところではどこでも、つねにもろもろの共同体の上に中央〔集権〕的な専制政治を出現させたのである。」（「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」第二草稿。下線は引用者。）

このように、マルクスは最晩年に至るまで、奴隷保有者や封建領主と区別された「貢納受領国家」や「東洋の専制君主」や「もろもろの共同体の上にある中央〔集権〕的な専制政治」の諸概念によって、内容的に「アジア的」な形態の概念を保持し続けていた。したがって、生前のマルクスは、西欧社会に特有の奴隷制、農奴制、資本制という発展径路を人類史に普遍的なものとみる単線史観ではなく、複線史観をとっていたわけである。

5）アジア的生産様式論争をめぐって

もっとも、じつは、単線史観的な「史的唯物論の公式」に対しては、旧ソ連の学界も含めて、1960年代半ば以降、相対化がはじまっていたのであるが（塩沢君夫［1970年］76-84頁、福冨正実［1981年］、18-21頁、参照）、その後も依然として、単線史観的な「史的唯物論の公式」が一人歩きし続けてきたかの観がある。それは、「史的唯物論の公式」にとってかわる代案が、一見したところあまりにも多岐にわたる分裂的状況を呈してきたため、一部の専門家を除いては依然として「史的唯物論の公式」しか視野に入りにくい状況が続いていたという事情が、一要因として挙げられよう。

実際、「史的唯物論の公式」を批判する側の見解は大小の無数の論点に関して、無数に分岐していった。とりわけ、「アジア的生産様式」をめぐっては膨大な論争が行われてきた。そこでの見解の相違は、かなり微細な点をめぐるものがほとんどであり、それは「萎縮した語彙の羅列だけを競いあうだけの論理の広がりの貧困さ」（吉本［1983年］167頁）などと評されもしたが、逆にいえば良い意味で「コップの中の嵐」の状態での対立ともいえるものである。というのは、実際にはすでに基本的な認識の一致は得られていたともいえるからである。

アジア的生産様式論争における主な対立点は、第一に、1850年代のマルクスが「アジア的形態」と規定した概念を、そのまま踏襲すべきか、それともそれを、奴隷制の一変種、国家奴隷制、国家封建制・国家農奴制、貢納制、隷農制、等々として呼称を変更すべきかという点にあった。そこには内容に関わる相違がないわけではないにしても、極端にいえば呼称をどうするかという問題であった。

第二に、『経済学批判序文』におけるアジア的、古典古代的、封建的、近代ブルジョア的な生産様式の発展系列として、やはり単線史観（＝人類史の普遍的発展法則）に還元する見解（塩沢君夫［1970年］）もあったものの、大勢の複線史観をとる場合にも大きく分けて次のような三つの考え方があった。非西欧型と西欧型の二形態と考える多数説の見解。アジア的形態、地中海・ローマ的形態、アルプス以北・ゲルマン的形態（これのみが中世都市・農村分業→近代市民社会に連なるものとする）の三者をまったく発展径路を異にする並列的な諸類型とみる望月清司［1973年］の見解。並列的三形態であると同時にゲルマン的形態→農奴制→資本制、古典古代的形態→奴隷制（→資本制／→農奴制→資本制）、アジア的形態→アジア的生産様式（→資本制／→奴隷制→資本制／→奴隷制→農奴制→資本制）というように多種多様な移行パターンを認める峰岸純夫［1975年］の見解（同、25-26頁。なお矢印→は移行の可能性を示し、／は移行径路の分岐を示すものとする）。

第三に、日本の歴史への適用において、古墳時代をアジア的形態（奴隷制の一変種、国家奴隷制、貢納制、隷農制、首長制、等々）としてみることでは大方の一致はみられたものの、大化の改新以降の律令制国家の時代を、国家封建制・国家農奴制、古典古代的奴隷制、封建的農奴制のいずれとみるかで分岐がみられた。それは、さらに、律令制国家の崩壊から太閤検地によって近世封建制＝農奴制が成立したとされるまでの時期を、国家封建制・国家農奴制、古典古代的奴隷制、封建的農奴制のいずれととらえるのかにも連動していた。

以下、拙速ながら現時点での私見をまとめておくと、まずアジア的形態の第一義的な特徴は、共同体が対自然的にも対他的にも融即の状態にある「総体的奴隷制」にこそある。ただし、「総体的奴隷制」というのは、皇帝ひとりだけが自由というヘーゲルの表現を裏返しただけの

ものであって、ギリシア・ローマ的な奴隷制とはまったく異なる。これは、未開下位・中位の原始共同体から未開上位の「農業共同体」（後出の第3節第2項⑤参照）に対応するものであり、便宜的にアジア的形態Ⅰと呼んでおくこととする。この段階においても支配共同体と被支配共同体の間の貢納制は成立していた。

それに対して、私有財産、国家、階級支配が明確にはじまった「文明社会」においては、貢納制はより専制的な形態からより民主的な形態までに分化していった。より専制的な形態の貢納制のうち、さらに地理的要因として治水灌漑などの諸要因が結びついたものが、特殊に「東洋的専制」と呼ばれる形態となった。これをアジア的形態Ⅱと呼んでおくこととする。他方、地理的要因などからより民主的な形態の貢納制をとった小規模な都市国家から、ローマ的形態やゲルマン的形態が分岐していったものと考えられる（日本史への適用についての考え方は第三節参照）。

だが、マルクスにおける歴史科学の研究プログラムは、「史的唯物論の公式」に対して、たんにアジア的形態をつけ足して複線史観とすれば十分に復元されるというものではなかった。それは、次節でみるように、歴史的に継起する社会構成の諸形態を、人格的依存関係と物象的依存関係との絡まり合い方の相違から論理的に分類把握するものにほかならなかった。

第2節　疎外論的史観・依存関係史観をめぐって

1）マルクス歴史観の構図の基本的な一貫性

初期から最晩年に至るまでのマルクスにおける歴史観の基本的な構図は一貫したものであった。まず、初期マルクスの『経済学・哲学手稿』においては、

類的本質→自己疎外態としての私有財産→
止揚としての共産主義・社会主義

という、哲学的な演繹による大まかな歴史観が描かれている。

「［191頁］分業と交換とは私的所有の形成態［Gestaltungen］であるというまさしくこの点にこそ、二重の証明、すなわち一方、人間的生活はその実現のために私的所有を必要としたということ、また他方、それはいまや私的所有の廃止を必要とするということの証明がある。」（『経済学・哲学手稿』、頁数は国民文庫版による。全集第40巻の頁数では、S.562）

マルクス自身が『経済学批判序文』において表明しているように、その時期の「哲学的良心」は清算され、『ドイツ・イデオロギー』では、みずからも含めたそのような概念の使用を、「哲学者にもわかるように表現すれば」としているが、それは基本的な歴史観の構図が変更したことを意味していたわけではない。

『経済学批判要綱』においては、『経済学・哲学手稿』における（「哲学者にもわかるように表現」された）疎外論的史観の表現に変えて、

人格的依存関係→物象的依存関係→
より高次の人格的依存関係

というかたちで継承されているからである。

「［S.90］人格的依存諸関係（最初はまったく自然生的）は最初の社会的諸形態であり、この諸形態においては人［S.91］間的生産性は狭小な範囲においてしか、また孤立した地点においてしか展開されない。物象的依存性のうえに築かれた人格的独立性は第二の大きな形態であり、この形態において初めて、一般的社会的物質代謝（Stoffwechsel）、普遍的諸連関（universelle Beziehung）、全面的諸欲求、普遍的諸力能と

いったものの一つの体系が形成される。諸個人の普遍的な発展のうえに築かれた、また諸個人の共同態的（gemeinschaftlich）、社会的（gesellschaftlich）生産性を諸個人の社会的力能として服属させることのうえに築かれた自由な個体性は、第三の段階である。第二段階は第三段階の諸条件をつくりだす。それゆえ家父長的な状態も、古代の状態（同じく封建的な状態）も、商業、奢侈、貨幣、交換価値の発展とともに衰退するが、同様にまた、これらのものと歩みを同じくして近代社会が成長してくる。」（下線は引用者。引用文中の頁数は『資本論草稿集①』による。高木幸二郎監訳『経済学批判要綱Ⅰ』では79頁）

このような、人類史を三段階としてとらえる疎外論的史観・依存関係史観は、『経済学・哲学手稿』から『賃労働と資本』、『哲学の貧困』、『経済学批判要綱』、『経済学批判』をへて『資本論』、さらには次の引用にみられるように最晩年の「ヴェラ･ザスーリッチへの手紙」（1881年2月末～3月初執筆）に至るまで、マルクスにおいては終生変わらずに保持され続けていた基本的な研究プログラムであった。

「［101頁/S.388］古代および近代の西ヨーロッパの歴史的運動においては、農業共同体の時期は、共有から私有への過渡期として、原始的構成体から二次的構成体への過渡期としてあらわれる。」（「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」第一草稿。以下、引用文中の頁数は国民文庫版／全集19巻の原著頁数の順に記す）

「［96頁/S.386］近代社会がそれに向かってすすんでいる『新しい制度』は『前古代的社会の型よりもより高い形態における復活となろう。』［マルクスによるモルガンからの引用］」（同前）

以上から、マルクスが一貫して抱いていた基本的な図式は、次のようなものであったといえる。

類的本質　→疎外態　→　止揚
人格的依存関係　→物象的依存関係
　　→高次の人格的依存関係
原始的構成体　→　二次的構成体
　　→前古代的社会の高次復活

すなわち、生産諸力の発展とともに、共同体的な人格的依存関係が、しだいに私有財産をもった構成員の自立化をもたらし、それがまた一定程度までの生産諸力の発展をもたらし、「疎外された」物象的依存関係へと変容していき、その一つの到達点として、近代ブルジョア的生産様式、資本制生産様式があるという歴史観の構図である。

なお、それに関して留意すべきことは、『経済学批判序文』においてマルクスが近代ブルジョア的生産様式、資本制生産様式を「社会的生産過程の最後の敵対的形態」として、より高次の人格的依存関係へと「止揚」されるというのは、あくまでも不確定的な未来予測にすぎず、過去から現在に至るまでの歴史観の構図とは別のものとして区別されるべきものだということである。

「ブルジョア的生産諸関係は、社会的生産過程の最後の敵対的形態である。……ブルジョア社会の胎内で発展する生産諸力は、同時に、この敵対を解決するための物質的諸条件をつくりだす」という命題については、マルクスはモルガン『古代社会』を援用して次のように述べている。

「……［96頁/S/386］その仕事をワシントン政府から支持されている、革命的傾向の疑いなどすこしもないアメリカの一著者［モルガン］が

言っているように、近代社会がそれに向ってすすんでいる『新しい制度』は『前古代的社会の型よりもより高い形態における［in a superior form］復活［revival］となろう。』とすれば、この『前古代的』ということばをあまりおそろしがるにはおよばないわけである。」（「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」第一草稿。なお、モルガン『古代社会』の該当箇所については、周知のようにエンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』の最末尾において、前後を含めた長文引用がなされている。）

だが、そこにおけるモルガンの未来ビジョンは、「［389頁］人間の知性が財産を支配するまで高められ、国家とその保護する財産との関係、そして、それとともにその所有者の義務と権利の限界を定める時が来るであろう。」「［390頁］政治における民主主義、社会における友愛、権利と特権における平等そしてまた普通教育は、……古代氏族の自由、平等および友愛の高度の形態における復活であろう。」（Morgan［1877］。頁数は岩波文庫版・下巻の邦訳による）というものであった。

しかし、この水準であれば、すでに20世紀中葉以降における西欧先進諸国の福祉国家体制において、ある程度まで実現されているといってよい。したがって、21世紀初頭の現時点では、それ以上の「敵対を解決するための物質的諸条件」に関しては、「人類はつねに、自分の解決できる課題だけを提出する。……課題そのものは、その解決の物質的諸条件がすでに存在しているか、あるいは、少くともその生成の過程にあるばあいにのみ生ずるということが、つねに存するであろうからである」というマルクスの言葉を尊重するほかはないであろう。

2）依存関係史観における反復循環的な視点

先の『経済学批判要綱』からの引用においては、商業、奢侈、貨幣、交換価値といった物象的依存関係と「歩みを同じくして近代社会が成長してくる」（下線部分）とされていた。しかし、それと同時に、引用の下線部をみるとマルクスは、「家父長的関係、古代の共同団体、封建制度、ギルド制度」――人格的依存関係――は、「商業、奢侈、貨幣、交換価値」――物象的依存関係――「の発展とともに衰退」してきたともしている。

これは、さまざまな形態の人格的依存関係は、物象的依存関係の発展とともに衰退するということが反復循環されてきたということである。つまり、マルクスは、そのような反復循環が繰り返されながら、ついに近代ブルジョア的生産様式、近代資本制生産様式において純粋な物象的依存関係に至ったと考えていたことになる。（むろん、近代ブルジョア的生産様式、近代資本制生産様式も、実際には多かれ少なかれ国家、組織、共同体などの人格的依存関係との混合形態としてあることはいうまでもない。）

ところで、人格的依存関係の論理的に想定される原初における形態は、原始共同体ということになるが、それは最晩年にマルクスが抜粋ノートを作成していたモルガン『古代社会』の時期区分に対応させるとどうなるであろうか。

モルガン『古代社会』においては、生活手段の生産の進歩をもとにして、人類史がまず野蛮savagery、未開barbarism、文明civilizationの三つの主要な時期に区分され、野蛮、未開のそれぞれが下位・中位・上位に区分されている。野蛮の下位は動物界の一部に属していた時代、中位は旧石器時代、下位は新石器時代におおむね対応する。また、未開の下位は土器製作が導入され農耕・牧畜がはじまった時代、中位は東半球（ユーラシア大陸）で遊牧がはじまった時代、上位は同じく東半球で鉄器、文字の使用がはじまった時代であり、ホメロスの叙事詩とギリシ

ア神話を遺産とするようなギリシアの「英雄時代」などに対応するものとされる（Morgan［1877］、邦訳頁数24-40頁。エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』、岩波文庫版では31-38頁、全集21巻ではS.30-35）。

これらのうち、未開の中位から上位にかけて、交換と貨幣がはじまったとされているが、その部分は、エンゲルスによって新たに書き加えられた経済方面の詳しい記述では、下記のようになっている。

「［218頁］［未開の］最下位の段階では、……たまたまみられた交換行為も個別的であって、偶然に生じた剰余をめぐるものにすぎなかった。未開の中位段階では、遊牧民族のばあいに、畜群があるていど大きくなると、家畜がすでに自分たちの必要をこえて剰余を規則的にもたらす財産になっていたことが見出されるが、それと同時に、遊牧民族と畜群をもたないおくれた部族とのあいだの分業が、したがって二つの並存するあい異なった生産段階が、［219頁］したがってまた規則的な交換の条件が生じていたことが見出される。未開の上位段階では、農耕と手工業とのあいだの分業の進展がもたらされ、したがって労働生産物のますます大きな部分が直接に交換のために生産され、したがって個別生産者たちのあいだの交換が社会の死活の必要事にまで高められるようになる。文明はこれら既存のすべての分業を、とりわけ都市と農村との対立を激化させることによって……もはや生産には従事しないで、生産物の交換にだけ従事する一つの階級――商人を生みだすのである。」（『家族・私有財産・国家の起源』。下線は引用者。以下、引用文中の頁数は岩波文庫版の邦訳頁数による。全集21巻ではS.160-161）

このように、モルガンおよびそれを拡充したエンゲルスによれば、未開の下位において交換すなわち物象的依存関係の萌芽ははじまっており、未開の上位においては商人階級も発生するまでに物象的依存関係が発展していたとされている。

だが、そうだとすると、未開段階から移行した後の「文明社会」における、「アジア的、古典古代的、封建的」（エンゲルス的には奴隷制的、封建制的）な経済的社会構成も、人格的依存関係と物象的依存関係が相互作用しながら、人格的依存関係に対して物象的依存関係がしだいに優勢になっていく過程としてとらえられなければならないこととなる。

すると、近代ブルジョア的生産様式までの人類史を、

人格的依存関係　→　物象的依存関係

というような単純な発展図式でとらえることは不正確だということになる。それは、

人格的依存関係
↓
人格的依存関係　≧≦　物象的依存関係
↓
物象的依存関係

のように、相互作用をとおして物象的依存関係の純粋化に至る歴史過程として図式化される必要がある。ここで、矢印記号は移行関係を表すものとし、記号≧≦のうち、＞の部分は人格的依存関係に対し物象的依存関係がまだ周辺的なものにとどまる状態、＝の部分は両者が拮抗ないし均衡している状態、＜の部分は人格的依存関係が物象的依存関係によって解体されていく状態を表すものとする。

なお、このような論理的な範疇図式を、モルガンの時期区分に対応させると次のようになるであろう。

「原始共同体＝野蛮段階」：人格的依存関係

↓

「未開段階～文明社会」：

人格的依存関係　≧≦　物象的依存関係

↓

「近代市民社会」：物象的依存関係

3）世界システムとしての依存関係

ところで、マルクスのいう依存関係とは、人間と人間の社会的な関係行為を表現しようとした様々ある表現形態のうちの一つである。それはまた、社会システムと言い換えることもできよう。このような依存関係ないし社会システムは、その構成要素間の相互作用によって存在するものである。そのため、依存関係ないし社会システムを自己完結的なひとまとまりの単位として対象化するためには、世界的な広がりにおいて把握するしかないものであるといえる。したがって、それは世界的・依存関係ないし世界的・社会システムとしてとらえられるべきである。

そのような世界システム論的視点から、「原始共同体＝野蛮段階」の世界的・人格的依存関係に対しては、ウォーラーステイン自身による概念化ではなくチェイズ＝ダンによるものであるが、「ミニシステム」という概念化が提起されたが[7]、本稿では、小集団の原始共同体がそれ自体で当該の構成員たちにとっては自己完結的な世界システムでもあったという意味をより明瞭に表すために、「原基的世界システム」と呼び変えることとする。そこでは、血縁的な小集団による自給自足と、親世代から子世代への一方的贈与の連鎖を基軸とする「原始共産制」が行われていたと考えられる。

原基的世界システム

＝「原始共同体」：人格的依存関係

次に、古代・中世・近世における世界システムについては、「原基的世界システム」および「近代世界システム」と平仄を合わせるために「前近代世界システム」と呼ぶこととする。それは、人格的依存関係が中心的になる状態と物象的依存関係が中心的になる状態とが不規則的ながらも反復交替する、世界システムの長期循環に相当するものということになる。

前近代世界システム

＝「古代・中世・近世文明社会」：

人格的依存関係　≧≦　物象的依存関係

ところで、周知のように、ウォーラーステインは、きわめて大雑把に、世界史を「広義の16世紀」の以前と以後で二大分割し、以前を（ポランニーがいう再分配が支配的な）「世界帝国システム」、以後を（ポランニーがいう交換が支配的な）「世界経済システム」とした[8]。「世界経済システム」は「世界帝国システム」のような統一的な中央権力は存在しないが、主権国家間システムを伴うものであることに特徴があるとされる。

世界帝国システムのもとで商業が抑圧されるか奨励されるかは、皇帝政府の意向次第である。それに対して、複数の国家権力が分散している主権国家間システムのもとでは、商業がすべての国家権力によって一元的に抑圧されるということが起こりにくくなるので、世界商業は命脈を保ちやすくなる。そのため、資本は一元的な国家統制から逃避する可能性が開かれており、世界経済システムが持続可能なものとなったとされる。

このようなウォーラーステインの世界システム論の考え方は、依存関係史観の語彙に対応させると次のようになる。

世界的・人格的依存関係
→　世界的・物象的依存関係
　　＋世界的・人格的依存関係
（世界帝国システム
→　世界経済システム
　　＋主権国家間システム）

しかし、ウォーラーステインによるこのような世界史の図式化には疑問の余地は多い。とりわけ、実際には「広義の16世紀」以前の世界帝国システムの時代にも、世界商業は存在したし、また、世界帝国システムが不安定化した時期においては、主権国家間システムないし覇権国システムといえるような状態が存在していたからである。

世界帝国システムは、分散する諸王国の群雄割拠状態をつうじて形成されたものであり、一つの世界帝国システムが衰亡すれば、ふたたび群雄割拠状態に回帰することとなる。この群雄割拠状態においても、ただ無秩序が支配するだけではなく、一定の外交関係が生じると主権国家間システムひいては最有力の主権国家が覇権国となる覇権国システムが形成されることもある。覇権国が強力であれば国際秩序は安定し国際貿易も繁栄するが、覇権国が衰退すると国際秩序が不安定化し国際貿易も収縮することとなる。

また、ウォーラーステインは、近代世界システムの特徴として、16世紀におけるスペインによる世界帝国建設の挫折によって、17世紀半ばにオランダを最初の覇権国とする主権国家間システムが成立し、そのもとで19世紀のイギリス覇権、20世紀のアメリカ覇権へと推移してきたのだとする。

しかしながら、せいぜい400年程度の間、世界帝国システムが確立しないままに群雄割拠状態が続いたり、主権国家間システム・覇権国システムといえる状態が生じたりしたというだけであれば、「広義の16世紀」以前の悠久の歴史においても、いくらでも見出すことができるものであろう。したがって、オランダを最初の覇権国とする主権国家間システムの成立だけをもって、近代世界システムが成立するための決定的な条件とみなすことはできない。

このようにみてくれば、ウォーラーステインのように「広義の16世紀」の以前を世界帝国システム、それ以後を世界経済システムとする時系列的な発展段階として図式化することは妥当なものとはいえない。ウォーラーステインの世界システム論が提起した図式は、

$$\begin{array}{lcl} \text{人格的依存関係} & \gtreqless & \text{物象的依存関係} \\ \left\{\text{世界帝国システム}\right. & \gtreqless & \left.\text{主権国家間システム}\right\} \\ & \gtreqless & \text{世界経済システム} \end{array}$$

のように、両類型が不規則的ながらも反復して交替するものとして、とらえ返されるべきなのである[9]。

4）世界システム＝依存関係における前近代と近代の分岐点

「前近代世界システム」は、古代・中世から近世のオランダ覇権期にいたる長きにわたって、人格的依存関係と物象的依存関係が相互作用しながら反復交替を繰り返してきたのだとすれば、このような人格的依存関係と物象的依存関係とが反復交替する長期循環のパターンからの離脱（もっとも、超長期的ではあっても結局はたんなる一時的な転調にすぎない可能性も否定はできないが）をもたらしたものは何なのであろうか。

この前近代的な世界システムの長期循環パターンにおいても、生産力の発展は緩やかながらも存在しなかったわけではなかった。しかし、

ヨーロッパ地域においては紀元後4世紀前後から7世紀にかけて中世暗黒時代といわれるような生産力の破壊と衰退、人口減少の時期を経験した。また、非ヨーロッパ地域においては、誤って「アジア的停滞」という表象がもたれたほど、生産力が一定の発展をみたあとに再び破壊と衰退と停滞へと回帰するということが繰り返されてきた。

したがって、なぜ最終的にヨーロッパ地域とりわけイギリスにおいてのみ、近代市民社会的な資本制生産様式を基軸とする近代世界システムへの転換が起こったのかという、古くて新しい問題へと行き着くこととなる。

近代世界システムの顕著な特徴は、イギリス産業革命以降、200年以上にわたって、ほぼ一貫して生産力が向上し続けているのみならず、むしろ加速度が増し続けてきているということである。なぜそのように持続的な生産力の向上をもたらす技術革新が可能となっているかといえば、その秘密は発明・発見を奨励、促進する諸制度、その成果である知的財産権を保護してインセンティブを確保する諸制度の存在にある。また、そのような社会的な諸制度を可能としたのは、近代イギリスにおいてのみ発達した私的所有権制度の保護を持続的に可能なものとした立憲的な法・政治の諸制度の生成にほかならなかった。これこそが、真に「近代世界システム」への移行をもたらした要因であった[10]。

5）作業仮説の暫定的な図式化

以上の検討を踏まえ、マルクスの疎外論史観・依存関係史観にもとづく歴史科学の研究プログラムとしての唯物史観は、次のように整理再編されるべきであろう。

まず、その前段として唯物史観の方法論的部分について確認しておくと、マルクスが『経済学批判序文』で示した生産力・生産関係などについての規定は、『経済学・哲学手稿』や『ドイツ・イデオロギー』において決定的に重要な位置を占めていた、実践的・感性的な人間主体による対他的－対自然的な生産・活動についての規定が欠落したものとなっている。そのため、生産力・生産関係があたかも一人歩きする機械的な構造物であるかのように、文字通り物神化されたものとして描かれることとなっている。

そのことが、無媒介的に持ち出される物質概念に、量質転化、対立物の相互浸透という弁証法的論理を適用することで独断的な哲学としかいいようがない弁証法的唯物論（ディアマート）が措定され、弁証法的唯物論を歴史に適用したものが史的唯物論だとする、「弁証法的唯物論と史的唯物論」が産み落とされることとなった所以といえよう[11]。

それに対して、マルクス自身が草稿群で披瀝していた、実践的・感性的な人間主体による対他的－対自然的な生産・活動を軸とした、弁証法の疎外論的理解と唯物論の実践的・感性的な理解を復元するかたちで、唯物史観は次のように再定式化されるべきである[12]。

人間は生産主体・活動主体として、対自然的な技術観念による物質的生産諸力の形成と、対他的な慣習、規則、法律、政治過程、社会的意識諸形態による生産諸関係の媒介とを行うとともに、相互循環的にそれらに規定もされながら生活の社会的再生産と、生産諸力と生産諸関係の維持再生産と発展を行う存在である。

特定の発展段階にある技術観念、慣習、規則、法律、政治過程、社会的意識諸形態によって編成された生産諸力と生産諸関係の総体は、特定の発展段階にある経済的下部構造と社会的、法律・政治的、精神的上部構造をかたちづくる。生産主体・活動主体としての人間は、みずからつくりだした社会的な諸関係の構造に規定された意識のもとで、社会的な諸関係の構造を維持

再生産し発展させていく。

それらの発展がある水準に達すると、既存の生産諸関係の表現形態である所有制度をはじめとする諸制度が機能不全におちいる。こうして、新しいより高度の生産諸関係への再編、諸制度の変革への模索の時期がはじまる。

大づかみにいえば、原基的世界システム＝「原始共同体」、前近代世界システム＝「古代・中世・近世文明社会」、近代世界システム＝「近代市民社会」が、世界システム＝社会構成の継起的な発展段階の諸時代ということができる。

原基的世界システム＝「原始共同体」は、純粋な人格的依存関係の時代ということができる。前近代世界システム＝「古代・中世・近世文明社会」は、人格的依存関係が群雄割拠的な主権国家間システムから世界帝国システムへと統合されると、物象的依存関係＝世界経済システムが抑圧され部分的、周辺的なものとなるが、次第にまた物象的依存関係が優勢になって世界帝国システムを解体し、やがて人格的依存関係が主権国家間システムへと回帰するに至る過程が反復循環されてきた諸時代といえる。

それらに対して、近代世界システム＝「近代市民社会」においては、主権国家間システムのもとで割拠する諸国家権力が、それぞれ立憲的に制限され私有財産権を保護することによって、持続的に技術革新と競争が行われるようになり、物象的依存関係＝世界経済システムが持続的に発展する形態となったものである。

このような近代世界システム＝依存関係の時代における社会構成体について、マルクス自身は、その生成・現存・発展・死滅の過程を研究対象とすることによって、たんにその発展した形態における原理論的メカニズムだけでなく、その生成過程である「資本の原始的蓄積」や、そこからさらに遡って「資本制に先行する諸形態」についても研究対象としていたわけである。

だが、マルクス以降の時期も視野に入れることによって、ウォーラーステインは近代世界システムの時期を覇権国の交替によってオランダ、イギリス、アメリカの時期に細分化した（ただし、上述のとおりオランダ覇権期はまだ近代世界システム成立以前の「近世」とみなすべきである）。また、宇野弘蔵は、さらにそのうちのイギリス覇権期を発生期、発展期、爛熟期に細分化して重商主義＝商人資本段階、自由主義＝産業資本段階、帝国主義＝金融資本段階と規定し、原理論－段階論－現状分析からなる経済学三段階論による体系的把握を行ったわけである[13]。

第3節　マルクス歴史科学の再構成への試み

以上のような唯物史観の再定式化を踏まえて、原基的世界システム＝「原始共同体」、前近代世界システム＝「古代・中世・近世文明社会」、近代世界システム＝「近代市民社会」に関する歴史科学のための作業仮説が再設定されなければならない。本稿では、マルクス自身の実証的に堅実な叙述に即した再構成を試みたうえで、それをどのように修正、再構成していくかについて、紙幅の関係でまずはその概要のみを示すことにとどめざるをえない。もちろん、この作業は、一方におけるマルクスの遺稿研究の進展、他方における歴史学的な実証研究の進展とのフィードバックによって、たえず更新されていくべき研究プログラムとしてあるものである。

1）原基的世界システム＝「原始共同体」

純粋な人格的依存関係に対応する原基的世界システム＝「原始共同体」は、「農業共同体」以前の遊動的な狩猟採集時代に属するものである。

「[3b] 所有の第一の形態は部族所有 Stammeigentum である。これは、人びとが狩猟や漁労や牧畜あるいはせいぜい農耕でくらすという、生産の未発達な段階に対応する。」(『ドイツ・イデオロギー』。MEW 頁数では S.22)

「[9 頁/S.379] 遊牧生活、一般に移動というものは、部族 Stamm がある一定の場所に定住しない……生存様式の最初の形態であると想定できる。人間は生まれながらにして定着するものではない……ので、部族共同社会 Stammgemeinschaft、自然的共同団体 natürliche Gemeinwesen は、土地の(一時的な)共同体的領有と利用の結果としてではなく、その前提として現れる。」(『資本制に先行する諸形態』。引用文中の頁数は国民文庫版/『資本論草稿集②』原著頁数の順に記す。なお、手島訳では Stamm は部族ではなく種族と訳されている。)

この段階は、モルガンの分類でいえば「野蛮下位・中位・上位」における「氏族共同体」に対応している(ちなみに、この段階は、ヘーゲル『歴史哲学』でいえば歴史以前のアフリカ的世界でも初期の段階に対応する。吉本[1998 年]、参照)。

2) 前近代世界システム=「古代・中世・近世文明社会」

前近代世界システム=「古代・中世・近世文明社会」については、アジア的形態およびローマ的形態と、「資本の原始的蓄積」につながるゲルマン的形態の発展径路との複線史観的な把握を、さらに人格的依存関係と物象的依存関係とが相互作用する循環史観として再構成する必要がある[14]。

①アジア的形態

アジア的形態についてのマルクスの『資本制に先行する諸形態』における諸規定は、次のようなものである(以下、引用文中の頁数は国民文庫版/『資本論草稿集②』原著頁数の順に記す)。

アジア的形態における共同体所有においては、個人は家族とともに割当てられた分有地で相互に独立併存していることもある[11 頁/S.380]。このようなアジア的形態は、必然的にもっとも頑強に、またもっとも長く維持される。そうなるわけは、個々人が共同体にたいして自立していないこと、生産の自給自足的圏域、農業と手工業との一体性[Einheit]等というその前提にある[29 頁/S.391]。

この形態は同一の基本関係を基礎としているが、それ自体きわめて種々さまざまなかたちで実現されうる[10 頁/S.380]。統一体が部族的家族の一人の首長に代表されるか、または家父長たち相互の関係として代表されるかによって、共同体の形態は、より専制的であるか、より民主的であるかの、どちらかになる[12 頁/S.381]。

たとえば、大多数のアジア的基本形態のばあいには、総括的統一体は、これらすべての小さな共同団体 Gemeinwesen のうえに立ち、上位に立つ唯一の所有者として現れる[10 頁]。これは、東洋的専制主義である[11 頁/S.380]。そこでは、個々人はけっして所有者とはならず、ただ占有者となるにすぎないから、けっきょく彼自身が、共同体の統一を具現するものの財産、奴隷であるような[40 頁/S.397]、東洋の総体的奴隷制[44 頁/S.399]となる(ただし、手島訳では「全般的奴隷制」、『草稿集』の増谷訳では「一般的奴隷制」)。

東洋的専制主義においては、上位の共同社会による剰余労働の取得は、貢納等のかたちでおこなわれることもあれば[15]、神という統一体への讃仰のためにする共同労働(共同の備蓄、いわば保険のための一定の労働。戦争、祭祀等のための一定の労働)のかたちでおこなわれることもある(=アジア的形態Ⅰ)。

アジアの諸民族のばあいにきわめて重要であった用水路、交通手段等は、上位の統一体、

すなわち専制政府の事業として現れる。このばあい本来の都市は、対外貿易に有利な地点や、国家の首長とその太守たち［Satrapen］が、彼らの所得（剰余生産物）を労働元本として支出しているところにだけ形成される［以上、12頁/S.381］（＝アジア的形態Ⅱ）。

以上のように、『資本制に先行する諸形態』においては、アジア的共同体は、個々人が共同体にたいして自立していないことなどから、共同体外部との商品交換による私有財産化への分解作用に対して頑強に不変性を保ちうるとされ、またその地理的条件のために、多くの場合、それらの上に東洋的専制国家が聳え立つものとされた。

さらに、『資本制に先行する諸形態』には直接的な言及はみあたらないが、1853年の「イギリスのインド支配」においては、

「［S.131］住民は王国が瓦解しようと分裂しようと気にかけなかった。村がそこなわれないかぎり、住民は、村がどの権力のもとに移されようが、どの支配者に属そうがかまわなかった。村の内部の経済は、変わることなく残っている。」（「イギリスのインド支配」、全集第9巻）

とする、インド問題にかんするイギリス下院報告からの引用を行ったうえで、マルクス自身、この認識に基づいた議論を展開していることはよく知られている。すなわち、村落共同体の不変の経済的な内部構造に対して、それらの上に聳え立つ東洋的専制国家だけが王朝の交替を繰り返してきたという認識である。

むろん、今日では、マルクスも共有していた「アジア的停滞」という認識は批判されている。インドにあっても、村落共同体は太古から19世紀まで一貫して存続していたわけではなく、むしろ、イギリスによる収奪の強化によって村落共同体が再編強化されたというわけである。

ところで、この点に関連して、最晩年のマルクスは、「前古代的な型の共同体」は、ロシアやインド、アフガンだけでなく、「［97頁/S.387］中世紀のあらゆる有為転変に耐えて残存し、現今にいたるまで、たとえば私の故郷トリーア地方にも保存されている」としていた（「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」第一草稿。第三草稿もほぼ同文）。すなわち、マルクスは、そのような共同体の「停滞性」は「アジア」に固有のものではなく、より普遍的なものだとみていたのであった。

しかし、共同体の前古代的、原始的な形態がそのまま保存されてマルクスの時代にまで至っていたというのは、あまりにもロマン主義的な見方であろう。原始共同体、「農業共同体」は生産力の発展による人口の増加があるかぎりにおいて、家族単位の私有化と共同体分解が進む傾向をもっている。それが押し止められるとすれば、次のような要因によってであろう。

第一の要因は、「農業共同体」がそれ以上の生産力上昇による人口増加を許容できなくなる耕地などの制約にぶつかることである。

第二の要因は、アジア的な貢納制であれ封建制的な農奴制であれイギリスによるインド支配であれ、支配階級による農民への収奪強化によって、一方における共同体の生活防衛上の必要と、他方における支配共同体への貢納負担の連帯責任化とによって、「共同体」的規制が再強化されることである。

また、東洋的専制君主の王朝交替の反復循環のメカニズムについても、あくまでも論理的な仮説レベルにおいてであるが、以下のようにアジア的共同体における反復循環との相互連関のうちにとらえることができるであろう。

支配共同体へと貢納され集約された剰余生産物は都市国家に集積されるため、世界各地の都

市国家間に遠隔地交易のネットワークが形成される。そのようにして、太古のオリエントにおけるアッカド、バビロニア、アッシリア、アケメネス朝ペルシアや、紀元後10世紀前後におけるイスラム帝国、13-14世紀におけるモンゴル帝国の時代には、ユーラシア大陸各地に局所的に発展した商人資本主義的な市場経済群と、それら相互の陸路・海路による密接な東西交易ネットワークが展開していた。

この遠隔地交易を陸路において担ったのは、多くの場合、遊牧民であった。とくにまだ比較的貧しい新興の遊牧民の中から、富を求めて活発に商業活動を展開する勢力が現れてくるであろう。「［73頁/S.415］古代人のばあいには出てこない資本ということばを問題にするならば、蓄群をつれて高地アジアの草原をいまなお移動している遊牧民は、最大の資本家である。というのは、資本［Kapital］とはもともと蓄群のことだから」である（『資本制に先行する諸形態』）。

既存の専制国家の支配共同体がしだいに奢侈に傾くようになると、高価な特産品との交換物を得るために、被支配共同体に対する貢納要求が強化されるようになり、その結果、被支配共同体の側の抵抗が増大し次第に内政が不安定化していく。反比例的に遊牧民の側は富を蓄積し、それとともに武具も向上し武力が強大化していく。

既存の専制国家の側が、貢納強化の限界によってもはやそれ以上の奢侈を続けられなくなると、奢侈品の交易を制限する商業抑制施策がとられるようになる。すると、それまでのように交換で富を得られなくなった遊牧民の側は、今度は向上した武力によってそれ得ようとするであろう。こうして交易が戦争に転化する。すでに支配共同体は奢侈に慣れ懦弱化しているうえに、永年にわたる収奪的貢納の強化により被支配共同体は疲弊し反抗的になって、内政が不安定化している既存の専制国家の側と、いまだ比較的貧しい遊牧民との間では、後者の側が優勢になっていくのは不可避的である。

その過程で、戦乱が激化すれば農業、手工業も商業も衰退したが、群雄割拠の主権国家間システムにおいても覇権的秩序がある程度安定した場合には、むしろそれらが繁栄した。つまり、王朝交替の反復循環とともに、王朝交替の過渡期においては、主権国家間システムにおける覇権国の交替、それに伴う世界商業の盛衰が固有の小サイクルを描く反復循環が起こったのであった。

このようにして、東洋的専制としての世界帝国システムにおける王朝交替と、戦乱期の主権国家間システムにおける覇権国交替とが繰り返されてきたことには、一定のメカニズムが存在していたと考えることができる。

②アジア的形態の日本型について

マルクスは『資本論』において、幕末の日本について次のように書き記している。

「［S.745］日本は、その土地所有の純封建的な組織とその発達した小農民経営をもって、大抵はブルジョア的偏見にとらわれている我々の全ての歴史書よりも遙かに忠実なヨーロッパ中世の姿を示している」（第1巻第24章「いわゆる原始的蓄積」第2節「農村住民からの土地収奪」）。

つまり、マルクスは、徳川幕藩体制について、忠実なヨーロッパ中世の姿を示す純粋な封建制＝農奴制であると認識していたようである。だが、それは適切とはいえないであろう。

古墳時代（4～6世紀）における大和朝廷による西日本の制覇は、日本列島という閉域における小世界帝国システムの成立であった。それは、（モルガンによる未開中位～上位に相当す

る）「アジア的共同体」を貢納制によって支配する中央・地方における首長層の上に聳え立つ、（大陸の先進的な「文明社会」の知識・技術を独占した）大王のもとに統合する「東洋的専制」、「総体的奴隷制」の性格をもつものであった。

7世紀をつうじて大和朝廷は、大陸文明を模倣した律令制国家への自己再編を試み、それとともに、「アジア的共同体」を基礎とする貢納制は、個々の隷農を直接的に管理・収奪しようとする公地公民制へと解体再編された。しかし、経済的下部構造の実態を無視した上部構造による法的改編は忽ちにして破綻し、首長層の流れを汲むと考えられる在地の富豪層が墾田と隷農を私有財産化する荘園制の発達をへて、中世の武装化した荘園領主層の封建制＝農奴制が形成されていった。この平安後期～室町期においてこそ、マルクスのいう「土地所有の純封建的な組織とその発達した小農民経営」が展開したといえるであろう。

荘園をめぐる武力による争奪戦の過程は、小世界帝国システムの解体による群雄割拠の主権国家間システムにおける、600年にも及ぶ覇権的秩序の盛衰（平安末期～戦国時代における平氏政権、鎌倉幕府、室町幕府の興亡）となって現れた。覇権秩序が不安定化した14世紀の南北朝期以降、自検断権を有する惣村による地下請制度が形成されたが、それは京、堺などの町衆、山城国一揆や加賀一向一揆などとともに「市民社会」の萌芽への歴史的岐路に立つものであった。だが、結局のところ、16世紀の戦国大名の領国一円支配、豊臣政権の太閤検地・兵農分離によって惣村の自検断権は剥奪されていき、17世紀以降の近世村落による村請制度は、むしろ「アジア的共同体」による貢納制の再版というべきものとなっていった。苛酷な貢納に対する村請の連帯責任が、近世村落に「アジア的共同体」の性格を強制したためである。

たしかに、幕藩体制＝支配共同体の内部編成は封建制的な形態をとっており、また初期の徳川幕府は、重商主義政策をとってヨーロッパの絶対王政と同期化していた。それにもかかわらず、近世村落の村請制と全国諸藩の上に君臨する徳川幕府は、「アジア的共同体」による貢納と中央・地方における首長層の上に君臨する大和朝廷のような「東洋的専制」への回帰という性格をもあわせもっていた。

それと同時に、「鎖国」体制は、閉域における小世界帝国システムへの回帰をもたらした。このような小世界帝国システムのもとで、京・大坂・江戸、全国各地の城下町が政治的消費都市として発展し、それらと全国各地の特産品を結ぶ運輸、商業のネットワークや問屋制家内工業、マニュファクチュアも発展していった。だが、幕府は鎖国による貿易制限のみならず、繰り返し農本主義的な「改革」によって、列島閉域内の小世界商業の発展を抑制する政策をとった[16]。

以上のような過程は、日本列島という閉域における小世界システムの循環過程としてみることができる。それは、小世界帝国システム→主権国家間システム→小世界帝国システムという大循環と、主権国家間システムの時期における覇権的秩序の盛衰（その間に一定の商工業と惣村自治の発展がみられた）という小循環からなるものとみることができるものである。

③アジア的形態の中国型について

マルクスによる中国の共同体所有形態に関する言及は意外なことに少ない。わずかな例の一つである「中国との貿易」（『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』1859年12月3日付け）において、マルクスはエルギン卿の報告を引用しているが（全集13巻、541頁）、その中に、「中国の農村の住

民は、……たいていの場合、非常に限られた土地を、……皇帝からあたえられた完全所有地として保有」しているという一節がある。これは、インドの村落共同体の所有形態との大きな相違についての指摘である。

ところが、マルクスには、そのみずから引用した箇所に留意した形跡がみられない。『資本論』第3巻（1865年頃執筆）においては、インドと中国における共同体分解作用の差異について、イギリスが中国に対してはインドと異なって、「［S.346］直接的な政治権力の助けを借りることができない」という点に求められているにすぎず、インドと中国の共同体所有形態そのものの相違については触れられることがなかった。したがって、マルクスは、中国もインドと同様に「アジア的共同体」の範疇でとらえていたようである。

しかし、中国については、堯舜の世や禹の洪水治水伝説（紀元前2071年頃と推定される）の時代には適合的にみえるアジア的共同体と東洋的専制・総体的奴隷制の観念を、そのまま「中国四千年」をつうじて不変のものとみなすことはできない。

たしかに、中国では秦漢帝国、隋唐帝国をへて、北宋代（紀元後960-1127年）に君主独裁制が確立されたことによって、政治的上部構造においては東洋的専制が典型的な姿を示すこととなった。しかし、他方では、すでに周朝の宗主権が衰退した春秋時代（紀元前770-403年）には、都市国家間で主権国家間システム、覇権国システムが発達していた。「春秋五覇」とは、まさしくhegemonの訳語である「覇権国」の由来となった言葉にほかならない。

戦国時代（紀元前403-221年）となると、主権国家間システムのもとで都市国家間の交易と貨幣経済が著しく発達していった。それとともに、中国では早くから「戸」と呼ばれる小家族が一般化し「アジア的共同体」は姿を消していた。前漢の武帝時代（紀元前140-87年）に儒教的な商業抑制政策がはじまるが、その後、中国では幾多の戦乱、王朝交替をへて、紀元後10世紀の宋代以降、とりわけ明清時代には商工業都市と局地的市場圏、それらを連結する資本主義市場経済が著しい発展を遂げることとなった。（つまり、17～19世紀の日本ではいわば再版「アジア的共同体」が形成されたのに対し、同時期の中国では「アジア的共同体」はまったく消滅していたのであった。）

政治的上部構造としては典型的な東洋的専制である中華世界帝国システムのもとでは、商業は儒教的な農本主義によって観念的には抑制され周辺的、部分的なものとされながらも、活発な取引活動がおこなわれ商人の資本蓄積が進められた。このようにして蓄積された貨幣資本は土地集積へと向かい、やがて大土地所有層が地方の有力な勢力となり、さらには流民や軍閥の形成と相まって群雄割拠の状態となることによって、中華世界帝国システムは主権国家間システムへと分解していくということを繰り返してきた。覇権国不在で戦乱が激化すれば、世界商業も長期的な下降局面となるが、覇権国が登場してある程度の安定が得られると、世界商業は最も活発化する。覇権国が世界帝国システムを再建すると、世界商業は再び周辺的、部分的なものに追いやられるが、それでも商人の資本蓄積と土地集積の過程に入っていくこととなる。

これが中国における歴代王朝の交替する一つの典型的なパターンであった。もう一つのパターンは、先にみた東洋的専制国家と遊牧民との間の交易と戦争から生起する王朝交替のパターンと同じものであった。

中国は、政治的上部構造においては東洋的専制の性格を典型的に示しながら、基礎的共同体は早くからアジア的形態ではなくなっていた。

したがって、春秋戦国時代以降の中国をアジア的形態に分類してよいかどうかは、今後なお検討を要するであろう。

④ローマ的形態

マルクスは、『資本制に先行する諸形態』においては、個々人の共同体にたいする関係が変化することにより共同体が変化し、その経済的前提にたいして破壊的に作用するとして、経済的前提の変化の「固有の弁証法」について言及している。その例として、ローマでは共同体の経済的諸条件となっていた戦争と征服の影響そのものが、奴隷制の発展、土地占有の集中、交換、貨幣制度、等々に帰結したことによって、共同体の基礎である現実の紐帯を廃棄していったとしている［29頁］。

また、マルクスは『資本論』においては、「［S. 354］小農民経済および独立手工業経営は……本源的、オリエント的な共同所有制が解体したのち、奴隷制が生産を本格的に支配するまで、最盛期の古典古代的共同体の経済的基礎をなす」（『資本論』第1巻第11章、S. 354, 注24）とし、「［S. 344］古典古代世界では、商業の活動と商人資本の発展とは、つねに奴隷経済に結果する」（『資本論』第3巻第20章。）としている。

つまり、古典古代のローマ的形態においては、本源的、オリエント的な共同所有制としての人格的依存関係が解体したのち、共和政期には小農民的経営および独立手工業経営を経済的基礎として商業の活動と商人資本の発展、つまり、物象的依存関係＝世界経済システム＝交換の発展の最盛期を迎えた。だが、その結果として奴隷制の発展、土地占有の集中、交換、貨幣制度、等々に帰結したとしている。

これ以降の局面は、物象的依存関係＝世界経済システムの発展によって、奴隷制が生産を本格的に支配する帝政期ローマの世界帝国システムの発展と没落が続くこととなるわけだが、西ローマ帝国の衰退原因に関しては今日に至るまで諸説あるところであり、実証的に堅実なマルクスは、この局面についての明示的な言及は慎重に回避しているようである[17]。

⑤ゲルマン的形態

ゲルマン的形態については、「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」草稿群において、純粋な人格的依存関係としての原始共同体から私有財産の萌芽が芽生える「農業共同体」をへて、私有財産を基礎とする「新しい共同体」への展開が、次のように辿られている[18]。

カエサル『ガリア戦記』（紀元前58-51年）の時代には、「耕地がいくつかの集団や氏族や部族のあいだに年々割替えされていたが、まだ、一共同体内の個々の家族のあいだに分配されていなかった」（121頁）のであり、原始共同体は残っていた。タキトゥス『ゲルマニア』（紀元後98年）の時代には、それはすでに「農業共同体」に変形していた。だが、この「農業共同体」は、「たえざる戦争と移住のうちに、いつとはなしに、死滅してしまった」（122頁）。「［97頁/S.387］それは、おそらく、ゲルマン諸部族がイタリア、スペイン、ゴールなどを征服しにやってきたときに非業の死をとげたのであろう。」（「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」第一草稿）

なお、「農業共同体」とは、「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」草稿群において以下のように定義されている概念である。すなわち、①血縁関係によって拘束されない最初の自由人の集団であり、②家屋とその付属地たる菜園が耕作者に属し、③定期的に耕地が割替えされるものとされる（「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」第三草稿、123頁/S.403）。そのような「農業共同体」は、「原始的社会構成体の、最後の段階」すなわち「共有にもとづく社会」にあるものであり、「二次

的構成体」すなわち「奴隷制と農奴制とのうえに立てられた社会の一系列」を含む「私有にもとづく社会」への過渡段階にあるものとされる（同前、125頁/S.404）。

大移動後の時代にはすでに「農業共同体」は死滅していたが、それに代わって、「耕地は耕作者の私有に属するが、同時にまた森林や牧地や荒蕪地等はなお依然として未分割であるところの、この新しい共同体は、ゲルマン人によって、あらゆる征服地に導入された」（同前、122頁/S.403）。

このような「新しい共同体」の形成過程については言及がないが、おそらくそれに該当するものが1840年代の『ドイツ・イデオロギー』の段階では次のように推定されていた（このような推定が晩年にも維持されていたかどうかは別であるが）。

すでに大移動以前から古典古代社会においては、「性的な放縦がはなはだしく結婚がまれだったために旧家がしだいに断絶して、その領地がごく少数の人びとのものに」になっていたが（89d=63、MEW頁数ではS. 23）、「広い地面にちりぢりに分散していたそれまでのまばらな人口は、征服者たちが加わってもたいして増えなかった。このまばらな人口こそ、出発点をこのように変化させた条件である。」（3c、MEW頁数ではS. 24）

このようにして形成されたと『ドイツ・イデオロギー』段階では推定されていたとみられる「新しい共同体」は、1850年代の『資本制に先行する諸形態』におけるゲルマン的形態の散居制にも対応しているといってよいであろう。

「［22頁］個々の家族長が遠い道のりでへだてられた森林のなかに定着していたゲルマン人のばあいには、共同体は、よしんばその即目的に存在する統一が血統、言語、共通の過去と歴史、等のなかにあるとしても、外見しただけでわかるように、共同体成員のその時々の連合によっての［23頁］み存在するにすぎない。」（『資本制に先行する諸形態』、引用文中の頁数は国民文庫版による。『資本論草稿集②』の頁数ではS.388）

このような散居制の「新しい共同体」は、8世紀以降に封建的農奴制（古典荘園制）が成立するまでの数世紀間に存在したものと考えられていたものと思われる。

この散居制の「新しい共同体」の時代と、『資本論』における「資本の原始的蓄積」の時代の間をつなぐ時期の叙述は他にはあまりみられないが、『ドイツ・イデオロギー』には比較的詳しい叙述が展開されている。それは、『資本論』段階には修正されるようになった部分があるにしても、全体として大まかな西洋経済史の事実確認であり大過ないものといえよう。

そこでは、大移動後の中世以降における私的所有の発展過程について、「第三の時期」（86d=51）までに区分した説明が行われている。ただし、『ドイツ・イデオロギー』においてはまだ「新しい共同体」の認識がなかったので、それを加えて以下では私的所有の四つの時期としておく。

第一の時期は、4世紀前後から7世紀にかけての「新しい共同体」の時期である。

第二の時期は、まず封建制的な土地所有の発展としてはじまった（以下の記述は、大移動期から8世紀までの数世紀を念頭に置いているものと思われる）。

「［3d］滅び行くローマ帝国の最後の数世紀と、ゲルマン人による征服そのものが、大量の生産諸力を破壊した。農耕はおとろえ、工業は販路の不足によってすたれ、商業はとだえるか暴力的にたちきられ、農村と都市の人口は減った。このような既存の諸関係とそれによって規定さ

れた征服組織のあり方が、ゲルマン人の兵制の影響のもとに封建的土地所有を発展させたのである。」（『ドイツ・イデオロギー』、MEW頁数ではS. 24）

「［90a=64］封建制はできあいのものとしてドイツからもちこまれたのではけっしてない。そうではなく、征服がおこなわれているあいだの兵制の戦時編成そのものに征服者の起源をもち、その戦時編成が、征服後に、征服した国ぐににすでにあった生産諸力の影響をうけて、はじめて本来の封建制へと発展したのである[19]。」（『ドイツ・イデオロギー』、MEW頁数ではS. 64-65）

ただし、有名なピレンヌ・テーゼにおいて、ピレンヌは中世ヨーロッパにおける商業の衰退は、4世紀のゲルマン民族の侵入によってではなく、8世紀のイスラム帝国の侵入によって地中海商業が遮断されたためにもたらされたものであるとしている（Pirenne, Henri［1927］、第2章、邦訳32-59頁。その後、ピレンヌ・テーゼ自体も相対化されているが）。

第三の時期は、「自由民になった農奴たちであらたにつくられた都市」（84c=42、MEW頁数ではS. 50-51）の農村からの分離であり、それは、封建的土地所有からの職業団体的動産所有の分離でもある。

「［3d］封建制度が完成すると、さらに都市にたいする対立も付け加わってくる。……土地所有のこうした封建的編成に都市において対応したものが、組合的所有、つまり手工業の封建的な組織であった。所有はここでは、おもに各個人の労働にもとづいていた。」（『ドイツ・イデオロギー』、MEW頁数ではS. 24）

「［4a］連合する略奪貴族にたいする連合の必要性、工業家が同時に商人でもあった時代における共同の市場施設の必要、繁栄する都市に逃亡農奴が流れ込んだことによる競争の激化、国土全体の封建的な編成－－こうしたことから、ツンフトがうみだされた。個々の手工業者たちが小資本を次第に蓄えていったこと、そして人口の増大にもかかわらずこうした手工業者の数が固定的であったこと、こうしたことは職人－徒弟関係を発展させた。そしてこの関係は、都市のなかにも農村におけるのと似たようなヒエラルヒーを成立させたのである。」（『ドイツ・イデオロギー』、MEW頁数ではS. 24-25）

つまり、この時期は、ピレンヌが「資本主義発達の社会史的諸段階」（1914年）でいう、11～12世紀のギルドおよびハンザの大胆な船乗たちによる、バルト海交易圏－大陸縦断交易路－地中海交易圏からなる中世の世界商業の復活から、13世紀の初頭以降、かれらの後裔の都市貴族への転化により（邦訳37頁）、13世紀前半から15世紀にかけて商業の自由が制限されるようになっていった長期循環局面にあたる（邦訳43頁）。

第四の時期は、「生産と交通の分離（商人階級の形成）」→「都市間分業（マニュファクチュア成立）」→「都市からの農村の分離（農村工業の形成・発展）」の時期であり、それは、「職業団体的動産所有の分離からのマニュファクチュア資本の分離」＝「都市からの農村マニュファクチュアの分離」の時期でもある。この第四期は、さらに三つに細分化されているが（86b=49～86c=50、MEW頁数ではS. 56-60）、その最後の第三段階において、近代世界システムへの転換が生じたといえる。

第三期の第一段階は、15世紀後半から16世紀前半の地理上の発見の時代に続く、16世紀後半～17世紀前半は重金主義の時期とされる。これはピレンヌのいう航海の進歩、ポルトガル人、ついでスペイン人によって行われた諸発見、諸君主国家の形成にみられる資本主義ののびやかな展開の時期にあたる（ピレンヌ、同前、邦訳49頁、51頁）。

第三期の第二段階は、17世紀半ば～18世紀末の重商主義の時期とされるが、ピレンヌのいう、商工業に対して重商主義が上から押しつけられるにいたった時期にあたる。これはまた、ウォーラーステインのいうオランダ覇権期にあたるが、前近代世界システム＝「古代・中世・近世文明社会」の最終局面でもあり、マルクスのいう「資本の原始的蓄積」による移行局面でもある。

第三期の第三段階は、商業とマニュファクチュアがイギリスへと集中した結果、「これまでの工業的生産諸力では満たせなくなった需要」が大工業を生み出した時期とされる。この局面において、封建的土地所有、職業団体的動産所有、マニュファクチュア資本と進むにしたがって、人格的依存関係としての身分制的性格が失われ、私的所有による物象的依存関係へと純化されてきた過程が完成したのだとされる（91b=69、参照）。これはピレンヌのいう、イギリスでは18世紀末、大陸ヨーロッパでは19世紀初頭に至り、機械の発明と蒸気の工業的応用とが無制限な競争の時代をもたらした時期にあたる。この局面は『ドイツ・イデオロギー』の叙述では連続的に位置づけられているが、じつは「近代世界システム」への転換期にほかならない。

なお、ピレンヌは、19世紀末になると生産者たちのカルテル、トラスト、シンジケートが組織され、国家もまた社会立法の作成に力をそそぐにいたり、さらに国際的な規制が労働者たちに適用され始めたことにも言及している（53-55頁）。さらにいえば、このような傾向は20世紀中葉まで続いたが、1980～2000年代にかけてはふたたびグローバルな自由競争の時代となり、2010年代以降は、また、国家間対立や巨大IT企業の独占化傾向などが表面化する時期へと反復循環が繰り返されているといえる。

ここで注意すべきことは、私有財産制の第四期の第二段階（近世オランダ覇権の時代）は、世界帝国システム不在のもとでの主権国家間システムと世界経済システムにおける長期循環が反復循環されたものにすぎず、いまだアジア的諸形態、ローマ的形態と変わるところはなかったということである。真に世界史の不可逆的な変化をもたらしたものは、第四期の第三段階における、最大限に拡大された分業、競争の自由とともに、理論力学の発達を前提とした自然力の工業目的への利用としての機械の発達を歴史的諸条件としていた大工業であった（『ドイツ・イデオロギー』86d=51、MEW頁数ではS. 59）。

だが、そのような技術革新を持続的に可能とした歴史的条件は、立憲的な法・政治制度のもとで私有財産制を公的に保護するものとなった、近代的な「市民社会－国家」体制の成立にほかならなかった[20]。そのような歴史的条件こそが、前近代的世界システムにおける反復循環を離脱して、真に近代世界システムを成立させたものだったのである。

【参考文献】

淡路憲治［1970年］『マルクスの後進国革命像』未来社

宇野弘蔵［1971年］『経済政策論 改訂版』弘文堂

大塚久雄［1955年］『共同体の基礎理論』（再刊、岩波現代文庫、2000年）

柄谷行人［2015年］『世界史の構造』岩波現代文庫

熊野聰［1976年］『共同体と国家の理論』青木書店

塩沢君夫［1970年］『アジア的生産様式論』御茶の水書房

芝原拓自［1972年］『所有と生産様式の歴史理論』青木書店

中村哲［1977年］『奴隷制・農奴制の理論　マルクス・エンゲルスの歴史理論の再構成』東京大

学出版会
新田滋［1998年］『段階論の研究　マルクス・宇野経済学と<現在>』御茶の水書房
新田滋［2016年］「唯物史観と関係意識・自己意識・無意識―唯物史観の幻想論的再構成に向けて―」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第50号
新田滋［2018年］「循環する世界資本主義システムと反復・回帰する原理と段階――『資本論』150年と『帝国主義論』100年、宇野没後40年に寄せて――」『季刊経済理論』第55巻第1号、桜井書店
新田滋［2020年］「資本主義・資本主義的生産・資本主義社会の区別について」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第54号
新田滋［2021年］「三段階論の再構成と原理論の叙述方法について」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第55号
林直道［1974年］『史的唯物論と所有理論』大月書店
平田清明［1971年］『経済学と歴史認識』岩波書店
福富正実［1981年］『アジア的生産様式と国家的封建制　日本史の時代区分と経済的社会構成体論争に関連して』、創樹社
藤原浩［1957年］「ゲルマン的共同体とは何か」、藤原浩［1959年］『イギリス経済史研究』、御茶の水書房、所収
峰岸純夫［1975年］「日本中世社会の構造と国家」、原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村政則編著［1975年］『大系・日本国家史2　中世』東京大学出版会、所収
望月清司［1973年］『マルクス歴史理論の研究』岩波書店
山之内靖［1969年］『マルクス・エンゲルスの世界史像』未来社
吉本隆明［1972年］「『共同幻想論』全著作集のための序」、『吉本隆明全著作集』第11巻、勁草書房。引用頁数は角川文庫版、1982年、による。
吉本隆明［1983年］「『アジア的』なもの」、同［1985年］『重層的な非決定へ』大和書房、所収
吉本隆明［1998年］『アフリカ的段階について史観の拡張』春秋社
Balibar [1965], Sur les concepts fondamentaux dumatérialisme historique, Althusser, Balibar [1965], Lire le Capital, tome II , Francois Maspero. バリバール「史的唯物論の根本概念について」、アルチュセール／ランシエール／マシュレー／バリバール／エスタブレ［1997年］『資本論を読む』今村仁司訳、ちくま学芸文庫、下巻。引用頁数は今村訳による。
Chase-Dunn, Christopher & Hall, Thomas D. [1977] Rise and Demise: Comparing World-Systems, Westview Press.
Chesneaux, Jean [1964], Quelques Perspectives de Recherche, La Pense'e, No.114, 1964. ジャン・シェノー「アジア的生産様式　研究上の若干の見通し」本多喜代治編訳『アジア的生産様式の問題』岩波書店、1966年、所収
Anderson, K. B. [2010], Marx at the Margins: On Nationalism, Ethnicity, and Non-Western Societies, Univ of Chicago Pr. アンダーソン , K. B.『周縁のマルクス　ナショナリズム、エスニシティおよび非西洋社会について』平子友長・明石英人・佐々木隆治・斎藤幸平・隅田聡一郎訳、2015年、社会評論社
Engels, F. [1878], Herrn Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft. エンゲルス『反デューリング論』、『マルクス＝エンゲルス全集』第20巻、大月書店、国民文庫版、ともに村田陽一訳
Engels, F. [1884], Der Ursprung der Familie, des Privateigenthums und des Staats. エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源　ルイス・H・モーガンの研究に関連して』岩波文庫、戸原四郎訳、1965年。土屋保男訳、新日本出版社、1999年。『家族、私有財産および国家の起原』村田陽一訳、『マルクス＝エンゲルス全集』第21巻
Engels, F. [1887], Die Arbeiterbewegung in Amerika. Vorwort zur amerikanischen Ausgabe der "Lage der arbeitenden Klasse in England", ["Der Sozialdemokrat" Nr. 24 und 25 vom 10. und 17. Juni 1887]. エンゲルス「アメリカの労働運動」1887年1月26日付、岡茂男訳、『マルクス＝エンゲルス全集』第21巻
Habermas, J. [1995], Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus, Suhrkamp. ハーバマ

ス『史的唯物論の再構成』法政大学出版局、2000年。清水多吉・朝倉輝一・小野島康雄・木前利秋・波平恒男・浜田正共・川本隆訳

Marx, Karl [1844], Ökonomisch-philosophische Manuskripte. マルクス『経済学・哲学手稿』藤野渉訳、国民文庫、1963年。真下真一訳、『マルクス=エンゲルス全集』第40巻

Marx, Karl ／ Engels, Friedrich [1845-46], Die Deutche Ideologie. マルクス、エンゲルスの共著である本書（第1章）には周知のように、下記のように多数の草稿編集案と邦訳があり、引用頁数に関しては、各版における草稿の配列順序や草稿頁数の表記法にバラツキがあるため、廣松渉版、現代文化研究所版、岩波文庫（廣松渉編訳／小林昌人補訳）版に共通する草稿の用紙番号（いわゆるボーゲン番号）の表記法に拠るとともに、全集版・国民文庫版に共通するMEW頁数も併記することとする。リヤザノフ版（1926年）による三木清訳『ドイッチェ・イデオロギー』岩波文庫、1930年。アドラツキー版（1932年）による古在由重訳『ドイツ・イデオロギー』岩波文庫、1956年、真下真一訳『マルクス＝エンゲルス全集』第3巻、1963年、および同訳の国民文庫版、1965年。バガトゥーリア版（1965年）による花崎皋平訳『新版 ドイツ・イデオロギー』合同新書、1966年。廣松渉編訳『新編輯版ドイツ・イデオロギー第1巻第1篇』河出書房新社。服部文男監訳『[新訳] ドイツ・イデオロギー』新日本出版社、およびその研究版である渋谷正編訳『草稿完全復元版ドイツ・イデオロギー［序文・第1巻第1章］』新日本出版社。廣松版の編集案を若干改変した新訳刊行委員会『新訳 ドイツ・イデオロギー <マルクス主義原典ライブラリー >』現代文化研究所、2000年。廣松渉編訳／小林昌人補訳『新編輯版　ドイツ・イデオロギー』、岩波文庫、2002年。なお、引用に際しては特定の邦訳にのみ依拠せず、また既存の邦訳によっていない場合もある。

Marx, Karl [1849], Lohnarbeit und Kapital. マルクス『賃労働と資本』長洲一二訳、『マルクス=エンゲルス全集』第6巻

Karl Marx [1853], The British Rule in India. マルクス「イギリスのインド支配」鈴木正四 訳、『マルクス＝エンゲルス全集』第9巻、所収

Marx, Karl, [1857-58], Formen, die der kapitalistischen Produktion vorhergehen, in Marx, Karl [1857-58], Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, Dietz Verlag, Berlin, 1953. マルクス『経済学批判要綱 Ⅲ』高木幸二郎監訳、大月書店、1961年、邦訳407-450頁に所収の「経済的社会構成体の前進的な諸時代」、手島正毅訳。およびその部分的改訳を収録した国民文庫版『資本制生産に先行する諸形態』、1963年。Marx, K. Ökonomische Manuskripte 1857/58. Teil 2, MEGA, Abteilung: “Das Kapital” und Vorarbeiten, Band 1. Dietz Verlag, Berlin, 1981.『資本論草稿集② 1857-1858年の経済学草稿 第二分冊』大月書店、資本論草稿翻訳委員会訳、1993年、S. 378-415、所収の「資本主義的生産に先行する諸形態」、増谷英樹・浅見克彦訳

Marx, Karl [1857-58], Grundrisse der Kritik derpolitischen Ökonomie, Dietz Verlag, Berlin, 1953. マルクス『経済学批判要綱 Ⅰ』高木幸二郎監訳、大月書店、1958年。Marx, K. Ökonomische Manuskripte 1857/58. Teil 1, MEGA, Abteilung: “Das Kapital” und Vorarbeiten, Band 1. Dietz Verlag, Berlin, 1976.『資本論草稿集① 1857-1858年の経済学草稿 第一分冊』大月書店、資本論草稿翻訳委員会訳、1981年

Marx, Karl [1859], Zur Kritik der politischen Ökonomie, MEW, Band 13, Diez Verlag, Berlin. マルクス『経済学批判』武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦訳、岩波文庫、1956 年。向坂逸郎訳、『マルクス・エンゲルス選集』第7 巻、新潮社、1959年。杉本俊朗訳、『マルクス＝エンゲルス全集』第13巻。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。

Marx, Karl [1867/73/85/94], Das Kapital, Ⅰ−Ⅲ, MEW, Band 23-25, Diez Verlag, Berlin, 1962. マルクス『資本論』第1 ～ 3巻。『資本論』からの引用は、引用文中にMEW, Band 23-25の頁数を［S.54］のように記す。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。

Marx, Karl [1881], Brief von Karl Marx an Vera Sassulitsch. マルクス「ヴェラ・ザスーリッチへ

の手紙」、手島正毅訳、国民文庫版。「ヴェ・イ・ザスーリチの手紙への回答の下書き」、平田清明訳、『マルクス=エンゲルス全集』第19巻。引用は主に手島訳による。

Morgan, Lewis H. [1877], Ancient Society or Researches in the Lines of Human Progress from Savagery through Babarism to Civilization. モルガン『古代社会』上・下、青山道夫訳、岩波文庫、1958, 1961年

Pirenne, Henri [1914], The Stages in the Social History of Capitalism. ピレンヌ「資本主義発達の社会史的諸段階」、同『資本主義発達の諸段階』未来社、大塚久雄・中木康夫訳、1955年、所収

Pirenne, Henri [1927], Les villes du moyen âge. Essai d'historie économoque et sociale, Bruxelles. ピレンヌ『中世都市　社会経済史的試論』講談社学術文庫、佐々木克巳訳、2018年

Сталин [1938], О диалектическом и историческом материализме. スターリン「弁証法的唯物論と史的唯物論」、同『弁証法的唯物論と史的唯物論 他二篇』国民文庫、石堂清倫訳、1953年、所収

Tökei, Ferenc [1964], Les Vues de Marx & D'Engels, La Pense'e, No.114, 1964. 、テーケイ「マルクス、エンゲルスにおけるアジア的生産様式」、本多喜代治編訳『アジア的生産様式の問題』岩波書店、1966年、所収

Wallerstein, Immanuel [1979], The Capitalist World-Economy. ウォーラーステイン『資本主義世界経済Ⅰ－中核と周辺の不平等－』藤瀬浩司・麻沼賢彦・金井雄一訳、名古屋大学出版会、1987年

Wallerstein, Immanuel [1980], The Modern World-System II: Mercantilism and the Consolidation of the European World-Economy, 1600-1750, Academic Press Inc. ウォーラーステイン『近代世界システム1600-1750』川北稔訳、名古屋大学出版会、1993年

[1] さしあたり、山之内靖［1969年］、淡路憲治［1970年］、塩沢君夫［1970年］、平田清明［1971年］、芝原拓自［1972年］、望月清司［1973年］、林直道［1974年］、峰岸純夫［1975年］、熊野聰［1976年］、中村哲［1977年］、福富正実［1981年］、参照。他方、マルクスの「歴史科学」を称揚したアルチュセール派のバリバール、プーランツァスや、コミュニケーション論的な拡張を唱えたハーバマスは、「史的唯物論の公式」に依拠しつつ独自的な展開を試みたものであった。他方、そもそも世代的に1960-70年代のマルクス草稿研究を参照することは困難であった宇野弘蔵は、「史的唯物論の公式」をたんに経済学研究の「導きの糸」となるイデオロギー的仮説にすぎないものと位置づけ、マルクスの唯物史観と歴史科学の可能性について一顧だにしなかった。

[2] 望月清司［1973年］は、『ドイツ・イデオロギー』草稿に分散している所有形態史論と分業展開史論を、前者はエンゲルス、後者はマルクスによるものとする説を唱えた。そこで指摘されていることは、所有形態史論とされた部分のうち、共同体的所有の類型論は紛れもなくマルクス的であるが、家内奴隷制についての記述はエンゲルス的であり、両者の異なる発想が混ざり合っているということである。そうした混在は、他の箇所についても指摘されている（望月［1973年］454頁、参照）。たしかに、マルクスは、今日においても多くの歴史学者がそうであるように、奴隷は異種族の虜囚から発生すると考えていた。それに対して、エンゲルスは初期以来、晩年に至るまで一貫して奴隷制の起源を家族内分業にみていた。なお、マルクスとエンゲルスの思考回路が混ざり合っている『ドイツ・イデオロギー』の叙述では、上述のように家内奴隷制から展開しているのに対して、エンゲルスの著作とはいえマルクスの関与が色濃く反映しているとおぼしき『反デューリング論』の叙述では、「土地の総有制をもつ古代の自然生的な共同体では、奴隷制はぜんぜん生じないか、もしくはきわめて従属的な役割しか演じない。農民都市であった原初のローマでもそうであった。」（『反デューリング論』第2篇第2章、国民文庫版の邦訳、319頁。全集20巻ではS.149）とされている。他方、同著の第2篇第4章（349頁。全集20巻ではS.167-168）の奴隷制に関する記述は、よりエンゲルス的な内容となっているように思われる。

[3] コヴァレフスキー『共同体的土地所有』ノート、モルガン『古代社会』ノートは、『マルクス＝エンゲルス全集』補巻4、大月書店、1977年、に「コヴァレフスキー『共同体的土地所有、その解体の原因、経過および結果』摘要」、「モーガン『古代社会』摘要」として収録されている。そこには、マルクスによるコメント、評注がみられるが、残念ながら本稿の論旨に関連するものはとくにみあたらない。

[4] 『家族・私有財産・国家の起源』は出発点（エンゲルス＝家族、マルクス＝氏族共同体）から終着点（エンゲルス＝階級社会＝「文明社会」、マルクス＝中世都市・近代市民社会・原蓄につながる「第二次構成体」における「新しい共同体」）に至るまで、マルクスの問題関心とはまったく異なるエンゲルス自身の問題関心に沿ったかたちで、「マルクスの遺言執行」が行われたものであった。そもそも、マルクスが晩年に至るまで探求しようとしていたことは、あくまでも、「資本の原始的蓄積」に先立つ「資本制に先行する諸形態」であり、その諸形態の中から、「資本の原始的蓄積」につながるゲルマン的形態の特質を明らかにすることであった。

[5] マジャールら「アジア派」の言論への封殺は、1920年代の中国革命戦略を主導していたトロツキー派が失脚したことの巻き添えであったともいわれる（Chesneaux［1964］、邦訳、69頁、福冨［1981年］9頁）。しかし、スターリン自身も、当初はロシア社会に奴隷制はなかったと認めていたのであり（福冨［1981年］10頁）、そうした見解が撤回されたのは、むしろ最晩年のエンゲルス発言に準拠することとした結果といえるのではないだろうか。問題はスターリン体制下においてはトロツキー派に限らず、スターリン本人以外のあらゆる自由な討論そのものが封殺されるようになったことにあったとみるべきであろう。なお、戦後日本の日本史学界においても、1950年頃から「民族問題」への方向転換に主導的な役割を果たした石母田正・藤間生大らが、奴隷制＝アジア的生産様式論をとっていたことから、奴隷制理論が支配的な見解となっていたが、1960年代以降、歴史学界においては急速に相対化されていった（塩沢君夫［1970年］58頁）。しかし、一般的にはその後も「史的唯物論の公式」」として奴隷制理論が流布し続けた。

[6] 「ニューヨーク・デイリー・トリビューン」（1853年6月25日付け）に掲載された「イギリスのインド支配」をはじめとする1850年代におけるマルクスによる一連のインド、中国に関する論説については、淡路憲治［1970年］229-253頁、山之内靖［1969年］128-146頁、アンダーソン, K. B.『周縁のマルクス』33-79頁、等を参照。

[7] Chase-Dunn, Christopher & Hall, Thomas D.［1977］、参照。なお、柄谷行人［2015年］『世界史の構造』においては、チェイズ＝ダンの「ミニシステム」概念は「ミニ世界システム」として微修正の上、採用されている。（同書、37頁、503-504頁、参照。）

[8] 以下、ウォーラーステインらの世界システム論については、Wallerstein［1979］、Wallerstein［1980］、新田［1998年］136-167頁、等参照。

[9] 新田［2018年］19-20頁、新田［2021年］145-146頁、参照。

[10] 新田［2020年］155-158頁、参照。

[11] 史的唯物論と唯物史観の使用例は、エンゲルスには両方が認められるが、マルクスにはどちらも確認されていない。第二インター系では唯物史観がより多く使われていたが、コミンテルン系ではブハーリン以降、史的唯物論が一般化し、さらにスターリン以降には、弁証法的唯物論（ディアマート）の歴史への適用が史的唯物論であるという公式的理解がなされるようになった。その後、マルクスの草稿研究が進み弁証法的唯物論とはまったく異なる、疎外論的な弁証法理解と実践的・主体的な唯物論理解が明らかになってきた結果、唯物史観（唯物論的歴史観）の使用例がどちらかといえば多くなっていったように思われる。この点については、新田［1998年］170-172頁、226-228頁註1・2、参照。

[12] 新田［2016年］、とくに第3節・第4節も参照のこと。

[13] 世界システム論、宇野三段階論に関する方法論的な再検討については、新田［2017年］・［2021年］を参照のこと。なお、マルクスによる「ブルジョア的生産諸関係は、社会的生産過

程の最後の敵対的形態である」とする命題の位置づけについては、第2節第1項の末尾を参照のこと。

[14] ウォーラーステインは、前近代世界システムについては、十把一絡げに「世界帝国システム」として一括してしまっているだけであり単線史観と変わりがない。また、人格的依存関係（ポランニーのいう互酬・再分配）としての世界帝国システム、主権国家間システムと、物象的依存関係（ポランニーのいう交換）としての世界経済システムが、前近代世界システムにおいても相互作用しながら反復循環的に交替してきたという視点が欠けている。

[15] モルガンによると、未開下位にあったイロクォイ連合体（オンタリオ湖周辺）、未開上位にあったアステカ連合体（メキシコ中央部）は、氏族・胞族・部族の連合体であり、他の諸部族を征服して貢納関係においていた。

[16] なお、幕末維新における支配共同体内部での「王政復古」による太政官体制への再編は、近世村落の再版「アジア的共同体」を基礎とする「東洋的専制－総体的奴隷制」を復活させる側面もあったが、同時並行的に地租改正をはじめとする「文明開化・殖産興業」政策や近代的な内閣制度・憲法制定・議会開設などが進められた。そのため、19世紀末から20世紀中葉にかけての日本社会は、「アジア的共同体」の「総体的奴隷制」的性格や天皇制の「東洋的専制」的性格が、近代的な政治制度・諸観念（その中にはドイツ流の国家主義、全体主義からソ連流の社会主義、共産主義までが含まれてさえいた）と雑多に混合する過渡期的な状態にあったというべきであろう（峰岸［1975年］32頁、吉本［1972年］11–15頁、参照）。

[17] 新MEGA第Ⅳ部第27巻にマルクスによるローマ史に関する抜粋ノートも収録される予定とのことなので、今後の研究を待ちたい。なお、マルクスが「経済学批判序文」において、「ある社会構成は、すべての生産諸力が発展して、その社会構成が生産諸力にとって十分の広さをもたなくなるまでは、没落することは決してない」とする箇所は、エンゲルスのように古典古代社会＝奴隷制としてしまうと、奴隷制の生産力が発展した結果、農奴制へと移行したというまったく史実と異なるものとなってしまう。それに対して、マルクスは奴隷制自体を古典古代的な社会構成の没落期に位置づけていた。

[18] 本稿では詳しくみる紙幅はないが、「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」草稿群に垣間見られる晩年のマルクスの認識構図を図式化すると次のようになる。

第一次的構成体：
原始共同体～農村共同体＝アジア的形態
＝大移動前のゲルマン的共同体
第二次的構成体：
大移動・征服→「新しい共同体」

また、「アジア的形態」は、第一次的構成体の最終段階であり第二次的構成体への過渡期とされている。

[19] マルクスが「経済学批判序文」において「新しい、より高い生産諸関係は、その物質的生存諸条件が古い社会そのものの胎内で孵化してしまわないうちは、代ってあらわれることは決してない」というとき、念頭に置かれているのは以上のような歴史過程であろう。

[20] この点に関しては、新田［2020年］第5節、および、新田［2021年］159頁、注12、参照。

専修大学社会科学研究所　社会科学年報　第56号　2022年3月

戦後日本政治と「首相演説」①

藤本　一美

＜総目次＞

序文
第一部、敗戦と占領―1940年代後半
第1章、1945年の政治状況と首相演説
（以上、本号）

序文

周知のように、我が国の政治制度は「議院内閣制」を採用しており、議院内閣制の下では、内閣総理大臣（以下、首相と略す）は、一般に国会の多数派の中から選出される[(1)]。その国会において、政府は国政の基本方針を明確に示し、これに対して、国民を代表する議員が質疑を行うことを通例としている。すなわち、国会会期の冒頭に、衆議院および参議院の本会議において、国務大臣の演説とこれに対する質疑が行われる。実際、毎年1月に召集される通常国会では、首相が向こう1年間の政府の国政全般に取り組む基本方針を示す「施政方針演説」を行うのを始めとして、外務大臣が「外交演説」を、財務大臣が「財政演説」を、そして経済財政担当大臣が「経済演説」を行う。これに対して、各会派（政党）の代表者たちが質疑を行い、国政に取り組む政府の姿勢をただして、関係大臣に答弁を求めるのである。これらは一般に、「政府四演説」および「代表質問」と呼ばれている。

大臣演説の歴史は古く、明治時代の1890年12月6日、第1回帝国議会で山懸有朋首相が行った演説にまでさかのぼることができる。ただ、現在のように毎年、首相、外務大臣、財務大臣、および経済財政担当大臣による政府四演説が行われるようになったのは、比較的最近のことであって戦後の1952年、第15回国会以降のことである。

日本国憲法第72条には、首相は国務等について国会に報告する旨の規定が明記されているが、政府四演説・代表質問という形式は、先例によって確立されてきたものだ。いうまでもなく、大臣の演説とそれに対する質疑は正にその時代状況を反映しており、当該時点における国政上の課題を国民の前に明らかする役割を果たしている[(2)]。

政府四演説の中で国民がもっとも注目するのは、首相が行う「施政方針演説」ないし「所信表明演説」に他ならず、その直後に、各会派（政党）の党首による代表質問が行われ、国会で論戦が交わされるわけである。

普通、首相による施政方針演説は、いわゆる通常国会で開会式の後に行われる（ただし、通常国会の性格を持つ特別国会でも行われた例がある）。一方、後者の所信表明演説は、いわゆる特別国会や臨時国会で開会式の後に行われる（ただ、通常国会会期の途中でも行われた場合もある）。特に、戦後初期の国会では、この例によらない場合も見うけられた。また、施政方針演説や所信表明演説は、必ずしも、開会式と同日に行われず、後日に行われることもある。なお、演説の件名は、国会の回次・衆参によって若干異なる[(3)]。

既述のように、首相による演説については、

根拠規定が特に設けられておらず、帝国議会時代からの慣例に依拠している。衆議院・参議院の先例集によれば、参考法令として日本国憲法第63条、第72条、および国会法第70条が挙げられている。

改めていうまでもなく、施政方針演説もしくは所信表明演説には、その時々の内閣の政治・経済・外交などに関する基本方針が含まれているので、各省から提出された重要政策を勘案した上で、内閣府の官房参事官室に集められ、内容を精査して首相の下に届けられる、という。そして最終的に、首相自身が手を入れて演説原稿が完成するのである。

筆者が首相の施政方針演説ないし所信表明演説に関心を持った契機は、米国大統領の「一般教書演説」の翻訳を試みた時である。フランクリンD・ルーズベルト大統領が1945年1月6日に行った一般教書演説を拝見し、秘密にすべき米軍の動向をつぶさに報告した内容を見て驚いた[(4)]。

それに比べると、1945年6月9日に行った日本の鈴木貫太郎首相の施政方針演説は、軍事状況を隠蔽するなど、その内容は精神論で埋まっていた。それ以来、戦後日本の首相たちは、いかなる形で日本の現状と将来のあるべき姿を国会議員や国民に披露してきたかに興味を抱いた。それが本稿を執筆した理由の一つである。

歴代首相の施政方針演説もしくは所信表明演説については先行研究が存在しており、それは大別して二つの類型に分けることができる。前者は、解説を付した上で、演説そのものを記載した、いわば「歴史的研究」で、例えば、田勢康弘〔2015年〕『1945 ～ 2015　総理の演説』バジリコ株式会社、また電子書籍として、日垣隆＋ガッキーファイター編集室〔2015年〕『日本の軌跡―戦後歴代首相の施政方針演説集』銀河系出版、などがある。後者は、歴代首相の演説の言語に焦点を絞った分析であり、例えば、中村秩祥子〔2004年〕「内閣総理大臣演説の文体分析－鳩山首相から大平首相について」『竜谷大学国際センター研究年報』13、高瀬淳一〔2005年〕『武器としての＜言語政治＞』講談社、および東照二〔2006年〕『歴代首相の言語力を診断する』研究社、などを挙げることができる。また、最近の業績として、注目すべきは河瀬彰宏・吉原秀樹〔2020年〕による「戦後の歴代首相の施政方針演説と所信表明演説の計量分析」『情報知識学会誌』Vol、30，No 2、がある。それは、いわゆる定量的な分析である。定量分析とは、数字で表される要素であって、定量的なアプローチを用いて情報を分析する際には、「期間」や「変化率」などの数値的事実を取り入れ、その情報により客観性を付与することが重要だといわれる[(5)]。

本稿では、これらの研究成果を踏まえた上で、新たに「定性分析」を試みている。ここでいう、定性的とは物事の「質」の部分を表しており、そのため定性的なアプローチを用いて情報を分析する場合、その情報の「因果関係」などを読み取ることによって、それが表す本質的な意味を抽出することが重要となる[(6)]。

以上の知見を前提とした上で、本稿では、戦後、つまり1945年から2020年までの75年間に行われた歴代首相の施政方針演説もしくは所信表明演説の内容を定性的に分析する。その際、最初に、当該年度の政治的背景を概観し、次いで、その時の内閣および首相について紹介する。そして最後に、施政方針演説ないし所信表明演説の内容を定性的文脈に沿って検討する。これらの作業を通じて、歴代首相がその時々の内政、経済、外交、および財政に関して如何なる認識を抱き、どのような政策を遂行すべきであると考えていたのか、その背景を探りたい。

なお本稿では、首相演説を分析する場合、以

下の４項目を基準（フレームワーク）として設けて、定性的分析を試みている。すなわち、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係、である。ただし、この基準は厳密に熟慮されたものではなく仮の基準に過ぎないことをお断りしておく。

＜注＞

(1) 藤本一美編〔2014年〕『講座　臨床政治学　政治学の基礎』志學社、参照。

(2) 施政方針演説・所信表明演説 | 調べ方案内 | 国立国会図書館。
https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php
「政府四演説と代表質問：国会キーワード：参議院」。
www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/keyword/daihyo.html

(3) 通常国会の冒頭に首相が内閣全体の方針や重点課題を説明する演説は、施政方針演説と呼ばれる。ただ、1953年6月以前には臨時国会の冒頭など現在では所信表明演説として扱われる演説も施政方針演説に区分されていた。所信表明演説は20～30分程度で終わるのが通例だ。だが、2009年10月26日に衆議院で行なわれた鳩山由紀夫首相の所信表明演説は52分間と、近年では最長を記録。また、2012年10月29日に召集された第181回国会（臨時国会）では、第180回国会で野田佳彦首相に対する問責決議が参議院で可決されていたことを理由に、野党側が参議院での所信表明演説を拒否、そのため、演説が史上初めて衆議院でのみ行われた。

　通常国会の冒頭では所信表明演説ではなく施政方針演説が行われるのが通例であるものの、第183回国会（通常国会）冒頭で安倍晋三首相は所信表明演説を行った。これは第182回国会（特別国会）で首班指名後に所信表明演説と代表質問を行わずに閉幕したことに伴うものであって、第183回国会では平成25年度予算を提出した際に改めて施政方針演説を行っている。

(4) 藤本一美・濱賀祐子・末次俊之〔2005年〕『資料：戦後米国大統領の「一般教書」』大空社、第1巻を参照。

(5) 首相の演説について最近の研究成果として、本論で紹介した、河瀬彰宏・吉原秀樹〔2020年〕「戦後の歴代首相の施政方針演説と所信表明演説の計量分析」『情報知識学会誌』Vol、30，No 2、が有益である。その結果によれば、例えば、各時代区分で政治思想の変化がみられ、戦後から現在にかけて国家制度の整備、経済の発展、国家制度の再建へと遷移していることが明らかになった、という（同上、204頁）。

(6) 「定量」と「定性」の違いとは!?-- ビジネスで活かせる。
https://mynavi-agent.jp/dainishinsotsu/canvas/2021/02/...
　高瀬淳一は中曽根康弘首相の演説を分析する際に、①先哲の言葉の利用、②文化や科学技術への言及、③子孫への責任の強調、④比喩へのこだわり、を基準として挙げている。それは、いわゆる「理念形」として、他の首相の演説を分析する場合に有効である（高瀬淳一〔2005年〕『武器としての＜言葉政治＞―不利益分配時代の政治手法』講談社、119頁）。周知のように、中曽根は若い頃から首相の座をうかがい、少数派閥ながら首相の座を獲得、長期政権を達成、国鉄民営化を断行し、新た日米関係を構築した稀なる政治家である（牧太郎〔2000年〕『中曽根政権　2600日　上・下』行政管理センター、を参照）。

第一部、敗戦―1940年代後半
第１章、1945年の政治状況と首相演説

＜目次＞

１、はじめに
２、1945年後半の政治状況
３、東久邇宮稔彦内閣
４、施政方針演説
５、幣原喜重郎内閣
６、施政方針演説
７、おわりに
≪注≫
＊資料①　東久邇宮稔彦首相の施政方針演説（1945年9月５日）
　　②　幣原喜重郎首相の施政方針演説（1945年11月28日）

1、はじめに

我が国は1945年8月15日、いわゆる「アジア・太平洋戦争」で敗戦を余儀なくされた。そこで、皇族であり軍人でもあった東久邇宮稔彦を首班とする東久邇宮内閣が8月17日に発足。この内閣の当面の任務は、国内秩序の維持と連合国軍の日本本土進駐の受け入れを準備することであった[(1)]。

越えて9月2日には、米艦ミズリー号上において日本の降伏分書への署名が行われ、また、同日、敗戦後最初の帝国議会である第88回臨時議会が召集され、9月5日、東久邇宮首相は施政方針演説を行った。

その内容は、「帝国の直面する現下の難局を克服し、総力を将来の建設に傾け、もって聖慮を安んじて奉らんと存ずる」という言葉で始まり、「我々は今こそ総懺悔し、・・・帝国将来に進運を開くべき」となっており、そして最後に、「全国民が一つ心に融和し、挙国一家、力を遭わせて、不断の精神努力に徹しますならば、私は帝国の前途は軈て洋々として開け輝くことを固く信じて疑わぬものであります」、と結んでいた。

『朝日新聞』はこの施政演説について、“新生へ精進努力　銘せよ我が民族の底力”―萬邦共栄　文化日本を再建設、という見出しをつけ、その上で「国民生活安定の全力」をと謳えている[(2)]。

東久邇宮首相の演説で問題となったのが、いわゆる（国民1億）「総懺悔」論であった。後述するように、敗戦について、軍人や政府関係者が懺悔するのは当然といえた。しかしである。戦時下で苦しんだ国民すべてが総懺悔するとは、一体何ごとだという批判がわき、到底納得のいくものでなかった[(3)]。

進駐してきた「連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）」の最高司令官であったダグラス・マッカーサー元帥は、日本の非軍事化と民主化を急速に進めたものの、東久邇宮内閣はその流れについていけず、10月2日、終戦処理事務の完了を理由にあげて突如総辞職し、これに代わって、10月9日、元外相の幣原喜重郎内閣が発足した。幣原内閣の使命は、GHQとの折衝を通じて占領政策を遂行し、民主国家として再生するための基盤を整備することであった[(4)]。

幣原内閣はマッカーサー元帥の指示のもとで、一連の民主的改革・公職追放を実施し、帝国憲法改正の準備を進めた。そうした中で、召集された第89回帝国議会の冒頭11月28日、幣原首相の施政方針演説が行われた。

幣原首相は冒頭部分で、「此の際国民は屈せず、迷わず、終始正義公平の規準に則り、新日本の建設の努力することが我々の進むべき唯一の目標であり、是こそ我が国運の前途に一条の光明を与える燈台でありましょう」と述べ、そして最後に「大東亜戦争敗績の原因及び実相を明らかに致すますことは、之に際して犯したる大いなる過ちを、将来に於いて繰り返すことのない為に必要であると考えまするが故に、内閣部内に大東亜戦争調査会を設置致しまして、右の原因及び実相の調査に着手することと致しました」、と表明した[(5)]。

幣原首相の演説について、『朝日新聞』は「“人心を制するは銃剣に非ず徳義”」であるとの見出を付した上で、食料解決に施策集中せよ、と報じている[(6)]。

幣原首相が施政方針演説の中で指摘し、議会冒頭で問題となったのが、いわゆる「戦争責任論」である。軍人・政府関係者はもとより、財界人、議会人もその対象になり、それは、衆議院の解散・総選挙とも絡んで、勢力拡大を図ろうとする諸政党にとって、大きな問題となった[(7)]。

幣原内閣はマッカーサー元帥の指示に従い、民主的改革・公職追放を実施するとともに、憲法改正の準備を進め、天皇制の維持に務めた。幣原首相は、翌1946年1月、天皇のいわゆる「人間宣言」を準備し、また4月には、新選挙法による戦後最初の総選挙を実施した。しかし、過半数を制する政党が存在せず、政局不安定のまま4月22日、幣原内閣は総辞職を余儀なくされた。

本章では、1945年の後半、すなわち、8月15日以降、敗戦後の日本の政治状況を紹介し、その上で、東久邇宮内閣と東久邇宮首相の施政方針演説について、次いで、幣原内閣と幣原首相の施政方針演説について検討し、この年の政治の一端を明らかにする。

2、1945年後半の政治状況

「アジア・太平洋戦争」で破滅的打撃を受けた我が国は、1945年8月15日、ついに敗戦を迎えた。以後1952年4月28日に「サンフランシスコ講和条約」が発効するまで、およそ7年間近く、連合国軍の支配下に置かれることになった。占領国軍側の中で中心的位置を占めたのは、日本軍と戦った米国であり、そのため米国の対日政策がほぼそのまま連合国側の占領政策となった。

既に述べたように、GHQのマッカーサー元帥は1945年8月30日厚木飛行場に到着し、そして9月2日には、東京湾沖の米戦艦「ミズリー号」上で日本降伏の調印式に臨み、GHQを皇居前の第一生命ビル内に置き、日本の非軍事化と民主化を強力に促進した。

マッカーサー元帥は10月4日に、いわゆる「自由の指令」を、また、10月11日には「五大改革」を指示。その上で、日本軍の解体や占領体制の整備を進め、戦争犯罪者の告発を行う一方、他方で、農地改革、財閥解体、経済集中排除、国家と神道の分離、および公職追放などの民主化を促した[(8)]。

こうした中で、戦時中に沈黙を余儀なくされていた政党や政治家たちが一斉に声を上げてきた。日本社会党、日本自由党、日本進歩党、日本協同党が結成され、また、日本共産党が合法化、さらに、婦人参政権を認めるよう衆議院議員選挙法を改正した。ただ、敗戦後、民主化が進展する中で、帝国議会は戦時中の「翼賛選挙」で選出された議員で構成されていた。戦争中の議員組織は解体され、新しい政党へと再編されつつあった。確かに、議員の中には、戦争責任を感じて辞職する者もいたものの、総じて議員側の動きは鈍かった。敗戦処理を使命とした東久邇宮内閣に続いて、10月9日に発足した幣原内閣の課題の一つは、旧来の帝国議会を刷新し、新たな基盤の下で選出された議会＝国会を作りだすことにあった[(9)]。

周知のように、連合国軍による対日占領管理はGHQのマッカーサー元帥があたり、その権限は天皇を含む日本政府の行政機構を通じて「間接的」に行使された。しかし、それは、米国の占領目的を満足に促進する限りにおいてであって、連合国軍の命令は、指令、覚書、および書簡などの形で直接、日本政府に伝達されたのである[(10)]。

こうした状況の中で、GHQによる戦犯容疑者の追放が9月11日に、東條英機元首相の他38人に逮捕状という形で発せられ、また、12月1日には、梨本宮他58人、続いて6日には、近衛文麿元首相、木戸幸一元内大臣ら9人にも逮捕状が出され、戦犯追及の手が天皇にまで及ぶか否かが懸念された[(11)]。

GHQのマッカーサー元帥から発せられた当初の指令の中で最も重要なものに、10月4日に発表された、いわゆる自由の指令＝「政治的、

市民的及び宗教的自由の制限の除去に関する覚書」がある。これは、思想・信教・集会・言論の自由に対する制限を目的とした法令（天皇制および政府に対する自由な論議の制限を含む）の廃止、政治犯の全員釈放、政治警察の廃止、内務大臣および警察局長以下全国警察首脳、特高警察職員、保護観察職員などの罷免、を要求したものだ[12]。

実際、この覚書によって、内務大臣をはじめ数千人の官吏が罷免された一方、他方で、10月10日には、徳田球一、志賀義雄など共産党首脳ら約5,000人に上る政治犯が釈放され、また、10月13日には、国防保安法、軍機保護法、言論出版集会結社臨時取締法が、続いて10月15日には、悪名高き治安維持法、思想犯保護観察法などが廃止されたのである[13]。

上で述べたように、東久邇宮内閣は10月4日の「自由の指令」で大きな打撃を受け、終戦事務が一段落し、内閣の任務が完了したという趣旨の声明を出し、翌5日に突然総辞職。後継首相については、6日、天皇から元外相の幣原喜重郎に大命が下り、9日、幣原内閣が発足した[14]。

幣原首相は組閣の翌日の10月10日、マッカーサー元帥を訪問。会見の席上で、マッカーサー元帥は幣原首相に対して、口頭で次の5項目からなる大改革を要請した。すなわち、①選挙権付与による婦人解放、②労働組合結成の奨励、③学校教育の自由化、④秘密審問司法制度の撤廃、⑤経済機構の民主化の、5つである。

①については、12月17日に成立した衆議院議員選挙法改正案で、満20歳以上の女性にも選挙権を付与。②については、18日に成立した労働組合法により労働組合が組織。③については、GHQが10月22日に「日本の教育制度の管理に関する覚書」、10月30日の「教職員の調査、資格および証明等に関する覚書」で、軍国主義的国家主義的教育の禁止および教育者の追放、審議機構などを指令。④については、GHQが12月15日に「国家神道に対する政府の保護、支援、保全、監督および公布の廃止に関する覚書」を出し、秘密審問廃止に関しては、国防保安法などの廃止によって達成された。また、⑤についても、一連の覚書により、財閥解体と農地改革が推進された[15]。

マッカーサー元帥は10月4日、面談した近衛文麿元首相に対して、帝国憲法の改正が必要である旨を示唆し、また、10月11日に会見した幣原首相にも帝国憲法の改正を迫った。そこで、政府は10月12日、閣議で松本蒸治国務大臣を主任とする、帝国憲法改正の研究に着手することを決定し、10月25日、憲法問題調査会を設置した[16]。

戦時中の体制を引きずっていた政党は、戦後間もなく解散を余儀なくされ、翼賛議員同志会が9月6日、大日本政治会が9月14日、各々解散。一方、戦時中新体制運動で解党していた諸政党が続々と復活した。非合法化されていた日本共産党が10月4日に活動を開始、また、旧社民系、旧日労系、旧日本無産党系の革新勢力が11月2日に大合同し、日本社会党を結成した（書記長は片山哲、委員長は空席）。

このような動きに対して、11月9日、旧政友会の非翼賛議員が中心となり、日本自由党を結成し、鳩山一郎が総裁に就任した。さらに、同16日には、旧政友会の革新派と旧民政党系の議員などにより、日本進歩党が結成され、町田忠治が総裁に就任した。その他に、11月26日、無所属倶楽部、また12月18日、日本協同党が各々結成された[17]。

それでは、国民生活の方はどのように状態であったのか。その実態は、物心ともに不安のどん底にあった、といえる。戦争による直接的な被害はもとより、食糧難、住宅難、インフレ、

および大量失業などにより、我が国の社会は完全にマヒ状態にあった。特に、食料事情は厳しく、終戦直後に収穫期を迎えた1945年産米の推計量は587万トンに留まり、それは、1939年の最大産米量の1,035万トンの僅か57％に過ぎなかった。単に米だけでなく、麦、イモ類、雑穀類まで統制の対象となり、一人当たりの配給基準量は1日297グラムとされた。だが、これを米のみで賄うことが出来ず、麦類、小麦、サツマイモ、ジャガイモ、大豆、大豆カス、およびトウモロコシなどの代用食を含めてようやく満たす有様であった。そのため、各地で餓死者が続出、食糧難打開のために、11月1日には、日比谷公園で餓死者対策国民大会が開かれた。これが翌年春の「米よこせ大会」、「食糧デモ」、および「食糧メーデー」へとつながっていく[18]。

3、東久邇宮稔彦内閣

既述のように、敗戦の翌日の8月17日、東久邇宮稔彦内閣が発足し、史上初めての皇族内閣の役割は、全戦線にわたる日本軍の武装解除と復員の円滑を期すものであった[19]。確かに、この皇族内閣は、激動期における沈静的役割を演じ、皇室の権威を背景とした戦後処理内閣として、終戦から占領政策時代への過渡的使命を果たした[20]。ただ、東久邇宮稔彦首相は政治的経験が皆無であったので、内閣には副総理として近衛文麿元首相を、また、書記官長には元朝日新聞社の副社長であった緒方竹虎を据えて支えた。東久邇内閣の基本的立場は、東久邇首相自身、政治家として素人に過ぎなかったため、政治上の運営について経験者に相談して対処せざるを得なかった[21]。

こうした中で、GHQから戦時指導者に対する戦犯容疑者として追及が開始されるや、内閣の間で足並みが乱れ、東久邇宮首相は重光薫外相を更迭し、後任に吉田茂を任命した。既述のように10月4日には、GHQから内務大臣の罷免、特高警察の廃止を要求する指令が出され、これに大きな打撃を受けた東久邇宮内閣は5日、終戦事務が一段落したことを名目に総辞職を決定したわけである[22]。

東久邇宮稔彦は1887年12月3日、東久邇宮朝彦の第9男子として出生、1906年、東久邇宮を創設。1915年、明治天皇の第9女子聡子と結婚。陸軍幼年学校、士官学校、および陸軍大学を卒業後、仙台の第29連隊等に勤務。1920年、フランスに留学、滞在7年。帰国後、第2・第4師団長、陸軍航空本部長を経て、第2軍司令官として華北に出征したものの、病気で帰国。1940年、太平洋戦争勃発した時、新設の防衛総司令官に就任。皇族の中では、リベラル派とされ、開戦前にも首相候補に上がったこともあり、戦前から自由主義者で戦争に批判的であったと主張していた。だが、戦争反対や早期終戦のために活動したわけでなかった[23]。

4、施政方針演説

敗戦後はじめての帝国議会である第88回臨時議会は9月1日に召集、4日と5日の両日開催された。5日には、衆議院と貴族院において、東久邇宮首相の施政方針演説が行われた。だが、その内容は、終戦に至る経緯の概要が大きな部分を占め、次いで、現下の時局状況に対する政府の認識が披露され、そして最後に、今後の対応策が提示されていた。これに対して、衆議院本会議において、野党から太平洋戦争の敗戦、立憲政治の復活、政治活動取り締まりの廃止、食糧問題、およびインフレ対策について質疑があった[24]。

東久邇宮首相が行った施政方針演説の基調は、「大詔はすでに下った。われわれは臣下として

は、承詔必謹、挙国一家、整斉たる秩序のもとに新たなる事態に処さなければならない。このたびの終戦はありがたき御仁慈の大御心に出たものである」というもので、その核心は「敗戦のよって来るところは一にしてとどまらない。前線も銃後も、軍も官も民も、いまこそ総懺悔し、過去をもって将来の戒めとし、心を新たにしておのおのその本分を尽くすべきである」と述べて、いわゆる“総懺悔”論を展開したことである[25]。

しかし、総懺悔論については、「国民の道義の低下という指摘に共鳴するものもあったが、他方でこれまで政府指導者にしたがって戦勝を目指してやってきたのに、敗戦の責任を民衆におしつけることは、不都合だという批判も強く、責任ありとせば為政者、官僚が負うべきだという声も強くあがってきた」。戦争敗因の追及は、その後の政治展開に大きな影響をもたらした[26]。

東久邇宮首相の演説に対して、衆議院では東郷實（大日本政治会）による代表質問がなされた。なお、貴族院では慣例に従い質疑は行われなかった。東郷議員は、次のように質した。

「このたびの戦争の最大の要因は、軍部による極端な独断的政治支配と、政治に優位する行政のあり方にあったのではないか。この際立憲的責任政治を本然の姿に戻さねばならない。国民の政治的活動を疎外する戦時立法は速やかに改廃されなければならない。戦時統制に要した膨大な官庁人員は整理すべきだ。また地方自治の思い切った復興は焦眉の急である。これらの件について政府の所見はどうか」。

これに対して、東久邇宮首相は質疑の点はおおむね急所をついており、自身も大体同様に考えている、また、御趣旨の点を今後の施策の上に実現し、非常時に対処して、今後の施策に万遺憾なきを期したいと、答弁した[27]。

『朝日新聞』は「社説：首相宮殿下の大抱負」と見出しをつけて、東久邇宮首相の施政方針演説を終始一貫して褒め称えており、敗戦後まだ3週間に過ぎない段階で、いまだマスコミも「旧体制」の感覚から脱皮できていなかったようだ[28]。

それでは、東久邇宮首相の施政方針演説について、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係、はどのようになっているのか。

①の首相演説の特色は、総体的に昭和天皇への感謝の言葉に終始し、国民を「臣子」と呼ぶなど古い体質が散見される。また、自身が皇族の一人であったので、敗戦に至る昭和天皇の決断を重視している。概要は「敗戦を将来の誡に」、「海陸の輸送半減」、「航空機燃料逼迫、「海空勢力に大損耗」、「空襲の災害の甚大」、「宣言を誠実に履行」、「国民の負担は加重」、および「選国一家で建設へ」の7つから構成。②については、1945年に入り、戦局は好転ぜず、全ての生産分野が困窮していると報告。③については、終戦に伴い新たな決意＝“総懺悔論”が展開されている。繰り返しとなるが、そのさわりの部分は以下のようである。

「敗戦の因来る所は固より一にして止まりませぬ。前線の銃後も、軍も官も民も総て、国民悉く静かに反省する所がなければなりませぬ。我々は今こそ総懺悔し、神に御前に一切の邪心を洗い浄め、過去を以って将来の誡めとなし、心を新たして、戦いの日にも増したる挙国一家、相授け相携えて各々其の本分に最善をつくし、来るべき苦難の途を踏み越えて、帝国将来の進運を開くべきであります」[29]。

④については、厳しい状況の中で、次のような対応策を示している。（イ）活発なる言論と公正なる輿論により国民の間に建設的な機運を盛り上げらせる。そのため最近機会に「言論出

版結社臨時取締法」を撤廃する、（ロ）復員された軍人および産業要員の援護厚生に万全の策を講じる、とくに軍人遺族および傷痍軍人の援護に力をつくし、戦災者、殉職者の援護についても全力を傾倒する。その他（ハ）国民生活の安定、（ニ）食糧対策、（ホ）住宅対策、（ヘ）衣料対策、（ト）インフレ対策、（チ）失業問題、（リ）及び教育文化の建設、産業の奨励復旧等についても全力を挙げて迅速に邁進する。最後の⑤については、米英など連合国についての言及はあるものの、特定の国などへの直接的な指摘は見当たらない。

５、幣原喜重郎内閣

既述のように、GHQは1945年10月４日、いわゆる「自由の指令」を発した。だが、東久邇宮首相はこれを実行することができず、総辞職。その後を継いだのが、外務省出身で元外相の幣原喜重郎に他ならない。幣原は戦前から、いわゆる「親英米派」として知られており、GHQ側も幣原の首相就任を内諾していた、という[30]。

幣原内閣では、吉田茂外相などが留任、吉田は幣原が外相時代に外務次官を務めており、親しい関係にあった。長らく政界を引退していた74歳の老首相に代わり、吉田外相（67歳）が占領軍との交渉にあたることになり、そのため、吉田は閣内第一の実力者となった[31]。

組閣では、幣原首相はGHQとの関係の調整をはかる吉田外相を留任させて上で、内閣の要となる書記官長には内務官僚出身の貴族院議員であった次田大三郎を据えた。組閣はこれら三者の間で過去の経歴で戦争責任者と見られる地位にあったものを入閣させないという基本方針を確認した上で選考を開始。新入閣者で注目を集めたのは法曹界の権威である松本丞治と弁護士の楢橋渡である。問題は、幣原内閣が議会に基盤を有する内閣ではなかった点である。つまり、議会の主役である政党・会派に基礎を置いていなかった、ことだ[32]。

首相に就任した幣原喜重郎は1872年８月11日、大阪府に生まれた。第３高等中学を経て、東京帝国大学卒。外交官及び領事官試験に合格。ワシントン会議当時は駐米大使として活躍。1924年、加藤内閣の下で、外相として入閣。その後若槻内閣、浜口内閣、および第二次若槻内閣でも引き続いて外相に就任するなど、日本外交界の長老であった。

外相時代の幣原の基調は「幣原外交」と言われ、対英米協調外交を特色とし、軍部からは「軟弱外交」だと批判を受けるなど、満州事変勃発後は時流の外に置かれていた。以後、幣原は戦時色を強める政界から退き、一介の貴族議員としてアジア・太平洋戦争期を過ごした[33]。

幣原首相は、組閣に際しての談話で８つの施政重点項目を明らかにしたものの、直ちに帝国憲法の改正が日程に上がってきた。既に述べたように、それを最初に示唆したのが、マッカーサー元帥である。それを受けて、内大臣御用掛の近衛文麿元首相が改正案の準備に取り掛かっていたが、他方で、政府側も別個に調査を開始し、10月13日、松本蒸治国務相を主任とする「憲法問題調査会」を発足させた[34]。

６、施政方針演説

GHQが占領政策を明確にし、政党の再編成が進む中で、11月26日、第89回臨時帝国議会が召集され、会期は12月18日までであった。前の第88帝国議会が東久邇宮内閣による、いわば「終戦の経緯報告」の形で終わったので、この議会が敗戦後実質的な審議を行った最初の議会となった。ちなみに、召集日当日の衆議院における政党会派の勢力は、進歩党が272人、

無所属倶楽部が92人、自由党が45人、社会党が15人、無所属が2人、そして欠員は40人であった[35]。

幣原首相は11月28日に施政方針演説を行い、冒頭で「此の際国民は屈せず、迷わず、終始正義公平の規準に則り、新日本の建設に努力することが我々の進むべき唯一つの目標であり、是こそ我が国運の前途に一条の光明を与える燈台でありましょう」と訴え。ポツダム宣言で要求された「民主主義的傾向の復活強化」に関連して「先ず議会をして国民の総意を正しく反映する機能を発揮し得せしめなければならず」、そのために「全然自由公正なる選挙を俟つの他ない」。そこで現行の衆議院議員選挙法はこの見地からより検討して、同法の改正を行う。これが臨時議会召集の主な理由である、と説明した。そして、「最後に大東亜戦争敗績の原因及び実相を明らかに致すますることは、之に際して犯したる大いなる過ちを将来に於いて繰返すことのない為に必要であると考えまするが故に、内閣内部に大東亜戦争調査会を設置致しまして、右の原因及び実相究明に着手することと致しました」、と述べた[36]。

議会冒頭から問題となったのが、いわゆる「戦争責任問題」である。実は、この問題は前の第88帝国議会でも取り上げられており、質疑に立った衆議院議員の東郷實（大日本政治会）は「今次敗戦の最大の敗因は、政治が軍と官僚によって独断せられ政治に責任を持たざるものが政治を支配し、責任の所在を不明ならしめた結果である」、と指摘していた。また、芦田均議員（無所属）は提出した質問書の中で、「政府は大東亜戦争がなぜ不利に終結したと考えるのか。その原因はどこにあると考えるのか、その責任の所在を明らかにするためにいかなる措置をとろうとしているのか」、と問うた[37]。

続く第89帝国議会においても、戦争責任追及の問題が一段と激しさを増し、幣原首相の施政方針演説に対する衆議院本会議での質疑の中で、斎藤隆夫議員（進歩党）がこの問題に関して次のように追及した。

「次に戦争責任の問題であるが、総理は国民全部に責任があるといわれるが、自分の意見では、東條と近衛の両氏に責任があると思う。支那事変がなければ今次戦争はない、戦争の責任が東條大将にあれば、支那事変の責任は近衛公にある。無力な汪精衛を引き出してきた事実、三国同盟を結んだ事実、これらは米英への挑発といわねばならない。・・・総理は戦争の責任を国民に負わせているが、農民は米を出せといえば米を出した。しかし負けた。政府は農民をだました。当然責任を負うべきものがあるのに、これを放置して国民に責任を負わせるのは如何なる理由だ。

次に陸軍大臣に対して質問したい。・・・此の際我が国においてはどうして軍国主義を未然に防ぎ得なかったか。この点について軍部大臣が十分説明する義務がある」。

これに対して、幣原首相は「特定の者を戦争責任者とすることについては、政府として言明するのは適当ではない。国民の間で血で血を洗うごときは適当ではない。自ら責任を感じてやるものにはその方法を容易たらしめる措置を考慮してある」と答えた。一方、下村陸相は「民主主義に関する軍人の考えが間違っていた。さらに許すべかざることは、軍の不当なる政治干渉である。この結果、国家を重大な結末に導いたことは何とも申し訳がない。陸軍の最後にあたり、全国民に衷心からお詫びを申し上げる」、と謝罪した[38]。

『朝日新聞』は芦田首相の施政方針演説について、「社説：首相の示した所信」の中で、「何はともあれ、首相の示した所信らしい所信としては、下記の箇所のみで、他は、重要政策のい

わば技術的羅列であって、いずれも、当たり前のことを、当たり前に述べたというだけで、その個々について、新たに論じ直すべき箇所は見当たらない」、と強く批判した。

ただ、大事なことは、「結局に於いて世界の人心を制し、国内および国際関係の羅針盤たるべきものは、銃剣のと力ではなく、徳義の力であり、合理的精神の支配でなければなりませぬ」となし、国民に対して「屈せず、迷わず、終始正義公正の規準に則り、新日本の建設に努力」すべきことを求めた箇所であろう[39]。

それでは、幣原首相の施政方針演説について、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係などは、どのようになっているのであろうか。

①全体の特色は、既に述べたように、国民の生活対応への言及が大部分を占めていることだ。概要は、「食糧解決に施策集中する」と指摘した上で、「公民教育を振興」、「民生の安定に全力」、「在外同胞救済対策」、「1億5千万坪復興へ」、「所得の不均衡是正」、および「発揮せよ建設誠心」、と謳っている。そのために、②現状認識として、根本的な教育刷新、とくに社会教育の画期的な強化を目指し、次いで、国民生活定のための食糧問題、住宅問題、失業対策について政府が取るべき対策の必要性を説いている。③公約・理念に関しては、議会制民主主義復活の重要性を指摘した上で、選挙法の改正を促している。④課題への対策については、国民生活の安定のために、食糧解決に施策を集中し、戦争犠牲者の救援、戦災地の復興を早急に促進すべきこと、を強く訴えている。最後に⑤諸外国との関係について、特に外国への言及はない。

7、おわりに

本論で取り上げた議員の戦争責任の問題については、議会で意見が対立し、紛糾したあげく、日本自由党が提出した「議員の戦争責任に関する決議案」の方は否決され、その代わりに日本進歩党が提出した「戦争責任に関する決議案」が賛成多数で可決した。前者は、戦時議会の指導者の責任を問うもので、後者は、軍閥官僚や政界、思想界の一部の責任を問えつつ、立法府の自粛自戒の意思を表明するものであった[40]。

ともあれ、敗戦以来各層各界にあって、戦争責任の明確化が唱えられ、軍部、官僚、および財界などがふるいに落とされる中で、議会と議員の戦争責任の方はなおざりにされていた感があった。それだけに、議会が自ら再構成するためには、議会自身が戦争責任を明確にすることが不可欠であった、と思われる。

第89帝国議会は、衆議院議員選挙法改正案、改正農地調整法案、および労働組合法案などを成立させた上で、12月18日、衆議院を解散した。世にいう「GHQ解散」である[41]。

敗戦の現実およびGHQ支配下という史上類をみない事態に直面した、国民は物資両面で苦渋を余儀なくされていた。こうした中で登場した、東久邇宮内閣と幣原内閣は、議会で多数派に基盤を置くものでなく、そのため、GHQのマッカーサー元帥が促進する民主化政策についていくことが出来なかったのだ。それを象徴したのが、東久邇宮首相の「一億総懺悔」論であったし、また、幣原首相の「戦争責任」論に他ならない。しかし、二つの内閣は、敗戦直後、それに十分対応できないままに退陣を余儀なくされた。東久邇宮内閣の在職日数は、僅かに54日間と史上最短を記録したし[42]、一方、幣原内閣の方も8カ月という短命内閣に終わった。

≪注≫

(1) 古屋哲夫〔2009年〕「第43代　東久邇宮稔彦内閣」鳴海清編『歴代内閣・首相事典』吉川弘文館、425頁。東久邇宮内閣の役割は、平和のうちに日本を武装解除すること、つまり陸海軍の復員をやることだった。これをとにかくやった。それから天皇制を護持するという目的もだいたい見通しがついた。それから飢え死にをしない程度の食糧の確保もできた。あとは日本の建設とか復興とかは自分の不得手なところでもあるし、次の内閣でもいいと（長谷川峻〔1987年〕『東久邇宮政権・50日』行研、247頁）。

(2)『朝日新聞』1945年9月6日、元産経新聞政治部長の今井久夫によれば、東久邇宮首相は、敗戦に至る実情の報告、それから日本再建のための8項目を国民に指し示しており、また、施政方針演説は大蔵省の酒井が執筆し、施政方針演説をつくる過程で、陸軍省から「敗戦」という言葉でなく「終戦」という用語を使うべきというクレームがついた、という（長谷川、同上『東久邇宮政権・50日』148~149頁）。

(3) 天川晃〔1981年〕「第43代　東久邇宮内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録　5』第一法規、13 ～ 15頁。

(4) 熊本史雄〔2021年〕『幣原喜重郎―国際協調の外政家から占領期の首相へ』中央公論社、202―203頁。幣原にとってもっとも深刻だったのは、憲法改正よりも天皇制擁護問題だった、という（同上、207頁）。

(5) 田勢康弘〔2015年〕『1945 ～ 2015　総理の演説―所信表明・施政方針演説の中の戦後史』パジリコ株式会社、25、30頁 。

(6)『朝日新聞』1945年11月29日。

(7) 天川晃〔1996年〕「敗戦後の帝国議会」内田健三・金森左門・古屋哲夫編『新版、日本議会史録　4』第一法規、91 ～ 92頁。

(8) 古屋哲夫〔2009年〕「第44代　幣原喜重郎内閣」前掲書、鳥海清編『歴代内閣・首相事典』431 ～ 432頁。

(9) 藤本一美〔2002年〕『戦後政治の争点』専修大学出版局、17 ～ 18頁。

(10) 内田健三〔1994年〕『戦後宰相論』文芸春秋社、11頁。ＧＨＱが間接統治を採用したのは、本土決戦が避けられ、中央および地方の行政組織が残存していたので、日本政府を通じて間接統治としたほうがベターだと判断したからであろう（同上、14頁）。

(11) 天川晃〔1981〕「第44代　幣原内閣」、前掲書、林・辻編『日本内閣史録　5』、50頁。米国による「天皇制」残置の決断が占領権力に対して（国民が）隠忍・恭順する理由の一つを与えたのは否めない（原彬久〔2020年〕『戦後日本を問いなおす－日米非対称のダイナミズム』ちくま書房、29頁）。（）内は引用者。

(12) 天川、同上「第43代　東久邇宮内閣」『日本内閣史録　5』23頁。

(13) 藤本、前掲書『戦後政治の争点』19頁。

(14) 天川晃は、東久邇宮内閣の退陣について「総司令部から不信を買い、国内の“官僚の消極的抵抗”の狭撃の中で東久邇宮内閣は総辞職にいたったのである」と述べて、降伏文書の調印という終戦事務が一段落した時点ですでに始まっていたことを指摘している（天川、前掲書「第43代　東久邇宮内閣」林・辻編『日本内閣史録　5』24頁）。

(15) 藤本、前掲書『戦後政治の争点』19 ～ 20頁。

(16)〔1990年〕『議会制度百年史　帝国議会史、下巻』衆議院・参議院、800 ～ 801頁。

(17) 藤本、前掲書『戦後政治の争点』20 ～ 21頁。

(18) 前掲書『議会制度百年史　帝国議会史、下巻』801 ～ 802頁。

(19) 同上、789頁。

(20)〔1994年〕「第四十三代、東久邇宮内閣」『日本の内閣』国政問題調査会、237頁。後年、東久邇宮は総理大臣を引き受けた理由について、「こういう国難に当たってわれわれ皇族が出るということは、平常国家国民から優遇された皇族の、恩に報いる時だとも考え、お受けしたわけであります」と述べている（長谷川、前掲書『東久邇宮政権・50日』221頁）。

(21) 天川晃〔2005年〕「東久邇宮内閣」佐々木毅他編『増補新版戦後史大事典』三省堂、765~766頁。村浩昭〔2013年〕「東久邇稔彦」御厨貴編『増補新版　歴代首相物語』新書館、146頁。

(22) 前掲書『議会制度百年史　帝国議会史、下巻』799頁。

(23) 藤原彰〔2009年〕「東久邇宮稔彦」前掲書、

鳴海清編『歴代内閣・首相事典』426頁。

(24) 藤本、前掲書『戦後政治の争点』22頁。東久邇宮首相は、今まで国民一般に極秘にされていた陸海軍の損害はもちろん、わが国全般にわたる驚くべき欠陥を議会に報告するつもりであった。そこで、閣議において、各省大臣に一切の秘密を国民の目の前に知らせることを要求した（長谷川、前掲書『東久邇宮政権・50日』165 ～ 166頁）。

(25) 総懺悔は既に、東久邇宮首相が8月28日、内閣記者会見の席で日本の敗戦の原因を述べた時、「この際、全軍、官、民と国民全体が徹底的に反省し、懺悔しなければならない。わが国再建の第一歩であり、国民団結の第一歩であると信じる」、という言葉で示されていた（長谷川、前掲書『東久邇宮政権・50日』179 ～ 180頁。天川、前掲書「第43代　東久邇宮内閣」林・辻編『日本内閣史録　5』13頁）。

(26) 同上、15頁。天川、前掲書「敗戦後の帝国議会」内田・金森・古屋編『新版　日本議会史録　4』82頁。一億総懺悔が政府側から強調されたため、戦争責任の国民への転嫁だという批判をまねいた（雑喉潤〔2013年〕「一億総懺悔」前掲書『戦後史大事典　増補新版』32頁）。

(27)「責任政治の確立」『朝日新聞』1945年9月6日。前掲書『議会制度百年史　帝国議会史、下巻』793~794頁。

(28)「社説：首相宮殿下の大抱負」『朝日新聞』1945年9月6日。なお、朝日新聞は社説の中で、「殿下の仰せられる総懺悔こそは、かの御聖文における君臣誓約の大精神にそのまま合致するものと見て差し得なかろう」と、いわゆる「一億総懺悔」を肯定している。

(29) 田勢、前掲書『1945 ～ 2015　総理の演説―所信表明・施政方針演説の中の戦後史』18頁。

(30) 天川、前掲書「第44代　幣原内閣」、林・辻編『日本内閣史録　5』33 ～ 34頁。田勢、前掲書『1945 ～ 2015　総理の演説―所信表明・施政方針演説の中の戦後史』24頁。

(31) 古屋、前掲書「第四十四代　幣原内閣」『日本の内閣』241頁。

(32) 天川「第44代　幣原内閣」前掲書、林・辻編『日本内閣史録　5』36 ～ 37頁。

(33) 臼井勝美〔2009年〕「幣原喜重郎」前掲書、鳴海編『歴代内閣、首相事典』432 ～ 433頁。幣原については、熊本、前掲書『幣原喜重郎』が新しい視点を提供している。

(34)「第四十四代　幣原喜重郎内閣」前掲書『最新歴代内閣総覧』154頁。

(35) 天川、前掲書「敗戦後の帝国議会」内田・金森・古屋編『新版　日本議会史録　4』91頁。

(36) 田勢、前掲書『1945 ～ 2015　総理の演説―所信表明・施政方針演説の中の戦後史』25、26、30頁。

(37)「責任政治の確立」『朝日新聞』1945年9月6日。藤本、前掲書『戦後政治の争点』23頁。

(38)「国民に責任ありや、戦争犯罪人は東條、近衛両氏」『朝日新聞』1945年11月29日。

(39) 同上。

(40) 天川、前掲書「敗戦後の帝国議会」内田・金森・古屋編『日本議会史録、4』92頁。

(41) いわゆる「戦争責任」については、さしあたり鶴見俊輔〔2005年〕「戦争責任」前掲書『増補新版　戦後史大辞典』535 ～ 537頁を参照。また、GHQ解散については、藤本一美・酒井慶太〔2016年〕『衆議院解散・総選挙―決断の政治』志學社、13 ～ 20頁を参照されたい。

(42) ちなみに、東久邇宮は内閣総辞職について、日記の中で次のように述べている。「現在の状況では内閣独自の考えでは何事もすることができない。万事、連合国総司令部の指令にもとづいてしなければならない。敗戦国日本としては止む得ないことといいながら、こんなことでは、今後、内閣が続いても何事もなし得ないだろう。今後は英、米をよく知っている人が内閣を組織して、連合国と密接な連絡のもとに政治を行うのが適当であろう。これらの理由で、内閣総辞職するのがよいという結論に達した（長谷川、前掲書『東久邇宮政権・50日』217頁）。

＊資料

①　東久邇宮稔彦首相の施政方針演説（1945年9月5日）

稔彦、先に組閣の大命を拝し、国家非常の秋に方り重責を負うことになりました、真に恐懼感激に堪えませぬ。

茲に第八十八回帝国議会に臨み、諸君に相見え、今次終戦に至る経緯の概要を述べまして、現下困難なる時局に処する政府の所信を披瀝しますことは、私の最も厳粛なる責務であると考えます、畏くも　天皇陛下に於かせられましては、昨日開院式に親臨あらせられ、特に優渥なる勅語を賜わりました、洵に恐懼感激に堪えませぬ、私は諸君と共に有難き御聖旨を奉体し、帝国の直面する現下の難局を克服し、総力を将来の建設に傾け、以て　聖慮を安んじ奉らんと存ずるのであります。

諸君、先に畏くも大詔を拝し、帝国は米英ソ支四国の共同宣言を受諾し、大東亜戦争は茲に非常の措置を以て其の局を結ぶこととなりました、征戦四年、顧みて萬感交々至るを禁じ得ませぬ、併しながら既に大詔は下ったのであります、我々臣子と致しましては飽くまでも承詔必謹、大詔の御精神の御諭しを体し、大御心に副い奉り、聊かも之に外れることなく、挙国一家、整斎たる秩序の下に新たなる事態に処し、大道を誤ることなき努力に生きなければならないと思います。

此の度の終戦は一に有難き御仁慈の大御心に出でたるものであります、至尊御自ら祖宗の神霊の前に謝し給い、萬民を困苦より救い、萬世の為に太平を開かせ給うたのであります、臣子として、宏大無辺の大御心の有難さに、是程の感激を覚えたことはないのであります、我々は唯々感涙に咽びますると共に、斯くも深く宸襟を悩まし奉りましたことに対し、深く御詫びを申上ぐる次第であります。

恭しく惟いまするに、世界の平和と東亜の安定を念い、萬邦共栄を冀うは、肇国以来帝国が以て不変の国是とする所、又固より常に大御心の存する所であります、世界の国家民族が、相互いに尊敬と理解を念として、相和し、相携えて其の文化を交流し、経済の交通を敦くし、萬邦共栄、相互いに相親しみ、人類の康福を増進し、益々文化を高め、以て世界の平和と進運に貢献することこそ、歴代の天皇が深く念とせられた所であります、洵に畏き極みでありますが、天皇陛下に於かせられましては、大東亜戦争勃発前、我が国が和戦を決すべき重大なる御前会議が開かれました時に、世界の大国たる我が国と米英とが、戦端を開くが如きこととなりましたならば、世界人類の蒙るべき破壊と混乱は測るべからざるものがあり、世界人類の不幸之に過ぐることなきことを痛く御軫念あらせられまして、御自ら　明治天皇の「よもの海みなはらからと思ふ世になと波風のたちさわくらむ」との御製を高らかに御詠み遊ばされ、如何にしても我が国と米英両国との間に蟠まる誤解を一掃し、戦争の危機を克服して、世界人類の平和を維持せられることを冀はれ、政府に対し、百方手段を盡くして交渉を円満に纏めるようにとのご鞭撻を賜わり、参列の諸員一同、宏大無辺の大御心に、粛然として襟を正したと云うことを漏れ承って居ります、此の大御心は、開戦後と雖も終始変らせらるゝことなく、世界平和の確立に対し、常に海の如く広く深き　聖慮を傾けさせられたのであります、此の度新たなる事態の出現に依り、不幸我が国は非常の措置を以て、大東亜戦争の局を結ぶこととなったのでありますが、是れ亦全く世界の平和の上に深く大御心を留めさせ給う御仁慈の思召に出でたるものに外なりませぬ。

至尊の聖明を以てさえも尚お今日の非局を招来し、斯くも深く宸襟を悩まし奉りましたことは、臣子として洵に申訳のないことでありまして、民草の上を是程までに御軫念あらせらるゝ大御心に対し、我々国民は御仁慈の程を深く胆に銘じて自粛自省しなければならないと思います。

敗戦の因って来る所は固より一にして止まりませぬ、前線も銃後も、軍も官も民も総て、国民悉く静かに反省する所がなければなりませぬ、我々は今こそ総懺悔し、神の御前に一切の邪心を洗い浄め、過去を以て将来の誡めとなし、心を新たにして、戦いの日にも増したる挙国一家、相援け相携えて各々其の本分に最善を竭し、来るべき苦難の途を踏み越えて、帝国将来の進運を開くべきであります。

征戦四年、忠勇なる陸海の精強は、冱寒を凌ぎ、炎熱を冒し、具さに辛苦を嘗めて勇戦敢闘し、官吏は寝食を忘れて其の職務に盡瘁し、銃後国民は協心戮力、一意戦力増強の職域に挺身し、挙国一体、皇国は其の総力を挙げて戦争目的の完遂に傾けて参りました、固より其の方法に於て過ちを犯し、適切を欠いたものも少くありませぬ、其の努力に於て悉く適当であったとは言い得ざる憾みもあります、併しながら凡ゆる困苦欠乏に耐えて参りました一億国民の此の敢闘の意力、此の盡忠の精神こそは、仮令戦いに敗れたりとは言え永く記憶せらるべき民族の底力であります。

然るにガダルカナル島よりの後退以来、戦勢は必ずしも好転せず、殊にマリアナ諸島の喪失以降、連合国軍の進攻は頓に其の速度を加うると共に、我が本土に対する空襲は次第に激化し、其の惨害は日を逐うて増大して来ました、既に海上輸送力の低下に依って相当の影響を受けて居りました軍需生産は、斯くの如き戦局の、一段の急迫と共に、本年の春頃よりは愈々至難を加え、一方戦争の長期化に伴う民力の疲弊亦漸く顕著ならんとし、終戦前の状況に於きましては、近代戦の長期維持は逐次困難を加え、憂慮すべき状況になったのであります、茲に其の概要を述べますれば、即ち本年五月頃の状況に於きまして、汽船輸送力は、船舶喪失量の増大と、数次に亙る船腹の南方抽出等に依りまして、開戦当初の使用船腹の概ね四分の一程度を保持するに過ぎませぬでした、而も液体燃料の不足と、連合国軍の妨害激化等に依りまして、運航能率は著しく阻碍せられ、殊に沖縄戦の終末以来、連合国軍航空機の威力の増大に伴い大陸との交通すらも至難の状態となり、一方機帆船の輸送力も燃料不足と連合国軍の妨害に因って急激に減少し、新船の建造及び損傷船舶の補修亦意の如く進捗せず、海上輸送力の斯くの如き機能の低下は、戦力の維持に甚大なる影響を與うるに至りました。

鉄道輸送力の方面に於きましても、車両、施設等の疲弊に加えて、相次ぐ空襲に依り逐次に其の機能を低下し、動もすれば一貫性を失う傾向すらありまして、全体としての輸送力は本年中期以降に於きましては昨年度に比し、各般の努力に拘らず尚お二分の一以下に低減するを免れないものと予想せらるゝに至りました。

斯くの如き輸送力の激減に伴いまして、石炭其の他工業基礎原料資材の供給は著しく円滑を欠くのみならず、南方還送物資の取得も殆ど不可能となり、之に加えて空襲に依る生産施設の被害の増大と作業能率の低下は、各産業に深刻なる影響を與え、工業生産は全面的に下向の一途を辿り、軍官民の努力にも拘らず是が速かなる改善は望み難き状況となったのであります。

鉄鋼の生産は開戦当初に比し約四分の一以下に低下し、鉄鋼に依存する鋼船の新造補給も爾後多くを期待し得ざる状況となりました、又所在資材の活用戦力化も、小運送力の低下、配炭の不円滑等の事情に依り、減退の一路を辿るようになりました。

石炭に付きましても、出炭実績は益々悪化するに加えて、陸海輸送力の大幅低下に依り、供給は逐次減少し、是が為め中枢地帯の工業生産は全面的に下向き、本年中期以降是等の地帯に於きましては相当部分運転休止を見るが如き由々しき事態の発生をすら予想せらるゝに至ったのであります。

又大陸工業塩の還送減少に伴い、ソーダ工業を

基礎とする化学工業生産は加速度的に低下するの已むなきに至り、是が為め本年中期以降に於きましては、金属生産は固より、爆薬等の供給にも支障を生ずる虞なしとせざる危機に瀕したのであります。

液体燃料に於きましても、既に日満支の自給力に依存するの外なき状況にありましたが、而も貯油の払底と拡充の困難に伴い、アルコール、松根油等の生産増強に異常なる努力を傾けましたにも拘らず、航空機燃料等の減少は、遠からざる将来に於て戦争の遂行に重大なる影響を及ぼさざるを得ない状況に立至ったのであります、一方航空機を中心とする近代戦備の生産も亦空襲の激化に因る交通及び生産施設の破壊と、各種材料、燃料等の不足に因り、従来方式に依る大量生産の遂行は遠からず至難を予想られるゝに至ったのであります。

斯くの如く我が国力は急速に消耗し、本年五、六月の交に於きましては、近代戦を続行すべき物的戦力の基盤は極度に弱められ、軍官民相協力して凡ゆる対策を講じ、国力の恢復に異常なる努力を捧げましたが、近き将来に於て物的国力の徹底的転換を図ることは、漸く至難なるものあるを思わしむるに至りました、殊に沖縄戦の終末以来形勢は全く重大化するに至ったのであります。

加うるに長期に亙る戦争の結果、国民生活、特に食料の面に於ける苦難は益々増加すると共に、インフレーションは逐次一般に浸潤せんとし、戦力の現況は戦争の前途に対し深甚なる考慮を要するに至りました。

此の間我が特別攻撃隊は悲愴極りなき盡忠の精神を発揮して赫々たる偉勲を樹て、硫黄島、フィリピン、沖縄島等に於ける陸海の将兵亦一丸となって奮戦力闘、克く進攻の連合国軍に甚大なる出血を強要する等、我が陸海の精鋭は大東亜全戦域に亙り、一死以て皇国防護の大義に生くる伝統の勇武を発揮し、一億国民亦来るべき本土決戦に完璧の防衛態勢を以て、一挙に上陸連合国軍を撃滅すべく軒昂たる意気を示したのであります、併しながら長期に亙る数々の決戦に於て、其の都度連合国軍に至大なる損害を與えたりとは言え、此の間皇軍の被りました創痍も亦決して少い数字ではないのであります、御手許に配付致しました表に依って御覧の如く、海軍力および航空勢力の消耗は甚大なるものがありました、何れも戦争遂行上重大なる影響を與え、而も前述の如く国内生産の現状に於きましては、是が補充は意の如くならず、又陸上兵力に於きましては、大東亜各地に亙り作戦を続けて来たのでありますが、其の装備は漸く十全を期し難く、終戦時に於ける皇軍の物的戦力は逐次低下するの已むなきに至りました、之に対し厖大なる資源と工業力とを有する連合国側の軍需補給力は愈々増大し、特に欧州に於けるドイツの屈伏後は、戦勝の余勢を駆って全戦力を帝国の周辺に集中し来り、物的方面に於ける彼我戦力の相対的比率は、急速に均衡を破るに至りました、国力の現状は以上の如く、陸海の戦備も亦斯くの如く低下を見るに至りましては、徹底的勝利の確信も理論上に於ては遺憾ながら其の根拠を減少し、戦争の継続は正に容易ならざる段階に到達したのであります。

一面連合国航空機に依る我が本土の空襲は愈々甚だしく、大都市は申すまでもなく、中小の諸都市は次々に壊滅し、戦災に因り家屋の焼失せるものは二百二十萬に達し、負傷者は数十萬を以て数え、戦災者は一千萬に垂んとするの惨状を呈しました、而も八月に入りまして連合国軍は新たに原子爆弾を使用するに至り、其の攻撃を受けました広島、長崎両市の惨状は、眼も当てられぬ悲惨なものであります、其の残酷なる非人道的なる災禍の及ぶ所、延いては我が民族の滅亡を来し、世界の人類の文明も為に破壊に陥るを憂えしむるに至りました、加うるにソ連は突如として我が国に宣戦し、国際情勢亦最悪の事態に到達したのであり

ます。

是より先、米英支三国はポツダムに於て帝国の降伏を要求する共同宣言を発し、諸般の情勢上、帝国は一億玉砕の決意を以て死中に活を求むるか、然らざれば終戦かの岐路に立ったのであります、日本民族の将来と世界人類の平和を思わせられた大御心に依り、大乗的　御聖断が下されたのであります、即ちポツダム宣言は原則として天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの諒解の下に、涙を呑んで之を受諾するに決し、茲に大東亜戦争の終戦を見るに至ったのであります、帝国と連合各国との間の降伏文書の調印は、本月二日横浜沖の米国軍艦上に於て行われ、同日御詔書を以て連合国に対する一切の戦闘行為を停止し、武器を措くべきことを命ぜられたのであります、顧みて無限の感慨を禁じ得ませぬと同時に、戦争四年の間、共同目的の為に凡ゆる協力を傾けられた大東亜の諸盟邦に対し、此の機会に於て深甚なる感謝の意を表するのであります、連合国軍は既に我が本土に進駐して居ります、事態は有史以来のことであります、三千年の歴史に於て、最も重大局面と申さねばなりませぬ、此の重大なる国家の運命を担って、其の嚮うべき所を誤らしめず、国体をして弥が上にも光輝あらしむることは、現代に生を享けて居りまする我々国民の一大責務であります、一に懸って今後に処する我々の覚悟、我々の努力に存するのであります。

今日に於て尚お現実の前に眼を覆い、当面を糊塗して自ら慰めんとする如き、又激情に駆られて事端を滋くするが如きことは、到底国運の恢弘を期する所以ではありませぬ、一言一行悉く　天皇に絶対帰一し奉り、苟くも過たざることこそ、臣子の本分であります、我々臣民は　大詔の御誡めを畏み、堪え難きを堪え、忍び難きを忍んで、今日の敗戦の事実を甘受し、断乎たる大国民の矜持を以て、潔く自ら誓約せるポツダム宣言を誠実に履行し、誓って信義を世界に示さんとするものであります。

今日我々は不幸敗戦の苦杯を嘗めて居りますが、我々にして誓約せる所を正しく堂々と実行するの信義と誠実を示し、正しきと信ずる所は必ず之を貫くと共に、正しからざる所は速かに之を改め、理性に悖ることなき行動に終始致しまするならば、我が国家及び国民の真価は必ずや世界の信義と理性に愬え、列国との友好関係を恢復し、茲に萬邦共栄の永遠の平和を世界に現わし得べきことを確信するのであります、今後に於ける我が外交の基本も、正しく之に存するのであります、畏くも大詔に於きましては「世界の進運に後れさらむことを期すへし」と御示しになって居ります、私共は維新の大業成るに当り、明治天皇御自ら天地神明に誓わせられました所の五箇条の御誓文の御精神に復り、此の度の悲運に毫も屈することなく、自粛自重徒らに過去に泥まず、将来に思い迷うことなく、一切の蟠りを去って虚心坦懐、列国との友誼を回復し、高き志操を堅持しつゝ長を採り短を補い、平和と文化の偉大なる新日本を建設し、進んで世界の進運に寄與するの覚悟を新たにせんことを、誓い奉らなければならぬと存じます。

組閣の大命を拝するに当りまして、畏くも天皇陛下に於かせられましては私に対し、「特に憲法を尊重し、詔書を基とし、軍の統制、秩序の維持に努め時局の収拾に努力せよ」との有難き御言葉を賜わりました、私は此の有難き大御心に副い奉ることを唯一の念願として、之を施政の根本基調として、粉骨砕身の努力を致し、国民の先頭に立ち平和的新日本の建設の礎たらんことを期して居ります、国民諸君も亦畏き　聖慮の存する所を再思三省され、心機一転、溌剌清新の意気を以て、新たなる御代の隆昌に向って勇往邁進して戴きたいのであります。

是が為には特に溌剌たる言論と公正なる與論とに依って、同胞の間に溌剌たる建設の機運の湧上ることが、先ず以て最も重要なりと信ずるのであ

ります、私は組閣の初めに当りまして建設的なる言論の洞開を促し、健全なる結社の自由を認めたき旨意見を表明する所があったのでありますが、政府と致しましては、言論の尊重、結社の自由に付きましては、最近の機会に於きまして言論、出版、集会、結社等臨時取締法を撤廃致したき意向であり、既にそれ等の取締を緩和致しましたことは先に発表致しました通りであります、苟くも国民の能動的なる意欲を冷却せしむるが如きことなきよう、今後とも十分留意して参る所存であります、特に帝国議会は、国民代表の機関として名実共に真に民意を公正に反映せしめ得る如く、憲法の精神に則り正しき機能を発揮せられんことを衷心より希望するものであります。

戦争の終結に伴いまして、軍事上、産業上の復員が行われ、今後多数の同胞は各々其の家郷に、或は又旧の職場に復帰して参ります、又大東亜各地に配備せられて居ります多数軍隊の内地帰還は真に容易のことではありませぬ、相当の年月を要する処があるのでありますが、是等の任務を解かれた軍人及び産業要員の就職、授産等の援護厚生に付きましては、政府と致しましても固より萬全の準備を盡して遺憾なきを期する所存でありますが、同胞諸君に於かれましても、傷き破れた是等の人々に深き思いやりを致され、温き同胞愛を以て抱擁して戴きたいのであります、特に特別攻撃隊の勇士を初め、壮烈護国の華と散られました幾多の将士の盡忠に対しましては、私は諸君と共に謹んで敬弔の誠を捧げます、又戦陣に傷き病んだ将兵各位に対し深甚なる同情の意を表し、其の速かなる再起を衷心より希望して居るのであります、政府と致しましては軍人遺族並に傷痍軍人の上に寄せさせ給う有難き大御心を体し、其の援護厚生に今後特段の努力を傾け施政の萬全を期したき考えであります。

又第一線の将兵と変ることなき危険を冒し、幾多の尊き殉職者を出しつゝも、敢然として長期に亙り海上輸送の完遂に撓まざる努力を示して参りました船員諸君に対し、更に空爆下一身の安危を顧みず増産増送の職場を守り抜き、遂に職域に殉じた同胞諸君並に皇国の大義に生くる行学一致の学徒動員に、真に目覚ましき働きを示しました学徒諸君に対しましては、私は諸君と共に心から敬意を表しますと共に、空爆に因り非命に斃れ、家を失い、職を離れた同胞諸君に対し深甚なる同情の意を表するものであります、是等殉職者、戦災者の援護に付きましては、今次の御詔書に於きましても洵に有難き御聖慮を拝して居るのでありまして、政府は今後とも全力を傾注致したき考えであります、戦災者諸君に於かれましても、悲運に屈することなく、速かに溌剌たる意気を以て建設に奮起して戴きたいのであります。

今や歴史の転機に当り、国歩艱難、各方面に亙る戦後の再建は極めて多難なるものがあります、戦いは終りました、併しながら我々の前途は益々多難であります、詔書にも拝しまする如く、今後帝国の受くべき苦難は蓋し尋常一様のものではありませぬ、固より政府と致しましては衣食住の各方面に亙り、戦後に於ける国民生活の安定に特に意を注ぎ、凡ゆる部面に於いて急速に萬全の施策を講じて参る考えであります、併し戦争の終結に依って直ちに過去の安易なる生活への復帰を夢見るが如き者ありと致しますならば、思はざるも甚だしきもので、将来の建設の如きは到底期し得ないのであります、特に外地、満州等よりの輸移入に差当り多くを期待し得ませぬ今日に於て、食糧対策は極めて多難重大であります、隨て今後政府、国民一致して全力を盡して是が解決を図らねばならぬことは勿論でありますが、政府と致しましては、特に復員に依る多数の軍人や産業要員の食糧生産部面への転進に依って、既耕地の集約強化は固より戦災地、未墾地の積極的開発を行い、又水産の劃期的振興に努めたき考えであります、国民諸君も凡ゆる地力を利用して食糧の自家生産に努

め、農民諸君は食糧の供出に従来以上の熱意と努力を示し、又一般消費者に於ても食生活に付き一般の工夫を凝らされんことを期待する次第であります、斯くして今後仮令外地、海外より食糧の輸移入が困難なるが如き事態となりましても、国内に於てなし得る限り自給し得べき方途を講じて行きたいと思って居ります。

次に住宅の問題に付きましては、相次ぐ戦災に因って家屋の焼失致しましたものは極めて莫大な数に上って居るのでありまして、是が復旧は一刻も忽せにすることが出来ない重大なる問題であります、畏くも天皇陛下に於かせられましては、戦災復興のことを痛く御軫念あらせられ、過日特別の思召を以て木材百萬石を下賜あらせられます旨の有難き御沙汰を拝しました、政府と致しましては、聖慮の存しまする所を奉体し、大量の簡易住宅を急速に建設する等萬般の対策を講じて、速かに住宅問題の安定解決を期したき考えであります。

衣料の問題に付きましても、特に今後冬に向って戦災者の衣料寝具等の対策は極めて深刻なるものがあります、而も繊維製品の在庫の払底、原料の取得困難なるに加えて、其の生産設備は戦争中概ね軍需生産方面へ転換せしめられました為め、国民に対する繊維製品の供給は当面相当困難なるものがあります、勿論政府と致しましては、今後速かに生産設備の復旧を図る等諸般の方策を講じ、為し得る限り衣料品の供給を図りますと共に、戦災を受けなかった人々の衣料を、同胞愛に依りまして戦災者に分配することに依って、多少とも当面の困難を緩和致したいと思って居ります。

戦災其の他の影響に依り我が国が蒙りました打撃は極めて甚大でありまして、経済各般の状況を詳かに検討致しまするならば、インフレーションの潜在的原因が内面的には逐次醸成せられつゝありますことは否み難き所であります、而も戦後処理等今後の事態に想到致しまするならば、我が国経済の負担は終戦に依り却て益々加重せられるのであります、若し戦後に於ける国民の覚悟に弛みを生じ、政府の施策にして適切を欠くものありと致しまするならば、インフレーションの恐るべき惨害は、遂に収拾すべからざる破壊と混乱に導かれなければならぬのであります、政府と致しましては全力を挙げてインフレーションの防遏に努め、是が施策に萬全を期する考えであります、固より国民全幅の協力に依って、初めて能くなし得るものでありますことは申すまでもありませぬ。

軍隊の復員、軍需生産の停止転換等に伴う軍人及び産業要員の就職、授産等のことが戦後の処理に於て極めて重要な問題でありますことは只今も申述べた通りであります、今後に於きましては相当の失業者を出すことも予期せねばなりませぬ、随て政府と致しましては、戦後対策としての失業問題の処理に付きましては、国民生活の安定と共に、特に施設の重点として是が施策の萬全を期して居る次第であります、差当り農業増産の部面に是等の人々の労力を極力活用するの方途を講じたき考えで居ります。

新しき教育文化の建設、産業の転換復旧固より大事業であります、其の他終戦に伴う当面の難問は今や山積して居るのであります、是等の問題を誤りなく速かに処理し得てこそ、新建設への基は開かれるのでありまして、我々の今後の努力は又容易ならざるものがあります、政府と致しましては、固より全力を挙げて是が迅速なる処理解決に邁進する覚悟でありますが、是等戦後対策が円滑的確を期し得ますると否とは、全国民が乏しきに耐ゆる生活の裡に、能く建設の覚悟を示し得るか否かに懸ること甚大なるものがあります。

我々の前途は遠く且つ苦難に満ちて居ります、併しながら御詔書にも御諭しを拝する如く、我々国民は固く神州不滅を信じ、如何なる事態に於きましても、飽くまでも帝国の前途に希望を失うことなく、何処までも努力を盡さねばならぬのであります。

畏くも　詔書には「朕は常に爾臣民と共に在り」と御示しになって居ります、此の有難き大御心に感奮し、我々は愈愈決意を新たにして、将来の平和的文化的日本の建設に向って邁進せねばならぬと信じます、全国民が一つ心に融和し、挙国一家、力を戮せて、不断の精進努力に徹しますならば、私は帝国の前途は軈て洋々として開け輝くことを固く信じて疑わぬものであります、斯くしてこそ初めて、宸襟を安んじ奉り、戦線銃後に散華殉職せられましたる幾十萬の忠魂に応え、英霊を慰め得るものと固く信じます。

出典：『データベース「世界と日本」』
https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php

②幣原喜十郎首相施政方針演説（1945年11月28日）

不肖揣らずも未曾有の難局に際しまして組閣の大命を拝し、洵に恐懼に堪えませぬ、唯偏に粉骨砕身以て聖明に応え奉らんことを期して居る次第であります。

畏くも　天皇陛下に於かせられましては、去る十一月十三、十四の両日伊勢神宮、畝傍桃山両山陵に、同十七日には多摩山陵に御親拝あらせられ、親しく終戦を御奉告あらせられたと承ります、行幸に当って、御警衛は努めて簡素にすべき旨仰せ出されましたが、沿道の地方民が真心を籠めて奉迎申上げ、到る処其の真情の隘れ出ましたる幾多の麗わしき実例は、何人にも深き感銘を與えたのであります。

現下の変局に当りまして、内治外交の凡ゆる政策を決定する者も、又之を批判する者も、常に考量の中に加えなければならぬ一つの基礎的事実があります、今や我が国と連合国との間に於て戦闘行為は全く終止することとなりましたけれども、平和の正常関係が恢復せらるゝに至るまでには尚お程遠い感じがあります、我々は対外問題の処理上、自ら正義なり、公平なりと信ずる政策は、飽くまで之を主張すべきが当然の事理でありますが、唯之を徹底するために必要なる実質的国力を失って居るのが現状であり、又敗戦国として避け得られない事実であります、固より人類社会には普遍的正義感が儼存し、侵し難い輿論の審判権も実在致しておりましょうが、是れさえも終戦に伴う世界各国の異常なる世相の下に、未だ活溌には働いて居ないことは諸君の容易に諒察し得らるゝ所でありましょう、併しながら結局に於て世界の人心を制し、国内及び国際関係の羅針盤たるべきものは、銃剣の力ではなく、徳義の力であり、合理的精神の支配でなければなりませぬ、世界の輿論も亦必ず之を承認する所でありましょう、此の際国民は屈せず、迷わず、終始正義公平の基準に則り、新日本の建設に努力することが我々の進むべき唯一の目標であり、是れこそ我が国運の前途に一条の光明を與える燈台でありましょう、此の信念を以て私は国政の燮理に当らんとするものであります。

我が国はポツダム宣言の受諾に依り、我が国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去するの義務を負うものであります、我が国民の間に於きまして、近代的民主主義傾向は明治時代から漸次芽生えつゝあったものが、近年反動的勢力に圧せられて、発育を阻止せられて居たのであります、幸にして其の思想の根は枯れ失せたのではなく、今回反動勢力の圧迫から解放せらるゝと共に、比較的容易に生活力を恢復して再び芽を吹くものと期待せられます、我々は今後とも斯かる傾向の発達強化に何等の障碍を来すものがないように、特に意を用いんとするものであります、是が為には、先ず議会をして国民の総意を正しく反映するの機能を発揮し得せしめなければなりませぬ、議会が民意反映の機能を確保せんが為には、先ず全然自由公正なる選挙に俟つの外ないのであります、現行の衆議院議員選挙法は

此の見地より検討して、時局の要求に適しない所があると認められますから、同法改正案の準備を急ぎ、之を本議会に提出して御審議を煩わさんとするものであります、今回本臨時議会の召集を奏請致しましたる主なる理由も亦実に茲に存するのであります。

次に近代的民主主義傾向を復活強化する根本要件は教育の刷新であります、政府は軍国主義及び極端なる国家主義的教育を拭い去り、教育の目標を以て個性の完成に依る国家社会への奉仕に置くこととし、特に公民教育の劃期的振興を期するものであります、又申すまでもなく民主主義の基盤となるべきものは国民の毅然たる自由独立の精神であります、今日我が国民の中には物心両面に於ける最悪条件に圧倒されて、自暴自棄に陥る傾向もないではありませぬ、近来公私の道徳共に著しく頽廃の状があるのを見て、我が国の将来の為に洵に寒心に堪えませぬ、是は何としても社会教育の刷新強化に依りまして道義の昂揚を図り、自由独立の精神と再起復興の意気込みとを失わないように致さなければならぬと考えて努力致して居る次第であります。

政府は組閣以来言論、思想、結社の自由を確保せんが為に政治的、公民的、宗教的の自由を拘束する各種の法規を撤廃すると共に、特高警察を廃止して、民衆の信頼と協力とを博するに足るべき明朗な警察の運営に付て格段の注意を加えて居る次第であります、自由主義の完成は常に個人の責任感に依って裏付けられなければならぬものでありまして、決して放縦無節制の事態を意味するものではありませぬ、公の秩序や、善良なる風俗を紊すが如き言論、行動は、当然法令の仮借する所なき制裁を受くべきものであります。

我が国当面の急務は国民生活の安定であります、満州事変以来引続いて十数年に亙る戦争に因りまして生産力の大部分を消尽し、民力も極端に疲弊致して居りまする現状に於きまして、民生の安定には凡ゆる手段を考究し且つ急速度を以て之を実行しなければなりませぬ、殊に最も緊切なる処理を要するものは食糧の問題であります、本年の産米は大正、昭和を通じて比類の稀なる大減収を予想せられ、現状の推移に委しまするに於きましては洵に容易ならざる事態に立至るものと認めまして、同問題の解決を以て施政の中心とし、凡ゆる努力を集中致して居るのであります、即ち一方に於きましては本年の産米を確保せんが為め供出制度の改善、米価の引上等の措置を講じ、又未利用資源の食用化に付ても急速に是が実現を図ることと致して居るのでありまするが、斯かる百般の国内対策を講じましても、食糧の需要供給間の大いなる不均衡は到底蔽うべくもありませぬ、其の不足数量の補填の為には何としても国外よりの輸入に仰がなければならぬのでありまするから、之に関しては連合国側の同情ある考慮を求めて居りましたる所、今回原則的には其の承認を得ましたので、今後更に其の具体化に付きまして適当なる結果を得るよう努力する所存であります、他の一方に於きまして我が国は敗戦の結果食糧生産地たる諸方面の領土を失い、且つ国内人口の著しき集約を見るに至りましたから、今後の食糧問題は別に根本的解決を図る必要があるのでありまして、政府に於きましては是が為め農地制度の改革と、開拓計画の実現とを強力に推進致したい考えであります、即ち従来久しきに亙って農業停滞の因を為したる現在の農地制度に根本的の改革を加え、健全なる農家を育成して農業生産力の培養を図ると共に、大規模の開墾及び干拓を急速に遂行する考えであります、尚お水産物其の他蛋白資源の格段なる開発を期して居る次第であります。

更に民生の安定上重要なる問題は、戦争に因る犠牲者の救護、在外同胞及び復員者の援護並に冬期を眼前に控えて生活必需品の補給の問題であります、是等の問題に付きましては、凡ゆる機関を動員して全力を挙げ之に対処致して居るのであり

ます、殊に住宅の問題は最も深刻でありますので、簡易住宅の建設、罹災せる堅牢建設物の補修及び工場、寄宿舎、兵営等の改修を促進し、又非常措置として住宅緊急措置令の制定に依りまして、住宅対策に遺憾なきを期することと致したのであります、朝鮮、台湾、樺太、満州等に於ける在住同胞の生命、財産の保障、生活の確保並に之に伴う情報の入手等に付きましては百方力を盡して居りまするが、終戦後に於ける交通連絡の不如意、其の他現地の混乱状態等の為め、我が目的の達成は事実上容易ではありませぬ、多数の在外同胞は洵に同情痛心すべき状態にあるものと想像されますので、何とか速かに改善の実を挙げたく努力を続けて居るのであります、復員者、海外同胞の本国引揚に付きましては、既に南朝鮮、北支那、太平洋諸島等より漸次同胞の帰還を見て居る状況でありますが、是が輸送、受入及び援護に関しましては萬全の措置を講じつゝあるのであります、是等軍復員者、海外引揚者並に産業離職者、其の他終戦に伴う失業者は、数百萬に及ぶ厖大なる人員を予想せらるゝのでありまして、是が職業を保障することは極めて緊急且つ切要なる国務に属するのであります、此の失業問題に付きましては、政府に於て復興に要する土木建築及び農林水産の開発等諸事業の急速実施、民需産業の振興、各種文化施設の整備充実の措置と関連せしめつゝ所要の対策を講じて居る次第であります。

斯かる民生安定の問題と相並んで重要なるものに戦後復興の問題があります、政府は先に戦災復興の諸施策を強力一元的に遂行する為め戦災復興院を設けまして、産業の立地及び人口の配分に関する国土計画を、統一ある構想の下に立案すると共に、之を基礎として各都市の再建を計画し、以て全国に亙って一億五千萬坪に及ぶ戦災地復興を図ることと致したのであります。

戦災地の復興は産業の復興に依って可能となるのでありますが、是が為には必需品輸入の支払資金確保に要する輸出産業の発展並に国内に於ける民生必需品の増産は極めて緊要なることであります、斯かる産業政策は民間経済人の自由なる創意と、活溌なる活動に俟たなければなりませぬ、随て是が障碍となるが如き従来の諸統制は事情の許す限り之を廃棄しつつあるのであります、併しながら物資の不足甚しく、又戦争に因る損壊の著しい現状に於きましては、民生の安定を確保し、経済の再興を促進する為に、鉄、石炭、繊維品等、産業上又は民生上基本的物資に付きましては、尚お相当の統制を必要とするのでありまして、統制は此の種のものに局限し、而も其の統制の実施に付きましても、努めて民間の創意工夫を土台とし、其の自治的なる運営に委ねたい方針でありまするが、今後に於ける我が国の産業は、主として中小商工業に依存するものと考えられまするので、国家としても積極的なる指導援助は極めて重要であると考えます、之に対応して、民主主義的に勤労問題を解決する為には、労働組合の健全なる結成、活動は極めて望ましい所でありまして、之に必要なる法令の立案に努めて居る次第であります。

民生の安定と戦後の復興に付きまして、海陸輸送力の急速なる増強と通信連絡の復興は一切の根柢をなすものでありますから、現在許される凡ゆる手段を盡して、輸送通信の力を成るべく高めるよう鋭意努力致して居るのであります、殊に軍の保有に係る自動車は、連合国軍の行為に依りまして民間に開放せらるゝことになりましたから、小運送を通じて国土の復興、民生の安定に多大の貢献を期待し得られましたことは同慶の至りであります。

多年に亙る戦争に因る国力の消耗、甚大なる国庫負担の累積、敗戦に因る国土の喪失、賠償の実行等に伴って、戦後の我が国財政の状態は真に憂慮すべきものがあります、此の際経済秩序の破綻を防止し、悪性通貨膨脹の発生を防遏し、以て経済活動の促進と通貨価値の安定を図ることは極め

て緊急であります、政府に於ては大幅な行政整理の断行、恩給制度の再検討、価格差補給金制度の原則的廃止等の絶対的緊縮方針を断行しますると共に、他面物価の安定と財政の建直しを図る為め、一回限りの財産増加税及び財産税を創設し、以て国債の大幅銷却に充つると共に、戦時利得に因る国民所得の不均衡を是正する方途を講ずる考えであります、尚お是と照応して軍需企業等に対する補償に付ては凡ゆる角度から慎重に検討したる上、之を厳正に処理する方針であります、又臨時軍事費特別会計に付きましては、海外に於ける経理の内容を短期日内に明確ならしむることが出来ない事情等の為に、是が打切りを実現し得られなかったのでありますが、終戦事務の進捗に伴い、愈々十二月一日を以て臨時軍事費特別会計の所管を大蔵省に移管し、且つ明年三月三十一日を以て其の支出を打切り、同会計を終結せしむることと致した次第であります。

最後に大東亜戦争敗績の原因及び実相を明かに致しまることは、之に際して犯したる大いなる過ちを、将来に於て繰返すことのない為に必要であると考えまするが故に、内閣部内に大東亜戦争調査会を設置致しまして、右の原因及び実相の調査に着手することと致しました。

以上施政の大体に関する政府の所信を述べたのでありまするが、萬世の為め平和の基礎を固むるよう軫念あらせらる丶聖慮に応え、官民は一体となって旺盛なる建設精神を発揮せんことを切望するものであります。

出典：『データベース「世界と日本」』
https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php

研究ノート

戦前の文学作品にみる近代中国・上海の企業人像

―茅盾「子夜」、横光利一「上海」、アンドレ・マルロー「人間の条件」から―

小林　守

1．はじめに

清朝時代末期から中華民国初期において中国には多くの近代企業の設立が試みられた。

特に1840年のアヘン戦争において英国に軍事的に敗れて以降、国家の「富強」を企図し、軍事、経済、技術の分野で西欧の制度を導入しようと様々な施策を推進していった。近代産業・近代企業の設立と育成の最も早い事例としては清朝官僚による国営企業群がある。

1862年に当時の漢人官僚のトップに君臨していた李鴻章によって政府によるいわゆる官弁（官僚資本）の造幣局設立を皮切りに、1865年の江南造船所、1867年には江南製造局が設立された。また、外国資本を導入した上海織布局も李鴻章によって設立されている（1882年）。この後は官僚資本と外国資本、現地資本と外国資本が結びついたいわゆる買弁資本、そして現地資本のみで設立された民族資本が次々と企業を起こした[1]。官僚資本はやがて衰退するが、買弁資本および民族資本は第一次世界大戦直後の一時期に息を吹き返し、欧米そして日本企業と中国市場で伍する局面もあった。

実際に近代中国の民族資本家の代表格である張謇はこの19世紀末から20世紀初頭において多くの企業を設立し、外国資本の手から中国市場を取り戻そうとした。張謇は日清戦争後の中央官僚による改革運動変法自強運動が保守派の反撃であるところの戊戌の変法で失敗すると、いよいよ中央政界主導の改革に見切りをつけ、地方に目を向けるようになる。例えば、日清戦争のあった1895年に既に当時の両広総督[2]、張之洞の委託を受けて、故郷の南通にて大生紗廠設立を計画し、これを契機に中央官僚の地位を捨てて、故郷に帰り、大生股文份有限公司（1899年設立の大生紗廠を改組：1907年）を設立している。その後、矢継ぎ早に通海墾牧公司、大同錢荘、淮海實業銀行、南通實業銀行、塩墾公司、広生油廠、大隆肥皂公司、上海大達外江輪歩公司、天生港輪歩公司、資生鉄冶廠、顧生酒廠、翰林印刷局等を設立する。こうした一連の企業を起こし、これらの地方経営者グループ（「大生資本家」）の指導者となった。企業経営者としての張謇は1914年ごろまでに30社の企業グループの総帥となった。日本の渋沢栄一に比較される人物である[3]。

しかし、第一次世界大戦が終結し、欧米企業が再び中国市場に復帰すると、競争に敗れていく。こうした競争の中で企業グループの旗艦企業である大生股文份有限公司が赤字に陥り、やがて塩墾公司が災害で大打撃を受けると、その後債務が累積し、銀行管理会社になって衰退した。

野沢（1972）は「日清戦争後（1895年）、日露戦争後（1905年）にわたる企業勃興が、愛国的動機にしろ、投機的性格は否定しえないも

のがあり、事態の本質的解決を見ないままに、利権回収（外国企業が中国において獲得している独占的営業権等－筆者注）、外貨排斥（外国製品の不買運動）といった運動が衰退していけば、当然の結果として恐慌が発生し、中国民族工業は苦境に陥ることになる」と民族企業の衰退を総括している[4]。

このように中国の民族企業を取り巻く経営環境は極めて厳しく、欧米および日本企業との競争に加えて、中国国内の国民党政府軍と軍閥の抗争で経済体制が混乱する過程で列強諸外国からの直接投資や各地に乱立する諸勢力が発行する債券などにより資金の流動性は高まるものの、その資金はリスクのある長期の産業投資ではなく、金融商品の取引による鞘抜きを狙った短期の金融投資に流れていった。特にこうした経済の繁栄と混乱の主たる舞台となったのは1920年代～1930年代の上海であった。

２．茅盾「子夜」における民族資本家

（1）民族資本家と工業経営の意義

中国の文豪、茅盾（1886－1981）はこの時代の中国民族資本の経営者とそれを取り巻く時代を長編「子夜」にてまざまざと描き切っている。茅盾の本名は沈徳鴻、上海に隣接する浙江省の出身である。10歳の時に父を亡くし、母によって育てられ、湖州の小学校、嘉興の中学、北京大学に進み、予科3年を修了したのちに家計困難のため中退。上海の出版社、商務印書館に編集者として入り、その後小説を書き始めた。北京大学に進む前に辛亥革命がおこり、その後、革命運動に参加し、作品を発表してゆく。革命をめぐる中国の人々の生きざまを描いた三部作「幻滅」、「動揺」、「追求」を発表した（「蝕」三部作）のち、一時期日本にわたり、帰国後の1932年に長編大作「子夜」を発表した[5]。この小説の舞台は1930年の上海である。

この小説の主人公、民族資本家、呉蓀甫は外国資本家に対抗して民族工業の振興をもくろむ野心的な資本家で、上海の閘北区に大きな製糸工場をもち、フランス租界の三階建ての洋館に住んでいる[6]。

1930年のある日、茅盾は「子夜」で主人公、呉蓀甫に民族企業の中国にとっての意義を次のように語らせている。ナショナリズムにもとづく使命感と大実業家の息遣いを感じられるセリフである。

「いや！おれはやらなくちゃならん。中国の民族工業は指で数えられるほどしか残っちゃいないんだ。製糸業は中国民族の前途に重大な関係を持っているんだ。―国家が国家らしく、政府が政府らしくなりさえすれば、中国の工業はきっと有望なんだ。[7]」

このような民族資本家が確かに実在していたことは張謇の例を見ればわかる。近代中国の民族資本家の代表格である実在の人物、張謇も以下のように情熱をこめて、実業による中国全体の再生を志した。

「救国は目前の喫緊の課題である（中略）、これを樹に譬えれば、教育は花のようなものであり、陸海軍は果実のごとくである。しかし、根本は実業にある。もし、その花と果実の燦爛甘美であることに目を奪われて、その根本を忘れれば、花と果実が何によって生ずるかを知らないということである[8]」

（原文：「救国為目前之急。（中略）譬之樹然、教育猶花海陸軍猶果也。而其根本則在實業。若騖務其花與果燦爛甘美而忘其本、不知花與果將

何附而何自生。」)

工業（製造業）が国家を富強にする根源であり、安全保障（軍事）はそれによって成り立つと述べている。ところで、「子夜」において呉が製糸業をこのようにナショナリスティックな視点からも重視し、自らの企業群の中核と位置づけているのは清朝末期（1870年代～1890年代）に中国において綿紡績業が大いに発展していたからである。なお、このほかに鉱山業、製麺業、そのほか日用品（マッチ製造業等）も発展していた。しかも、綿布、綿紗、綿花などは依然として輸入にたよっており、中国国内の綿紡績業が発展すれば輸入品を抑制でき、国富の増加に寄与することができる状況であった（図表１）。

この小説の舞台である1930年にはすでに日本からの綿織物のための原材料（綿糸等）は輸入から中国製のものにかわりつつあった[9]。これを受けて欧米や日本の綿製品工場が中国に直接投資によって設立され、現地生産拠点として民族企業家と激しい競争を行っていた。呉は同じ中国人実業家のなかでも、そのような厳しい経営環境でも勝ち残っていけるようなパートナーを探す。以下のセリフを見てみる。

「我々が朱吟秋（主人公の資本家仲間－筆者注）たちをわれわれの会社に参加させたくないのは、彼らに実力がないためです。加入したところで名前だけの話で、会社の発展の助けになりません。しかし、彼らの企業だって中国人の企業に違いないから、いま彼らたちが立ち行かなければ、店を閉める以外に手はない。それでは中国工業の損失です。もしも彼らがその挙句に外国人に店を譲れば、中国における外国工業の勢力がそれだけ増すわけだし、中国工業にとっては一層不利になる。だから中国工業の将来のためには、我々はやっぱり彼らを『救済』する必要があります。およそこの『草案』に挙げてある『救済』するつもりの企業は、みなこの主旨に従って決めたものです。[10]」

日系企業を含む外国企業の中国進出工場との競争に打ち勝つためには並大抵の覚悟では十分ではなく、経営の実力だけでなく、愛国心を伴う高い理想を持っていなければならない。そのような経営者として適格な者を選ぶのは慎重でなければならないということである。

また、呉と同志的紐帯を有するビジネス仲間、王和甫にも以下のように語る。

図表１：主要輸入品価格の総輸入額構成比（1871年～1911年）（%）

年 / 品目	鴉片	**綿布・綿紗・綿花**	染料・顔料	砂糖・穀物	鉄鋼	工具・機器	その他	合計
1871-1873	37.7	**36.8**	0.9	1.8	0.9	—	21.9	100
1881-1883	37.0	**30.7**	0.8	0.8	1.1	—	29.6	100
1891-1893	20.5	**36.0**	5.1	9.1	1.8	0.5	27.0	100
1901-1903	12.3	**39.1**	6.2	11.0	1.7	0.4	29.3	100
1909-1911	10.3	**30.1**	8.1	11.2	3.0	1.9	35.4	100
上記期間の単純平均	23.6	**34.5**	4.2	6.8	1.7	0.9	28.6	100

注：輸入価格割合合計＝100%とする。
出所：厳中平等編（1955）「中国近代経済史統計資料選」科学出版社、76ページ表18にもとづいて作成

「まさにその通りです。呉さんのお話はまことに救国の名言です。中国に実業が興ってから五，六十年になりますが、その間清朝時代の李鴻章、張之洞たちが興した官営の実業は計算に入れないとしても、民営のものだってたくさんありました。しかし、その成果はどこに残っているでしょうか。経営が下手なために。欠損して停業し、結局大部分は外国商人の手にわたってしまったではありませんか[11]。」

しかし、実力ある経営者が必ずしも愛国心をもっているとは限らなかった。工業よりもむしろ金融ビジネスを選好する傾向にあった。工業などの産業の育成よりも金融的な投機によっておのれの資産を増殖することに腐心していたのである。特に呉の事業拠点である国際都市、上海ではこのような傾向が強かった。これによって呉のような工業企業家は彼らとも対峙しなければならなくなる。

（2）工業経営者と投機的経営者ー「対峙」と「妥協」ー

このころ、近代中国において民族産業発展の障壁は外国資本や経営者の人材難ばかりではなく、資金調達の困難さでもあった。先述のように国内の政治的・軍事的な混乱が拡大していくと、金融は産業投資を行わなくなり、一般の民族企業の成長を阻んでゆく。実業家仲間に「かれは呉蓀甫が金融界の圧迫を受けたことがなく、製糸業者が御難続きの現在でもなかなか景気のいいことを知っていた[12]」とみられていた主人公の民族資本家、呉蓀甫ですら資金の調達に苦しんでゆく。呉はやや自暴自棄になりかける。

「工業経営なんてくそくらえ。まったく手に負えん。なぜ初めから銀行をやらなかったんだろう。おれの資本と気力をもってすれば、銀行経営だって人後に落ちることはなかったんだ。今を時めく上海銀行だって創立当時はわずか十万円だったんだが・・・・・・[13]」

これに対して、呉の実業家仲間であり、汽船会社の経営者、孫吉人が対応策を提案する。

「みなさん、ご遠慮には及びません。私の元来の考えは、銀行を作って数種類の企業を専門に経営することなんです。一般の人は銀行を設立すると、預金を吸収して、土地や金塊や公債などの投機事業をやっている。企業界に対しては、担保貸付をするのがせいぜいです。われわれのこの銀行は、もし設立されれば、その大部分の資本で、数種類の最も有望な企業を経営すべきです。例えば揚子江以北の長距離バスとか、河南省の鉱山とかをです。[14]」

呉もこの孫の意見に全く賛同しているのであるが、現実はさらに呉を追い込んでいく。つまり、現実に産業投資をする金融機関としてその経営者がますます減少するなかで、彼も次第に実業（紡績業）の工場労働者の賃金を削っても、利益を蓄積し、その資金で公債へ投機を仕掛けて一挙に差益を得て、事業資金難を解決しようとするのである。

それは同志的なつながりをもつ民族資本家仲間の王和甫や朱吟秋が次のような言葉がきっかけである。民族工業の育成により中国の産業を振興させようとする志の実現の優先順位をしばし落とし、まず、対峙する中国人金融事業者と同じように公債を介した投機事業で資金を増やそうとするのである。炭鉱の経営者、王和甫は以下のように妥協案を呉に提案する。

「我々の目的が結局そこにあるとしても、最初設立するときには、やはり柔軟な手段をとる

べきです。新しい企業ばかりやる銀行に投資させようというのは今の情勢ではまだ無理でしょう。最初はやはり普通銀行のやり方に従わなければなりますまい[15]」

議論の末、この姿勢はますます顕著になり、この王は次第に工業経営をバックアップするための銀行設立という初期の目的から利殖のための銀行に関心を持ち始めるのである。例えば、経営不振に陥ったマッチ工場の経営者、周仲偉が融資を頼んできたときにはこう言って断る。

「われわれは最初企業銀行の下地をつくって、企業界のみなさんに融資をしたいと思いました。ところが、その後、事、志とちがい、そちらの方面はいまでは非常に規模が小さくなりまして、おつきあいができかねる状況なんです。先月われわれは八つの工場を買収しましたが、いまのところ、戦争が終わらないために、揚子江方面へは売りさばきができず、上海では日本人の業者との競争があり、やむをえず範囲を縮小して半日操業に切り替えた次第です。そういうわけで、今日周さんがご相談においでになっても我々としては実際心余り有れども力足らずでして、まことに申し訳ありません[16]」（同上、253ページ）

製糸工場の経営者、朱吟秋も同様に投機の方に関心が向いてゆく。

「銀行を設立することは我々の自立救済の道ですが、実際は国家の経済、人民の生活に関係がありますから、政府としても拱手傍観してよいはずがないでしょう。先ほど唐さんは、政府の発行する公債はすべて実業振興に提供すべきである、とおっしゃったが―これはもちろん今日明日の問題とはなりません。ですが、ある一つの実業を救済するために、特別公債を発行することなら、やってしかるべきことではないでしょうか[17]」

このように呉の仲間の民族工業経営者が現実の経営の厳しさに負け、志を曲げていく有様が「子夜」では、まざまざと描写されている。

（3）民族資本家と上海金融界

「子夜」の舞台は上海であるが、さて当時の上海の金融界はどのような状況であったろうか。そもそも上海が外国の大資本である「多国籍企業」や買弁・民族資本の企業が集中し発展したのはこの都市の「良好な港湾機能」、「治安の良さ」、「多様な金融機能」の存在がある[18]。

このうち、「港湾機能」は1940年のアヘン戦争の戦後処理として、英国は南京条約（1842年調印、1843年発効）により、広州をはじめとして自由貿易港を開港させたが、同条約第二条によって主要港における従来の外国人に対する規制を撤廃し、次のように自由貿易を約束させたためである[19]。これが上海をもアジア随一の国際ビジネス都市にのし上げる契機となった。

「清国政府は広州において通商に従事せる英国商人をして専ら当該目的のために清国政府より免許を得たる「行」商人とのみ取引することを強制したりしが、清国皇帝は英国商人の居住すべき一切の港において、将来右の慣行を廃し、任意に何人とも通商取引に従事するを許すべきを約す・・・・（攻略）」

上海はこの条約が発効した1843年からソフト面でもハード面でも極めて優位性を持つ都市になった。さらに列強諸国は行政権を上海の一定の地域に行使することができるようになった。「租界」の設置である。これが「治安の良さ」

もたらし、諸外国から駐在員や一発当てようとする本国からのビジネス浪人が上海に群がるようになる。

租界の始まりは英国租界である。1846年に最初に英国租界が設置され、1848年に拡張された。さらに「越えて1863年9月21日に蘇州河以北地区に自然に発生した米国租界と合併が実現し、共同租界が成立した」[20]。その後、この共同租界は1899年にさらに拡張された。フランス租界は共同租界の南側に旧上海城内に接する形で単独で1849年に設置された。その後、1861年、1900年、1914年と拡張された。この租界の中を中心として、欧米系の銀行が多く設立され、上海には多様な金融機能が備わることになった。代表的な金融機関については銭荘と銀行がある。伝統的な金融機関は銭荘である。

殿木（1942）によると銭荘は18世紀後半の清代にすでにみられ、上海では1870年代の最盛期には上海で100以上あったという。最初は兌換のみを行っていたが、やがて預金、貸出、荘票（一種の小切手－筆者注）にまで営業範囲を広げたという。やがて、日清戦争（1985年）以降は順次近代的銀行が設立されるに従って、銭荘を銀行に転換する動きが興っていった。殿木は「近代的銀行の発展に伴い、これら銭荘はあるいは銀行に転じ、あるいは人物的繋がりにおいて銀行と繋がりにおいて銀行と関係を持つことによって維持している」と述べている[21]。

図表２：19 世紀後半から 20 世紀初頭に上海に設立された主な銀行

銀行名	資本
中国通商銀行	中国系
東方銀行	英国系
有利銀行	英国系
麦加利銀行（渣打銀行）	英国系
滙豊銀行	英国系
法蘭西銀行	フランス系
徳華銀行	ドイツ系
横浜正金銀行	日系
戸部銀行（大清銀行）	中国系
信成銀行	中国系
浙江興業銀行	中国系
四明商業貯蓄	中国系
裕商銀行	－

出所：殿木圭一（1942）、何娟娟（2018）より筆者作成

こうした金融機関は清朝が辛亥革命（1911年）で倒れて、全国に支配権を及ぼそうとする国民政府軍、地方軍閥、共産党系の武装勢力そしてやがて租界を守ろうとする英国軍、日本軍の軍事的衝突や小競り合いが起こると、長期的な産業投資にはもはや関心を失い、ますます金融商品取引を通じた短期的な利殖に走っていったのである。茅盾は「子夜」では登場人物の一人に、このような上海の金融状況を次のように言わせている。

「戦争が起きると、奥地に匪賊が増えた。共産党赤軍の動きも倍加した。田舎の金持ちはみんな金をもって上海へ逃げてきた。現金が上海に集中して、政府はあとまだ何千万もの公債を発行することができるようになった。だが、金ができると戦争を起こす。戦争が起きると奥地の混乱はますますひどくなる。奥地が乱れると、金をもって上海に逃げてくる田舎の金持ちがふえる。政府はどしどし公債を発行することができるようになる－つまり公債発行と戦争のいたちごっこだ。馮さん、もうわかったでしょう。ほかの商売は戦争が起きるとつぶれるが、公債稼業は例外なんだ。[22]」

こうした状況にあって、国内の政治諸勢力、特に共産党系の勢力が軍事力を行使して、農村地域で勢力を広がるなか、資金は租界（共同租界、フランス租界）に守られた上海に集まり、

公債への投資資金になっていくのである。ついに呉らも銀行を設立するが、その銀行の目的は「民族工業を支援する」ものではなく、「公債への投機で稼ぐ」ものに変質してしまっていた。製造業の振興を通じた中国の富強という当初の理想はいつのまにか脇においやられ、いままで批判していた投機的金融投資家と同じ志向を持ち始めたのである。銀行の共同経営者は呉にこのように言う。

「そうですとも。われわれの会社が金融機関である以上、『公債で鞘を稼ぐ』のも業務の一つです。[23]」（同上、156ページ）

（4）日本企業、英国企業との対峙

第一次世界大戦で欧州企業の中国市場における競争力が低下すると民族企業にもチャンスが生まれ、すでに述べたように張謇の江蘇省南通市にある企業群も発展した。同じように上海では紡績、製糸、たばこ、製粉、毛織物、メリヤス、ガラス、マッチなどの産業分野において発展がみられた[24]。加えて、日本円の中国元に対する為替レートの上昇と中国消費者の日本製品ボイコットが起こっていた。これによって中国市場における日本からの輸出品は競争力を失ったため、日本企業は日本からの輸出ではなく、中国への直接投資によって設立した中国工場（在華紡）による生産・販売に切り替えていく。図表３は1902年から1931年までの主要国の対中国直接投資の推移（全対中国直接投資に占める各国の投資額の割合（％）の推移）を示したものである。

1902年から1931年にかけて一貫して高い投資額の割合を占めているのは英国であるが、この間最も急速にその割合を増やしているのは日本である。このグラフ一つをもってしても中国における日本資本のプレゼンスの大きさがわかる。そしてそれは日本政府の中国への関心、もっと言えば「中国における国益」を守ろうとする意識につながっていったのであろう。

尾崎秀実（1939）は「例えば紡績についてみても支那資本の1億4000万元に対して日英資本は3億7000万元を占め、日英の勢力が圧倒的に強力である。しかも外国資本経営のものと支那

図表３　日欧米の対中直接投資の推移（1902 年－ 1931 年）

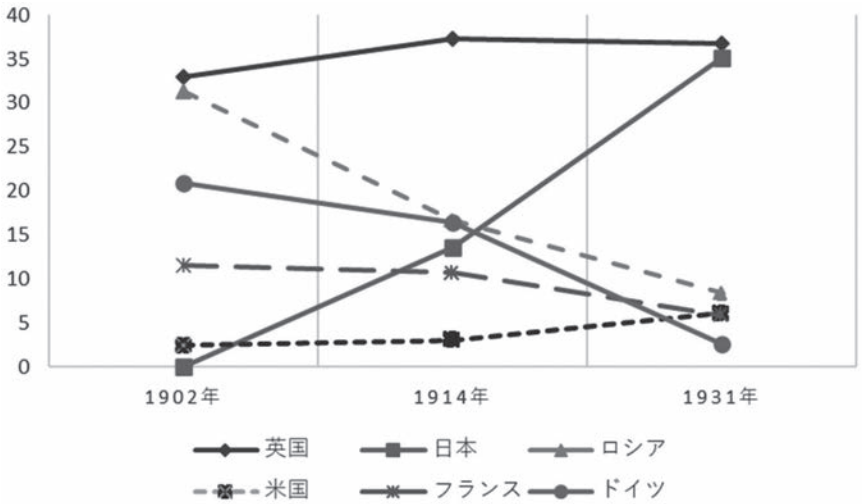

出所：尾崎秀実（1939）「現代支那論」岩波新書 p.125 の表より筆者作成

の民族資本経営のものを比較する場合、資本額のみならず技術の問題、政治的諸関係、経営の方法等について併せ考慮する場合は両者の実力には一層の隔たりを生ずるのである。」と述べている。「子夜」においても操業を続けるためには日本からの原料に頼らざるを得ない民族資本家、呉蓀甫の経営者としての苦悩を次のようにつづっている。

「四、五か月前、機械糸まだ暴落していなかったころ、呉蓀甫は千包も外国向けに売ったではないか。だから、製糸業者暫時の操業停止を考えている現在でも、呉蓀甫は需要に応ずるために仕事を急いでいる。だが、蓀甫にも苦しみはある。乾繭が足りないことだ。新繭はどうかといえば、いまは上簇の時期ではないので、繭の相場が上がっている。もちろん、日本の乾繭でも用は足りるが、日本為替が暴騰して以来、日本の乾繭の輸入が免税であるとはいえ、計算してみると安くはつかない—[25]」

日本企業は製品の競合でもあり、原料調達先でもあった。この2つの側面で日本企業は中国民族工業にとって大きな壁になってゆく。そして、やがてそのような状況を創出しているのが、中国国内の勢力争いによる分裂と日本の政治的・軍事的圧力であるとの認識を強めていく。結果として、呉ら民族資本家の目は政治に向いていき、それぞれがそれぞれの利害に合致する勢力との関係を作ろうとするのである。同じ民族資本家、唐雲山は中国の工業資本家が一致団結して政治に働きかけをすべきとして次のように情熱的に訴える。

「政治が軌道に乗れば発行された公債はすべて工業の振興に使われる。そうすれば、金融界と実業界との関係が緊密になる。いまのように無関係になって、もうけ一点張りなんてことはなくなります。しかし、政治を軌道に乗せるためには、軍人を当てにしてはだめです。実業をやる人－工業資本家が、彼らの力を発揮して、政治を軌道に乗せなくてはならん[26]」

ただ、これに対する呉の考えはやや冷ややかである。かれは政治が安定し、欧米や日本企業との競争、そして金融的な苦境の脱出に資することにつながるとは考えているが、唐ほど単純に政治がかれのビジネスを助けてくれるとは考えていない。次のように、政治にかかわるリスクも冷徹に計算に入れているのである。

「せっかちな唐雲山が大小さまざまの企業家を仲間に入れて団体を組織し、それを政治的に利用しようとひたすら考えていること、また彼が企業界のやりくりの内幕については、実はずぶのしろうとであることをよく知っている。以前欧米を遍歴したこともある呉蓀甫はもちろん『商売一点張り』の旧式な人物ではないが、結局のところ彼も企業家なのだ。彼は一方の目で政治をながめているが、もう一方の目は、いつも企業上の利害関係に向けられ、しかも疲れをしらず注視している[27]」

さらに呉の義兄の息子、若い杜学詩は資本家に対する社会主義的管理を強化してまでも、日本製品に対する中国製品の競争力を高めようという意見を持っている。中国の体制を作り変えてまでも日本企業を駆逐するという強い国家社会主義的なナショナリズムを吐露する。

「例えば、蓀甫とその工場の女工です。いまは機械糸の売れ行きがわるいので、蓀甫が女工にこう言ったとします。『われわれの機械糸はコストが高すぎて、日本生糸には太刀打ちでき

ない。われわれの製糸業は破産に瀕している。コストを下げるのは、賃金をへらさねばならん。民族の利益のために、諸君にしばらく辛抱してもらって、賃下げをさせてもらうほかない』だが、労働者たちはこう答える。『生活費が高くて、もともと腹いっぱい食えないでいるのに、この上賃下げをするのは、われわれに死ねというのと同じです。あなた方は金持ちで経営者なんだから、飢えはしないでしょう。民族全体の利益のために、あなた方にしばらく辛抱していただいて、もうけを少なくすることにしていただきたい』－考えてみると、どちらにも理屈があります。しかし、民族の利益と階級の利益は衝突します[28]」

「中国の生糸が日本の生糸に太刀打ちできないとすれば『国家』を管理する鉄の腕は労働者の賃金を切り下げるとともに、資本家に最低の価格で販売することを強制すべきなんだ。絶対に欧米市場で日本生糸を圧倒すべきなんだ。もし資本家が原価を切って投げ売りすることを嫌がるなら、それならば『国家』は彼の工場を没収することだってできるんだ[29]」

３．横光利一「上海」における日系企業人

（1）日系企業人にとっての上海

さて、上海の民族資本家に目の敵とされていた列強諸国の企業なかんづくその中でも脅威となっていた日本企業はどのように当時の小説に描かれていたのであろうか。横光利一「上海」（1931年）にそれを見てみたい。神谷忠孝（1975）によると横光利一の「上海」は大正14年の5.30事件当時の上海を舞台にしている。ここでは日系の紡績会社、材木会社、銀行に勤務する日本人と当時東アジア随一の国際都市上海に住み着いた日本人の浮き草のような生活が列強の植民地域である上海の租界を舞台に描かれている。唐亜明（2008）は資料として「日本僑民在上海」（上海辞書出版社）を引いて、当時の上海在住日本人の規模を以下のように紹介している[30]。

「1925年、上海には19,510人の日本人が住んでいたが、横光が上海を訪れた1928年になると、26541人に増え、イギリス人を超えて、上海にいる外国人では1位になった。そのころの調査によると、上海在住の日本人男性の55％は、中小企業や店、旅館などを経営し、40％は紡績工場や銀行や商社に勤めていた。官僚や大手企業の経営者は5％だった。そして、日中戦争中の1943年、上海在住の日本人は最高の103,968人に達した。」

登場人物のうち日本人は故国、日本には基盤を持たず、上海の日系銀行で働いている参木、上海の日系材木商社に勤める甲谷、その兄で東洋紡績上海工場の工人係である甲谷の兄、上海在住の建築士の山口である[31]。

彼らは労働者の運動にも同情を持ちながらも基本的にはニヒリストであり、状況に流されていく参木、人種間競争の議論好きな甲谷、反共産党・反労働運動の甲谷の兄等の人間像が描写されている。こうした日系企業とそれにかかわる人々が政治的な動乱のさなかに、上海という地域でその日その日の生き残りを図ろうとする混沌として状況が描かれている。こうした状況にある1930年の夏、川合（1953）、尾崎（1989）では、上海が次のように描写されている。

「上海は全く西洋の街であった。数十階のビルディング、その中で働く数百、数千の人たち、工場には煙突が林立し、そこで働く数千、数万の労働者の群れがあった。また街には洋風のレ

ストラン、シネマ館、キャバレー、ダンスホールが軒を連ね、夜はネオンの海であった。ここにはアメリカや、イギリスや、フランスのブルジョアジーがいた。本当にここは全く西洋であった。資本主義の街であった。そして今、その上海－帝国主義の牙城には、中国共産党が拳銃に火を吐かせながら肉迫していた。[32]」

横光はそうしたあわただしい上海のビジネスの日常を次のように作品で描写している。

「商業中心地に入ると並列した銀行めがけて、為替仲買人の馬車の密集団が疾走していた。馬車は無数の礫を投げつけるような蹄の音を、かつかつと巻き上げつつ、層々と連なりながら、大路小路を駆けてきた。この馬車を動かす蒙古馬の速力は、刻々ニューヨークとロンドンの為替相場を動かしているのである。（中略）その上に乗っている仲買人たちは、ほとんど欧米人が占めていた。彼らは微笑と敏捷との武器をもって、銀行から銀行を駆け廻るのだ。彼らの株の差額は時々刻々、東洋と西洋の活動力の源泉となって伸縮する[33]。」

「彼（甲谷）には、アメリカへ返すイギリスの戦債が、前からシンガポールの錫と護謨との間で呼吸していたのは分かっていた。だが、そのため、シンガポールの市場が恐慌し、材木が停止し―[34]」

この上海は国際商品取引相場の中心であり、世界の動向が刻一刻とその相場に反映する街であった。ここでは欧米およびアジアの政治・軍事の刻一刻と変わる動向、一次産品の日々の取引動向がすべて上海という国際都市の心臓の鼓動、脈拍を決めているのである。欧米列強資本は中国市場において勢力を伸ばしていた日本企業の影響力を削ぐために自国政府に圧力をかけ、それが日本の政治・軍事を刺戟していた。

上海には世界各国からの物資輸入の中心港であり、外国系企業の上海駐在員、すなわち現地子会社の経営者には貿易、金融、紡績、日用品製造業に従事するものが多かった。「上海」の登場人物もそのような人たちである。横光は上海の状況を次のように登場人物の心象風景として表現している。

「ランカシャーでは英国棉の振興策を講じるため、工業家の大会が開催された。その結果、マンチェスターの工業家の集団は、ランカシャーと共同して、印度への外国棉府布の輸入に対し関税の引き上げを政府に向かって要求した。参木はこの英国におけるマーカンチリズムの活動が、何を意味するかを知っている。それは明らかに日本紡績への圧迫に違いない。彼らは支那への日本資本の発展が、着々として印度に於ける英国品－ランカシャーの製品のその随一の市場を襲っていることに、恐慌をきたしている。[35]」

図表４：中国の輸入における各国の比率（%）

年	1913	1920	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937
日本	21	30	25	14	10	12	15	16	16
英国	17	16	8	11	11	22	11	12	12
米国	6	19	18	25	22	26	18	20	20
ドイツ	1	1	5	7	8	9	10	16	15

出所：尾崎秀実（1939）p.128

「海港からは拡大する罷業につれて急激に棉製品が減少した。対日為替が上がりだした。銀貨の価値が落っこちると、金塊相場が続騰した。欧米人の為替ブローカーの馬車の軍団は、一層その速力に鞭をあてて銀行間を駆け廻った。しかし、金塊の奔騰するに従って、海港には銀貨が充満し始めた。すると市場に於ける棉布の購買力が上がり出した。外品の払底が続き出した。紐育とリバプールと大阪の棉製品が昂騰した。[36]」

金融相場のせわしない乱高下のように、共同租界やフランス租界等、治外法権的に列強諸国の警察組織が治安を管理する地域でも混乱は免れず、上海日本企業の日本人従業員にとって次のような恐怖を感じる日常生活であった。

「参木の常緑銀行ではその日の閉鎖時間が真近になると不穏な予言が蔓延した。どれはある盗賊団の一段が常緑銀行の自動車のマークを知っていて、取引銀行への銀行輸送の自動車を襲おうであろうという陰謀が、一人の行員の口から漏れ始めてことから発生した。[37]」

（2）日系企業と労働運動

日系企業を取り巻くのは欧米列強資本の政治軍事を利用した圧力だけではない。いまや、日本資本を帝国主義的侵略の一環として敵視する自社工場の労働者からも労働運動の圧力が次のようにかかっていた。この労働運動には共産党幹部の指導を受けてますます組織的になり、武力をも伴った形で先鋭化していた。

「支那では、日本の紡績内にこの支那工人たちのマルキシズムの波が立ち上がっているのである。母国の資本は、今は挟み撃ちに逢いだしたのだ。[38]」

このため、駐在する日本人社員の緊張は極限に達していた。

「参木はピストルの把手を握って工人たちを見回した。しかし、ふと、また彼は考えた。－もし母国が、この支那の工人を使わなければ、－彼に代わって使うものは、英国と米国に違いない。もし英国と米国が支那の工人をつかうなら、日本はやがて彼らのために使用されなければならないだろう。それなら、東洋はもうお終いだ。[39]」

こうした追い詰められた日系紡績工場（在華紡）に中国の民族資本は嬉しさを隠さない。自らの工場においても労働運動が起こっているにもかかわらず、その労働運動が抗日運動と結びついて日本資本を追い出すことをどこかで願っている。中国民族資本家の銭石山は日本人妻を持っているが、日本へのシンパシーは微塵も感じておらず、次のように日本人にいう。それほど日本企業は怨嗟の的になっていると横光は見ていたのであろう。

「ふむ、ふむ、しかしお国も中国の日貨排斥ではお困りのようですから、南洋へでも食い込まねば、猫の目見たいに内閣が変わるだけでございますな。ああ、そうそう、今日は日本紡が四つほど罷業で沈没しましたな。[40]」

銭石山は茅盾の民族資本家、呉蓀甫と同様、ナショナリズムにもとづく使命感をもつ民族資本である。投機で利殖をする中国の金融資本家とは違う側面を持っている。中国の産業を中国人の資本家に取り戻そうと考えていることが以下の言葉でわかる。

「私たち中国人は、まず何より中国の産業を、

中国人の手で盛んにしなければなりませんわ。そうでなければお国でも中国でも、銀行は英国の支配からいつまでたっても脱けられませんからな。[41]」

民族資本家の中には在華紡を追い落とすために労働運動（総工会）を支援すらしたものもあったのであろう。横光は民族資本家、銭石山にその役割をさせている。

「この支那資本家の一団である総商会の一員に、お柳の主人の銭石山は混じっていた。彼は日本人紡績会社に罷業が起きるとかれらの一団と策動し始めた。彼らは支那人紡績に資金を増した。排日宣伝業者に費用を与えた。同時に罷業策源部である総工会に秋波を用いることさえ拒まなかった。[42]」

上海の労働運動は非常に厳しい労働者の生活状況を背景に急速に先鋭化していた。1912年に中華民国工党が組織され、1916年には中華工農連合会が設立された。さらに1925年には上海において25余りの工会組織ができ、同年2月の日系紡績会社、内外綿株式会社の合理化に伴う労働争議をきっかけに労働運動は高揚し、5.30事件につながってゆく[43]。

内外綿株式会社で起こった待遇改善ストライキは青島の日系工場に飛び火し、これに対して日本海軍が出動したため、上海の労働運動を刺戟し、共同租界の治安を統治するインド人警官の発砲で共産党員、顧正紅が死亡した。これが学生運動に発展し、治安悪化をおそれた日本総領事館が逮捕を命じたが、釈放されない学生がいたため、沈静化しなかった。これに対して英国の治安当局の巡査が発砲し、13名が死亡する大事件にまで発展した。

列強列強資本の圧力のほか、こうした労働運動の高揚と激化によって日本資本は苦境に陥っていく。5.30事件の際は日系工場は一斉に工場のロックアウトの措置をとったため、これも労働者を刺激し、一層の運動の激化を招いた。こうした混乱と上海紡績界の権謀術数のありようを横光は以下のように書いている。

「罷業紡績会社の損失は、罷業時日と共に、ようやく増進し始めた。然も、操業停止の期間内に於ける賃金支払いの承諾を工人に与えない限り、なお依然として罷業は続けられるに違いないのだ。この罷業影響としての棉製品の欠乏から、最も巨利を占めたのは印度人の買占団と支那紡績の一団であった。支那人紡績は、前から久しく邦人会社に圧迫せられていたのである。彼らは邦人紡績に罷業が勃発すると同時に、休業していた会社さえ、全力を挙げて機械の運転を開始始めた。罷業職工内の熟練工が続々彼らの工場へ獲られだした。国貨の提唱が始まった。日貨の排斥が行われた。そうして支那人紡績会の集団は今こそ支那に、初めて資本主義の勃興を企画しなければならない機会に遭遇したのだ。[44]」

4．アンドレ・マルロー「人間の条件」にみる欧米企業人

しかし、苦境に陥っているのは日系企業だけではなかった。アンドレ・マルローは「人間の条件」でフランス企業の上海在住経営者、フェアルに以下のように語らせている。抗日運動、反英運動のなかで直接の標的にはなっていないものの、程度の差はあれ上海の外資系企業にも労働運動の影響は及んでいた。上海に共産党の支配下に入ればフランス租界も崩壊するのである。上海の企業界は不思議な活力を伴いつつも、

破滅の淵のぎりぎりに立たされていたのである。

「アメリカの銀行は中国のコミュニズムが勝利するのを恐れていた、コミュニズムが没落すれば、アメリカの銀行の政策も変わるだろう。フランス人として、フェラルは中国でいくつかの特権をほしいままにしていた。（中略）彼にはこのまま持ちこたえるために政府に援助を乞う資格が十分あった。政府も新たな破綻を招くよりも、それを喜ぶだろう。[45]」

図表３にみられるように英国を除いて欧米企業は上海への直接投資額において急速にプレゼンスを減じていった。この時期の上海のフランス系企業の苦境は前述のアンドレマルロー「人間の条件」で描写されているが、その他の企業はこのような上海におけるビジネス状況をどのようにみていたであろうか。横光の「上海」に登場するドイツ人フィゼル[46]はドイツの巨大多国籍企業AEG（アーエーゲー）の上海駐在員である。「上海」で横光はこのフィゼルに上海の日系企業について次のように語らせている。

「今度の罷業は確かに（日系－筆者注）工場の方がいけませんよ。彼らは支那工人を軽蔑するからです。いったい軽蔑されて腹の立たんのは、昔から軽蔑する方なんですからね。第一日本人にとっても、外人を尊敬しないような人物を海外に送り出して、それでわれわれの販売力を独占しようとすることからして、損失の第一歩だ。これでは日本本国からの輸出品と、こちらの日本会社の製品とが衝突するだけじゃすみません。支那の工業会を刺戟して日本製品を培養していくに違いないんですからね。[47]」

ただ、欧米企業同士もこの上海の混乱の中にそれぞれ相手の足を引っ張りあっている。米国企業G.E.の上海駐在員、クリーパーはフィゼルにこのように食って掛かる。

「あなたのおっしゃるように十分にドイツへは同情を感じますさ。しかしだね、だからといって、あなたの会社のAEGには同情しやしませんよ。あなたの会社のこの頃のシンジケートの発展は寧ろ憎むべき存在だよ」

「われわれのフェデラル無電は、今は日本の三井に放送権を奪われているのですぜ。（中略）ともかく、近来のAEGの進出ぶりのお盛んなことは、敵ながらあっぱれだと思いますよ。リンケ・ホフマン工場とは株式を交換し、ラウンハンマン会社との合同出資は勿論、ライン・メタル工場を併合した上、AEGリンケ・ホフマン・コンチェルン（コンチェルン－企業集団、複合企業、財閥：筆者注）を造ったのは流石、ドイツ人だと感動させられているんですがね」

大企業関係者は公債や商品への投機のほか、このような企業買収に日々忙殺されていた。その一方で上海の一般庶民の生活は飛散であった。殿木（1942）は当時の状況を以下のように述べている。

「一方においては遊資の激増、それは1939年の夏には20～30億元と推定されたが1939年末頃には50～60億元と見積もられ、さらに1940年夏頃には70～80憶元に達するといわれた。そして、その反面においては民衆の極度の貧困、共同租界の路地や空き地に発見され普善山荘によって合葬された餓死、凍死の死体数は1939年には22,381、1940年には19,993を数えている。[48]」

アンドレ・マルロー「人間の条件」でも上海

に治安の悪化が以下のように表現されている。しかし、それでも内陸からはその上海に資金が集まってきていた。

「夕食の前後に、組合の首脳部、銀行家、河川運輸保険会社の社長、輸入業者、紡績界の巨頭などが訪ねてきた。みな、いくらかは、フェラルのグループはあるいは、政策のうえで仏亜財団と提携している外国のグループの一つに属している人たちだった。（中略）中国の生ける心臓である上海は、それに生気を与えるものがそこを通過することによって、鼓動していた。どんな僻地からも―土地の所有者の大部分は銀行によって生きていた―血管が、ちょうど運河のように、中国の運営の鍵が握られているこの首都のほうへ流れ集まってきていた。銃声は続いていた。銃声は続いていた。今は、じっと待っていなければならなかった。[49]」

上海は破綻の前の「つかのまの光の輝き」を見せていたといってもよかった。しかし、その破綻はやがてゼネラルストライキの高揚、日本軍の侵攻などでこの最後の均衡は崩れるのである。

5．まとめに代えて

本稿では1930年前後の国際ビジネス都市上海において、祖国をことにする三人の作家が実業家をどのように見ていたかを比較し、経済的データだけでは語れない当時の「上海ビジネス」にかかわる企業人の実相をあぶりだすことを試みた。茅盾「子夜」の舞台は1930年5月から7月にかけての上海を、横光利一「上海」の舞台は1925年5月の上海を、そしてアンドレ・マルロー「人間の条件」は1927年4月の上海を舞台にしている。ここで取り上げた三人の作家の作品はちょうど同じ時代の上海を舞台に選び、それぞれ異なる視点からほぼ同時期の上海とそれを取り巻く企業人の有様を描いている。

本稿ではそのうち、ビジネスにかかわっている登場人物がその当時の状況をどのようにとらえ、どのような行動をとろうとしたのかについて焦点をあてた。マクロ的な政治・軍事動向でもなく、個々の人間の思想や生きざまでもない、日々のビジネスにともなう行動である。いいかえれば、それぞれの状況に人間臭い企業人としてどうふるまったかをとらえようとしたものである。

「子夜」の呉は民族資本の成長が祖国の産業力を強め、いわゆる半植民地状態からの祖国の脱却につながるという理想から企業経営に尽力しているが、本国のバックアップを受けた外国企業との競争に加えて、同じ志をもってしかるべき中国人経営者の主流が産業投資ではなく、証券のカラ売りなどで短期的利殖を求める投機的行動に走る現実にいつのまにか理想を失ってゆく。すなわち、最後には自社工場の労働者の賃金を下げてまで、資金をねん出し、投機によってそうした主流に立ち向かっていくまでになってしまい、敗れ去ってゆく。

「上海」に登場する日系企業の日本人駐在員は甲谷、参木は母国日本では主流になれず、上海で一旗揚げようとする人間たちである。そこには企業活動を通じて何か価値あるものを成し遂げようとする理想はなく、生き馬の目を抜く上海のビジネス界につぶされまいとする抵抗力をエネルギーとしてその日その日を反射的に生きている。上海社会の悲惨を目にし、それを変革しようとする労働運動家と親交をむすんでも、どうにもできない無力感からただニヒルに受けとめて、特に深い理解を示そうとはしない。この状況で政治にかかわるのは商売に何のメリットももたらさないと考えている。かれらのビジ

ネス行動は、ただただ消耗的である。日々の仕事の障害になる労働運動に対しても反射的に対応することで精いっぱいである。

「人間の条件」のフランス人企業家、フェラルは欧州人としての優越感から上海のビジネスを見ている。この点は「上海」の甲谷、参木のビジネス行動に母国日本の弱点への自覚があることと大きな対比をなしている。進んだ国である母国のアジア支配は国策的に必然であり、みずからはそれに貢献しているという意識を持っている。したがって、経営に困難をもたらす騒乱があればそれを解決するための母国フランスの国家的バックアップや介入があって当然であるというものである。宗主国から「わざわざ」きてビジネスをやってあげているという傲慢と上海に対する上から目線がある。

それぞれの状況および企業人の行動は小説家の創作である。しかし、ここで取り上げた三人のビジネスマンの類型は事実としての当時の上海に実際に存在した様々な経営者の類型を登場人物として投影している。悲惨な不景気、労働運動の激化と戦争の危機の中でマネーだけは上海に集まり、列強を含めた大企業経営者や富裕層はその潤沢な資金の運用先を求めて、公債への投機や株式の購入を通じた企業買収に血眼になっている。投機や企業買収は権謀術数がともなう。地獄の沙汰も金次第という当時の中国や上海の同じ悲惨のなかで、三人の作家の目にはそれぞれの国の企業人が全く異なるものが見えていたと映ったのであろう。

参考文献

横光利一「上海」(1928) 改造、改造社、同(1956) 岩波文庫、岩波書店
アンドレ・マルロー(1933)「人間の条件」、小松清・新庄嘉章訳(1971) 新潮文庫、新潮社
尾崎秀実「現代支那論」(1939) 岩波新書、岩波書店
殿木圭一「上海」(1942) 岩波新書、岩波書店
川合貞吉(1953)「ある革命家の回想」日本出版共同
尾崎秀樹(1989)「上海1930年」岩波新書、岩波書店
茅盾「子夜」(1954) 人民文学出版社
厳中平等編(1955)「中国近代経済史統計資料選」科学出版社
茅盾「子夜(真夜中)」小野忍、高田昭二訳(1962) 岩波文庫、岩波書店
野沢豊(1972)「辛亥革命」岩波新書、岩波書店
大谷敏夫(1972)「中国近代政治経済史」八千代出版
神谷忠孝(1975)「横光利一上海」、村松・紅野・吉田編「近代日本文学における中国像」有斐閣選書所収、有斐閣
唐亜明(2008)「横光利一の『上海』をよむ」、横光利一(1956) 所収
尾崎秀樹「上海1930」(1989) 岩波新書、岩波書店
戸塚順子(2009)「コラム企業の歴史的評価－内外綿株式会社資料の紹介」リエゾンニューズレター No.082　神戸大学経済経営研究所政策研究リエゾンセンター
吉澤誠一郎(2010)「清朝と近代世界19世紀」岩波新書、岩波書店
川島真(2010)「近代国家への模索1894-1925」岩波新書、岩波書店
石川禎浩(2010)「革命とナショナリズム①925-1945」岩波新書、岩波書店
何娟娟(2018)「清末上海における日本製紙幣の導入」東アジア文化交渉研究、関西大学
小林守(2021)「中国近代の実業家にとっての地域経済振興の意義―張謇の『実業』、『教育』、『地方自治』―」(2021) 専修大学人文科学研究所月報、専修大学人文科学研究所

---

1 民族資本に買弁資本を含める論者も存在する。
2 中国の現在の広東省、広西壮族自治区を統括する清朝の役職
3 小林守(2021)
4 野沢豊(1972)「辛亥革命」岩波文庫 p.55
5 小野忍(1972)「中国の現代文学」東京大学出

版会
茅盾著、小野忍訳（1961）「腐蝕（ある女の手記）」解説、岩波文庫

[6] 小野忍「中国の現代文学」東京大学出版会。閘北区は上海市中心城区の北部、蘇州河の沿岸に位置していたかつての地区名。

[7] 「子夜」p.77

[8] 張怡祖編輯（1931）「張季子九録」『政聞録三』、三十一葉。

[9] 中国の労働コストの低廉さと日本円の対中国元に対する交換レートの上昇により、日本から中国への輸入品は価格競争力を失っていった。

[10] 「子夜」p. 151

[11] 同上

[12] 「子夜」p.92

[13] 同p.77

[14] 同p.95

[15] 「子夜」p.96

[16] 同p.253

[17] 同p.93

[18] 殿木圭一（1942）p.10

[19] 同上

[20] 同上p.p.27-28

[21] 同上p.138

[22] 殿木（1942）p.262

[23] 殿木（1942）

[24] 川島真（2010）pp.174-175

[25] 「子夜」p.92

[26] 同上p.88

[27] 同上p.148

[28] 同上p.64

[29] 同上p.67

[30] 唐亜明（2008）「横光利一の『上海』をよむ」

[31] 神谷忠孝（1975）p.109

[32] 川合貞吉（1953）「ある革命家の回想」日本出版共同、尾崎秀樹（1989）「上海1930年」所収

[33] 横光利一「上海」岩波文庫版pp.51-52

[34] 同上pp.53-54

[35] 同上p.132

[36] 同上p.206

[37] 同上p.57

[38] 同上p.132

[39] 同上p.132

[40] 同上p.163

[41] 同上p.165

[42] 同上p.207

[43] 殿木（1942）p.114および戸塚（2009）

[44] 同上p.207

[45] アンドレ・マルロー（1933）「人間の条件」、小松清・新庄嘉章訳（1971）新潮文庫p.274

[46] AEG（アーエーゲー）の上海駐在員。AEGはドイツのかつての総合電機メーカー。20世紀に米国のGE,同じくドイツのシーメンスなどともにこの業界で世界に君臨した企業である。

[47] 同上p.182

[48] 殿木（1942）p.162

[49] 「人間の条件」、p.147

所　報　2021．1～12

2021年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

1．機関及び人事

1．定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力をしてきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

（1）第117回定例所員総会　2021年6月5日（土）10:00～12:30　オンライン（Teams）会議室
議事：所長挨拶、所員等の異動、2021年度社研体制、2020年度事業報告、同会計報告、2021年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

（2）第118回定例所員総会　2021年12月11日（土）10:00～12:30　オンライン（Zoom）会議室
議事：所長挨拶、所員等の異動、2021度事業中間報告、同会計中間報告、2022年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

2．　所員の異動（2021.1.1以降）

1．所員の委嘱・解嘱

委嘱：吾郷貴紀（商）、朝倉健男（経）、板井広明（経）、小林貴徳（国）、田中正敬（文）、中原孝信（商）、目黒良門（営）、森　啓輔（経）

解嘱：上田和勇（商）、内山哲朗（経）、笠原伸一郎（営）、川崎誠（営）、鈴木章俊（経）、村上俊介（経）
（以上、定年退職）、野口　旭（経）、李春霞（以上、依願退職）

2．研究参与の委嘱・解嘱

委嘱：上田和勇、内山哲朗、笠原伸一郎、鈴木章俊、村上俊介

解職：佐々木金三（ご逝去）、柴田敏夫（ご逝去）、中村平治（ご逝去）、正村公宏（ご逝去）、河辺宏（辞退）

3．客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱：浅野幸子、李春霞、李東勲、Carmen Grau Vila、MENS Virginie

解嘱：なし

4．特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：なし

解嘱：朝倉健男

3．　運営委員、会計監査、事務局員の構成

1. 2020年度社研体制

	運営委員		事務局員（○はチーフ）
所長	宮嵜　晃臣　（経）	事務局長	樋口　博美（人）
事務局長	樋口　博美（人）	会計	○谷ヶ城秀吉（経）
運営委員	内山　哲朗（経）		佐藤　慶一（ネ）
	白藤　博行（法）		山縣　宏寿（経）
	蔡　イン錫（営）	研究会	○石川　和男（商）
	神原　　理（商）		永島　　剛（経）
	嶋根　克己（人）		長尾　謙吉（経）
		編集	○鈴木奈穂美（経）
会計監査	小西　恵美（経）		小池　隆生（経）
			徐　　一睿（経）
			広瀬　裕子（人）
		文献資料	○恒木健太郎（経）
			塙　　武郎（経）
		PC ／ HP	○高萩栄一郎（商）
			吉田　雅明（経）

2. 2021年度社研体制

	運営委員		事務局員（○はチーフ）
所長	大矢根　淳（人）	事務局長	小池　隆生（経）
事務局長	小池　隆生（経）	会計	○谷ヶ城秀吉（経）
前事務局長	樋口　博美（人）		河藤　佳彦（経）
運営委員	兵頭　淳史（経）	研究会	○長尾　謙吉（経）
	白藤　博行（法）		石川　和男（商）
	蔡　イン錫（営）21年度不在		恒木健太郎（経）
	神原　　理（商）	編集	○鈴木奈穂美（経）
	嶋根　克己（人）		塙　　武郎（経）
			杉橋やよい（経）
会計監査	坂口　明義（経）	文献資料	○徐　　一睿（経）
			山縣　宏寿（経）
		PC ／ HP	○高萩栄一郎（商）
			吉田　雅明（経）

4．事務局会議・運営委員会

1．事務局会議

2020年度（2021.1.1以降）

（11）1月19日（火）第11回事務局会議　※オンライン（Teamsチーム社研事務局）による実施

①2020年度春季実態調査（応募状況、企画内容、実施の判断について）

②特別研究会企画（春季実態調査事前研究会［福井の地場産業と地域（仮）］（2/8））

③定例研究会申請（定例C（申請者：宮嵜晃臣所員）［世紀を跨いで語り継ぐ社研］（2/3）、定例C（申請者：田中隆之所員［コロナ禍から抜け出した中国の強みと弱み、そして機会］（1/30）、定例C（申請者：田中隆之所員［ユーラシアにおけるロシアと中国、そして海の日本］（2/20））／実施済定例研究会（8/8実施：定例C（申請者：稲田十一所員）の取り下げ）

④所報：月報進捗、年報（第55号）進捗（1/19現在）／投稿論文掲載拒否について／所報投稿諸注意とチェックリストの作成について

⑤PC/HP：月報PDF化作業の委託

⑥2020年度予算執行状況・支出予定

⑦2021年度客員研究員の継続申請

⑧今後の日程（第12回事務局会議1/26）

［報告］新事務職員 高田万貴氏就任（1/7 ～）あいさつ

（12）1月26日（火）第12回事務局会議　※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①2020年度春季実態調査応募状況

②定例研究会申請（定例C（申請者：小池隆生所員）［川崎市域の地域福祉における「公私協働」の現状と課題］（2/17））

③所報：月報進捗、年報（第55号）進捗（1/26現在）、叢書完成

④文献資料：中国統計年鑑資料の納品（3分の2）

⑤PC/HP：年報PDF化

⑥アルバイト使用のコロナ対策本部への申請と許可

⑦2020年度予算執行状況

⑧今後の日程（第13回事務局会議3月上旬、第3回運営委員会・第14回事務局合同会議3/18）

（13）2月12日（金）第13回事務局会議　※メールによる持ち回り審議（2月16日審議終了）

①2020年度グループ研究および特別研究助成金報告書〆切の3月8日までの延期（承認）

⇒その後2月26日には、2月17日に学長名と学務課名による「令和2年度研究所補助金の予算執行（新型コロナウィルス感染症による未実施）について」の文書を受け、グループ研究・特別研究助成金を社研本体へ返納可とするメール審議を行う（承認）

②CEICデータベースの契約（契約期間9～12か月、予算150万程度）の承認

（14）3月10日（水）第14回事務局会議　※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①前回臨時事務局会議（2/12）の第13回事務局会議への繰り上げ（承認）

②2020年度春季実態調査（北陸－関西、3/24-27）実施の決定（承認）

③2021年度グループ研究A（2件）および特別研究（2件）継続申請／2020年度休止のグループ研究A（大矢根G）の復帰願いと同グループの特別研究3年目へのスライド（事務局承認）

④2021年度新規所員申請（事務局承認）

⑤2020年度客員研究員解嘱および継続申請状況、2021年度新規客員研究員申請（事務局承認）

⑥客員研究員の遡及承認（2021年度から前期総会で承認された客員を4月に遡って所属を承認）

⑦2021年度新研究参与候補（6名）（事務局承認）

⑧所報：月報進捗、年報（第55号）進捗（3/10現在）

⑨文献資料：山田盛太郎文庫、藤本武文庫の修復・製本の納品

⑩PC/HP：非破壊分PDF化作業進捗

⑪CEICデータベースの購入と契約内容

⑫月報（685号）原稿料過剰払いについて（経緯と対応）

⑬2020年度予算執行状況

⑭今後の日程（3月30日事務局会議開催の可能性）

［報告］グループ研究、特別研年度末報告書提出状況

（15）3月18日（木）第15回事務局会議（第3回運営委員会との合同会議）

※オンライン（Teams 2020社研合同会議）による実施

①2021年度グループ研究A（2件）および特別研究（2件）継続申請／2020年度休止のグループ研究A（大矢根G）の復帰願いと同グループの特別研究3年目へのスライドについて（運営委員会承認）

②2021年度新規所員申請（運営委員会承認）（所員：久木元美琴氏（文）、客員研究員：荒井英治郎氏）

③2020年度客員研究員解嘱および継続申請状況、2021年度客員研究員申請（運営委員会承認）

④客員研究員の遡及承認（2021年度から前期総会で承認された客員を４月に遡って所属を承認）

⑤2021年度新研究参与候補（6名）（承認）

⑥所報：月報進捗、年報（第55号）進捗（3/18現在）

⑦文献資料：中国統計年鑑資料の納品

⑧PC/HP：書誌情報について

⑨CEICデータベースの購入（契約内容と管理方法）

⑩2020年度予算執行状況

⑪今後の日程（3月30日事務局会議開催の可能性）

［報告］春季実態調査（北陸－関西、3/24-27）実施決定の報告

（16）3月30日（火）第16回事務局会議　※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①社会科学研究所「規程・細則・内規集」改正：年報・月報の原稿料に関する内規、年報・月報の編集に関する内規、謝金に関する内規、の改正

②CEICデータベースの契約内容の確認

③所報：月報進捗、年報（第55号）進捗（3/30現在）

⑦2020年度予算執行（締めにむけて、2019年度繰り越し分について、含む）

［報告］2020年度春季実態調査（北陸－関西、3/24-27）報告

2021年度

（１）4月20日（火）第1回事務局会議　※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①2021度社研運営体制

事務局・運営委員の体制／所員の異動／新規所員、研究参与の推薦と承認

②2020年度報告（「2020年度事業報告書」：3 / 30学務課提出、に基づき）

研究調査事業報告（定例研究会、シンポジウム、夏季・春季実態調査、研究助成等）／所報の刊行（年報、月報、叢書）／文献資料（山田盛太郎文庫＋藤本文庫の収集と整理）／ PC/HP、これらをふまえた2020年度決算報告

③2021年度事業計画および現在の進捗

特別研究会企画（夏季実態調査：翌年の春季実態調査の予備調査（パイロット視察）等を研究会担当者中心に実施、春季実態調査：9月以降、11月までに準備に入れそうな状況であれば行

うことを確認)、公開シンポジウム、特別研究助成、グループ研究助成の新規募集（5/11〆切）＋助成金受け渡し日程承認（4/21、5/18）／所報刊行（月報（No.694 ～ 705)、年報56号刊行予定・エントリー締め切り（6月末)）／叢書（第24号）編集体制・契約書作成段取等／特別文庫の製本と整理の継続／ PC/HP（リポジトリによる公開作業の継続)、これらをふまえた2021年度予算案ポイント

④2021年度前期社研総会（6/5)、運営委員会・事務局合同会議（5/26)、事務局会議（5/4）開催日程

（２）5月4日（火）第2回事務局会議　※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①2021年度社研体制

（新規所員、参与、客員の申請・推薦：新規3名（＋1名)、客員推薦1名）

②定例研究会申請状況（この時点で無し）

③特別研究助成、グループ研究助成の申請状況（この時点で無し）／特別研究、グループ研究、継続グループへ受け渡し（振込および説明）（4月21日）完了

④所報刊行予定（年報募集、応募締切2021年6月30日（火）原稿締切2021年10月20日（火）／紀要（とくに月報）エントリーシートの整備を行うことを確認

⑤文献資料：CEICデータベース利用講習会（講師派遣調整5月11日、14日、17日のいずれか昼休みで要請）

⑥総会日程6月5日（土）開催時間（案）10：00 ～ 12：30

⑦今後の日程：第3回事務局会議：5月11日（火）12:20 ～ 13:00／第1回運営委員会・第4回事務局合同会議：5月25日（火）12:20 ～ 13:00／

（３）5月11日（火）第3回事務局会議　＊メールによる持ち回り審議

①2021年度社研体制：新規所員、参与、客員の申請・推薦／新規所員申請：板井広明（経)、目黒良門（営)、森啓輔（経）／新規参与申請：上田和勇（商)、村上俊介（経）現在2名、他に事前内諾2名／新規客員研究員申請：李春霞（環日本海経済研究所調査研究部）（推薦者：大橋英夫所員、稲田十一所員）（第2回事務局会議での承認したことを再確認）

②2021年度事業計画：特別研究会／春季実態調査：別途開催の4役会議をふまえた案を次回事務局会議で提起／特別研究助成、グループ研究助成募集（結果と延期（再募集）について）

③2021年度新規研究助成（5月11日〆切）の途中経過と承認：グループ研究Aに0件、グループ研究B：4件 ◇「総合商社機能の時系列的な変化とその認知に関する予備的研究」（谷ヶ城秀吉（責)・中村吉明・田中隆之・大島久幸（客員）の4名）◇「社会運動ユニオニズムの日韓比較」（兵頭淳史（責)・永江雅和・枡田大知彦・金美珍（客員）の4名）◇「過疎地域におけるくらしの実態と自律的再構築についての研究－雇用と福祉の現状から－」（樋口博美（責)・馬場純子の2名）◇「経済思想史研究の現在 経済学とその周辺をめぐって」（吉田雅明（責)・恒木健太郎・板井広明（申請中)・高口僚太郎の4名)、特別研究助成0件

④2021年度新規研究助成の再募集（承認）再募集・締め切り5月13日（木）再募集開始、5月21日（金）締切／前回同様、メールでの申請書類の提出を可とする

⑤所報の刊行予定　所報（年報、月報)：月報（No.694 ～ 698・699）刊行予定（※以下、5月11

日時点の今後の予定）No.694（4月号）　石川所員（入稿済み）、徐所員（予定）／ No.695（5月号）　徳田参与（5月末入稿予定）、他所員予定／ No.696（6月号）　劉客員所員（5／20入稿予定）、他所員予定／ No.697（7月号）　所員予定／ No.698・699（8・9月号）　春季実態調査特集号（応募開始予定）／年報（第56号）募集：5月6日（木）原稿募集開始（エントリー締め切り6月末日）／叢書（第24巻）2019年度終了特別研究土屋G／令和2年5月末日専大センチュリーとの契約

⑥文献資料（整理・製本）：資料継続購入、ＣＥＩＣデータベース使用方法講習会（5月14日金曜日12時20分～13時）

⑦PC/HP：作業アルバイト募集 大学院生で調整中

⑧今後の日程：第1回運営委員会・第4回事務局合同会議：5月25日（火）12:20 ～ 13:00 ／ 2021年度社研前期総会：6月5日（土）10：00～12：30オンライン開催

（4）5月25日（火）第4回事務局会議（第1回運営委員会との合同会議）

※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①所長挨拶

②2020年度事業報告

③2020年度会計（収支決算）報告（2020年度会計監査報告含）

④2021年度事業計画案／ 2021年度研究所の運営体制／社研組織・運営体制と2021総会の予定　所員の異動 新所員の申請と承認／事務局会議・運営委員会／研究調査事業／定例研究会（今後の予定）／別研究会：2021年度　夏季実態調査、春季実態調査／研究助成：2021年度継続・新規の研究（グループ研究A,B・特別研究）／所報の刊行／年　報：6月末日〆切56号のエントリー状況（月報：月報4 ～ 9月号の刊行・編集進捗状況、叢　書：『叢書（第24巻）』（代表土屋昌明所員）の編集計画）／文献資料の収集・整理／ CEICデータベース／ホームページ・PC（文献資料の情報化システムの構築、所報のデポジトリによる公開の進捗と今後）

⑤2021年度予算案

⑥第117回社研総会の出欠について確認（6/5（土）10:00 ～ 12：30＠Teams経由オンライン）

（5）7月6日（火）第5回事務局会議　　※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①法人監査の指摘および対応について報告／総会の出席者数等確認／グループ研の会計書類修正等確認

②予算執行状況確認

③定例研究会の承認：吉田グループ（6月7日申請）日時：7月12日（月）15：00 ～ 17：00

報告者：板井広明（所員）テーマ：ベンサムの功利主義とパノプティコン構想〈見る-見られる〉関係の再検討 Zoomによるオンライン開催　※謝金等の支出は生じない予定（承認）

④所報の進捗状況：年報（エントリー〆切後の2名追加申請の取り扱い／所報デジタル化作業／2021年1･2月合併号執筆者への確認取り付け

⑤秋のパイロット視察の可能性、冬季シンポジウム準備確認

⑥研究所合同研究室（神田）運営について：神田合同研究室の利用予約について（「神田分室の

利用に関する内規」前提）／研究所事務局長でTeams内にチームを設置そこでのカレンダーに利用意向を書き込むことを確認／６／29実施（11時～）の3研究所事務局長「意見交換会」@社研／電子黒板などは購入せずに、大学にあるホワイトボードを搬入して試行予定であることを確認

⑦備品の購入について：オンライン会議用にWebカメラ（5万円超）／モニターを消耗品扱い

（６）9月16日（木）第6回事務局会議　※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①予算執行状況報告確認

②定例研究会の承認：徐グループ（7月9日申請）：事後承認・日時：8月24日（火）14：00～16：00報告者：宮崎雅人（埼玉大学 人文社会科学研究科教授）テーマ：コロナ禍と地域衰退、Zoomによるオンライン開催／飯沼グループ（9月13日申請）日時：10月19日（火）13：05～14：05報告者：小川健（所員）テーマ：ビットコインの法定通貨化における意義と問題点Zoomによるオンライン開催／飯沼グループ（9月13日申請）日時：10月30日（土）13：30～15：30

報告者：佐藤秀夫（東北大学 名誉教授）テーマ：An Input Trade Model with Keynesian Unemployment: Bridging a Gap between Trade Theory and International Input-Output Analysis（Zoomによるオンライン開催）国際価値論研究会主催、社研は共催（以上、承認）

③所報：所報進捗状況／所報エントリーシート改定およびデジタル化登録許諾について

④春季実態調査：「近代化遺産を通して学ぶ社会変化」として準備を進めること承認

⑤社研主催シンポジウムSDGsシンポジウム「SDGsをめぐる現実と思想」2022年1月29日（土）開催予定

⑥文献・資料整理：藤本文庫の修復整理に関して（資料5）中性紙購入等、資料整理に関わる費用が追加発生する／藤本文庫の整理業務ならびに発生する謝金について確認

⑦2021年度後期総会12月11日（土）予定

（７）10月19日（火）第7回事務局会議　※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施

①予算執行状況確認

②グループ研究助成・特別研究助成支出費目改定について：グループ研究助成および特別研究助成の遂行に関連し、データの収集や整理、アンケートの実施など業者に委託して実施するグループの増加に鑑み、来年度以降、資料等複写費 → 印刷・複写費（1つの費目に統合して問題ないと判断）、印刷費 → 通信・運搬費、通信・運搬費 → 謝金（内規の用語に合わせて変更）、謝礼費 → 外注費にそれぞれ費目を変更する（承認）

③所報進捗状況：鈴木編集担当チーフより以下報告／7月号まで納品済。原稿料の支払い済／8・9月合併号（春季実態調査特集号）は校正が進んでいる。2本の原稿が未入稿。11月半ばの発行をめざす／10月以降の月報は、以下の時期の発行をめざしている。10月号（700号）…11月中旬の入稿、12月上旬の発行、11月号（701号）…12月上旬の入稿、1月上旬の発行【徳田論文提出済】、12月号（702号）…12月上旬の入稿、1月上旬の発行、1月号（703号）…予定通り（12月20日入稿、1月20日発行）、2月号（704号）…予定通り（1月20日入稿、2月下旬の発行）、3月号（705号）…予定通り（1月20日入稿、2月下旬の発行）／3月号（705号）

に関して、例年、研究助成の成果報告などを理由にしたエントリーがあることが想定される／月報は2本の掲載を標準としているが、年度前半は論文1本での発行が続いたので、12・1月号が3本の掲載になっても予算上大きな問題とならない／700号記念号の発行、月報10月号は、700号記念号となる。大矢根所長から700号記念号への寄稿予定。600号同様、601～700号の総目次・索引を掲載する

④春季実態調査：「近代化遺産を通して学ぶ社会変化」予定行程確認／長尾研究会担当チーフより下記報告／日程（案）：2月28日（月）～3月2日（水）または3月1日（火）～3月3日（木）2泊3日（2日目と3日目は入れ替え可能）今回、足尾銅山訪問は諦め桐生市内で1日調査・見学することとした。可能なら、2022年度夏期に桐生から足尾、日光、宇都宮で「近代化遺産を通して学ぶ社会変化　パート２」を企画。（1日目）昼食後にJR高崎駅集合、富岡製糸場（団体予約）こんにゃくパーク（団体予約）（2日目）桐生、足利方面、桐生市内の織物関連施設やまち歩き、織物参考館“紫”（月曜日休館）、桐生新町重要伝統的建造物保存地区（3日目）碓井方面訪問、夕刻にJR高崎駅解散／事前研究会の講師候補第1回　12月21日（火）13時から15時（仮）・大島登志彦先生（高崎経済大学名誉教授）：近代化遺産を通して学ぶ社会変化、第2回1月後半から2月に予定　下記は候補の方々・西野寿章先生（高崎経済大学）：碓氷峠鉄道施設の保存と活用・関村オリエ先生（群馬県立女子大学）：ライフストーリーとまちの記憶（桐生）・橋野知子先生（神戸大学）：産地比較からみた桐生／事前調査（訪問）11月に桐生清水宏康氏（株式会社桐生再生）の協力を得つつ、桐生の近代化遺産とまちづくりについて実施する予定

⑤研究倫理審査にかかわる社研内での部局設置に関して：各学部、研究所でも設置するよう要請を受けてどのようにしていくか事務局内で意見交換

⑧今後のスケジュール：11月19日（金）20日（土）春季実態調査プレ視察：桐生市／2021年度後期総会12月11日（土）を予定

（８）11月2日（火）第8回事務局会議　※オンライン（Teamsチーム社研事務局）による実施

①予算執行状況

②定例研究会／特別研究会：社研本体実施（実態調査の事前研究会として）「近代化遺産を通して学ぶ社会変化」（仮）大島 登志彦 氏（高崎経済大学 名誉教授）日時 12月21日（火）13時～15時 @ハイブリッド開催※大島先生は社研会議室より講演配信を予定

③来年度の事業計画（案）および予算要求について確認

④今後のスケジュール：11月19日（金）20日（土）春季実態調査プレ視察：桐生市、桐生清水宏康氏（株式会社桐生再生）参加予定：大矢根、河藤、長尾、石川、小池、11月30日（火）第9回事務局会議、12月07日（火）第10回事務局会議および第2回運営委員会合同会議、12月11日（土）所員定例総会　議案準備中、12月21日（火）実態調査事前研究会（定例研究会）

（９）11月30日（火）第9回事務局会議

※ハイブリッド（Teamsチーム社研事務局および社研会議室）による実施

①支出状況確認

②2021年度春季実態調査（案）確認

③特別研究会 第1弾12月21日（火）13：00 ～ 15：00テーマ 近代化遺産に学ぶ社会変化
報告者　大島登志彦氏（高崎経済大学名誉教授）
④所報進捗：エントリー取り下げ報告確認
⑤後期総会の準備について（次回12月7日（火）合同会議提出用の議案書構成確認）
⑥第14期 自己点検・評価中間報告に関して所長より報告承認
⑦社会科学研究所 所内研究倫理審査「部門」の設置について（事務局長メモに基づき意見交換）
⑧今後の日程について：第2回運営委員会・第10回事務局　合同会議：12月7日（火）12：30 ～ 13：05 ／ 2020年度社研後期総会：12月11日（土）13：00 ～ 15：00→ Googleフォームによる出欠／第11回事務局会議：1月18日（火）or 25日（火）12:20 ～ 13:05（案）
／第3回運営委員会・第12回事務局合同会議：3月17日（木）12:30 ～ 13:05（案）

（10）12月7日（火）第10回事務局会議（2021年度第2回運営委員会との合同会議）
※ハイブリッド（Teams チーム社研事務局および社研会議室）による実施
①支出状況確認
②2021年度春季実態調査（案）確認
③特別研究会 第1弾12月21日（火）13：00 ～ 15：00テーマ 近代化遺産に学ぶ社会変化
報告者　大島登志彦氏（高崎経済大学名誉教授）
④所報進捗：エントリー取り下げ報告確認
⑤PC/HP　ホームページにグループ研究の紹介設置について
⑥後期総会の準備について（次回12月7日（火）合同会議提出用の議案書構成確認）
⑦第14期 自己点検・評価中間報告に関して所長より報告承認
⑧社会科学研究所 所内研究倫理審査「部門」の設置について（事務局長メモに基づき意見交換）
⑨今後の日程について：第2回運営委員会・第10回事務局　合同会議：12月7日（火）12：30 ～ 13：05 ／ 2020年度社研後期総会：12月11日（土）13：00 ～ 15：00→ Googleフォームによる出欠／第11回事務局会議：1月18日（火）or 25日（火）12:20 ～ 13:05（案）
／第3回運営委員会・第12回事務局合同会議：3月17日（木）12:30 ～ 13:05（案）

2．運営委員会

（1）3月18日（木）事務局会議との合同会議：事務局会議（15）に同じ
（2）5月25日（火）事務局会議との合同会議：事務局会議（4）に同じ
（3）12月7日（火）事務局会議との合同会議：事務局会議（10）に同じ

5．研究調査活動

1．定例研究会（公開研究会、特別研究会、基準A･B･Cを含む）

2021年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年より開催数が減少したものの、オンライン開催を中心に、全学部にまたがる所員、研究参与、客員研究員の幅広い問題関心を積極的に採用、社会の諸問題に対する多様な社会科学的アプローチを試み、研究成果を公表してきた。

2021年度の研究会開催申請の提出〆切は、下記のような日程で進めてきた（★参照）。一定の条件を設けた上で緩やかに運用してきた。

★2020年度の研究会申請申込み〆切日程
（5月開催／なし）（6月開催／定めず）（7月開催希望／定めず）（8月開催希望／7月1日）（9月開催希望／7月末日）（10月開催希望／9月15日）（11月開催希望／10月14日）（12月開催希望／11月18日）（1月開催希望／12月20日）（2月開催希望／12月20日）

参考　定例研究会の区分
◇定例研究会A：月一回程度の開催として、一回の予算枠は10万円程度（※15万円限度）とする（謝金と交通費、懇親会費等を含む総額）。
◇定例研究会B：定例研究会予算枠を使用しない研究会（予算はつかないが、広報は社研が担う）
◇定例研究会C：G研成果報告会として研究会（開催予算はG研予算）
（※グループ研究所助成（特別、A）の成果報告会は定例研究会として開催されることになっている。）

2020年度（2021年1月以降）
定例研究会C：研究助成A（稲田十一グループ）
（6）1月20日（水）14：00～17：00／場所：オンライン（Zoom）
テーマ：ポスト・コロナ時代における中国の国際経済秩序へのインパクト
①『米中貿易戦争』の検証／報告者：大橋英夫所員
②中国をめぐるサプライチェーンの再編／報告者：池部亮氏（専修大学商学部）
参加者：14名
定例研究会C：研究助成A（田中隆之グループ）［所員のみ］
（7）1月30日（土）14：00～16：00／場所：オンライン（Zoom）
テーマ：コロナ禍から抜け出した中国の強みと弱み、そして機会
―ポストコロナのユーラシア地政学（1）
報告者：結城隆氏（荒井商事常勤顧問）
参加者：22名
定例研究会C：研究助成A（村上俊介グループ）［所員のみ］
（8）2月3日（水）14：00～17：00／場所：オンライン（Zoom）
テーマ：座談会「村上俊介先生の歴史をたどる―社研・世紀をまたぐ35年―」
報告者（語る人）：村上俊介所員
参加者8名
特別研究会：社研春季実態調査事前研究会［所員のみ］
（9）2月8日（月）16：00～17：00／場所：オンライン（Zoom）
テーマ：めがね産業のこれまでと各種取り組み

報告者：伊藤幸彦氏（福井県眼鏡協会専務理事）島村泰隆氏（福池眼鏡協会事務局長）

参加者：18名

定例研究会C：研究助成A（小池隆生グループ）［所員のみ］

（10）2月17日（水）13：00～15：00／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：川崎市域の地域福祉における公私協同の現状と課題

報告論題：公私協働における非対称性をいかに軽減するのか -地域福祉実践の事例を通して

報告者：鈴木美貴氏（城西国際大学）

コメンテーター：鈴木奈穂美所員、畠中亨客員研究員

参加者数：12名

定例研究会C：研究助成A（田中隆之グループ）［所員のみ］

（11）2月20日（土）16：00～18：00／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：ユーラシアにおけるロシアと中国、そして海の日本

―ポストコロナのユーラシア地政学（２）

報告者：西谷公明氏（合同会社N＆Rアソシエイツ代表）

参加者：21名

2021年度

定例研究会B：研究助成B（吉田雅明グループ）［所員のみ］

（１）7月12日（月）15：00～17：00／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：ベンサムの功利主義とパノプティコン構想〈見る-見られる〉関係の再検討

報告者：板井広明所員

参加者：5名

定例研究会C：研究助成B（吉田雅明グループ）［所員のみ］

（２）8月6日（金）10：00～12：00／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：マルクス主義的歴史理論の展開：山田盛太郎から大塚久雄へ

報告者：恒木健太郎所員

参加者：7名

定例研究会C：特別研究助成（徐　一睿グループ）［公開］

（３）8月24日（火）14：00～16：00／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：コロナ禍と地域衰退

報告者：宮崎雅人氏（埼玉大学人文社会学研究科教授）

参加者：15名

定例研究会C：研究助成A（稲田十一グループ）［所員のみ］

（４）10月19日（火）15：00～17：00／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：「一帯一路」下における日中経済協力

報告者：陳友駿氏（上海国際問題研究院・研究員）

参加者：－名

定例研究会B：研究助成A（飯沼健子グループ）［公開］

（5）10月19日（土）13：05～14：05／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：ビットコインの法定通貨化における意義と問題点

報告者：小川健所員

参加者：‐名

定例研究会B：研究助成A（飯沼健子グループ）［公開］

（5）10月30日（土）13：30～15：30／場所：オンライン（Zoom）

テ　ー　マ：An Input Trade Model with Keynesian Unemployment: Bridging a Gap between Trade Theory and International Input

報告者：佐藤秀夫氏（東北大学名誉教授）

参加者：‐名

特別研究会：社研春季実態調査事前研究会［所員のみ］

（6）12月21日（火）13：00～15：00

テーマ：近代化遺産に学ぶ社会変化

報告者：大島登志彦氏（高崎経済大学名誉教授）

参加者：12名

2．シンポジウム他

SDGsをめぐる現実と思想

日時：2020年1月29日（土）13：00～17：00

場所：オンライン（Zoom）

コーディネーター：恒木健太郎所員

報告者およびテーマ：

斎藤至氏（科学技術振興機構アジア・太平洋総合研究センター フェロー）

「SDGsをめぐる現実――特徴と指標から考える」

斎藤幸平氏（大阪市立大学大学院経済学研究科准教授）

「持続可能な開発は可能かーストックホルム会議から半世紀に」

影浦亮平氏（千葉商科大学基盤教育機構専任講師）

「SDGsに見える社会思想の今」

コメンテーター：

大西 楠・テア（本学法学部准教授）

森原 康仁所員

参加者：120名

※なお、このシンポジウムを後日YouTubeにアップした。

https://youtu.be/sYlleBljx5k

３．特別研究会企画

特別研究会における実態調査は夏および春の休暇中に実施されている。夏と春の合宿・集中研究会は、定例研究会では実施が困難な実態調査や自治体関係者との特定のテーマに関する討論会や工場見学などを組み込んだ多様な実態調査を開催し、また所報で調査報告を行なっている。2021年3月（2020年度春季）には「北前船の足跡をたどるPart4最終版（加賀～福井～京都～大阪）」と題した実態調査（2021.3.24-27）を実施した。2021年度の夏季実態調査は新型コロナウイルス感染症拡大により未実施としたが、春季実態調査の事前調査として桐生市に事務局員が訪問した。

（１）2020年度春季実態調査：北前船の足跡をたどるPart4最終版（加賀～福井～京都～大阪）

夏季実態調査として予定されていた企画であり、また2月24日（木）～2月27日（土）として予定されていた日程も2021年3月24日（水）～27日（土）に変更しての実施となった。

［行　程］

第1日目：3月24日（水）

18：00　金沢市内ホテルロビーに集合［金沢泊］

第2日目：3月25日（木）※ここから移動はすべてバス

8：00　ホテル発

9：00～10：00　加賀北前船の里資料館

13：00～14：00　越前右近家

15：00～17：00　鯖江めがねミュージアム

18：30　敦賀市内ホテル着［敦賀泊］

第3日目：3月26日（金）

8：40　ホテル出発

9：00～10：00　人道の港敦賀ムゼウム

10：20～11：30　美浜原子力PRセンター

12：15～13：00　御食国若狭おばま食文化館

15：00～17：00　琵琶湖疎水産業遺跡を歩く、琵琶湖疎水記念館

18：00　京都市内ホテル着［京都泊］

第4日目：3月27日（土）

8：00　ホテル出発

9：00～10：30　今城塚古墳、歴史館

11：10～12：20　パナソニック ものづくりイズム館

14：00～15：00　住吉大社（解散）

〔参加者：12名〕

（２）2021年度春季実態調査事前調査

11月19日（金）高崎市内ホテル前泊

11月20日（土）

8：30　ホテル出発

9：50 ～ 12：00　株式会社桐生再生代表取締役清水宏康氏より
桐生の街並みについて同行いただきながらレクチャーをいただく。
〔参加者：5名〕

（３）2021年度春季実態調査［企画中］

「近代化遺産を通して学ぶ社会変化」を2021年3月1日（火）～3日（木）で実施予定である。

４．研究助成

（１）グループ研究助成Ａ（所員4名以上・年50万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務・1名以上論文発表義務・定例研究会にて成果報告会を開催すること）

2019年度発足

◇「日本経済の長期的問題点の整理と検討」
（田中隆之（責）・鈴木将覚・大倉正典・河藤佳彦・中村吉明・小島　直・朝倉健男の7名）

2020年度発足

◇「ポスト・コロナ時代における中国の国際経済秩序へのインパクト」
（稲田十一（責）・大橋英夫・徐　一睿・傅　凱儀・吉川純恵の5名）

2021年度新規

◇「国際経済・地域の展開と世界各地域・各領域の諸問題」
（飯沼健子（責）・小川　健・傅　凱儀・稲田十一・矢野貴之・塙　武郎・大倉正典・加藤浩平・大橋英夫・野部公一・泉　留維・内川秀二・狐崎知己・鈴木直次の14名）

（２）グループ研究助成Ｂ（所員2名以上・年20万円1年間・定例所員総会にて研究経過報告義務）

◇「総合商社機能の時系列的な変化とその認知に関する予備的研究」
（谷ヶ城秀吉（責）・中村吉明・田中隆之・大島久幸の4名）

◇「社会運動ユニオニズムの日韓比較」
（兵頭淳史（責）・永江雅和・枡田大知彦・金美珍の4名）

◇「過疎地域におけるくらしの実態と自律的再構築についての研究－雇用と福祉の現状から－」
（樋口博美（責）・馬場純子の2名）

◇「経済思想史研究の現在 経済学とその周辺をめぐって」
（吉田雅明（責）・恒木健太郎・板井広明・高口僚太郎の4名）

◇「ナッジと仕掛を活用したフィールド実験-大麦ストローのソーシャル・プロモーション-」
（神原　理（責）・大林　守・吾郷貴紀・中原孝信の4名）

（3）特別研究助成（5名以上・年100万円3年間・定例所員総会にて研究経過報告義務・年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・助成終了後2年以内に『社会科学研究叢書』刊行義務）

2019年度発足

◇「川崎市をフィールドとする産業・労働・生活の現状と課題に関する研究」
（小池隆生（責）・鈴木奈穂美・長尾謙吉・遠山浩・杉橋やよい・山縣宏寿・兵頭淳史・宮嵜晃臣・森啓輔・畠中　亨の10名）

2020年度発足

◇「ポスト・コロナ時代にかけての経済社会の推移－新自由主義の限界と望ましい経済社会」
（徐一睿（責）・森原康仁・小池隆生・鈴木奈穂美・宮嵜晃臣・山縣宏寿・荒井英治郎の8名、永島剛、広瀬裕子は国内研究により一時休止）

2021年度新規

◇「減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相 Ⅲ～巨大災害（東日本大震災／首都直下・南海トラフ地震）を射程に～」
（大矢根淳（責）・佐藤慶一・飯　考行・勝俣達也・堀江洋文・小林貴徳・田中正敬・樋口博美・近江吉明・福島義和・所澤新一郎・宮定　章・李東勲・Carmen Grau・浅野幸子・Mens Virgine ※ の16名）

6．所報の刊行

1．『社会科学年報』第56号の刊行

所員の執筆申し込みに応じて『年報』第56号を編集・刊行する。印刷は450部。
『年報』第56号の製作ならびに出版契約については、佐藤印刷株式会社（吸収合併により株式会社グラフィカ・ウエマツ）との契約を継続した。

論文

ラオスにおける外資系企業の影響とモータリゼーション
—自動車市場の形成とサービス展開—　石川和男（所員）
規範的な食の倫理の再検討　板井広明（所員）
カンボジア開発過程への中国の影響
—国際援助協調の衰退と権威主義化の連動の分析—　稲田十一（所員）
「封建制の危機」下におけるパンデミック発生の諸要因
—カペー王朝期からヴァロア王権成立期を中心に—　近江吉明（参与）
ビットコインの法定通貨化における意義と問題点
—エルサルバドルの法律を受けて—　小川　健（所員）
大規模産業クラスターの成長力を活かした地域産業クラスターの創出
—飯田・下伊那地域を事例として—　河藤佳彦（所員）

貨幣の再生産と貨幣社会の再生産
—テレ貨幣論の構造－　坂口明義（所員）
CASA、MaaSによる自動車産業の構造変化　中村吉明（所員）
「カスタマイズされたコミュニティ」によるコミュニティ通貨の滞留問題の改善
—ニューラルネットワークによる満足度予測に基づく
新良治真円・西部　忠（外部・所員）
マルクスの唯物史観と歴史科学の可能性　新田　滋（所員）
戦後日本政治と「首相演説」①　藤本一美（参与）
所報　小池隆生(事務局長)
編集後記　鈴木奈穂美(編集担当チーフ)

２．『月報』の刊行

第691号～第702号を所員等の投稿に基づいて刊行した。なお、『月報』の制作については、佐藤印刷株式会社（吸収合併により株式会社グラフィカ・ウエマツ）との契約を継続した。毎号400部程度印刷。

今年度については、昨年度（2020年度）春季実態調査特集の合併号を刊行した。

2020年度（2020年1月以降）
（９）1月20日・2月20日（691・692号合併号）：2020年度社研シンポジウム特集号
「専修大学社会科学研究所2020年度公開シンポジウム 日本学術会議任命拒否問題をめぐって」
〈司会：白藤博行（所員）／登壇者：岡田正則（外部）、小澤隆一（外部）、佐藤　学（外部）、晴山一穂（外部）、廣渡清吾（参与）〉
「「日本学術会議任命拒否問題をめぐって」の司会を終えて」　白藤博行（所員）
「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による任命との関係」
内閣府日本学術会議事務局
（10）3月20日（693号）
「ASEAN後発加盟国からの国際労働力移動をめぐる
地域統合マルチ・レベル・ガバナンスの可能性」　飯沼健子（所員）
「専修大学社会科学研究所 座談会（オンライン）村上俊介先生に聞く—社研35年—」
村上俊介（所員）他

2021年度
（１）4月20日（694号）
「外部環境変化による小売業の試練と対応力 —食品小売業を中心として—」　石川和男（所員）
（２）5月20日（695号）
「日本映画の受容にみる中国人の市民意識の変化—ネット時代の中国社会の「小市民化」—」
劉　文兵（客員）

（3）6月20日（696号）

「ベトナム投資環境の変遷と展望 ―1990年代～ 2010年代の実査からの考察―」 小林　守（所員）

（4）7月20日（697号）

「「コロナ下」での一斉休校 ―その時何があったのか（1）
―東京都公立中学校校長小澤雅人氏ヒアリング記録 その1―」　広瀬裕子（所員）

（5）8月20日・9月20日（698号・699号）合併号：2020年度春季実態調査特集号）

「北前船の足跡をたどる Part4 ―加賀～福井～京都～大阪―行程記録」　樋口博美（所員）

「北前船の組織・情報・インセンティブ」　高橋義博（所員）

「福井県眼鏡産業の生成・展開と断続的環境変化
―地域産業集積における事業活動の継続―」　石川和男（所員）

「日本の眼鏡産業と産地福井・鯖江の盛衰―鯖江のフレームメーカーの動向―」柴田弘捷（参与）

「企業家レオ・メラメド：シカゴで金融先物を創始したイノベーター」　池本正純（参与）

「今城塚古墳から古代王権を考える―継体即位の歴史的位相―」　宮嵜晃臣（参与）

「仲春の加賀・越前・若狭紀行」　高橋祐吉（参与）

（6）10月20日（700号）『月報』700号発行記念特集号特別研究助成「ポスト・コロナ時代にかけての経済社会の推移－新自由主義の限界と望ましい経済社会」成果報告

「コロナ禍の財政運営と政府間財政関係
―臨時交付金と財政調整基金の視点から」　徐　一睿（所員）

「埼玉県のNPOと市民活動 －新型コロナウイルス感染拡大第1波から1年間の様子－」
鈴木奈穂美（所員）

「「コロナ下」での一斉休校 ―その時何があったのか（2）
―東京都公立中学校校長小澤雅人氏ヒアリング記録 その2―」　広瀬裕子（所員）

「日本における最低賃金の現状と失業への影響」　山縣宏寿（所員）

（7）11月20日（701号）

「ベルンシュタイン文庫の全体史的研究
―オート-ロワール県におけるテルミドール事件前後の動き―」　近江吉明（参与）

「川崎市・都市システムを考える ―都市政策と都市構造の統合―」　徳田賢二（参与）

（8）12月20日（702号）

「社会構造変革の新潮流を取り込んだ地域経済振興方策
―長野県上伊那郡辰野町における取組みを事例として―」　河藤佳彦（所員）

「あいりん地区の再生と生活困窮者 ―西成特区構想を踏まえて―」　福島義和（参与）

3．『社研叢書』第24巻刊行について

特別研究助成（2017年度発足、2019年度終了のグループによる）土屋昌明編『異文化社会の理解と表象研究』（下澤和義、上原正博、網野房子、根岸徹郎、Markus Nornes、秋山珠子、傅国涌、鵜飼哲、岑村傑、劉文兵、山口俊洋12名による執筆）が、2021年度刊行予定である。

7．その他の研究活動

1．文献資料

（1）文献資料の収集

①社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑等）、および東アジア経済社会に関する文献の収集に重点をおく、という方針に基づいて文献資料の収集を進めてきた。

②メーリングリストや公式WEBサイトを通じて、広く所員から文献購入希望を募り、また、事務局より積極的に文献購入についての提案を行い、予算枠を考慮しながら随時購入してきた。今年度も中国統計書を、所員からの要望を鑑み年度末までに購入する。

（2）文献資料の修復、整理、配架等

2017年度から進めてきた山田盛太郎文庫、藤本武文庫、２つの特別文庫の修復、整理、配架作業を継続し、広く所員が利用できる状態をめざした取り組みを行ってきた。

①山田盛太郎文庫の修復・整理

山田盛太郎文庫の保管状況を確認し、修復・製本の必要なものを業者へ委託し400冊程度の修復を行った。

②藤本武文庫の整理

未整理のものが数多く残っていたため、2021年度も調査・分析・整理を学外の専門的知識提供者に協力依頼をして進めてきた。作業は2021年度内、そして2022年度も続く予定である。

2．PC／HP

（1）ホームページの充実

学内CMS化に対応しつつ、掲載コンテンツの内容など社会科学研究所ホームページの充実をすすめてきた。

（2）電子メールの活用

電子メール活用による通信業務効率化を引き続き推進した。所員に対する案内等の原則電子メール化（2007年度開始）を継続しており、総会案内に関しても電子メールでも案内を出している。また、出欠確認、委任状集約等についてはこれまで、往復はがき、研究室受付での回収等を継続してきたが、2021年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を受けて、前期総会ならびに後期総会についてはGoogleフォームによる出欠確認を行った。

（3）所報のデジタル化と専修大学学術機関リポジトリへの登録

デジタル化を行った論文に関して、掲載許諾を得ている論文については、社会科学研究所ホームページに全文公開するよう作業を行ってきた（許諾を得ていない論文は、タイトル・著者のみを掲載することにしている）。

今後も社会科学研究所のホームページに掲載される公開論文（月報・年報）への書誌情報（掲載雑誌名、号数、発行年月、DOI等）を付ける作業の準備作業を進めていく。

編集後記

新型コロナウイルス感染症はいまだ収まることを知らない。パンデミック3年目を迎える中、ワクチン接種、外国人の受け入れなど、各国で対策に差が出てきている。日本はブースター接種の遅れもあり、オミクロン株の急速な感染拡大による医療逼迫や保育所・幼稚園・学校の閉鎖がおこっている。まん延防止等重点措置が2022年1月21日に東京都・神奈川県が発出したが、2月に3月6日に延長され、さらなる再延長も検討されているところである。新型コロナウイルスの収束が見通せない中、冬期北京五輪が行われ、本学在学生の森重さんが500mスピードスケートで銅メダルの獲得は明るい話題だった。

今年度を振り返ると、地球規模で気候変動に取り組むことが示された。2021年10～11月にスコットランドのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、気温上昇の国際的目標を1.5℃に抑えることが「グラスゴー気候合意（Glasgow Climate Pact）」でカバー決定された。この1.5℃とは、パリ協定で示された「産業革命前からの気温上昇幅を、2℃を十分下回る水準で維持することを目標とし、さらに1.5℃に抑える努力をすべき」という数値に由来する。1.5℃目標を達成のため、2050年までに世界のCO_2排出量を実質ゼロにし、2030年までに2010年比で約45%削減が必要である。この達成にむけ、各国、脱炭素政策・脱炭素ビジネスを加速させる。このような合意がなされた背景は、気候変動による被害の大きさを研究者や環境運動家だけでなく、国際機関、各国政府、企業、市民社会も理解し、行動の必要性を認めたことがあろう。今後、脱炭素に向けた取り組みはさらに進むこととなる。その一例として、COP26では、脱石炭火力の方向性が示され、日本は再生可能エネルギーの拡大に本格的に乗り出すことが求められている。

さて、年報56号は11本の論文と1本の研究ノートを掲載することができた。精力的に研究成果をご投稿くださった所員に感謝申し上げる。紙面の都合上、簡単ではあるが、各論文で示されている分析視点を紹介する。

石川論文は、ASEAN諸国の耐久消費財市場（自動車）の形成・拡大に関する研究の一環で、ラオスの自動車市場の考察を行なっている。板井論文は、「食の倫理」という日本では積極的に議論されてこなかったテーマを、功利主義的観点から分析している。稲田論文は、2010年代以降のカンボジア政権の権威主義化と支援国としての中国の関係について考察している。近江論文は、13・14世紀フランスの「封建制の危機」の要因を再考し、商品貨幣経済の登場、中世領主制社会の崩壊をはじめとする社会的状況の変化などを指摘している。小川論文では、エルサルバドルにおけるビットコインの法定通貨化を整理しながら、暗号資産の意義や課題について分析している。河藤論文では、長野県の航空機装備品クラスターを事例に、企業へのアンケート調査とインタビュー調査の分析から、大規模クラスターとそれを構成する小規模クラスターの関係について考察している。坂口論文では、B.テレの『社会的事実としての貨幣論』を題材に、貨幣の再生産と貨幣社会の再生産を別概念としてとらえ、通貨危機を貨幣社会の再生産の問題とするなど、テレの貨幣論の特徴を明らかにしている。中村論文では、自動車産業の産業構造の根本を変えるCASE、MaaSの実態を分析し、各メーカーの経営戦略について考察している。新良治・西部論文では、コミュニティ通貨の滞留問題解消をめざし、CC.Walletを利用した企業の従業員間取引の実証データを利用し、「カスタマイズされたコミュニティ」のための計算的分析枠組づくりを検証している。新田論文は、マルクス歴史科学の再構築を行うため、『経済学批判序文』をはじめ彼の生涯にわたる歴史科学的な研究準備作業の比較分析をおこなっている。藤本論文は、1945～2020年の歴代首相の施政方針演説と所信表明演説を分析対象として用い、内政、経済、外交、財政に関する認識と政策遂行の考えとその背景を分析している。小林の研究ノートは、1930年前後の上海を舞台にした3つの小説（茅盾『子夜』、横光『上海』、マルロー『人間の条件』）に登場する企業人を、当時、実際のビジネスの場で活躍した経営者の類型として捉え分析している。所員の研究領域の幅を感じる1冊となっている。

最後に、この編集後記をまとめている2022年2月、ロシアによるウクライナの侵攻が始まってしまった。国際社会からの批判はもちろんのこと、ロシア出身のトップアスリートやロシアに暮らす人々も無益な戦争に抗議を示している。新型コロナウイルス感染症によって世界規模で経済活動と市民生活が脆弱になっている中、この武力侵攻よって、ウクライナはもちろんのこと、国際的な制裁を受けるロシアの経済・市民生活にも、そして両国以外の国々の経済・市民生活にも暗い影を落としている。無益な戦いを一日も早く終結させ、市民生活に届くような支援が求められる。

末筆であるが、年報56号を発行するにあたり、グラフィカ・ウエマツの村越様・大槻様・高橋様には多大なるご尽力をいただいた。また、社会科学研究所事務室の高田さんには論文のエントリーから発行後の処理に至るまで、煩雑な事務作業を丁寧に進めて下さった。この場を借りて、伏して御礼申し上げる。

N.S.

編集スタッフ　鈴木奈穂美（経済学部）　杉橋やよい（経済学部）
塙　武郎（経済学部）

執筆者紹介（執筆順）

石川　和男　本研究所所員（商学部）

板井　広明　本研究所所員（経済学部）

稲田　十一　本研究所所員（経済学部）

近江　吉明　本研究所研究参与

小川　　健　本研究所所員（経済学部）

河藤　佳彦　本研究所所員（経済学部）

坂口　明義　本研究所所員（経済学部）

中村　吉明　本研究所所員（経済学部）

新良治真円　株式会社ジィ・シィ企画事業戦略企画室研究員、
一般社団法人専修大学デジタル・コミュニティ通貨コンソーシアムラボラトリー研究員

西部　　忠　本研究所所員（経済学部）

新田　　滋　本研究所所員（経済学部）

藤本　一美　本研究所研究参与

小林　　守　本研究所所員（商学部）

社会科学年報　第56号

2022年3月10日

編集　専修大学社会科学研究所
代表者　大　矢　根　　淳
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田２－１－１
電話 044(911)1089　FAX 044(900)7829

印刷　株式会社グラフィカ・ウエマツ
〒161-0033
新宿区下落合4-21-19 目白LKビル3F
電話 03(6915)3835　FAX 03(6915)3836

ISSN 0389-9519

THE SHAKAIKAGAKU-NENPO

(THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 56 MARCH 2022

Articles:

The Impact and Motorization of Foreign Companies in Laos
- Focusing on the Formation of Automobile Market and Service Development - ..... ***Kazuo Ishikawa***

Reexaming the Normative Food Ethics ..... ***Hiroaki Itai***

Chinese Influence on the Development Process of Cambodia: Analyses of the Relationship between a Decline in International Aid Coordination and the Shift to Autocracy ..... ***Juichi Inada***

Les Causes de la naissance pandémique sous la crise féodalisme aux XIIIe et XIVe siècles en France ..... ***Yoshiaki Ōmi***

Significance and problems of Bitcoin's legal tender
~ Under the law of El Salvador ~ ..... ***Takeshi Ogawa***

Creation of the Regional Industrial Cluster that Utilize the Growth Potential of the Large-Scale Industrial Cluster
– Taking the Iida/Shimoina Area as an Example – ... ***Yoshihiko Kawato***

The Reproduction of Money and of Monetary Society: The Theoretical Framework of Théret's Study on Money. ..... ***Akiyoshi Sakaguchi***

Structural Changes in the Automobile Industry due to CASE and MaaS ..... ***Yoshiaki Nakamura***

Smoothing Away the Stagnation Problem of Community Currencies with 'Customized Communities' - Based on Satisfaction Prediction by Neural Networks ..... ***Maen Alaraj, Makoto Nishibe***

Marx's Materialistic View of History and the Potentialities of Historical Science ..... ***Shigeru Nitta***

The Japanese Politics and Speeches of Prime Minister in the Post-World War II ① ..... ***Kazumi Fuzimoto***

Note:

Businessmen in Shanghai of Modern China from Pre-War Novelists' View Point
- Mao Dun, Yokomitsu and Malraux - ..... ***Mamoru Kobayashi***

Edited by
THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE
SENSHU UNIVERSITY
Tokyo & Kawasaki